

平成 2 2 年 第 5 回

佐伯市議会定例会会議録

自 平成 2 2 年 1 2 月 2 日
至 平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日

佐 伯 市 議 会

平成 2 2 年 第 5 回

佐伯市議会定例会会議録

第 1 号	1 2 月 2 日
第 2 号	1 2 月 8 日
第 3 号	1 2 月 9 日
第 4 号	1 2 月 1 0 日
第 5 号	1 2 月 1 3 日
第 6 号	1 2 月 2 2 日

平成22年第5回佐伯市議会定例会会議録目次

平成22年12月2日（木曜日）（第1号）

開会.....	14
1 日程第1 会期の決定.....	14
1 日程第2 委員会の中間報告（質疑）.....	14
1 総務常任委員長（後藤幸吉）の報告.....	15
1 日程第3 議案の上程.....	21
1 上程議案等一覧表.....	21
1 日程第4 提案理由の説明.....	23
1 市長（西嶋泰義）の説明.....	23
散会.....	29

平成22年12月8日（水曜日）（第2号）

開議.....	32
1 日程第1 一般質問.....	32
1 22番（井野上準）の一般質問.....	32
1 21番（渡邊一晴）の一般質問.....	43
1 1番（後藤幸吉）の一般質問.....	51
1 10番（上田徹）の一般質問.....	62
1 日程第2 議案質疑.....	67
1 3番（高司政文）の質疑（議案第136号・第138号）.....	67
1 議案質疑順序表.....	73
1 日程第3 議案等の委員会付託.....	75
1 議案等付託表.....	75
散会.....	78

平成22年12月9日（木曜日）（第3号）

開議.....	81
1 日程第1 一般質問.....	81
1 8番（佐藤元）の一般質問.....	81
1 3番（高司政文）の一般質問.....	93
1 11番（御手洗秀光）の一般質問.....	106
1 28番（芦刈紀生）の一般質問.....	111
1 16番（三浦渉）の一般質問.....	118
1 14番（玉田茂）の一般質問.....	122
1 7番（河野豊）の発言.....	129
散会.....	129

平成22年12月10日（金曜日）（第4号）

開議.....	132
1 日程第1 一般質問.....	132
1 15番（榊田穂積）の一般質問.....	132
1 17番（井上清三）の一般質問.....	143
1 27番（吉良栄三）の一般質問.....	152
1 19番（浅利美知子）の一般質問.....	164
1 26番（江藤茂）の一般質問.....	174
1 5番（河原修仁）の一般質問.....	180
散会.....	189

平成22年12月13日（月曜日）（第5号）

開議.....	192
1 日程第1 一般質問.....	192
1 29番（下川芳夫）の一般質問.....	192
1 2番（矢野精幸）の一般質問.....	200
1 7番（河野豊）の一般質問.....	213
1 20番（後藤勇人）の一般質問.....	224
1 25番（清家好文）の一般質問.....	235
1 9番（和久博至）の一般質問.....	245
散会.....	259

平成22年12月22日（水曜日）（第6号）

開議.....	262
1 日程第1 委員長報告（質疑）.....	262
1 総務常任委員長（後藤幸吉）の報告.....	262
1 建設常任委員長（三浦涉）の報告.....	265
1 教育民生常任委員長（高司政文）の報告.....	267
1 経済産業常任委員長（吉良栄三）の報告.....	274
1 日程第2 討論、採決.....	282
1 討論、採決順序表.....	283
1 9番（和久博至）の反対討論（議案第160号）.....	288
1 28番（芦刈紀生）の賛成討論（議案第160号）.....	289
1 12番（清家儀太郎）の反対討論（請願第7号・第8号）.....	293
1 5番（河原修仁）の賛成討論（請願第7号・第8号）.....	294
1 9番（和久博至）の反対討論（請願第7号・第8号）.....	296
1 3番（高司政文）の賛成討論（請願第7号・第8号）.....	297
1 1番（後藤幸吉）の賛成討論（請願第7号・第8号）.....	298
1 審議結果.....	299
1 日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）.....	302

1	議会運営委員長（下川芳夫）の説明（委員会提出議案第8号）	302
1	3番（高司政文）の説明（意見書案第16号）	302
1	26番（江藤茂）の説明（意見書案第17号）	303
1	経済産業常任委員長（吉良栄三）の説明（意見書案第18号）	304
1	13番（日高嘉己）の説明（決議案第4号）	305
1	上程議案等一覧表	306
1	3番（高司政文）の質疑（決議案第4号）	306
1	16番（三浦渉）の質疑（決議案第4号）	308
1	8番（佐藤元）の質疑（決議案第4号）	310
1	9番（和久博至）の質疑（委員会提出議案第8号）	312
1	7番（河野豊）の反対討論（決議案第4号）	315
1	3番（高司政文）の反対討論（決議案第4号）	316
1	6番（矢野哲丸）の賛成討論（決議案第4号）	317
1	21番（渡邊一晴）の賛成討論（決議案第4号）	318
1	16番（三浦渉）の反対討論（決議案第4号）	318
1	審議結果	319
1	日程第4 会議録署名議員の指名	319
	閉会	319

一 般 質 問 一 覧 表
(質 問 者 順)

平成22年12月 8日(水)・9日(木)
10日(金)・13日(月)

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
1	1．職員の人事管理について ア．勤務評定について イ．職員の昇任、昇級、勤勉手当について ウ．適材適所の人事異動について 2．陸上競技場について	市 長 総 務 部 長 教 育 次 長	井野上 準	32
2	1．蒲江地域の学校統合について ア．地区説明会について イ．教育ふれあいトークについて ウ．蒲江地域小学校統合基本方針について エ．蒲江地域統合小学校建設計画について オ．今後の推進計画について 2．佐伯市投票区の統合について	教 育 長 総 務 部 長	渡 邊 一 晴	43
3	1．佐伯市の消費動向について 2．山際通りの活性化について ア．観光客について イ．旧山中邸の活用について ウ．歴史資料館建設について 3．大手前開発計画について ア．権利者とのヒアリングについて イ．基本計画について ウ．公共公益施設と店舗・住宅施設について エ．活性化協議会について オ．事業協力者について カ．一方通行道路の改善について キ．有人交番について	企画商工観光部長 建 設 部 長 教 育 次 長 企 画 課 長	後 藤 幸 吉	51

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
4	<p>1．幼・小・中学校の環境整備（遊具・立木）について</p> <p>ア．各学校の現状について</p> <p>イ．今後の考え方について</p> <p>2．「地域主権」に対する基本的な考え方とその対策について</p>	<p>市 教 育 長</p> <p>長</p>	<p>上 田 徹</p>	62
5	<p>1．ケーブルテレビ事業について</p> <p>ア．ケーブルテレビ事業問題の終結について</p> <p>イ．（株）ケーブルテレビ佐伯の経営について</p> <p>2．市の財政について</p> <p>ア．市税の徴収体制について</p> <p>イ．税収の増加対策について</p> <p>ウ．企業誘致について</p>	<p>市 総 務 部 長</p> <p>財 務 部 長</p> <p>企 画 商 工 観 光 部 長</p> <p>農 林 水 産 部 長</p>	<p>佐 藤 元</p>	81
6	<p>1．ケーブルテレビ事業について</p> <p>ア．ケーブルテレビ事業の公益性について</p> <p>イ．ケーブルテレビ事業の諸問題について</p> <p>2．職員の勤務時間等について</p> <p>ア．職員の昼休み時間について</p> <p>イ．休日・夜間の宿直体制について</p> <p>ウ．観光施設の休館日について</p> <p>3．公契約条例の制定について</p>	<p>市 総 務 部 長</p> <p>財 務 部 長</p> <p>企 画 商 工 観 光 部 長</p> <p>情 報 推 進 課 長</p>	<p>高 司 政 文</p>	93
7	<p>1．閉店中の軽食喫茶「ほのぼの」の利活用について</p> <p>ア．現状とこれからの見通しについて</p> <p>イ．利用計画について</p> <p>ウ．就労移行支援事業への活用について</p> <p>エ．施設の管理運営について</p>	<p>福 祉 保 健 部 長</p>	<p>御 手 洗 秀 光</p>	106

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
8	<p>1．農林業の振興について</p> <p>ア．水田を守る対策について</p> <p>イ．野菜経営農家の育成について</p> <p>ウ．農産加工品のブランド認定について</p> <p>エ．しいたけ原木の確保について</p> <p>2．観光施設のトイレの整備について</p>	<p>市 長</p> <p>塩 月 副 市 長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>農 林 水 産 部 長</p>	芦刈紀生	111
9	<p>1．東九州自動車道の進捗状況について</p> <p>ア．佐伯蒲江間について</p> <p>イ．蒲江北浦間について</p> <p>2．職員の人事について</p>	<p>市 長</p> <p>建 設 部 長</p>	三浦 涉	118
10	<p>1．物作りについて「水産編」養殖業の振興について</p> <p>ア．クロマグロの養殖について</p> <p>イ．岩ガキの養殖について</p> <p>ウ．アオサ「ひとえぐさ」の養殖技術の推進について</p> <p>2．番匠川河口橋の早期事業化について</p> <p>3．大島小中学校の課題について</p>	<p>市 長</p> <p>教 育 長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>農 林 水 産 部 長</p>	玉田 茂	122
11	<p>1．工場誘致関係について</p> <p>ア．大型船修理ドックについて</p> <p>イ．シップリサイクルについて</p> <p>ウ．医療機器関係産業の集積について</p> <p>2．道路関係について</p> <p>ア．佐伯南インター（仮称）について</p> <p>イ．清滝橋（蒲江浦河内地区）の通行どめについて</p> <p>3．水産関係について</p> <p>ア．藻場育成事業について</p> <p>イ．サンゴ礁について</p>	<p>市 長</p> <p>塩 月 副 市 長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>建 設 部 長</p> <p>農 林 水 産 部 長</p>	栴田穂積	132

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
12	1．雇用対策について ア．就業支援について イ．社会人教育制度について 2．福祉政策について ア．介護サービスの利用について イ．介護支援ボランティア制度について	市長 企画商工観光部長 福祉保健部長	井上清三	143
13	1．自主財源確保について ア．現状と対策について イ．ふるさと納税について ウ．広告やネーミングライツの取組について 2．市外（県外）へのPR活動について	市長 総務部長 財務部長 企画商工観光部長	吉良栄三	152
14	1．うつ病対策について ア．うつ病の現状と対策について イ．産後うつの現状と対策について 2．ジェネリック医薬品の普及について ア．ジェネリック医薬品の普及効果について イ．ジェネリック医薬品希望カードについて	塩月副市長 福祉保健部長	浅利美知子	164
15	1．雇用対策について ア．高校新卒者の市内での就職内定率について イ．高校との連携について ウ．地元企業との連携について エ．ハローワークとの連携について オ．地元企業への支援策について 2．観光行政について	企画商工観光部長 次長兼観光課長	江藤 茂	174

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
16	<p>1．学校教育について</p> <p>ア．魅力ある学校づくりと優れた教員の確保について</p> <p>イ．教職員の資質向上と意識改革について</p> <p>ウ．道徳教育について</p> <p>2．環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協力交渉への参加について</p> <p>ア．佐伯市農業への影響について</p> <p>イ．今後の農林水産業の展開について</p>	<p>市 教 育 長</p> <p>農 林 水 産 部 長</p>	河原修仁	180
17	<p>1．民生委員について</p> <p>ア．民生委員の役割と仕事内容について</p> <p>イ．民生委員の体制と組織について</p> <p>ウ．民生委員の報酬について</p> <p>エ．現状の問題点の検証について</p> <p>オ．今後の対策について</p>	<p>市 福 祉 保 健 部 長</p>	下川芳夫	192
18	<p>1．総合運動公園の野球場について</p> <p>ア．建設当時の状況について</p> <p>イ．利用状況について</p> <p>ウ．グラウンドの整備について</p> <p>エ．観客席のトイレの改善について</p> <p>オ．指定管理について</p> <p>カ．ナイター照明設備の建設について</p> <p>キ．サブグラウンドの建設について</p> <p>2．佐伯・宿毛フェリーについて</p> <p>ア．現況について</p> <p>イ．親善ソフトボール大会の開催について</p>	<p>企画商工観光部長</p> <p>教 育 次 長</p>	矢野精幸	200

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
19	<p>1．中心市街地活性化施策について</p> <p>ア．確定している事業概要と現在の進捗状況について</p> <p>イ．総事業費約77億円の財源と予算配分について</p> <p>ウ．大手前開発計画に係る土地区画整理事業について</p> <p>エ．大手前再開発事業の対象予定地について</p> <p>2．美術品購入基金について</p>	<p>市 長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>建設部長</p> <p>教育次長</p> <p>企画課長</p> <p>大手前開発推進室長</p>	河野 豊	213
20	<p>1．佐伯都市計画道路「馬場女島線」について</p> <p>ア．現在の計画について</p> <p>イ．「馬場の松」について</p> <p>ウ．計画の推進について</p> <p>2．スクール・メンタルケア推進・充実事業について</p> <p>ア．現在の状況について</p> <p>イ．サポートネットワークの推進・充実について</p>	<p>教 育 長</p> <p>建設部長</p> <p>都市計画課長</p>	後藤 勇人	224
21	<p>1．地方分権について</p> <p>ア．今後の分権型社会と佐伯市の取組について</p> <p>イ．補助金の一括交付金制度について</p> <p>2．職員の人事管理と研修について</p>	<p>市 長</p> <p>総務部長</p> <p>財務部長</p> <p>農林水産部長</p> <p>総務部次長兼総務課長</p>	清家 好文	235
22	<p>1．佐伯魚市場の建て替えについて</p> <p>ア．観光としての位置づけについて</p> <p>イ．大手前開発との関連について</p> <p>2．自然保護と開発について</p> <p>ア．海砂利採取の反対決議について</p> <p>イ．マイナス14メートル岸壁のしゅんせつ工事の現状について</p> <p>ウ．石間埋立てと自衛隊基地との関係について</p> <p>3．老人問題について</p> <p>ア．家庭内介護への支援について</p> <p>イ．高齢者の財産管理について</p>	<p>市 長</p> <p>塩月 副市長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>福祉保健部長</p> <p>建設部長</p> <p>農林水産部長</p>	和久 博至	245

平成 2 2 年 第 5 回

佐伯市議会定例会会議録

第 1 号 1 2 月 2 日

第5回 佐伯市議会定例会会議録（第1号）

平成22年12月2日（木曜日） 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	河 野 豊	8 番	佐 藤 元
10 番	上 田 徹	11 番	御手洗 秀 光
12 番	清 家 儀太郎	13 番	日 高 嘉 己
14 番	玉 田 茂	15 番	榊 田 穂 積
16 番	三 浦 涉	17 番	井 上 清 三
18 番	小 野 宗 司	19 番	浅 利 美知子
20 番	後 藤 勇 人	21 番	渡 邊 一 晴
22 番	井野上 準	23 番	兒 玉 輝 彦
24 番	宮 脇 保 芳	25 番	清 家 好 文
26 番	江 藤 茂	27 番	吉 良 栄 三 夫
28 番	芦 刈 紀 生	29 番	下 川 芳 夫
30 番	高 橋 香一郎		

欠席議員の氏名

9 番 和 久 博 至

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

説明のため出席した者の職氏名

市 副 副 教 総 財 企 市 福 建 上	市 市 育 務 務 部 画 商 工 観 光 部 民 生 活 部 祉 保 健 部 設 部 下 水 道 部	長 西 嶋 泰 義 長 山 本 清一郎 長 塩 月 厚 信 長 分 藤 高 嗣 長 川 原 弘 嗣 長 三 原 信 行 長 魚 住 慎 治 長 染 矢 隆 則 長 石 田 初 喜 長 高 瀬 精 市 長 三 又 秀 喜	農 林 水 産 部 長 教 育 次 長 消 防 長 総務部次長兼上浦振興局長 総務部次長兼弥生振興局長 総務部次長兼本匠振興局長 総務部次長兼宇目振興局長 総務部次長兼直川振興局長 総務部次長兼鶴見振興局長 総務部次長兼米水津振興局長 総務部次長兼蒲江振興局長	高 橋 満 弥 江 藤 幸 一 川 野 好 明 笠 村 由 喜 高 橋 弥 重 郎 小 野 富 志 夫 矢 野 幸 正 内 田 昇 二 福 泉 慶 一 郎 清 家 保 賀
-----------------------	---	---	--	--

議事日程第1号

平成22年12月2日(木曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
 - 第2 委員会の中間報告(質疑)
 - 第3 議案の上程
 - 第4 提案理由の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 委員会の中間報告(質疑)
 - 日程第3 議案の上程
 - 日程第4 提案理由の説明
-

午前10時00分 開会

議長(小野宗司) おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。

ただいまから、平成22年第5回佐伯市議会定例会を開会いたします。

この際、開議に先立ち、閉会中における諸般の報告を申し上げます。

去る10月12日、佐伯市議会議員政策研究会設置規程第3条第1項の規定に基づき、政策研究会会員については、総務常任委員会から、清田哲也君、河野豊君を、建設常任委員会から、後藤勇人君、渡邊一晴君を、教育民生常任委員会から、高司政文君、和久博至君を、経済産業常任委員会から、高橋香一郎君、上田徹君をそれぞれ議長において指名いたしました。

これに伴い、同条第2項の規定に基づき、会長に高司政文君、副会長に清田哲也君が選任されましたので、御報告申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長(小野宗司) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から22日までの21日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、会期は21日間と決定いたしました。

日程第2 委員会の中間報告(質疑)

議長(小野宗司) 日程第2、委員会の中間報告を行います。

閉会中継続調査として、「市役所本庁舎の建設に関する事」及び「ケーブルテレビ事業に関する事」について、会議規則第45条第2項の規定により、総務常任委員長から中間報

告を行いたいとの申し出がありますので、この際これを許可いたします。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） 総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

閉会中継続調査に付されております「市役所本庁舎の建設に関すること」及び「ケーブルテレビ事業に関すること」について、所管事務調査を行いましたので、その経過の概要及び結果につきまして中間報告を申し上げます。

まず、「市役所本庁舎の建設に関すること」について報告いたします。

初めに、基本計画案が本委員会に提出されるまでの経緯について、簡潔に整理しておきます。

本委員会は、昨年11月13日、他市の事例などを基に、延床面積の検証を行った結果、「機能面の危惧はあるものの、財政状況を勘案すれば延床面積1万4,800平方メートルの合理性は認められる。ただし、行革の計画に沿って、550名が適正であるかの議論は必要である。」とまとめたところであります。

その後、4月1日に庁舎建設推進室が設置され、5月17日に開催した委員会では、執行部から「550名の妥当性について」説明があり、その後、7月15日に「株式会社 山下設計九州支社」と基本・実施設計業務の委託契約を締結しております。それ以降5回の委員会を開催しておりますので、以下に報告いたします。

まず、9月16日は、この委託契約を受け、基本計画案の配置図、平面図等が本委員会に示され、執行部から、庁舎は7階建て、別館・附属棟は2階建ての計画としており、面積は、新庁舎1万3,670平方メートル、別館410平方メートル、附属棟480平方メートルで、合計1万4,560平方メートルとなっており、その他公用車の車庫を200平方メートル程度考えている。基本計画については、本年12月をめどに終了し、来年の9月30日までに実施設計を終了する予定であるとの説明がありました。

その後、各階の配置図の説明を受けたのち、委員各位において資料に十分目を通し、次回の委員会に臨むため、この日は散会いたしました。

2週間後の9月30日、質疑に入り、一委員から、別館の2階に売店を配置することについては、市民へのサービスが行き届かないため、本庁舎1階へ配置することが適当ではないかと質したのに対し、執行部から、そのような声があるのも事実であるので検討する、との答弁がありました。

また、一委員から、エレベーターは市民用と業務用を分けたほうが良いと考えるが、どのようになっているのか、と質したのに対し、執行部から、来庁用のエレベーターをエントランスホール中央に2基配置し、物品等の搬送用のエレベーターを北側通用口に1基配置するよう計画している、との答弁がありました。

また、一委員から、身障者用の駐車スペースに屋根を設置するようになっているか、と質したのに対し、執行部から、現段階で細部にわたっての詰めができていない状況であるが、貴重な意見をいただく中で、必要な部分は実施設計に反映していきたい、との答弁がありました。

また、委員外議員から、玄関の位置は中央に配置するべきでは、と質したのに対し、執行部から、事務スペースの配置等、市民の利便性の観点から、この位置がベターと考えている、との答弁がありました。

また、一委員から、現在一方通行となっている北側の市道の拡幅について質したのに対し、執行部から、市道の拡幅は合併特例債の対象とならないため、将来市道を拡幅するときに支障にならないよう計画している、との答弁がありました。この答弁に関連し、仮にこの道路が拡幅されれば、玄関の位置が中央にあったほうがよいという議論になる、との意見が述べられました。

また、委員外議員から、市民の利便性の観点から、総合案内カウンターの位置づけが非常に重要になる。この配置と役割をよく検討してほしいとの意見に対し、執行部から、今回の庁舎建設に当たって、市長から強く言われているのが、ワンフロア化・ワンストップ化の窓口対応であり、今回は最低限、ワンフロア化の窓口対応を構築し、フロアマネージャー等の配置を検討し、市民の待ち時間の短縮を図り、窓口対応を充実させたい、との答弁がありました。

また、委員外議員から、2階に高齢者福祉課や子育て支援課を配置しているが、高齢者や身障者、子ども連れの方の利便性を考え、この部署を1階に配置するほうがよいのでは、と質したのに対し、執行部から、2階は市民が相談に来られる部署を中心に配置している。今なお検討の余地も残されているが、この対策として正面玄関から身障者等がスムーズに2階へ上がれるエレベーターを2基配置している、との答弁がありました。

また、一委員から、太陽光発電の費用対効果について質したのに対し、執行部から、設置時には約5,000万円の経費が掛かり、庁舎全体の5%程度の熱量を賄うとすれば、元を取るに約30年掛かる試算になる。現段階で、機械そのものの耐用年数が15年から20年程度と聞いており、必ずしもメリットはない。しかし、省エネ対策という時代背景の中で、日進月歩により機器等の性能がよくなれば前向きに検討したい。今回は機器を設置できるスペースは確保したいが、実際に設置するか否か、今しばらく検討したい、との答弁がありました。

また、一委員から、5階に水道料金を徴収する営業課を配置しているが、検討すべきではないか、と質したのに対し、執行部から、水道料金の収納業務については、市民の利便性の観点から、1階の会計課で対応をとることにしている、との答弁がありました。

また、委員外議員から、庁舎の建設には3年程度の年月を要するが、駐車場の確保はどのように考えているか、と質したのに対し、執行部から、来年度から駐車場問題が出てくるが、市民の皆さんには協力をいただきたい。市有地をフルに活用し、それでも厳しいときは、民間の駐車場を一時的に借りたいと考えている、との答弁がありました。

その他、建築に当たって地域産の使用を求める要望について、日影規制の確認について、喫煙スペースの確保などについて、活発な質疑応答が交わされました。

執行部への質疑を終え、次の7項目について委員会の意見としてまとめ、執行部へ要請しました。

- 1 建設規模（延床面積及び7階建て）について了承した。
- 2 玄関はできるだけ中央部に配置すること。
- 3 太陽光発電の可能性について検証すること。
- 4 道路の拡幅について十分検討すること。
- 5 売店の位置について再考すること。
- 6 外構の植樹は必要最低限に抑えること。
- 7 喫煙スペース（場所の特定はしない）を確保すること。

この意見をもとに10月22日、委員会を開催し、執行部から、市長を含め設計業者と協議・検討を重ねた結果について報告がありました。

3点目の「太陽光発電の可能性について検証すること」については、今回、太陽光発電設備を設置できるスペースは確保する。今後、規模や時期について市場の動向を見極めながらコスト試算や補助金の研究等を行っていく。

4点目の「道路の拡幅について十分検討すること」については、市道東中3号線については、将来対面通行が可能となるよう関係課と協議済である。

5点目の「売店の位置について再考すること」については、別館となっている配置を本庁舎1階に配置する。

6点目の「外構の植樹は必要最低限に抑えること」については、必要最小限とする。

7点目の「喫煙スペース(場所の特定はしない)を確保すること」については、現行どおり確保する。なお、場所については今後検討していく。

2点目の「玄関はできるだけ中央部に配置すること」については、委員会の意見を採用した場合の平面図を作成し、当初の執行部案との比較検証を行い、基本構想に基づき、市民の利便性・機能性に優れた庁舎にすること、及び配置の分かりやすさ等を勘案し、総合的に評価した結果、当初の執行部案が望ましいとの結論に至ったとの説明がありました。

なお、この結論に至った執行部の理由については、既に議員皆さんに配布しておりますので、割愛させていただきます。

質疑に入り、一委員から、この配置は夕日が落ちるまで西日が差し込む。夏季における空調関係の経費が割高になる。西側を正面玄関にするような設計は有り得ないとの意見に対し、執行部から、この限られた土地の中であって、プロポーザル7社中の6社が西側の正面玄関で提案している。他の1社についても南側の提案であり、東側は1社もない。確かに夏季における問題も生じるが、来客者の動線、市民の利便性等を総合的に考えたとき、正面玄関はこの位置が適していると判断した、との答弁がありました。

さらに、同委員から、市役所の顔は玄関にある。知事などの来客を迎える表玄関と裏から入る市民を一緒にする考え方が理解できない。多くの市民が正面玄関から入ることは考えなくていい。東側の景観を重視する観点から、別館を西側に移動させ、そのスペースを来賓の車やバスを受け入れるスペースにすべきである、との意見に対し、執行部から、東側を正面玄関にした場合、市道駅前佐伯大橋線は非常に交通量が多いため危険性がある。このため、多数の市民が訪れる西側に正面玄関を配置し、現状と同じように敷地内の出入りが安全にできるよう配慮している、との答弁がありました。

また、委員外議員から、設計者に直接来てもらい説明を受けることはできないか、との意見に対し、一委員からも同調する意見があり、委員会としては自由討議においてまとめることにしました。

その他、エレベーターの配置について、吹抜の必要性について、日照権や騒音公害について、空調の方式について、駐車場側のトイレの必要性について、授乳室やおむつ交換室の必要性などについて、活発な意見・要望が述べられました。

委員会の意見については、実質6項目に対し5項目を受け入れ、玄関の位置のみが積み残し事項となったところですが、自由討議の中で、玄関の位置に関する意見が変更となり、新たに2項目を追加し、以下の3点をまとめたところです。

- 1 別館を他の場所へ移動し、本庁舎の正面玄関を東側の中央部に配置することが望ましい。
- 2 市民の利便性を考慮し、駐車場に隣接したトイレの設置を検討すること。
- 3 次回の委員会では、設計者からプレゼンテーションや模型などによる説明のほか、設計者自らが答弁できる態勢をとってほしい。

この意見をもとに11月2日、委員会を開催し、執行部の見解を求めました。

執行部から、別館の移動に関しては、建設場所を西側の駐車場に想定した場合、平成26年度から別館の建設に着手というシナリオになり、工期的に厳しく現実的に不可能と判断している。加えて、予定地には現庁舎の電気室があり、それを取り壊しての建設になると、市の業務を1週間程度停止させる事態になる。以上のことから、別館を他の場所へ移動する考えは持っていない。正面玄関を東側中央部に配置する意見については、設計者である山下設計から、のちほど説明させていただく。

2点目の駐車場に隣接したトイレの設置については、第3庁舎側の倉庫に、日曜・祝日等に対応できるトイレを設置し、開放する予定である。駐車場側のトイレについては、必要性は認識しているが、公衆用トイレは市民の利便性が図れる一方で、設置場所に隣接する住民については迷惑施設と言わざるを得ない。基本設計は、本庁舎周辺の区長はもちろん、関係住民に建設スケジュールを含め説明する必要があると考えており、その際、トイレの設置についての意見を聴取してみたい。よって、今しばらく検討・協議の時間をいただきたい。

3点目については、東京から山下設計に来ていただき、その対応を図ったので御了解願いたい、との説明がありました。

ここで休憩し、設計者から直接、基本的な庁舎配置の考え方等について説明がありました。

再開後、質疑に入り、一委員から、別館を90度振れば東側の景観もよくなる。一部3階建てにしてでも検討するべきだ、との意見に対し、執行部から、2階建てのまま90度振れば厳しいと考えている。別館を90度振った場合には、北側の市道から幹線道路に出るときに、死角スペースになるため極力避けたい。また、3階建てという考えは現時点で持ち合わせていないが、景観を損なわない形で対応が可能であれば再度検討する、との答弁がありました。

また、一委員から、通り抜け型のエレベーターは通常のものよりもコストが約200万円高いが、必要性があるのか、と質したのに対し、執行部から、2階は福祉部門を中心に配置しており、基本構想に基づき、ユニバーサルデザイン等を採用し、身障者、高齢者にやさしい庁舎を造りたい、そういう思いで採用している、との答弁がありました。

また、一委員から、玄関の位置はどうしても原案で進むつもりか、と質したのに対し、執行部から、各課に連動性を持たせる形でワンフロア化に位置づけ、課の分散はどうしても避けたい。将来の行政需要に対応するため玄関の位置は原案で進みたい、との答弁がありました。

その他、車椅子のアプローチに関する事、玄関をクランクさせた案に関する事、駐車場の管理人に関する事など、活発な質疑応答が交わされました。

自由討議に入り、基本計画案について了承するか否か、意見を交わしました。

まず、了承しかねる意見として、この設計に対して若干疑問が残るので結論は出さない。常任委員会の意見どおりに検討できないものに了承できない、との意見が述べられました。

次に、了承する意見として、プロポーザルで応募した7社から選ばれた技術力を信じたい

し、質実剛健という基本理念にかなっている。これから基本設計を終え、実施設計に入る中で、できれば日本一費用対効果に優れたものを造っていただきたい。そういう思いで現段階の原案に了承する。玄関に関しては、市民の利便性や環境の問題等もあり、執行部案に了承する、との意見が述べられました。

その後、了承するか否かについて意見が交錯し、この日は散会いたしました。

改めて、11月22日に委員会を開催し、これまでの所管事務調査の成果として、建設規模（延床面積及び7階建て）に加え、最低限、玄関の位置に関し了承するか否かをまとめる必要があるとの判断に至り、改めて自由討議を行いました。

まず、執行部案に了承できない意見として、幹線道路沿いの東側を正面玄関とした検討案2で行うべきである。東側の正面玄関を中央部に配置し、西側の玄関は南寄りに配置した案について、今なお検討すべきである。建物の中央部に玄関を配置すれば、エレベーターの位置が分かりやすく、通り抜け型のエレベーターを使わなくてよいと考えるし、また幹線道路から見たときにも正面玄関は東側の中央が望ましいなどの意見が述べられました。

次に、執行部案に了承する意見として、玄関の名称にはこだわらないが、東側の玄関を有効的に活用するという見地から、別館の配置や形状は検討すべきであり、また幹線道路沿いに玄関があるため、本庁舎と調和のとれた外観にしてほしい。この要望を添え、基本的には南側一帯を玄関ホールとした執行部案を了承する。市民の利便性を総合的に考えると、結果的には執行部案になる。現状の土地利用を考えた場合、三角地を有効利用する観点から執行部案が適切である。執行部が責任を持って真剣に考えた案であり、市民の利便性を考えると最終的には執行部案が望ましい、などの意見が述べられました。

これらの自由討議を踏まえ、「本委員会としては、全会一致とはならなかったものの、基本計画案を了承した。ただし、これまで出された様々な意見については、執行部において真摯に受けとめ、可能なものについては実施計画に反映するように要請し、市民のための庁舎建設を推進されたい。」と締めくくったところでございます。

なお、共通の論点として、新庁舎の東側が幹線道路沿いという実情に鑑み、別館の配置及び形状、並びに本庁舎との調和に関する意見が、特に強かったことを申し述べておきます。

次に、「ケーブルテレビ事業に関すること」について報告いたします。

本委員会は、市が行うケーブルテレビ事業の不適切な事務処理が発覚して以来、委員会を8回、協議会を4回、延べ12回の会議を行ってまいりましたが、今般11月22日、市長出席の下で、過大請求分等について、資料の配布とともにその基本的な方針が示されました。

市長から、現場調査結果について全員協議会に報告したのち、支障移転分の50万円以上に係る未調査工事13件について追加調査を行った。その後、その他間違いがないか確認した結果、水道分が2件あり、15件調査し、最終的な調査結果として提示させていただいた。

まず、水道事業分については、工事発注という考え方の中で、過大請求額322万9,278円について、CTSに277万4,855円を、ミールに45万4,423円をそれぞれ請求する。なお、過少請求額のCTS分92万853円及びミール分5万224円は認めない方針である。

また、ケーブルテレビ事業の単価契約に基づく引込撤去分・支障移転分の過大請求額の合計は262万6,278円で、過少請求額の合計341万8,593円より79万2,315円少ないが、これについても過大請求分を請求する。

ただ問題は、未調査分をどのようにするかであるが、金額階層別の未調査件数を見ると、

ゼロ円から9万円未満の金額が1,073件あり、これらをすべて調査することは非常に難しい。未調査件数をすべて調査して請求することが本来ではあるが、職員を割いて行う調査の時間を考えれば、ここで調査を打ち切り早急に請求したい。いわゆる、この未調査分が金額的にも割合的にも非常に低い状況であり、按分の方法など、請求の中で処理していきたい。ただ、相手方があるので、和解になるか裁判になるかは分からないが、いずれにしても議会に経過報告をし、議決をいただかなければならない事項である。また、この請求と同時にCTSとミールの処分に掛かっていきたい、との説明がありました。

質疑に入り、一委員から、調査チームの調べた資材単価が平成19年度から20年度に掛け、なぜ急激に上がっているのか、と質したのに対し、執行部から、この変動は北京オリンピック等の影響で材料の高騰があったためである、との答弁がありました。

また、同委員から、単価の上乗せが作作的に起こされたものがある。過去の単価の市場調査を行い、検証すべきではないかと質したのに対し、執行部から、過去の単価が妥当かどうかの見直しはしていない。以前は信頼関係の中で行ってきたので、その見積りが妥当かどうかの判断は行っていなかったが、10月以降は市で単価を設定し発注しており、今後は受注者側主導となるようなことはない。あわせて市長から、ケーブルテレビ事業に関連する他の会社まで踏み込んで調査することは非常に難しい、との答弁がありました。

これらの答弁に対し、同委員から、私が調べた資料をあとで市長に提出する、との意思表示がありました。

また、一委員から、市が請求した金額について相手方が違うと言った場合、司法の場で争うことになるのか、と質したのに対し、市長から、まずお互いに話をして和解という方向で進む。和解の中で話が決裂すれば司法の場ということでステップを踏み、その中で市の主張をしていく、との答弁がありました。

また、一委員から、未調査分の対応について質したのに対し、市長から、まず調査を打ち切った中で、過大請求分を請求し、未調査分については放置するということではなく、和解の案件に入れ、按分等で対応がつけば請求していく、との答弁がありました。

また、一委員から、調査を打ち切るのであれば、按分の手法は単純に3%を掛けたもので道理が通るのではないかと質したのに対し、市長から、水道事業のCTS分については、単年度の事業で277万4,855円の過大請求となっており、非常に割合が大きく、これについては全件数を調査済みである。5年間の平均の3%をとるのか、年度別をとるのか、様々な角度から協議することになる。この未調査分の対応に1年以上掛かるということになれば、現状では調査を打ち切り、請求と処分を行っていきたい、との答弁がありました。

次に、株式会社ケーブルテレビ佐伯設立に関する基本協定書については、市長から、市が出資していることについて、この協定書は有効である、との見解が述べられました。

一委員から、CTSの利用料が700円から1,365円になり、迷惑をしている地域があることについて市の見解を質したのに対し、市長から、利用料の値上げについては、非常に遺憾であると公言しており、難視聴地域でCTSに入られた方について、どこまで対策ができるか、内部で詰めている、との答弁がありました。

その他、活発な質疑応答が交わされましたが、ここでは省略させていただきます。

最後に市長から、特に発言の申し出があり、「今回の事件に関し、過大請求に対して私どもが見過ごしたことは、議員の皆さん、市民の皆さんに大変な御迷惑を掛け、改めておわび

を申し上げるとともに、この対応に早急に掛かっていきたい。」との発言があったところでございます。

以上で、委員会の中間報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） なければ、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 議案の上程

議長（小野宗司） 日程第3、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第122号から第175号まで、及び諮問第8号、並びに専決処分の報告第20号、計56件でございます。

平成22年第5回佐伯市議会定例会 上程議案等一覧表

議 案

番 号	件 名
第122号	平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）
第123号	平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第124号	平成22年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第125号	平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）
第126号	平成22年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
第127号	平成22年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）
第128号	平成22年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第129号	平成22年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
第130号	平成22年度佐伯市水道事業会計補正予算（第2号）
第131号	平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
第132号	佐伯市防災会議条例の一部改正について
第133号	佐伯市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
第134号	佐伯市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について
第135号	佐伯市火災予防条例の一部改正について
第136号	財産の売却について
第137号	佐伯市手数料条例の一部改正について
第138号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について
第139号	佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正について

第140号	佐伯市こどもデイサービスセンター「宝島」の指定管理者の指定について
第141号	佐伯市佐伯児童館の指定管理者の指定について
第142号	佐伯市弥生児童館及び佐伯市弥生地域子育て支援センターを併せて管理する指定管理者の指定について
第143号	佐伯市弥生ふれあい児童館の指定管理者の指定について
第144号	佐伯市蒲江児童館の指定管理者の指定について
第145号	さいき元気っ子クラブの指定管理者の指定について
第146号	にじの丘児童クラブの指定管理者の指定について
第147号	切畑児童クラブの指定管理者の指定について
第148号	佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」、佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」及び佐伯市老人短期入所施設「悠久園」を併せて管理する指定管理者の指定について
第149号	佐伯市上浦地域福祉センター、佐伯市上浦浅海井デイサービスセンター、佐伯市上浦浅海井生活支援ハウス、佐伯市上浦ふれあいプラザ及び佐伯市上浦児童館を併せて管理する指定管理者の指定について
第150号	佐伯市上浦蒲戸デイサービスセンター及び佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウスを併せて管理する指定管理者の指定について
第151号	佐伯市弥生老人デイサービスセンター、佐伯市弥生生活支援ハウスA棟、佐伯市弥生生活支援ハウスB棟及び佐伯市弥生老人憩の家を併せて管理する指定管理者の指定について
第152号	佐伯市直川地域福祉センター及び佐伯市直川老人デイサービスセンターを併せて管理する指定管理者の指定について
第153号	佐伯市東老人憩の家ほか19老人憩の家の指定管理者の指定について
第154号	佐伯市弥生竹峯切水高齢者活動促進センターの指定管理者の指定について
第155号	佐伯市本匠高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
第156号	佐伯市宇目高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
第157号	佐伯市鶴見高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
第158号	佐伯市米水津高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
第159号	佐伯市小浦高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定について
第160号	佐伯市国民健康保険米水津診療所の指定管理者の指定について
第161号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について
第162号	三余館の指定管理者の指定について
第163号	佐伯市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
第164号	佐伯市米水津ふるさと物産館の指定管理者の指定について
第165号	佐伯市元田地区多目的集会施設ほか10集会施設の指定管理者の指定について
第166号	佐伯市床木上生活改善センターほか7生活改善センターの指定管理者の指定について
第167号	佐伯市間越特産品加工施設の指定管理者の指定について
第168号	佐伯市深島みそ生産施設の指定管理者の指定について
第169号	高松地区漁村センターほか2漁村センター等の指定管理者の指定について

第170号	佐伯市上浦水産物直売所「上浦活魚センター」の指定管理者の指定について
第171号	佐伯市蒲江リサイクル石けん工場の指定管理者の指定について
第172号	佐伯市府坂地区林業集会センターほか11林業集会施設の指定管理者の指定について
第173号	佐伯市グリーンピア大越の指定管理者の指定について
第174号	佐伯市宇目酒利交流施設の指定管理者の指定について
第175号	佐伯市宇目しいたけ団地の指定管理者の指定について

諮 問

番 号	件 名
第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者桑門超)

専決処分の報告

番 号	件 名
第 20 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

報告事項

番 号	件 名
第 22 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 23 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 24 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 4 提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第 4、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。

平成22年第 5 回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第 1 市政諸般の報告

1 防災対策について

去る10月 5 日、佐伯市消防本部及び佐伯市消防署が蟹田から鶴岡西町に移転いたしました。新庁舎は、最新鋭の高機能消防指令センター装置を配備しており、地理的にも主要道路へのアクセスが可能な位置にあることから、九州一広い本市における災害の発生に対し、従来よりも迅速かつ的確に処理することが可能となりました。

また、「消防法」及び「佐伯市火災予防条例」の改正により、平成23年 6 月 1 日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられることから、昨年度実施いたしました「佐伯市一人暮らし高齢者等住宅用火災警報器給付事業」を、今年度は、満65歳以上の一人暮らしの方及び満70歳以上の方を対象に実施いたしました。

8 月 1 日から 9 月30日までの 2 か月間で5,230世帯から申請があり、火災警報器6,474個を給付いたしております。

また、火災発生時に消防隊が到着するまでの間、初期消火活動により被害を最小限に抑え

ることを目的に、市内全域の消火栓付近707か所に消火用ホースや筒先などの格納箱を設置いたしました。

去る11月14日に市内91地区で実施していただいた「地域避難訓練」では、地区ごとの実情に応じた訓練をお願いいたしましたが、消火栓や消火用ホースの取扱講習などを行った地区も多かったとお聞きしております。

このほか、地元の消防団に所属している市職員が、昼間に発生した火災に対し迅速に対応できるよう、10月から新たに市役所内に小型動力ポンプ付積載車を配備するなど、防災対策の充実に取り組んでいるところであります。

2 佐伯～邯鄲友好都市締結15周年記念訪問について

9月24日から30日まで、私を団長とする佐伯市公式訪問団7人が、友好都市である中国邯鄲市を訪問いたしました。

これは、両市の友好都市締結が、昨年15周年を迎えたことを記念して行われたものであります。

邯鄲市では、中国共産党邯鄲市委員会の崔(さい)崔江(こう)江水(すい)水書記を始め、多くの方々から歓迎を受け、企業や経済開発区の視察などを行いました。

また、26日に現地で開催されました「第4回中国・河北国際建材博覧会」に佐伯広域森林組合が出展いたしました。

今回の訪問を契機に、現在行われております親善交流及び文化交流に加え、経済交流などの可能性も探ってまいりたいと考えております。

3 国道217号佐伯弥生バイパス(高畑・臼坪間)・市道臼坪女島線の開通について

去る10月5日に国道217号佐伯弥生バイパス(高畑・臼坪間)及び市道臼坪女島線が開通いたしました。

昨年2月に来島橋西側たもとの交差点から臼坪交差点までの都市計画道路が開通し、同年11月には本バイパスの脇・高畑間が開通していることから、この高畑・臼坪間の開通により、国道217号佐伯弥生バイパスは、脇から臼坪までの第一期工区が完成となりました。

これにより、国道217号線の上岡地区から鶴岡地区にかけての朝夕のラッシュ時を始めとした恒常的な交通混雑は、解消されることとなりました。

また、本路線は、平成20年6月に開通いたしました東九州自動車道佐伯インターチェンジと市街地の中心部を連絡する幹線道路として、本市の産業や経済活動を支える動脈となるとともに、通勤、通学など地域住民の生活道路としても重要な役割を果たすものと期待しております。

4 観光施策について

去る11月13日及び14日の2日間、福岡市役所庁舎前ふれあい広場で、「佐伯市食と観光のまつり in 福岡～KBCラジオフェスタ」を開催し、好天にも恵まれて約9万5,000人の人出でにぎわいました。

これは、佐伯市の食と観光を福岡圏域で広くPRすることを目的としたもので、昨年に続きKBCラジオの特別協力をいただき実施いたしました。

会場では、本市の様々な特産品や加工品などの販売のほか、KBCラジオの公開生放送が行われ、放送を通じて本市の食と観光が大々的にPRされました。

また、11月21日には、東京都港区の東京タワーで「『青物王国・豊後水道を握る』～日本

人は魚を食べ～in東京タワー」を開催いたしました。

前日の20日には、武井東京都港区長を始め、各国大使館、企業、水産関係の方々などをお招きし、レセプションを開催いたしました。

イベント当日は、「寿司トラック」での佐伯寿司の無料配布のほか、ごまだしうどん、ぶりの熱めし、海賊汁など佐伯市の郷土料理や特産品の販売なども行い、約8,000人の人出でにぎわいました。

イベントを通じて、本市の豊富な海の幸を国内外に大いにPRできたものと考えております。

このほか、市の観光情報などを発信し誘客の増加を目的に、国の緊急雇用創出事業臨時特別交付金を活用した広報ラジオ番組「さいきほっとナビ」の放送を10月から開始いたしました。

平成23年3月の九州新幹線全線開通を目前に控え、佐伯市の知名度の向上は喫緊の課題であります。

今後も各種イベントの開催や広報番組を通じ、積極的に本市の情報を発信することで、県内外からの誘客の増加と市のイメージアップを図ってまいりたいと考えております。

5 有害鳥獣対策について

近年、中山間地域の過疎化・高齢化による耕作放棄地の増加や里山の荒廃で、隠れ家となる場所が増えたことにより全国的に野生鳥獣の数が増加しております。

これに伴い、農作物への被害は年々深刻化しておりますが、このことは本市においても例外ではありません。

侵入防止フェンスの整備を始め、電気防護柵やネットなどの設置による対策のほか、猟友会を中心とした駆除や、猟期と可猟区の拡大により頭数の削減を図っていますが、依然、被害は絶えない状況であります。

このままでは、農業に従事される方々の耕作意欲が衰退し、更なる耕作放棄地の拡大や中山間地域の活力低下などを招く事態が予想されることから、より一層の被害防止対策が喫緊の課題となっております。

これらの状況を踏まえ、市は、「佐伯市有害鳥獣捕獲ボランティア隊」の組織化に取り組み、その設立式を去る9月10日に開催いたしました。

これにより、39人の方々に隊員として、今後3年間、地区ごとでわなによる捕獲活動を行っていただくこととなります。

このボランティア隊の活動により、野生鳥獣による農作物への被害が減少するよう大いに期待しているところであります。

6 企業誘致について

この度、広島県呉市に本社があり、国内で木材製材最大手の中国木材株式会社が西浜の木材団地内に立地することになり、去る11月2日、大分県庁におきまして広瀬大分県知事、小野佐伯市議会議長の御同席の下、同社の堀川社長から立地表明書をいただきました。

立地する場所は、本年1月以降操業を停止しております南部流域木材加工協同組合の工場跡地で、敷地面積は2万1,840平方メートル、工場、事務所などの建物面積は8,777平方メートルとなっております。

新工場は、平成23年4月から稼働させる予定で、当初の従業員数は10人程度で、生産量は

3年以内に原木消費量4万立方メートルを目指しております。同社は、本市を始め、大分県内を中心にスギなどを集めて製材し、佐伯港から船で広島の工場へ輸送し、米マツと組み合わせ木造住宅用の構造材として製品化いたします。

今回の立地により、製材加工能力の向上、木材団地の活性化及び雇用の場の確保などが図られることはもとより、本市の豊富な人工林資源を有効利用することにより、林業の振興・発展に寄与するとともに、佐伯港の取扱貨物の増加及び利用促進にもつながるものと大いに期待しております。

7 「ふるさと文庫」の開設について

去る3月16日、株式会社三浦造船所から、将来を担う子どもたちのために市立佐伯図書館の図書の実を求めてほしいと、市に1,000万円の寄附をいただきました。

この寄附金を基金として積み立てることにつきましては、本年6月定例議会におきまして、「佐伯市立図書館図書購入基金条例」の制定について承認をいただいたところです。

本年度は、この基金から子ども用図書を中心とした1,374冊を購入し、去る10月28日、同図書館内に「ふるさと文庫」を開設いたしました。

来年度以降は、平成28年度まで毎年約700冊の図書を購入するなど、この基金を活用し図書の充実を図ってまいりたいと考えております。

第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算議案10件、予算外議案44件、諮問1件及び専決処分報告1件であります。以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

1 予算議案について

議案第122号「平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出
予算について、それぞれ23億3,837万円を追加計上いたしております。

今回の補正は、国庫補助事業等の内示額に伴う調整、早期退職者の増加に伴う退職手当の追加計上、人事院勧告等による職員給与費の調整及び生活保護扶助事業等の支出見込額の増加に伴う追加計上が主なものです。また、歳入面におきましては、新たにソフト事業の充当財源として過疎対策事業債を計上したほか、普通交付税及び臨時財政対策債の額の確定に伴い所要の補正を行っております。このほか、「第2表債務負担行為補正」及び「第3表地方債補正」につきましても所要の補正を行っております。

以下、歳出について、その主なものを御説明いたします。

まず、総務費につきましては、12億6,347万1,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、職員の早期退職者の増加に伴う退職手当の増額や今後の市債償還に備えるため減債基金に積み立てる経費について計上いたしましたものであります。このほか、大分県知事及び大分県議会議員の任期満了に伴い、平成23年4月10日に執行が予定されている選挙に係る経費のうち、平成22年度に執行すべき経費について計上いたしております。

次に、民生費につきましては、3億9,163万5,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、医療扶助費等の増加に伴う生活保護費や障害者自立支援法のサービス体系の移行に伴い増加が見込まれる障害者福祉サービス費等給付事業について、その必要額を計上するとともに、平成21年度の国庫・県費補助金等の交付額の確定に伴い、その超過交付金に対する返還金の額を計上いたしましたものであります。

衛生費につきましては、3,213万6,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、予防接種の制度改正に伴い、予防接種に係る助成対象者が拡大されたこと等により、その必要額を計上いたしたものであります。

労働費につきましては、439万1,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、県の補助金を財源として地域の非正規労働者等の一時的な雇用等を創出する「緊急雇用創出事業」について、その対象事業の増加に伴い、所要額を計上いたしたものであります。

農林水産業費につきましては、1,010万2,000円を減額いたしております。

その主なものは、国庫補助事業の内示額の変更により、霞ヶ浦漁港海岸保全施設整備事業の事業費を減額いたしたものであります。このほか、県営事業により実施している弥生地区の農村振興整備事業の事業費の増額に伴い、本市負担分について、その必要額を計上いたしております。

土木費につきましては、1億594万円を追加計上いたしております。

その主なものは、市営住宅の住宅維持補修費について、その所要額を計上するとともに、国庫補助事業の内示額の変更等により調整を行ったものであります。

教育費につきましては、1,610万1,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、市内の市立幼稚園及び小学校に自動体外式除細動器（AED）を設置するための経費を計上するとともに、私立幼稚園就園奨励費について、その必要額を追加計上いたしたものであります。

公債費につきましては、5億3,975万2,000円を追加計上いたしております。

これにつきましては、後年度における市債の元利償還金の軽減対策として、市内の銀行等から借り入れた既発債の一部を繰り上げて償還するための経費を計上いたしたものであります。

以上が歳出予算についての説明であります。この財源といたしましては、各事業に伴う国県支出金、起債等を充当するほか、財政調整基金積立金により財源調整を行っております。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、439億7,790万5,000円となります。

次に、特別会計補正予算といたしまして、国民健康保険特別会計ほか6特別会計について、また、公営企業会計補正予算といたしまして、水道事業会計及び公共下水道事業会計についてそれぞれ提案いたしておりますが、いずれも説明については省略させていただきます。

2 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれ提案の理由を付しておりますので、そのすべてについての説明は省略させていただき、主なものについて申し上げます。

議案第133号「佐伯市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定」及び議案第134号「佐伯市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定」につきましては、佐伯市移動通信用鉄塔施設整備事業の実施に伴い、当該事業により特に利益を受ける者から分担金を徴収することに関し、新たに条例を制定するとともに、当該施設の供用を開始するに当たり、その設置及び管理に関し、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第135号「佐伯市火災予防条例の一部改正」につきましては、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置した場合には、当該設備の有効範囲内の住宅部分について住

宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置しないことができることにしようとするものであります。

議案第136号「財産の売却」につきましては、地場企業に水産施設用地として占用許可を行っている市有地を、企業の経営の安定に寄与し、もって市の主要産業である水産加工業の一層の振興と地域経済の活性化を図るために売却しようとするものであります。

議案第137号「佐伯市手数料条例の一部改正」につきましては、建築基準法第86条の8第1項の規定による2以上の工事の全体計画の認定申請及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定申請のうち、構造計算適合性判定に準じた審査を必要とする申請に係る手数料について、その額を増額し、及び新たに定めようとするものであります。

議案第138号「佐伯市市営住宅条例の一部改正」につきましては、本市の公営住宅及び共同施設の管理を大分県住宅供給公社に行わせることに、関係条例の整備をしようとするものであります。

議案第139号「佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正」につきましては、平成23年度から、猪串小学校を名護屋小学校及び名護屋小学校森崎分校に統合するため、猪串小学校を廃止しようとするものであります。

議案第140号から第159号まで及び第162号から第175号までの「各公の施設の指定管理者の指定」につきましては、各公の施設において管理を行っている現指定管理者の管理指定期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定することについて、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第160号「佐伯市国民健康保険米水津診療所の指定管理者の指定」につきましては、平成23年4月から、佐伯市国民健康保険米水津診療所の管理について指定管理者制度を導入することに伴い、当該診療所の管理を行う指定管理者を指定することについて、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

議案第161号「佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正」につきましては、佐伯市宇目内水面遊漁施設が、平成16年度以降において事業実績が無く、今後も事業の実施が見込めないため、当該施設を廃止しようとするものであります。

3 諮問について

諮問第8号「人権擁護委員候補者の推薦」につきましては、桑門超委員の任期が平成23年3月31日で満了するため、同氏を再度候補者として推薦することについて、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

4 専決処分の報告について

報告第20号「損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定」につきましては、平成22年7月29日に野岡町の佐伯市渡町台地区公民館で発生した車両後部ガラス破損事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を決定することに関し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） ただいま市長から提案理由の説明がありました。地方自治法第180条第2項の規定に基づく、議会の委任による専決処分の報告については、議案書に添付のとおりで

ございます。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日はこの程度にとどめまして、8日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前11時12分 散会

平成 2 2 年 第 5 回

佐伯市議会定例会会議録

第 2 号 1 2 月 8 日

議事日程第2号

平成22年12月8日(水曜日) 午前10時00分 開 議

- 第1 一般質問
 - 第2 議案質疑
 - 第3 議案等の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案質疑
 - 日程第3 議案等の委員会付託
-

午前10時00分 開 議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成22年第5回佐伯市議会定例会第7日目は成立いたしました。

会議に先立ち申し上げます。

市民に信頼される市議会として、議員各位におかれましては、慎重な発言に徹し、品位及び規律の確保に努めていただきますよう、特に議長からお願い申し上げます。

また、このたび議会基本条例の制定に伴い、議論を充実させる観点から、議員の質問に対し反論する権利をすべての職員に対し与えております。

これにより、議論が深まり、一般質問や議案質疑等が活性化され、実りある会議になることを期待いたしております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、井野上準君、2番、渡邊一晴君、3番、後藤幸吉君、4番、上田徹君、5番、佐藤元君、6番、高司政文君、7番、御手洗秀光君、8番、芦刈紀生君、9番、三浦渉君、10番、玉田茂君、11番、梶田穂積君、12番、井上清三君、13番、吉良栄三君、14番、浅利美知子さん、15番、江藤茂君、16番、河原修仁君、17番、下川芳夫君、18番、矢野精幸君、

19番、河野豊君、20番、後藤勇人君、21番、清家好文君、22番、和久博至君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は4番までといたします。

22番、井野上準君。

22番(井野上準) 皆さんおはようございます。合併して一般質問、一番バッターは初めてということで、大変光栄に思い、張り切っております。22番議員、井野上準です。

通告に基づき、一問一答で行います。まず、大きな一点目でございます。職員の人事管理

についてお伺いいたします。職員は地方公務員法によって、身分が保障されていますが、これは行政の安定化、持続化を保持するためのもので、職員一人一人の能力を保証するためのものではないのです。厳正公平な勤務評定を行い、やる気のない職員の格下げは、今日の民間企業の例から見ても当然のことです。人材とは、年齢や経験年数ではないと思います。そろそろ、年功序列型の昇級、昇任を排除し、すでに民間企業が行っているように、若くて有能な人材をどしどし登用する人事の刷新を図るべきではないのでしょうか。そうすることによって、他の職員に刺激を与えることとなります。やってもやらなくても、同じだとみんなが肩を並べ、有能な職員も意欲を失い、沈滞ムードが横行するなら、まさに民間企業と同様の倒産した団体と言ってよいでしょう。既に民間企業では、勤務評定を厳格に行って人材確保に努めています。しかし、佐伯市はまだまだ古めかしい年功序列型、勤続年数の人事管理を行っています。そこでアの佐伯市では勤務評定規程の基準を進めていると思いますが、現在の進捗状況と今後の方針についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それでは井野上議員の質問にお答えしたいと思います。まず、職員の勤務評定規程については、21年度中に策定する予定でございました。本規程の基礎となる人事評価制度を構築する必要があって、これに時間がかかりましたので今現在ちょっと遅れております。評価制度については、先進市の状況等、詳細に調査して制度の構築がほぼ終了しましたので来月1日、いわゆる新年の1日から勤務評定規程を施行します。これに基づく人事評価制度を23年度に試行、それから24年度から本格的に実施する予定であります。人事評価制度は人材育成の観点に立ち、各職場の所属長が評価者となって、評価される職員と定期的に面談を行いながら評価を行うものであります。評価者の役割が重要となるために、本年度末から評価者の研修を行っていきいたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） それでは再質問をいたします。昨年ですね、6月の一般質問において、職員の勤務評定を早急に行う必要があるのではないかという質問に対し、答弁はですね、現在準備中であり、職員の勤務評定規程は今年度中に策定するという答弁でしたが、現在遅れてまだまだできていないということなんですけど、昨年の6月より、既に1年半が経過を致しております。今年度中と昨年言ったのはですね、今年の3月いっぱいまでというふうに私は受け取っていたわけなんですけど、部長、この勤務評定ですね、重要性というのをどのように考えているのか、お伺いいたします。それと、部長が総務部長のうちですね、しっかりと勤務評定規程を作成し、試行まで行くべきではないかなと思いますけど、その辺見解があればお願いします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 勤務評定規程の重要性については当然、先程議員が申し上げましたように、やはり成績あるいは能力と業績とか、いろんな面を比較して、やはり頑張っている職員については、やはり評価を上の方に見ると。またどうしてもちょっと、こういう言い方はちょっと悪いんですけど、逆にちょっと落ちるなという職員については、やはり頑張ってもらうためにある程度の評価をして、こういうことであなはこのレベルですよ、というふうにして、いわゆる最終的には人材育成、能力を引き上げていきたいというような観点だというふうに思っております。それから一応21年度中に策定する予定にございましたけど、先程申し

上げましたように、人事評価制度を構築する必要があって、いろいろ他市の先進地とかそういうところを視察に職員の方で行っております。それで今言いましたように、今年度中、来月1日に勤務評定規程を施行するというので、それから今年度ですけど来年にかけて、今度は評価をする職員の研修をしないとどういう評価をするか評価する人によって違ってきてはいけませんので、やはりそこらの研修をやっていって、23年度に試行していくと。それから24年度に本格実施という流れで今やっておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 給料を払っている人に、仕事の評価をするのは当然であるわけでありまして。公務員の給料は市民の税金です。公務員は当然税金を納めているわけですが、この納税者に代わって職員の人事考課をするのは、上司の責務であると思うんですけど、この人事考課もない仕事にはですね、仕事の達成感や競争意識などは全くなくなるのではないのでしょうか。そして、職員のやる気はまずですね、トップの長並びに管理職の姿勢が一番大事ではないかなと思いますけど、その辺どのようにお考えでしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まず管理職については、やはり率先をして上げていかなければいけない。ただ評価をする立場に立って研修をしていくと、当然その評価をすることの職員、管理職になりますけど、どうしても自分を自己を上げていかないと、人の評価っていうのはできないというふうに思いますので、当然管理職を含めて全職員の能力の向上にはなっていくのではないかというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 勤務評定の規程の策定に当たってですね、ある市では、民間企業より5名、そして大学教授より1名、そして職員10名ほどで構成する、勤務評定の策定委員会というのを設立しているわけなんですけど、佐伯市では、このようにですね、民間企業並びに大学の教授あたりを交えての協議をしたのかどうか、またこういった策定委員会を設立するべきではないかなと思いますけど、いかがでしょう。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まず、人事評価制度は、7、8年前から先進的な自治体で取り組みが始まっています。これに呼応して国も指針を示して、その後各自自治体で様々な検討がなされて、現在までに制度の基本的な枠組みが整えられてきました。それから、そのために今回、本市の評価制度の構築に当たっては、先進市3市の現状を詳細に視察をしてきております。その上に、またインターネット等で情報収集して、庁内に検討委員会を立ち上げて検討してきておるところであります。来年度から試行、実施していきますけど、常に見直しを行いながら、より効果的な制度となるように柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 3市に視察に行っ、またインターネット等で先進市の情報収集をしているということなんですけど、やはりこの民間のノウハウを取り入れてですね、勤務評定規程を作成したら先程部長が言ったようにですね、試験的に一次試行、二次試行をやりながら、そしてマイナーチェンジ、悪いところは変えていってなおかつアンケートによりですね、職員の意見を盛り込んだりしながら第二次、第三次まで行くかはわからないんですけど、第三次

くらいまで私は試行してそれから本格的に実施するというふうな計画を先程はちょっと立てているようには聞こえたんですけど、私は非常に大きな重要な問題で、すぐ結果は出るものではないと思いますので、試験的に第三次くらいまでやって、そして本格的に実施に移すというふうにしなければいけないんじゃないかというふうに考えておりますけど、再度その辺の見解をお願いします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 一次、二次、三次と、試行ということでありまして、来年度とりあえず試行していきます。それから24年度から給与以外の昇任・昇級とか、人事に関して取り入れていくということになると思いますけど、それを先程言いましたように、常に見直しを行っていくということで、二次、三次の試行というよりも入れながら当然やる中で、ここはちょっと改良した方がいいのかなとか、そういうのが恐らく出てきております。やはりローリングしながらやっていくということで、試行と同じような形になるのではないかなというふうには思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） とにかくですね、他の市も当然参考にしながら、佐伯流の勤務評定規程を早急に作成することによってそれが適正に運用されていることによって、職員の意識改革、そして人材育成が図られ、なおかつ市民サービスが向上するということは、間違いないと私も確信をしておりますけど、とにかく早急な策定、そして試行をよろしく願いたいと思います。これは要望に代えさせていただきます。続いてですね、イの昇任昇級勤勉手当についてなんですけど、どのような基準により決定をしているのか、お伺いいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まず、昇任は退職者の状況や組織の見直し等に影響を受けますので、現在は人事異動を行う中で検討をしております。また、対象となる職員の経験年数あるいは職歴はもとより、これまでの勤務状況等に関する情報を収集して決定をしております。また、昇級については、長期休職者あるいは懲戒処分を受けた職員に対する抑制措置は定めております。その他の職員については、現在のところ勤務評定規程が整備されておりませんので、通常の昇級については、標準の昇級号数に決定をしてきておるということでありまして。それから勤勉手当についても、長期休職者等除く職員については、一律に人事院勧告に基づく率で支給しておるということです。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 今聞くところによりますと、何となく基準はあってないような感じが受けられます。つまりですね、確立したシステム化というのをやっていないと思うんですけど、ということになれば、辛口でいいますと、大した基本資料もなく任命者の主観的判断でその場限りの人事評価になっているのではないのでしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） その場限りということじゃないんですけど、今後勤務評定を作成して人事考課制度を取り入れていく中で、きちっとしたそういう書類的にも数字的に出てくるということでありまして、現在その制度を作っていないというだけで、先程答弁しましたようにそれに見合ういろんな情報収集とか、その職員の管理、それは職員係の方できっちりとできております。それで人事異動にしても1週間、2週間でできるわけではありません。おそら

く毎年約3か月くらいかけて、人事異動というのが決定していつておるといこと、やはり該当するところの課では、慎重な上にいろんな情報を入れながらやっておるといこと、さらに、人事考課制度を取り入れてきっちりとした制度で、数字的に誰が見てもわかるようなそういう制度を取り入れていくと、今後はそういうことあります。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 職員がですね、新規採用されたときはですね、どこの新入社員も一緒だと思うんですけど、誰しも一生懸命頑張って夢を持って目標を持って働くわけなんですけど、それが5年経過し、10年経過していきますと、悪い意味でマンネリ化のパターンとなってしまう傾向が非常に強いわけなんですけど、頑張っても頑張らなくても、昇任、昇級、勤勉手当、ボーナスが同じというような今の仕組みの時代はもう既に終わってしまったんじゃないかなと思います。やはり、民間企業が行っているようにもし給料が同じなら頑張って会社のために貢献した人は、やはりボーナスで差をつけているように、この勤務評定をすることにより職員のボーナスにもやはり格差をつけるべきではないのでしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 議員のおっしゃるとおりだと私も思っております。ただ、うちの職員どこにいても一生懸命ベストを尽くしてやるということ、皆やっておるとは思いますが、やはり絶対評価ではなくて相対評価、いわゆる誰と誰とを比較したときにはどうだと、これはもう絶対出るというふうに思っております。それで先程言いましたように勤勉手当についても、人事考課制度の中で、これはまだ案ですけど、S・A・B・C・Dというような5段階ランクをつけて、特に下位のものについては早めにそこらの成績を加味していきたいというような、今考えであります。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） この勤務評定規程並びに人事考課制度というのはですね、最終的にはそういった評価をつけて5段階と部長が言いましたようにつけて、やはりボーナス等にも格差をつけて昇任、昇級もですねつけるのが目的でそういったことをやるのではないかなと思っております。最後にですね、市長にお聞きしますけど、4月の異動並びにこの昇任に当たってですね、市長はどのような評価で任命を行ったのか、その基本的な姿勢をお伺いいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。井野上議員の御質問の中で、4月の人事異動ということですが、これはだいたい12月頃から各担当部長にですね、適材適所にどういう職員がどういう形であるのかというのを調査をし、また総務部長を含めて全体的な把握をしています。特に私が異動に関してする事件については、主に課長級以上ですね。対象として、そうした中での昇任をやっております。そうした中で、3月中旬くらいにだいたい原案を作りましてそれで再調査をしてやっているということ、1か月や2か月ではなく、約3か月以上かけて、またその間私の方も市長室に入るとき、またいろんな方の答弁、また日頃の仕事ぶりというのをですね、私なりに見ながら判断をさせていただいております。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 市長答弁をいただきましたので、続きまして、ウの適材適所の人事異動についてお伺いいたします。各課に専門的な知識に精通した職員が少ないのではないかと、また研修・育成はどのように行っているのかお伺いいたします。それから、振興局の人事配置と今

後のあり方について、行革により振興局の人数も減っているが、地元出身の職員をせめて半分は残すべきではないか、またそういった基準は設けているのか、お伺いいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 業務に必要な専門的知識に関しては、職員が実務を行う中で自ら調査したり、前任者や同僚職員等に指導を受けながら習得していくものではないかというふうに考えております。またこのような職場の持つ研修機能は、近年注目されており、本市の人材育成基本方針においても職場研修として位置づけ、積極的に進めていくこととしております。なお、大分県市町村職員研修センター財団法人の大分県の市町村職員研修センターで実施する研修については、毎年120名程度参加をさせております。その中で、税務・財務・契約等の実務研修については毎年数十名の職員も研修に参加をしておるということでありまして。それから業務に必要な資格に伴う研修については、またそれぞれの課で対応しているところがあります。つぎに、振興局の人員配置についてですが、職員配置に関する基準は特に設けておりません。合併後、行革に伴う組織改変で、地域間の職員交流を進めていった結果、現在弥生振興局と本匠振興局については地元出身者が半数を下回っておるということです。今のところ、特に業務に支障が生じている旨の報告は受けてはおりませんが、今後も業務や組織、機構の見直しを進めていくこととなり、振興局の職員数も減少していくことが予想されていますので、地域の実情に詳しい職員の配置については、これまで以上に配慮はしていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） まずですね、各課に専門的な知識に精通した職員が少ないということと、研修・育成についての質問を先にしたいと思っております。職員の場合は、大体同じ課に一律ではないんですけどだいたい3年ほどの配属期間で、仕事の内容がわかってきた頃に異動というケースが多いわけですが、結果各課では住民のニーズには応えることができていないのではないかなと思っておりますけど、その辺3年で異動という、まあ平均的ですね、多いわけなんですけど、その住民ニーズには応えていないと思うんですけど、どうでしょうか

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） これは職員の人事異動というのは、これは特に公務員、主に事務職ということで、求められるのは特定分野のスペシャリストではないということでありまして。オールラウンダーでなければいけないんじゃないかと。いろんな業務、いろんな職種を経験して、私はいつも言うんですけど、市役所の中はいろんな業種が入っていると。建設業が入ったり病院が入ったりいろんな商店が入ったり、いろんな業種があると思います。それを将来だんだんと上に積み重ねていくに従って、やはりいろんな職場も経験しないとオールランドプレイヤーというふうにはならないんじゃないかというふうに思っております。反面、ある程度のところはやはり専門職というような形で配置をしていかなければいけないというようなところもあると思っておりますけど、やはり若いときにいろんな経験をして、いろんな職場を回って、また人脈を作るとか、人を知って将来になったときに幅のある職員になっていただきたいというふうに思います。それと、住民の期待に応えていないんじゃないかということではありますが、多分1年目ではなかなかわからないということではありますが、一つの職場の中では全てが同じ年数じゃない。やはり経験のある職員もおりますし、そこを上手く調整しながら係長、課長の段階でいろんな職場の中でミーティングしたり、そういう

とこでやっていかないといけないということで、今言いましたように一つの職場で皆が若いわけではない。やはり経験年数を持っている人もいるし、その中でうまくやっていくというのが業務の中での職員の仕事ではないかというふうに思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 部長の答弁です、職員のオールラウンドプレイヤーにならなければいけないということなんですけど、今職員が1,000名近くいるわけなんですけど、その中にオールラウンドプレイヤーが何名いるのかちょっと疑問な点もありますけど、せめて各課に最低2名から3名くらいは非常に詳しくて、何を聞かれても90%くらいは説明のできる人材が、私は必要だと思います。現在、非常に少ないように感じます。本年度、そのために聞くところによりますと税務課では自治大学へ2名、そして商工振興課は大阪事務所へ1名、そして観光課はツーリズム大分へ1名派遣ということは、私は大変よいことだと思っております。しかし、まだまだ多くの職員は外に出してこういった自治大学等も当然勉強していただかなければ、税に関してのですね、いけないわけなんですけど、特に私は、民間企業で研修をさせて専門的知識を学ばせることが必要だと思います。現在4名の外へ派遣ということなんですけど、あと4名なんかは民間企業で専門的知識を学ばせるために派遣するというのはいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 現在のところ、佐伯市の独自で派遣ということは考えておりませんが、平成23年度から大分県の市町村職員研修センターで県内の企業への短期研修派遣を希望する自治体があれば実施する予定となっております。本市はこの研修制度を利用して派遣を検討したいと、申し出はしております。なお、現下の経済状況の中、民間企業への派遣は受け入れ側の体制、正直に言いますと受け入れ企業が少ないというようなことでありまして、制度として定着するには、厳しい状況にあるのではないかなというふうに思っておりますが、やはり職員研修で、先程言いましたように自治大学とか大阪事務所、派遣をしておりますので、やはりこれもアンテナを張ってですね、こういう機会があれば、やはり考えていかないといけないんじゃないかというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 県内企業は1社研修生を受け入れると、今は公募中ということなんですけど、是非強い要望をして短期間で研修をさせていただきたい。そして、東京、大阪、福岡等には佐伯との県人会等ありますので、佐伯出身の方が社長になっているような大きな企業には、市長が出向いて、是非人材育成のためにお願いしますというふうな、研修のやり方もあるんじゃないかなと思っておりますので、検討していただきたいと思っております。それから、地方分権が非常に進む中、権限移譲を国から県へ、県から市へと移譲され、多くの事務事業の処理があるわけですが、今までは3人で3人分の仕事をしていればよかったわけなんですけど、ここ近年ですね、やはり一人で3人分の仕事をこなさなければいけない時代が来ています。全体的に少ない人数で、やはり能率を上げる配慮がなされているのか。なされてあまりいないのじゃないかなと思っておりますのでその辺の見解があればお願いします。それです、先程言いましたように、どここの研修に120名参加してます何十名参加してますという、その研修ということで非常にいいわけなんですけど、その研修の成果があまり私は出てないように感じております。やはり研修というのはただ消化すればいい、参加すればいい

いというものではなくてですね、やはり人材を育てなければ意味がないと思います。よく、第三者から佐伯の職員は人材不足と、その辺を言われても仕方がないのではないかなと思いますけど、見解があればお願いします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今から一人が三人分ということでありまして、やはり行革の中で、職員数を減らしていく中では、やはり質を上げて、今まで一人が一人分であったのを一人が1.5とか、そういうふうな職員になっていくように研修をしていかなければいけないということで、研修がすればよいのではないかということではないと思います。やはり、こちらがこの研修を受けなさいと与えても、個々の職員のやる気の問題だというふうに思っておりますし、ほとんどの職員はおそらく自分でその課にいけば、税務にいけば税務の本を買ったりして勉強をしているのではないかと。それとまた、いろんな部署にいけばその本を買ったりして、やはりそれぞれが勉強をしていってるんじゃないかというふうに思っておりますし、とにかく議員の言うように研修をただやって受けるとしても、自分がやる気がなければおそらく身につかないというふうに思います。最初の方で答弁しましたように、やはり個々で勉強をしていかなければ上がっていけない。そういうことで、逆に言えばですね、そういう勉強するための研修もしないといけないんじゃないかなというふうにも思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 研修をしてですね、そして人材をたくさん育てていっていただきたいと、これはもう当然のことなんですけど、お願いしたいと思います。それから適材適所とすることをよく言われるわけなんですけど、ここ数か月間の間に職員の休職者というのが非常に多くなっているように聞いておりますが、1,000人近い職員がいる中で人事ももう3か月くらい前から来年の人事もぼちぼちかかっているんじゃないかなと思いますけど、この休職者が多いと言うことは私は適材適所となっていないんじゃないかなと思いますけど、その辺いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今、メンタルでの休職者が、職員が一応1,044人の中で6人ということでありまして。率にすると0.57%くらいですか。それから休職の原因については、個人それぞれで必ずしも人員配置によるものとは考えておりませんし、メンタル面の対策として、庁内の中に労働安全衛生委員会というのがありまして、いろんな人員が入っております。またその中で、産業医とすることで米水津の診療所の先生も入っていただいておりますし、その中でいろんな検討もしていっております。特にメンタルヘルスについては、これはやはり今からかなり力を入れていかなければいけないんじゃないかなというふうには思っております。そういうことで、今後総務課の方に専任の保健師を配置する予定にしております。来年4月以降ですね。そういう中で、やはり職員に対して相談体制も十分取っていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 非常に経済情勢の厳しい中で職員も頑張っているとは思いますが、やはりメンタル面で休職する方が年々、今後私も増えていくんじゃないかなと思っております。休職者が多いということは、やはりどこかに問題があるというのと、本人の性格とかやる気とかいろいろな面もあると思っておりますけど、先程専任の保健師を配置して極力減らすよう

にするということなんで、その辺メンタル面での休職者が出ないような対策をしっかりとやっていたかと思えます。それから続いて、振興局の人事配置と今後のあり方についてなんですけど、各振興局の地元出身者の資料をいただいたわけなんですけど、現在各振興局16名から24名体制でやるとるわけなんですけど、当該振興局のですね出身者数を見てみると、先程部長が本匠そして弥生は少ないということなんですけど、再度私は大変ばらばらな当該振興局の出身者数であるなと思っております。なぜならば、再度確認の意味で言いますけど、特に本匠振興局員16名中5名、約32.2%、それから弥生20名中8名、40%と大変少なく、また逆にですね、蒲江は79.1%、宇目が73.6%と大変多いわけなんですけど、やはり地元の状況がわかる職員を20名いれば10名は、半数はやはり地元の職員を置くようなローテーションをするわけではないかなと思っておりますけど、先程の答弁では、あまりそういったローテーションを組むことは考えてないということなんですけど、私は組むべきではないかなと思えますけど、その辺再度見解があればお願いしたい。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 確かに一部の振興局については地元職員が半数以下となっておりますが、それもあくまでも弥生については20名中8名ということでありまして、この中に20名の中に広域出身というのがおります。3名ほど弥生の方にはおりますけど、この分については、数に数えておりませんので当該振興局出身者数に数えておりませんので、弥生についてもだいたい半分くらいはいるということだと思います。そのことで、ここ1、2年で任用替えした職員を振興局の広範囲で多種多様な一般業務を経験させるということで、振興局はどっちかというところと浅く広く全般的な業務になりますので、やはりその任用替えの職員を慣れさせるというようなためになるべく振興局の方に配置したという経過があります。ある意味過渡期ということでありまして、この経験を生かしながら今後の職員の配置を考えていきたいというふうに思っておりますし、やはり合併した以上は1市8か町村、私はいつまでも町の職員、村の職員ではないということで、やはり佐伯市全体を見渡せる職員。例えば蒲江の人が宇目に行こうが、宇目の人が蒲江に行こうが、それはそれでやっていかないといけないというふうな見解ではありますけど、なるべく今の状況からいけばそこらは考慮していきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 現在、各振興局は市民サービス課、そして地域振興・教育課等あるわけなんですけど、市長にお聞きしますけど、将来的にこの振興局の人数と今後のあり方についてどのように考えているのかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 振興局のあり方ということなんですけど、これは現在10年間については振興局という体制をしております。これからのあり方についても、国の情勢その他においては振興局に対する、要するに過疎化の問題と絡めて、どうした形で職員配分が可能かということも深めてやらなければならないと思います。特に合併ということになりますれば、この振興局を廃止するのかといっても、なかなかこれは廃止できない。例えば旧佐伯市で、昔合併したことがあります。これは、議員のおられる青山、下堅田、木立等にしても、合併をしたのが昭和30年なんですけど、昭和50年代までそこに出張所なり置きながら、地域との連携はとっていたということですが、現在はそうした中で、非常に地域によっては青山よりも弥生や本匠、

直川の方が近いんじゃないかという方もおられます。そうした全体を見たときに、交通の体系、それから住民におけるサービスを勘案しながら地域地域における考え方を持たなければならぬということ、現在ではそうしたことを踏まえながら、これからの体制を作っていかなければいけない。現状では今の振興局体制を維持しながら地域との活力、また地域との連携をどうあるかということを考えてやらなければならないと思っております。将来的な話というのは、まだまだできる状態ではございませんが、地域における活性化を、私ども合併してよかったというまちづくりをしなければならないということで、振興局の位置づけは非常に大事だと思っておりますし、また先般私もタウンミーティング以外に今回地域審議会の委員の皆さんと全部会議をさせていただきました。それぞれのいろいろなお話もさせていただいておりますが、振興局のあり方をどう思っておられるのかということもその皆さん方に、15名委員がおられるわけですが、そうした話もしながら、やはり私どもに取りまして、振興局は現場であり、私たちのその中の情報発信基地であることを再確認し、振興局をどう活用するかということも地域審議会の役目だということも話させていただきます。振興局におきましては、先程も言いましたように、合併後、行革をし、そうした中での配置数は少なくなっておりますが、いろいろな中で連携をしながら振興局についてももう一度これは問い直していかなければならないと思っておりますが、現在の状況ではこれからのあり方ということは、そうした中を話しながら進めていく必要があると思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） それでは、大きな2点目の、陸上競技場についてお伺いいたします。陸上競技場の現状と、第2種公認陸上競技場としての2年後の検定に向けての方針について問う。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） お答えいたします。現在の陸上競技場の状態でございますけど、平成4年度に新設をいたしまして、現在18年を経過をいたしております。これまでは部分的補修や改修により対応をまいりましたけれども、使用頻度は結構高いということで、全体的に摩耗や破損が生じておるのが現状でございます。競技中、練習中に転倒、けが等の恐れもあって、早期の改修が必要であるというふうには認識を致しております。次に、第2種の公認陸上競技場としての2年後の検定に向けての方針についてという御質問についてでございますけれども、前回の検定の際に、早急の改修をと指摘されて、現在は前回の検定時よりも全体的に摩耗や損傷、痛みが進んでいるのが現状でございます。そのため、公認を受けるためには全面改修をする必要があるというふうには認識をいたしております。しかしながら、この全面改修といいますと、費用として約1億6,000万ほど、またその他に2種の公認を受けるために備えておく器具として1,400万円程度の多額の費用が掛かるという状況でございます。また、第2種にするか第3種にするかということの公認種別につきましては、過去の大会の使用頻度等を考慮しながら今後検討していきたいというふうに思っております。また、それに必要な予算等も確保に向けて努力をまいりたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 陸上競技場がもう現在既に18年を経過をしておるということで、これまでに平成13年あたりにコースの部分的な補修等も行って、この検定というのは5年に1回なんですよね。前回の検定の時も、もうだめじゃないかなと半分諦めかけていた方も多いとは思いますが、なんとかごまかしごまかしといったら大変失礼になるんですけど、検定は通った

ということでしたけど、もう既に限界が来ております。特に100mを走るあのコースの所はもうぼこぼここといたら悪いんですけど、それからコーナーの所もちょっとへこんでいるような感じも見受けられます。2種と3種の違いというのは、器具を常時備えているかそれか器具が足りない場合は他から借りてきて大会が運営できますというのが3種なんですけど、2種の場合常時器具を備えておかなければいけないということで先程言いましたように1,400万円掛かる。3種の場合話を聞くと370万円くらいで、今のところそろんじじゃないかなということなんですけど、2種にしても3種にしてもその下に4種というのがあるわけなんですけど、できれば私は2種で検定を受けるようにしていただきたいと思うんですよ。この2種でも3種でも結局はコースの張り替えですね、これはやらなければいけない。1億6,000万ほど見積もりを取って掛かるんじゃないかなと思っておりますけど、もうこれは限界がきておりますので、是非新年度予算、来年の3月に入れて、工事も1か月2か月で済むものじゃないと思うんですよ。何か月かは掛かると思いますので、是非新年度予算、3月に入れて、要望みたいな質問になりましたけど、その辺どのように考えているのか、金額も大変張るといことなんですけど、見解があればお願いします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 井野上議員の御指摘のとおりですね、大変げが等の心配が起こっております。小さな補修については逐次行っているんですけど、全体的に摩耗しておるといような状況でございます。先程申し上げましたように、全体改修をするということになると、1億6,000万ほどの改修費が掛かります。これにつきましては、現在の財政状況等も踏まえ、なかなかゴーサインが出ません。そういう中で、部分的、例えば検定を受けるためにはホームストレッチの部分の100mだけでも改修をして、あとは年次計画でということであれば2種検定も可能ではないかというふうな意見も聞いておりますが、ただ先程言いましたように、2種と3種の違いは必要器具のそろえているかないかという問題でありまして、過去18年間、2種の大会は一度も行われていないというのが現状であります。そういった面も踏まえて、今後2種の検定を取るのか3種を取るのかという部分についても検討の余地はあろうかというふうには思っております。教育委員会としては改修に向けての財源的な部分を含んで財政局の方にもお願いをしていくというふうな方針でございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 2種の公認を取ればですね国際大会まで開催できる、3種の公認であれば九州大会まで可能ということなんで、先程次長が言いましたように、国際大会まではここ18年間やったことがないというか、やった経過はないということなんですけど、どっちにしるグラウンドを張り替えるのに1億6,000万掛かって、2種の器具が1,400万で、3種の器具を買うことで370万ということは、大ざっぱに計算したら1,000万くらいしか変わらないんですよ。国際大会を開催できればいいわけなんですけど、なかなかその誘致等も難しいとは思いますが、できたら2種で検討して、どうしてもだめということになれば今答弁をしましたように財政的にも厳しくあれば部分的に補修しながら検査を受けるといったら悪いんですけど、そういうふうなやりかたも、よくわからないんですけど日本陸連や県の方と協議しながら進めていかなければ、佐伯だけでこういった判断もできないとは思いますが、最終的には市長の決裁になるわけですよ、新年度予算。市長はこの陸上競技場の大幅な張り替え、大変なお金が掛かるわけなんですけど、市長が印鑑を押せばいいわけなんですけど、簡単に押す

といっても金額が張るわけなんですけど、どのようにスポーツ振興を踏まえて考えているのか、答弁があればお願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井野上議員の質問ですが、予算ということなんですけど、これは私が判を押しても議会の皆さんの了解を得られなければならないし、また、非常に多額の金を要するというものの一つに、陸上競技場は一部分が下がっているということなんです、工事の関係で。そうした部分がこれだけの張り替えだけで1億6,000万掛かるんですけど、その張り替え以外に下がったものを補修すると、またそれ以上に掛かる可能性がある。またそれ以外に、全体的に言えば平成3年度にできたのが、野球場ができました。平成4年度にこの陸上競技場ができました。この両施設も約20年近くたっているの、全体的にどう改修するかということもやはり考えていくのに、単独的に1億6,000万全く補助金もありません。そのものを出さなければいけない。合併する前も市町村の税額全額が吹っ飛ぶというような金額になります。そうした中で、私どもは教育委員会としながら、市民の皆さんにいろんなことを考えながらどう落としていくかということも基準を作っていかなければと思っています。先程言いましたように、実はこれ20年という一つの方式があるんですけど、どの程度改修することによっていいのかということで、今回教育委員会からいろんな要望を聞いております。全体的な財政問題ですので、市長の判一つということには相成らない部分があると思いますので、これをするためにどこから持ってくるのかと、例えば1億6,000万あれば一般事業であれば学校の改築その他に、また大規模改修等にしても10億円近い事業ができるわけです。そうしたことをしたときに、この1億6,000万というのは非常に大きな金額であるということを考えながら、私どもは今、教育委員会サイドについては優先的には学校のいわゆる耐震強化を最優先をしております。全体的なバランスを考えながら、これについては即答を差し控えて、十分内部で検討をしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） この陸上競技場の予算計上も、今年度も上げているということなんですけど、昨年度も上げていたんじゃないかなと、聞くところによりますと上げていたようでございます。一般財源からの持ち出しということで、大変金額的にも大きく、厳しいとは思いますが、もし、期間もありますので、県、それから国からの補助金等、どこから少しでも持ってこられるようなのがあれば是非検討していただきたいと思えます。以上で一般質問は終わります。

議長（小野宗司） 以上で、井野上議員の一般質問を終わります。

次に、21番、渡邊一晴君。

21番（渡邊一晴） 改めまして、おはようございます。21番、新風会所属の渡邊一晴でございます。通告に従いまして、一般質問を致します。初めに、蒲江地域の小学校の学校統合についてお尋ねをいたします。我が国の教育史を振り返ると、明治維新の改革で、明治政府がもっとも力を入れ、豊かな近代国家を創造、建設のために最重要施策と位置づけ、国家目標として強力に推進したのが、国民教育でありました。全国津々浦々の小さな集落にも、国策と地域住民の協力と熱意により小学校を設立し、明治、大正、昭和の大戦までに全面教育を推進したのが今日の日本の繁栄の礎になっているともいわれられております。昭和22年3月に教育基本法が制定され、国民の教育水準を向上させ、勤勉さと相まって大いなる努力により有

史以来の富と、世界 1、2 を争う経済大国を築かれてまいりました。しかしながら、ここに来て急速な少子高齢化社会が到来しております。本市におきましても、その例外ではありません。平成22年 3 月に策定のさいき子ども育成支援行動計画の出生数の推移、子ども 0 歳から 9 歳の人口の推計があります。特にその中で、旧佐伯市の 0 歳から 9 歳の子ども人口推計を行っていますが、平成14年に4,504人であったのが、平成24年には3,888人であり、平成14年より約13.7%、600人以上減少すると予測をされております。旧郡部においては、なおこの減少率が高いと思われます。蒲江地域の小学校児童数の推移を見ますと、平成21年度が348人、平成28年度が228人と推計されており、実に120人の減で減少率は34.5%であります。このように、少子化による児童数の減少は、今後もなお続くものと思われまますが、このような状況下の中、現在推進されております、蒲江地域の小学校統合 1 校案についてお伺いをいたします。平成19年度より、計画の取り組みがなされておると伺っております。これまで、尾浦小学校が平成20年 4 月 1 日に統合、平成22年 4 月 1 日には波当津小学校、また平成23年 4 月 1 日には猪串小学校の統合が予定されておるとのことではありますが、平成19年度に区長会、PTAなどに説明会を実施している経緯がありますが、説明会を持った経緯、またその時点での教育委員会の計画、また説明会での地域の意見等はどのような状況であったのか、併せて今回10月21日から11月 8 日まで各校区 8 会場で計画説明会が行われておりますが、その内容と地域の意見は総括してどのような状況であったのか、まずお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 渡邊一晴議員の、蒲江地域の学校統合の説明会についてのお答えをしたいと思います。まず、説明会を持った経緯でございますけれども、平成19年 3 月に策定をいたしました佐伯市の長期総合教育計画、その教育計画におきまして適正な学校規模ということで小学校は複式によらない最少人数での 6 学級以上、中学校は 3 学級以上、これを標準としまして、今後10年間を見通して統廃合を含めた適正化を推進していくというふうに規定をしております。適正化の方向としましては、2 複式のある学校、またはそれに準じる規模の学校を適正化の対象としまして、平成23年度までに統合する方向で検討していくというふうに定めております。この方針に基づきまして、平成19年度に小学校統合の説明会を行っております。その説明会におきましては、当時の全ての小学校をまとめて 1 校に統合するという 1 校案と、もう一つは、蒲江小学校、上入津小学校、西浦小学校及び蒲江小学校の名護屋分校という形で分校として残し、3 校 1 分校案という二つの案を地元の方々に説明をいたしているところであります。全体的な意見としては、小規模校にも優れた面があると、あるいは、地域と学校とのつながりがなくなるというような反対の声も結構多く、大きな進展が見られませんでした。先程、議員がおっしゃったように、平成20年の 4 月に尾浦小学校、22年の 4 月に波当津小学校が統合され、また猪串小学校も今年度末に統合という形で予定されておるわけでございますが、蒲江地区全体の小学校の児童数の推移を見たときに、6 年後には先程も議員がおっしゃったように100名以上の児童数の減少が見られるということで、森崎分校というのは 3 年生まででございますから、1 複式でございますけれども、6 年後に蒲江小学校を除くその他の学校では 2 複式になってしまうという状況が予測されます。こういう中で、最近になりまして地域の方々あるいは電話等で教育委員会にも 1 校統合を進めてほしいというような要望をする声がたくさん聞かれるようになりました。そのような背景を踏まえまし

て、将来にわたって蒲江地域の子どもたちの教育環境を整備するという、その必要から今回統合案を提示するというにいたったわけでございます。それから、説明会につきましては、1校統合案を説明してまいりましたが、10月21日の西浦小学校区を皮切りに、11月4日の楠本小学校区の説明会まで8区を説明させていただきました。事前に蒲江地域全体にチラシを配布したり、あるいは保育所、幼稚園、小学校、中学校の保護者の方々に案内状を配ったり、あるいは無線放送で周知をするというような方法をとって、説明会を開いております。地域の方々、あるいは保護者、それから区長さん、というような方々が15人から49人の幅で出席いただいております。総数で213名、平均をしますと26人ということになっております。意見の中身でございますが、まとめて簡単に御説明いたしますと、一つ目は学校が廃校になることによって、地域と子どもたちとの交流が衰退したり、地域の活性力が減退したりするのではないかとというような御意見、それから二つ目に、廃校後の校舎の施設管理をどういうふうにするのか、あるいは三つ目に、通学にかかるスクールバスの運行、あるいは自転車の利用について、四つ目に、小中一貫教育の教育内容について、五つ目に、放課後児童クラブ等の開設はどうするのか、それから、今後の統合の日程等、このようなことに多くの地域で質問が出されております。しかし、全体的にこの統合案に対しての基本的に反対するという御意見はなかったというふうに認識しているところでございます。以上でございます。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 経過につきましてはよくわかりました。それに関連しますので次の事項に移りたいと思います。教育のふれあいトークについてですけれども、平成19年の3月に佐伯市長期総合教育計画が策定されております。この策定期間中に、教育全般における、地区夜なべ懇談会、いわゆる教育ふれあいトークと銘打って、懇談会が開催されておりますけれども、このことについてもいわゆる統合等の、この時点から話があったのかどうか、このことも併せて、教育ふれあいトークについての内容等の状況をお尋ねしたいと思うのですが。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。教育ふれあいトークについてでございますが、これは平成18年度に、先程お話しをいたしました佐伯市長期総合教育計画、これを策定するに当たりまして、多くの市民の皆様方からのいろんな教育にかかる御意見をうかがいたいということで、地区夜なべ懇談会ということで、各市内の9地区を回りまして実施しております。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） それでは状況、経過、地域住民の意見というような状況はわかりましたので、次にいきたいと思っております。蒲江地域の小学校統合計画の基本方針についてです。私はこの統合について、異論を唱えるものではありませんけれども、学校統合はそれぞれ地域全体の問題であるというようにとらえております。児童数や学級数の推移、または先程の答弁でもありましたが、これまでの経緯等勘案すれば統合推進の方向の話が出てきてもやむを得ないのかなというように、当然かなというようにも判断をしております。そこで統合の基本方針について、具体的な内容、統合の方針についてどのようにお考えになっておられるのかお伺いをいたしたいと思っております。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。統合方針についてでございますが、まず、蒲江翔南中学校の敷地内に、新たに統合小学校を建設いたしまして、平成28年の4月1日を目当てにい

たしまして、上入津小学校、楠本小学校、西浦小学校、河内小学校、蒲江小学校及び名護屋小学校の6校、並びに名護屋小学校森崎分校を1校に統合するものでございます。なお猪串小学校につきましては、平成23年4月に名護屋小学校と統合予定でございますので、統合対象とはなっておりません。統合後は、蒲江翔南中学校と隣接するところから、小中一貫教育というものを目指して、推進していく予定でございます。また、統合に当たりましては、保護者や地域の方々と協議をいたしまして、可能な限り意見、御要望等をお聞きしていくつもりでございます。また、このたびの統合案につきましては、実現が5年先になるということで、それまでの間、保護者や地域の方々から個別に統合の要望があった場合には、教育委員会で状況に応じて1校統合にいたるまでの間、事前に隣接校との統合を行っていくことも可能であるというふうに考えております。以上が統合の基本方針でございます。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 今、教育長さんの御答弁の中で5年先になるわけですがけれども、その間希望があれば隣接の学校に統合すると。その希望という、地元からそういう意見が出ているのでしょうか。ちょっとその辺のところを。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。現時点でそういった希望は出ておりません。ただ、そういった可能性がある場合は、それに応じる姿勢はございますという意味でございます。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） わかりました。それでは次にいきたいと思えます。これも議長あの4項目ほどあるんですけど、事業として一体ととらえて質問させていただきたいと思えます。統合の小学校の建設計画ですがけれども、まず建設場所、まあ場所は先程話しにも出しましたが、それから建設時期、それから施設整備と通学方針等を具体的にどのようにお考えになっておられるのか現在の計画をお示し願いたいと思えます。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。先程の答弁と若干だぶるところも出てくるかもしれませんが、まず建設場所は蒲江翔南中学校の敷地内に建設。それから建設時期につきましても、平成28年の4月1日を開校を目指すということです。それからこれからの大体の予定でありますけれども、22年度中に地域住民、そしてPTAの方々から同意が得られれば平成23年度、来年度に仮称でございますけれども、建設検討委員会を設け、小学校建設に向けた具体的な調整を行ってまいりたいというふうに思っております。そして24年から27年にかけて各種の工事を進めていくというのが概略でございます。それから、施設の整備方針につきましては、現在の予定では校舎、体育館、プールの建設を予定しているところであります。また、小中一貫教育を行うために現在の翔南中学校の施設についても改造の必要が出てくるということでございます。それから通学方針につきましては、通学距離3km未満の児童については、市内全体の通学規定にしたがって徒歩通学というのが原則となります。それから、3km以上の児童につきましては、通学費の補助制度を行い、通学補助を実施していきます。その際、路線バスの利用であるとか、あるいは蒲江翔南中学校のスクールバス同乗というようなことも検討いたしまして、これが難しい場合は新たなスクールバスの運行ということも行っていかなければならないかもしれないというようなことを考えているところでございます。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 概略はわかりましたけども、まだ現時点ではいわゆる予算規模といたしますか、事業費等の見積もりといたしますか、見込みは算定されておられませんか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 建設費用につきましては、まだ具体的に構想というものが固まっていない状況でございます。一応原案は持っておるんですけども、皆様方からの御意見をお聞きした上で、もっと詰めていかなければなりませんから、その部分はまだはっきり決まっておられません。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 私もですねあの、まあ教育長さんも御存じのように地区の校区の説明会に一校区の地域住民ということで参加、出席をさせていただきましたけれども、その場所でも若干意見を申し上げましたけども、今の概略の配置図を見てますと、先程言いましたように体育館やプールが随分予定校舎から離れた位置にあるなということで、そういった図面を見たときに素人考えではありますけども、そういう思いがしたわけでありまして。児童の利便性といえますか、利用効率化、そういったものを考えるとなるべく校舎の近い方がいいんじゃないかなというように考えますので、そういったところも是非参考意見として取り入れていただきたいなというように思います。それからですね、佐伯市総合計画の教育文化分野の教育環境の整備の具体的な取組の2項に一定規模の学習集団による教育効果を確保するため、学校・園規模の適正化や学校給食施設等の適正配置に取り組むとうたわれております。今回この1校案について、給食の関係は一切触れられておりませんでしたけども、蒲江の場合は給食センターがあるわけですけども、説明会では現状のままでいくということの説明のようであったんですけども、当然もう1校という形になるわけですから、離れたところでやるということになればそれだけの経費も給食センターの方に掛かりますしですね、これは今すぐということではないんですけど、将来的に見て、この給食センターについてのひとつの課題になるんじゃないかなというような気がいたしておりますので、是非将来的にその辺のところの問題も考えていただきたいなというように思っております。次にいきます。先程若干、今後検討委員会等を設置するというお話もございましたけれども、具体的に統合のいわゆる地域との合意形成を図るためには、地域や保護者と十分な協議が必要と思われませんが、これからいわゆる最終的な結論を出すまで、それでまた実施に当たって今後の取組といたしますか、3月までに結論を出したいということですけども、具体的にその結論を出すまでの取組、これについてはどのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 今後の具体的な推進についてでございますけれども、地域の住民の方々、保護者とこれからも協議を進めてまいりたいというふうに思っておりますが、蒲江地区の区長会を中心に協議を深めてまいりたいというふうに考えております。23年の2月の中旬から下旬をめどに、統合についての地域の方々の同意をいただきたいということでございます。それから、各学校のPTA会長さんを中心に、PTAの方でも同じく2月の中旬か下旬をめどに統合についての話し合いをしていただき、同意をいただければというふうに考えているところでございます。2月末までに地域及び保護者の同意をいただければ23年度から区長会あるいはPTA、有識者などで構成する建設検討委員会を組織しまして、その中で統合に向

けた施設整備とかそれから小中一貫教育の内容等についても協議をし、調整を図っていきたいというふうに考えております。ですから、今年度中に大体の同意を得て、そして23年の初めから実際の具体的な動きに入っていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 若干蒲江の翔南中学校の統合の時に、若干まあいわゆる手順といたしますか、違うなあと思ったんですけれども、蒲江の翔南中学の場合は統合の前に、統合問題の検討委員会を平成8年にですね、14年に蒲江翔南中学校は結合しているわけですけど、平成8年に統合問題の検討委員会を設置して、それからその答申を受けて蒲江中学校の統合推進協議会を平成11年に設置をしておるような状況なんです。今回の手順については、いわゆる同意を得られればそれから実施に向かったの検討委員会を設置して施設あるいは整備の検討をするという考え方のございますけれどもそういったことによろしいですね。ただ、いろんな地域住民の意見を聞いてみますと、つい昨日おとといですか、教育委員会の課長さんの方から全地区の状況のお知らせがあったわけですけども、若干目を通してみますと、やっぱり何といっても心配されるのは通学路の意見が多かったようにあります。蒲江地域、私ももう当然翔南中学の時から通学路の問題が地域住民から非常に強かったわけでありましてけれども、蒲江地域を循環しておる国道388号は、通学通勤を始め、地域の農林水産業や観光振興等に大変重要な役割を、なお地域生活の幹線道路であることはいうまでもございせんけれども、道路整備があれから年々進んでいるとはいえ、まだまだ未改良部分がかなりあるということで、特に畑野浦から竹野浦河内間、私の校区も含めてですけども、それから波当津、葛原、丸市尾間、こういったところが統合の地域住民の、統合はいいけれども、通学が一番心配だと。過去にも、これは蒲江高校があった時代なんですけども、高校生が交通事故で亡くなったり、私の地元でも上入津中学校がある時代では自転車通学で、非常に幅員が狭いので、車とすれ違うときに転倒してけがをしたりという事例が数多くあるわけです。地域の人たちの考え方というのは、道路整備が急務だという考え方が強いようにあります。これは意見として承知しておいていただきたいんですけど、そういった意味では、教育委員会も、これは管轄が違いますけれども執行部とも連携を取って、そういった通学路という観点から道路整備の促進に協力していただいて、一日も早い通学路の整備もお願いしたいというように思います。今後の課題として考えられるのが、学校施設の整備、環境整備、あるいは先程言いましたように小中一貫教育の取組など、数多くの課題があるわけですけども、いずれにしても地域の意見や関係者の意見、学校現場で働く先生方の意見も十分取り入れて、特色ある学校づくりといたしますか、そういった整備をお願いして、私の意見を付してお願いとして、統合問題についてはこれで質問を終わります。

次に佐伯市の投票区の統合についての御質問をいたします。平成22年3月2日に行われた全員協議会で選管の資料として配付、説明されました統合計画を見てみますと、現在86の投票区を51投票区として、なんと35の投票区を廃止する計画となっております。この計画の取り組み状況と、他の地域はわからないんですけど、蒲江地域ではこの統合についての説明会が開催されたと聞いておりますので、その説明会の内容と、今後の取組の推進計画についてお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 渡邊議員の選挙の投票区の統合計画についてということで私の方からお

答えいたします。まず、投票区の統合計画についての質問でありますけど、この投票区の統合を行う目的は、現在の投票区が市町村合併前に設定しており、旧市町村の基準で設定されているために歩いて行ける範囲の投票区もあれば、車等を利用する投票区もあり、平準化していないためにある程度同じ規模にしていこうということでもあります。また、行財政改革により、職員数が減少しているため、投票所を見直し職員配置を適切に行い、選挙をスムーズに行えるようにするものであります。それではまず、取り組み状況についてでありますけど、本年3月に自治委員会連合会にて投票区の統合を進める説明会を各地区で行うことをしました。その後、振興局では管内で開催する自治委員会の会議において説明し、意見をいただいております。旧市においては、個別に統合する関係自治委員宅へ説明に行き、統合案について意見を聴いてまいりました。次に説明会の状況でありますけど、次のような意見がありました。投票所が遠くなれば投票率は下がるのではないか。高齢者に負担がかかる。高齢化社会に逆行するものである。交通手段を持たない人は投票に行けないなど厳しい意見もありました。これとは別に、統合計画が進む中で、自分の地区だけ統合しないというわけにはいかないという意見もいただいております。今後の計画については、平成23年4月10日執行予定の県知事、それから県議会議員選挙において新しい投票区でできるところは進めていく計画を持っておったということですが、出された意見を検討した結果、統合時期を延長して引き続き協議、調整を行っていききたいという考えであるということでもあります。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 基本的なことはですね一票の権利の問題であります。私は今回の投票区の統合計画については一部地域の実情が反映されていない部分もあるというように判断をしております。実は私の地元でも統合の地域に入っておるわけですがけれども、参考までに、新投票所から一番遠いと思われるお宅から距離を測定してみました。そのお宅からは約5.8kmあります。約6kmあったわけでありまして。当然高齢者のお宅であります。やっぱりですね、この高齢者も車もなく、交通の便利の悪いことのような、このような距離のある投票所に高齢者に投票に行けとは言えないでしょうというような区長さんのお話しもありました。行政改革も必要ではありますけれども、画一的に机上で進めるのではなくて、事務事業と言いますか、そういった事項についてよく吟味をしていただいて、地理的な条件あるいは地形的な問題、そういったものも考慮する必要はあるんじゃないかなというように思います。選挙そのものについての議論はしなくても部長わかりますけどですね、実は昨日おとといの月曜日の朝日新聞ですね、これ御覧になりましたか。朝日新聞のですね、昨日くしくも、その昨日の第1面ですね、6日の日ですね、6日の一面に統一選投票所の急減ということで、一面と二面に、過疎、遠のく投票所、自宅から2km先へ、もうよういかんというような大きな。部長新聞見ていなかったら是非参考にさせていただきたいんですけど、そう思ってコピーをしてきました。この中でこういう朝日新聞でこれがテレビでも話題になっていました。来年の県議選は地域の将来を考えてくれる人に一票入れたかった、でももうよういかん。というのが一番最初ですね。全国の市町村を朝日新聞は調査しておるようです。例えば、行政としてはどう判断するか、平等の原則か移動支援か、というようなタイトルもあります。この中でこの新聞を参考にさせていただきたいと思うんですけど、読み上げて紹介したいと思うんですけど。投票率の減少の問題もあります。投票率が15ポイントから30ポイント減ったとなっておりますね。行政では投票に行こうと呼びかけをするわけですけど、投票所を閉鎖することによって過疎

地域は投票率がどんどん落ちてきておるといようなデータも出ております。これは宮崎県とか東北の長野県とか岡山県とかいろいろ出ておりますけど。今朝日新聞を取り上げてますけれども、一つの行革で投票所を閉鎖してないというのが、全国的に青森県は1箇所も1自治体も手をつけてない。その理由はなぜかといいますと、青森市の市の選管の担当者はこういうコメントを載せております。大切なのは投票しやすい環境を維持すること。慣れ親しんできた近くの投票所は特別な事情がない限りは見直さない。財政より一票が大切だ。ということをやっている。これは昨日おとといの新聞ですね。それと先程部長が言いましたように、平準化ということですけども、平準化というのがどういった判断になるのかどうかよくわかりませんけれども、この平準化っていうのが物価の調整だとか、景気がどうこうだとかいうバランスをとるような言葉によく使われるんですけども、平準化するということがいいのかどうかということです。私は総務省の担当者がこういうコメントを出しております。この問題について、投票所の存廃は市町村の判断ではなるべく維持をしてほしいというのが総務省の見解のようであります。先程言いましたように、運用で指導されておるのがだいたい3kmですね。総務省が示しておるのが、この新聞にも書いておるように3km。先程私が言いましたように、今度の計画案でいくと約6kmの有権者がおるとい実情なんですね。これは来春の県議選には適用しないという先程の答弁がありますけれども、こういった新聞とか現在の計画案を修正なり見直すなりしてほしい。それと最後に、大分合同新聞社さんの東西南北のなかで、参議院戦後にこういう記事がありました。大分市の東部に住む老夫婦からお便りをいただいたということで、自宅から400mなんですね。行きはタクシーを頼んで400mそれで行ったと。帰りもと言ったらタクシーの運転手から断られたというんですけども、それで投票が済んで、残された御夫婦が隣保班のお年寄りに介助されながら10m歩いては一休み、また10m歩いては一休み、やっとの思いで自宅にたどり着いたときには疲労こんぱいでベッドにばたんきゅうだったということで。それから最後にこういうことで結んでおります。近所の誰かの車に乗せてもらうのか、でも過疎地で誰もいないときはどうするのか、行政の投票に行こうのかけ言葉がむなしく聞こえると。最近は買い物難民という言葉もありますけれども、地域のお年寄りの暮らしをどう守るのか、今に始まった話ではないが、こんな話を聞くと行政は何をしているのかと思ってしまう。自分の身は自分で守れとも言うのだろうか。ものがあふれ今の世の中は便利になったのだろう。だがこの老夫婦のように置いてけぼりにされる人たちもいることを忘れてはならないということで結んでおります。大分のこの前の参議院選後の新聞の記事なんですけれども、是非私は期待したいのは、市長よく言われますように合併後の新市のキャッチフレーズ、九州一の広大なやさしさ佐伯市、この言葉に恥じないような行革の推進をお願いしたいと思うんです。是非これだけは修正なり見直しなりを再度する必要があるんじゃないかというように思います。部長、どうですかその辺の見解は。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） この事務については選挙管理委員会の方で行っておるわけですけど、渡邊議員の意見も参考にしながら今後も協議していくということにしていますので、急に無理に入るとか入れないとかじゃなくて、協議をしていくということにしておるので、渡邊議員の意見も参考にしながら選挙管理委員会の方で検討していきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 是非検討していただきたい。高齢化社会で高齢者の方、あるいは我々のこれまでの経験では、家庭の主婦がエプロンがけでちょっと投票に行ってくるというような投票所の設置。私はこういったものがイメージであるわけですが、そういった改革ということでそういう日の当たらないといいますが、弱い人たちの事も考えた改革をしてほしいということ意見を、これで質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、渡邊議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） 日本文理大学附属高等学校が県の代表として駅伝に男女とも出場するそうあります。非常にいいことであります。いいことはいいことで、皆でたたえないけんと思えます。1番議員の後藤幸吉です。通告に従いまして、中心市街地の件について質問をいたします。皆さんから同じ事ばかり質問すると言われておりますが、今度の計画についていくつか危惧をしております。その理由は、将来5万人という佐伯市の人口が20年、25年先には見えております。しかも、農産物の、まあ一言で言えば自由化になれば佐伯の第一次産業というのは影響を受ける。市民税、そういうものも将来は減るのではなからうかと。そういう危惧があります。その中で、行財政改革は期待どおりには進んでおりません。700万円以上の所得、市の職員が448名もおって普通の市民からはどげえなっとるんかと大きな事業を次から次にして大丈夫なのかという意見もありますので、私なりに賛成の部分は賛成、反対の部分は質問をしてみたいと思っております。それと申しますのが、佐伯市民一人一人の借金が、類似団体の中津、日田と比べて、一人当たり27万ほど借金が多いわけでありまして、同じようなまねはできません。1番、佐伯市の消費動向についてお尋ねします。特に旧市内における10年前と現在の小売商店の数、売上高の推移について把握しておられたらそれをお尋ねします。それと関連します。高速道路開通における旧市内の小売店及びサービス業にどのような影響が出ているのか。その二つを質問します。どうぞよろしくお願い致します。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） できるだけ短くお答えします。まず第一番目ですけれども、直近あるいは旧佐伯市内だけのデータがありませんので、平成9年と平成19年、この商業統計調査から佐伯市全体の比較という形でお答えいたします。じゃあ次にいってよろしいでしょうか。高速道路の影響ということですが、日常的に高頻度で購入されますと、野菜、魚、日用雑貨、こういった最寄り品につきましては、高速道路開通の影響を大きく受けているというふうには判断しておりません。これは調査結果を見ましても、居住地近くのスーパー等を使っているようです、しかし、これも地元商店ばかりではなく、市外から出店してきております量販店等の利用。これもかなり増えていますので、売り上げた利益は市外に出ているという傾向が出ていると思っております。次に、家具や電化製品といった買い回り品ですけれども、これは明らかに大分市を中心とした市外での購入が増えておりまして、市内に

おいても市外から進出してきた量販店に流れております。これによって地元商店での利用は大きく減少していると認識しております。それから、専門品、贈答品、これらにつきましては、これはもう大分市を中心とする佐伯市外での買い物傾向が出ておまして、これに加えてインターネット等の利用による購入が増加していると想定されております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 私がこのような質問をしたのは、今度の大手前商店街、中心地の再開発が今話題になっておりますので、コスモタウン、トキ八、そういう商店街がある中ではやるような、お客が集まるような施設ができるのかどうかを危惧したからであります。部長の答えでよくわかりました。ストロー現象っていいいますのか。例えば、結婚式場とかそういう業界も、高速道路の影響でマイナス面のところもあるように聞いております。これは質問を終わります。次に観光客についてお尋ねします。その中で、ほかのものは調査しておりますので、要するに、大手前から^{やぐら}櫓門、養賢寺、それを大体一日どれくらいの観光客が通過しているのか、その数が把握できていたらそれをお願いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 通告によりますと、連休中に限ってございましたので連休中の数だけ、これは実数ですけれどもお知らせしたいと思います。4月の29日から5月の6日間の8日間です。来訪者の総数を推計するという手法を確立しておりませんので、実数です。山際通りにあります、主な施設では国木田独歩館の入館者数が237人、汲心亭の利用者数は374人となっております。それ以外にも観光ガイドの皆さんがこの間にガイドを行った方々が207人、これはいずれも実数です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） その同じ期間に、蒲江の道の駅は1万2,235人、弥生の道の駅は1万6,897人、宇目は1万5,101人です。そういう傾向から見ると、街の中、特に山際通り、そこは少ないと思います。その他に、やわらぎ、あそこは1週間で81人の入館者がっております。なかなか街の中には観光客は現在のままでは立ち寄りにくいという結果が出ております。それを踏まえて、2番目の、旧山中邸の活用についてお尋ねします。前回もお尋ねしました。今度の中心市街地活性化基本計画の中に旧つたや旅館を買収し、観光交流センターとして活用するという面があります。まだ事業費は確定していないということでしたが、2億8,500万という数字が出ております。そしてなぜそこが必要かと言うことは前回部長から答弁をいただいております。ただ、私風に考えると、実は平成16年に旧山中邸は昔買い取ったもので、歴史資料館の予定地だったそうです。それを平成16年に当時の市長協議で、5月、歴史資料館は三の丸の下に、現在の山中邸は観光交流センターとして位置づけるという文書がありました。なぜそのようになったのか。つたや旅館が一番いい適地だと申しますが、2億8,500万円は無駄銭のようにあります。山中邸の中に一部建物を造って公衆トイレを構えて、観光客の方、今でいえば1日100人程度、そういう人たちが立ち寄るようにすれば、つたや旅館の必要はないと思いますが、いつどのようにしてつたや旅館2億8,500万円も使うような計画は立てられたのでしょうか。お尋ねします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 第1期まちづくり交付金事業に旧山中邸を観光交流センターとして整備する構想はありました。平成16年度の山際周辺地区まちづくり基本構想の策定によ

りまして今ある資源を最大限に生かすという整備方針から、旧山中邸跡地の活用方法について歴史文化街なみ部会を中心に検討を行いまして、旧山中邸整備基本計画を策定いたしました。その基本計画の整備方針は、第一段階で現状の地形や現存する礎石等の遺構を生かし、基本的に建物のない状態で活用を行うこと、また旧山中邸の門と塀の修理をし早期に市民に開放するというものでした。その方針にのっとりまして平成21年度に第一段階の整備は終わっています。現在の観光交流センター、これは仮称ですけれども、この計画につきましては山際周辺地区まちづくり基本構想に尊重したい歴史的なたたずまいとして位置づけられた旧つたや旅館。これを観光交流の拠点として活用する計画としまして、第2期まちづくり交付金事業に位置づけられております。その整備を行うことによりまして、城下町におもてなし機能の強化が図られ、またそれによりまして交流人口の増加が期待できるというように考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） そのところが、ちょっと私なんかと違うところです。山中邸にそれで何人くらいの人が、夏は日陰もねえ、雨が降ったらぬれる、春祭りの時には竹灯籠ちゆうとうろうをしましたという、こないだも何か行事があったごとありますが、1年に2へんや3べん使うのに1億4,000万円ほど掛かった建物を礎石とする価値がありますか。それと、つたや旅館もかなり木がいっぱい生えとるごとあります。第2種景観地域です。あんなところを買い取った後、植木の管理だけでも大変じゃあと思います。先程の汲心亭、国木田独歩でさえそのくらいの人間しか集まらないのに、2億8,500万円も掛けてなぜやらないけんのですか。私はこの間中津に行ってみりました。中津の天守閣の話、櫓門やぐら。あそこは2万4,000人まだ現在お客がおります。それでも中津市に買い取ってくれといったときは金額は太かったけど、民間の人は5,000万円買って、土地は100万で借りて、中の武具じゃ何じゃも借りて、営業するそうです。そんなのと比べたら、2億8,500万、山中邸に2,000万を使えばそれで済むんじゃないですか。2億何千万。中津市なんかは、そんな城をかうくらいなら福祉の方に使った方がいいんじゃないじゃちゅう考えを持ちよりますよ。今更、なんでそういう建物を買わないけんのですか。そげえ財源がいいんですか、佐伯市は。そのところをお尋ねします。それだけの効果がありますか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 中津の城につきましては、買い上げたあとですね耐震構造を強化しなくてはいけないという部分での予算が掛かるといったような話も漏れ聞いております。ただあの、佐伯市に話を移しまして、今佐伯市につきましては食観光を切り口にして観光客の増を図ってきているわけですがけれども、一過性のものにしたいくないというふうに思っております。食観光というのは、現時点での切り口というふうにしてなっておりますけれども、基本的には街の魅力というのはその文化であるとか、人の有り様であるとか、そういったものが重層的にあって初めて効果があるものだというふうに思っております。ですから、現在どこにどれだけ人が行っているのかという近視眼的な見方をしてほしくないなというふうに思っております。本物の市民に愛される施設、そういったものを着実に積み上げていくこと、これが観光客にとっても支持されるものであるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは山中邸にどんだけ人間が行きよるんですか。わかっちゃんの。市

民が普段どんだけ利用しよるんですか。そんなんはわかっとるんですか。国木田独歩館、やわらぎの人間数えてつたや旅館をしたからと、それが山中邸を利用して2億5,000万円ほど儉約したからとって通る人間は変わらんじゃないですか。それと先程言うたように、食と観光は大事やけども、蒲江の道の駅のような食の部分についてお客は来る。例えば、民間ですが、港のまる、そういうところは蒲江よりもこないだの連休のお客の数が多い。行政がいらんもんを造ったからと言って、それだけの効果があると私には信じられんのじゃが。そこをこないだ地域開発の委員会の時に、部長は委員から言われたな。「あなた3月で辞めるんじゃから、将来まで計画の立つ事業を作れ」と言われたはずじゃが。山中邸に2,000万円掛けるのがいいのか。つたや旅館を2億8,500万円も掛けて1日何人寄るかわからんような所を造るんですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先程も言いましたけれども、市民にとってどうなのかということが外のお客さんの一つのかてになっていくんだということは申しあげましたけれども、山際通りは歴史的文化環境の保護地区であります。ですからこれは一つのものを取り上げているのではなくて、その地域全体で一定の環境を保全していくという考え方に立っていただきたいと思っております。ですから、山中邸一つだけ取り上げてどうなのかという議論ではなくて、あの全体の風景をどう市民がとらえるのかという位置からとらえていただきたいというふうに思っております。そのために、今まで独歩館の整備をし、汲心亭についても整備を進めてきたわけです。そうしたものを一つずつ積み上げていくことであの地域全体の雰囲気は今でき上がってきているというふうに思っております。その中で、つたやはちょうど中間点くらいに当たりますので、観光に見えた方、また佐伯市民もそこでお茶を飲んだり、例えば一定の食べ物を食べたり、お土産物をそこで買ったりというようなことができるならば、あの山際通りの中で唯一経済活動に結びつけられる場所でもあるなあというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） どうしても造りてえんじゃろうなあ。先々失敗したときには知らんのじゃろうなああなた。2億8,500万、山中邸は今のままほたとくんじゃな。1年に何日利用しよるんもわからんような、何かに何人人間が入りよるか知らんような。佐伯市民たって知らんしが多いんで。広報活動をあなたたちはしてない。造ったらようなる、そういう考え方はやめていただきたいが、なんぼ言たって水掛け論のごとありますな、この点は。それでは次にいきます。歴史資料館建設について。先程私が言いました、平成18年度まちづくり交付金事業事業活用調査。それで、佐伯市は先程山中邸は観光交流センターとして位置づけるというこれが16年。18年にこの調査を三の丸の下に文化会館と歴史資料館を併設、それと歴史資料館をひとつ、それを大分県建築士会に絵を描かせております。四百数十万円使って。ということは、16年の観光交流センター山中邸というのは生きとる話ですか。ただ、歴史資料館がそういうことで調査をしちよる。ところが、その当時は大手前は駐車場として位置づけておりました。今回、去年おとし、市長が池彦周辺を買収。私ども議会は否決しました。それを強引に、まあこれ何回もやった話です。何回もやった話やけど、どうしても納得がいかん。そういう方法で取得した所に歴史資料館を強引に造ろうとしよる。どうしても歴史資料館が必要かどうか西嶋市長お願いします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 通告より若干質問が違うようでございますけれども、通告に従って答弁をさせていただきたいと思っております。平成18年度のまちづくり交付金事業活用調査、これにつきましては、当時のまちづくりの観点から現在の文化会館、それから会館下の駐車場や旧池彦跡及び周辺地域の総合的な利用の考えのもと、調査、それから作成をされております。ひとつの構想として提案されたものと教育委員会ではとらえております。現段階の歴史資料館の建築規模につきましては、佐伯市歴史資料館基本構想・計画検討委員会を設置いたしまして、現在の佐伯市所蔵の資料等を調査しながら展示形態や収蔵庫等の配置や面積などをまとめてまいりました。したがって規模の差という御質問でしたが、これにつきましては、平成18年度の調査報告先程申し上げました調査報告書は、一体的な土地利用方法の中で、文化会館などとの複合案それから単体での建設案など土地の形態上からの利用を主に提案しているというふうに思っております。参考となる部分は大変あるんですけれども、それぞれ基本構想・計画検討委員会での考えとまちづくり事業活用調査との差が、先程言われました規模の差ということであると考えています。次に用地の買入れ方法についてでございますけれども、用地購入につきましてはたびたび御説明を申し上げますけれども、議会の全員協議会において旧池彦跡地を最適の候補地として取得したいという旨を御説明をいたしましたと思っておりますけれども、解体予定の建物を公有財産として購入するのはおかしいと、補償費ですべきじゃないかというような御指摘を当時受けました。それによりまして土地については公有財産購入費で、建物については一部を残して補償費として支払うことといたしました。鑑定評価を基に契約を行い購入しておりますので、これら一連の処理に問題はないというふうに教育委員会では考えております。それから、歴史資料館の必要性についてでございます。これもたびたび申し上げますけれども、貴重な佐伯文庫それから藩政資料、毛利家からの寄託資料などを数箇所に分けて現在保管をしております。市民の目にふれさせてあげられないのが現状でございます。平成20年に400年祭の時に、展示をしましたが、以前から「こういった貴重なものを佐伯市は資料館を造って展示しないのか」という意見も多々いただいております。開館後については、地元の歴史と文化に興味を抱かせ、郷土愛をはぐくむ土壌をつくる学習の場ということとして、また新たな観光ガイド施設として十分に期待できるというふうに考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは2点。18年に大分県建築士会がこれを作ったときに教育委員会は文化会館の人数の規模、それから歴史資料はどういうものがあるか、ちゃんと把握しとったんでしょうか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 文化会館の規模につきましては、以前にも申し上げましたが、何人入る規模がいいのかという検討は教育委員会内ではやっております。それと、毛利家の資料等については、調査を委託しまして全部一点残らず調査いたしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 18年のこれを作った段階で歴史資料の調査は済んどったんじゃない歴史資料館の。それと文化会館の椅子の数も、建物を造らせた以上は、何人が入れるというのを決めとったんじゃない。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 決めてたわけではございません。文化会館も御承知のように老朽化しておるとい状況の中で、いつ造り替えるという話になるかわかりませんから、教育委員会としてはその準備をしておこうということで、内部で検討をいたしておりました。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 1,000人の椅子にするのか、1,500人にするのか知らんで外観だけ作らせたんですか、教育委員会は。例えば1,000人利用者がおるホールと、1,500人おるホールとでは大分県建築士会は、広さが違うと思うんですが、それは承知であなたがたの方から何人が入れるようなホールちゅうことを想定して絵を描かせたんですか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 議員がおっしゃるのは、このまちづくり交付金事業活用調査で教育委員会の意見が入ったかどうかということであろうと思うんですが、教育委員会はできた後の協議にはかかりましたけども、要望してどのくらいの大きさにしてくださいということは一切ございません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 四百何十万円無駄に使ったちゅう話です。普通は、中に誰が入るからどういう建物にしてくれとか、決めてから規模は作るもんじゃと、私は思います。それで、私どもが調査した話によると、中津のはかなりよいらんかもありましたけども。価値は佐伯文庫とかそういう形で、値打ちは違うのかもわからないけども、中津城は今でも2万4,000人ほど年間の来客数がおるそうです。1969年に鉄筋コンクリートで造っても、今でもそれだけの人間が入りよる。ただあれは言い値は初め3億なんぼじゃったのをどんどん下げて、1億5,000万円まで城主が歩み寄った。ただ、耐震調査の関係で1億,3500万円ちゅう値切ったもんじゃから、片一方がイメージを悪くしたくないというので市との話を打ち切って、民間のものに5,000万円で売ったわけや。そのような考え方をする行政と、年間1万から1万5,000人しか入らん歴史資料館を、10億余りの金を使って新しい施設を作ろうかとする。それは、やはり本当は市民の意見を聴いて、必要性を検討するべきであると思いますが、いくら次長達に言ったって、次長も3月で辞める。だからそれはもう気の毒ですから言いません。ありがとうございました。それでは、中心市街地の大手前の件についてお尋ねします。あの地権者とのヒアリング。11月末から始めるように言うておりました。26人の権利者がおられるという話でした。その人達とのヒアリングの結果はどのようになっているのでしょうか。それと、私にとって一番興味があるのが、佐伯市の中心市街地にまとまって佐伯市が一番土地を持つとる所だから質問しよる。今のところ、ヒアリングの結果はどのようになっているのか、お尋ねします。組合は、現状で立ち上がるのか、どのように考えておるのか、お尋ねしたい。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 後藤議員の質問にお答えいたします。地権者とのヒアリング状況ということでございますが、これにつきましても、地域開発調査特別委員会でもお知らせいたしておりますように、今年の9月30日からプレヒアリングをまず実施しております。その対象者につきましては、土地の所有者22名、建物所有者15名、テナントを含む権利者26名でございます。目的は権利者としての意識や理解を高め、現在の状況を把握し、今後の事業への進め方の理解をしていただくことでしたが、1名の方からは理解が得られませんでしたし

た。次に、11月25日から基本計画の原案をもって地権者に説明をいたしております。いわゆる本ヒアリングという表現で今まで説明している。その内容につきましては、概算従前資産額、概算権利変換床面積を示しまして、事業への参画意向を確認するとともに、土地区画整理事業への仮同意書の提出を求め、現在、取りまとめ中でございます。2点目の正式な組合への移行でございますが、議員御承知のとおり、本組合の前段階となります佐伯市大手前地区市街地再開発事業準備組合は平成22年4月1日に設立しております。準備組合につきましては、現在、昨年度作成しました「大手前再開発計画基本構想」をもとに、「大手前再開発基本計画」を作成中でございます。今後、平成23年度において、組合設立のための定款・事業計画を作成した後に本組合の設立認可申請を県知事に申請する予定でございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 私はヒアリングの結果ちゅたけえ9月じゃなんじゃの結果はいらんです。今現在、どげえなっとるんかを聞きたかった。その結果で、佐伯市も組合員じゃから組合が立ち上げる見込みがあるのかを聞きたかった。計画通りのことは私も知ってます。答えが長すぎる、要点だけをあれしていただきたい、それでねえでん時間がねえ。ヒアリングの結果はまだ出とらんちゅうことやな。ということは、組合っちゅうのは組合の人たちの考えじゃから、今のところ、まだ組合ができるかどうかは計画はあるけど、わからんちゅうことやな。それも、できたら何割くらいの人が組合にかたるか、再開発にかたるか、それを聞きたかった。それができんことには、組合もなんもないからな。それでは基本計画についてお尋ねします。昨年12月に私どものところに基本構想が示された。絵も示された。その中で、3億なんぼじゃったら4階5層の立体駐車場は地元の人たちもいらんという話も聞きました。その代わりに、公共公益施設の方に、外側に市営の駐車場を構える。それと、上尾皮膚科さんの方に道路が抜ける。その道路沿いに民間のそれぞれの店舗に60台だったか、駐車場を構えるというような話はこのあいだ聞いております。ということは、かなり基本の絵が変わってくると思うんですが、アースケイプの団塚さんにあの人にこの間1,575万払っておりますわな、準備組合は。そんなにどんどん基本構想が変わる。計画案までできたときに謝礼をするのはいいけど、なんであの程度のものに1,575万も払わないけんのですか。575万は佐伯市の一般財源じゃったな。あの程度の絵に、もちろんあそこだけじゃないよ。駅のこと、港の方の構想もあるでしょう。ところが大手前は、今私は大手前の話をしよる。そんなにどんどん変わる。民間の部分も3階建てじゃって言いよったのが今度4階建てになるらしい。基本計画の方は。そげえ変わりよるのに、なんでそんな金を今年の4月に初め、契約は終わったからといって払うとる。契約は更新しよって途中の謝礼ならいいけど、1,500万なぜそんな計画に払わないけんのですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先程の議員の方からの質問の趣旨をとらえて簡単明瞭に答えよと、いうことでもございましたので。この基本計画についての私どもが事前通告を受けております、現在作成中の基本計画ではどういう変更点があるのかということでもございましたので、これもかいつまんでその変更点だけお伝えいたします。御案内のように、構想案の5つの事業項目につきましては、変更は困難でありますということは、以前から申し上げているとおりでございます。ただし、その内容の変更は可能であることから、構想案段階では、立体駐車場は4階建て、5層133台としていたのを基本計画原案では平面駐車場に変更し、駐車台数

を100台とし、構想案段階では店舗住宅が3階で、1、2階が店舗、3階が住宅としていましたが、今回の見直しによりまして原案では4階も住宅として追加する予定で検討しております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 先程のは通告になかったちゅうんなら言います。3階でいけんから4階にしたんですな。3階だったのを今回4階にしたんですな。それはアースケイプの基本構想ちゅうのは役に立たんやったちゅうことですな。アースケイプは3階じゃったから。そんなつまらん計画にと私は言いよる。なぜお金を払ったんかと言いよる。これは質問して答えがあったやつに対して質問をしよる。再質問。なぜそういう計画がころころ変わるような基本構想に対して、金を払ったんかって言いよる。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 構想から基本計画に移る段階で、変更はあり得ると思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは、基本構想から基本計画、またなんぼ今度はお金を払うんですか。今度、基本構想が基本計画になるんでしょ。今度なんぼ払うんですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 基本計画は、2,400万円です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 普通、行政が計画するときには何も高いのを承知していますけども、普通民間のもんが計画立てるときには、でき上がって、それで金払うんじゃがな。おかしいんじゃねえん。これ当たり前のことですか。こないだのように1,575万払って、なんぼもやりかえて、今度の基本計画の方が良くなるんでしょ。それになんでまた2,400万も払わないけんのでしょうか。同じ払うんなら初めの1,575万と2,400万の3,975万、最後にやった方がなんぼかい。途中でなんでそんなことせないけんのですか。完成もしてねえ、そんなもんになんで途中で払わないけん。おかしいんじゃねえん。税金の使い方間違うちょんのじゃねえん。一般財源ぞ。一般財源からも出よるんぞ。大手前の人達だけのために造りよるようなこと言いよると、他の人たちに理解が得られんよ。

議長（小野宗司） 飛高企画課長。

企画課長（飛高彌一郎） 企画課長の飛高です。1,575万、平成21年度、事業をいたしました。これは街中再生総合プロデュースということで、地域総合整備財団、ふるさと財団の方からいただきました。先程1,000万の補助をいただく中でしておりました。それが基本構想でございます。当然、先程の中で大手前につきましては、基本的には基本構想の中の店舗、駐車場、住宅、地域交流センター、そして小広場、この5点はこの基本の中では構想の中では絶対に変えられないと。そして今年度計画いたしております基本計画につきましては、先程言いましたように、2,400万。この事業につきましては、まちづくり交付金事業の補助をいただいて事業をしておりますんで、その中で計画は変更しております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） その中で、初めのは1,000万の補助金、575万円は一般財源やったな。今度は2,400万の中で、佐伯市の一般財源はなんぼ使うんですか。全部補助ですか。

議長（小野宗司） 飛高企画課長。

企画課長（飛高彌一郎） 45%を交付金事業でいただきます。といいますのが、内閣府の認定をいただくことで、40%から45%まで5%の上乗せをいただきましたので、その中で補助をいただくということでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） というと、2,400万の55%って言うたら、1,320万かな。1,320万円は今回佐伯市の一般財源。それと前の基本構想の575万は佐伯市の一般財源。両方で千七百何十万円は佐伯市の金を使いよるちゅうことでいいんじゃない。補助金とは別に。

議長（小野宗司） 飛高企画課長。

企画課長（飛高彌一郎） 当然財源でありますので、一般財源とか補助金をもらう中と。その残りにつきましては一般財源、そして事業につきましては起債等を充てるということでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 起債じゃろうと合併特例債じゃろうと何じゃろうと、市民の金でしょうと私は言いよる。一つの地域がよくなることには反対せんけども、基本構想じゃあ何じゃあでなんぼでも変更のあるようなものに、なんでそういう計画を立案するような人間に金を払わないけないのかって言うんじゃない。それはもうなんぼ言うたって変わりませんから、補助事業を真剣に使う時には国民の税金でもある。ちゃんとして変更のないような、いいものを先に作っていただきたいと思います。次の質問にいきます。公共公益施設と店舗・住宅施設について。これは、旧壽屋の駐車場側に公共公益施設、今のままならコンベンションホール、そして昔の建物の方には民間のテナントを含めたビルができるようにあるんですが。基本構想では、1階に9店舗、2階に1店舗、3階の住宅の部分は今回変わったことはわかりましたが、1階、2階の店舗については今の地権者の人達が協力して、満室になる予定なんでしょうか。それと、公共公益施設の利用計画については、例えば公共公益施設余剰床を商工会議所が買うことになったとこの間も言いました。商工会議所はもう移らんようにあります。借りても移らんようにあります。そうした場合、どのように対応するのか。それと、公共公益施設の中に、佐伯市又は佐伯市から補助金をもらいよる団体はかなり借りるようになってる。今度も決算委員会で監査委員から、そのいらん設備が多すぎると指摘を受けとるのに、今回この間地域開発の委員会の中ではかなり子育て支援じゃあ、老人福祉じゃあ、介護じゃあ、そういう現在三余館にはない機能を持って来とるようになります。とにかく大きなものを大きなものを造れちゅうようにあるんですが、その公共公益施設についてお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず、店舗住宅施設の入居予定について問われておりますので、お答えいたします。店舗住宅施設につきましては、基本構想見直した基本計画の原案では店舗25、住宅14を想定しておりますけども、先程の答弁でも申し上げましたように、まだ地権者等にも接触中でございますので、入居予定者の必要床面積によりまして、この店舗住宅もさらに変更となるということでございます。入居予定者といたしましては、施行地区内の居住者、それから営業者であり保留床分につきましては商業計画にそって、テナントを誘致する計画ということでございます。公共公益施設につきましては、具体的な機能として、三余館機能

の一部、ライブラリー、子育て支援施設、観光協会、まちづくりセンター等を予定しております。商工会議所につきましては、現在調整中でありまして、利用計画につきましては、管理運営も含めて検討中ということでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 商工会議所は、入らんど。俺ども目の黒いうちは移さん。その今言う公共公益施設の中に三余館に無かった機能を造ろうとしよるわな。そんなもんは改めて必要ですか。今度も市役所も大きな市役所まで造って、次から次に大きな建物を造ろうと思iyorが、そげえ大きな建物があるんですか。公共公益施設の分についてお尋ねしております。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 大手前開発の原案といいますか構想案の絵を議員さんの皆さんにお配りした時点でもライブラリーとか、器の中にそれぞれの構想案段階でのネーミングの付いた部屋割はあったと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） あれも含めて、基本構想じゃから変えてもいいんじゃないんじやちゅうことで議会は70億6,600万円に賛成しちよるのよ。そのものずばりを賛成しちよるわけではない、例えば話は違うが、同じ計画の中に養賢寺から217号線、あれも360mやった予定が50mになったじやろ、なったんよ、都市計画で。そげえ同じ今度の70億6,600万円の中身は、あたってもいいちゅうから基本構想のままじゃたらこんな議論せんでいい。この間の団塚さんの絵のままでいい。ところが、今私が言iyorのは、初めは書いとったわ、だからその必要がないと思うから。商工会議所も入らんとった、他の施設はなぜ入れないけんのか。観光なんかの事務所とか、まちづくり会社の事務所とかいうのは、皆佐伯市から補助もらいよる団体じゃあねえな。仲町の仲町プラザ。あそこは今佐伯市が委託をしとる。業者が借りておる。佐伯市が間接的に借りとるのと同じじゃ。今度もまた同じような、佐伯市から補助もらいよるような、そういう業者のために大きな建物を造るんかてお尋ねしよります。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 決して大きな器を造るっていう観点ではとらえてはおりません。基本構想の中で、5つの構想案は決して変更はできませんとこれは何度も言っておると思っておりますけれども。その中で、部屋の使いまえにつきましては、計画の段階で再開発準備組合等とも協議する中で、ここにはこういうのもってこよう、庁内の会議の中でも人が集うためにはというようなことで、先程議員がおっしゃった福祉の関係とか、そういった部分も原案ではもってくるようにしています。ただしこれは原案ですので、最終的には準備組合の方との兼ね合いもありますので、あくまで原案ということでとらえていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） この活性化協議会についてはちょっと話があれじゃあから飛ばします。大変すいません。それでは事業協力者についてお尋ねします。今あなたは、計画どおりといいましたが、9月議会で私は、事業協力者の役割をお尋ねしました。それと、建物は一般競争入札で公平な形でやるんじゃないかあと言うたらあなたはそうですと言いました。地域開発の委員会の中の説明では、話がかなり違ってきております。例えば、事業協力者を公募したと。その中で、11の事業協力者が募集要項を取りに来たと。そして、4社から質問があったと。ところが、名前はふせます。A社しか来なかった。まだ決定はしとらんけども、準備組合の方

はかなり有力に考えとるような説明もありました。これはかなり話が違うんじゃないですか。1社が、自分方が受けます、受ける条件は私方に全部建物を建てさせえということのようにありますから、先程私が先走って、公共公益部門と民間の部門と分けることはできんのかと聞いたんです。そしたら今度、公共公益部門はこのA社とは別に、佐伯市の関係の部門については、佐伯市の方で入札ができるんですか。それとも、もうまとめてでなければいけないんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 後藤議員のオの質問につきましては、事業協力者の選定状況及び協定の内容ということでございましたけれども、これはもう議員がおっしゃったとおりでございます。A社、1社が今手を挙げていているということの中で、これにつきましては事業協力者の最優秀提案者としてしたということでございます。その根拠としましては、費用の立て替え及び、事務局員の派遣等について、準備組合の想定を満たしており、特段減点すべき事項は見当たらないため、一次審査を通過したと準備組合のですね、そういったことで伺っております。協定の内容ということでございますけれども、これにつきましては、事業協力者に決定し次第締結することになりますので、現在は協定書の締結に向けて調整中ということでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは、佐伯市は権利者の中では一番大きいと思うんです。公共公益施設、今言うたそれは切り離して、佐伯市独自で造れる可能性はあるんですか。それとも、組合がそのA社に造らせたやつを床面積を佐伯市は買わないけんのですか。それをお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 公共公益施設の方は、市の方でできます。いわゆる、入札の方をずっと言われておりますけれども。区画整理の方は、同意施工の佐伯市も一応個人ということで、個人施工の区画整理ということでやっております。再開発の方はあくまで、準備組合が主体事業者でございますので、分けてできます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 分けてできるのなら文句を言わんのじゃけど、A社がごみ焼却場の入札を取っちゃう。違おうが。そうしたときに、ごみ焼却場の入札を取っとる2億9,000万くらいの予定価格。取るのはそのA社が佐伯の同じA級の業者と組んで取っとる。85.2かなんかで。ところが、最低価格より安い業者が4社あった。2億9,000万円ほどのやつで6,000万円値段が違うんよ。A社は安くないの。入札を取るのはうまいけど、85.2で取ったんじゃけえうまいけど、その人より6,000万円安い人があるんよ。そのA社に、民間の部分だけなら、民間の部分の人が考えなさいよ。組合は分けられんのやろうが。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先程の後藤議員の質問の中で、私の方で勉強不足で分けられると答弁いたしましたけれども、分けられないということです。訂正いたします。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 分けられん。だから、今の私の話に続く、2億9,000万円ほどの工事でも、6,000万円ほど安い業者があるの。A社が一番安いわけじゃないの。この建物が仮に10億になれば、1億、2億、安い工事をする人があるの。そんな人をなぜ組合がやっ取るんじゃけえ

構わんようにあっても、今度はその床面積を買う時に、佐伯市が公共入札で、仮に5億で造りきる品を、組合から買い取ったら8億になるかもわからんじゃ。そういう特定業務を認めるんですかちゅう話。おかしいよ。まだ言えば、東北地方の工事は、天の声ちゅうて、あれすりゃあ他の業者の手を引くのよ。今回はどげえやったか知らんけども、1社に入札もせずに、全部の区域をするようなことを私は認めん。そこんところを確認。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 大手前の再開発事業につきましては、まず地権者が一つの大きなキーポイントになります。これは従前から申し上げているとおりです。もう一つは事業協力者という問題がございます。事業協力者につきましては地権者が、これは転出という言葉地域開発等でも使っておられると思いますけれども、転出することなく区画整理の補償金等お金をそのまま開発事業に入れる形で、事業が100%成り立てば、一般業務代行という形で本組合設立までの間、組合等の事務局の業務の手伝いとか、組合設立等のコーディネーター業務、それからいろいろそこらに絡みます管理業務も事業協力者に一般業務代行としては任せることはできると。ただし、今のところ結論は出ておりませんが、現状ではプレヒアリングを実施し、現在まだ進行中ですが、本ヒアリングを実施する中でこの前の先般開催の地域開発調査特別委員会でも一部お答えしたかと思うんですけど、転出もややあると。そういったことになると、その転出者が床を求めないということであればですね、その床を今度、売ると言いますか引き受けて売っていただくと、そういう必要に迫られます。それが正に事業協力者で、先程議員がおっしゃいました、特定業務代行という方式になります。特定業務代行方式になりますと、先程からやりとりしておりますようなことになるということでございます。

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

次に、10番、上田徹君。

10番（上田徹） 一般質問初日の最後の質問者となりました。10番議員、新風会所属の上田徹です。よろしくお願いいいたします。初めに、先日NHKの全国版のニュースにも取り上げられました、東京タワーのイベントについて、関係各位の御努力に改めて感謝をしたいというふうに思います。この企画については、民間の力が大きく働いて、そこに行政が側面からサポートしていく、そういうことでの取り組みだというふうに思います。行政の主体の取り組みから、このように民間主体となって取り組んでいく、そして行政がサポートする、こういう取り組みがこれからのいろんな活動にも必要になってくるんだろうな、そういうふうに感じた取り組みだというふうに思いました。これを機会に、少しでも佐伯市の豊かな食というのが全国にアピールが広がっていくことを期待をしております。なお、この取り組みにつきましては、来年1月の11日、1の1の1ということで、何か寿司の配布と一緒にような数字ですけど、夜10時からガイアの夜明け、そういう番組で取り上げられるということで、今収録をされてます。そういう話が聞かれますので、是非日程等11日で間違いなければ、是非皆さん方にも見ていただきたいな、そういうふうに思っています。そういうことをお願いしながら、質問に入っていきたいと思っております。

今回、私は大きく2点について質問をいたしたいと思っております。まず初めに、大項目の1として、幼稚園、小学校、中学校の環境整備について、お聞きをいたします。小項目のアとして、この学校の環境整備、特に遊具、立木のことについてお聞きをいたします。子ども達が

利用する、また地域の方達も利用する運動場等にある、いわゆる学校敷地内にある鉄棒やブランコ等のいろんな設備がありますが、以前全国でも事故等が相次いで、一斉に点検や整備がされたことを今思い出していますが、現時点でそれぞれ学校にある遊具の点検状況と整備状況をお聞かせください。また、2点目として、一方グラウンドの周りには、もう皆さん方も御承知のように、卒業記念だというような植樹だとか、いろんな場面で多くの木が植えられています。私の子どもの頃も、桜の木が春になるといっばい花をつけて、きれいだなというふうには感じていましたけど、今ではそれもどンドンと成長をしています。そして、私の地域の学校でも、いろんな方達が整備をされているわけですが、もう到底人力では整備できない状況になる、そのような大きな立木がたくさん学校の周りにあります。この立木については同様に、多くの学校でそういう状況になっているだろうというふうに思ってます。そこで、2点目として、現在の学校内にあるこういう大きな立木の整備をどのようにしているのか、お聞かせください。これで1点目についての質問をお願いいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 幼稚園、小学校、中学校の環境整備についてお答えいたします。まず、幼稚園、小学校の遊具につきましては、毎年一回定期点検を行って、その結果を踏まえまして、次の年に修繕、撤去、新設等の整備を行っていております。昨年度は、グラウンド改修工事中の学校を除きまして、幼稚園が21園、小学校30校について点検を実施しました。その結果に基づいて、今年度、幼稚園については、7園で8基の遊具の撤去とそれに代わる新規の遊具を設置するとともに、4園で4基の遊具の修繕をいたしております。また、小学校につきましては、13校で15基の遊具の撤去及び新設を行うとともに、14校で20基の遊具の修繕を行っております。このように、幼稚園と小学校の遊具につきましては、適切に管理をしているところであり、今年度分の点検についても、現在、行っているところです。なお、中学校につきましては、遊具は設置されておりません。次に、樹木についてでございますが、種類、数、高さなどが様々でございます。低い木につきましては、その管理は、管理職または教職員、あるいはPTA作業等のときをお願いしたりして管理をしておりますけれども、高さが非常に高い場合、またせん定困難である場合などにおきましては、教育委員会において専門の業者に依頼をして、せん定等を行っているところでございます。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 今、遊具の点検整備状況ということで、昨年との点検、そして今年改善したということの報告を受けましたけど、是非、年に1回ということですから、これを怠らずにきちっと点検をしながら、今後も点検・整備を続けていただきたいなというふうに思います。立木のほうなんですけど、もちろん私もPTAの時には、木のせん定だとかいうのを夏休みだとか、PTAの仲間の皆さんと一緒に、せん定に行ったりということはこれまでやってきました。そして今でも、PTAの皆さんがそういう作業をされているというのも承知しています。ただ、今回私がこの質問に挙げたのが、特に大きな木で、これはPTAだとかいう段階では、なかなか扱えないような高い状況になっています。これが、九電の電線等にかかるような状況であれば、九電の方にお問い合わせすれば、そういう部分の撤去はできるというふうに聞いていますけど、かかるかかからないかという状態だとか、校庭から出て、近隣の住宅に関わるような部分だとかいうのが、かなり見受けられるようになりました。地域の中でも、何とかしようということで、取り組みはされているみたいですけど、現実的に、やはりバケッ

ト車というんですか、ああいうものがないと取り扱えないような状況が、今、続いているというふうに思います。先程専門の業者をお願いをしてというふうに聞いていますけど、今年について私の方が、そういう状況がありますよというときには、なかなか予算的にはというふうにお答えをいただいたこともあるんですが、是非、こういう部分というのは子ども達の安全と近隣の住宅への影響という部分も考えながら、また台風のシーズンには、こういうことによる被害が出ては大変ですから、この部分の予算的な措置を拡大をしながら、少し改善のスピードを上げていかないと、ますます困る状況が生まれてくるんじゃないかなというふうに思います。アについては、もう状況は問題視しているということで、認識されているというふうに感じましたので終わります。続いて、イに移ります。今少し話をさせてもらいましたが、やはり子ども達の安全、周りの住宅への影響、いろんな部分を考えたときに、これはやっていかないといけない業務だというふうに思っています。そしてまた、残念なことに少子化の中で、統廃合という部分も、いろんなところではあります。そういう廃校になったところの整備等のことだとか、いろんなことがあるだろうというふうに思います。ですから、年次計画をもって、一定程度の予算をつけながら、この部分是对応していくべきではないのかなというふうに、私は思っています。もちろん厳しい財政の中ですから、そちら側に座っている財政部長がいくら「うん」と言っても、今度は市長が「うん」と言わなだめでしょうけど、そういう意味を込めて、少し年次計画で予算拡大をして、教育委員会としてしっかり、この部分の対応をしていただきたいというふうに思いますが、その点については将来的にはどう考えているのか、お願いします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 現在、3つの学校支援センターがあるんですが、事務職の専門の先生方が集まっている、支援センター。このセンターで、各学校の校木のせん定についての要望等がまとめられております。小学校につきましては、17校から希望が出されております。そして、中学校からは9校から出されております。議員御指摘のように、多くの学校が困りを持っているような状況が伺われます。これから3年間の予定で、議員がおっしゃる年次計画というものを立てまして、各学校の校木のせん定・伐採等につきまして、年次計画どおりできるように予算要求をし、整備を行ってまいりたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 要望のある学校が、小学校で17、中学校で9校ということで、今挙がっているということですけど、どういう形で要望が挙がってきたかわかりませんが、現実にはもう少しあるんじゃないかなあという、私が見る限りでは、もう少し対象となるような学校が多いのではないかなという認識があります。その点も含めて、教育委員会の中で、さらに対象となる、まあ順序もあるでしょうから、そういう部分の対象校の把握もしっかりしていただいて、その上で予算ももちろん立てるでしょうから、今教育長の方から、3年計画で計画を立てながら予算要求をしていくという答弁をいただきましたから、あとは、財政部長の方が、その要求に対して返事を「わかりました」と言えばすむでしょうから、その辺は、是非財政課の方も考えていただきたいなというふうに思います。市民の安全、特に子ども達の安全のためですから、是非、早急な対応が必要だというふうに思いますので、よろしく願いいたします。大項目1はこれで終わります。

続きまして、大項目2に移ります。大項目2として、今政権が代わって、新たに地域主権

という言葉の中で、日本の、特に税金の交付の仕方、交付税について、大きく流れが変わりつつあります。そういうことで、地域主権に対する基本的な考え方と、またその中でも言われている、一括交付金について少し、自分なりの考え方を言いながら執行部の考え方をお聞きしたいというふうに思います。この地域主権については、以前の自民党政権時代には、地方分権、こういう言葉の中で言われてきました。そして、国から県へ、県から市へ、いろいろな業務が移譲されてきました。たくさんの福祉の関係だ、いろんなどころでこれまで県がやってきた業務が市の中に移譲されてきたという部分がありますけど、身近なところ言えば、県の方まで取りに行っていたパスポートの申請だとかいうのが、今は市の方でできる。こういうようなことだというふうに思います。その多くの業務の中に、人と財政への裏付けがあまりなくて、行政的には、移譲された自治体というのは、非常に問題が多くある。こういうような言葉が挙がってきているのが、これまで多く言われてきました。その後、民主党政権になって、地域主権という言葉の中で、この流れそのものは進んできています。それが今の現状だというふうに思います。地域主権の大きな戦略的な大綱として、10項目で構成されていますが、ここで5、6点だけ、ちょっとだけ主なものとして挙げてみたいというふうに思います。「義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大」また「基礎自治体への権限の移譲」、「国の出先機関の原則廃止」、4番目の後で別枠で質問しますけど、「ひも付き補助金の一括交付金化」、「直轄事業負担金の廃止」、「自治体間の連携・道州制」そういうようなことが10項目に挙げて、構成されています。基本的には、政府がこれまでいろいろな制約をつけながら行ってきた、住民に身近な行政の企画や決定、実施をできるだけ地方公共団体に任せようとしていることだというふうにわたしは認識しています。また、一方この地域主権を進めやすくしようということ、来年3月31日で一定の区切りをつけるということになっています、市町村合併も進められてきました。その結果、3,232あった市町村が、現在では1,730という数になりました。この市町村合併の推進についても、来年3月で一区切りつくということですが、その合併をしながら行政基盤の強化をしようということ、この推進をしてきたわけなんですけど、現実には、本当に基盤の強化になったのかなというふうに、私は少し首をかしげるところもあります。先程、戦略大綱として、主だったもので6点ほど挙げましたけど、その中で特にマスコミの中でも取り上げられてますけど、一括交付金です。これが、地域主権の戦略会議の中でもいろいろ検討されて、地域のことはそこに住む住民が責任を持って決めていく、こういう基本方針から、これまでのようないろんな規約とか決まり事がついた、ひも付き補助金交付ではなくて、一括交付金としていくというふうになってます。これも、23年度から段階的に実施していく、こういうふうになっています。また、先日の12月の頭だったと思いますけど、新聞報道の中に大きな見出しではありませんけど、「一括交付金で国交省4,000億円拠出へ」こういう見出しの中で書かれています。国土交通省は、ひも付き補助金を廃止して、2011年度に政府が導入する一括交付金5,000億円のうちの8割ちかい4,000億円を拠出する、こういうふうに出されています。これは、市レベルではなくて県への交付というふうになっていますけど、残りの1,000億についても農林水産省や文部科学省などが今後出してくる、そういう予定になっているというふうに新聞の中で報道されています。このように、いよいよこの交付金の制度が大きく来年度から変わってくるだろうというふうに思います。それは、これまでの国や県の指導に沿った行政運営というよりも、各自治体、すなわち佐伯市の特色ある行政ができる、そういう時代になってくるだろうとい

うふうには思います。一方では、佐伯市の力量が問われてくる、そういうふうになるんだろうなというふうに思います。そこで、2点お聞きいたします。1点は、地域主権に対する佐伯市としての基本的な考え方についてお伺いをいたします。また、2点目として、その中で言われています、一括交付金に対する具体的に制度そのものが変わってくるわけですから、その具体的な対応策として中心となる課や係の新設等は考えていないのかお聞きいたします。お願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 上田議員より私の方に地域主権に対する基本的な考えをということで、私も通告書を受け取って見たときに、佐伯市としてはどう考えているのか、また担当の課・係の設置は考えていないのかという項目で書いております。それに基づきまして、地域のことは地域で住む人が、住民が決めるということが、地域主権の考えということは議員の御質問の中のとおりでございます。その中でもいろんな項目が6項目ほど挙がっておりますが、これにつきましては全国市長会、いわゆる地方6団体という形の中で要望をし、決定ということではなくて、私どもの決議とか要望の中でそれを主に補っているものがございます。そうした中で、私どもの基本的な考えというのが、非常にこれがまだ確定をしてない部分があると。特に、来年度からについては県が入って試行する部分がたくさんありますので、その状態を見極めなければ、私の方もいわゆる地方主権も考え方についていくという考え方も非常にいいことですが、この義務づけとか枠付けの見直しとか、地方自治への権限移譲、ひも付き補助金の一括交付金化を進めるという、内閣の取り組みには期待をしておるわけですけど、しかしながら、議員も御存じのとおり、報道等を見ますと関連法案とか審議とか、また今回の臨時国会でもですねこの法案ができてないということで、詳細な方向がわかっていないのが現状です。特に、私どもの手元にあるのが、今一番気にしておるのが、ひも付き補助金の一括交付ということで、これも随時見直ししながらきとるわけですけど、地域は地域でという考えの中で、では今までやっとなった補助金がそっくり一括交付になったときに、どのように私どもにできるのかというのが、当市みたいに広い地域では、ひも付き補助金の方が補助率が高い部分もあります。逆に人口とかそういう形で、交付税と同じように割っていくということになれば、今まで補助金をもらわなかったところが、そうした中で補助額が多くなる。そうした逆に計算すると、市においても県においても、一括交付金になったときに数千億、県の方ですけど、数百億マイナスになるという県の策定をしております。こうした中で、国交省の方が、そうした一部をやりながら見ていくのではないかと。私どもにとりまして、現在そのことについて、基本的にはいろんな中でこの状況を見極めてからこの基本的な考えを整理しなければいけないと思っている現状です。そうした中に、担当課が係の設置はということですが、こうした中でも地域戦略会議及び国会の動きを見ていながら法令の改正等、いわゆる法案がとおり、またこの中で各種制度、また各種の対応、いろんな中を見ながら、適切な対応を図るためには現在の組織の中で、十分検討していき、新たな組織が必要かということはその時点で考えていく必要があると思っておりますが、ただ手をこまねいている状態ではありませんし、私どもも全般的にはこうした動きをとらえるために、市長会、また報道、また国が出す通達等見ながら研究していきたいと思っております。答弁的にはまだ決定していないということでございますので、もし何か再質問がありましたらお願いします。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 質問そのものが今の非常に不透明な中の国の情勢の中で、この地域主権というものが流れているというところがある中で質問ですから、相手の一括交付金そのものがどうなるのかという部分は未知のものというふうな感じがしますから、答弁についてはそういう答弁だろうなというふうに思いますし、理解ができます。先程私の方からも少し言いましたけど、4,000億のこの拠出なんですけど、これが各都道府県に出されるわけですから、大分県にどのくらいかなというのは、まだ私は想像できませんけど、それで県段階でこの形でとりあえず一括交付金という形でこういうふうに出ますから、先程市長の方も、これを受けた県の方の動向も見てみたい、そういうふうにおっしゃいましたけど、それを十分見ていただきたいなというふうに思います。それとやはり、全国状況がどうなるのかということ、そしてこの流れが当市である佐伯市にどうつながってくるのかという部分も、県の来年度の動向を見ながら的確に判断をしていく、こういうことが必要になるんだろうなというふうに思います。基本的な考え方については、そういうことでいいんじゃないかなというふうに思います。ただ、特に一括交付金に対する、中心となる課・係というのは、今でいえば財政課・企画課でしようけど、そこら付近の職員については、是非いろんな流れというものに対して、敏感にアンテナを張っていただきたいなということ。そしてまた、この一括交付金になればさらに、これまでの行政の中で事業を起こす中で、各部ごとの事業というのではなくて、部が連携をして、課が連携をして、係が連携をしてという、本当の意味で横のつながりができないと、一括交付金という形には対応できないというのが私は絶対あるだろうというふうに思っております。ですから、これまで以上に各部、各課、各係が縦も横も連携をして、今後の行政運営というのをやっていただきたいなというふうに思いますし、それを早急に全職員が認識の中で、こういう交付金制度が変わってくるんだと、今からはどうなるんだと、こういうことを、絶えずいろんなメディアやアンテナ等を通じながら考え方を変えていかざるを得なくなるだろうと思いますから、市長を先頭にそういう部分を庁内の中で、是非議論をしていただきたいなというふうに思います。最終的には、住民のための行政ですから、公正で公平なという、この基本に立って行政を進めていただくことをお願いをして、短いですが私の一般質問を終わります。よろしくお願いたします。

議長（小野宗司） 以上で、上田議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

日程第2 議案質疑

議長（小野宗司） 日程第2、議案質疑を行います。

お手元にお配りしております、議案質疑の順序表により質疑を行います。

まず、1、一般の議案について、議案第122号から第161号まで、以上19件を一括して議題といたします。

議案第136号及び第138号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許します。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員、高司政文です。議案質疑は一問一答方式でお聞きします。

まず議案第136号の財産の売却についてお聞きします。売却の理由は何かということですが、概要には経営の安定とか水産加工業の振興、地域経済の活性化等書いていますけど、どうしてそうなるのかよくわからないところもありますので、お聞きします。二つ目に、現

在の占用料はいくらか。それから三つ目に売却後の予定額が書いていますが、売却後の収入ですね、固定資産税等がいくらか。はっきり言えないようでしたら大体でいいですからお聞きします。四つ目に佐伯市内では他に水産施設等で占用させているところはどのくらいの件数あるか。もちろん占有させているところはたくさんあるでしょうけど、主に水産関係の施設ということでお答えいただきたいと思います。それから5として、場所があれば、今後同様売却するのをお聞きします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 高司議員の売却の理由ということでございますが、この色利浦の関網地区のこの用地につきましては、旧米水津村が平成4年から貸付けを行って、合併後契約更新協議を重ねている中で、水産加工業者より現在の占有している用地を売却ができないかという強い要望もございまして、関係機関等の法令関係等調べて協議をしていった中で、用地の売却については可能であるということの中で地元企業の経営の安定、そして水産加工業の振興並びに地域経済の活性化を図るために売却するということに決定をいたしました。その後、2番の現在の専用料につきましてでございますが、これは佐伯市の漁港管理条例に基づきまして売却予定者の許可をし、その占用料徴収しておりますけど、4社合わせた金額は、年間152万1,210円となっております。そして、3番目の売却後の収入、これは固定資産税であります。これは近傍の単価を基に、仮に算出をした4社で年間99万2,000円ということになるかと思っております。この金額につきましては、土地の形状または個別的な条件を考慮しておりませんので、あくまでも概算的な金額ということでございます。4番目の市内ではほかに水産施設用地等占有させているところがあるのかということですが、平成22年度4月には占有の更新をしております。その時点で、これ以外に佐伯管内で6件の用地についての広い面積の部分についてでございます。そして5番目に、先程の4番の場所で、今後どのように売却を進めていくかということでございますけれども、今後の水産加工業者から、やはり要望やそして公有水面埋立法、そして補助金の適化法等がクリアできまして、また用地売却が希望であれば、その後全体的な地域関係機関等の協議とかいうことを併せまして、協議をしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 大体分かりましたが、売却した後ですね、何かその4社に特典というか恩恵というのか、例えば不動産取得税の減免とか固定資産税も減免するだとか、そんなようなことは考えているのがあるのをお聞きします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今のところ、水産としてそのようなことは考えておりませんが、新しい企業を誘致と言うことになればまた別の話にはなろうかと思っておりますけど、考えていない中でも、やはり企業が今市の土地に上物だけを建てているといった形の、それが今度は土地と建物が一緒になれば、やはり会社の経営といった形の中でやはり融資の対象にもなってくるし、経営の安定にもつながっていくというふうに考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 他にも6件あるというふうな話ですけど、笹良目の加工場はその中に入っているでしょうか。多分入っていると思うんですけど、ここが一回、過去に旧佐伯市長と売却について密約みたいなものがあったとかいう話で一時期問題になったこともありますので、今

後今の協議をしていくという話になりますけど、そこもそういうような話が出れば協議していくのか、地元の方は、そこは売却しないというようなことで、合意をしたと聞いてますので、そこを確認したいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 先程議員さんがおっしゃられましたように、その地域における事業を今現在、継続中でございますけれども、その事業におきまして、埋め立てをしております護岸の裏にエプロン敷といった水さばき部分がありますが、事業によってその部分を3mから5mに広くして、緊急時における防災として緊急道路として使うという防災的な機能も持っておりますし、またその裏の埋め立て公共用地につきましても、今市の防災計画の中で、地域の避難場所といった形の中でも指定をされておりますので、この件については、今後も売却ということは考えておりません。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 考えていないということで、この議案の質問は終わります。

続いて、138号の佐伯市市営住宅条例の一部改正についてお聞きします。6点ほどお聞きしたいと思いますけど、大分県住宅供給公社に委託するという話ですが、ここの業務内容を簡単でいいですから教えてください。それから、大分県住宅供給公社がほかの市で同様の業務委託をしているところがあるのかどうか。もしあれば、そこでの成果、はどのようなところがあるのかお聞きします。三つ目に、今まで全然そういうふうな話は事前に聞いていなかったですが、急に議会に議案が出てきたような次第で、私もびっくりしたんですけど、委託をしようとなった経過・理由を何か教えてください。四点目が、家賃収入は、そうすると市には直接入らずに供給公社に入ってくるのかなというふうに思いますけど、それが佐伯市に入ってくるまでの流れをお聞きします。それから、心配なところですけど、住民の要望とか苦情等、今であれば直接市の方に当然連絡してくるんですけど、それがどのようなやり方になって、どのように処理されていくのかをお聞きします。それから六点目は、今滞納の処分の問題でいろいろありますけど、これまでのそういう滞納分の処理はどうなっていくのか。公社が行うのか、督促や裁判等々はどこが行うのか、それをお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 高司議員の御質問にお答えいたします。まず最初の業務内容という御質問ですが、主な委託業務につきましては、公営住宅の入居者の募集・決定から、住宅の明け渡しまでのほとんどの業務になります。もちろん、入居者からの苦情や緊急的な修繕、滞納整理等も委託することとなります。なお、家賃の決定や訴訟等の法的措置等、自治体でなければできない業務につきましては、今までどおり市で行うということでございます。2番目の御質問につきまして、問題点等あるのかという御質問ですが、まず県内でこの住宅管理業務を委託しているのは現在のところ大分県の県営住宅のみでありまして、来年度予定しているのが佐伯市と大分市ということでございます。またその成果につきましては、大分県の場合、新聞等でもかなり掲載されておりましたけども、徴収率のアップ、さらに人件費の削減や住宅管理に精通したものが行うことによる住民サービスの向上が主なものであると考えております。問題点につきましては、先進であります県に確認したところ、特段無いというふうな回答を伺っております。なぜ急に委託の話が今議会に出たのかという、三つ目の御質問ですが、これにつきましては、市営住宅の管理委託につきましては急にということ

ではございませんで、平成18年度から検討をしてきましたけども、当時は委託をしている自治体が少なかったため、その成果があまりわかりませんでした。その後、県が平成18年度から委託を始め、成果が出てきたことや、全国的にも委託する自治体が増えてきたことなどから、本格的な検討に入るようになりました。主な理由としましては、平成17年度に改正されました、公営住宅法第47条に管理の特例というのがございまして、地方住宅供給公社に公営住宅の管理を委託できることとなったこと等によりまして、佐伯市にある県営住宅と市営住宅の一元的な管理ができ、住民サービスの向上にもなること、さらには徴収率のアップや住宅管理職員の対応等の業務効率が上がることになると考えております。四つ目の家賃収入が入ってくるまでの流れにつきましては、口座振替や納付書での納付は、今までどおり市の口座に直接入ってきます。また、滞納整理等によりまして供給公社の職員が徴収した家賃につきましては、公社から市の口座に振り込まれるというふうになっております。五つ目の住民の要望・苦情等の連絡方法・処理方法でございますけども、基本的には要望や苦情等は公社が受け付けて処理をいたしますけども、公社で判断がつかない案件については市と協議をするということになっております。最後の6点目の滞納分の処理の問題ですけども、入居者の現年分及び過年分の滞納整理や督促状の発送等につきましては公社が行います。最初の御質問でもお答えしましたけれども、訴訟等につきましては法的措置については佐伯市が行うということでございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 大分市が、私も少し調べたんですけど、大分市は指定管理でやるんですけど、定款を見たら委託のみになっているのに指定管理ができるのかなあという疑問もあったんですけど、佐伯市は指定管理じゃなくて委託ですよ。例えば大分市は指定管理ということで4社公募してプロポーザルでね、それで、たまたま、たまたまかよう分かりませんが、この大分県住宅供給公社になりましたけど、佐伯市は最初からここに委託ということで、公募とか全くそういう今までよく議員さんから民間なんかよく話が出てますけど、私は意見は違いますけど、そういうふうなことは全く考えてなかったのかどうかお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先程、三つ目の質問の項でそのまま言ったものですから、あれですけど、平成17年に公営住宅法第47条が施行されまして、公営住宅、あのこの管理代行というのも佐伯市にですね、実際にはこれちょっと言葉が足りてませんでしたけど、1,715戸、現在ございます。そのうち公営住宅は1,596ございます。この1,596につきまして、平成23年度から公営住宅法第47条で住宅供給公社に管理代行業を委託することができるということで行おうとするものでございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 供給公社は、今、佐伯土木事務所に嘱託が1名いますけど、今佐伯市がこういうふうにすることとなったときに、体制とかどこで常駐して、具体的にどういうふうなところの管理ができるのかちょっとわからないんですけど。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 公社と、まだ完全な詰めを行っておりませんので公社の職員が、今一番公営住宅が多いのは佐伯市でございます。それから旧町村で蒲江とかありますけども、うちの事務所内といいますか市役所に公社の職員が常駐という格好になります。振興局管内でも、

多い所につきましてはそういった格好になります。その人数につきましては、別途詳細資料があるんですけど、ちょっと今、頭に入ってなかったもんですから、そういったことでやるということになっています。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 修繕関係は、最近聞いた話では例えば県営住宅は日常的な管理面は佐伯土木事務所内で公社が行うけど、修繕関係は臼杵の土木事務所の管轄になってやるようになったと聞いているんですけど、佐伯の市営住宅の場合はそのへんのところはようになっていくんですか。公社がやるようになるんですか、それとも佐伯市が直営でやるんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 修繕等につきましては公社の方で直接やっていただくようになっております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 心配なところは、私たち議員だけじゃないんですけど、いろんな要望がきます。生活保護とか低所得者が相談に来たときには、今であれば建築住宅に行って住宅係と話をしているいろいろな対応ができるんですけど、公社になったときにはそこはどうなるんですか。公社にそういうふうな相談をもっていくことになるんですか。それとも今までどおり市の担当の方に相談ができるのか、それをお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 入居に際しましては、まず希望がありましたら申し込みということになりますけども、その受付は公社の方でまずやります公社の方で判断がつかなければうちに回ってくるというふうなことでございます。ですから冒頭に申しましたように、入居者の募集・決定から明渡しといたしますが、そこまでのほとんどの業務を管理代行していただくということになっております。それから、公社の方で市営住宅の管理に関する事業計画というのを公社独自で作っております、これでサービスの徹底というのをうたいこんであります。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 滞納の関係ですけど、調べたら県営住宅公社が受けているところが21年度が99.49%、22年度の目標が99%、これは大変高い徴収率だと思うんですけど、私が見てわからないのは公社がどういうところをやっているか、私はくわしくありませんけど、徴収をしっかり、こういうふうにやれるのであれば佐伯市でもやれるんじゃないかというふうに思うんですけど、なぜ公社じゃないとこういうふうにできないのかというのがよく分からないのでお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 私が思うには、一言で言ったら専門職。その対応ということで、供給公社の職員が正に徴収も含めまして、市営住宅に関する全てのノウハウを持っている担当職員が当たるとということで、専門職が当たっていただくということで、そういった結果に表れているということだと思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 議案質疑ですからこの辺で終わりますけど、職員さんを見ると、県の職員が1名、役員が3名、プロパー等、多分ここの方で専門職というのがおられるんですが34名ということですので、当然佐伯市が委託するとなると人数も増やすんでしょうけどね。分かり

ました、これで一応質疑を終わります。

議長（小野宗司） ほかに質疑の通告がありませんので、以上19件につきましては、質疑を終わります。

次に、2、指定管理者の議案について、議案第140号から第175号まで、以上21件を一括して議題といたします。

質疑の通告がありませんので、以上21件につきましては、質疑を終わります。

次に、3、指定管理者の議案について、議案第142号、第143号及び第147号、以上3件を一括して議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、24番、宮脇保芳君の退席を求めます。

（宮脇保芳議員退席）

議長（小野宗司） 質疑の通告がありませんので、以上3件につきましては、質疑を終わります。

24番、宮脇保芳君の復席を求めます。

（宮脇保芳議員復席）

議長（小野宗司） 次に、議案第141号から第158号まで、以上10件を一括して議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、5番、河原修仁君の退席を求めます。

（河原修仁議員退席）

議長（小野宗司） 同じく議長が除斥となりますので、退席をいたします。

副議長と交替のため暫時休憩いたします。

（小野宗司議長退席）

午後2時54分 休憩

午後2時55分 開議

副議長（宮脇保芳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑の通告がありませんので、以上10件につきましては、質疑を終わります。

5番、河原修仁君の復席を求めます。

（河原修仁議員復席）

副議長（宮脇保芳） 次に、議案第162号を議題といたします。

質疑の通告がありませんので、議案第162号につきましては、質疑を終わります。

議長の復席を求めます。

議長と交替のため暫時休憩いたします。

（小野宗司議長復席）

午後2時56分 休憩

午後2時57分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、諮問第8号及び専決処分の報告第20号、以上2件を一括して議題といたします。

質疑の通告がありませんので、以上2件につきましては、質疑を終わります。

これにて議案質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

諮問第8号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者桑門超）につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第8号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

議案質疑の順序表

1. 一般の議案 19件

番 号	件 名	除 斥 該 当 者
第122号	平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）	-
第123号	平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	-
第124号	平成22年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	-
第125号	平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）	-
第126号	平成22年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	-
第127号	平成22年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）	-
第128号	平成22年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	-
第129号	平成22年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）	-
第130号	平成22年度佐伯市水道事業会計補正予算（第2号）	-
第131号	平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	-
第132号	佐伯市防災会議条例の一部改正について	-
第133号	佐伯市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について	-
第134号	佐伯市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について	-
第135号	佐伯市火災予防条例の一部改正について	-
第136号	財産の売却について	-
第137号	佐伯市手数料条例の一部改正について	-
第138号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について	-
第139号	佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正について	-
第161号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	-

2. 指定管理者の議案（除斥を必要としない議案） 21件

番 号	件 名	除 斥 該 当 者
第140号	佐伯市子どもデイサービスセンター「宝島」の指定管理者の指定について	-
第145号	さいき元気っ子クラブの指定管理者の指定について	-
第146号	にじの丘児童クラブの指定管理者の指定について	-
第148号	佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」、佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」及び佐伯市老人短期入所施設	-

	「悠久園」を併せて管理する指定管理者の指定について	
第153号	佐伯市東老人憩の家ほか19老人憩の家の指定管理者の指定について	-
第154号	佐伯市弥生竹峯切水高齢者活動促進センターの指定管理者の指定について	-
第159号	佐伯市小浦高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定について	-
第160号	佐伯市国民健康保険米水津診療所の指定管理者の指定について	-
第163号	佐伯市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	
第164号	佐伯市米水津ふるさと物産館の指定管理者の指定について	-
第165号	佐伯市元田地区多目的集会施設ほか10集会施設の指定管理者の指定について	-
第166号	佐伯市床木上生活改善センターほか7生活改善センターの指定管理者の指定について	-
第167号	佐伯市間越特産品加工施設の指定管理者の指定について	-
第168号	佐伯市深島みそ生産施設の指定管理者の指定について	-
第169号	高松地区漁村センターほか2漁村センター等の指定管理者の指定について	-
第170号	佐伯市上浦水産物直売所「上浦活魚センター」の指定管理者の指定について	-
第171号	佐伯市蒲江リサイクル石けん工場の指定管理者の指定について	-
第172号	佐伯市府坂地区林業集会センターほか11林業集会施設の指定管理者の指定について	-
第173号	佐伯市グリーンピア大越の指定管理者の指定について	-
第174号	佐伯市宇目酒利交流施設の指定管理者の指定について	-
第175号	佐伯市宇目しいたけ団地の指定管理者の指定について	-

3. 指定管理者の議案（除斥を必要とする議案） 14件

番 号	件 名	除斥該当者
第142号	佐伯市弥生児童館及び佐伯市弥生地域子育て支援センターを併せて管理する指定管理者の指定について	副議長
第143号	佐伯市弥生ふれあい児童館の指定管理者の指定について	副議長
第147号	切畑児童クラブの指定管理者の指定について	副議長
第141号	佐伯市佐伯児童館の指定管理者の指定について	議長・河原修仁
第144号	佐伯市蒲江児童館の指定管理者の指定について	議長・河原修仁
第149号	佐伯市上浦地域福祉センター、佐伯市上浦浅海井デイサービスセンター、佐伯市上浦浅海井生活支援ハウス、佐伯市上浦ふれあいプラザ及び佐伯市上浦児童館を併せて管理する指定管理者の指定について	議長・河原修仁
第150号	佐伯市上浦蒲戸デイサービスセンター及び佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウスを併せて管理する指定管理者の指定について	議長・河原修仁

第151号	佐伯市弥生老人デイサービスセンター、佐伯市弥生生活支援ハウスA棟、佐伯市弥生生活支援ハウスB棟及び佐伯市弥生老人憩の家を併せて管理する指定管理者の指定について	議長・河原修仁
第152号	佐伯市直川地域福祉センター及び佐伯市直川老人デイサービスセンターを併せて管理する指定管理者の指定について	議長・河原修仁
第155号	佐伯市本匠高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	議長・河原修仁
第156号	佐伯市宇目高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	議長・河原修仁
第157号	佐伯市鶴見高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	議長・河原修仁
第158号	佐伯市米水津高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	議長・河原修仁
第162号	三余館の指定管理者の指定について	議長

4. 諮問 1件

番 号	件 名	除 斥 該 当 者
第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者桑門超）	-

5. 専決処分の報告 1件

番 号	件 名	除 斥 該 当 者
第 20 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	-

日程第3 議案等の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、

お手元に配布いたしております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成22年第5回佐伯市議会定例会議案等付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第122号	平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）	分 割
第123号	平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	教 育 民 生
第124号	平成22年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	教 育 民 生
第125号	平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）	教 育 民 生
第126号	平成22年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	経 済 産 業
第127号	平成22年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）	総 務

第128号	平成22年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	建設
第129号	平成22年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)	建設
第130号	平成22年度佐伯市水道事業会計補正予算(第2号)	建設
第131号	平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	建設
第132号	佐伯市防災会議条例の一部改正について	総務
第133号	佐伯市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について	総務
第134号	佐伯市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について	総務
第135号	佐伯市火災予防条例の一部改正について	総務
第136号	財産の売却について	総務
第137号	佐伯市手数料条例の一部改正について	建設
第138号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について	建設
第139号	佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正について	教育民生
第140号	佐伯市こどもデイサービスセンター「宝島」の指定管理者の指定について	教育民生
第141号	佐伯市佐伯児童館の指定管理者の指定について	教育民生
第142号	佐伯市弥生児童館及び佐伯市弥生地域子育て支援センターを併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生
第143号	佐伯市弥生ふれあい児童館の指定管理者の指定について	教育民生
第144号	佐伯市蒲江児童館の指定管理者の指定について	教育民生
第145号	さいき元気っ子クラブの指定管理者の指定について	教育民生
第146号	にじの丘児童クラブの指定管理者の指定について	教育民生
第147号	切畑児童クラブの指定管理者の指定について	教育民生
第148号	佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」、佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」及び佐伯市老人短期入所施設「悠久園」を併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生
第149号	佐伯市上浦地域福祉センター、佐伯市上浦浅海井デイサービスセンター、佐伯市上浦浅海井生活支援ハウス、佐伯市上浦ふれあいプラザ及び佐伯市上浦児童館を併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生
第150号	佐伯市上浦蒲戸デイサービスセンター及び佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウスを併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生
第151号	佐伯市弥生老人デイサービスセンター、佐伯市弥生生活支援ハウスA棟、佐伯市弥生生活支援ハウスB棟及び佐伯市弥生老人憩の家を併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生
第152号	佐伯市直川地域福祉センター及び佐伯市直川老人デイサービスセンターを併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生
第153号	佐伯市東老人憩の家ほか19老人憩の家の指定管理者の指定について	教育民生
第154号	佐伯市弥生竹峯切水高齢者活動促進センターの指定管理者の指定について	教育民生
第155号	佐伯市本匠高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	教育民生

第156号	佐伯市宇目高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	教育民生
第157号	佐伯市鶴見高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	教育民生
第158号	佐伯市米水津高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	教育民生
第159号	佐伯市小浦高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定について	教育民生
第160号	佐伯市国民健康保険米水津診療所の指定管理者の指定について	教育民生
第161号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	経済産業
第162号	三余館の指定管理者の指定について	経済産業
第163号	佐伯市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	経済産業
第164号	佐伯市米水津ふるさと物産館の指定管理者の指定について	経済産業
第165号	佐伯市元田地区多目的集会施設ほか10集会施設の指定管理者の指定について	経済産業
第166号	佐伯市床木上生活改善センターほか7生活改善センターの指定管理者の指定について	経済産業
第167号	佐伯市間越特産品加工施設の指定管理者の指定について	経済産業
第168号	佐伯市深島みそ生産施設の指定管理者の指定について	経済産業
第169号	高松地区漁村センターほか2漁村センター等の指定管理者の指定について	経済産業
第170号	佐伯市上浦水産物直売所「上浦活魚センター」の指定管理者の指定について	経済産業
第171号	佐伯市蒲江リサイクル石けん工場の指定管理者の指定について	経済産業
第172号	佐伯市府坂地区林業集会センターほか11林業集会施設の指定管理者の指定について	経済産業
第173号	佐伯市グリーンピア大越の指定管理者の指定について	経済産業
第174号	佐伯市宇目酒利交流施設の指定管理者の指定について	経済産業
第175号	佐伯市宇目しいたけ団地の指定管理者の指定について	経済産業

専決処分の報告

番号	件名	付託委員会
第20号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	教育民生

請願

番号	件名	付託委員会
第7号	環太平洋パートナーシップ(TPP)協力交渉への参加反対に関する請願	経済産業
第8号	TPPの参加に反対する請願	経済産業

議長（小野宗司） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時58分 散会

平成 2 2 年 第 5 回

佐伯市議会定例会会議録

第 3 号 1 2 月 9 日

議事日程第3号

平成22年12月9日(木曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成22年第5回佐伯市議会定例会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、佐藤元君、2番、高司政文君、3番、御手洗秀光君、4番、芦刈紀生君、5番、三浦涉君、6番、玉田茂君、以上の順序で順次質問を許します。

8番、佐藤元君。

8番(佐藤元) おはようございます。8番、自民党会派の佐藤元であります。通告書に基づき一問一答で大きく2項目、小項目として五つほど上げております。通告書に基づき一般質問を行いますので、よろしく願いをいたします。大項目、ケーブルテレビ事業について、アといたしまして、ケーブルテレビ事業問題の終結について、9月議会及び9月議会以降の総務常任委員会所管事務調査の中で多数の指摘事項が出されてきましたが、市長要求監査結果の41ページ527件にも及ぶ調査を全部やり終えたというわけではありませんが、過大請求については支払った分について返還要求をし、解決すべきであると考えておりますが、このことをどのように終結させるのか。このことをまずお伺いをいたします。よろしく願いをいたします。

議長(小野宗司) 川原総務部長。

総務部長(川原弘嗣) それでは佐藤議員の質問にお答えします。まず、11月22日の総務常任委員会での市長の報告及び12月2日の議会本会議での総務常任委員長報告のとおりということと、昨日のケーブルテレビでも総務委員長の報告が放送されておったということとあります。改めて御答弁します。7月、8月の調査チームの調査の結果、市長要求監査結果を精査した結果及び11月12日の15件の追加調査の結果は、11月22日の総務常任委員会で報告をしましたように、平成17年から平成21年10月までの支払額の約50%、件数は289件調査をして、調査した分の過大分を請求するということとあります。残りの分については個人宅への引込や撤去等、金額的に少額な箇所も多く、これ以上の調査は調査に費やす人員、費用対効果の観点から市としても不利益であるとの判断をし、調査は打ち切ります。調査結果で過大分については返還請求をしますが、また過少分もあること、法的には相手にも請求権があることなど

から、代理人を立てて協議をすることになるというふうに考えております。その協議の結果において、双方が妥協するという事になれば和解ということになり、また議会に報告をするということになります。また、和解できなければ訴訟を行うなど司法での解決を図っていくということになるというふうに考えております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） ただ今答弁のとおり、それにつきまして11月23日付けの大分合同新聞に585万円返還請求と、今後の調査を打ち切るということをお知らせしておりましたが、この理由に費用対効果のような言い回し、先ほども部長がそういうふうに言いましたが、これがですね、この行為自体が犯罪に近い行為であります。ましてやこれを調査したのが行政、自分たちがちゃんとしかるべき監理監督をしなければいけない皆さん方がやった行為に対して、行政がやった調査であります。その行為でありながら人件費用がですねうんぬんと、事実もほとんど明らかにしないまま、どういうふうになったのかという部分的なことも全部明らかにしてありません。なお、総務常任委員会所管事務調査においてはまだ継続中であります。このことはずさんな工事委託契約を発注し、監理もせず検査もしていなかった。この事実から明らかになったことで、調査は当然最後まで行うべきであり、それを行わず打ち切るということには、人件費用がうんぬんということの言い訳と、そういうことで終わるということは間違っているということを私は言いたいのであります。またこのことについてですね、行政いわゆる執行部以下部課長、私はこのことについても執行部と部長クラスまでで責任を取らなければいけないのではないかなと考えております。と言いますのも、やっぱり下々の人たちは皆さん方から言われて働いておる。最高責任者は市長であり、副市長であり、部長であろうかと思えます。その指示を受けて働いておる者、その者たちの違反行為があったからとして決して課長以下、係長、主任クラスが犯罪を犯したということではないと考えておりますので、この結果について、この罰則に課してしかるべきと私は考えておりますが、どのような処罰、ペナルティーを与えるように考えておるのかお聞きをいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 先ほど申し上げましたように、いわゆる調査の打ち切りということでありまして、この原因というのはあくまでも検査等をやったということと、相手にある程度任せてきてやったということと原因ということで、それはもうずっと以前からおわびをしてきております。ただ調査をした中でですね、やはり相手にも請求権があるということがありますので、この前追加調査をした結果においてもやはり過少分の方が多かったというようなことになると、もうこれ以上調査をしても結果は一緒だろうということで調査を打ち切るということで、この前の総務委員会で報告をしたとおりであります。それから処分につきましては、当然、懲戒審査委員会というのがあります。そこで一応今回検討するようにしておりますので、それはそこで結論を出していきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これについては調査した分については総務常任委員会の方にですね逐一いただきたいなど、このように考えております。これはまた委員長としてお願いに上がると思えます。ただ、このことについては管理不行き届きについてはですね、市長以下執行部に責任があるとこのように思っておりますので、罰則、ペナルティーはやはり一番の責任者である市長、副市長、部長、この方たちがとってしかるべきではないかなと。このように考えており

ます。このことについても総務常任委員会に引き続き調査をしていただいて、委員長にお願いし調査をしていただき、その結果を見たいと。このように考えております。これについては答弁は要りません。

それではイ、株式会社ケーブルテレビ佐伯の経営について、ケーブルテレビ佐伯について調査した結果ですね、平成20年、21年と連続して関連企業を設立させております。この2社はケーブルテレビ事業に深く関連していると思われませんが、執行部はこのことについてどのように把握をしておられますか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） ケーブルテレビ佐伯の運営についてという中で今の質問にお答えします。まず、情報ネットワーク施設の維持管理については、ケーブルテレビ佐伯に委託をしており、下請で工事をした業者もいるとは聞いております。ただ市としてはあくまでも一経営体としての扱いをしておりますので、下請にどこが入っているかというところまでは関知をしておりません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 株式会社ケーブルテレビ佐伯設立に関する基本協定書、この協定書についてはですね先般、総務常任委員会でも平成3年に締結されたこの基本協定書は有効である旨を市長の方からお伺いをいたしました。この協定書の第14条、会社は経済状況及び不測の事情により事業計画の変更、その他市に多大な影響を及ぼす事態に至る恐れのある場合は事前に市と協議し、その対応等に最善の措置を講ずるものとする。とあります。ありますね。このケーブルテレビに関する2社ですね、この2社が20年、21年に設立をしておりますこの会社、社名は申し上げませんが、あなた方執行部は分かると思います。このケーブルテレビ佐伯の株主がですね、この会社の取締役になっております。ということはケーブルテレビと同族会社とみなされてしかるべきと考えますが、なぜこのような会社を設立する必要があったのか。先般、総務常任委員会の中でも私はそのことを市長に聞いております。オブラートに包んだような聞き方で分からなかったのかなと思いましたが、またこういう2社が設立をする時にですね、事前に14条に基づいて市と協議をしたのか。そのことをお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まずこの協定書の件でありますけど、平成3年やったか結んでおるのがですね、協定書自体が現経営人との効力はないという判断をしておりますし、当然この設立のときはまだケーブルテレビが設立される前の協定書であります。それでこれはある程度専門家に聞いたところによりますとですね、やはり精神的なもんだと。いわゆる協力をして立ち上げていこうというような協定書自体であるという判断はいただいております。それと今言いましたように、下請を設立というのはうちの方としては、先ほど答弁しましたようにそこまでは関知はしておりません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） もう一度お聞きしますよ。この協定書は生きているのか。それとももうこの協定書は駄目なのかということ常々聞いております。市長の答弁でこの協定書は生きておると。じゃあ今皆さん代表者代わっておるといっても、今の代表者の方は以前からの皆さんの株を引き継いでないと、新規にやったということでもいいのかな。答弁。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今言いましたように、この時の協定書についてというのはあくまでも設立の時の当然先になって株主になるであろうという人たちだというふうに思っておりますので、会社設立後はまた別に、この協定書とは別に会社の中で行っていくということだと思います。先ほど言いましたように、基本的にこの協定書の中味というのはあくまでも設立に向けての約束事を大ざっぱに決めた内容であるということで、具体的な権利制・義務制をもってしておるものではないという、あくまでも精神的なものではないかなというような見解であります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） もう1回お聞きします。この協定書は存在しないと解釈するのか。これ市長にお聞きしたい。市長がいろんな問題の中で出てきた場合、ケーブルテレビの存続に対して市が応援するということは、この協定書に書いてあるじゃないかということの発言の一端からこの協定書が出てきておると思います。だからこれが意味をなさないというのか。それともこれは生きておって、このままやっぱり第三セクターとしてやっておるというのか。しっかりした答弁。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。佐藤議員より私どものケーブルテレビに関する基本協定書ということでやっておりますが、この中の3条の中に、市はこの事業は地域に密着した公共性の高い性格であることにより、会社を第三セクターにするために出資を行うという条文が入っております。先般、総務委員会の中でこの件は私が申し上げましたように、こうした中で市の公共性を維持するというので、現在そうした中でケーブルテレビに出資していることがこの協定書の私は流れたということで御答弁したと思っております。また、先ほど14条等に入っておりますが、いわゆるこの協定書の中味というのは基本的には佐伯市とその当時の大手の会社、また立会人として議会、会議所の会頭が一緒になっておるという協定書でございます。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この協定書、この協定書は生きておると部長も市長の答弁と部長一緒なんですよ。部長が先ほど答弁したことは市長が答弁したことなんですよ。だけど今市長に聞くとこれは生きておるということですね。そういうことでいいんですね市長。これはそういうふうな形で市が出資したんだからこの協定書は生きておるということでもいいんですね。この協定書はもう生きてない、これに関することは違うんだよと。山九さんもない、伯洋商事もないと、だからもうないんだよということを言いたいんですか。だったらこの人たちの株はどのように生きていますか今。株はもう全部減資しとるわけですか、それで後で持たれてる人たちの株は、株式会社ケーブルテレビという株ではないんですか。お聞きします。

議長（小野宗司） 市長。協定書の相手方が代わっている中で、この協定書は有効かどうかという御質問です。

西嶋市長。

市長（西嶋泰義） これは私の見解というよりも考え方のひとつですが、この契約については設立をする前に市が第三セクターにするために出資を行うものとするというこの協定書ですので、またこれに対する相手方、これについては先ほど申し上げましたように、現在の株主とは異なるということになりますので、現況とケーブルテレビ株式会社という文字がこの中の

契約書の相手にあればケーブルとの契約は生きていくということになりますが、こうした中では非常にこの契約については生きてるか、継続してあるかということについては非常に難しい部分があると思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これはですね、株式会社ケーブルテレビ佐伯設立に関する基本協定書なんですよ、株式会社ケーブルテレビを作るためにこれだけの協定をしておるんですよ。だからその今の市長の答弁であるなら出資金を佐伯市は返還の要求をしなければいけない。このように考えますが答弁。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私がこの前言いましては、ケーブルテレビについては設立者とのこの契約でございます。現在におけるケーブルテレビについてはどう思うかということで、議会の方の総務委員会の方でも新たな契約をする必要があるんじゃないかということで委員からも説明を受けたと思っております。私どもにとりましては、ここの設立に関する協定書、そうした中で第三セクターとしての位置づけがあります。また、議員が言われる株式としての責任ですか、そうした部分についてはやはり株主としての責任はいろんな中で経営に対して関与していかなければならないと思っております。ケーブルそのものについて現在行っているケーブル等については、これが有効かといったら非常に難しい部分があるんじゃないかということで御答弁申し上げました。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） このことについて議論をしても時間の無駄であろうかと思しますので、意を返さないようにしていただきたい。総務常任委員会として、また全協にしてもですね、全部残っておりますので、その時の市長の発言、私どもの同僚議員である河野議員に対しての発言も何を意味するのかということについてはこの協定書に基づいてやっておるという発言がちゃんとあります。だからそういうことを忘れないように。このことについては総務常任委員会所管の事務調査に引き続き委員長をお願いをし、次に移りたいと思います。これを終わりたいと思います。

では大項目2、市の財政について、アといたしまして、市税の徴収体制について、平成21年度一般会計歳入歳出決算において市税に係る不納欠損総額が5,606万3,661円対前年度1億1,319万5,606円の減少であります。租税の徴収権は権利行使ができる時から5年間行使しないことによって時効によって消滅したと確定したと思っておりますが、この処分に至った経緯、また徴収体制についてお伺いしたい。同じく市税に係る収入未済額は総額で7億3,142万7,192円となっておりますが、前年度に比べ93万1,141円の増加となっております。現年度の課税分の未収額を発生させない取組の強化が重要であると思われる。また徴収体制についてどのように考えておられるのかお聞きをしたい。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） おはようございます。それではお答えをいたします。市税の徴収体制についてということでございます。これは先月の決算特別委員会でも若干の御質問がありましたし、またお答えもしたところでございますけれども、まず不納欠損の経緯についてでございますけれども、これはまあ議員の御説明のとおり、平成21年度の不納欠損総額は5,606万3,661円でありまして、対前年度1億1,319万5,606円に対しまして5,713万1,945円減少をしてい

るところでございます。地方税法の規定によりまして不納欠損は消滅時効5年経過、それから滞納処分の停止後3年経過、滞納処分停止後即時の3通りに分けられるというふうに思っています。21年度欠損の内訳は、5年経過による欠損が1,837件で約5,174万円、処分停止後3年経過が39件で約113万円、即時欠損が19件で約319万円となっております。前年度に比べ大きく減少をしているところでございます。これは時効5年経過による欠損の大幅減が要因でございまして、財産調査、それから分納誓約など滞納処分を強化し、時効の中断に努めた結果であるというふうに思っております。今後も預貯金や給与、さらには生命保険、動産、不動産などの差押えの強化を図りながら5年の時効による欠損の削減に努めてまいりたいというふうに考えております。次に、徴収体制でございますが、本庁では収納係が9名、それから振興局は税務担当が2名から3名程度おりますけれども、その振興局にも徴収強化の取組をお願いをしているところでございます。したがって、職員を上げて滞納整理にこれまでは取り組んでまいりました。また、平成19年度から21年度までの3か年、月に5日間国税OBを嘱託職員として採用いたしまして、徴収ノウハウの向上を図りながら、また20年、21年度につきましては県の徴収強化対策事業の一環としまして、大分県税事務所の特別滞納整理対策班より職員の派遣事業を受け入れ、合同で困難な事案に取り組んでまいりました。県税の職員派遣事業につきましては本年度も継続をしております。先般も合同での捜索を行ってきたところでございます。今後も一層の連携を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。次に、現年度の未納額を発生させない取組についてでございますが、これはまず、滞納者を増やさない。それから滞納額を増やさない。ということで未納者への早めの対応に心がけて、新規滞納者の抑制に努めてまいりたいというふうに考えております。特に、年末・年度末の滞納整理強化月間につきましては、収納係だけではなく税務課の全職員、保険課さらには振興局が一丸となりまして現年度分を中心にしたところの電話催告による滞納整理を実施しております。租税の徴収につきましては、先ほども申し上げましたが、差押えなど滞納処分を行わない限り租税の徴収は5年で時効となります。実際、古い税、過年度分ほど徴収が困難になってくるため、極力古い税、過年度分から充当をしてきておりますけれども、地方税法の規定によるところのどうしても徴収できない時や徴収できないことが明らかな状況と判断した場合には、欠損を見据え現年度分から納付をしてもらうということも一つの方法だというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 職員が税収に走ることはこれはもう当然のことであろうかと思っておりますが、税収の根幹である市税の平成21年度決算額74億5,194万1,221円は前年度に比べて2億7,328万314円の減少となっておりますね。その自主財源の根幹である市税の総額が減少していく中、収入未済額20年、21年、これ7億3,000万強あります。なお前年度より増加している毎年の未済額が上がっているが、この7億円のうち、未済額7億円のうちのくらい来期に徴収でき、どのくらい不納欠損額となるのか、この不納欠損額と収入未済額は少しでも減らしていくのが努めではないのか。そのための徴収方法や体制強化はどのように取り組んでいくのか。現状で数字が変わっていないということは、毎年同じことを行っているとしか考えられない。毎年あきらめているのか、ということしか考えられないんですよ。同じ数字がずっと横ばいでいってるんです。これでは真面目に税金を納めている人に対し、あなた方はどう思っているのかということが伺い知れるんじゃないかなあと。払っておるのは当たり前

じゃあと思っているのか。現在の徴収体制はここに体制について問題はないのか、改良していく方法はないのか、きちんと徴収しているのか。同一人物の未済というものはいいのか。このことについてお聞きをしたい。同一人物がずっと何年間も未済をしていると、払わないということが起こっているのではないのか。そのことをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。先ほど議員の方から御指摘がございましたとおり、滞納者の多くは同一人物というような形になっております。したがって、今後につきましては、特に滞納処分対策といいますか、組織の見直しもひとつ考えに入れながら、滞納整理に特化した形の中で取組の強化をしたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これは市長に申し添えたいと思いますが、この徴収に対する徴収、これも同じようにですね、先般は私が市の住宅問題で部長と話したら、今度は集金の方法を変えると、外部団体をお願いすると。この市税の徴収だけは外部団体ではできませんのでね、きつくやっぱりできる方法を取りながらやっていかないと、まともに払っている人がばかを見るところというようなことではどうにもならないと思います。ただ税金を払う払わんでも同じ待遇をやっていかなければいけないということを考えたときには、やはり毎年この74億の1%程度、7,000万程度が未収入になっていると。それについてもそれがどんどん膨れあがって7億円もある。これが未済額になり毎年不納欠損額として落としていきよる。こんなことのないように、これはお願いというよりも、これは市長がやる気にならないとできませんから。そういうことでやってくださいよ必ず。そうしないと徴収は上がりませんよ。徴収は下がっていくのに納期が過ぎても払わないという方をそのまま放っておくということはいけません。この項は終わります。

イといたしまして、徴収の増加対策についてどのように考えておるか伺います。1といたしまして、最近、食のアピールを多く行っておりますが、これにかかる経費はどのくらいかかっているのか。また、経済波及効果はどのくらいと考えておられるか。これに伴う徴収の増加は見込まれるのか。また、佐伯市へ観光客数はどの程度増加しているのか。観光客の受入れ態勢はどのようになっておるか伺いをいたします。続けて2です。財政基盤の強化につながる積極的な方策は考えておりますか。地場産業である農林水産業等の活性化を図り、雇用の確保・拡大を推進し、まちに活気をもたらしていくために、生活基盤整備は必要不可欠なものであると考えておりますが、今後の生活基盤整備、どのように充実させていくのか伺いをいたします。農林水産業等の推進を図り、徴収を上げていくという考えはないのか伺いをいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 初めの方の質問にお答えいたします。昨年3月に佐伯市食のまちづくり条例を制定いたしました。これは健康増進ですとか、食材を育む基盤整備、地産地消の推進、食の安全、食観光、食育の推進、食文化の継承など各部署で様々な事業推進を図ってきております。御質問の内容は、食観光に関するものであると思われるので、これについてお答えいたします。今、特に力を入れておりますのは佐伯市^{すし}寿司街道事業、東九州伊勢えび海道事業、日豊海岸井街道事業、佐伯ごまだし事業といったものであります。経費的にはそれぞれ組織を設立しまして補助金を出しております。本年度の寿司街道には100万

円、伊勢えび海道には80万円、井街道には200万円、ごまだしには100万円を支出しまして会費などを併せて事業を行っております。そのほかに佐伯市食と観光のまつりイン福岡、これ400万円を支出しております。福岡市役所前で実施しまして2日間で9万5,000人が来場していただいております。佐伯市における経済的な波及効果またそれに伴う税収については調査をしておりません。しかし、寿司街道を見ますと4か月間のキャンペーン期間中で寿司街道の寿司を食べた人は4,000人ほどいると推測されます。また、伊勢えび海道は3か月間のキャンペーン期間中で売上げ的には8,000万円から9,000万円というところであります。井街道は今年はまだ期間中でして実績は出ておりません。昨年度の実績は1万9,000食を売り上げております。ごまだしにつきましては、原料のエソが不足するほどですから水産について少なからず影響を与えていると思っております。観光客数の増加についてですけれども、これは佐伯インターの通過台数からみますと、21年度と22年度、これは6月まで10%ほどの増加となっております。ところが無料化の7月以降、これは約2倍の通過台数となっております。土・日に特に増えておりますので観光を目当てにして流入される方もかなりいるというふうに思っております。受け入れ態勢ですけれども、佐伯市観光ガイドの会がガイドを行っております。パンフレット等につきましては各公共施設やコンビニなどに置いております。それから市内の駐車場の案内をホームページですとか、携帯電話のQRコードでお知らせしております。また、振興局単位で特色を生かした朝市ですとか、各種の祭りなど実施しているところであります。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 2の今後の生活基盤をどのように充実させていくのか。そしてそれを税収にどのようにつなげていくかということでございますが、今後の生活基盤を考えていく分におきましてはですね、農林水産業において生産基盤の整備を図っていくことはもちろんでありますけれども、非常に担い手不足といった形で厳しい状況にあります。このような中、農業におきましては生産額の高い施設園芸の普及、そして畜産においては増頭によるやっぱり規模拡大、水田などにおきましては集落営農の強化を充実して図っていきたいと思っております。また林業においては林業施業の受委託の推進を図ることにより、生産者の森林保育が図られたり、また林業関係業者の雇用の促進につなげていきたいと考えております。次に水産については、経営安定を図るためにやはり地域内の水産加工業などとの連携を図りながら、6次産業化、地域内での6次産業化に向けた取組を推進することによって所得を上げていきたいというふうに考えております。このような取組をすることによって、農林水産業の所得の向上、また経営の安定といった底上げをして、これが将来強いては市の税収の増加につながるものではないかというふうに考えております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 二つに分けてお聞きしたいと思いますが、この食のアピールを行って多額のお金を使っておりますが、例えばの話であります、寿司トラックを東京でやっとな。観光客の方が100名ほど、じゃあ佐伯というこの寿司はただで食わせてもらっておしかったから、ただでは悪いから行こうかということで、100名のお客さんが、観光客が寿司を食いに来たと仮定してください。高速を降りてコスモタウンから真っすぐきましてね、ここに寿司屋さんが見えるのは大きく世界一の寿司、寿し好さんが見えます。ですがここに100名のお客さんが来たとしてですね、寿司観光ということをやったということでありますが、佐伯市内に

あそこにバスを止め100名の方がじゃあどこに行くのか。バスはどこに駐車するのか、寿司好さんを中心にしたら福寿司さん、それから亀八さん、その程度しか歩いてでも行ける所はないんです。だから受け入れ態勢はどのようにして食のアピールをやっておるのかということをお聞きしたいんです。そういうことで店舗間に非常に距離がある。これはね、私は一度議会の皆さんと、横浜や北海道等の食のやっぱり立地条件を見に行くべきかなあと考えておるんですが、例えば、北海道に行くと寿司店舗であるなら片側に10軒・20軒ずらっと。それからラーメンであるとラーメン屋台村がある。そういうふうに観光客を相手にするんであれば観光客に対応できるまちづくりをしていかなければいけない。そのためには駐車場が必要であり、また今から先ですよ、魚がいいとなれば魚を買いに行く、鶴見、米水津、蒲江、畑野浦蒲江、そういう所に行ける道路はどうなるのか。乗用車も通れない、バスはもちろん通れませんか。米水津に行くあのトンネル、三浦議員が言っておりましたけど、そこに大型バスが行く、あのトンネルをどうして通るのか。鶴見に行く、やはり向こうを回らないかと、こういう道路事情がいかにも悪いと。そういうことをどういうふうにやっていくのか。じゃあ佐伯に来たらコスモタウンから真っすぐ来たら世界一の寿司って書いた寿司好さんだけを対応させるのか、それも100人も来たら対応できない。じゃあ福寿司さんに頼むのか。寿司組合とはどういう話をしておるのか、そういうことをやっぱり一つの物事についてですよ、寿司であるなら寿司、魚だったら漁業組合とどういう対応をしておるのか。せっかくそういう大きなお金を使いながらイベントをやって観光客を呼ぶということについて、受け入れ態勢をつくらずに、ただ皆さんと一緒にやったって今、鹿児島で鹿児島の方が大阪に行き、東京に行きやっておる。また東京から大阪から福岡から鹿児島に行って観光誘致をやっておる。ちゃんと受け入れ口があるから、観光客が来ても対応できるからやっておるんです。そういうことを最初につくるべきではないかと思うんですが、そのことについていかがですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大変大きな問題もあろうかと思えます。インフラの部分にということなんですけれども、基本的には現在あるお店を回れるようにマップ等で案内はしてあるんですけれども、これを例えば1か所に集める、通りに集めるといったようなことは今のところはまだ考えておりません。市内では、例えば、うまいもん通りなんかを取り上げますと飲食が連なったことで相乗効果を得るというようなこともあろうかと思えます。また、お客さんの中にはですね、1か所で寿司を食べるだけではなくて、その道中を楽しんだりといったこともあると思いますので、必ずしも1か所にそれを集中させるということがプラスかどうかということについては、これから研究させていただかないと分からないところだと思います。広く捉えまして、例えば米水津・鶴見といったところまでのインフラ整備、これはもうちょっと時間がかかることでもありますし、ここで私の方からお答えすべきことではないかなあというふうに思います。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 佐伯市の商工観光部長の考えはその程度だと思っておりました。やはりね食、これだけのお金をね使って、こないだの寿司トラックの社長と会いました。話す機会がありましたから話を聞きました。あんなぜああいうことをやっておるのという話の中からね、私が佐伯の寿司がおいしいって言うて売れたらいいなあと。あんな寿司屋じゃないじゃない

かと、佐伯の魚がおいしくて寿司すしが売れるということについて、各福岡とか大阪から市場から問い合わせがあり、そんなおいしい魚ならうちに入れてくれんか、みんなが入れてくれんかということによってうちの運送が動くんですよ。そういうことを基本にしてやりたいんだということを話しておりました。大きくね、そんな土地を見るといふんなら土地をみれるような観光バスがどこにでも行けるような道を造らないけんじゃないですか。あっちに行ったら突っかかってバックしてくる。佐伯の港のまるの経営者はどんな方が私は知りませんけど。まるはですね、買いに来てくださいよって宣伝してバスも入れる。あそこのコスモタウンにある生鮮食品を売っておるともそうです。バスが入れる駐車場を造り、警備員を置き、ちゃんと食事ができるまたまるをつくっておる。そういう工夫をしてやりよるんです。だからそれにつながるものを行政が応援してあげなければいけないということではないかなと思います。市長にお伺いしたいと思いますがですね市長、今までに日本に語り継がれております川柳ですね、鳴かぬなら鳴くまで待とうほととぎす。鳴かぬなら鳴かせてみせようほととぎす。鳴かぬなら殺してしまえほととぎす。これは徳川家康、豊臣秀吉、織田信長のお三方の性格をみた誰かがこの川柳にあわせてうたっておると思いますが、市長はこの中のどれなのかなあとおっしゃるところです。と言いますのがですね、佐伯大橋、先般から出ておる米水津トンネルと、これがですね十何億も掛けて対岸にトンネルを造りました。あの佐伯大橋、新大橋ができないのではあのトンネルも不能作、今利用価値がゼロであります。そこまで行くまで道を造るのを、今造っておりますけど何年掛かるかも分からない。全く利用価値がない。このことをですね市長が私は恐らく、鳴かぬなら殺してしまえホトトギスではないと思います。鳴かぬなら鳴かせてみせようほととぎすぐらいの豊臣秀吉の考えぐらいの考えですね、市長が先頭になり、議長、そして私も市会議員、皆を連れてですね、あそこは止まっておる。予算がないのは分かるけれど、女島から灘までのなぜ橋を架けないのかと。日参したら少しずつでもいい予算を崩して持ってきてくれるかも分からん。これはね、徳川家康みたいに、架けるまで架けてくれるまで待とうじゃあ架かりませんよ。1回ここは架けてやるから向こうにトンネル造るんじゃないかということまで造ったんなら、そういう計画があったんだから何とか予算をつくって架けてくださいよと。佐伯市民のために市長が先頭になれば副市長2人が付いて行かんでも議長、市会議員が皆ついて行きますよ。そうしてやっぱ強い県・国に営業を重ねてですね、佐伯市民のために私はこの基盤整備を続けるべきではないかなと。このように考えるんですが、お考えをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐藤議員の言われる基盤整備、これはもう非常に大事なことであります。前回の時にですね、昨年前期ですけど、議長、議員皆さんと一緒に県にも行きました。なかなか一筋縄ではいかないような状況があるのを議員も御存じのとおり、国の施策いろんな中で、そうした中で今回、後ほど玉田議員の時にですねこの件は出ておりますので、御答弁申し上げようと思いましたが、これでは市もまた県議の皆さんにも会議所にもいろいろ働き掛けながらやっておりますし、鶴見の方も多くの皆さんが署名を取り、こうした中で県にも要望しております。何とかこれを議員の言われるように進めていきたいと思うんですけど、相手もこうした中で非常に難しい話をしてきましたが、今までの中では費用対効果がないということで駄目だという判断をですねほとんどされておりました。先般そうした中で私の方も今度逆に大分県の14市の市長会というのがあります。ここでの特定の固有名詞を出した要望があ

りました。これは基本的に合併の時に約束した道路で、これを県が守らないのはおかしいじゃないかということで14市の市長とお話した時に、それは特定で上げましょうということになり、先般県知事のところへ行き、回答書が出てきております。机上では現在県知事の回答はそれまで言われてたように費用対効果はない。いろんな中で駄目だという方向から現状では財政が厳しいのでもう少し待ってくださいというような返答に変わってきています。これを一步二歩進めるために議員が言われましたように、ただ待つのではなく、積極的にこれについてはアタックしていきたいと思っておりますので、またその時には御協力もよろしくお願ひします。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 私は一般質問ではお願ひはしませんが、このことについては特にお願ひをしたいと思ひます。県サイドの基盤整備の分については強力に私どももまた役に立てばついて行きますし、議長、副市長、市長所管の部長、皆さんでこのことを成すまで営業を続けていただきたいなど。このようにお願ひしたいと思ひます。このことができることによって佐伯市が広く観光、またこれは費用対効果がないというけど、そのトンネルが、渡れる橋ができてトンネルができることによって非常に費用対効果が上がると思ひます。観光の誘致もできると思ひます。そういうことを真に考へていただいて、営業をしていただきたいと。そのことについてはやはり皆さん、議員皆さん一丸となって応援するんではないかなと、ほかの人はのけても私は応援したいと。このように考へておりますので、是非ともこれはお願ひしたいと思ひます。これを終わりたいと思ひます。

ウの企業誘致についてであります。今後、佐伯市に企業誘致を考へておりますか。また、どのような企業を誘致しようと思ひているのかお伺ひをいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まず、企業誘致を考へているのかということですが、企業誘致は雇用の確保、若者の定住、地域経済の発展のために市の最重要課題として取り組んでおります。どのような企業を誘致しようと思ひているのかということですが、企業立地状況は大変低下しております。また、それがあるとしてもですね、東南アジア等、国外への企業立地が進んでおります。立ち遅れております佐伯市としましては、えり好みをしている状況ではないというふうには思っておりますが、もしこの中で希望が言えると思ひますとですね、誘致の対象業種としては、まず機械器具製造業、これがあげられると思ひます。特に医療機器産業、これは県がその集積を目指してありまして、県と共同してまた誘致したいと思ひます。また、佐伯市の資源を生かした水産食料品製造業ですとか、木材・木製品の製造業、さらに宇目地区に立地しましたIT関連企業、コールセンターなどの情報産業、農業への企業参入、バイオマスタウン構想に基づく環境ビジネス型企業など、そうした誘致に取り組んでおりますし、大型船の修理ドック、シッピングサイクル、そうした関係の企業誘致活動の一環として、これも企業誘致活動の一環として取り組んでいるところであります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 今部長が言われました誘致企業については是非とも何かを目指して、その中の何かを目指してやっていただきたいと思ひます。太平洋セメントの跡地、それから現在興人が事業を縮小しております。興人がパルプを辞めて事業を縮小しております。その中の跡

地の利用、利用させていただくのかと。また、ただ佐伯の処理場、ごみの焼却場等はただ焼くばかりでなく、これから生まれる副産物、有機肥料等の研究、それからごみを全部燃やしてしまっているのかという問題、そういうふうなところから考えるといろんな企業が生まれるのではないかなと思います。そしてまた、14メートルバースが出来上がった場合には市長がどのような構想を持っておられるのか。佐伯をハブ港として貨物のハブ港として盛り上げていくのか。そういうふうな考え方をもっているのか、いないのか。これは観光船のハブ港とはならんとと思いますが、コンテナ船のハブ港として佐伯から14メートルバースができた場合には、九州全土にトラック輸送ができる。そういうふうなハブ港の設置、それに伴う興人との企業合併するのか、使わせていただくのか。そういうようなことを考えながら、そのためにはやはりいつでも何をもってきてもいいようなこの地域の基盤整備を行っておかなければいけないということが一番ではなかるうかと思えます。14メートルバースについての私は積極的な貨物船のハブ港というのを考えていただいたらいかがかなと。その中にいろんなものがつながってくる。貿易にもつながる。またいろんなことが考えられると思いますが、市長最後に一言、どういう構想を持っておられるか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） これからの基盤整備と地域における課題ということで、佐伯市にとりましては14メートルバースは非常に大事なものだと思っておりますし、現行では大入島埋立て等があってもこれをクリアしながら現在県の方で事業を進めていただいております。また、このことについては今港湾審議会でのどのような形をとっていくのかと、議員が言われましたコンテナのハブ港というのはやはり起重機等を置かなければいけないので、これは基礎的な造りが違うので部分的には難しい部分があると思えます。これを生かせるために私の方は現在、議員も御存じのとおり、東九州自動車佐伯蒲江間の方に南インターを造って、これから直結をしたですね、港湾と陸路を生かしたこの道づくりをする必要があるのではないかとということで今進めております。特に基盤整備、先ほどの番匠川河口橋、またいろんな道路整備というのは佐伯市が非常に遅れてます。こうしたことについても県の方はいろんなことを言えば、全体的には北側がダイハツを中心としたところがありますが、これはそうした中の基盤整備ができ、立地条件もいいということがありますが、佐伯市も逆に海に行ける立地条件は県内でも最高のものだと思っておりますし、これを東九州と併せながらこうした基盤整備、また現在、市といたしましても企業誘致をするための造成地、いわゆる用地の確保もしていかなければ、企業が来てもそれを使う工業用地がなければいけないと。こうした分についても今年度から来年度にかけて議会の方に提示し、こうしたことも一つずつ整備しながら、受け入れ態勢ができないところでは、昔は企業が来るから受け入れ態勢しとったんですけど、今はもう受け入れ態勢をしなければ企業は来ないというのが現状ですので、こうした部分についてはこれからも積極的にやっていきたいと思っております。今後とも議員皆さん方もいろんな中で御視察等も行きますが、こうした中でいろんな情報があったら、情報の一元化をしながら市と市議会が一体となった地域のそうした経済発展、また企業誘致等について御協力をいただければと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） いろんな問題については問題を解決するまで質問を行っていき、いい方向に進めたいと思っております。また、先程からお願いしたことは、市長始め執行部が真剣に考え

ていただいて、この佐伯市が一日でも早く良くなることを願いたいと、このように思っております。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

次に3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員、日本共産党の高司政文です。私は今回一問一答方式で大きく3点いたします。まず一つ目に、ケーブルテレビ事業についてお聞きします。先ほど佐藤議員も聞かれましたけど、偶然2人続けてですねりました。話し合ったわけではないんですけど、偶然なりました。私は違う問題についてですね質問したいと思います。まずアとして、ケーブルテレビ事業の公益性についてお聞きします。今新聞等でですね報道されていますように、株式会社ケーブルテレビ佐伯などの工事を巡ってですねいろんな問題が起きていますけど、そもそも市としてはケーブルテレビ事業の公益性についてどのように考えているか最初にお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それでは高司議員の質問にお答えします。まず、工事を巡っての問題は市のケーブルテレビの技術に精通した職員がいないために、どうしても受託者側主導という形態になって市の検査も工事並には徹底していなかったということから起こったものはもうずっと以前から申し上げております。10月以降からは体制を強化してやってきております。ケーブルテレビ事業の公益性については、昭和58年に当時の郵政省が提唱した情報通信メディアを活用しての地域の情報化を促進するというテレトピア構想に基づいて、平成元年に基本計画を策定してモデル都市として指定をされ、平成3年7月にケーブルテレビ佐伯を第三セクターとして設立、それから出資をして今日に至っておるということです。それから設立の目的としまして、都市との情報格差是正、住民の利便性向上、住民福祉に寄与するというものもあり、有線テレビジョン放送法の第1条の目的の規定にも有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正ならしめることによって受益者の利益を保護し、公共の福祉の増進に資する。ということでありますことから、公益性はあり現在もその理念は変わっておりません。また、現在ではCTSエリアの世帯の82%が加入をしており、電気・水道と同様な重要なライフラインとなっております。また、平成23年7月24日には地上アナログ放送が終了してデジタル放送のみになるために、ケーブルテレビ事業は継続していかなければならないということであります。議員は御承知のように市町村合併以前から各自治体でケーブルテレビ網を整備して、それぞれの地域性を生かした情報化に取り組んできた経緯があります。そのためケーブルテレビ佐伯のエリアと市のエリアが存在して二つのケーブルテレビ事業者が存在する今形になっております。お互い伝送路を接続することで地域の話題、ニュースなどを広く市民に伝えるようになっており、住民の利便性の向上を図っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 今公益性はあるというふうな話ですけど。市長がですね、別の場で1回聞きましたかねえちょっと私も記憶が定かではありませんけど、以前ですね民間の方が、さっき佐藤議員が名前言ってましたけど、名前は言いませんけどね。株を譲渡したいと言った時に話がありましたけど別の今は方がですね株を引き受けているわけですけど、市がですね購入しようとする考え方がねその時なかったのかどうか。公益性を考えればですね検討すべきだというふうに私は思ってたんですけど、それについて市長の考えを聞かせてください。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員のおっしゃいましたことっていうのが、全協か何かの時にですね、ケーブルテレビに対する状況の中で、過去にそうした譲渡を受けることが話があったのではないかという話だったと思います。その当時、ちょうど平成17年から18年に掛けてと思いますが、非常に大きな累積を持っており、これを全部借金及び赤字を全部市が引き受けるといふことでもありますので、こうした部分については私どもはどうしても引き受けができません。また特にケーブルのそのものがやはりこうしたものは民間でやるべきではないかということで当時からの理念を持っておりましたので、公益性は先ほど言いました有線テレビの方の中でもうたっておりますし、十分民間でも公益性は保てると思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 今市長の口からですね、大きな累積赤字を持っているということですね、赤字を引き受けることはできないということ。つまりは逆に言えば経営が非常に大変だといふふうなことになると思われますので、アの方はこれで終わって、イの方に進みたいと思いません。

そこでですね、ケーブルテレビ事業の諸問題についてお聞きします。まず最初に、市長が図らずもおっしゃいましたけど、そういうふうな状況であります。もし株式会社ケーブルテレビ佐伯がですね万が一破綻した時ね、市はどのように対応するのかをまず最初にお聞きします。それから2番目に、今過大請求の問題を佐藤議員が質問されていましたが、これに関して株式会社ケーブルテレビや株式会社ミールに対して何か行政処分を行う考えはあるのか。また、処分を行った場合、来年度以降ケーブルテレビ事業に対してどういうふうな、この2業者へ関わらせていくのかについてお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まず1番目のケーブルテレビ佐伯が破綻した場合の市の対処ということでもありますけど、先程申し上げましたように、佐伯市のCTSエリアの住民にとっては重要なライフラインであるということで、住民の利便性を考えるならば、そのようにならないように協議をしてはいきたいというふうには思います。これ万が一のことでもありますので、2番目の行政処分については、過大請求のあった2社に対しては、ケーブルテレビ佐伯とミールに対しては一応指名停止等の処分を行っております。指名停止終了後は通常の情報通信を扱う一業者、またネットワーク保守業者として他の業者と何ら変わることはなく、同様の扱いをしていきたいというふうには思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 指名停止をしているということでもあります。具体的に言ってください。何か月指名停止をしたのか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） ケーブルテレビ佐伯が11月の24日から4か月間、それからミールが11月29日から3か月間ということで処分をして行っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 私も実は内々に聞いてたんですけどね、何か発表はしていないようにあったもんですからね、ちょっと確認をしたんですけど、発表をしたんですかね公式に。それで一つですねお聞きしたいんですけど、市の処分がね、市の関係の処分、さっき佐藤議員の答弁で

は懲罰委員会と言いましたか、何かそこで結論を出すと言ったけど、私はですねそれぞれに問題があったわけですよ市の方にも。であれば市の処分もねやっぱり決めて同時に市はこういうふうに分かるけど、業者もこういうふうに分かるといふことですね。片方だけ処分して、自分とはまだどうするか分かりませんと、検討しますというこれはちょっとおかしいと思います。どうですかその辺は。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 結果として今まだ職員の方の処分にはかかっておりません。先程佐藤議員の時に申し上げましたように、懲戒審査会で検討していくことにはもう今しておりますけど、もう今言われてもちょっと同時じゃないんで実際は後になったということですけど。これはもう業者に責任をとることだけではならないというふうには考えてはおります。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） いや同時にね行うべきじゃなかったのかということに対して教えてください。同時にね行うべきじゃない。今のやり方でよかったというのかね。それともやっぱり同時に本当発表するべきだったけどこうなってしまったんか。そこを聞いてるんですね。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 情情的には同じ事案でありますので、同じがよかったんかなというふうには思いますけど、今実際ずれております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 何にしてもねそういういつも後々やっぱりいろんなことを考えながらですねやっぱり行政をやってもらいたいと思いますが、この話はこれで終わって次にちょっと進みたいと思います。ケーブルテレビのですね経営状況の話なんですけど、市長でも部長でも構いませんけど、経営状況はね今現時点で良いと見ているのかどうかですね。その辺をお聞きしたいんですよ。情報公開請求を私したんですけど、なかなかですね黒塗りで詳しい数字が出てなくてね、分かったのが平成20年度の例えば決算見てね、決算書資本金が5,000万円に対して利益剰余金がマイナスの2,099万2,295円、こういうことでこれだけ見ると資本金を食いつぶしているような状況に見えます。損益計算書とかが全然分からないんでね、単年度収支も分からないから詳しいことは分かりませんが、その辺、市の方はですねどのように経営状況をね考えてるのかお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 経営状況についてのちょっと今資料は今回は持ち合わせておりませんが、徐々に昔は赤字だったのが今は段々と黒字になって、それがずっと続いてきておるといふふうには聞いておりますけど、ちょっと詳しいことは分かりません。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 経営状況が分からんのはもっと問題ですよ市が。やっぱりこの第三セクターで始めて公益性があるってね言って、しかもさっきの話ではまだどうかならないように協議するということを言って、経営状況が分からないならおかしいですよ。市長だって株主総会も出てるんだから数字は私以上に当然分かってると思いますから、その辺も問題だし、それからCTSエリアがですねやっぱり700円から1,365円に上がりましたね。ねえ市長。そここれが上がったということは経営状況が厳しいからじゃないんですかねえ。普通値上げを

するということは経営が大変だから上げるわけだから、それがどうなのかというのは答えられると思うんですね。その辺をもう1回お願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員の御質問の中に市長は株主総会に出てるということですけど、私は株主総会に出ておりませんが決算書等はいただいております。こうした中でこれがですね、平成ちょっと記憶的で申し訳ないんですけど、15年ぐらいまでは累積赤字がどんどんいってたわけです。16年以降が年次的にですね少しずつ黒字に転換しながらいったと。それから平成20年度に減資をしてですね累積赤字が減資をしたもんですから大きく減っております。基本的には単年度の収支決算21年度については、これは黒字の計上でやっております。またこの点について私の方もちょっと決算書を今手元に持っておりませんので、はっきりした数字ができませんが、またお知らせすることができれば公開できればお知らせしたいと思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 民間であってもですね、公益性を持ってる会社の経営状態というのがもちろん当然日常的にやはりつかむのは当然と思うんですね。普通一般的に考えて市長ははっきり言いませんけど、値上げをするというのはね市長、経営が厳しいから値上げをするんでしょ。佐伯市だって国保税を上げるのに、国保の財政が厳しいから値上げをしたんでしょ。そういうね普通はだれもが考えるんですね。それをやっぱり何かいろいろ今資料がないとか言いましたけど、当然やっぱり私はね把握をして本当に値上げをしない状況にあるのかどうかというのを確認すべきだし、もしねこれやむを得ないなと、値上げせんといけんようにあるなと思うんだったら、しかしよく考えてください市長。今過大請求だとか指名停止とかね、そういう問題が今起きてる中で、万が一というのをね考えても不思議ではないと思いますよ私、民間なんだから。そういうマイナス要因があるんだから対策をね考えてください。私、株式会社ケーブルテレビがどうのこうの言うんじゃないんです。もし万が一そういうことがあったらどうなるのか私心配なんですよね正直言って。そこに対して行政がはっきり答えていたかないとね、協議をするじゃあないですね。考えていることがあれば聞きたいし、全く考えてないんなら考えてないというふうに、ちょっともう1回答えてほしいんですね。何かそういうふうな方向を考えてないのかどうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員から経営についてということですけど、これまだ累積赤字がどんどん増えている状況であれば私たちも方法論をいろいろ検討しますが、現状では累積赤字が減っている状況です。今回1,365円、そうした形で上がったということについては、私どもといたしましては、これは平成20年から私どもは500円のところを700円に上げた経過があつてですね、その当時、そうした約束をした中で今度1,365円に上がったということは非常に遺憾であるということをお願いしております。ケーブルテレビ自身経営の中で累積赤字、いわゆる資本を減資した約5億から5,000万に落としたわけですけど、いわゆる累積赤字もまだ4億5,000万近く持っておるということでありまして、こうした部分考えた場合は、経営的にケーブルの方での判断をしたんだと思っておりますが、私どもにとりましては、この値上げについては今でも遺憾に思っておるし、こうした部分についてはもっと慎重に対応すべきではなかったかと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 市としてはね対策を考えてないということだと思いますけど、値上げをして
すね加入者が減ったというようなことは聞いてないですか。それをお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それはちょっと聞いておりません。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ちょっと聞いているんですけどね。事実関係ははっきりあれですから、私も
はっきり断定しませんけど、しかしねさっき赤字が減っているという話をしましたけどとに
かく1,365円に上げたことについては市長もまあ遺憾だと。私もこれは大いに疑問です。逆
にそういうことにしたからこそ私もここで質問せざるを得ないのかなと、何かあるのかなと、
もしなんかあった時困るなというふうなことがありまして、なぜかといって市民が困るん
すね市長、急にある日ね破綻するようになって事前にちゃんとおっしゃったように協議をす
るということになればいいけど、もし万が一があったときにはテレビ見られなくなるん
すよね。今からデジタルという状況になる中で、しかもねインターネットもできなくなるん
です。これ旧郡部というか、方は光N T Tのああいうものがまだ開通してないところも多い
し、インターネットかケーブルを利用している方が多いと思うんですよね。そういうのがで
きなくなると、もしそういうことがあったときに市の責任をどうとるかということにもなり
ますからね。何か真剣に考えておくということが私は大事だと思うんですよね、今、市長が
赤字が減ってるからいいんだなんか言ってるけど、しかしそれで本当にいいのかなというふ
うに私思ってます。そういうときに一つ聞きたいのはね、何かあったときには直営に戻すん
ですかねえ、その辺もちょっと確認しときたいんですね。行政エリアとC T Sエリアもちろ
んありますから違いますけどね、そういう考えがあるのか、それともまたどっか民間にどっ
か委託するとか考えるのか。それともケーブルテレビ佐伯に対して増資をね市の方がやるの
とかね、何かそんなようなことは全くないんですか。逆に例えば、直営にすることがね可能
なんですかね、その辺をちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 非常に私が答えるのは難しい問題だと思いますけど、行財政改革の基本
的な考えとしては、民間でできることは民間ということがあります。あくまでも経営を支援
していくというようなことになるのではないかというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ちょっと1個提案というかね、ほかの自治体の例をちょっと参考までに。大
分市にすね大分ケーブルテレコム株式会社というのがあります。これ、ここがちょっと調
べたらすね。佐伯のケーブルテレビも利用してますけど、大分県のデジタルネットワーク
センター株式会社というの、この大分ケーブルテレコムの中にありまして、豊の国ハイバ
ーネットワークのね利用をしてるんですけど、市長が監査役になってたり、ケーブルテレビ
佐伯のね方が取締りになってるというホームページに書いてましたけど、それはいいんですけ
どね。そこは大分市だけじゃなくて由布市の一部を直接のエリアに持ってます。世帯数が14
万1,646世帯が対象エリアですけど、ここはすね国東市、九重町、竹田市、中津市、宇佐
市、ここの自治体ケーブル事業もやってるんです。だから佐伯でいうところの行政エリアの
ケーブルをずっと受けてやっているんですね。そうするとインターネットもオーケー、ここ
がねプロバイダーでインターネットができるというふうなことで、そういうことも研究して

いただきたいなあというふうに思います。もちろんケーブルテレビ佐伯が安定した経営をして公益的な事業を担ってもらうのが一番いいんですけどね、ここ資本金が7億2,000万と大きいんですよね、かなりケーブルの5,000万に対して大きいですからね。そういうふうなことも考えてもいいかなと思います。それからついでに言いますけどね、大分ケーブルテレコムは放送を提供してですね保守も一部やってるんですけど、基本的に新設工事や支障移転などこういうものは管理はするけど工事は一切しない。分かります。それぞれの自治体の取り決めで、それぞれの自治体が業者に発注してるんです、分かりますか。そういうところがあるんです。今まで繰り返しているケーブルテレビの改善について市長以下皆さんいろいろやってますけど、こういうところがあるんですよね。ケーブルテレビ佐伯じゃあなくなっちゃって工事はね、ほかに立派にやってるんですほかのところは、しかも全く離れた大分市の業者がね、遠く離れた竹田や宇佐・中津のケーブルテレビ放送をやってるんですよね。そこをどうです、その辺を知ってましたか。どういうふうに考えますか、ちょっとその辺をお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 私はそこまであんまり詳しく知っておりませんでしたけど、そういう方法もいいかなというようなこともありますんで、今後、今の問題についてもそういう方法があればですねいろいろ検討していく材料にはなるんじゃないかなというふうには思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 部長がそういうふうに答えたということは市長が答えたということですからね、そのようにじゃあ私も認識しておきます。そこでいろいろ言い訳しないで、答弁しました。大体ケーブルの問題ですね、問題になっているということもね、私はいろんな方から聞きましたけど、最初にケーブルテレビ佐伯に統合したとき、佐伯に統合しましたね結局各町村、その時にそれぞれ実は本匠は本匠とか、蒲江は蒲江、弥生は弥生で放送もして維持保守・管理もやっていたと、それを統一したとこでねこういう問題が起きた部分もあると思うんですよね。そういうことを逆に言ったらそれまでうまくやってたわけだから、統一したことに私はひとつにはちょっと問題があったんじゃないかなということもひとつ考えてるんですけど、その辺はどうなんですかね。それまでどおりね、放送は統一してもねその中の業者の受注・発注とか、それまでについては今までの自治体がやってたんだから、それを踏襲してもよかったんじゃないかと、そうしたらこんな問題も起きんかったんかなあということもあるんです。その辺はどうですか。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） お答えします。平成17年に行財政改革プランというのを策定をしました。また、合併協議会において委託先の協議をしております。その時にケーブルテレビ佐伯の方に統一した方が事務の効率上いいというふうな当時の判断の下に統一をしております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 分かりました。さっきから言ってるように、他の自治体の例もありますから、いずれにしてもですね公益性を十分考えて、今後ね市民にどうすれば迷惑がかからないようになるんか。どうすれば市民にとって有益なのか、その辺を考えてですね、今後また対応をお願いしたいということをお願いして次の質問に移ります。

続いて大きな二つ目、職員の勤務時間等についてお聞きします。まずアとして、職員の昼休み時間についてですねお尋ねします。まず最初に、平成20年の12月の議会ですね、私はこれを取り上げました。昼休みの時間がですね1時間が45分になって周辺の飲食店が非常に大きな打撃を受けてお店を閉めたところもありますしね、その時に私の方は署名を取ってですね市に要望を出しました。その時の議会の答弁ではですね、1年間様子を見て協議をするというふうなことになってましたけど、その結果どうなったのかお聞きします。それから、二つ目はこれは要望というんですかね、昼休み1時間に戻して夕方15分延長するという事で勤務時間の変更はできないかどうかお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 勤務時間を15分延長して昼休みを1時間に戻すことについては、職員の勤務条件に関することですので、職員団体とこれずっと協議はしてきております。まだ結果が出ておりません。引き続きこれはずっと協議していきたいというふうに思います。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） もういい加減ですね、平成20年からですからもう結論を出してもらいたいと思いますけど、他の自治体の状況を調べましたら、大分県、県ですね、県と大分市と中津市が時間を戻しました1時間に、それで夕方の方を8時半から17時だったのを17時15分まで時間を延ばしました。当然ですね私はこの自治体は正解かなと、やっぱり理由は周りの飲食店の問題、影響が大きいと、職員の昼休みも十分に取れないというふうなことで戻しました。執行部としては、組合との関係で協議の結果が出てないのは分かりましたけど、執行部としては時間を戻すことについてはどうなんですか。時間を戻してもいいというふうに考えてるのか、その辺をお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 戻していいからこそ交渉で要求をいつも出していつておるということであります。ただこれもですね、やはり職員の中にもいろいろあります考えが。だから5時15分、どうせ5時過ぎたってすぐ帰らんじゃないかという意見もかなりありますけど、それなら逆にやっぱり5時に保育所に迎えに行ったりというようないろんな職員もおるとお思いますので、なかなかそこらが5時15分までにいかないというところがありますけど、これはまた今から今後ずっと協議をしていきたいということでもあります。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） とにかくね、おっしゃるようなことだと思いますけど、よくですね私も市民から夕方になってね電話を受けたりすることがあるんです。それで5時過ぎてたらねもう駄目なんですけど、本当、電話でお願いしてねちょっと待ってもらえませんかということで、その方にね行ってもらって手続してもらったりすることが時々あるんですね。だから5時がですね5時15分になってくれるともうそういうことをしなくてもね安心して市民の皆さんも5時で仕事が終われば利用できるというふうに思います。私はね、団体組合のことでしょけどねえ、組合の皆さんもねもう少し自分たちのそれは都合もあるでしょうけど、やっぱり市民のことをやっぱり考えてね、周辺の飲食店のこともそうだし、大体職員さん自身だって食事をゆっくりとれないとかね、ATMになかなか行けないとかいう声も聞くし、そういうことを考えていただきたいと私は思うんですね、組合がもう少し外に目を向けて、市民に目を

向けて活動するということが僕は大事だと思うんですね。組合の方がおられれば聞いてほしいですけど是非ね。そうしないとやっぱり市民の皆さんからね、公務員が働かないとか、給料を減らせとか、職員を減らせというのはやっぱり私は組合自身ももっとね外に向けて、市民に向けてやっぱりこういうことをやってますというようなことを、市民のことを考えてこういうようにしましたとかね。そういうところを僕は是非出してもらいたいなあというふうに思うんですよ。一つだけねこれは執行部との今やりとりですから、どうしても意見が分かれてるということであれば、ひとつ提案してほしいんですけどね、大分市や中津市は条例の規則ですね、施行規則で特例っていうのを認めてます。それは何かというと、基本は休憩時間1時間にしてね、1時まで1時間とって夕方は15分下げるんですが、この規定に対しては、次に掲げる職員については当該職員の休憩時間45分に短縮することができるってね。この場合、当該職員の勤務時間終了時刻は同項の規定による勤務時間の終了時刻の15分前、つまり5時今の状態ですね。これ特例で認めてます。だから例えば、中津の場合は市長が任命権者市長が認めた場合とかねいうふうにありますから、どちらでもいいですよ。基本を変えてね特例としてどうしても5時で帰らないといけない職員さんについては、そのような措置をとると。そういうふうな特例を是非施行規則でつくってやってもえればどちらもうまくいくんじゃないかというふうに私は思いますが、その辺はどうですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 他市もそういう方法でやっておるといふようなことも今高司議員がおっしゃいましたように、あるということは存じております。それも含めて検討はしていってみたいとは思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあアはこの辺で終わります。あとよろしくお願いします。

続いてイとして、休日・夜間の宿直体制についてお聞きします。現在ですね、休日・夜間シルバー人材センターに委託をしておりますが、市民が夜間とか休日なんか利用する際にですね、もちろん利用はできるんですが、トラブルが時々あるようにあります。私も時々聞きますけど、恐らくほかの議員の方も耳にすることもあるんじゃないかと思いますが、なかなか大変ですねシルバーの方が全てに対応するのは私は大変だと思うんですよ。そこで管理職等、等というのは一般職員でもかまいませんからね、あくまでも等としたんですけど、当番制でそういうシルバーの方と別にですね、例えば1名出勤してきちんとトラブルがないように対応するということはできないかどうかをちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えをいたします。これは本庁の宿直体制についての御質問だというふうに思っております。閉庁時の来客や問い合わせは、戸籍関係の届出、あるいはイベントに関する問い合わせや動物の死体処理など市の業務全般に関わるもののほか、国や県に関することもありますので、宿直の方も対応に苦慮しているのが現状でございます。特に、緊急対応が必要な事案につきましては、宿直から担当職員に連絡をとり対応することとしておりますけれども、夜間などの場合にはその対応に時間が掛かることもあります。管理職等が出勤しての対応とのことですが、現在も宿直での対応が困難な事例につきましては、担当職員が対応しておりますので、今後も現行の委託方式を維持する方向に変わりはございません。なお、各種届出につきましては、担当部署からの事務処理要領を徹底し、また、緊急

対応が必要な事案につきましては担当者の連絡先を明確にすることで適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 事務処理マニュアルがあるというふうにおっしゃいますけどね、あってもそういうトラブルがやっぱりあるからこそさっき部長が答弁したと思います。職員さんにちょっといろんな職員さんにちょっと聞いてみたら、職員だってね全て知らないというふうな状況の中で、それをシルバーの方にですね任せているというのが実情で、それは本当に大変だなあというふうに私は思ったんですね。そもそもシルバーさんというのは、これ守衛というのが本来の私は任務だと思うんですけど、今、他の一例、自治体のですねひとつ例をまた話しますけど、大分市は委託してません。全部全て宿直・日直・休日も市の職員さんが2人で対応してます。それから日田市も宿直は警備保障会社に委託してますが、日直・休日は職員が2人出て対応してます。それから別府市、竹田市、豊後高田、豊後大野は正規職員ではないですけど、嘱託職員まあ職員さんのOBとか、やっぱ職員さんですわね、嘱託であっても職員さんが対応してます。だから意外にですね、委託っていうよりも職員さん対応っていうのが結構あるんですよ。分かります。それから嘱託の職員さんがもし何かあって出られない場合は、例えば、竹田や豊後高田や豊後大野は、その時は正規の職員さんが出て対応するというふうに取り決めをしてます。佐伯はないでしょそんなの。守衛さんが悪かったときに市の職員が出るとかあるんですか。そういうふうなねことになってます。別府市や中津市は3人とかね、3人以上ということで必ずしも佐伯の今のやり方が多数であるというふうなことじゃあないんです。だからいい例は是非、よく何かあると他市の例にならってとよく答弁しますが、いい例は他市にならっていただいて、悪い例は佐伯市独自のやり方でやると。そういうことをですね、他市が悪いときは佐伯市は独自のやり方でいいことをするというふうなことをですね、私は心がけるべきじゃあないかと思えますし、この問題もさっきの組合の問題もあるのかも知れませんが、そういうことで考えていただきたいと。例えばですね、休日出勤とかありますけど、私サラリーマン前してましたけど、その時ですね数人で夜間とか休日の当番を組んでました。ですから1週間に1回は夜当番して昼間もですね休日出勤するというふうなことがありました。それに比べればですね、佐伯市は人数がいっぱいいるんですから、仮に私が言うように当番決めて出勤しても年に1回とかね、2回とかね、本当数としてはしてるんですね正直言って、それで代休取ってもらえばそんなに賃金を大きく人件費を掛けるということも私はないんじゃないかという気がしてるんですけど、どうなんですかね、その辺をちょっともう1回お願いします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 議員の御提案も十分分かります。ただ最近ではですね、いろんな苦情であるとか要望であるとか、市民生活に関わる部分の問い合わせ等もいろいろ入ってきておりまして、一番望ましいのは全ての市の業務に精通をしているのが一番望ましいとは思いますが、市の行事以外、あるいは団体の事業であるとか、サークルの事業であるとか、市役所に連絡すれば全てが分かるというような市民の方のとらえ方もあるんじゃないかと、思いますけれども、したがいまして、今時点で考えるのは同一の者が常時その業務に携わる方が市民に対してサービスが徹底できるんじゃないかと、いうふうに考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） この問題は後1個ですね。今のもうひとつですね、ちょっと私言いかりましたけど、これはあんまり言ったら悪用する人が出たら困るんですけどね、裏口から休日とか入る時にはピンポンを押して名前を名乗って入るんですけど、これ職員を名乗ったらですね誰でも入れるんですねこれ、はっきり言って。出るときも特にあれに書きますけど、書かないで出る職員さんも多いと聞いてますし、そうであればですね、万が一何かこの庁舎内であった時どうするんですか責任は。守衛というのは本来はそういう業務なんですね。だからこの広い庁舎いろいろあります。そこをやっぱ守るのが守衛の本来の守衛というか今のこのシルバーさんがやられてるのが本来の私は業務であって、市民のいろんな業務の対応、電話とか問い合わせに対したり、来たことに対して対応するのは私はやっぱり職員がね、きちっと対応するべきかなというふうに思いますので、それが市民のですね信頼に応えることかなと思います。私はそれが心配なんですひとつね、安全上の不安上の問題もあるから言ってるんで、それは最後にですねお願いして、何かあれば答弁してください。なければこれで一応終わります。

それではウですね、観光施設の休館日、これも1回先日議会で取り上げました。月曜日が休館日になってるからどうかしてくれと。そしてトイレがなくて困ってるというふうに話をしましたら、観光ガイドの方にですね、ガイドをするときには鍵を預けると独歩館ですね独歩館なんかの鍵を預けるからというように対応をしたんですけど、そういう面で幾分よくなったんですけどね。しかし、建物本館自体は独歩館・汲心亭にしてもですね開いてません。最近聞いたところはですね、特に12月なんかね月曜日に佐賀とかねあっちこっちから観光バスが入ることもあると。今までも月曜日ですねガイドの方が案内をしたら、現地に行ったらですね閉まって、本当に申し訳ないなあというようなことも話が出てますので、休日日を変更するか、あるいはそういうふうな予約とか、何かあった場合には臨時に開館するなどの対応をとってもらえないかということをお聞きします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 休館日の変更について検討いたします。それからもう一つ、事前に予約がある場合、これは教育委員会と協議が必要ですがけれども、臨時開館する方向で協議いたします。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 分かりました。もう質問しません。これでこの問題についてはですねよろしくお願ひしたいと思います。

大きな3点目になりますけど、公契約条例の制定についてお聞きします。これもですね実は平成20年6月議会で私質問しています。まだちょっと早かったんですけどね、当時、執行部の方があんまり勉強してなくて注目はしていくという話にとどまっていたんですけど、通告した質問を読み上げますと、建設業は佐伯市の経済活動と雇用機会への確保に大きく貢献していると。元請・下請という重層的な関係の中で賃金体系が不安定なうえに、公共事業の減少による施工単価や労務費の引き下げにつながっている。建設労働者の適正な労働条件の確保と公共工事の品質確保のために公契約条例の制定はできないかということでお尋ねします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。市が発注する工事請負や業務委託に関しましては、

経済性と適正な履行の確保が重要であるというふうに考えております。そこで平成18年度からは設計金額が130万円を超える競争入札に付す全ての建設工事につきましては、最低制限価格制度を導入し、最低制限価格未満の入札を無効とし、契約内容に適合した履行の確保や労働者の労働条件の悪化、安全対策の不備などにつながる恐れのあるダンピングの防止を図っております。さらに平成20年7月からは、その最低制限価格を予定価格の概ね80%に引き上げております。そこで公契約条例の目的のひとつであります建設業等における公正な労働基準の確保につきましては、現段階ではこの最低制限価格制度及び建設業法並びに労働基準法及び最低賃金法等の労働関係法令により対応すべきではないかというふうに考えております。したがって、今後につきましては国・県の動向を見ながら対応してまいりたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 最低制限価格の問題はまた後で言いますけど、さっきですね最初の質問を私読み上げたのは理由があってですね、この質問は平成17年に千葉県の市長会がですね全国市長会に対して要望書の冒頭部分を抜粋したんです。非常にまとまった文章だったので私ちょっと悪いですけど引用させてもらったんですけどね。公契約条例は今ですね千葉県の野田市が全国初めて制定されて今年度から施行されてます。そこで全国から多くのね本当視察団が来ているそうです。公契約条例はですね、目指すものこれは公契約運動ともいうんですけどね。ちょっと初めて聞く人もいるでしょうから紹介しますと、五つありましてね。一つが労働者に適正な賃金、労働条件と雇用の安定継続を。二つ目が公共サービスと建造物の質を高め市民に安心・安全を。三つ目がピンハネ、悪徳業者を排除し税金の無駄遣いの根絶を。四つ目に受託事業者に適正利潤と健全経営を。五つ目に地元発注で地域経済の振興。ということで非常に大事な役割なんです。この公契約というのはですね、いわゆる公共工事、これさっき私の質問では建設業と言いましたけどね、これ建設業だけではないんですね。分野はもちろん建設・土木があります。印刷・出版、公的管理の関係ですね、佐伯なんか図書館なんかも入るでしょ。清掃、福祉、介護、保育、調理・給食調理、いろんなところに渡るんですね。行政と様々な委託や指定管理、契約を結ぶことを公契約ってね言ってるんです。その問題はですね、今外部に委託をしたり、指定管理を出したりすることで公共工事に限らずそういうところが人件費をやっぱり減らしてくるんですね当然、競争になりますから。そうすると問題になるのが官製のワーキングプア、市が絡んで委託をしたりするのにそこで働く労働者は下手をすればね生活保護以下の状況になってくるというふうなですね、これがやっぱり問題なんです。歳出を減らそうと思ったら収益分野でね、その委託先が収益できる、指定管理が収益できるのであればこれは競争させるでしょすぐ、だから安い金額で取らなければいけない。それから収益でなければ市が指定管理に対しても委託金を出さずんですけど、これも減らされるということであれば、当然受けた指定管理者、委託者は減らすのはどこを減らすかと言ったらもちろんいろんな経費削減ありますけど、やっぱり人件費を減らすことになって賃金も下げる。それから市民サービスも下がっていくということになるんですね。それを防ぐのがこの公契約条例。一定の水準のね賃金、これを必ず確保しなさいよと、競争も経営に問題がないような競争をしましょうよと。いろんなこととか、そういうのがあるんです。特にね単価の問題は例の二省協定というのがありますね、国土交通省と農林水産省のこれがね、前も言いましたけど管工事の問題で私言いましたけど、労務単価を決めるのがですね正

規職員ではなくて非正規雇用の労働者を含めて決められるんですね。それが前年度の全国の調査が基になって翌年度のそういう労務単価が決まるんです。だから正規だけじゃないもんだからね、非正規雇用も対象にするから下がってくるんですどんどん、入札の単価が下がる下がる、いろんな単価が下がってくるから、どうしてもその前年度のですね労務単価が下がってくるから、翌年度に決められる二省協定が下がるんです。そこをどうかしなければ、それは国がその制度そのものを変えなければいけないんですけど、佐伯市でもできることがあるんですね。そこをやっぱり引き上げていくというのが必要なんです。さっき最低制限価格を設けてるから業者がダンピング防止とか言いましたけど、私業者から聞きましたけど、最低制限価格でとって赤字になるというんですよね。なんでかと言ったらさっきのようなサイクルですね。労務単価の問題とかね、いろいろがそうやって下がってくるものだから、それを基に予定価格を決めるじゃないですかどうしても、予定価格を上げていかない限り最低制限価格はね80の逆でもいいですよ80を85に引き上げるというのがありますけど、予定価格を今度上げないと、幾ら市が決めた最低制限価格でとって赤字になっちゃうんじゃ話になりませんよこれ。そうでしょ。結局、従業員の賃金が下がるんです。下がったらねだれが被害を受けるかといったらもちろんその従業員もそうですけど、市民全体の問題になるんですよ。相場が下がってね、賃金相場が下がれば当然周りの商店やねいろんな所に経済的に波及するし、公務員にもかかってくるんですよ。民間の賃金がそうやって下がってくるから今公務員の賃金を下げられるんですよ。公務員の賃金が下がったらまた今度は民間の賃金を下げます。どんどんどんどん下がってくるんです。この間ね私討論しましたけど、決算の時に。だからどっかでね民需拡大、民間の需要を上げていかないといけないんですけど、そこに必要なのは、佐伯市ができることはこういう公契約条例とか作ってねやっぱり元請から重層的な一番下請まで含めて適正な賃金を授受できる。そういうふうなことでやっぱりやっていくことを考えないといけないんですよ。今の制度もさっき言ったように制限価格自体が問題なんですからね、同じ金額でとることが問題だ、そういう問題じゃないんですよ。それ自体が問題なんです。価格金額自体が、それをやるのが公契約条例ってね、ですからそこをねちょっと是非考えていただきたい。もちろん条例を作るということも大事ね、だけどもうひとつ問題は受注しても赤字にならないようなね適正な価格を設けると。でもねこれ条例があればできるようになるんです。佐伯市が独自に決めていいんです。そこをちょっともう1回確認します。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。まず条例の制定関係につきましてでございますけれども、この件につきましては憲法の方にも規定されております。賃金、就業時間であるとか、休息・その他の勤務条件に関する基準は法令でこれを定めるという規定がございますけれども、私どもの考え方といたしましては、この憲法の規定に基づきまして国の方でそういった規定を整備するのが本来のあり方じゃなからうかというふうに思っております。一地方団体の区域に限定されたような条例ということにつきましては、基本的にはできないというふうに考えております。それから野田市の中にもそういった前文でうたわれております。一つの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である。ということの前文でございますように、やはり国の方できちんとかういった部分は整備をしてほしいというふうに思っているところ

でございます。それから次に、最低制限価格の関係でございますけれども、現在、私どもの入札契約制度につきましては、平成20年度に改定をしております。それぞれの地域の実体、あるいは他市の状況等も踏まえていると見直し等もやってきているわけでありまして、いづれにしましてもいろんな問題もはらんできておりまして、議員の指摘されるような部分も十分理解できますけれども、現時点ではその制度を維持していきたいというふうに考えております。これは新聞紙上によりますと予定価格の事後公表を採用するのは既に21道府県を超えていると。この予定価格の漏えいが官と民の癒着防止の目的に2001年度以降急増した事前公表が最低制限価格も予想できるということで、十分な見積りもしない中に最低価格で応札する業者が増えたというような記事も載っておりますし、いろんな考え方があります。この事後公表の解禁につきましては改革の流れに逆行するんじゃないかとか、あるいは品質維持のために必要であるというような形で評価がいろいろ分かれておりますけれども、市としましては、現行の制度を現時点では維持をしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ちょっと入札の話から先に言いますけど、出ましたけど、段々ですね最低制限価格に近づいてくる。これ業者がね研究してやってるからこそですね、そういうふうになってくると私は思いますけど、今日の本題ではありませんですからね、だからそのことは詳しく言いませんけど、さっき国の問題を言いました法律がどうのこうの言いましたけど、これ例えばね老人医療費のこれ無料に1回なって今1割に負担なってますけど、これなんかもね全国の自治体が始めたんですよ。それを国が取り入れてそういう老人保険制度をつくったんです。それから乳幼児医療費の問題ですね、これ子どもの医療費、これは国は認めてない、認めてないけど佐伯市だってやってます。全国の自治体がやってるんです、だから国が認めてないからペナルティーを国保にペナルティーを課してます。乳幼児医療をやった所はペナルティー、だから今言われたことは当てはまらない。自治体がやる気があればねそうやって広がっていくんです。自治体がどんどんどんどんそういういいものであれば広がっていくし、最後は国が取り入れる。当然運動している人たちも国に対しても言ってます。公契約法をつくってくれとね。だけど私は地方議員ですから、議案に対して求めているわけですから。それは別に対立するものではありませんけど、でもね今言ったように法が壁になるとかいろいろな理由じゃあね駄目ですよと、市がねやっぱりやるかやらんかという問題だと思います。それはひとつ言っておきます。それから、総合入札制度というのがですねあります。格差是正向け労務単価を評価するというので、大阪の豊中市とかね東京都の日野市なんかが入札制度を取り入れてるんですね。例えば、企業の技術力を11点、企業の信頼性・社会性というのを13点でいろいろ評価項目がありますけど、単に金額だけじゃあなくて、こういうところも評価をして受注業者を決めましょうよという制度があります。これもちょっと研究してですね取り入れてもらいたいなあとと思うんですけど、その辺ちょっともし考えてることがありましたらお願いします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。議員の言われる総合評価落札の方式につきましては、既に市の方としても20年度からその制度を取り入れておりまして、毎年1件程度その契約をやっているところでございます。これも国や県の指導もございまして、当然のごとく広めていきたいというふうに考えておりますけれども、なかなか手続上時間を要する部分も

ありまして、どの工事にその方式を適用するかという部分でちょっとちゅうちょしているような部分がございますけれども、いずれにしても今後は広めていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） いずれにしてもですね、さっきからずっと言ってますけど行政が官製ワーキングプアこういうものをやはりそういう事態をつくらせていることがですね問題だと思いますので、憲法25条にうたわれるようにですね、健康で文化的な最低限の生活をね、そういうふうな営めるような適正な賃金をですね、雇用ができるというふうなことを是非ね佐伯市は考えてね、その率先をしていただきたいということをお願いしてですね、質問を終わりたいと思いますけど。4分ほどありますので何か御質問がありましたら。反問権ができましたので何か御質問がありましたら、じゃあなければですね、これで質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に11番、御手洗秀光君。

11番（御手洗秀光） こんにちは、昼からの一番で質問に立ちます。11番議員、新風会所属の御手洗秀光でございます。今回は1点のみに絞っておりますので、よろしく願いをいたします。それでは通告書に基づき、一問一答方式で質問を行います。閉店中の軽食喫茶ほのぼのの利活用についてというタイトルで御質問をいたします。正式名称は喫茶室ほのぼのと言っていたそうでありますので、軽食喫茶という言い方を訂正して、これからは喫茶室ほのぼのということにしたいと思います。佐伯市保健福祉センター和楽の1階にほのぼのという食事等がとれる喫茶室がありましたが、いつの間にか看板は室内にしまい込まれ、都合によりお休みさせていただきまして、というメッセージが掲げられております。ほのぼのは和楽が建設された当時、憩いの場、交流の場として正にほのぼのとした雰囲気を利用してきましたが、今では閉店となってしまっております。そこでアの現状とこれからの見通しについてお尋ねをいたします。といたしまして、いつ、どのような経過で閉店をしたのか。といたしまして、喫茶室の必要性はないのか。は、今後開店のめどはあるのか。ということにつきまして最初の質問といたします。よろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 御手洗議員の喫茶室ほのぼのに関する質問にお答えいたします。レストランほのぼの、喫茶室と先程言われました。喫茶室ほのぼのにつきましては、今年度末まで社団法人佐伯市医師会が指定管理者となっておりますが、利用者数、事業収益の低迷に加えまして担当職員の離職から本年3月15日をもって休止となっております。また、必要性につきましては、保健福祉施設の付加価値としては考えられますが、現時点での必要性は低いと判断しております。今後の開店の見通しにつきましては、現管理者での再開は困難であると考えています。以上です。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 先程3月15日に休止をしたということをお伺いをいたしました。そうしますとかなり前からということでございます。付加価値は必要と認めるというふうなことですかね。私は付加価値という表現の仕方はちょっとですね妥当ではないというふうに実は考えておりますけれども、冒頭申し上げましたように、このほのぼのという、いわゆる食事をとれる場所は、そういうものではなくてですね、和楽という保健福祉センター全体の中の交流の場、あるいは憩いの場、そういう空間が当然ああいう大きな施設には必要であるという立場で私は建設をされてきた、そして利用されてきたと。このように実は考えておるところでございます。ですから、そういう立場で見ると の中でも言われましたが、現時点での管理者では今後は無理だということではございましたので、また後に続きますが、じゃあ今後どうした対応をとっていくのかということに入っていくわけではございますが、どういいでしょうか。もう少し大きくですね、マクロ的にとらえていただきながら、この福祉施設、福祉センターの中にあるそういうものを簡単にとっていいののかと。逆にいえばそれを何かの形で再開店させていくということは考えてなかったのかなという気がしますが、その点についてお考えがあれば、多分お考えがないからこういう回答になったというふうに思いますけれども、その辺をお聞かせください。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 次の利用計画について関連をしたいと思いますので、市としてはその他の用途にですね一応考えておるとのことなんですが、どういたしましょう。指定管理者からの返還の2番で申しますと、次の御手洗議員の質問の中の答弁といたしましては、佐伯市に施設の返還を指定管理者がしたと聞いていることがありますので、その部分については返還の申し出というのはありませんで、現在は休止中と先程申しましたように、休止中ということではございます。今後の利用につきましては、行財政改革推進プランの個別事業実施計画に基づきまして、来年度から現在保険課が行っております特定健診・特定保健指導に係わる事務が健康増進課に移行されることに予定されておりました、和楽1階にある同課では事務スペースが確保できませんので、レストラン部分を使用することといたしております。この事務移管によりまして保険課が行う特定健診・特定保健指導を総合健診・がん健診等保健事業を実施する健康増進課が行うことで住民サービスの向上と事務の効率化が図れるものと考えております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 休止中の中で、いつからそういう方向を見出して、いつ頃からそういうふうにしようということになったのかをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） いつから検討を始めたかということではございますが、21年度の行革のプランの中の個別事業実施計画にも既に記載されておりますし、本格的には今年度プロジェクトチームをつくりまして、そういった特定健診・特定保健指導の系の移管につきまして事務の内容とかを詳細に検討を始めました。以上です。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） あそこのほのぼのというところの施設の中をですね見てみますと、まだ椅子とかですね机、あるいは恐らく厨房等もそのままではないかなという気がいたしております。

すけれども、ここを全くそういう形で使うのではなくて、事務室といいますか、そういう施設として使うということにとらえていいんですかね。そこをちょっとお話してください。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 事務室として使用する計画であります。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 事務室であればですね、私はもっと別な場所をですね選定をする時間とかですね、あるいは選定の場所がなかったのかなという気がいたしております。なぜかと言いますと、せっかくあれだけの施設がございますので、それを例えば、現在の指定管理者では運営が無理だというふうに言われましたけれども、運営をできる方法で今の施設を利用していった方がいいんじゃないかという気がいたしますが、事務室じゃなくて福祉活動を違う形での福祉活動ですね、推進する拠点にできたらそのままの状態を使うことはできないのかということをお尋ねを再度いたしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 先程答弁申し上げましたように、特定健診・特定保健指導という部分が健康増進課といいまして、今現在和楽の1階にある課の中に事務として移管される予定です。そういうことで、同じ場所でやはり同じ課ですからいった方がいいというものが1点ありますし、こういった保健指導の部分につきまして、当初国の方で目標値を設定をされておりまして、平成23年度までにこの目標値に達成しない場合にはペナルティーというものもあります。そういうことで、こういった部分にも非常に力を入れていきたいという部分があります。ということで一体とした課の中で運営をするのがいいんじゃないかということと、ほかの場所についてもいろいろ検討はしましたけど、なかなか今の本庁集約型でかなり職員数が本庁の中にもありますし、適当な場所というのがなかなか見い出せないということもありますので、現在御説明申し上げましたような形で考えているところでございます。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） イの既に利用計画についても入っておりますから、その点については考え方は今、話をお伺いしましたので分かりましたが、次にウについてですね、入っていきいたいと思うんですが、この就労移行支援事業への活用ということでお尋ねをしたいと思うんですが、御存じのように佐伯市には知的障がい・身体障がい・精神障がいの施設が九つございまして、障がい者が地域で暮らせる社会、あるいは自立と共生の社会をつくるために、それぞれの施設では利用者に対して様々なサービスを提供をしておるところはもう周知の事実であります。障がいを持たれた方々は必死で頑張っておるところでございます。平成18年4月に施行されました障がい者自立支援法については改善の余地は大いにあるとは承知をしておりますが、ここでは触れませんが、その障がい者自立支援法に数々の支援事業であります内容がうたっております。とりわけ就労支援事業、就労移行支援事業というものがあるわけでありまして。どういう事業かといいますと、利用者は一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等で適性に合った職場への就労が見込まれる方を中心に利用していただくと。65歳未満ということで限定をされておりますが、そしてサービスの内容といたしましては、まず一つは、一般就労等への移行に向かって事業所や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援を行うと。二つ目には、通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ職場訪問等によるサービスを提供

していくという支援事業であります。そして三つ目は、利用者ごとに標準期間、これは2年というふうにお聞きをしていますが、これを利用して就労に向けて努力をしていくというものでございますが、現在佐伯市で障がい者の就労移行支援事業を行っている事業所が1施設ございます。その事業者からほのぼのの場所を拠点として使用させていただいて、就労移行支援事業をさせていただきたいという要望を行ったというふうに聞いておりますけれども、それに対し市はどのように受け止めているのか。ということをお尋ねをいたしたいと思っております。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 議員御質問のとおり、就労移行支援事業を行っております事業者から、ほのぼのの喫茶事業を行いたい旨の要望がありました。ほのぼのでの喫茶事業の継続につきましては前段で答弁したとおりであります。今回いただきました貴重な意見をもとに、今後も障がい者の就労支援につきまして努力をしてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 福祉活動そのものですね、多岐にわたって非常に多い仕事等でございますけれども、この佐伯市総合計画の中に、これは保健医療福祉分野というところがございますけれども、具体的な取組として、佐伯市障がい者福祉計画に基づき、障がい者の生活や社会参加を支援をいたしますということで載ってます。それに基づいて実は、市ではこの障害福祉計画第2期の策定ということで昨年の3月に実はつくっておりますね。これの中身をちょっと見てみますとですね、就労移行支援ということのところを見てみますと、一般企業等への就労を希望する人に一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行いますということで、平成22年度、平成23年度の目標値を実は掲げております。平成22年度が利用人数が14名、平成23年度が30名ということでございますが、この見込量の考え方につきましてはその下に書いてありますが、先程言いましたように、就労移行支援は管内に一つサービス提供事業所がありますと。それから8人の利用実績がありますと21年段階ですね。平成21年以降の入所施設の体系移行計画によると、入所施設からの地域移行者による新規利用で平成22年度には14人、平成23年度には30人の利用を見込んでおりますと。これはあくまでも施設の方で利用を拡大していきたいという意向の表われだと思っておりますが、市としてですね、こういうことをきちんと掲げておる以上は、それに向けてやっぱり事業所の方もきちんと連絡を密にしながら就労移行支援に対してですね、具体的にどういうものが市としてサービスを提供する側に支援できるのかという立場でのやはり大きな場をですね与えてやるべきではないのかなと。あくまでも目標値は目標値であってということではいけないと思っております。目標値をきっちり掲げた以上は、やっぱりそれに向けて誠心誠意努力していくということがやっぱり大事なかなというふうに思っています。というのもやはり肉体的・精神的にやっぱりハンディを背負っておるわけでございますから、本来であれば社会の中で働いていくというのが一番人間の尊厳であろうかと思っております。そういう立場で是非社会参画できるようなフォローアップをですね、目標値に限らずに具体的な政策として打ち出させていただきたいし、事業所との連絡を図っていただきたいと。このように思うんですが、そこら辺事業所との連絡体制とか、あるいはいろんな打合せ等、どのように行ってきたのかちょっと教えてください。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 市の就労移行支援事業に関します取組につきまして若干述べさせて

いただきたいと思います。市といたしましては、先程議員おっしゃいましたように、障害福祉計画第2期によりまして、就労支援体制の充実と就労の確保ということの基本課題としております。企業に対し啓発パンフレットの配布とかPR活動を通じ、障がい者の積極的な雇用を働き掛けることを掲げています。また、計画を推進するために各機関との連携を深めるため設置をしております地域自立支援協議会就労支援部会というのがございます。その中では市の職員、そうした施設の職員さん方、また一般の方々いろいろ参画をしていただいております。いろいろな就労移行支援に対する取組を行っております。職場実習先を求めるパンフレットや部会の活動など理解していただく就労新聞の「つながります」というのを発行したり、それを企業に配布、またケーブルテレビ等で職場実習の様子を放映したりとか、障がいのある方と企業との相互理解を深めるための懇談会というものも実施をいたしております。そういった中で、今回の先程議員がおっしゃいました、そういった事業所からの要望というのがちょっとその中でも上がっておりません。そういうことでちょっと要望としては上がってない状況にはあったわけですけど、そういったことで市は就労移行支援に対しましていろいろと努力をしております。御理解をお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 要望書、要望をですね持ってきたときのお話を伺ってですね、どのようにしたいんだというようなお話を伺ったと思うんですが。私の方から若干申し上げますと、ほのぼのの先程言いましたように、中を見ますとまだ机とか椅子とかが、椅子はこう反対側にして机の上に置いてますけれども、すぐ使える状態だったんですね。それで例えば、先程言いましたように、ひとつの施設が就労移行支援事業を行っているというその事業所が、そこをお借りをして、そして調理師を雇用をし、あわせてその中で障がい者の方々からウエイターやウエイトレスという仕事をさせていただきながら、職業習慣の確立、あるいはマナーや挨拶、身なり等の習得等を身につけて一般就労できるように支援をします。そういう事業を実はさせていただきたいと。こういう内容であったかと思うんですが、その内容でよろしかったかどうか。お答えをいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 実は最初に事業所の方が高齢者福祉課の方に見えられまして、課長以下職員で対応しておりまして、その席には私は同席をしております。その後、その理事の方が直接私の所に見えられまして、そういったことで障がい者の方の就労の移行に手助けになるような事業を行いたいということは伺いました。ということで内容的には議員がおっしゃられた部分で間違いはないと思います。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） そういう目的で要望に行ったということでございます。佐伯市の場合は、大分県の中でもこの点について非常に遅れてるという話を聞いておりますが、県北地域当たりはもうかなり進んでるんだという話も伺いました。先だって大分市ですねコンパルホールの中に、障がい者の方々に頑張っていただいて、仕事を実はしているレストランがございまして。大分市のシンフォニーという施設がそこに入っております、コンパルホールのみならず大分県の総合福祉センターの方にも入っておるということをお聞きをしております。ネバーランドという名前らしいんですが、ピーターパンの島であるそうです。やはりそういうふうにしなごら障がい者が本当に働いている姿をやっぱり一般利用客にも見ていただきなが

ら、そしてまた、社会復帰に向けてのメールを送る場でもあります。そういうものを各地各地でやっぱり取り組んでいるというお話を聞きますと、佐伯市は唯一その施設の中でしかそういう支援事業が行われてない。幸いにも佐伯市のエコセンター番匠でその施設、それからほかの施設何施設か共同で連絡協議会をつくって空き缶のリサイクル、あるいはペットボトルの蓋を取って振り分ける作業。あるいはそれに色分けをしながら分けていくという作業等も行っております。これは市の方での御協力をいただいているというふうにお伺いしておりますけれども、やはりそういうものをですね、今後やっぱりどんどんつくりながら、そして自立支援の方法をですね探っていくということこそ是非ですね、市としても扱っていただきたいという願いであります。本当にいつも言われますが、903平方キロの中で広大な佐伯市、その中に優しさとか、あるいは幸せとかいうものを見つけていこうとすれば、どうしてもやっぱり弱者の立場を理解してほしいというふうに思わざるを得ません。ですから一番最後ですね、今後の施設の管理運営については、既にもうこういう方向でいくということで決めておるようでございますので、質問はいたしません、このウにつきまして、そういう要望等がですね、そういう施設からもあるいは一般の障がいを持たれた方々の家族からも是非社会に出て、ひとりだちできるような支援策をお願いしたいという強い要望等も上がっておりますので、私からもこの場をお借りしまして、その願いをですね込めさせていただきたいし、市として是非こういう問題に全面的に立ち向かって取り扱っていただきたい。いずれ地域主権大綱も決定をされておりますから、恐らく義務的経費以外は市の方で何に使うかという問題も出てきます。今は福祉関係でありますけれども、ほかの分野でいろいろと自分の所で、一番市民に近い所でサービスを提供する。しかもそのサービスの提供いかんによっては他の類似団体とどこがいいのかと、隣の津久見はいいけど佐伯は悪い。おかしいんじゃないかというような意見も恐らく出てくるというように私は考えておりますから、きっちりと一番市民に近い所でのサービスを職員あげて取り組んでいただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、御手洗議員の一般質問を終わります。

次に28番、芦刈紀生君。

28番（芦刈紀生） 28番議員、開政会所属、芦刈紀生です。一般質問を行いたいと思います。今回は農林業の推進、さらに観光施設等について質問をしたいと思います。まず、農林業の推進について行います。水田を守る対策についてであります。転作実施以来、農地が年々減少してきております。昨年の佐伯市の水田面積は1,471ヘクタール、今年度は1,448ヘクタールと23ヘクタール減少しております。昨年も同じぐらいの数値の減少であったと聞いております。このままいくとですね、大変なことになっていくと思われま。また、TPP環太平洋戦略的経済連携協定にもし加入した場合には、国全体で4兆5,000億円の算出額が減収されると農林水産大臣は答弁をしておりますが、大分県では545億円の減少、これは2008年度対比ということでJA大分中央会が発表しております。この中で米が302億円、畜産が149億円、養豚が63億、鶏が32億ということで、際立って米の損失額は多いわけでございます。一昨日、7日の大分合同では漁業と合わせて600億円という発表があったようにあります。佐伯市はどのようなことになっているかということでJAに聞きましたら、まだ試算はしていないとのことですが、恐らく大きく減少するものと思われま。それに伴い農地が大きく減少していくことは間違いのないと思われま。また農地にはですね大きな保水能力はあるとい

われております。特に水田には、それが大きく失われ、大雨のとき今の堤防では役に立たない。大きな被害が出る心配があります。このようなことから、農地の減少を最小限に食い止める必要があると思われませんが、その対策をどうするのかお尋ねしたいと思います。また、農地の減少を食い止める策として、米農家の育成が非常に大切だと思います。中核農家の方は年齢的なことから近年次々とリタイアをしており、大きく農地が空いてきております。ＴＰＰの加入が決まれば米価が極端に低下する可能性があります。この米を生産する農家の育成をしなければ農地の減少は食い止められないと思いますけどもその対策。さらにもうひとつの対策として、農林公社の育成であります。公社は現在水稲の作付やライスセンター、育苗、それから水稲の予防、農産物直売所等の事業を行っていますが、その中で耕作できない人の水田管理は12ヘクタールしか受けておりません。これでも今の人員では手いっぱいあります。人員を大幅に増員し、宇目地区だけでなく市内全域で水田管理ができるような方策はないのかお尋ねをしたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 芦刈議員の水田減少を食い止める対策といったことにつきましては、昨年度の水田面積は1,471ヘクタールでありましたが、水田の生産調整の申請によりましてですね、現地を確認した結果、水田としての機能が果たせない23ヘクタールが確認できましたので今回台帳から削除して1,448ヘクタールと水田が減少したということになっております。水田としての機能を果たせない土地の内容の主なものについてはやはり耕作放棄地、特に水路、畦畔^{けいはん}の確認できないような用地が主で、その他やはり永年作物への転換、そして畑作への転換、それと農地法による転用等となっております。今後も水田の面積の減少はやはり少なかれ進んでいくのではないかというふうに思われます。耕作放棄地やまた遊休農地の発生は生産調整のための米作り以外の土地利用が必要でありまして、この水田としての本来の利用から離れることで機械の利用の不備やまた植え付け作物の生産性が低いというようなことの中から、やはり耕作をやめるといった形の中で水田の面積が減っているのが要因であると思っております。水田を維持するためにはですね、生産調整を守りながら米の作付面積を最大限にやはり活用し、あわせて単価の良い飼料米、WCS等の稲作と同じ水田利用の転作物を導入し、さらなるこれを図っていくことが必要であるというふうに思っております。それと米農家の育成につきましては、21年度の水田作付面積が1,013ヘクタール、そのうち水田の作付面積は936ヘクタールの植え付けが行われました。中でも集落営農組織につきましては、経営面積が大きく個人の大型農家、2ヘクタール以上であります。33戸となっております。今年度のスタートした戸別所得補償制度のモデル事業も小規模農家にとりましてはやはり10アール当たりの一律単価といった形の中で交付金が少ないため、所得補償とはならないとは思っておりますが、反面米価があわせてですね著しく今年度も下げられたためにですね、稲作離れがさらにやはり加速されることはあるのではないかというふうに考えております。今後はですね、多面的な米作りを維持するための施策が必要と考えられ、特にやはり大型規模の農家の育成、そして集落営農の組織の強化充実をやはり図りながら、米作りのコスト低減をするためのやはり大型機械の導入の推進や、やはり米価安定価格を維持するために、今まで以上に地域内流通の確立又はあらゆる方面での施策が必要であるというふうに思っております。それと農林公社の育成につきましては、1年前にやはりこの議会で芦刈議員に答弁をいたしましたようにですね、農業者の高齢化とそれとまあ農業離れに対応して、

農地の維持・継承といった形の中では非常にさいき農林公社の果たす役割は非常に重要であると思っております。将来的にやはり農林公社が中心となって集落営農組織との連携強化を図りながらやはり地域農業の受け皿となれるように農林公社の組織・体制づくりについて検討する必要があると考えております。今年度から見直しに向けて農業振興課におきまして取組についてやっておりますが、なかなか簡単な問題ではございませんので、やはりまずは調査項目を選定を行っているという状況の中で進め、それが進んでいきますとやはり農林公社のやはり理事会等に提案をしながら、やはり農林公社のあり方についてやっぱり協議をしていっていただくような形になろうかと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 農地を守る対策として主要米とかいろいろ考えているということですけども、例えば、米を守る対策として米以外何か農地のまま使える対策も必要じゃないかと思っております。例えば直川では今回空きました。もう作れないという1町2反の土地を大麦若葉を生産をして、それを今販売してやろうということでもかなりの農地を大麦若葉だけでなく、ケールとかですね、そういう方面の取組も必要じゃないかと思うんですが、その辺のところをお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） その話も芦刈議員さんの御協力をいただきまして、そういう形の中も進んでおります。また、先般ひとつのやはり農業法人とやはり企業との連携によりましてですね、そういった形のもを植えてですね、やはり単価的にも今の米所得補償制度といった形よりも高く買っていただくという形の中です。そういう話も今着々とできておりますので、そういった形の中で、それができればまた次の集団を入れていくといった形の中です。一歩ずつそういう形で進んでいって、やっぱり早くそういう形態、企業とのやはり契約的栽培とか、そういった形の中でもやっぱり単価が合えばそういう形の中にやっぱり積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） それから集落営農と今言われましたが、私にとっては今更集落営農かという気がします。というのは、もうほとんどの集落がですね、お年寄りが多くなり、農業をしようとする集団で営農農業をしようする人が少なくなっております。そういうところに今更集落営農ではちょっともう無理じゃないかと思えます。私はそれよりも30ヘクタールを基本にして3人ぐらいの若者を育てた方が、これはそれの方がいいんじゃないかと思われま。それにはその若者を育てるにはやっぱり生活できる環境を作って育てないとこれは無理がいくと思えます。今佐伯市が進めている集落営農については今から更に進めるのか、どういう形で進めるのかもう一度お願いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 水田農業においてはですね、高齢者という形の中もありますが、やはり集落営農、やはり規模拡大をしていかなければやはり農業所得というのは得られないと思っております。その中でやはり機械化といった形も入ってくると思えますので、そこでやはり、先程言いましたやはり農林公社がどういう形で地域との連携をして、やはりその農林公社の中でそういう雇用を図りながら受け皿として、そこからまた農業をやる人たちをつくっていくとか。オペレーターを作っていくとかいった形のもを作っています。そこにやは

り雇用の場を作って、それがやはり佐伯の農業の部分を守れるような形をやっぱ作っていくのがやはり理想であるというふうに私は思っております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 公社を中心ということですが、私が今言いましたように、若者を3人ぐらいのグループですね、グループを作って機械を貸与し、さらに3年ぐらいは、その3人に給料ぐらい出してですねやる。そういう方向でいかなければもうこれは農地は守れないと思うんですが、ただ公社、公社も必要です。でも公社だけでは絶対賄いきれませんので、そういう方法も是非検討してもらいたいと思います。これは絶対必要なことだろうと思います。それから公社ですが、今若者を入れてとうんぬん言ってましたが、これをもう宇目だけでなく佐伯の中心部に本部を移して、おいしい市福所から青山米、仁田原、因尾の堂ノ米といったような形で全部にそのような取り組める体制を今から考えていくのかどうか。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） TPPのですね問題を含めて非常にこう打撃を受けるといわれてるのが米農家含めですね、本当、高橋部長が答弁したようにですね非常に我々行政としてもですね、そういう畑を守る。水田を守るということはですね非常に厳しくなっておりますのは、1960年をピークにですね本当に、当時1,450万人の農業従事者がおったといってますけど、今は大体290万人、しかもその中のですね80%はですね65歳以上と高齢化してる中ですね、やはり議員御指摘のようにですね、佐伯は確かに宇目町時代にスタートしております公社、宇目農林公社、今さいき農林公社になっておりますけれども、主体がですね非常にこう宇目でスタートしておりますから、どうしても宇目をカバーリングするということになっております。確かにこれからですね、直川・弥生・本匠を含めましてですね、旧佐伯市内の方はですね恐らく私は高齢化してですね、水田を守っていくということがですね不可能になりつつ、時間の問題ではないかと思えます。しっかりですね、公社を急にですね佐伯にというわけにいきませんが、そういう担い手がですね育てればですね可能になります。一挙にですね佐伯中心部っていうんじゃないで、旧佐伯で3人のですね公社職員が誕生すれば、また弥生で3人、大体のスタッフがそろわないとずらないそうなんですけども、そういうことが可能になってくればですね、大きく前進すると思えます。ですから芦刈議員だけじゃなくて、ほかの議員皆さんもですね、そういう農業に意欲的な若者がおればですね是非とも御紹介していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 将来的にはそういうふうになるということですが、是非若い人をですね採用してやっていただきたいと思えます。そのためには基盤というのが必要ですので、是非その基盤もそろえていただきたいと思えます。次に移ります。

次に、野菜経営農家の育成についてお尋ねをしたいと思えます。イチゴやニラ等は県の戦略的な作物となっておりますが、佐伯市はどのような取組をしているのでしょうか。イチゴ・アスパラ・ニラ等の野菜、専業農家は大変今苦勞をしていると聞いております。合併後の指導体制や販売戦略はどのようになっているのでしょうか。また、合併後ですね新規に取組を始めた人は何人いるのか。関係者に聞いたところ、合併後はですね、市及び農協の職員の意欲はですねちょっと薄くなって、ニラ部会やイチゴ部会も積極的な活動はしていないと聞いております。その辺どうなっているのかお聞きします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 野菜経営農家の主な栽培品目、今先程言いましたように、イチゴ・ナス・アスパラガス、そしてニラということでございます。18年から21年までの生産、また販売動向を見てみますと、ニラについては横ばいといった形の中で、それ以外についてはやはり先程言いましたように生産戸数また栽培面積・販売数量・販売額も全て数値は減少しているのが現状です。農家の高齢化、担い手減少による起因が一番だと思っております。市では農協と県とまた同じように連携しながらですね、やっぱり新規就農者の掘り起こしの募集を行ったり、また県単事業を活用し、また施設に対する助成も行ってきましたけども、やはり栽培を中止するという農家の方が多くですね、減少に歯止めが掛からないという状況です。今後は関係機関との連携はもちろんですけども、優良農家の経営実態の分析とか新規就農者の確保、そして既存農家の育成、そして規模拡大や省力化に努めて経営指導をやっていきたいと思えますし、また施設整備に掛かる助成についてもやはり農家負担の少ない事業の活用、そして新規就農者につきましては県単事業であります、県単事業の際にはやはり市の補助上乘せをやはり検討しながら、農家に投資的経費の削減を図っていききたいというふうに思っております。これらを通じてですね、農家の増加また栽培の拡大につながれば有利販売につながってですね農家の経営の安定を図っていききたいというふうに思っています。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 合併前はですね、農協も営農指導員、また各町村もそれぞれの担当者が夜になって、血眼になって探して歩いて、そういう姿をよく見たものですけども、それにより次々と後継者が生まれてきておったと思えますが、合併してそういう気運がちょっと薄れてるんじゃないかなという気がいたします。イチゴに限って言いますとやっぱり施設、1反、反当ですね今高設栽培といいまして、高い所でとる器械が要りますので1,000万弱の整備費がいと聞いております。市・県合わせて3分の2補助があれば後三、四百万が個人の出資ですけども、それがですね大変なことだろうと思えます。また1年間ほとんど収入がありませんので、そういう面の整備とあわせてですね、今から勧誘し、例えば23年度は何名つくるんだという、そういう計画とか、そういうものはありますか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今のところありませんが、やはり先般の河原議員からの質問の中で、やはり農業振興計画の中での位置づけの中でやはりそういったものをぴしゃっともってですね。それとやはりイチゴ部会の会長もやはり、今度こういう形でやりたいんだというようなそういう話の中は聞いておりますけど、今現在のところ何かといった形のものについてはちょっと聞いておりません。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） またイチゴ部会やニラ部会、各部会長の長はどうですか、やる気はありますか。その辺のことは。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） イチゴ部会長についてはかなり積極的に話は聞いており、ちょっとニラ部会の方についてはちょっと聞いておりませんので。ちなみに今現在ですね、イチゴについては32戸で5.2ヘクタールといった形で、金額的にはちょっと2億2,000万といった形、それとニラにつきましては34戸で6.4ヘクタール、1億1,000万という形で販売をしております。

す。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 施設整備さえですねうまくいけば当然採算はとれると県の方も言っております。生活も2年たてばできるのでなかるうかというふうなことでございますので、是非あげてですね、やる気を出して取り組んでいただきたいと思います。次に移ります。

それでは、次に、農産加工品のブランド認定についてお尋ねをします。市は現在、さいきブランド流通課を立ち上げ農作物のブランド化に向け準備をしているところでありますが、現在の状況をお聞きしたいのと、また私たち党派もですね、調査・研修をしてきましたが、ひとつの提案として、農産加工品のブランド認定制度を設けて市のホームページ等で全国に紹介し、少しでも多くの人に知ってもらえれば購買力が上がっていくんじゃないかなと思うんです。この制度を取り入れている市ではですね、ホームページのアクセスが非常に増えているということでございますので、そういう考えとともに、現在の状況をお尋ねします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） ブランド認証制度につきましては県のレベルでの取組が先行し、続いて今現在議員さんがおっしゃられましたように全国での各市町村レベルでの動きが広がってきております。大分県でも農畜産品が18種、また水産品目が9種、計27種の重点品目を支援することで市場の占有率を高めてブランド化を図っていくという取組を行っております。しかしながら、本市においては水産物はともかく、農畜産物については地理的条件もあってですね、一部を除いて主要な産地となりえる状況がないのが実体ということになります。そうした中ですね、農林水産物の付加価値を付けるといった形の中でやはり加工に取り組むのがやはり地域経済の活性化をする観点から重要であると認識をしておりますので、ブランド認証基準につきましては、今全国でいろんな形、星制度をつけたり、また賞をもらったものはどういった形の中での認証とか、いろんな形の各地域でございますが、そういった形の中もやはりそういう調査もしながら、また佐伯の実体にあったやっぱりブランド認証制度の導入をするためにですね、来年はこのブランド流通協議会においてもこの話がやはり一番に出ておりましたので、やはり来年に向けて積極的に予算計上をしていきたいと思っておりますので、御協力の程よろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） ブランド認証制度を取り入れるということで、認定制度いいですね。取り入れていただくということで、是非ですね取り入れていただいて、農産物の加工品ですね流通を大いに上げていただきたいと思います。私たちもいろんな面であれば御加勢したいと思いますので、是非何でも申していただきたいと思います。次に行きます。

次に、しいたけ原木の確保についてお尋ねをいたします。しいたけの原木は佐伯市全体にわたって生育しており、豊富な時期がありました。林種転換により杉山になった所が多く見られ、だんだんと減少してきていました。近年鹿の害によりさらに減少してきております。伐採した後の芽を鹿が食べてしまうため、ほとんど全滅状態です。このままいくと佐伯のしいたけは食べられなくなるのではないかと心配であります。本匠地区ではですね、鹿に食べられないよう、地面から1.5メートルくらいの高さで木を切ってですね、そこから芽を出させればいいんじゃないかということでやっているようですが、成果は上がっているようでございますが、1.5メートルの高さ、危険性が伴うことと、芽はですね真ん中に出るのではな

くてぐろに付きます。周りにつきますので。台風は今年も二、三年来てません。台風に非常に弱い。もう吹き飛ばされてしまうということです。それが非常に心配であるということを書いてました。このようなことからですね、しいたけ原木の確保対策というのは考えておりますか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） しいたけ原木の確保についてですが、佐伯市ではですね、主にしいたけ原木となるくぬぎが山間部を中心に植栽をされております。その原木の育成をするためにですね、伐採後の切株から先程言いました^{ほうが}萌芽による更新ですね、それと新たにまた苗を植えて植栽など、生産者や森林所有者はそれぞれの計画で原木を育てているというふうに思っております。そうした中でやはり鹿の食害といった形でくぬぎが育たないという状況が見受けられるということでもあります。市といたしましてはですね、やはり今後はですね、やはり今やっております有害鳥獣の捕獲の実施をやはり推進をしていくことと、そして自主的にやはり被害防止を行う費用への補助事業、今ネット事業、林業関係にもありますが、その事業についてやはり継続していくと。そして鹿によるくぬぎの食害をできる限り対策を行ってですね、併せて原木の維持が図られるよう、生産者の方々とそういう補助事業の中を取り入れたりしてやっていくという方針の中で市は動きたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） なかなか切った後、杉を植える場合はですね、林家の方も網を張ってですねやるんですけど、くぬぎの場合はしいたけ生産者が人の山をくぬぎの木を買ってですねやるもんですから、なかなかそこまではできないというところがあります。猟友会の皆さんが発奮してかなりの鹿をとっていただいていますので、かなりその辺はちょっと変わってきたなあとは言うておりましたが、鹿はどんどん増えていきますので、これはもう当てになりません。撲滅する以外にないかなあというような気もします。提案としましては、今市有林がですね非常に荒れている所もあると思います。この市有林をですね、200町歩、300町歩くぬぎ山に市がくぬぎを植えてぴしゃっと育ててですね、それを15年後には生産者にそれをね販売すると。そういう考えはないか。

議長（小野宗司） 市長、答弁を求められておりますが、この件につきまして何かありましたら一言お願いします。

西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 御指名でございますが、こうたくぬぎを育てるといのはいろんな苦勞があると思いますが、これを市の方が育てるってまだ非常に難しいと思いますので、先程から米の方も出ました農林公社ともですね、そうした中でできるかということはどうですか、もう少しこれは御相談をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） できればですね、今から計画を立ててそういう方面でですね、ひとつ考えていただいて是非原木が無くならないような形で取り組んでいただきたいと思います。

じゃあ次に、観光施設のトイレの整備であります。高速道などの開通などで市は食の観光を売り出し、観光客の入り込み数は大幅に増えていると聞いておりますが、おもてなしの精神で接客等を行っていますが、もうひとつのおもてなしとしてトイレの整備をしたらどうか。市内の観光施設ではまだ洋式のトイレも無いところもありますし、またあっても便座が

ですね冷たい便座という所もかなりあるようでございます。昔の補助金で作っておりますので、非常に狭いというんですかね、狭いトイレもかなり多いと思います。こういうものを改善していただければなと思いますが、市は市長の命令で市内の公園はですね、かなりトイレの整備は今進んでおると聞いております。私も1か所今出来上がっている若草公園ですか城南、行ってきました。非常に立派なトイレが出来ていて地区の人も非常に喜んでおります。安心して公園を使われるということでございます。本当にこれは地域住民にとっては大変喜ばしいことだと思います。是非観光施設もですね、次々とそういう形で整備をしていただいたらどうかなあとと思いますが、いかがか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 観光施設のトイレについてということですが、合併以来、佐伯市大変広い地域になりまして、トイレの数かなりの数に上っております。それも各地域によりまして偏在しているというのが実情であります。道の駅に設置されたような比較的良いトイレから、大変小さなトイレまでありますので、今ですねその存続・廃止を含めた見直しを行っていかうとしております。御質問の中にありましたひとつは洋式化ですが、複数トイレがある、便座があるという所につきましては、そのうちの一つ、あるいは二つをですね洋式に変えるということは検討していきたいと思っております。といいますのは、和式も必ず残しておかなくちゃいけないというところがあります。最近の潔癖志向といいますか、ほかの人が使った便器に座りたくないという方もかなりおられますので、和式があって洋式があるという形にしていこうと思っております。それと例えば、便座が一つしかないというところはですね、なかなかそれは難しいかなというふうに思っております。今ひとつウオッシュレットについてですが、これは不特定多数が利用する公衆トイレでウオッシュレットがどれだけ有効かなあという気がいたしております。もしそうしたものの設置を考えるとすれば、管理をする人が常時いるというような道の駅といったところでは可能かなあというふうに思います。これも個人的にはですね、ちょっとそこまでは無理かなあという気持ちもありますが、検討はさせていただきます。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 洋式のトイレは検討していただくということですが、私のいうのはウオッシュレットじゃなくて、便座がほんのあれ二、三万でできると思います。そういうものも是非ですね、そういうものはすぐ改善していただけたら、もう今冷たい中ですね、どうしても座るのが非常に心臓麻痺でも起こしそうなことになりますんで、是非よろしく。それと今言われます一つしかないトイレはできないということですが、観光客の方は年齢的にお年寄りが多いんですよ結局。そうなるよね全然座れない人がかなりいるんですよ。そうした場合、そうした方が皆さん使えます。ただ和式の場合はそういう人が使えないんですよ、そこに行ったらもうできないんです。だから洋式の場合はできます。男性の方もですね。だからそういう面は考えていただきたいと思います。できればですね、全部把握していただいでですね、順次取りそろえていただければいいかと思っております。よろしく申し上げます。これで私の質問終わります。

議長（小野宗司） 以上で、芦刈議員の一般質問を終わります。

次に16番、三浦渉君。

16番（三浦渉） 皆さんお疲れでございます。16番、民主党会派の三浦渉でございます。今回は

2点の質問を上げておりましたが、昨日の井野上準議員の質問の答弁、川原総務部長が大変真心こもった答弁、人事は3か月掛けて真剣やるんだという中で、素晴らしい人事だなあとということで、私は今回それは取り下げさせていただきまして、1点のみ、東九州自動車道の進捗状況と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 三浦議員から東九州自動車道、高速道の関連の御質問でございます。アとイということで御質問を受けておりますので、まとめて一緒によろしいでしょうか。答弁の前にですね、一言お礼を述べさせていただきます。と申しますが、三浦市議会建設常任委員長を始めとします市議会の建設常任委員会の皆様方におかれましては、先般10月14日に国土交通省の方に、東九州自動車道のことも含めまして市の懸案事項の8件につきまして陳情といたしますか、要望に行っていたいただきました。大変お世話になりました。ありがとうございました。

さて、東九州自動車道のまず佐伯蒲江間の進捗状況でございますけども、主管であります国土交通省佐伯河川国道事務所に伺ったところ、平成22年11月現在としまして、用地の取得率は93%、それから事業の進捗率は29%、また、完成年度につきましては、佐伯蒲江間の完成年度につきましては正式には公表はされておられません。ということでございます。続きましてイの蒲江北浦間の進捗状況でございますけども、これにつきましては、同じく先程申しましたのと同じような対比で用地取得進捗率につきましては99%、それから事業進捗率は約71%でございます。また蒲江北浦間は平成24年度中の完成と公表されております。そのように伺っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 部長、所管が違うんでね、そう今日はざっくばらんに肩の荷物を下ろして、ひとつゆたっと答えてください。私の持ち時間1時間ありますからゆっくりいきましょ。先程高瀬部長から10月の14日の陳情、建設常任委員会、東九州自動車道を始めとする8項目陳情、民主党本部に行っただけです。これがきけたかきけないか分かりませんが、陳情ということは昔からやはり行政ではあり得ることありますので、これからはもじゃんじゃんやっしていきたい。このように思っておりますが。佐伯蒲江間の事業費は分かりますか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 佐伯蒲江間の総事業費でいきますと763億円、22年度の当初予算では30億円ということでございます。この分につきましては、22年の補正がつきまして、28億円と伺っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 佐伯蒲江間が30億、22年の補正が28億、蒲江県境間が60億、22年度がね。昨年の衆議院の総選挙の折りにですね、ある県議員とある国会議員の秘書が、政権が代われれば高速道路を打ち切ると。高速道路の予算が全く付かん。こう言っておりましたが、前政権より若干付いておるんですね。若干ですけどね、気持ちだけ予算が付いておる。道路特定財源の先取りということもありましてですね、ありがたいことには総事業費が1,000億超するような二度と佐伯にはないような国債の大型プロジェクトとっていいような道路でありますか、この道路についてですね、佐伯蒲江間の完成ってというのは大体の見通しはついておりますか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先程も答弁いたしましたように、公表されておりませんので、大体的と
いうことも国交省の方には伺っておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 当初我々記者発表が何かで聞いたのは、27年度というふうに聞いておりました。
まだ発表されてなければ結構なんですけど、この中間点、佐伯から5キロ行った所に市内を循環するミニインター、こういったものができる計画がありますが、これについては今現在どのようになっているのか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 御質問の件は仮称といいますか、佐伯南インターの件だと思いますけども、につきましては、国土交通省九州地方整備局に22年の1月の29日に連結許可申請を行っております。ただまだその許可については本日現在まだ来ておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 許可が下りなければまだ用地も掛かってないということですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 佐伯南インター間も含めまして、佐伯蒲江間の用地取得率につきましては先程答弁で申し上げたとおりですけども、実際には、あそこに南インターができますとパークウェイ線、佐伯三軒屋蒲江線の所から斜めに入って行きまして運動公園をまた横切るパークウェイ線あそこ、それからその先に虚空蔵橋という橋があると思います。あそこがちょうど正に南インターのできる所でございますので、その取付道の変更等々がございます。それに伴って若干の用地の取得とかありますけども、そこらはまだ手つかずといいますか、そういった用地交渉には入っておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） これは佐伯蒲江間が約20キロ、距離にして20キロあるんですね。そういったときに、今循環型の堅田にできる南インター、この次に蒲江のですね、青山の奥にですね下りだけでも、降りるだけでもいいんですが、インターはできる可能性はないか。降りるだけでもいい。乗るのは森崎から蒲江インターから乗ればいいんですが、降りるだけでもここにあればものすごい便利がいいという蒲江の人たちがそうっておるが、乗るのは森崎でいいんですが、降りるだけでも青山の奥に降りて、林道にちょっと立派なようなもので今の道路にすりつけて、降りるだけだったらそう金は掛からないと思うんですが、そういった考えはまだ全くないですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今、青山と旧蒲江町の境ぐらいに降りるだけのミニインターといいますか、そういった御質問でございますけども、このことも国土交通省の所管でありますし、あれば便利ということは私も理解できますけども、今のところそういった考えは持っておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） これがあればですね、蒲江の人たちはものすごく喜ぶんではないかなと思っておられます。まあぼちぼち考えてですね、大分の光吉のインターも最初は降りるだけであった。次に利用度が多いからまた乗るのも追加したということで、途中からでもインターは付けら

れるわけですから、そういった運動も市長していった方がいいかなあと思うんですが、降りるだけね。青山の奥の林道にですね、降りるだけ本蒲江に行くインターを造ったらいいかなあ。市長にしてもですね、この東九州自動車道の蒲江北浦間、私も当初のくい打ち式に行ったんですが、市長も初当選して初仕事が森崎のくい打ち式ではなかったかなあ。このように思うわけです。この高速道路については佐伯県境間は西嶋市長になって工事に掛かったのではないかなあ、このように思うんですが。市長としてですね、この青山の奥に降りるだけのインターをまあこれからですが、検討をしていくような気持ちは全くないか。できるもんなら検討してみたいというのか。全く、そんな所は駄目だというのか。先程言いましたけれども、大分の光吉が降りるだけのインター、あるいは乗るだけのインターから始まって、今ああいったことになったわけですから、政治的の運動次第ではそういったことも可能になってくるのではないかなあ。佐伯市の市の財政を使うわけではないわけですから、政治力があつたらできるかなあと思うんですが、市長ちょっとその辺を。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高速道路のインター、あれば確かに便利がいいと思います。三浦議員さんが言われるように、この高速道路、後からの追加ということと言われておるんですけど、光吉のインターはですね。これは津久見・臼杵・佐伯市、市及び議会が一緒になって要望を上げまして、そして負担が大分県と大分市が負担をして光吉のインターができたわけです。今回、佐伯市の南インター、これは佐伯市と国の負担、またはあそこの森崎地区のインターについてはこれはもう国の負担と。その後の波当津については県と国の負担ということで、青山にこうした要望をすれば多分これは市の全額負担になればいいですよということになるかも分かりません。そうした中で先般、今年の参議選のときに当時の馬淵副大臣がお見えになったときに、高速道路というのは将来的には基幹道路だというお話をしておりますので、民主党政権の中にそういう気持ちがあつて、国が私たちの要望で動いてくれれば是非とも造ってもらいたいひとつだと思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 以前は高速道路っていえば、産業専門の道路だといっておりましたんですが、近年は一般の道路というような解釈をしておるようでございます。そういったことも市長はまあ視野に入れながら今後の佐伯市政をやっていただきたいなと。このように思っております。二度とないと先程言いましたけど、正にそのとおりでありまして、1,000億超してのこの佐伯の大型国債プロジェクトこういったものをやはり市報でですね、度々今どの辺を道路が通って、どういうふうになって蒲江と佐伯は幾らトンネルがあるんだ、橋が何本あるんだというようなものをですね、市報で知らせてあげるといことはどうだろうか。もう我々と一緒に25年、26年前商工会で毎年毎年大会をやっておった方が75も80もなる。もうあの道路は通りきらんなあ、いつできるんかというような方にもですね、毎年1,000人からの人間を繰りだして、もう30年近く大分県の県南と宮崎県の県北と建設業界を中心に大会をやっておりますね。こういった最初から出ておった組はもう70を超しちょるんです。恐らく俺たちが通るようなことにはならんだろうというようなこともありますので、市報でですね、佐伯と蒲江は橋りょうが19本、あるいはトンネルは14本だとかね、どの辺のところをトンネルが通っておるんだとか。青山のトンネルは1キロ800あるんだとか、そういったものを市報で定期的にですね、今、国土交通省がケーブルテレビで時々やっておりますね。こういっ

たものを出してあげると同時にですね、コスモタウンから弥生に抜けるトンネル、あそこに道路ができるかどうかというふうにできるんだらうかというようなこと。そういったものを市報で建設部とですね、その市報の部局と連絡を取って知らせてあげるということは今後できるか、できないか、ちょっと。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 大変貴重な御意見をありがとうございます。今2点ほどあったと思います。東九州自動車道の佐伯県境間の進捗状況を逐一市民の方に知らせてあげたらどうかと、なおその時には整備状況といいますか、どういった橋がどこを、どういうルートで通るといようなことですが、これについては議員先程申されましたようにケーブルで国交省がやっておりますけども、実際にはケーブルで見てですね、音声と視覚で訴えるのも一つの仕事だと思いますけども、やっぱり記録媒体というか、活字っていう部分もこれはまたひとつのその市報をとっておけばいつでも分かるわけですから非常によいことだと思っております。ただ、市報につきましてはスペースの関係がありますので、何回できるかとか、どのくらいの紙面についている部分があると思っておりますので、そこらについては担当の方と協議をしてみたいと思っております。それと217号バイパスの件も出ましたけども、217号バイパスにつきましては、今まで先般の10月4日の217号バイパスと市道臼坪女島線が開通した時点で簡単な絵は出しております。それと昨年ですね、脇津留のあそこの完成したときも出しておりますけど、それより詳しいルートといいますか、実際にあそこが番匠の今消防署の分署がもう空き家になっておりますけども、知らない人から見ればあそこの空き家はどうしてなったのかなあというふうに思うと思っております。あそこの線形でも変わるとかありますので、そこらも一緒にあわせてですね、スペースの関係がありますけども、周知はしていきたいなと考えております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 今日は1点早く切り上げたので、もう終わりたいと思いますがね、八ッ場^{やんば}ダムの工事は切っても東京の江戸川のスーパー堤防は切っても、東九州自動車道の佐伯県境間は全く予算は落ちないということを民主党政権にお礼を言って終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

議長（小野宗司） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。午後2時45分から会議を開きます。

午後2時28分 休憩

午後2時45分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に14番、玉田茂君。

14番（玉田茂） 皆様お疲れ様です。14番議員、平成会所属、玉田茂です。通告に基づいて一問一答方式により一般質問を行います。1点目として、物作りについて、水産編として養殖業の振興について質問をいたします。佐伯市は海・山・川、豊かな自然に恵まれた903平方キロメートルの九州一広大な面積を誇り、古くから自然界に生息する植物・生物は多種多様なものがあります。将来、新しい一次産業として我が佐伯市が輝き、活気ある地域にするには

何をしたらよいのかという思いで、佐伯市議会では江藤茂委員長の下に地域産業調査特別委員会を立ち上げ、調査を始めたところでもあります。今回は水産養殖について3点提案をしておりますので、再質問はできるだけしないつもりであります。簡潔に回答をしていただきたいと思えます。まずアとして、クロマグロの養殖について質問をいたします。私は平成19年12月11日の一般質問で、和歌山県にある近畿大学水産研究所のクロマグロの養殖技術の話をしていたしました。佐伯湾の海域はクロマグロの養殖に適しているのか、養殖方法、養殖形態など国・県・市、漁協並びに産・官・学関係機関と連携をして調査・研究をしたかどうかという質問をいたしました。その時の農林水産部長の答弁では、佐伯市管内の海域にも養殖漁場としての利用可能性を有しているものと考えておると。しかしながら、クロマグロの養殖を立ち上げるには、施設整備や物品購入といった初期投資や災害時の対応を含めた維持管理にばく大な費用が必要であり、地元漁民からの企業に関心があるとの声は聞かれていないと。研究成果が地元水産業への普及する見込みがない限り、佐伯市が多額の予算を掛けてプロジェクトを組む必要性に乏しく、クロマグロの養殖の調査研究についてはまだ考えていないという答弁でありました。市長は少し前向きな答弁をしております。近畿大学の資料を取り寄せてみたいと。また他の魚種のマハタの養殖の話をしてございました。この間、津久見湾で養殖されたマグロは、昨年11月、鶴見の男の港市で大分県産では初めて2匹が解体販売をされまして、大好評でありました。もう皆さん御存じと思えます。佐伯湾でもクロマグロの養殖が始まっております。先の10月24日、神武の火祭りで佐伯育ちのクロマグロ第1号がこの刺身が100名に無料配布をされました。そして、世界一の佐伯の^{すし}寿司ネタとして地元産として食されることを私は心待ちにしております。この養殖業者の努力には最大の敬意と感謝を送りたいと思えます。是非とも佐伯の一大産業に成長していただきたいと願っております。そこで質問に入りますが、クロマグロの養殖には巨額な投資が必要であります。養殖業者に対し、佐伯市としてどのような支援策をしているのかお伺いをいたします。次に、3年前質問をしたとき、業者は養殖の計画を模索していたと思えます。佐伯市の対応は遅すぎるのではないかというふうに思えます。また新しい発想、企画、乏しいようであります。現在のまちづくり、物づくりの情報はすぐにでも入手ができます。しかし、それを生かす能力がある職員がいるかどうか問題であります。これから佐伯湾でのクロマグロの養殖は盛んになってくるでしょう。鶴見でもその動きがあります。佐伯市もブランド課を設置していますが、これからの養殖業の形態は大きく変化してくると思われれます。クロマグロの生産から流通についての専門職員を1名配置したらどうかと思えますが、いかがでしょうか。次に、マグロの養殖には大量の餌が必要ですが、巻き網が漁獲するゴマサバ等がクロマグロの餌になります。冷凍庫等設備は整備されておりますので、お互いが協力すれば一石二鳥であります。是非とも業者と一体になって研究していただきたい。そして、行政から情報を提供してもらいたいと思えます。特に、台風、地震による高波の状況、海水温の変化、雷の音による対応、赤潮の発生状況、潮流の変化、海藻の付着対策、ウイルスの発生状況等、様々な情報を提供する体制の整備を整えていただきたいと思えます。いかがでしょうか。以上3点答弁を求めます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） クロマグロの養殖への支援質問でございますけども、クロマグロは稚魚・ヨコワを入れてから出荷まで3年といった期間で大体40キロ前後といった形の中での

出荷がされます。そのためには設備投資、また管理費用を含めた巨額な投資額となります。佐伯市の管内でクロマグロの養殖を行っている2社につきましては、他の九州管内でクロマグロの養殖を既に手掛けております。そういった会社でございますので、販売実績もあり、またグループ会社を含め、生産・加工・販売まで行える企業でありますので、現在のところ企業の支援策というのは考えておりません。次に、クロマグロの生産から流通について専門職員を1名ということでございますが、先程お答えしましたように、既にもう販売実績もあり、また生産・加工・販売まで一括して行える企業でありますので、専門職員の設置ということについては考えておりません。しかしながら、水産の担当としてはやはり各地域ごとに全て担当がおりますので、その中で話をしたりと、今現在もやっておりますがそういう形の中で進んでいきたいというふうに考えおります。そして佐伯産のそういう専門職の設置はしませんけどもですね、やはり今一部の会社ですが、そういった形の中で佐伯マグロといった形の中で、マグロは名前をほかのを付けますけどもせめて佐伯産とかですね、そういったものがどっか下につかないかとかいう形の中のもう協議を進めておりますし、また窓口づくりをしていただいて、その中から佐伯内の^{すし}寿司屋さん、また食品関係に流通はさせるようにできないかというようなことの中での取組も今現在進めております。そういった中でのクロマグロの地産地消の促進とか、食の食材についての支援というのは積極的にPRを含めて取り組んでいきたいというふうに考えております。最後に、台風、高波といった形の中での赤潮発生と海流変化といった形の中での体制を整えてもらいたいということではありますが、今現在、赤潮被害対策につきましては、被害につきましては上浦の水産試験場を始め、また県そして漁協、市、養殖業者との連携はもう既に情報伝達体制ができております。台風等による自然災害ということにつきましては、やはりいろんな条件が違いますので、これまでどおりやはり経験を含め、企業自らやっぱり対処していただきたいというふうに考えおります。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） あまり前向きな答弁が返ってきませんでした。何とも残念でなりません。やっぱりこれから新しい水産に取り組もうとしておる。そういう人たちの御苦勞を考えると、これから先しっかりと養殖の技術、そういうものに取り組んでもらいたいというふうに思っております。もうこの件については終わりました、イにいきたいと思います。

次に、岩ガキの養殖について質問をいたします。鶴見の魚市場、魚市場の方にも潜水業が漁獲した岩ガキが毎朝セリに掛けられておりますが、どうも以前より小ぶりになってきたように思えてなりませんでした。ところが先の新聞紙上でも紹介をされました。蒲江の名護屋湾で岩ガキの養殖が軌道にのって7万から8万個出荷するという報道もなされております。これまで佐伯市が岩ガキ等の新品種の養殖に取り組もうとしてる民間の業者に対して、どのような支援策を講じてきたのか。また、今後具体的に生産から流通に至るまでの一貫した支援策を考えているのかどうかをお聞かせください。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 岩ガキの養殖についてでございますけども、岩ガキについてはですね、平成15年当時から大分県全体で岩ガキの養殖試験が市内の各地で行われております。県・市・漁協の指導等を行ってきております。中でも蒲江につきましては旧蒲江町時代に予算としてやはり漁業者または漁協と市とあわせてやはりそういう岩ガキの先進地の視察などを行っております。その後は蒲江地区において事業化に向けた取組がこの19年度から始ま

り、本年度ようやくまとまった量が出荷が見込めるようになりました。この販売につきましては、今年の6月からさいきブランド流通課が主体といたしましてやはり協議会、その他といろいろのことを話し合いながらですね、水産課、そして今の名護屋支店、そして連携しながら道の駅かまへのレストランで岩ガキ料理の販売、そしてインターネット通信等によりますやはりそういう人的な支援やマスコミへの情報提供を行ってきて、新聞に出ておりましたのもそういう形の中で進んできております。今後はこれまでの支援を継続しながら協議会で種苗の安定確保、また養殖技術の確立、また販路開拓への対応等、一緒にやっぱり協議をしながら新たな市の施策を探していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） もうイは終わります。次にウとして、アオサ、これ、ヒトエグサというんですが、ヒトエグサの養殖技術の推進についてお伺いをいたします。合併前にですね、四国の四万十川にアオサの養殖の視察に行ったことがあります。帰ってきまして松浦湾で養殖の実験をいたしました。実験は成功しております。その後、番匠川河口でアオサの養殖実験をしてみたらどうだろうかということで、佐伯漁協の組合員の方に申し入れをいたしました。しかし何か行き違いがあったんかどうかは分かりませんが、養殖実験に取り組むことができませんでした。このような素晴らしいですね、番匠川の河口敷き、大変な自然があります。こういうものを活用しようとしな。何とも残念でなりません。やはり地場産業、一次産業の育成には是非ともですね佐伯漁協の皆さんでヒトエグサ、アオサの養殖実験をしてみてもどうかあというふうに思っております。そして、何としてでも一次産業が発展すべき施策を講じていただきたいなあというふうに思っております。部長どうでしょうか、答弁を求めます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 新しい養殖の振興といった形の中ではやはり意欲的な漁業者の存在とやはり漁協の協力、まあ漁業権の問題と含めまして非常に大きな問題の中で必要だと思っております。本市においてもですね、先程今言いましたように、鶴見地区でヒトエグサが平成13年から16年にかけて養殖が行われて、その後、養殖技術の活用を図るために番匠川河口での共同漁業権を管理している佐伯と漁協支店と組合員との間で、ヒトエグサの技術移転ということで話し合いが行われましたが、八島の試験区における見学会等も行ってあります。その後、当地区の組合員の間でいろいろ検討はされたというふうに聞いておりますが、やはりその漁場においてもやはり刺網、またかご網、そして採貝と多くの漁業形態が行われているという水域でございますので、やはり漁業権上の問題や、また河川の河口におきましてやはり河川の占用上の問題、また意欲を持った人の取組の不足といったような諸問題が重なりまして断念したというふうに伺っておりますので、今後はですね非常に難しいとは思いますが、今あったことはやはりもう一度佐伯漁協の方にやはりこのような養殖についてはどうかという形の中では再度やはり検討していくようにしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） 是非ともですね前向きに検討をお願いをしたいと思います。最後に一言申し添えておきます。昭和37年7月にですね、鶴見の先人であります浜崎貞禧村長が記念碑に記した言葉を紹介をさせていただきます。自然はいろいろのものをつくる名人。人間はそれを生かす名人。どうですか、素晴らしい言葉でしょ。正にですね、自然を大切に下さい。人間は

知恵があり自然の恵みに感謝しなさいと私たちに問い掛けているようであります。佐伯の現状を考えたときに、活力ある地域を創造するのは一次産業の発展が基本であるというふうに思います。そのためには住民自らが立ち上がらなくてはなりません。閉塞感だけで何をしても駄目だというふうな、あきらめていたのでは何も生まれてこないというふうに思います。新しいものづくりを研究する必要性が今求められているように思えてなりません。新佐伯市の発展のために、官民一体となった取組に期待をいたしまして、この質問は終わり、次の質問に移ります。

2点目として、番匠川河口橋の早期事業化について質問をいたします。先般、10月14日建設常任委員会は三浦渉委員長の下に、塩月副市長も同行をいただきました。そして、市長並びに市議会議長名で馬淵澄夫国土交通大臣に佐伯市の社会資本整備における8項目にわたる要望書を提出をいたしました。その中に新規事業については、佐伯市として最優先の番匠川河口橋の早期事業化についても要望をいたしました。また9月13日の県議会では御手洗吉生県議も番匠川河口橋の建設についてその重要性を質問をしております。鶴見地区の期成会も10月7日開催の佐伯市都市計画区域の整備開発公聴会にも発言をしております。あらゆる方法を模索しながら活動をしているところではありますが、事業化のめどが見えてこない。国・県の方針に沿っての施策であり、これにのらないものは何もしない、またできないというようなことでは自治体としての^{てい}体をなさないというふうに思います。そこで質問しますが、1、特に合併した佐伯市として合併支援事業に指定されている番匠川河口橋について、国・県は事業実施する責任があると思います。おざなりになっている現状とその理由をはっきり分かりやすく説明するよう、国・県に求めてほしい。そして文書による回答をいただきたい。2点目として、佐伯市として今後の活動方針を示して、積極的に行動すべきと考えます。そのためには、佐伯市として事業化に向けて23年度に調査費として単独予算を組むべきと考えます。答弁を求めます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 玉田議員さんより、番匠川河口橋の早期事業化についての御質問でございます。先程、佐藤議員のところでも一部お話をいただきましたが、質疑をいただいておりますので、これについて御答弁を申し上げたいと思います。議員が言われましたように、合併支援事業に指定されている番匠川の河口橋建設については、これ仮称ですが、なぜ事業をしないか、国・県に回答を求めてほしいとの御質問をいただきました。議員も御承知のとおり、番匠川河口橋は合併支援事業の中で最重点事業として私ども佐伯市としては位置づけております。これまでも議会で同様の質問がなされ、県の考え方を聞いた中で、費用対効果からもこの河口橋については非常に厳しい、着工は難しいということを今までの答弁で盛んに受けております。こうした中で、私どもの方も県にも要望し、県議会の方からも一応回答書もいただいております。また先般、私どもも大分県市長会、いわゆる14市の市長の統一の中の会合の中で、県要望という項目がございます。この中にあえてこの番匠川河口橋という形の早期事業化を大分県に対し要望書の提出を行っております。これについては全体的な県内、全体の要望を行うわけですけど、あえて私の方はこれをお願いいたしまして、番匠川河口橋仮称という形の合併支援道路についての条項を入れさせていただきました。この要望の中で提出を行ったところ、回答の文字が早期の着工は難しいということの、そうした中の前向きな言葉になっておりますが、以前として厳しい状況になっております。回答内容につきまし

では、現在、大分県は東九州自動車道の整備に併せ、広域交通を支える道路網の形成を図るため、国道217号線を始め、国道388号線、佐伯蒲江線、三重弥生線等のアクセス関連道路の整備を進めており、限られた予算の中で道路整備を効率的に進めるには選択と集中と、さらに費用対効果を考慮した、必要十分な構造での整備を心がけることが重要であると考えております。番匠川河口橋につきましては、巨額の費用を要する大規模事業であり、費用対効果を考慮すると早期の着工は難しい状態です。との回答をいただいております。また、都市計画事業の関係からも地域の発展につながるようお願いをしております。また、先程議員が言われましたように、10月7日の都市計画決定等につきまして、地域の方々が一緒になってやらせていただいておりますが、こうした中についても佐伯市としてもこれについて積極的にアピールをしていきたいと思っておりますが、こうした中で来年度について調査費ということで計上しておりますが、県の方で河口橋について調査はしておると思っておりますので、こうした部分もですね、もう一度、県の方で問い合わせしていきたいと思っております。なお、この大分県市長会に対する要望についてはここに回答書がございますので、後ほどコピーか何かでお渡しをしたいと思っております。なお、先程佐藤議員にも述べましたように、ただこれを難しいからといって手をこまねているわけではいけないと思っております。23年度に向けて、議員が言われましたように、どうした形でこれをいくかということもやはり手を取って地域の皆さん、また特に佐伯市の自治連合会の第1要望という地域住民の代表する自治委員の皆さんの要望もありますので、こうした部分を踏まえて、また強く県に働き掛けていきたいと思っておりますので、またその時にはひとつ御協力の程、よろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） 市長答弁がありましたので、次の質問に移りたいというふうに思います。

次は、大島小中学校の課題について質問をいたします。大島小中学校は、児童・生徒数が減少いたしまして、現在、小中一貫教育を実施をしております。現在、中学3年生が1人、小学4年生が2人、小学3年生が1人、幼稚園児が2人ですが、今年度中学生が卒業しますと2年間中学生が不在になります。要するに中学校を休校するのか、また2年後には復校するのか、その対策を教育長はどのように考えておられるのか。また、教職員数は小学校2名、中学校3名、校長1名の6名、それと補助員が1名、給食調理員1名の合計8名であります。中学校教員3名が不在になるということになった場合にですね、教育及び学校管理、こういうものに支障を来たすのではないかなあというふうに危惧されます。その対応は講じているのか伺います。次に、9月議会で地域おこし協力隊ということで2名の募集をしております。予算的に17万6,000円の予算計上もしておりますが、上限で1人について年間350万という予算であります。この制度でですね、子どもたちがいる家庭の方の募集、こういうものは考えられないのかなあ。この3点について質問をいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 大島中学校についてのお答えをいたしたいと思っております。議員御指摘のように、現在の大島中学校の3年生が卒業して来年度新入生の入学予定がないところから、大島中学校は来年度は休校という形になります。この休校の間はですね、現在小学校4年生に在籍している2名の児童が中学校に入学するまでの2年間ということになります。したがって、大島小中学校は今後2年間、小学校のみで教育活動を展開されていくということになります。来年度は1年生が1名、4年生が1名、5年生2名で複式を含む2学級の編成とい

うこととなります。教員につきましては、基本的には校長が1名、教諭は教頭を含めて2名、そして養護教員が1名ということとなります。そこで考慮しなければならないことが、現在行われている小中一貫教育への取組でございます。例えば、中学校の教員が小学校で授業する一部教科担任制、これについては来年度は中学校に教員がいないために実施することができなくなります。また、小中合同の行事や活動も当然のことながら行うことができなくなるということでもあります。外国語活動や外国語科の授業につきましては、小学校の教員が実施することとなりますが、人事配置につきましてはこれから検討してまいりたいというふうに思います。しかし、平成25年度に中学校が再開されるときに向けて、小中一貫教育校としての制度そのものは維持をしてまいりたいと。そのために現在、図画工作の非常勤講師あるいは外国語活動のためのALT等を派遣しておりますけれども、このあたりにも重点的に派遣をすることなど含めまして配慮してまいりたいというふうに思います。今後とも、大島の子どもたちのより良い環境づくりに向けて、また中学校のスムーズな再開に向けまして校長を始め、関係者の方々と協議をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 通告にありませんでしたので十分なお答えができるかどうか分かりません。地域おこし協力隊、これは大島を対象に今2名の募集をかけております。これは全国的にも先進的な取組でありまして、都市の若者を過疎地に実際住んでもらおうと。住民票を移して住んでもらおうと、地域の活性化に役立てようという制度であります。これはよく地域の活性化は若者、ばか者が担っていくというようなことがありますけれども、そういう意味で若い方に来ていただきたいということで募集をかけております。どういう方が応募して来られるかによりますけれども、もし小さなお子さんがおられるところがあれば、それは考えていきたいと思いますが、基本的には若い方の活力を持っていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） よく分かりました。分かりましたけども何とも致し方ないようなどうか思いがしております。私もですね、地元として今年の大島の運動会に行ってみました。すると大入島の子どもさん、中学生だったと思います。それと大島の子どもたちが一緒に運動会をしておりました。お互い離島どうしといいですか、そういうやりとりの中で協力をし合いながらということだったというふうに思います。そして地域の住民ももう一緒になっての運動会がありました。やはり大島で生計をしておる住民、また保護者の方がですね、学校はどうなるんだらうかなあ、もう休校だけでなく廃校になるんじゃないかなあとか、そういう思いもあります。そして子どもたちの教育はどうなるんだらうかなあ。これから先、例えばスポーツをするにしても、もう団体のスポーツも全くできません。個人的なスポーツになろうと思いますが、そういうことももうできなくなっておる現状であります。だからもう教育長は、松浦小学校の校長先生をした経験があります。鶴見の学校のことは私がいうまでもなく、もう全部分かり切ったところであろうと思いますけれども、やはり保護者の不安といいますか、そういうことがやっぱり大変な不安を抱えて、もうどっか別の地域に出られないかんじゃないかなあとか、いろいろ模索しておるようにあります。そこでやはりそういう子どもたちのため、また保護者のためにですね、是非とも大島の方に渡っていただいて、地域の方と

また保護者の方と相談をしてですね、将来学校をどのようにするんだというようなそういう試みがあればですね、もう教育長のやる、やらの熱意にひとつ期待をしたいと思います。是非ともそういう思いで大島の一貫教育、子どもたちのため今現在10名しかおりません。ゼロ歳から10名であります。是非ともそこら辺りをしっかりと地域の方と話し合いをしていただきたいと。これ熱望しておきます。これで私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、玉田議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 7番、河野議員。

7番（河野豊） 実はですね、午前中の一般質問において、佐藤議員と高司議員がケーブルテレビの質問をいたしまして、その場でケーブルテレビとミールの処分の話がいきなり出てまいりました。これあの実は昼休みにですねネットに載ってるということで取ってみたら、処分が11月24日になされとるわけです。しかも我々が総務常任委員会の所管事務調査が行われたときに、市長が参加されたときが11月22日ですよ、そこで23日の日に新聞にも載ったわけですが、この24日に決定されたことがね、このあとにも議運が開かれとるわけですよ、この定例会の。確か25日が議運じゃったかな、せめてねそういう場でね、これは議会にも報告すべき事柄で大変重大なことだと私は思ってるんですね。これは看過できないなど、議会軽視も甚だしい。そういった意味でね、これ事前に知っとれば、今回の一般質問も切り口がちごうよかったわけです。ましてね、こういった公共の電波にのっとる場で、逆に私がケーブルテレビ側の人間、あるいはミール側の人間としたら、知ってほしくない連中まで知ってしまうわけですよ。こういった配慮はですね、是非ともすべきであってね、これは議会軽視といった意味と二通りあるけどですね、そういった意味でも、私は嚴重に抗議すべきだと、議会からですね執行部に対して。そういった意味で、本会議が終わったらですね議運を持っていただいて、その審議をしていただきたい。この動議を提出いたします。

議長（小野宗司） ただ今7番、河野豊議員から、ケーブルテレビ事業に関して、至急本会議終了後議運を開いていただきたいという提案がなされました。御承知のように、本会議中での議運開催の動議は的確性を欠いております。したがって、これは議長に対する要望として受け止め、議運の委員長におかれましては本会議終了後至急議運を開催していただきますようお願いをいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後3時27分 散会

平成 2 2 年 第 5 回

佐伯市議会定例会会議録

第 4 号 1 2 月 1 0 日

第5回 佐伯市議会定例会会議録（第4号）

平成22年12月10日（金曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	矢野精幸
3番	高司政文	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	矢野哲丸
7番	河野豊	8番	佐藤元
9番	和久博至	10番	上田徹
11番	御手洗秀光	12番	清家儀太郎
13番	日高嘉己	14番	玉田茂
15番	榊田穂積	16番	三浦涉
17番	井上清三	18番	小野宗司
19番	浅利美知子	20番	後藤勇人
21番	渡邊一晴	22番	井野上準
23番	兒玉輝彦	24番	宮脇保芳
25番	清家好文	26番	江藤茂
27番	吉良栄三夫	28番	芦刈紀生
29番	下川芳夫	30番	高橋香一郎

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

説明のため出席した者の職氏名

市副市長	市市育	長	西山	嶋本	泰清	義一郎	次公	長聴	兼広	観光課	長	浜清	野家	芳文	弘明
副教務	市育	長	塩分	本月	厚高	信嗣	財税	政務	画	課	長	岡兒	本玉	英修	二一
総務	部	長	川三	原弘	弘信	嗣行	企商	工振	興	課	長	飛飛	高野	彌一	則正
企画	工観	長	魚染	住矢	慎隆	治則	社高	会者	福社	課	長	高山	野田	わか	子江
市福	生保	長	石高	田瀬	初精	喜市	高健	康増	進	課	長	河平	山村	昌和	也二
建上	設水	長	高三	又橋	秀滿	喜弥	建設	設	総務	課	長	根柴	塚田	洋勝	徳一
農林	水産	長	高江	橋藤	幸一	治勇	建設	業振	興	課	長	吉坪	田根	英大	吉之
教消	防	長	江歳	納上	良	勇	農業	産教	育	課	長	都留	留俊	俊	
総務	部次	長	井上				学	校	教	育	課	長	都留	俊	

議事日程第4号

平成22年12月10日(金曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) 皆さんおはようございます。本日の平成22年第5回佐伯市議会定例会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、榊田穂積君、2番、井上清三君、3番、吉良栄三君、4番、浅利美知子さん、5番、江藤茂君、6番、河原修仁君、以上の順序で順次質問を許します。

15番、榊田穂積君。

15番(榊田穂積) おはようございます。3日目一番バッターになりました15番、平成会所属、榊田穂積です。先日、ある会合で講師の方が、この内外ともに難しい閉塞感のある時代であります、空元気でもいいから皆さんとともに頑張りましょうというふうな講演内容がありました。我が佐伯市でもなかなか展望の見えない部分もかなりあるかと思えますし、それぞれ各議員の皆さん方も、これを打開するために一生懸命一般質問なり、議会活動をやっているというふうに思っております。何とかこの難局をしっかりと皆さん方とともに佐伯市をつくっていくということで、私もやりたいと思えますし、執行部の方もこれに応えるようにしっかりとした答弁をお願いしたいと思います。それでは、通告に基づきまして一般質問に入ります。

まず、工場誘致の関係でございますが、この件につきましては、もう既に何名の方、皆さん方が一生懸命にこれまでもやってまいりました。しかし、思うような展開になっていないのが現状であります。私たちが平成会として工場誘致関係につきまして先般、北上市あるいは遠野市等を視察してまいりました。我々から見たら、東北地方って一応概念というか、その概念の中には、やっぱり雪が積もってなかなか難しいんじゃないかなというふうなことがございましたが、現地に行ってみると、それなりにやっぱり克服しながら一生懸命努力して、現在では200社を超える企業を誘致しているというふうな実態を見てまいりました。しかし、その北上市にしてもやはり悩みというものがああります。それは港がないということであり、新幹線が通り、高速道路も通り、我々よりは遙かに交通の便は良いようではありますが、そこにはやはり何らかの欠陥もあるというふうな感じを受けました。この佐伯市はやっと高速道路も開通し、全線東九州自動車道が開通しておりませんが、一応つながったとい

う大きな節目を得ました。そしてこの佐伯市を見た場合に、あの経済高度成長期に造船があり、二平合板があり、興人があり、いろいろな関係の会社が数多くあって、立派な佐伯市であったというふうに思います。いろいろと公害とか悩ましい面もありましたけれども、それなりに日本をつくっていく、地方をつくっていくというふうな気迫があって、一つの時代を佐伯市も見てきたと思います。我々はこの活発な企業に対して何としても関連したものがやっぱり共通したものは港であったというふうに思います。港湾があってこそああいう大きな外材も運び込まれたし、あるいは興人にしてもチップが運び込まれたし、いろいろな面で造船にしても海に関連した産業であります。造船はいろいろと苦難の道を歩みながらも現在の地位を築いてまいりましたし、これからもまた、今以上にあってもまたいろんな好不況があると思います。私たちはそれをやっぱり乗り越えながらつくっていくということに努力をしていかなければ取り残されていく、そういうおそれがあります。第1項目で大型船の修理ドックについてということで上げておりますが、これは私も特別委員会で扱っておりますし、私がこういう場で言うのもちょっとおこがましいことではありますが、どうしても特別委員会だけでは力の限界があります。やはり執行部の皆さん方がしっかりとこれをとらえて推し進めていくという気迫がなければ、だれかがやってくれるだろうというふうな評論家的な立場ではこの問題なかなか進まないのではないかと思います。佐伯市はやはりこの港湾を活用しながら、新しくまたつくっていくというふうな理念がなければ簡単には進まない。しかし、大きなチャンスであることには間違いありませんので、このことを執行部の皆さん方が今からどういうふうにやっていくか。そしてまた、これまでの経過を市民の皆様にも分かりやすく説明しながら、これから問題になるであります漁業関係の皆さん方や、やはり汗を流すという気持ちがあればこの問題は前進しないと思いますので、その辺のところを十分に踏まえて、どういうふうな考えをもっているか、お伺いします。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） おはようございます。それでは、梶田議員のですね、工場誘致関係について、大型船修理ドックについて答弁させていただきます。大型船修理ドックの取組につきましては、平成22年2月25日に佐伯市大型船修理ドック建設推進協議会を設立して以来、九州大学の篠田岳思教授、日本郵船株式会社技術グループ長の田中康夫氏、当時の国土交通省海事局長の小野芳清氏を講師にお招きし、3回の勉強会を開催してきました。そして11月1日、和楽におきまして国土交通省と佐伯市の共催で大型船修理ドック・シップリサイクル研究会を開催したところでございます。今までの勉強会で、大型船修理ドックを誘致するためには、修繕費の安い中国、また立地条件の良いシンガポールやドバイに優る魅力をつくり出すことが重要であることが明らかになりました。また、新たに100億円を大きく上回る投資をして佐伯湾に大型船修理ドックを建設しようという造船所を誘致するためには、また何をしなければいけないか、非常に困難な課題に直面しておりますが、今後もですね調査・研究をしっかり続けていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 梶田議員。

15番（梶田穂積） この大型船修理ドックについての項目が上がったのが、もう約2年前になります。それぞれの時期を経ながら講演会、あるいはまた研修会等々を重ねてきたことは私も承知しております。これを造り上げるには、それこそ長い年月が掛かるかと思っておりますけれども、もうかなりの研修もやってまいりました。これからは具体的に佐伯市として覚悟を決め

てやらなければなかなか進まない問題だと私は思います。それからまた、事業者の選定等々いろいろな具体的な問題になりますと難しくなりますけれども、やっぱりこの佐伯市が熱意を込めて、冒頭申し上げましたが、汗をかいて一生懸命やらないとどこもそうすなりとやってくれるというところはないと思います。具体的に今までは各種団体、あるいはまた漁業者関係も含めて講演会等々に参加していただきましたが、問題はどこに造るということもありますけれども、やはり水産関係者が一番の問題、ネックになってくると思います。この水産関係者の方々に水産振興を具体的にどうするんだということを含めた具体的な話をしながら、協力を求めていくということも今から必要になってまいります、そういう具体的な話を市として進めなければ、国としても県としても動かないと思いますが、その辺の見解をお願いします。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 実際、修理ドックのですねドック1本、大体200メートルを予備も入れて2本要るということをですね、日本郵船の技術グループの田中さんからお聞きしました。その1本を造るのにですね100億円、ですから200億円ですね、プラスそのドック1本について50億のクレーンなんかが必要ということで、合計300億円約要ということ。そういう中、現在ですね日本郵船グループが積極的に佐伯のどの場所にですね、そういうドックを造ったら幾らお金が掛かるかということですね、調査・研究のお金を出すようにですね努力してくれております。並行してですね漁業者への周知はということですが、実際にその場所が決まりですね、そういうことになればですね、しっかり並行して漁業者の関係の皆さんにも、現在でもですね漁業協同組合にはですね、そういうお話はしております。実際にそこまでですね、話が煮詰まっておりますので、そういう話で進んでおりますよということですね、その都度、その都度ですね報告はしておるつもりでございます。しっかりですね、今後話が煮詰まってくればですね、梶田議員御指摘のようにですね、関係者に周知徹底をしっかりやっていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 梶田議員。

15番（梶田穂積） 少しその、少しじゃなくて何にしてもやっぱり遅れている。遅れるというのが致命的になります。もうそこまで具体的になる前にですね、一生懸命その対象者に説明なりをすると、仮にこういうふうなことになるかも知れませんが、その時には何とか理解してくれということですね、もう既にやっておかないと国や県は取り合いません。どこまで市が真剣になるかということがそこにあります。それはやっぱり漁業者にあるいは関係者に頭を下げるというのは大変であります、そういう熱意をですね、もう本当に感じるくらいやらないと。ただ講師を呼んでするぐらいじゃあどこでもやることです。本当に汗をかいているなら絶対それが国や県に伝わりますので、その辺のところをですね、しっかりとやるということを私は言ってもらいたい。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 今現在ですね、先程答弁したように、漁業関係者にですね一切お話しなくて秘密にしてるということじゃありません。しっかりですね、やはりこの構想が今ですね、はっきり言いまして質問に答弁しにくいんで言いますが、非常に厳しい状況だと私は思います。というのはですね、修理ドックそのものがですね、企業が投資をしてじゃあそれをペイするだけの利益があるかということをもっと企業は考えると思っております。そうした場合にです

ね、じゃあ今の修理ドック、日本の造船技術はじゃあそれ修理する技術者をですね集めて修理ドックをしなければいけない。船を造るよりも修理の方が難しいということも聞きまして、そういう会社を造る。恐らく民間の場合はですね、もうけるもうけないそれはまず最初だと思います。そういう話がですね私は出てきてないということですね、非常に難しい問題ではないかと私個人的には思っています。ですから、何とかしてでもですね、その話にのってくれる企業をですね設立、まあ企業をつくるようなですねお話もですね商船3社にもお願いしておるところでございます。議員が心配するですね漁業関係者はですね、本当に議員がおっしゃるとおりでございます。並行してですね、その時のポイントをつかんでですね、しっかり漁業者には私自らですね対応していくつもりでありますので、しっかりやらせていただきますので、逃げるといふわけじゃありませんけど、漁業関係者にはですね、しっかりと説明は納得いくようにですね、説明していくつもりでございます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 大変この漁業者に対する説明というのは難しいことは私も承知しておりますけれども、これは是非とも具体的になる前から一生懸命やっていただきたいということをお願いして次に移ります。次にイとして、シップリサイクルの件についてであります。これにつきましても、修理ドック関係をやっている途中でシップリサイクルということが浮上いたしまして、この件についても先般来質問しておりますけれども、どうも混同してですね、シップリサイクルと修理ドックが混同しているという感もいたしますので、このシップリサイクルについての説明を分かりやすく、これまでの経過とこれからの取組についてですね、説明をしていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） シップリサイクルにつきましましてはですね、今年5月28日に和楽におきまして、当時の国土交通省海事局長小野芳清氏による船舶の修繕とシップリサイクルの現状と将来展望という講演会を開催いたしました。次いで7月31日に大分市でシップリサイクルシンポジウム in 大分が開催され、市議会議員の皆様を始め、佐伯から合計65名の方の参加をいただきました。そして11月1日に国土交通省と佐伯市の共催で、大型船修理ドック・シップリサイクル研究会を開催したところでございます。この研究会では、室蘭市で行われたシップリサイクルの実証実験の報告を聞きましたが、スクラップ鉄の安定的な売却、解体費用の削減といった経済的課題、効率的な解体技術の確立、油などの廃棄物の処理・回収などの技術的課題が明らかになりました。今後も国土交通省と連携を取りながら、先ほど申し上げました大型船修理ドックと併せて研究を続けていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） このシップリサイクルにつきましましては、函館で研究され船一杯が処分されました。この経緯についても私たち説明を受けましたけれども、佐伯市にとってはむしろシップリサイクルの方がやり易いという一面も感じました。これは室蘭の場合も製鉄所が近くにあるし、解体した鉄鋼をその製鉄所が引き取ってリサイクルするというふうな様子でありましたが、この佐伯市にしても新日鐵が大分にあります。そういうことも踏まえながら、こちらの方はまた別な視点で進める価値があるんじゃないかというふうに思います。これは条約によって何年後ですか、それを日本として生産した国で処分しなければならないというふうな縛りもあるようでして、これについては国策としてでもやっていかざるを得んというふう

な一面もございますので、この辺のところについても、冒頭申し上げましたやっぱり熱意がなければなかなか国もゴーサインを出さないんじゃないかと。それと大分市もその動きがあります、ということを知りました。これはやっぱり佐伯が何としても最初名乗りを上げましたけれども、これほどの事業について真剣に取り組むという姿勢がなければなかなか前進しないんじゃないかと。私はこれまでの経緯を全部参加してきましたけれども、そしてまた、視察にも行かせてもらいました。こういうことを経験しながら、何としてもこのトップがしっかりとやらなければ、なかなかこれは前進しないだろうというふうな気がいたしますので、この辺は、市長はどういう気持ちでやっているか。本当は市長がトップになって進めていかなければならないほどの大きな問題であります。答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。梶田議員さんのシップリサイクルについてですが、私ども佐伯市いろんな事業がございます。それぞれ皆市長がトップ、トップという形ですが、それは確かにそうした中でございますが、市長会等については、この点については塩月副市長に動きやすい形で佐伯市の代表として動いていただいております。また、議員が言われるように、これは非常に大きな事業ですので、私の方は国交省の方にですね行くたびに、海事局の方に寄らせていただいて、これについてのいろんなお考えを伺いながらやっております。また先般もこの11月1日に来る時も1週間か2週間前ですか、ちょうどその時間をとっていただいて、国交省の局長ともお話をさせていただいております。特に、室蘭では御存じのとおり、岸壁いわゆる港湾を使ったシップリサイクルということですが、こうした中で佐伯の今の護岸、いわゆる14メートルがそれに耐え得るだろうか、そういう話をしながら、まずこの14メートルの港湾を造ることをお願いし、いろんな状況があったときにも連絡網をちゃんと取るようにしております。また、私どもの地元であります国会議員の衛藤先生にもいろんな情報をやっていただくようにですね。また、必要とあれば副市長がいつも行っていただくようにしておりますが、必要により大事だという部分については、私もそれには飛んでいき、またそうした中で要請を行っていきたいと思っております。何分まだまだ確定をした部分がなく、室蘭での実験ということをやっておりますので、こうした部分については、国の方の情報をいち早く知ることが大事だと思っておりますので、今後とも東京に行く時、その時には是非ともそうした日程を取りながら国交省の方にやっていきたいと思っておりますので、以上でございます。

議長（小野宗司） 梶田議員。

15番（梶田穂積） これまで国の方とも接触してきたということについては私も承知しております。冒頭から申し上げておりますように、こういう問題はもう熱意しかないと思います。条件は港としてそろっているわけですから、それをいかに具体的に示していくか。そのことによって国の評価も違ってくると思います。ただ単に、先程から申し上げておりますように、講演会だけではどうしても具体化にはなりません。いかに汗をかくかということがこれからの推進に役立っていくんじゃないかというふうに思いますので、今後とも佐伯市が先頭に立ってやると。だれかの力ではなくて、自分たちでやっていくんだという気迫で今後進めてもらいたいと思います。次にウとして、医療機器関連の産業について、これはまあ大分県が推進しておりますし、宮崎県と軸を一つにして医療機器産業を何とか育てていこうというふうなことであります。現状では佐伯市にもありますし、また個人についても若干そうい

う関連があろうかと思しますので、その辺のところを現状と今後の具体的な展開がありましたら答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大分と宮崎県北、この東九州地区は血液や血管関係の医療機器産業におきまして、生産額、製品シェア、これ両方におきまして世界有数の拠点となっております。今年の2月には大分と宮崎両県の産学官からなる研究会が発足しまして、10月の25日に東九州地域の医療産業拠点構想、通称といいますか、愛称といいますか、別名で東九州メディカルバレー構想というものが策定、公表されました。この構想の主な内容は、まず第1点、研究開発の拠点づくり、2点目に医療技術人材育成の拠点づくり、3番目に血液・血管に関する医療拠点づくり及び4点目として、医療機器産業の拠点づくりという四つの拠点づくりに取り組むことです。このうち企業誘致に最も関係があります医療機器産業の拠点づくりについては、医療機器産業参入のための研究会の設置と活動支援、医療機器開発に必要な試験研究機関等の誘致、医療機器メーカーの一層の誘致の三つを主な項目として掲げておりまして、来年度、医療機器産業への参入を目指す企業による研究会を立ち上げるという予定になっております。市といたしましては、地域の中小企業が積極的に研究会に参加するよう働き掛けるとともに、川澄化学工業株式会社と連携をとりながら企業誘致に取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 現在、川澄化学等一生懸命やっておりますけれども、今部長がおっしゃられた具体的にですね、そういう進めていく段階でのどういう企業がそういう参加する。そういう具体的な企業名とか、予定とか、あるいはまた予想される、どういう会社があるとか。そういう具体的な進め方があるかどうかをお尋ねします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 端的に申し上げまして、具体的なところはまだ出ておりません。現在、この地域にありますのは旭化成のクラレメディカル、それから川澄、それから東郷メディキットという会社ですけれども、これらの生産設備の増強でありますとか、あるいは市内の既存の企業がですね、そうした医療機器の分野に参入できるような素地といいますか、そういったものを高めていこうということでもあります。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） そうはいても、県としてそこまで具体的にですね、集積を図るというからには幾らかの確かなっていうか、具体的な進め方がなければ、そこまで踏み込んだ予算関連も組まないと思しますので、我々がちょっと知り得ないような状況であります、今少し具体的な内容がなかろうかということをもた再度お尋ねします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先程申し上げました四つの拠点づくりに取り組むということでありまして、具体的な企業名、どういう形で参入してくるかというものがあるといってはなりません。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） これも一つの佐伯市にとっては大きなチャンスでありますので、具体的にですね、この狭い土地の中でこういう産業が来るということは、佐伯市にとってはやっぱり大

きな大工場でなくて対応できるという、具体的に展開できる素地もありますんで、是非ともこのことについては推進を図っていただきたいと思います。これでこの項目は終わります。

次に2項目の道路関係についてであります。アとして、佐伯南インター、これ仮称であります。について、先日、三浦議員の方からも東九州道についての質問がございました。私はこの南インターについて質問をしたいと思います。これは私たちが希望して、まだ昨日の説明では正式な認可っていうか、なっていないということでもありますけれども、我々の希望としては蒲江インターが県境間、北浦まで24年度開通という具体的な日程を示されておりますが、これは部分的に蒲江と北浦が開通するだけということになります。しかし、この佐伯インターから蒲江間は20キロもあります。これは2年後というふうな予想がされておりますけれども、私としてはこれを南インターをですね、どうせ同じ予算を使うなら南インターまでの集中的に予算を使って、これを蒲江インターの開通にあわせてですね、やっていただければ経済的な効果も計り知れないものがあるんじゃないかならうかと。2年か3年か遅れてするよりもですね、この間だけでも先に何とかやっていただくと、アクセスもよくなるだろうし、一般道の混雑も更に解消されるということもありますんで、その辺の見通しについて、あるいはまた進め方についてお伺いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 南インターの件でございますけれども、東九州自動車道の早期全線開通につきましては、沿線住民にとっても長年の悲願として早期完成に向けた要望活動を現在も継続して行っております。御質問の仮称、佐伯南インターチェンジの設置につきましては、追加インターチェンジとしまして、国土交通省の連結許可が必要でございます。昨年度から国土交通省九州地方整備局と協議を重ねる中で、平成22年1月、具体的には1月29日でございますけれども、連結許可申請を行っております。これにつきましては、国の政権交代を受けまして、この追加インターチェンジを設置するための国の方針がまだ示されておられません。全国的にも政権交代後、連結許可は出されていない状況でございますが、今後としましても議員先ほどおっしゃったことは我々も同じ思いでございますので、国土交通省へ早期連結許可に向けまして要望活動を更に実施していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 大変厳しい予算状況の中で、この東九州自動車道につきましては、佐伯蒲江間についても補正の追加が出ております。こういうふうに最初厳しい思いながらもこれを貫通させるために少しでもという気持ちで補正の方も追加されたと思います。そういう予期せぬ予算がもらえるわけですから、その予算の使い方について若干ずっとこの20キロに満遍なく配分するんじゃないかと、南インターまでの間に集中的にやれば全部の開通は同じ予想する時期でありまして、この南インターまでは技術的には可能じゃないかと思っておりますんで、今一度その辺についての御努力を伺います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先程の答弁の中で私も言ったと思っておりますけれども、佐伯蒲江間の中で、例えば分割しまして佐伯インターから仮称南インターまでの間と佐伯南から蒲江までの間とそういうことで比較しますと、当然佐伯インターまではもう通じてるわけですから、それから佐伯南インターまでの間の約5キロでしたかね、をつないだほうがですね、佐伯インターの出入りの交通混雑の緩和にもなりまじょうし、南インターが供用開始できることによって鶴

見、米水津方面、また蒲江方面、それから運動公園の利活用等々、そういったメリットの部分は想定できます。その中でただ現状としましては、昨日三浦議員の質問にも若干触れますけども、蒲江県境間の中で確かに今年度の当初予算は昨年比べて21%、ごめんなさいこれは蒲江県境でしたので、佐伯蒲江間につきましては30億円の当初予算、これは対前年比3.4%増でございました。昨日三浦議員の御質問にお答えしましたように、この22年度補正で28億円の補正が付きました。それとゼロ国債ということで、この区間には2.5億円の予算ということになっております。ただ、あと工事をするにしましても、今もう議員御案内のとおり、稲垣橋の下流の所に川の中にピアが立っていると思います。で、その稲垣橋から上に上って行くところのトンネルのところです、高城トンネルの所の左側に架設の橋のこれもピアを造っておると思います。あれが約1年やっぱり掛かるらしんですけども、それからトンネルをほぐと、掘削するということになるんですけども、ただこれも御承知だと思いますけど、ちょうど佐伯南、そのトンネルの所から南インターの設置する予定地の間で、まだ土地の関係が片づいてないところもございまして、その間には共有の土地で地権者がですね、数十人というような土地も絡んでおりますので、そこらにつきましては国交省とも協議する中で、できるだけそういった方向でですねやっていただきたいということは佐伯市としても伝えておりますし、この補正予算をどこに按分するのかということになればですね、当然そういった現地との絡みはあると思いますけども、その方向性というのは国交省も同じだと思っておりますので。さらにですね、国交省の方にもそういった意見も出ておるんで、そこらについて工面をしていただきたいというようなことで、お願いはしてまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 梶田議員。

15番（梶田穂積） 土地の問題があるようではありますが、もう長いことこの土地の関係については、国交省にしてもあるいはまた佐伯市にしても難しいことはいろいろと経験して、そのノウハウはもう知り尽くしていると思います。それを知ったうえでですね、こういう土地の問題は早く解決して御理解を賜るというふうな状況をつくっていただきたい。もう大体こういうケースの場合はこういうふうになるということはもう皆分かっていると思っておりますので、それをやはり経験を屈ししながらですね、一刻も早く土地問題は解決していただきたいと思っておりますし、蒲江北浦間が開通するのに時期に合わせる最も近い時期に合わせるように、御努力をお願いして、この項目を終わりたいと思っております。次にイとして、蒲江浦にある清滝橋の通行止めについてであります。これは新しい道が開通する前の道路でありますけれども、長年の経過でしょうか、先日来より通行止めとなっております。河内地区の関係でありますけれども、私たちもやはりそちらを回って通るということもございまして、これはやはり生活道路であります。このまま放置ということにはならないと思っておりますが、その辺についての計画についてお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 清滝橋につきましては、主要地方道佐伯蒲江線のうち、蒲江浦河内地区内のバイパス工事の完成によりまして、平成14年に大分県から旧蒲江町へ管理移管されました市道河内清滝橋線に架かる橋梁でございまして、主に沿線の住民及び事業所等が佐伯方面や蒲江名護屋地区との行き来にご利用しております。本清滝橋につきましては、橋長が36メートル、幅員が4.3メートルで上部が鋼トラス構造となっております。鋼トラス構造といいますが、具体的に申しますとJRの鉄橋みたいな感じで鉄骨を組んで造られた構造となって

おります。なお、昭和33年の3月に完成しまして、建設から約52年が経過しております。本市では平成21年度から橋梁長寿命化修繕計画策定事業によりまして、橋梁点検を行っております。本橋も平成22年9月下旬に現地調査を行いました。その現地調査の結果、鋼トラスの下部の主要部材に著しい劣化、腐食が見られました。その結果、通行者の安全が確保できないとの判断によりまして、関係者に事前に周知の上、11月1日から橋梁の全面通行止めを行っております。今後につきましては、本橋の危険度等の最終的な判断を得るため、現在詳細点検の準備を進めております。その結果をもちまして、補修方法等について関係機関、地元等と協議していく、そういった方針でございます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 橋を撤去するとか、そういうことにはならないと思いますけれども、その辺の事情はどうでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先程答弁の最後の方でお知らせしましたように、詳細点検の準備ということで、これにつきましては今議会、12月の補正予算に委託料を組ませていただいております。その予算が通りますと詳細の調査に入ります。その調査結果をもって52年ほどたっているんですけども、補修するとしたら幾らぐらい掛かるとか、そういったことが出てきますんで、その結果をもちまして関係機関とか地元等とも協議をしてまいりたいと、そのように考えております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 我々にとりましては何十年にわたる橋でありまして、思い出深い橋であります。しかし、現在ではやっぱり河内地区にとりましては大変な生活道路というふうになっておりますんで、これを撤去とかいうふうなことにならないように御努力をお願いいたしまして、この件は終わります。

次に水産関係であります。藻場育成ということで通知をしております。これまでの実績とどうか、それについてお伺いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 藻場造成事業のこれまでの実績とそしてまあ今後の計画ということでお答えをいたします。実績についてであります。平成元年度以降におきましては、佐伯市全体で38か所の約26ヘクタールの藻場造成事業を行っております。魚介類の産卵場所、そして幼稚漁の棲みか、そしてアワビ・サザエ等貝類の育成場として効果を表わしております。しかしながら、近年全国的に問題となっている磯焼け現象がやはりこの藻場造成をした部分の一部、または天然の海域においてもやはり海藻が消滅して対策が課題となっております。こうしたことからですね、昨年より潜水漁業者が中心となって市内の五つの海域におきまして藻場保全活動組織を立ち上げまして、藻場の再生保全の活動のために、海藻の天敵であるガンガゼの駆除、そして侵入を防ぐためのフェンス、そしてあるいは海藻の孢子、タネを母藻の設置ということをして現在行っております。次に、今後の計画でありますけれども、この藻場保全対策のこのソフト事業については、昨年より25年度まで実施していきたいというふう考えております。藻場保全組織が中心となって藻場の再生と保全活動を行う予定でありますけれども、この活動の内容についても大分県の水産試験場または土木研究センター等の指導を得ながらですね、より良い効果がでるような形の中の活動について、佐伯市も一緒

になって支援をしていきたいというふうに考えております。また、藻場造成のハード事業としては、今後の計画につきましてはですね、この24年度から今年度までですが、24年度から新たな沿岸漁場基盤整備事業といった5か年計画の実施計画が始まります。それで平成23年、来年度におきまして、また漁業者、また漁業関係者等と地域に入って協議をしていきながら事業を計画があればその部分を今度事業展開とした形の中で国に上げて事業展開をしていきたいというふうに考えております。この今、藻場造成事業だけでなくですね、やはりこれに併せて魚礁の事業もやっております。魚礁の事業につきましてもブロックの魚礁であったり、または鉄鋼魚礁といった形のをやっております。鉄鋼魚礁につきましては、深島沖で20年から24年といった形の中でですね、スリースターリーフ型魚礁といったピラミット型で高さ15メートルと8メートルのを組み合わせながら数キロにわたっての形でやっていく形。それとあと蒲戸沖にもやはり、これは今度鉄鋼魚礁であるし、これは高層といった形の中で高さが35メートル、まず水深がここ100メートルぐらいあるんですけど、35メートルと21メートルのリーフを交互に置きながら2.4、5キロぐらいいきたいと思います、そういう形の魚礁事業も併せてやってるということを報告をいたします。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 漁場が荒れてからなかなか水産関係厳しい時代を迎えておりますけれども、失われたのは自然現象もありますけれども、やっぱり人によって藻場がなくなったんじゃないかと思われるようなこともございますので、やはりこれを作りだしていくということが今後の海をよみがえらせると、更に良くするという意味での事業になるかと思えます。是非ともですね、これについてはしっかりと今後も取り組んでいただきたいし、やはりいろいろな事業をやることによって、その海がよみがえっている事例も大変多いわけでありまして、今後ともこの件につきましては、しっかりと進めていただきたいということをお願いいたします。次のサンゴ礁についてでございますが、これまでサンゴといえば観光の面というような面が多かったわけでありまして、私は水産という観点からこのサンゴ礁についてお尋ねしたいと思えます。現状に対してですね、今の漁業に対する影響をどういうふうに認識しているかということと。これからこのサンゴ礁についてどういう考えがあるかと、対策があるかということをお尋ねします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） サンゴ礁についてであります。まず、サンゴ礁の現状と漁業に対する影響がですね、サンゴについては藻場のやはり同じ形の藻場と同様にですね、魚介類の生息場所と、また重要な役割を果たしていると認識はしております。特に蒲江の深島、そして屋形島のサンゴは観光資源としても非常に重要な位置づけをされております。佐伯市における漁業面での影響につきましては、昔から存在していたサンゴの群落の減少につきましては、魚介類の減少など影響によるものと思われま。いずれも小規模な群落で、一般的には沖縄とかいった形の南方の大規模なサンゴ礁という、そういう形のものではないというので、深刻さは少し違うのではないかとこのように考えております。また、佐伯市において近年ですね、新たなサンゴの拡大の箇所についても、いずれもかつては藻場が繁茂してですね、豊かな漁場となった箇所でありまして、何らかの原因で母藻が衰退して、その結果サンゴがまばらに繁殖しているという状況ですので、サンゴの漁業資源としての価値は低いものと思っております。サンゴについては、今後の対策は昔から存在している箇所については観光

資源として位置づけている深島周辺は観光サイドで今現在も行っているようではありますが、今までどおりの外敵駆除の保護活動を継続していきたいと考えておりますが、その他の箇所につきましては、保護が必要かも知れませんが、特に水産側としての対策については考えておりません。また、近年新たなサンゴができた部分、また箇所についてもですね、先ほど述べたように市内全域で、今ちょっと先ほど言いました藻場保全活動と相反する部分もございまして、藻場活動を継続している中でございまして、漁業者が切望する藻場の復活をやはり農林水産部としては優先的に考えていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 梶田議員。

15番（梶田穂積） なかなかこのサンゴについてはですね、今は観光という観点で見えておりますけれども、我々は子どもじぶんから海に潜って、このサンゴというものはなかなか美しいのもありますし、観光の面もあるかと思っておりますけれども、やはりこれは漁業にとっては大事な場所だというふうに思っております。一時期、何十年前ですかサンゴを獲ってですね、それを炊いて観賞用にとということで随分破壊が進みました。我々が知る限りでは屋形島周辺でも大変たくさんのサンゴが生息しておりましたし、粒島と屋形島の間に堤防ができて、地形的に少し水の流れが変わって消滅した部分もありますが、やはり乱獲というか、そういう面で一時期なくなりました。それでも少しずつ復活はしているけれども、何といたっても大量に乱獲した時期がございましたので、復旧までには相当な年月が掛かるかと思っております。漁業に対して私は今回は観光ではなくてですね、やっぱりこれは水産に影響があるというふうな観点から質問を出しました。このサンゴが邪魔になるという漁業者もありますけれども、やはりこれはこういうサンゴもあって魚の隠れ場所にもなり、産卵場所にもなり、複合的に漁業を押し上げてきたという自負がございまして、蒲江はかつてのどこの漁場でもそうございましたが、戦後の漁業を見ても、私たちは子どもなりに大変な漁獲がございました。その当時は鉄道もなく、船での運搬で大阪とか持って行ってございましたけれども、あの時の量を考えますと私はやはり乱獲もありますが、資源をこういう複合的な面から考えるとサンゴの役割も相当な部分があったんじゃないかというふうな気がいたします。ちょっと時間ありませんけれども、私はこのサンゴ礁についてももう少し認識を深めていただきたいし、邪魔になるという漁師もございまして、海はそういう単純なものじゃないと思っております。どうかしてこれは育てれば育つ。育成すれば育つというふうなものでありますんで、一民間の方がそれを増殖しているという話もお聞きしました。そういうことも実態を把握しながら今後のサンゴ礁についての認識を改めるとともに、やはりこれは漁業に関係があるんだという認識でサンゴ礁についての今後の増殖と申しますが、その育成、そのことについてお伺いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） サンゴ礁の増殖といった形の保護といった形を言いますが、先般梶田議員も先般開かれまして水産振興協議会、各漁協の運営委員長さんたち、そして各関係者の中で、やはり議員さん代表とした形の中で入っていきましてですね、やはり漁業振興を図る中でやはりそういう話し合いの中で、この前聞かれたと思うんですけど、それを私たちやっぱり漁業振興という形の中で、サンゴ礁を壊すというんではございませんが、そういう形の中で、今共存した中でいってる部分については、自然の状況の中でやはりやっっていくというふうに考えておりますので、やはり今さっき言いましたように、藻場の造成を

やはり重要視して水産資源の確保の方が大でありますので、そちらの方はやっていくというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 時間がなくなりました。このサンゴ礁についてはですね、なかなか海の構造ってというのは単純でないということを皆さん御承知と思います。いろいろなものがあって海は形成されていると。たまたま蒲江がそのサンゴ礁についての北限でありまして、これが昔から蒲江の漁場をやはり支えていたということにもつながっております。私はそういうふうには信じております。単純にですね、これをほたってそのまましとけばいいというふうなものではありません。一時破壊されました。破壊されましたけれども、それから少しずつ育っております。そして一大分の個人的な方が何とか育成をしているという話も聞いております。しかし、これだけではちょっとねもったいない気がします。大きなやっぱり漁業を育てるという観点から、これについても市としてしっかりした考えをもっていて、今後の漁業政策の中で、何とか繁栄させていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、榊田議員の一般質問を終わります。

次に17番、井上清三君。

17番（井上清三） 改めまして、おはようございます。17番議員、民主党会派に属しております井上清三と申します。通告により一般質問を行います。今回は大項目として雇用対策、そして福祉政策の2点について質問いたしたいと思っております。まず、雇用対策の中で就業支援対策について、大学生の就職活動が50社訪問され、その内定率がゼロ、そして就職氷河期より内定率が下回るという。こういった状況は企業努力だけでは解決が難しいというショッキングな記事が11月21日の新聞に掲載されておりました。そういった中、本佐伯市も国からの交付金事業として緊急雇用創出事業もほとんどの場合、雇用期間が1年前後の短期雇用であって、増えている失業者の対策としての根本的な解決には至っていないのが現実と推測しております。さて、雇用対策として真っ先に頭に浮かぶのは、地場企業の活性化、あるいは企業誘致等が最前線に上げられ、先般の国の補正予算通過に伴い、大分県では公共事業枠が確か50億円ほど拡大されるなど、一刻も早くその環境づくりを望まざるにはられません。そういった明るい兆しが一部うかがえるものの、最近佐伯市にあるハローワークがスーパーのように連日、朝から終日忙しいことを目の当たりに見るにつれ、職に就きたいが就けない。あるいは働く場所がないなど、厳しい就業関係が続いておりますが、雇用対策は国の事務とされ、基本的に厚生労働省の施策により進められておるのが現実ですが、昨今のように失業者が増加する中、失業者を救う支援のみならず、失業者を発生させない予防措置、あるいは就職率を高める措置は行政、つまり佐伯市の責務の一環とも考えるわけです。そういった中、佐伯市の就業支援対策の一段のレベルアップ、そういったものを期待するものでございますが、佐伯市独自のいわゆる就業対策、言い換えれば就業支援対策としてどのようなことをされているのか、お伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 就業支援についてですけれども、毎年市と商工会議所・公共職業安定所が連携しまして、工業連合会・佐伯鉄工業組合・商店街連合会・医師会・福祉施設協議会・卸小売業、そうしたところに対しまして、地元就職促進のための高卒新人確保要請

というものを行っております。この取組は今年で5回目になります。厳しい経済情勢の中ではありますけれども、地元で働き、暮らしたいという高校生の希望をかなえるべく取組を続けております。本年度は6月の3日に市役所で開催しました。各企業代表者の方に要請書をお渡ししまして、関係事業所への周知と求人をお願いしております。また、仲町に大分県と佐伯市の取組でジョブカフェおおいた佐伯サテライトを設置しまして、おおむね35歳未満の若者に対しまして、良い会社に就職したい若者と優秀な若者を採用したい地域中小企業の出会いのサポートをしております。さらに21年度から、国のふるさと雇用再生事業を活用しまして、ジョブカフェに指導者を雇用し、失業者に対してパソコンの入門指導を行い、転職への就職支援を行っております。

議長（小野宗司） 井上清三議員。

17番（井上清三） 商工会議所、あるいはそういった関係団体と連絡を取りながら、またよろうや仲町、そういったもんを使ったジョブカフェ、そういった部分は一部理解できますが、実際にはいわゆるハローワークに任せっきり、あるいはおんぶに抱っこということではないかなという部分もおうかがいできますが、ハローワークで仕事を探したり、あるいはあっせんされたりして就職することは可能かも分かりません。しかし、全国的な数値を見ても失業率5.1%に比べて若者の失業率はいわゆる9.3%、先程も高校生を対象にというふうな話もありましたが、こういった状況がいわゆる都会のみならず、本市においても非常に高い離職率があるのではないかと。あるいは高位に推移する失業者に対して佐伯市として一層の就業の側面的支援、そういった部分の必要性を考えるわけですが、再度ソフト事業を踏まえたその辺の対応があればお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 率直に申し上げまして、そうした部分の対応は大変弱いと思っております。ただ、これまではですね、例えば新卒者を雇ってきました企業などもですね、企業の中で人材を育てていくという余力がなかなかなくなってきたおきまして、即戦力を求める。あるいはまた、若者達の方はですね、なかなかそうした企業の中でなじめないというところでですね、離職率が増えたりしていること。これも現実であろうかと思っております。その中で大変行政としては取り組みにくい課題ではあるんですけども、現下の情勢を踏まえまして何らかの対策、方策そこへの関わりといったものを考えていかなければならない状況であろうと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 部長の答弁も十分理解できます。次の社会人教育制度というふうにつながってまいりますが、いわゆる現在和楽、あるいは三余館、さらに公民館等で様々ないわゆる講座が開催されておりますが、こういったいわゆる就業者のスキルアップ、そういったものにつながる自己啓発講座を市が主催されているものは正直に言って余り見受けられないなというふうにも思います。つまり、充実した就労に就くためには自らが自己研さん、あるいは自己啓発をし、そういった専門知識を身につけ、スキルアップを図らなければならない。そういうふうな時代になっておられると思われませんが、もちろん、こういった部分は先程部長の答弁の中にも若干触れますが、企業として取り組むべきですが、行政としては非常に難しい部分もあります。売上げが激減とかあるいは経費削減、そうした生死を掛けた企業としては闘いを余儀なくされているのが現状でございます。そういう面を考えたときに企業独自ではで

きないなあという部分を推測するわけですが、こういった厳しい雇用関係の中、例えば、佐伯市として何ができるのか。あるいは佐伯市だからこそできるものはないか。あるいはやらなくてはならない。そういったものは何かということも思うことがあるわけですが、社会人に対するスキルアップやあるいは独立支援のための教育制度、そういった部分を一つの柱とし、よその地域とはひと味違う、あるいは特色あるまちづくりの一環として積極的にこういった社会人教育に取り組むべきというふうに私は考えておりますが、非常に先程難しいと言いましたが、この辺の対応について考えがあれば若干お伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 通告書にあります社会人教育といいますと、大変こう間口が広くありまして、私の方で一元的にお答えするのは難しいなあと思っておりますので、商工振興関係の取組、そういったところでお答えをしたいと思っております。現在取り組んでおりますのは、市内の中小企業32社が加盟して組織する佐伯市企業技術振興協議会というものがありません。また、62社の中小企業が加盟する佐伯市工業連合会というものがありませんけれども、この取組に対しまして佐伯市が補助金を出して各種の人材育成事業を実施しております。事業の内容を紹介いたしますと、まず高度技術習得派遣事業、これでは会員企業の技術者を技能研修をするために関連企業ですとか、研修機関に派遣して、その技術力向上や必要な資格の取得を図り、地域産業の高度化を推進しております。研修に掛かる費用の2分の1を補助しております。次に、現場改善実践研修会やパワーアップ研修があります。この研修では現場改善の専門家による実践研修を実施しております。内容は作業改善の必要性とその取組方、不良品をなくす品質管理の考え方、職場に必要なコミュニケーション術、分かりやすくすぐに身につく危険予知、職場の活性化、こういったことなど、各事業所でのスキルアップを図るものです。また、技術研修講座では、技術者の知識向上のための講座も行っております。このほか、大分地域造船技術センターの取組が上げられます。これは新たに造船所従業員となった若者に対して、4月から6月までの3か月間、基礎科・溶接科・総合研修科のカリキュラムを設定いたしまして、資格取得も含めた研修を行っております。初めて造船所の工員となった若者にとりましては、このセンターを卒業することで各種の会社で自信を持って働ける人材となることが出来ます。このセンターの卒業生を見ますと、途中での離職者はほとんどないと伺っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 先程部長の方よりですね、いわゆる社会人教育制度は非常に幅広く難しいという部分がありました。私の考えではですね、いわゆる自己啓発あるいはスキルアップとしてボランティア的な精神の育成、こういったものの必要性を痛感しております。ボランティアはある意味ではだれにでもできる活動なんです。そして、一番いいのは何にも変えられない、いわゆる達成感を味わうことができるわけです。よくボランティアの要請がなかったからしないとか、頼まれないからやらないという。そういったふうな返事が返ってきますが、自ら進んで参加させていただく。そういうふうな考えがボランティアの大原則です。例えば、市役所においても一緒と思いますが、仕事をしてあげるとか、あるいは働いてやる。そういうのではなく、仕事をさせていただくというふうな考えで取り組まれるというんな面でも今までと違った感触に触れ、大きくその人そのものを成長させる機会に触れ、自分のポジション、

そういった分を見直すこと。つまり自己覚知、そういったことができるかと私は考えております。すなわち、自分の仕事に充実感ができ、あるいは頑張る力がみなぎるといふふうにも考えます。是非こういった部分を積極的に取り組んでいただきたいといふふうにも考えておりますが、この辺の考えがあればお聞きしたい。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） いずれも基になりますのは、内発的なものといえますか、そういったところが一番大事な要素になってこようかと思っております。ただ、そうした自分で自己研さんを図ろうという方に対して、制度としてそういったものを用意されているということは必要であろうかなあと思っております。今、佐伯人創造塾というのをやっております、これは地域の活性化に役立つ人を育てていこうという講座を開いておりますけれども、こちらにも実は40人ほど参加をいただいております。ただ、個々の仕事に直結したものといえますと、かなり幅広くなってきましたので、その基礎となる部分、これは議員さんの言われるようにですね、機会を設けていくということはこれから必要であろうといふふうに思います。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） それから、先程資格取得の話も出ました。今御承知のようにですね、新規就職及び再就職の際にはパソコン等で見られるように、国の訓練事業、そういったものを活用した就職支援のための専門講座が行われております。佐伯市においてもこれに準ずるような、いわゆる専門講座の設置というものは考えられないのか。また、そういった情報は就職を願っている者にうまく伝えられていないのもある意味では現状じゃないかなといふふうにも考えるわけですが、今後の対応を含んだ2件をお伺いしたいと思えます。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 参加する方が求める分野と設置できる講座の分野、これのマッチングをどう図っていくかというのはなかなか難しい問題があるかと思えますけれども、十分に検討させていただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） その情報の伝達方法、ネガティブに伝えられる方法ということについては、何か考えがありますか。例えばそういった訓練事業とか、あるいは先ほどありましたパソコンの事業とか、そういったものをいわゆる就職を願っている者にうまく伝えられる。あるいは伝える方法の対応は何かありますか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まずは需要を図るところからやりたいと思えます。需要を図って、例えば特定の講座等を設けるとしますと、伝達の方法としましては、広報等を通じた方法論がいろいろあるかと思えます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 積極的な取組を是非お願いしたいと思えます。それから先ほどですね、どうも市長が答弁したいような雰囲気もございましたので、若干市長にお伺いしたいと思えますが、私は失業者を就労させるツール、そういうことを充実させることによって、失業者の精神的あるいは経済的安定につなげるのであれば、それはいわゆる行政を司るもの、つまり市長にとってある意味では大きな喜びかなといふふうにも考えるわけですが、また、就労して改

めて優良な納税者として行政の健全財政にもつながると思います。このように、健全な労働環境を形成するためのサポートはある意味では行政サービスの大きな役割であると考えますが、市長としての方策、あるいは考えがあれば是非お伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井上議員から、私の方に失業者対策ということですが、先程から部長が申し上げましたように、就職をしてのいわゆる七五三ということで、早めに辞めるということが非常に多いと。失業者というのはやはりその職業に対して入ったら3Kとか、自分の考えとか違うということで、それが中卒、高卒、大卒でその率も非常に違ってくるということで、先ほど言いました技術センター等でその就職をいかに離反しないか、いわゆる失業者をつくらないかという施策が大事だと思っておりますし、特に商業関係については会議所等ですね、いろんなセミナーもやっております。市内でもいろんな、また地区の寄りで商工会でもセミナーもしておりますし、また先程言いましたソフト的には佐伯人創造塾というのを今年から改めて立ち上げて、これからのまちづくりの一環として新たな職業として、またボランティアを通じながら自分の生き方をやっていく必要もあると思っております。特に、佐伯市一次産業非常に後継者不足をしております。こうした部分ってというのは、後継者も育つような環境づくりが必要だと思っておりますし、様々な職業が昔に比べてそれぞれ個性を持った形の就職網が広がっておりますので、また先程情報の伝達方、いわゆる広報について、こうしたことに対する情報をですね、これはもうハローワークだけじゃなくて、一緒になりながら私たちが皆さんに広報をしたいと思っております。特に高校生、1年生の時には編成その他、2年になったら勉強、3年はもう就職活動ってということで、高校そのものも授業もなかなかできない状況ができておると聞いておりますが、そうした本当にみっちりした教育現場の必要性があるということで、私どもも小中一貫を始め学力をつけるということは大事だし、学力をつければ、その地域の学力が高いということになれば企業誘致も可能であると。そうした中で、先般全国テストが行われた中でも佐伯市のレベルは非常に上がってきたと。そうしたことも一丸となってくると思っております。ありとあらゆることがこのことにだされまので、こうした活動をしながら佐伯市にいろんなアピールをしていきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 市長のていねいな答弁をいただきました。言われることは理解できます。一層の取組を期待したいと思います。また、私の考えでは市があつての市民ではなく、生活し、あるいは子育て、親を介護し、そのために産業があり所得が発生し、税金を払っていただくからこそ市が成り立っていることを再度認識し、このような不透明な時代こそ就職に結びつきやすい技能等の調査をし、社会人向けの講習として何が必要か、何に取り組んでいくべきか、今後調査・研究を行っていき、私はいつも申しますが、私たち議員も市民もこんな事をするのは佐伯だけです。そういった誇れる行政サービスがあつてもいいのではないのでしょうか。これを軸に今後も様々な努力をされ、佐伯に住んで良かったという言葉が市民から聞かえてくることを期待し、雇用対策に関するいわゆる一般質問を終わらせていただきます。

次に福祉政策をお聞きしたいと思います。介護サービスの利用について、介護保険が始まって10年が過ぎ、高齢者の介護は生活を支える介護である。かつて家族が担ってきた介護とは質、あるいは量的にも大きく違ってきておるわけでございます。加齢により健康を損ない、

何らかの介護が必要となったとき、だれにどこで介護をしてもらえるのかなど、高齢者が抱えている不安は非常に多いと推測をいたしております。また、介護が必要な高齢者は日常生活の不自由、あるいは精神的な苦痛とともに孤立感、自尊心や生きがいの喪失といった状態に追い込まれる場合も多く、経済的に特別の出費を要することも考えられます。少子化により1・2・4現象という言葉が使われるように介護は適切な社会的支援が講じなければならぬと、そのように痛感しております。そういった状況の中、特に気になっているのが、介護保険の認定を受けるべき人で受けてない人が全国的な数字を見ますと25%というふうに出ています。また、介護認定を受け要支援・要介護状態になっているにも関わらず、介護サービスを受けてない人が全国的にも25%いると言われておりますが、その辺の佐伯市の状況をまずお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 井上議員の質問にお答えいたします。介護認定の必要があるのに受けていない者の人数につきましては、現在調査をしておりませんので把握ができておりません。次にサービスの未利用者につきましては、平成21年度の状況は月平均4,264人の認定者のうち、サービス利用者は3,821名で、89.6%の利用率となっております。認定者の約1割40名ほどが利用していないという状況であります。未利用の理由につきましては、厚労省の調査では経済的な理由を上げる利用者が各認定段階で5%程度となっておりますが、佐伯市では低所得者の対策といたしまして、所得に応じた高額介護サービス費の支給や平成20年度より開始をいたしました高額医療・高額介護合算療養費制度、さらに社会福祉法人による利用者負担軽減制度を実施し、利用率の軽減を図るなどの施策を実施しております。また、同じく厚労省の調査で家族介護で何とかやっているとするものが要支援1から要介護2まで、それぞれの段階で60%を占めております。その内容は要支援1で未利用率40%、要支援2で32%、要介護1で19%となっており、介護度の低い認定者ほど家族介護に依存する状況にあると思われれます。認定を受けていない独居高齢者や高齢者世帯に対する対応ですが、民生委員やボランティア事業により定期的に見守り訪問を行っております。認定を受けたサービス未利用者には民生委員からの情報、家族からの要望により包括支援センターが訪問をし、本人、家族の希望を聞きながら介護サービスの利用を促しております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 部長お願いしたいのはですね、聞かれたことのみを答弁していただきたいなあというふうに思います。そうしないとですね、なかなか聞かれてる人も分かりにくいと思いますので御配慮をお願いします。先ほど介護認定を受けるべきで受けてない人は把握できてないというふうな答弁もありました。あるいは要支援・要介護認定を受けている中で1割、400名の方が介護サービスを受けてないということなんですが、先ほど部長の答弁にもありましたが、介護認定を受けてない理由、あるいは要支援・要介護になっている方で、実際に介護を受けてない人の理由、それをもう少しお願いいたします。簡潔で結構ですから。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 介護認定を受けていない理由につきましては、具体的にはなかなか難しい部分がありますけど、本人の受けたくないというふうな意思とかですね、あと制度に対する認知度といいますか、知識が得られていないという部分もあろうかなと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 言われるようにですね、そういった分もあるかと思いますが、私の調査ではですね、いわゆる人の世話になりたくないという部分、こういった分が圧倒的じゃあないかと思えます。あるいは保険料の1割負担が高いとかいう部分もあるんかなというふうにも思われますが、いわゆる人の世話になりたくないということ。つまり、福祉のお世話になりたくないという言葉に表わされるように、先ほど部長も言いましたが、住民が公的福祉サービスに対して心理的な抵抗感をもっているのじゃないかなということも推察するわけですが、こういった部分にはいわゆるどのような対応をなさっているのか、ちょっとお聞きしたいです。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 心理的に利用したくないというような抵抗感を持たれてる方の対応ということでございますが、まず介護保険事業の内容につきまして、よく十分に説明を尽くしていくことだと思っております。そういったことと、あと制度利用に伴います、先ほども申し上げましたが、様々なサービス機能軽減制度等の内容を十分に説明をしていく必要があるのではということで考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 私のとらえ方ではですね、いわゆるこの介護サービスを今利用される人、利用する人の状況を見ますと、いわゆる戦前・戦後、そういった部分を体験した方がほとんどであり、福祉のとらえ方、つまり体の弱い人がするんだとか、あるいは貧しい人が使うんだとか、あるいは障がいを持たれてる人が使うんだというような部分が一つの潜在的ないわゆる部分に固定化されているのではないかなというふうに思います。介護サービスというのは、こういった部分じゃないですよというふうな、いわゆる全国民どこでも受けていいんですよ。受けられるんですよという形を十分説明していただきたいということをお願いします。こういったですね、いわゆる状況、介護サービスを使わない人の状況について、ある意味では保険者である佐伯市にとっては当面、介護保険を使わないから良いことかもしれません。しかし、逆に重度化して介護給付が多くなるなど、そして高齢者本人のためには決して好ましいことじゃないのではないかなというふうにも考えております。御承知のように介護保険は事務的に徴収され、公益性の面からも当然の権利として介護サービスをスムーズに利用できる。そういったシステムづくりが必要と私は考えております。この辺については一層の努力をお願いしたいというふうに思います。それとあと気になるのは、こういったサービスを受けてない人が介護難民というふうな状況と推測いたしますが、特に要介護あるいは要支援認定を受けている方は、私の考えではいわゆる特定高齢者施策とかあるいは一般高齢者施策そういったものは適応できないじゃないかというふうに考えますが、こういった人たちはどのような形で支援するのか。そういった分に取り組みされているのか。この部分だけお聞かせ願いたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 要介護認定を受けていながらサービスにつながない、先程介護難民とおっしゃられましたけど、そういった方への対応ってということでお答えします。今、佐伯市の方の地域包括支援センターの方でそういった方につきましては、本人とか家族の希望を聞きながらですね、利用の促進につなげる努力をしているところであります。こまめに

連携をとりながら進めているという状況であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） どういうふうなですね取組が若干分からないのですが、基本的にはそういった施策が難しいのかなあというふうに思っております。そういった部分にですね出てくるのが、いわゆるある意味で家族介護の負担ということは考えられないか。そういった部分の状況はどのように把握をされておりますか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 認定を受けながらサービスを受けてないということになりますと、やはり家族介護の負担につながることは間違いないものと思います。そういった中で、サービスにつながっていない場合につきまして、サービスの利用につきましては、本人若しくは家族からの申請に基づき行われているものであります。民生委員さんとか家族からの連絡をいただければ包括が訪問し、サービス利用を促す等の働き掛けを行っているというのが実情でございます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） そういう意味では非常に家族介護の負担というのが大きくなっていくという分が出てくるんですが、そういった状況の中が長く続くということになって考えられることは、いわゆる介護者の体力限界、あるいは孤立ね、どっかに行きたいと言ってもじいちゃん、あるいはばあちゃんを置いて行かれないとかいうふうな状況が出てくる。さらに、そういうもんが積み重ねストレスが増してくる。そしてあってはならない虐待という部分につながってくるんじゃないかなというふうにも思っているわけです。全国的な状況を見ますと、そういった虐待のいわゆる加害者としては現在では息子が最も多く、全国1万5,000人のそういった虐待対象者の中で41%を占めているというふうな数字も出ております。そして、その虐待による死者、死亡された人も一番多かった2006年よりもはるかに超えて32名というふうな非常に大きな数字も出ております。こういった状況、いわゆる虐待に関する本市の状況があれば、分かっていたらお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 大変申し訳ありません。虐待に関する数とか内容についてちょっと資料を持ち合わせておりません。申し訳ありません。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 全くないということはないと思いますし、分かりにくいという部分は当然あるかと思えます。虐待の中ですら、いわゆる虐待を見つけたら届け出るとか、あるいは困った時には相談をしてくださいますとか、いわゆるそういった申請主義、そういった部分ではなく家族介護者が社会から孤立しないよう、そういった部分の悩みを話せる場所をつくるなども、支援が私はある意味では急務ではなからうかと思えます。先程からですね、いわゆる申し上げているとおり、適切な介護サービスを受けられる人が受けないことによりまして、非常に気に掛かるのは二、三質問しました、どのような方法で支援ができるかということについて非常な疑問を持っております。ある意味では、そういった流れの中で虐待につながるわけですが、この辺も十分ですね把握しながら事業に取り組んでいただきたい。あるいは高齢者が住みよい社会づくりを是非構築していただきたいということを申し添えまして、次の介護支援ボランティア制度に移りたいと思います。平成23年度に介護保険の見直しが行われ、

24年度よりケアプランの作成時の自己負担あるいは利用者の所得に応じ1割から2割に引き上げる。さらに、1人当たり1,000円ほどの介護保険料のアップというのが予測されます。そういった中、前回9月定例会で申しあげました介護支援ボランティア事業は部長から検討あるいは勉強してないと思われる答弁でしたが、その後、どのような状況になっているのか。先般申しあげましたが、この事業を行うことで要支援者が非該当あるいは要介護者が軽減できるなど、市から見れば元気な高齢者づくりとともに介護給付金の高騰を防ぐ、さらに被保険者から見れば介護保険料の減額が予測される。そういったことも聞く中で、是非その取組姿勢をお聞きしたい。つまり、やるかやらないか。そういった部分をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 介護支援ボランティア事業につきましてお答えいたします。介護支援ボランティア制度につきましては、先進市の状況から元気な高齢者がボランティア活動を行うことで生き生きとした生活につながるものと一定の評価をしております。その中で、介護保険制度上における介護ボランティアの位置づけや、受入れ介護施設の選定、在宅介護の取り扱い等々、検討課題が種々あるものと思っております。高齢者の社会参加をうながし、介護予防につながる事業につきましては、介護者や老人会員などに聞き取り調査をしながら他市の動向を参考にし、佐伯市にとって有効な地域支援事業施策を現在模索しております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 申しあげることも理解できます。やるか、やらないかを本当は聞きたかったわけですが、いい方向で進んでいるというふうに理解したいなというふうに思います。しかし、新しい取組、こういうことは一歩踏み出すある意味では勇気が必要かなというふうにも思います。是非一歩を踏み出すことで頑張っていたきたいということを申し述べたいと思います。少し付け加えますと、この介護支援ボランティア制度の期待できる効果として、いわゆる何度も申しますが、高騰する介護保険料、あるいは介護給付の抑制につながり介護予防を促進し、これから予測されます団塊の世代が高齢化を迎える時期にあって高齢者の社会参加ができる。また、地域ケアに不可欠な住民参加に関するある意味では認識が高まる。そういうふうな効果も私は期待しております。そういった中、いわゆる介護支援ボランティア制度による介護予防効果の目標値や要支援、あるいは要介護者を減少させる。そういうこともきちっと明確に位置づけしていただきたい。私が積算してみると、いわゆる介護支援ボランティア活動参加者について、例えば介護認定率が5%減少することを目標値としたときに、介護支援ボランティアが100人仮にいた場合、佐伯市の要支援あるいは要介護者が2,000人に対しこれを1人、あるいは2人ほど減少ができるというふうなことができます。この結果として当然、介護給付費では1年間で約100万あるいは200万円ほどの削減効果が見込まれることになるわけでございます。1か月当たりの介護保険料も2円あるいは3円の引き下げというふうな効果も期待できると思っております。私はこれからは地域的、包括ケアシステム、あるいは地域の支え事業の一環ともなるように考えております。是非、積極的な取組を期待して私の一般質問は終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、井上議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時45分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に 27 番、吉良栄三君。

27 番（吉良栄三） 27 番、吉良でございます。12 月に入りまして、朝晩と寒い日が続いております。温かい質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

今回の質問は、自主財源確保についてと市外への P R 活動についての大きく二つのテーマについて、通告に従いまして一問一答方式により質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。それでは早速ですが、一つ目の自主財源確保についてお伺いをしたいと思っております。先般、11 月の 10 日から 3 日間にわたり、平成 21 年度の歳入歳出基金の運用といった決算審査が行われました。平成 21 年度の歳入決算額は 449 億 6,102 万 2,000 円で、このうち市税や使用料などから構成された自主財源は 100 億 686 万 3,000 円となっており、比率で見ると全体の 22.3% といった決算数値となっております。さらに、この自主財源比率を分析するために合併後の平成 18 年度から平成 20 年度までの過去 3 年間の自主財源が占める決算数値の比較をしてみました。平成 18 年度は 102 億 9,646 万円、比率として 22.6%、平成 19 年度は 114 億 8,576 万円、比率として 27.8%、平成 20 年度 105 億 9,105 万 8,000 円、比率として 23.7%、そして平成 21 年度 100 億 686 万 3,000 円、22.3% というふうな状況となっております。平成 19 年度、20 年度と滞納整理などの成果も加味をされていると思っておりますが、若干の伸びがっておりますが、構成比率としては年々減少していることが分かります。また、この決算数値を大分県下の各自治体と比較をした場合、県の総務部市町村振興課に確認をしましたところ、現在は平成 20 年度の決算指標でしか集計ができていないということでありまして、お聞きしますと県下 18 市町村の中で佐伯市は 14 番目ということでありまして、下から 5 番目といった状況となっております。このような状況の中で、依存財源の割合が非常に高い佐伯市でありまして、合併後の特例措置も期限がありますし、将来的に交付税等の削減も予想されます。この自主財源の確保はより一層の努力が必要であると考えております。今年の 3 月に第二期佐伯市行財政改革プランが策定をされました。これでありまして、このプランの素案をいただいたときは、自主財源確保についての記述が見られず、あまり重要視をしていないのかといった意見を言わせていただきました。そして今プランでは、自主財源の確保として四つの取組方針が示されております。そこを踏まえて質問に入りたいと思っております。第 2 期行財政改革プランの中にも取組方針として自主財源の確保が計画されている中で、現状をどうとらえ、これからの取組にどう考え、動くのかをまずお伺いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひし、最初の質問を終わりたいと思っております。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お疲れ様です。それではお答えをいたします。まず自主財源の確保につきましては、財政力の低い本市にとりまして、これはもう永遠の課題であろうというふうに考えております。この対策につきましては、一般論になりますけれども、まず企業誘致等により市税等の増加を図ることや有効利用されていない市有財産等を売却していくことがより効果的な方法であるというふうに考えております。また、市税等の徴収強化の観点からいたしますと、議員御指摘の第 2 期行革プランで示しておりますけれども、口座振替を一層推進するとともに、滞納者への差し押えやインターネット公売など法的措置を行うことによりま

して、徴収率の向上を図っていかねばならないというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 再質問をさせていただきたいと思いますが、一般論としてということで、永遠の課題だということで税の強化に取り組むというふうな答弁をいただいたわけですが、この佐伯市の自主財源というものが、先程私言いましたけど、県下でも非常に厳しい、低い状況である。これが佐伯市の実態であるということをおっしゃっていただきましたが、これが県下のみならず類似団体とも比較しても、また全国的なランキングでも非常に低い数値であるということで、佐伯市の将来の財政を考えたときには、この部分をやはり何とかしていかなければ非常に将来厳しい状況であるというふうに思っておりますが、その中で税の確保を進めていきたいということで答弁をいただきましたが、この行革プランの中にはまだまだいろんな取組が4項目ほど入っております。その中で、その一部を今答弁をいただいたと思っておりますが、その中で、佐伯市が全体と比べて、また類団と比べてなぜここまで自主財源の比率が低いのかという部分をきちんと認識して、その要因は何かという部分を認識把握をしてどういうふうに取り組めば改善をしていくと。その部分を、先程一般論的な話で答弁をいただきましたが、佐伯市の課題、今の現状を踏まえて何をやはり取り組んでいかなきゃいけないのかという部分をもうちょっと詳しく、明確な部分を答弁をいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。議員御指摘のとおり、自主財源のうちの約16.6%は市税であります。そこで私どもが常に考えているのが、今決算特別委員会でも指摘をいただいたように、収入未済額が多いとか、不納欠損が多いとかいう部分がありますけれども、そういった税に関する滞納処分の強化というものを中心にとらえております。あるいはまた新規の発生を抑制したいということで、自主財源の中心をなしております市税の徴収確保に努めたいというものが大きく今考えているところでございます。そのほかのプランの中には、各種使用料の徴収率を上げることについて、あるいはまた広告関係の部分も示しておりますし、また議員が次の質問等で出ておりますけれども、そういった新たな取組と申しますか、歳入の確保策につきましては、まだ新規的なものは見出すことができません。したがって、現行の中でこれは金額的にはそう大きくはならないか分かりませんが、繰り返し繰り返し職員とともに税の徴収率のアップに努めたいということが本音でございます。次の質問等になりますけれども、広告料等の歳入の確保策についても議員の方から御提言をいただいておりますけれども、そういった部分についても、これまでも経過の中で取組をした分もございまして、強いて言えば大きく言えばさっきも言いましたけれども市税の徴収強化に取り組みたいということでございます。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） また詳しい答弁をいただきましたが、この市税の滞納等の対策という部分では、先般、井野上準議員も質問をされております。また、決算委員会の中でも随分とこの件については御意見があったと認識をしておりますし、また昨日の佐藤議員からも質問が出ておりますので、この部分についてはもう本当、今後を期待したいという部分で特に再質問は私は考えておりません。ただやはり、この財源確保という部分では市税を滞納をなくしていくというのは大きな課題ではあります。やはり他市の取組等を見ても、やっぱりあらゆる角

度でいろんな手法で、この自主財源の確保というのを各自治体がやはり重要課題として取り組んでおります。佐伯も例外ではないと思います。その中で他市の取組をいろいろ見たり、聞いたりしてみますと、行革プランという中には当然こういった取組は示しておりますが、その中で例えば、ある自治体ではこの自主財源確保のための審議会を立ち上げて、その中で実際どういう取組ができるのかというのを政策立案をしながら取組をしている自治体もありますし、または市の機構の中でそういった政策、あるいは自主財源確保の部署とありますが、そういった係をですね市の行政機構の中に位置づけて取組をしている自治体もあります。これからもっともっと熱心なこの自主財源確保の取組を佐伯市はしていかなければならない中で、やはり他市のそういった取組も参考にしながら、そういった部分を佐伯市でもやっぴいこうというふうな考えをもっていたいただければ、まだまだ効果のできる取組ができるんじゃないかなあと考えております。実際にそういう取組をしてみるとことというのは、非常に自主財源率が高い成果が出ている事例も多いようですので、そういった部分を今後視野に入れた取組としてやっぴいけなないか。その辺ちょっといかがでしょうか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。貴重な御提言をいただきましたので、十分研究・検討させていただきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） その辺も他市の事例等を鑑みてですね、考えていただきたいと申します。三原部長の時代にやっぴいただければ僕はうれしいなあと申しますので、よろしくお願ひしたいと申します。また、行革をどこもやっぴいしている中で、佐伯市もこの自主財源確保は最重要課題だということで行革プランと二本立てでやはり取組をするというふうな姿勢を今後もっていただきたいと申します。それを踏まえて次の質問に移りたいと申します。先程税金の滞納に対しての取組強化を言っぴいしておりますが、先程言ひましたように、まだまだいろんな取組というのがそれぞれの自治体がやっぴいしておりますし、佐伯もまだまだ自主財源確保に対しての取組ができるんじゃないかなあというふうにも私も申っぴいしておりますので、その部分をお伺ひをしたいと申します。その1点として、ふるさと納税についてをお伺ひをしたいと申します。佐伯市ではふるさと納税をふるさと佐伯応援寄附金という形で平成20年度から取組を行っぴいしております。先般、9月定例会の一般質問でも井野上準議員が質問をしております。その時の答弁では、佐伯市はその時点で平成20年度から32件、356万2,000円という実績であったということであります。この内容については現在市のホームページにも掲載をされております。それを見ますと、現在の実績として37件で421万3,000円というふうになっているようであります。昨日の夜確認をいたしました。この実績を踏まえて、これからこのふるさと納税についてどう取組めるのか。また、今後もっともっと努力する努力姿勢はどういうふうにごんえているのかをお伺ひしたいと申します。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） ふるさと佐伯市応援寄附金、いわゆるふるさと納税は佐伯市を応援したい。佐伯市に貢献したいという思いを持った皆様からの善意に基づく自発的なものであります。こちらから寄附を強く要請するというようなものではないと申っぴいしております。啓発につきましては、9月の定例議会で井野上議員の質問にお答ひしましたように、市報や市の公式ホームページによる広報、市職員を通しての親族・知人への呼び掛け、関東・関西

佐伯人会に出向いてのリーフレットの配布、大分県東京事務所、また大阪事務所、こちらへのリーフレットを設置などを行っております。今後も機会あるごとに関係機関や関係者等にふるさと納税の呼び掛けを行ってまいりますので、議員の皆様にも機会があればふるさと納税の呼び掛けをお願いいたしたいと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） ホームページにも載っている内容の答弁だったと思いますが、要請するべきではないというふうなことで、確かに強要するものではないと思いますが、お願いはやはりしていかなくちゃいけないかなあと。まだまだこのふるさと納税については、佐伯は応援寄附金という形ではありますが、まだまだ認知度というのが20年度に始まったばかりでなかなかまだまだ認知度が進められてないなあと。当然このふるさと納税を活用すれば、寄附をされた方は控除の対象にもなると。そういった部分の優遇措置もこの制度には設けられておりますが、なかなかそういった情報というのもまだまだ周知が足りてないんじゃないかなあとというふうに思っております。強制はできませんが、お願いをしていくというスタンスはもっともっと努力ができるんじゃないかなあとというふうに思っております。そこで1点ですね、ちょっと他市の事例になるんですが、非常にすごいなあとと思った事例がありました。ここにですね、ふるさと納税の御案内ということで資料があります。これは鹿児島県の1万8,000人の自治体が取組を行っている資料であります。森伊蔵の蔵がある自治体であります。この資料を見ますとですね、佐伯市では20年度から今日まで約37件で421万という実績であります。この自治体の資料を見ますと21年度、この21年度でいう単年だけで1,136人、総額が1,798万というふうな成果が出ております。件数からすれば21年度単年で200件の寄附があったということでありまして。非常にすごい金額だなあとというふうに驚いておりますが、この中にはいろんな内訳、状況等も書いてあります。その中では1人の方が1,000万の寄附をしたという、その部分がかかなり大きな状況になってるなあとと思っておりますが、私この取組を見て非常にすごいなあ、おもしろいなあというのがですね、ここの取組の基本としては、このふるさと応援寄附金は基金として積立てをし、用途に応じた使い方をしていくというのがここの自治体の特徴であります。基金に積立て、使い道を指定し、そしてその内容を細かく公表するというふうなのを前提に、このふるさと応援寄附金というのを取組をしてあります。実際この資料にもですね、市長名でのお願いの文書、そしてその用途の詳細の内訳ですね。そして寄附をした方の内訳、名前は入っておりませんが、金額と人数が入っております。そしてお願いをするということで非常に分かりやすい形ですね、こういう感じをお願いしてるんだと。そして寄附優遇税制についてということで非常に大きく分かりやすい形で掲載をしております。そして基金条例の内容、そして申込用紙、そして封筒がついております。これをワンセットにして啓発をしているようであります。佐伯市もこういった内容をホームページでは公開をしておりますが、実はこれですね、私ここの自治体に行ってもらったわけじゃないんです。実はここの自治体の道の駅にあったんです。道の駅にもですね、こういった御案内のリーフレットをですね、封筒までつけて設置をする。このふるさと納税というのはその出身者でなくても寄附ができますので、やはりその地域に来られた方にもやはりそういった協力をお願いしていくといったスタンスをとっております。さらにですね、このリーフレットと一緒にあったのがこれ、市長へのメッセージというものも一緒につけて置かれておりました。これは担当課が勝手に置いたもんじゃないと思う。やはり市長がやはり自

分へのメッセージをね、寄附したくれた方には自分のふるさとに何かアイデアをくださいと。何か感想があったら教えてくださいというふうな思いのこもったこういったメッセージの紙も、このふるさと納税の案内と一緒に添えられておりました。これ単体でもねこれ市長名なんですけど、の方に郵送でも送れますよといったふうにできております。やっぱこういった部分が細かなといいますが、そういった市の何とかふるさと納税をお願いしたいという思いがですね、やはりこういったところに出てきてるんじゃないかなあと。その影響が1万8,000人の自治体であります、200件以上1,800万というふうな実績を生んだんじゃないかなあと。やはりこういう部分というのは今後の取組に学ぶべきものが非常にあるんじゃないかなあと思っておりますが、そういった意味でもまだまだ私は佐伯は、佐伯の金額が多い、少ないというのはそれぞれの見解があるかと思いますが、まだまだこういった形、またいろんなアイデアでふるさと納税を増額、もっともっと件数を増やせる対策というのがとれるんじゃないかなあというふうに、まだまだ努力ができると思っておりますが、その点について部長いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 21年度と22年度のふるさと納税の集計を見ますと、県下17自治体の中で佐伯は今7番目になっております。これを取り組むのに当たりましては、いろんな方法論を各地の状況等をですね参考意見を取り入れながら今の形に落ち着いたという経緯があります。ただ、こういう制度を佐伯市がとっていて手続制にはどうなのかといったことをですね、広く広報するということについては十分かと言われると、まだまだだなあという気持ちはあります。先程の紹介にもありました道の駅に置くというのも確かに一つのいい案であるなあというふうに思っております。この方法といいますが、そういったものについてはこれから十分検討させていただきたいと思っております。いずれにしましても、私どもの方法でいくとしますと、地元の出身者を始め佐伯市を応援したい方から寄附をいただけるような魅力的で元気のあるふるさと佐伯をつくっていく。また、それを広く発信していくということが重要になってきますし、それによって理解を得ていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 地元から発信していく。重要であると。確かに重要ですが、もっと広げてもやはりできる。他市の事例等もありますので、是非研究をしていただいでですね、もっともっとその部分がやればいいんじゃないかなあと思っております。まだまだ佐伯としてできることってあると思うんですよね。例えばの話をするんですが、身近なことでこういったことができないかと。例えば、佐伯市の職員さんの中でもですね、実際に佐伯に住まれてない方がいると思っております。18名ほどいるというふうに私もお聞きをしております。佐伯市の職員であればやはり佐伯市に住んでいただきたいんですが、やはりまあいろんな事情があって佐伯市には住まれてないという状況ではなからうかなあと思っておりますが、せめて税金は佐伯にこういった制度もありますし、そういったところからですね、市の方も動いてみてほしいんじゃないかなあと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 取組から2年程たっておりますので、全国各地いろんな取組をしているところがあると思っております。そういったところを資料を取り寄せまして、方法論についてもう一度考えるというふうにしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） ちょっと私の今した質問はそういった状況、実態がね佐伯があるから、やっぱそういった部分からでもどうでしょう。始めてみませんかと聞けば6名ほどは佐伯に納税をされているということです。まだまだされてない方もいるということで、やはりそういうところはもっともっと市としてもやっぱ佐伯に税金を納めてもらうという。その辺はねやっぱお願いといいますか、やろうやというふうなところをね、もっともっと言っていただかないと、やっぱそういうところからかなあと思うんですよね。そういうところから一個一個積み上げていこうと、そういう姿勢じゃあないかなあと思うんですよね。部長は総論的ないろんな事例をと言いましたけど、その部分やらないですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 検討いたします。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 是非とも検討していただきたいと思います。そういう状況でありますので、よろしく願いをします。期待をしております。それではこのふるさと納税についてはですね、とにかくもっと前進して取り組んでいただきたいということで、次の質問に移らせていただきたいと思います。広告やネーミングライツの取組についてということでお伺いをしたいと思います。今、自主財源確保の取組はどこの自治体でも重要課題として様々な工夫をしながら取組成果を上げております。その中で広告やネーミングライツといった取組は多くの自治体の実施あるいは、計画準備をしているようであります。そこで、広告やネーミングライツについて佐伯市が現状で行っている取組、成果についてお聞きをしたいと思います。また、市報や封筒などに広告を募って財源確保の一環として取り組んでみないか。というのも質問として出しております。ここにですね、既に取組をしている自治体から参考としていただいております。これ市報なんですけど、市報の一番最後にですね、こういう形で広告欄を作って広告を掲載をしております。また、封筒なんですけど、これは窓口封筒いろいろ住民票だとかいろいろ届を出すときにその書類をいただく封筒、この裏にも広告を取って、この封筒のいわゆる経費に充てているというふうな形で工夫をしております。また、これは税金を出す時の封筒だと思いますが、これの裏面にもやはり広告を取って取組をしている自治体があります。こういうのは、そこの自治体だからできるんじゃないかと、どこの自治体もやはり取り組めるんじゃないかなあというふうには私は思いますので、その部分も踏まえて御答弁をいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） この質問については多くの課にわたっておりますので、一応代表して答えたいというふうに思います。まず1番目の現状の行っている取組と。一応市の有料広告としましては、平成19年の10月から市の公式ホームページにバナー広告を1枠につき月額1万円で実施しております。今現在3社分を一番右の上の方に掲載をしておるということです。それから市報への有料広告につきましては、来年の4月1日から掲載をする予定にしております。既に市報への掲載に関し、必要な事項を定めた取扱要領を制定して市報さいきの12月1日号、それから市の公式ホームページ上で今広告主を募っているというところであります。また市民課、税務課、振興局の窓口での封筒につきましては、平成17年の12月から地元企業からの寄附により印刷された封筒が窓口においてあると思います。それが今大体年間4万部

を利用しており、地元企業からの寄附によって印刷された封筒を4万部いただいております。それを今の言った窓口においてやっておるといことで、それ以外に封筒につきましては今のところ予定はしておりません。ほかの封筒についてはですね。それから、公用車や公共施設等のネーミングライツについても現在のところ実施は今のところ考えていないといことであります。以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） ただ今答弁をいただきまして、この通告を出したのが11月30日といことで、12月1日号から、来年4月から広告を募集しますといことで、ちょうどタイムリーといいますが、動いてくれよんなあとというふうに私もうれしく思っておりますが、今年の当初予算の時にですね、私もそういった取組をもっと市もやって財源確保をやっていくんじゃないかといような質問をさせていただきました。そういう中で実施に向けた準備をしていただいているといのは本当にうれしく思っております。ただですね、一言、言っておきたいのが、そういった取組をしている自治体から話を聞いたんですが、やはり最初が肝心だといふようなことを言っておりました。広告をとるとい部分で、ただ募集を掛けて机で待っているようでは駄目だと。やはり広告をとるんであれば、市の職員もやはりそういった営業活動といいますが、お願いをやっぱりしていかなければなかなか厳しいですよといふような他市のそういった意見も聞いておりますので、その部分はお伝えをしておきたいと思います。そして封筒については企業からとい部分があるようでありますし、それ以外については予定はしてないと。また、ネーミングライツにしては考えてないといことでありますが、その辺がですね、できるもんならやればいいのにとおもうんですが、その辺が予定してない、考えてないといことでありますが、その辺は何か支障があつてのそういう見解になってるんでしょうか。やっても別に効果がないからとか。ちょっと佐伯にはそういうのができない事情があるんだといのが、その辺があればですね、お伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） いろんなところから聞いた話ではですね、あまり費用対効果がちょっと見られんのかなとい話も聞いておるんですけど、全くしないといことには私はならないと思います。やはり可能性があれば広告でもいわゆる余り多く収入がなくてもですね、マイナスにならんやったらそういうことは研究・検討しとかんといけんのやないかなといふうには、最初の答弁とはちょっとずれがあるんですけど、これはまああくまで多くの課で聞いた結果でありましてね。やはりそういうのがあればうまくアンテナを張って積極的にやはりそういう広告はとっていった方がいいんかなとい思いはしておりますし、それまた財務の方で、またそういう歳入の関係がありますので、そういう指導はしていただけるとは思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 最初の答弁では予定をしていない、考えていないといことが、再質問でちょっとは前進的といいますが、前向きな答弁には変わってきておりますが、この辺はですね研究をしていくといのが市の取組としてやっぱり自主財源を確保するといのは行政として、これは個人でもそうですよね。やっぱり皆さん一人一人お金をどうやって稼ぐかといのはテーマでありますし、やっていかなくちゃいけない。これはもう行政でも一緒のこと。もうこれから依存財源に頼れないとい状況の中でやはりどうやって自主財源を確保してい

くのかというふうな部分をやっぱり念頭においた行政運営をやっぱりしていかなければ、やっぱり将来厳しいし、またほかの自治体にやっぱり置いていかれるような状態になるという不安がありますので、そういった部分をですね、もっともっと市としても考えてほしいなあと思います。先程も言いましたけど、やはりそういう課を設置するとかですね、係を設置するとか、そういった部分、行政機構の見直しも踏まえてですね、やはり取組を佐伯市もしていくんじゃないかなあと。やっぱりそうってほしいなあと思うんですが、この点について、その辺は市長の権限でもあろうかと思しますので、この自主財源の確保という部分、大枠の中でいろいろと私も言わせていただきましたが、市長なりの見解をですね。取組等、またアイデア等あればですね、お聞かせいただければと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員の自主財源の確保ということですが、先程部長が答弁いたしましたように、順次やれるものからやっていこうということをやっております。また、工業施設等では一部のところはやってるわけですけど、私どもも運動公園なんかですね、ある意味ではその一部があるかなあと考えておりますが、非常に今ホームページの所に今三つくらい今出ておりますが、これが10個くらい埋まることあればですね、もっと広げられる部分があるんで、これも制限にいつも競争になってするくらいあればいいんですけど、そうした中で今回そうした市報の中に取組、そうした経過を見ながら皆さん方から積極的にアピールをいただければと思っております。なかなかいただくということになると、税金以外に広告ということになると、企業にとっても非常に厳しい状態ですので、そうした中を考えながらやっていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 佐伯市のスタンスとしてはやれるところからやっていこうというスタンスです。そのやれるところのキャパを広げるためにもそういった体制づくりからまずやっていく必要があるかなあというふうに思っておりますので、考えておいてほしいなあと思っております。また、企業等の広告の件もありますが、やはり双方がねいいような、市としても広告を出す側としてもやはりメリットになるような、やはりその辺は工夫をしながら考えていけばですね、当然他市の事例等も参考にしながら、今回の市報広告という部分のルールを作ったと思っておりますが、そういう部分でも広告を出す方、また市としてもやはり相互がメリットがあるような取組を今後進めていってほしいなあと思います。非常に重要な自主財源確保は重要な部分だと思っておりますので、今後とも前進ある取組を期待をして、この分については終わりたいと思います。

次に2番目に移ります。市外・県外へのPR活動についてということで質問を出しております。市長の諸般の報告でもありましたように、先般11月に開催されました福岡市2日間の食と観光のPRイベント、また東京港区で開催されました。東京タワーイベントに私も足を運ばせていただきました。福岡のイベントにつきましては、私は初日の一日のみしか行けませんでした。非常にたくさんの人でにぎわっていたなあというふうに印象を持っております。また、産品を販売した出荷者からもお聞きをしたんですが、イベント後にも産品を売ってくれないか。送ってくれないかといった問い合わせもあったとお聞きをしております。2年目の開催ということで、非常に確立されてきたイベントだなあというふうに感じております。また、東京タワーのイベントにつきましては、企画協力をいただきました東京関係者と

私もちょっと御縁がありまして、佐伯をPRするという事でイベントに参加をいたしました。初日のレセプションではホテルアイビスより御支援・御協力をいただきまして、会場として活用し、溝畑観光庁長官を始め、水産庁、各国大使館、業界関係者、まちづくり団体、芸能関係者、また地元出身者など90名近くの方をお招きし、佐伯の寿司、ごまだしうどん、すり身などの豊後水道の魚を食していただき、また佐伯で作った焼酎を提供し、さらに佐伯市について広くPRを行っております。また、翌日の東京タワーイベントにつきましては、もうこれは私が改めて言うまでもありません。報道またメディアの関係者には感謝を申し上げたいと思っております。私自身今回の福岡市役所でのPRイベントと東京タワーでのPRイベントを見ることで、佐伯市内でのPR活動で人を呼び込むことももちろん大事であります。こうして佐伯の外に出て宣伝・アピールすることも本市の発展に寄与するものとして大きな期待と、またいろんなヒントがあるなあというふうに感じております。市長におかれましてもこういったイベントで中心となって佐伯市をPRしております。そういった中で、こういった取組に対し、やりながら感じたことや思い、行政の役割や今後の展開について感じることを、考えることがあればお伺いをしたいなあと思っております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員さんより県外へのPR活動ということで、議員さんも13日、14日の福岡のイベントでありました佐伯市食と観光のまつり in 福岡に初日にお出でいただきました。また、翌週の東京タワーにもお出でいただき、現状は十分御承知のとおりだと思っております。私どもにとりまして、この福岡、今年で3回目でございます。昨年からはKBCと連携をして、どうするかということで昨年の最初の時にKBCの皆さんと打合せをしまして、私の方の佐伯で時間がとれなかったものですから大分の県庁ですね、その時間をとって打合せをしました。非常に向こうのスタッフの皆さんも前の年にありました佐伯市が普通の日、土・日じゃあなくてですね、普通の日に行った時に非常に興味を持ちまして、是非とも佐伯とタックを組みたいということで、昨年度もやらせていただきました。昨年度は今回東京に行きました寿司トラックも持っていきまして、いろんなアピールをして約8万人の方、今年度9万5,000の方が私どもの一応報告で上がってきております。御存じのとおり、ほとんどKBCラジオは昼から生放送で2日間やるという、普通私たちがそれを番組借り切ったときに数百万、いや1,000万以上掛かるかなというような報道をやっていただいております。そうした中で、昨年福岡の方とのバスの方も佐伯にということでやりましたが、まだまだ認知度が少なく、佐伯の方にバスで入ってくるお客さんは少なかったと。そうした中でも今年の年末もとにかく福岡とのバスを運行しようということで西鉄さんの協力をいただき、今年度も県南にバスが来ることになってます。特に福岡のお客さん、いろんな意味で佐伯市の印象は非常に広がってきておりますし、もう今年行けばどういう商品があるということをしなから、私どももそうした商品をどうアピールするかということで、これからもやっていかなければならないかなと思っております。また、翌週東京タワーでのイベント、青物王国・豊後水道を握るということで、日本人は魚を食え in 東京タワーということで開催させていただきました。当日議員もおられましたように、私の方もホテル、いろんな大使館の方々とお話をし、佐伯市の青物ということに対して宣伝をさせていただきましたし、またその間、佐伯会の皆さんにもこういうのがあるということをし、また大分県人会、そして私たちのカボス大使を大分県がやっておりますが、それも事前的に全部おじゃまいたしまして、その前に東

京の国家公務員の大分県人会、これにもチラシを配布したということで、できる限りのこの東京でのイベントについて参加、周知を広げていきました。そうした中で私どもが予定しておりました寿司3,333貫、1,111人分というのは2時間足らずでもうなくなったということですが、非常に大きなインパクトを与えたと。これは報道等についてもNHKがあれだけの時間帯を掛け全国に放送したということで、非常にインパクトがあったと思っております。私もそうした中で何人かの方に食べてる時に聞いたときに、非常においしいと。佐伯って知ってますかと言ったら、はっきり言って知りませんと、豊後水道はと、それも知りませんと。知ってるのは関サバ・関アジは知っておりますと。非常に認知度の低さにですね、東京では痛感しております。特に今回の企画は、魚を食べることが大きな企画、もう一つはこの大分県にこれだけいい魚があるんだということ、単なる佐伯だけのイメージじゃなくて全体的なイメージアップということで私はとらえておりますし、こうした中で、今回この時に会いました大連の方々が来週ですか佐伯市にもお見えになるということで、そうした水産関係の取り引きに発展すればということで、今年度いっぱい御存じのとおり、ブリのフィレ工場、これも佐伯市が稼働します。そうすると国内ではなくて国外への輸出ということで、全体的な魚価のまた商品につけて結びつければと思っております。こうした中で、いろんな中で先程言いました県人会の方々がいろいろ言ったときに、非常に佐伯は元気がいいですねと、佐伯はそこまでやるんですかと。いろいろやっていただき、また大分県人会の方々、関東佐伯会の方はそうなんですけど、県人会の方々も逆に言えば、うちの地区もそんなのをやってくればということで、佐伯に対するアピールを逆に大分県人会の人が一緒にやっていただいたことは非常にうれしいことです。特に東京タワーの皆さんには、また地域の皆さんにはいろんな中で御協力いただいたことをこの場を借りてお礼申し上げたいと思っておりますが、私どもにとりましてこうした食観光、私が市長に就任した時に始めたわけですけども、今はどこもがもう食観光という形をとっております。これはもう今非常に競争が激しくなっております、福岡のイベントもいろんな中で限られた土・日、また私たちにとりましては11月ということで非常に魚のおいしい時期でやっておりますので、そうした日がとれるかということも非常に心配しておりますが、これは是非とも続けていき、また高速道路が開通するということで佐伯から東九州、特に来年度2月になりますと東九州にはないんですけど、九州新幹線、こうした場合において、今まで東九州以上に西九州の方がいくということで、そうしたイメージの中に新幹線がつながったら小倉に降りて東九州、または鹿児島に降りたら日豊本線を上げてくださいという。こうしたキャンペーンを全体の中で続けていく必要があるかと思っております。こうした中で積極的にこれからもPRしていかなければならないと思っておりますし、一緒に参加していただきました民間の方々にこれからも御協力をお願いし、一緒になった佐伯のアピールに努めていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） すみません。先程私福岡のイベントが2回目ということで、KBCと提携をしてですねやったのが2回目ということで訂正をさせていただきたいと思っております。今回ですね、私も参加をしてみて非常に感じたのが、やはりそういったイベントというのはどこのまちもできることじゃあないなあというふうに感じました。それはなぜかという、やはりそういった部分に精通したやはり人材、あるいは人脈があってこそ私はこういったイベントにつながったんだなあというふう非常に実感をしたわけでありまして。やはりこれからまちを

つくっていくというのはやはりつくるのは人間ですから、やはり人間が育っていく、そんな佐伯市をつくっていけば、まだまだ大きく飛躍ができる取組ができるんじゃないかなあというふうに感じております。その人材を育てる人脈を育てるという政策がですね、もっとこれから佐伯の方でやっていく必要があるかなあというふうに私今回のイベントをやってみて感じました。人材・人脈をつくる取組を、また支援をこれまで以上にやっていただきたいという部分、その部分について答弁があればと思います。それともう1点、今回のイベントを通じてやはり福岡のイベントについては観光協会等が主体となっておりますので、佐伯のいろんな産品が参画をしておりました。東京タワーのイベントについてはもうメインが寿司だということで、海産物、海のものを中心にしていったと思うんですが、それをですね、やっぱりこれから市もどういふふうに関わるかという中で、もっといろんな佐伯にはこういうのがあるんだよというようにね、紹介できるようなやっぱり参画をしていってほしいなあと思います。例えば、佐伯には魚もおいしいけど、非常においしい米もある。おいしいシイタケもある。佐伯のおいちゃん、おばちゃんが作った野菜、またまんじゅう、いろんなおいしいもんがまだまだ佐伯にあるよと。そういうのをですね、こういったイベントの中でどんどんどんどん参入していって取組をしていこうと。そういった体制を佐伯市は私はつくれないかなあ。そういう形で佐伯の産品を県外にPRし、それがゆくゆくは販路につながっていくと。そういうふうな目的をもって市としてもこういったイベントに協力をしていいたらどうかあというふうに思っておりますが、そういった先の視野を考えた参画という部分、また人材の育成という部分で考え等がありましたらお聞かせをいただければと思います。

議長（小野宗司） これは市長、人材の育成です。よろしいですか。西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員さんの再質問の中で、人材育成ということですが、今佐伯人創造塾、先程申し上げましたように、観光からいろんな中でそうした中でやっていこうということでやってます。私どもにとりましては、いろんな幅の広いジャンルがあると思います。また食に限っていえば、こうした大会以外にですね、催し物以外に議員も御存じのとおり、B-1グランプリというのを現在やっております。これについては今年で3回目の出場をしました。私も日程を見まして昨年は秋田の方の横手に行ってまいりました。大体1日のお客さんが大体20万人、この前やりました厚木では40万人ということで、このB-1グランプリの経済効果というのがいろんな新聞等で出ておりますし、またテレビ欄も出ております。特に富士宮、また先般B-1になりました山梨の甲府ですかね、非常にそうした効果が大きいんで、いろんな商品も売れるかも分からないけど、単品だけでも非常にこれだけの経済効果、これ富士宮が約400億と言ったですかね、ちょっとそれ報道ですけど、私もそうしたことで地域の小麦粉を作り、地域の製麺所や全部すると。そして地域のそうした店が多くのお客さんが来て商店街が全部そうした形に変わるとかですね、いろんな中での効果があると思いますので、私ども佐伯をいろいろアピールをさせていただいてます。また、御存じのとおり、テレビの方についてもいろいろ取り上げられていただいております、いわゆるごまだしというのがこの秋田の横手の時に行きましたときから御案内がありまして、それに出場したということで、現在メーカーの方で西日本だけで佐伯風ごまだしうどんという形で西日本販売をやっているのも御存じのとおりだと思っております。またその後、ちょうど東京をやる前に、はなまるマーケット、秘密のケンミンSHOWを始め、至福の時間とかいろんな九州管内とかで佐伯の食を取り上げておりますので、いろんなアピールの方法もしながら、なんもかんもという

ことじゃなくて、それに特化した部分もやっていく必要があると思っております。そうしたためには私どもの佐伯市は観光客の受入れ、おもてなし、またインフラ整備とかいろいろ課題もありますが、少しずつ私どものやれる部分、まずソフト部分等についてはガイドの会の皆さんがいろいろ研修をしながら皆さんをおもてなしするし、例えば、寿司にお客さんが来た時に、1軒で10人以上入ればなかなかその場で握れないので、できるだけ振り分けていろんな所を御案内するとかですね、そうしたおもてなしも大いに必要だと思っております。来たお客さんが、またリピーターになっていただくような、そうした食のまちづくりを目指していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 佐伯の産品、なにもかもというわけではなくということではありますが、できればね、佐伯は九州一広いという名文句になっておりますけど、これが九州一食材豊かなまちというふうに私はなればいいなあというふうに思っております。そのためにもやはりこういった県外・市外へのPRを通じて佐伯の物を紹介し、知ってもらおう。佐伯の食材は味がいいなあ、また素材がいいなあというのをやはり多くの人に認めてもらって、それが販路につながるというふうな形になれば佐伯のやはり、佐伯の地場産業で頑張っている人たちのやはりやりがいにもなってくるだろうと思っております。耕作放棄地等の佐伯、問題がありますけど、やはりそういう販路ができて売れるとなればそういった問題も解消されてくるんじゃないかなあというふうに思っておりますので、やはりそんないろんな豊富な部分というのを何もかもではなくということではありましたが、やはりそれだけいろんなものがある。いろんないい食材があるよということをもっともっとやっぱりPRして行ってほしいなあというふうに思っております。ブランド推進課もできておりますので、やはりその辺の販路につながる成果をですね、やはり佐伯市もつくって行ってほしいというふうに、皆さんで頑張っていかなきゃいけないと思っておりますので、お願いをしたいと思います。それともう1点ですね、今回のこういったイベントを通じて、例えば140万人の福岡市ともこういった関係ができておりますし、このうちの東京タワーでは港区20万人の人口の地域でこういった佐伯のPRができたということで、これはやはりね継続してやっていかなければ1回こっきりではもう打ち上げ花火で終わってしまうと。やはり継続して力になっていくというふうに考えておりますので、やはりその分も視野に入れた、市長もそういうふうな答弁をいただいたと思っております。継続していくというふうな答弁をいただいたと思っております。そういうふうなね、流れをやっぱりつくっていかなくちゃいけないと。で、さらにはやはりそういう大都市の部分とイベントができていますから、友好都市、姉妹都市とかですね、そういった部分、その地域とのやはり佐伯とのやっぱ結びつけというのを何かつくったらどうかなあというふうに思っております。そういうことが販路の拡大にもつながっていくんじゃないかなあというふうに考えますし、先程ふるさと納税応援寄附金の話もしましたが、やはりそういうとこと提携をしていくことによって大都市の方が、ああ佐伯市はいいとこやと、佐伯を応援したい、納税をしよう、寄附金するよというふうなことにまで発展していく。そういった希望といたしますか、夢を私は描いているんですが、そのきっかけづくりのためにもそういった大都市との佐伯は姉妹都市・友好都市みたいな関係が築けないかなあと思いますが、その点市長どうでしょう。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員の中で、段々話が大きくなってきてるようですが、今回の東京タワーというのは、今回私ども1回きりという話を聞いておったわけですが、これはあくまでも民間主体でやっておりますので、これはまたお話をしながらやらせていただきたいと思っております。福岡についてはこれは佐伯市としては直接お出でになるということがありますので、これについては引き続き継続していきたいと思っております。また、そうした中で佐伯市との連携ということで、御存じのとおり湯布院とは私どもは観光姉妹都市ということで、湯布院のきちょくれ祭りというのがあるわけですが、ここには佐伯市からいろんな物を出ささせていただいてですね、一緒になってやっております。特にまたこの湯布院との連携というのは私どもが温泉がないと。向こうは温泉があるけど魚がないと。こうしたお互いがないもの同士をかばい合っていくということが、また私たちから言わせれば湯布院は全国でも非常に知名度が高いところです。コバンザメ商法じゃないんですけど、そうした部分一緒にやっていくことがプラスでないかと思っております。また、ふるさと納税等につきましては、昨年私どもは関東佐伯会が全体的に一つの会にしようということで、秋葉原でやらせていただきました。当日650人の方がお見えになり、こうした中でふるさと納税の呼び掛けをし、またこういうイベントの中で、これは私の私案的なんですけど、ふるさと納税をされた方を優先に一緒になっていくとかですね、やはりそこにお返しもしなければ、またそしてふるさとを思い出していただくとかですね、いろんな行動があるんですけど、なかなかそれだけにいってもふるさと納税というのは相手に対するお願いでございますので、私たちの思いとはまた違った部分があると思っております。そうした中で、私たちもやれる範囲、またそうした連携。先ほど言いましたもう一つ、いろんな中で姉妹都市とかいろんな友好都市の中で、毎年荻町が私たちの豊後二見ヶ浦に来ております。子どもを派遣しながら一緒にやっておりますので、私も先般、そのトマト祭りにですねちょっと参加させていただきました。もう少しこれも連携するとトマトの中に、私どものごまだしうどんを持って行ったわけですが地域として、もう少し連携がとれればということで、海の幸と山の幸をうまくやる方向をですね、やっていくことも必要かなと思っております。大分県内でやるべきこと、また九州管内、いろんな中で広げていく、知名度アップということで、まず佐伯を知っていただくことが大事だと、そして佐伯にはどういうものがあるかということでしていかなければ、何もかもやるということになると非常にどれもなってきますので、そうした中で私どももこれからも知名度のアップにやっていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 東京に大都会に行きますとちょっと気持ちが私も大きくなってしまっていて、ちょっと大きな話をしてしまったかもしれませんが、そういうふうな佐伯市になればなあという、私のまあ私なりの今回夢が描けたかなあというふうに思っております。そういった将来に向けてですね、何かこう期待の持てる夢の持てるような取組をですね、今年も最後であります、来年度以降また皆さんで頑張ってやっていければいいなあと思っておりますので、よろしく願いをしまして、私の温かい質問を終わりたいと思っております。

議長（小野宗司） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

次に19番、浅利美知子さん。

19番（浅利美知子） 皆さん大変お疲れさまです。19番、公明党の浅利美知子でございます。通告に従いまして、早速御質問させていただきます。今回大きく2点について御質問させてい

ただきますが、まず初めに大項目、うつ病対策について、その中の小項目、うつ病の現状と対策についてお伺いをいたします。一般的にうつ病とは、強い憂うつ感にさいなまれ、生きる意欲や生活への張りが出ない精神状態が続く症状のことをいいます。眠れない、疲れやすい、食欲がないなど身体的症状が出るのが特徴で、原因は定かではないが精神的なストレスをきっかけにうつ病の症状が出てくる場合が多いとされております。厚生労働省によると、うつ病や躁うつ病などの気分障がい患者は2008年初めて100万人を突破し、うつ病の有病者数を250万人と推定しております。また、うつ病を含む気分障がいの有病者数を1,000万以上と推計をしております。うつ病との関係で最も懸念されるのが自殺との関係です。2008年の自殺者は3万2,249人、2009年3万2,845人と12年連続で3万人を突破しております。しかもその原因は健康問題が64.5%と最も多く、そのうち4割以上をうつ病が占め、総合的なうつ病対策が重要な課題であることが浮き彫りにされております。今、うつ病による自殺者を始め、児童虐待事件、独り暮らしの高齢者の孤独死など、これまでの福祉にはない、では対応しきれなかった問題が増加し、私たちの健康を守るうえで深刻な問題となっております。うつ病は心のかげとも言われております。だれもがかかると可能性があります。しかも必ず治る病でもあります。早期発見・早期治療となる対策が急がれると思います。そこで佐伯市のうつ病の有病者の数、そして自殺された方の数、また相談体制などの取組などをお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） それでは浅利議員の質問にお答えします。2002年に日本で行われた調査によりますと、国民の2%がうつ病に罹患していて、一生涯にうつ病にかかる可能性は約6.5%と言われております。佐伯市市民全体でうつ病のために治療を受けている方の人数は把握できませんが、人口の2%とすれば1,500人程度の方が罹患していると推測されます。次に、自殺者数ですが、人口動態統計により佐伯市の自殺者数をみると、平成17年から21年の5年間の平均で1年間に24.6人の方が亡くなっております。最後に、相談体制についてですが、市では社会福祉課障害福祉係及び健康増進課、福祉保健分室、高齢者福祉課佐伯市地域包括支援センターに保健師や介護支援専門員、社会福祉士等を配置し、保健所・医療機関・警察・社会福祉協議会等との関係機関と連携しながら相談への対応や訪問指導に取り組んでいます。以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 今うつ病の有病者の数なかなか特定は正直できないと私も思っておりますが、増えていることはですね、実際現実じゃあないかと思っております。そしてまた、自殺された方ですね佐伯は以前ですね、自殺される方が多いというふうにお話も聞いておりますが、その原因もですね様々、いろんなこの社会事情がありますので様々だと思っておりますが、まず今相談体制ですね、いろんな警察だとかいろんな市の中でも行政の中でもいろんな担当課がうけおっておられると思っておりますけれども、相談の体制がですね、じゃあ実際うつ病の状態とかですね、そういうふうになっている方々たちができるようですね、気楽に行けるような体制なのかどうかですね一番のまずは問題だと思うんですけれども、そのほかのですね対策ですね、今これだけ自殺の数も増えてですね、年間に3万以上の方が自殺されていると。こういう現状がある中で、佐伯市としてはどういう取組を行政としてですね、何かしてるものがあるのかですね、まずはその点を具体的にあればお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 自殺対策に対します市の取組につきましてお答えいたします。佐伯市では、平成22年と23年度の2か年で約180万円の補助を受けまして、佐伯市自殺予防対策強化事業を計画をし、推進しているところであります。主な事業内容といたしましては、普及啓発事業といたしまして、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている方の存在に気づき、専門家につなぎ見守っていくという、市民一人一人の役割について理解を得るための教育活動の展開並びに人材育成事業といたしまして、地域の民生委員さんや社会福祉協議会、市役所の相談関係職員等の相談を担う人材の養成研修、基盤整備といたしまして、庁舎内の連携を強化するために、佐伯市自殺対策推進会議を立ち上げているところであります。以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 行政としてもですねいろいろと取組をされているということで。そしてまた22年度・23年度でしたかね自殺対策の予防強化事業をですね実施されているということでありましたけれども、ひとつですね、行政ができる対策の中でですね、先進的な取組をしているところがありましたので、ちょっとそれをですね御紹介をしたいと思います。これは鹿児島県のさつま町という所なんですけど、ここは実際年間ですね自殺数が全国平均よりもですねかなり多いということでこういう対策に取り組まれました。その中でこのさつま町という所は人口が2万5,000人ぐらいのところなんですけれども、毎年ですね12人ぐらいの方がですね自殺されていたと。これは先程言いましたように、全国的にも平均を上回る自殺の率であったということですね。この対策に町は取り組みました。それでこのさつま町は2006年度からですね実施されております自殺対策事業にですね、厚生労働省がしておりますこの事業に参加をいたしまして、この自殺の対策に取り組まれました。その一つにですね、まず、うつ病の知識や相談の呼び掛け、またうつ病のある人への対応などをですね、分かりやすく紹介したパンフレット、心のお天気だよりというのをですね全戸に配布をしたそうです。これを配布するっていうことは、実際私たちもうつ病といってもですね、どういう症状なのか、人によっていろいろあると思いますし、じゃあどういう声掛けをしていいのか、全く分からないものもあると思うんですけども、その中で、この心のお天気だよりによってですね、その症状とかですね、そういう声掛けとか、そういううつ病の方の状況を知っていただきたいという思いでですね全戸に配布をしてまいりました。そして二つ目にですね、この取組がですね、佐伯市でもそうですけれども、特定健診、そして介護予防の検診等がありますが、その時にですね、アンケートに答える形で自分の心の状況をですね、設問を入れてですね調査をしているところがあります。それをしたことによってですね、皆さんがですね気楽にっていうかですね、相談に来るようになったっていうか、そういう事例もあります。そしてまた、このアンケートを取る中でですね、市の方もそのアンケートの結果でですね対応ができると。そういう方々に対してですね、事前に対応ができる。そういう取組をしたことによってですね、2006年度ですね12人あった自殺者がですね2008年度5人に減りました。そして、2009年度は6人というふうに減少したという、こういう結果も出ております。それでまず、先程いろんな相談体制、いろいろが部長の方から取組の状況がありましたけれども、まずはこういう形でですねアンケートを取るというか、ほとんどの方が特定健診とかですね、住民健診の中で受けられますので、そういうアンケートを取ってする方法もあるのではないかと

思いますけれども、そういう取組をですね、していくようなお考えはないかですね、お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 特定健診とか健診の中でアンケートを取ってはどうかという御提言ですが、アンケートについては前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） それでは行政のですね取組について今お話をいたしましたけれども、それでは行政だけではなかなか取り組めない状況というのが確かにあると思います。それで部長の先程の答弁の中にも民生委員の方たちにお願ひしたりとかですね、そういうあれもありました。それで民間のですね力を活用するという方法もあると思います。地域のことをよく分かってくださっている。皆さんの地域の住民の方のことを分かってくださっている民生委員さんですね。こういう方の御協力もいただければ、そういう対策にもなると思います。まず一つ民間の力をですね借りるということで、これは富山県の富山市がですね、本当にまだ新しい取組なんですけれども、この10月から始めております。皆さんも月に1回とか、二、三か月に1回とかですね、髪を切りに理容室または美容室等に行かれると思います。それである程度の皆さんがもう行きつけていうかですね、もうそういうお店があると思いますし、そこのお店の方とはそういう短い間隔でお会いし、またお話する機会もあると思いますので、ある程度気心もですね、しれているのではないかと思います。それで富山市がですね、これに着目をいたしまして、メンタルヘルスサポート事業というのをですね行っております。これはですね、先程言いましたように、ある程度の皆さんとのお客さまとの関係がとれているということで、その中で会話をしながらですね、髪を切ったりとかそういうのができます。その中で、もしかしたらその話の中で何か悩みがあったりとか、いろんな金銭的なことだとか、精神的、仕事の悩みとか、そういうお話をされることがあると思います。それをですね、もしあれだったら関係機関につなげるという事業なんですけれども、まずこれを始めるにはですね、この富山市は講師を招いてですねしっかりと研修をですねしております。この中でメンタルヘルス的なですね基礎知識を学習してもらうためにですね、市報でこれを呼び掛けました。すると103店舗の方がですね、理容・美容の方がですね参加され、またほかのですね職業の方っていうかですね、そういう関連の方たちが5店舗の方がですね参加されて実際今ですね、108店舗がメンタルヘルスサポート協力店ということで、うつ対策または自殺対策のですね協力をしてくださっているということです。まだ10月から始められたばかりで実際じゃあどのような結果が出たかというのはまだ分からない状況だとは思いますが、これをされてるですね実際へアサロンの方がですね、講習会で学んだことによってお客さんへの声掛けの仕方も変わってきましたと。直接には救えないとしても人と人との仕事の中で自殺を予防する環境づくりができると。そういうふうにも実際感想を語っております。そういう中で行政だけではなかなか手が届かない。なかなか見えにくい部分だと思いますので、このような形でまた民間の力を借りるというのも大変必要な部分であるかと思っております。その中で佐伯市としてもですね、先程言いました民生委員の方々のお力を借りる。また、こういう民間の方々の力を借りるという形ですね、何かこの講習会とかですね、そういうことはできないのか。率先してやっていく必要があるんじゃないかと思っております。それが一人の人を救うというか、またうつ症状にあるような方たちの重症化を防げる。そしてまた、

自殺になるまでの思い悩んでいる方たち、そういう方たちへの少しでも助言となり、対策になっていけばいいなあと考えておりますが、そういう民間の力を借りてですね、していくようなお考えはないのかお聞きいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 自殺予防対策に民間の力も活用してはどうかということですが、議員おっしゃるとおり、やはり行政だけでは駄目であり、また各公共の機関、また一般の住民の方、民生委員さん、あらゆる階層に一応連携を呼び掛け、その中で取組を進めていくべき事業だと思っております。先程議員さんもおっしゃられました講演会等のお話ですが、うつ病についてということでは、こころの健康について、自殺予防について等のテーマを設けてですね、10月までに22会場で延べ525人に講話を行っております。また健康増進課と四つの分室の中で22年・23年の2年間で2,000人程度、こういった普及啓発事業に取り組むようにしております。以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 今部長の方からありましたように、研修会等も開いて、またこれからも開いていくというふうに、そしてまた、皆さんにそういう認識をしていただきたい。そういう研修会が実施されているということですが、それをいかにですね、聞かれた方たち、講習を受けられた方たちが活かしていけるかというのがですね、一番の問題になるかと思えますので、その辺をですねしっかりと行政とまた民間の方たち、そして保健所もですね大きく関わってくると思えますので、連携をしっかりとってですね、そういう体制をつくって、少しでも多くの悩む方たちですね力添え、心の支えとなっていくようなですね、対策をこれからもやっていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。じゃあこれは一応終わります。それでは同じうつ病の中でですね、産後うつの件について聞きたいと思えます。この産後うつの現状と対策についてお伺ひしたいと思えますが、この件はですね9月議会で後藤勇人議員が児童虐待のところですね、御質問してありまして、乳幼児の訪問事業の中で、このうつ病対策もしているというような御答弁がありました。簡単でいいと思えますので、現状とですねその対策をですねお伺ひしたいと思えます。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 産後うつの現状と早期発見の取組について、簡単に報告させていただきます。佐伯市における産後うつの現状につきましては、当市では乳幼児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業という名称ですが、その中で全対象者に産後うつスクリーニングのための客観的な指標といたしまして、エジンバラ産後うつ病質問票、育児支援チェック票、赤ちゃんへの気持ち質問票の3点セットを使いまして早期発見の取組を行っています。平成21年度には500件の被訪問者全員に産後うつスクリーニングを実施をいたしまして、9点以上高得点の方が34人ということで、高得点率6.8%という状況であります。この34人の方につきましては、担当の保健師がフォローをして支援をしてるところであります。この産後うつスクリーニングにつきましては、単なる疾患の早期発見ということにとどまりません、あくまで育児困難な状況を早期にカバーをし、注意深く経時的に状況を把握し、支援していくことに重点を置いています。乳児健診とか所内相談等でも産後うつ病を視野に入れた母親のメンタル面のチェックを行い、相談体制をとっているところです。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） この産後のうつ病対策ですね、これはもう佐伯市の方でも保健師さんが中心になってですね実施されているということで、前からお聞きをしておりましたが、なかなかこの産後うつっていうのがですね、どういうあれなのかというのが、まだまだ認識されていない状況っていうのが多いと思います。この産後うつはそれぞれ人によるとは思うんですけども、例えば、無事に出産をしてもですね思うように育児ができないとか、子育てができない。またそのために自分を責めたりとかですね、またストレスがたまった末に子どもを虐待してしまうっていう母親がいるという現状が実際あります。それでこの産後うつにですね、そういう症状になってしまうっていう方は実際女性の約1割がですね、発症するであろうというふうに推定がされております。それでエジンバラアンケートですかね、これは先程私が言いました鹿児島県のさつま町の例を挙げたこのアンケートとですね、同じような感じになるのかなと。こういうアンケートを取ることによってその人の状況が分かり、それで対処していくという形のアンケートじゃあないかと思いますが、その9月議会ですね、後藤議員の質問に対してですね、どのようにしてそういう状況の方をですね、これからフォローしていくのかと。そういう御質問の中でですね。今年から民生児童委員とか、主任児童委員の方をですね皆さんと共同して更に重層的に事業を進めていきたいと、計画していきたいという御答弁がありましたけれども、これは具体的にはどういうふうですね、していこうとしているのかをですね、まずお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 民生委員さんとの連携についての御質問にお答えします。先程も御答弁申し上げましたように、今年度既に自殺対策予防事業ということで、民生委員さんに傾聴講座といいまして、対象者の状況を聴き取る技術を学ぶ講座を既に開催をいたしております。それと今回、民生委員さんも改選になっておりますので、そういったあらゆるこうした自殺対策に限りませんが、福祉関係の事業に関する研修とかをしていただくように計画をしております。そういったことで、民生委員さんとは地域における本当に困っている方の行政機関への窓口ともいえるべき存在でありますので、十分に連携をとりながら事業を進めてまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） そうですね、部長の方からしっかりとこの民生委員さん、主任児童委員さんですね、しっかり研修を受けてもらっているっていう今御答弁があったかと思いますが、正直先程言いましたけれども、どういう症状なのかというのを理解してあげることがまず一番だと思いますので、この研修をですねしっかり受けられて対応していく、接していくことが一番大事じゃないかと思いますが、この点はですね十分御配慮していただいてですね、そういう悩みの相談とかにですね、のっていただけるような体制をですね、傷つけないようなですね、本当そういう体制をとっていただきたいと思っておりますので、これからはですね、本当にこういう産後うつとか、本当にこういう経験をした人でないと分からないようなことだと思いますので、十分にですねそこを本当に、デリケートな部分だと思いますので、十分にですね対応をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。じゃあこの点についてはですね終わります。

次に大きな2点目に入りたいと思っております。ジェネリック医薬品の普及についてお伺ひいたします。アの小項目ですね、ジェネリック医薬品の普及効果についてまずはお伺ひしたいと

思います。日本は世界一の長寿国となり、何の病気もなく健康で生き生きとした人生をおう歌したいと思うのは万人の願いだと思います。厚生労働省は2008年度の国民医療費が前年度より2%増えて34兆84億円で、一人当たりの年間医療費は5,400円増え、27万6,000円となったと過去最高を更新したというふうに発表しております。国民医療費は10年前に比べると5兆2,000億円も増えているそうです。国においては国民医療費の増大に歯止めを目的として、国民医療費制度改革を巡って様々な取組が検討されておりますが、その中の一つにジェネリック医薬品、いわゆる後発医薬品のことですが、その使用率が欧米諸国に比べて非常に低いことが指摘をされております。ジェネリック医薬品とは新薬と同じ効能や成分があり、値段が新薬の2割から7割という格安な薬のことです。新薬の特許期間が過ぎた後、厚生労働省の承認を経て開発メーカーとは別のメーカーから販売をされます。ジェネリック医薬品の国内シェアは数量ベースでいきますと約1割程度だと聞いております。欧米諸国では4割から5割となっており、まだまだ普及されていないのが現実です。そこで佐伯市の医療費の現状と医療費抑制の対策の取組をお伺いしたいと思います。そして、このジェネリック医薬品の普及効果についてどのようなお考えをお持ちなのかをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 佐伯市の医療費並びに医療費の抑制対策、そしてジェネリック医薬品の普及効果ということでお答えいたします。佐伯市の医療費につきましては、社会保険等の他保険の医療費が不明のため、佐伯市国民健康保険の医療費でお答えをいたします。佐伯市国民健康保険の医療費は、平成21年度一般分82億1,137万8,562円、退職分4億4,335万6,782円、合計で86億5,473万5,344円で、1人当たりの医療費は31万9,057円となっております。また医療費の抑制対策といたしましては、保険者による内臓脂肪型肥満に着目した特定健診・特定保険指導の実施が義務づけられたことで医療費データと健診・指導のデータの突合が可能となり、早期発見・早期介入により重症化や合併症の発症を抑えることができ、生活習慣病にかかる医療費の抑制が図られています。次に、ジェネリック医薬品の普及効果につきましては、先発医薬品（新薬）と薬の有効成分・効果が変わらないとして製造販売が承認され、一般的に開発費用が安く抑えられることから、患者負担の軽減や医療保険者の財政の健全化が図られると考えています。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 佐伯市の医療費86億円ですね、かなり高い比率であると思います。まず、この医療費ですね抑制対策十分に佐伯市としてもされていると思います。その中で特定健診の呼び掛けってどうかですね、受診勧奨も今年度はまた回数を増やしたりですね、かなりハガキで通知されたりとかいろんな努力をされております。まずは予防に努めること、それが医療費の削減に一番効果的なものだと思っております。それが予防することでですね抑制にもつながっていくっていうふうに思っておりますが、今のジェネリック医薬品の件で私は今回御質問させていただきました。今の部長の答弁にもありましたように、効果はあるというふうに言ってくださったと思います。実際ですね、先程言いましたけれども、ジェネリック医薬品を使うことによって医療費の削減がされております。佐伯市も国保ですね、皆さんの佐伯市が保険者としての国保の安定ですね、財政的な安定を思うためにはですね、まず、この医薬品の医療費をですね下げていく努力が大変必要な、もう時期も来てると思いますし、しなければならぬというふうに思っております。その中でですね、これは先進的にしてる

広島県ですね呉市がですね、ジェネリック医薬品を実際ですね普及させてですね、医療費がかなり削減されたというような事例がありましたので、まずは御紹介させていただきたいと思います。この呉市はですね、1人当たりの年間の医療費が全国平均の1.4倍となったことに懸念されて、財政破綻を防ぐためにですね、2008年7月からこの後発医薬品ジェネリック医薬品の促進をすることで医療費を抑制しようと試みました。その中でジェネリック医薬品の通知サービスというのをですね全国に先がけて実施したところであります。このサービスは、特にですね全世帯になると思うんですけども、特に慢性的な疾患といいますか、例えば糖尿病とかですね、高血圧の方々、そういう人方を対象にですねジェネリック医薬品の効果というのをですね、どれだけ使えば医療費が削減され、また個人負担もこれだけ削減されるんですよ、軽減されるんですよという通知をですね出す試みをされました。それによってですね、市民の方たちが実際その通知した方の6割がこれをジェネリック医薬品をですね、使われたということです。それで初年度ですね4,400万円の削減がされました医療費の。そして2年度の翌9年度ですけども約8,800万円ですね医療費が削減をされたということです。こういう中で今ですね病院とか薬局とかに行きますと、このジェネリック医薬品のポスターもよく見掛けられますし、先程言いましたように、効能とかですね実際の効果というのは変わらないと。そういうのが実際証明というかですねされているわけですから、こういう啓発もですね十分してやっていかなければならないと思いますが、まず初めにお聞きしたいのがですね、こういう対策を取る前にですね、じゃあ医師会とかですね、歯科医師会、そしてまた薬剤師会、そういう方たちとの連携をとる必要があるかと思うんですけども、そのような連携というかですね、どういう医師会の方はですねジェネリック医薬品に対しての普及に対してですね、どのようなお考えがあるのかがもしお分かりになればですね、御答弁していただきたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 医師会・歯科医師会との連携ということでございますが、大分県ですね医師会の方とは一応ジェネリックに関して一応理解をいただいているという話は聞いておりますが、そういった医師会等との連携は必要であるという認識でおります。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） すみません本当、患者負担のですね軽減、そして医療保険者側のですね財政の健全化をということだと思えます。本当に特に34兆8,000億円ですか、これ2025年になりますと、何もしなければですね56兆円に上がってくるようになります。そうすればですね医療の崩壊をそっちのけにして下げるか、患者負担をドーンと上げるか、税金を投入するかでないですねできないような事態になるんですけども、厚生労働省がですねいろんな施策をやれば45兆円まで下げられるというんですよ。これは財務省といろいろなことを施策すれば5兆円近く下げられるという。やはりそこで約35兆円以上上がるということなんですけども、議員御指摘のようにですね、ちっちゃな佐伯ですけども、そういうできるだけですね、医療費を軽減する。先程言いました糖尿病だとかですね、高血圧、高脂血しょう、慢性病にはですね非常にジェネリック医薬品がですね、毎日毎日のことですから効力を発揮してですね、医療費の軽減につながると私も聞いておりますので、今部長が答弁しましたようにですね、私どもだけの判断では非常にこう患者さんも医師側も薬剤師側もですね、前に進みにくいところもあるかも分かりませんので、医師会そしてまた歯科医師会、薬剤師会へですね

お願いして、一人でも多くですね患者さんがですね、ジェネリックを服用する機会を得られるように努力をあげてやりたいと思いますので、また御協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） まだ医師会とか、そうですね薬剤師会また歯科医師会とのまだ連携はとれてないというような御答弁があつたのではないかと思ひますが、先程言ひましたように、例えば慢性病のですね患者さんが内服薬の4錠をですね糖尿病のお薬を飲まれたときに、1年間ですね1割負担の方でありましたら5,840円の負担が軽減される。そしてまた3割負担の方でしたら1万7,520円とですね、個人負担というのも本当に軽減されるということもありますので、是非これはですね市としても取り組むべき、国保の財政を考えたときにはやっぱりしていくべきだと思ひておりますが、なかなか医師会、そういう関連の方たちともですね連携をですねしっかりとっていく必要があるのではないかと思ひております。私は今回このイとして小項目の中でですね、ジェネリック医薬品の希望カードについてということで御質問させてもらつておりますので、まずこれを先にしていきたいと思ひます。このジェネリック医薬品が普及すれば患者負担が軽減されて医療費の中で大きな役割を果たす薬剤費の抑制の効果が期待をされます。そこで私たちが病院へ行った際ですね、保険証や診察券を出すときに提示するものが、このジェネリック医薬品を希望しますっていうカードなんですけれども、これを佐伯市でもですね取り入れて、ジェネリック医薬品を希望しますという意味表示ができるようなですねカードを作成して、全戸に配布して個人負担の軽減、また国保の医療費の軽減をされるようなですねことはできないか。そういうお考えはないのかをですね、お聞きたいと思ひます。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） ジェネリック医薬品希望カードについてお答ひします。ジェネリック医薬品希望カードにつきましては、現在、大分県国民健康保険広域化等支援方針案に財政の安定化を図るための具体的な施策として、ジェネリックカードの共同発行を行うと記載されています。佐伯市においては大分県国民健康保険団体連合会が作成し、県下市町村に配布されるジェネリック医薬品希望カードを活用して、本庁及び振興局の窓口には置き周知していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 今部長の御答弁では窓口には配置して皆さんの周知をしていきたいということでありましたが、今年の10月からですね、大分市がこの希望カードのですね全戸配布を始めました。これを始めることによって大分市もですね、先程言ひましたように個人負担の軽減、また医療の増加をですね抑制する効果を見込んでのことだと私も思ひておりますが、今の部長の御答弁でありましたら、窓口には置いてある。そういうカードで個人的にというかですね、そういうのを希望される方はというような感じで、全く知らない人は知らないというかですね、窓口に来た人でないと分からない。恐らくこのカードのことではないかと思ひますが、これにもですね、確かに窓口には置いてありまして希望しますと。私はジェネリック医薬品のお願ひカードということになっております。このカードを設置してというふうに理解すればよろしんでしょうか。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 今、議員のお示しになられた分を県下統一、統一といえますか。希望する分を印刷をしてですね、共同発行を行うということになってますんで、その分を当分はですね、窓口に置きまして、もちろん市報等で鋭意広報は行っていきますが、様子をしばらく見てですね、その後、またその後の普及策について考えてまいりたいと、今の段階では考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） それでは窓口に来た方が分かるっていうかですね、全員の方にはなかなか周知ができない分もあるかと思えますけれども、今部長が言われましたように、市報等でですね、こういうものがあるんだということもお知らせをしていただきたいし、個人負担も軽減する。そして医療費を削減できるという意味でもですね。まずは市民の皆さんの生活の医療費も生活費の一部になりますので、これが軽減されるということは、皆さんも非常に助かる部分でありますし、そういう部分でしっかりとですね、この希望できるんですよ。これも病院のですね先生とのもちろん相談にもよります。勝手にできるものでもありませんし、ジェネリックじゃなく新薬の方がいいんだよという、病気によってはですね、そういうのもあると思えますし、勝手にはできないとは思っておりますが、皆さんにですね、こういうものがある。また、ジェネリックというのは皆さんテレビの報道とかでもですね、医薬品のコマーシャルなんかでもですねありますので、十分御承知の方もいらっしゃるかと思えますけれども、利用することでどうなるのかというのがですね、どれだけ削減されるかというのはまだまだ周知もですねできていないんじゃないかなと思えますし、私も今回これを取り上げてみてですね、ああこれだけ医療費が違うんだなというふうにまた改めて感じた一人でありますので、この周知をですね、しっかりしていただいて、医療費の削減、また国保のですね健全な運営にですね十分に進めていっていただきたいと思えます。全てが私たちの生活に関わります。佐伯市は平成20年度でしたかね、国保の税率を引き上げて、また市民の皆さんはですね負担も増えました。決してまたこういうことがないようにですね、財政の安定を図るためにも私はこのジェネリック医薬品を使っていうかですね、希望される方には利用していただいて、医薬品の促進をですね図るべきだと思えますし、皆さんの健康を守るため、そしてまた負担を減らすためにもですね、十分こういう対策はとっていただきたいと思えますので、本当、佐伯市は保険者としてですね、この国民皆保険を守る意味でもですね、本当にこれからもですね、本当に十分な対応をですねしていただきたいと思えます。是非ですね、今回大分市が始めましたけれども、大分市のですね経過等もですね、市としても十分観察というかですね、見ていただいて、是非佐伯市でもですねこういうカードをですね、取り入れていただきたいと思っておりますので、今後検討していただきたいと思えます。よろしくお願いたします。以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。午後2時55分から会議を開きます。

午後2時41分 休憩

午後2時55分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に26番、江藤茂君。

26番（江藤茂） 26番議員、市民の会、江藤茂です。通告に従い質問に入りたいと思います。今回は大項目として、雇用対策並びに観光行政についての2点について、一問一答にて一般質問を行います。最初に、雇用対策についてであります。午前中に井上清三議員が同様の質問を行っており重複する部分が随分とございますけれども、私は高校新卒者の市内においての就職についてのお尋ねをいたしたいと思います。新卒者の内定率は大分労働局のまとめによると、10月末現在、県内高校生においては68.1%とのことであります。また、11月11日には大分労働局と県が本年度第1回の就職面接会を大分イベントホールで開催し、高校生約350人が来場したのに対し、県内54社が出した求人は180人分だとのことであります。しかしながら、これは大分市を中心とした話でありますので、私は佐伯市内での就職内定率についてお尋ねをいたしたいと思っております。まず、市内高校4校ございますけれども、この4校の来春卒業予定者のうち、進学と就職の割合はどうなっておるのか、分かればお答えをください。また、このうち就職を希望する生徒のうち、市内に就職を希望する生徒と県外を含む市外を希望する生徒の比率が分かればお答えを願いたいと思います。そして次に、市内での就職を希望する生徒数とその内定率はどのようになっているのか。この3点をまず最初にお尋ねをし、最初の質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 市内高校4校の来春卒業予定者のうちの進学と就職の割合ということについてお答えいたします。卒業予定者数が678人、うち進学希望者数が479人、就職希望者数が189人です。そのほかに判断がついていないという人が10人程おられます。率でいいますと71%が進学、29%が就職希望ということになっております。就職を希望する生徒のうちで市内と市外の比率はということですが、これは統計がですね管内・管外という分け方になっております。これはハローワークの基準に合わせたものになっておりますので、管内といいますのは、佐伯・津久見・臼杵ということになります。これで管内と管外の比率ですが、就職希望者189名で、そのうち管内での就職希望者は84名、44.4%です。管外での就職希望者は55.6%ということです。次の市内に就職を希望する生徒数とその内定率についてということですが、これは全部で84名中67名が内定しております。率としては80%です。今後面接等を終えて発表待ちの生徒でありますとか、自己就職の生徒が出ますので、段々変わってくるというふうに思っております。この数字ですが、進路指導の先生から聞き取りによりますと、県下の中でも佐伯管内非常に内定率が高いということがあります。地理的な条件もありますけれども、やはり地元企業の積極的な御理解・御協力があるものと深く感謝しているところであります。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） それではちょっと再質問をしたいと思っております。確か昨年度は159名ほど管内での就職を希望されていた方がちょうど今頃の時期に64人が内定ということで、昨年度よりは今年度の方が、今部長が言われましたように管内では非常にいい就職率なのかなあというふうに思っておりますけれども、実際のところですね、就職を本来は職に就きたいんだけどなかなか職が見つからないがためにですね、学校の進路指導の先生方が、例えば、進学しなさいよとかあるいは専門学校に行きなさいよというような形でですね、指導されてる部分もあるのかなあというふうに思っておりますのでね、もう少し実際のところ高校生がですね、

地元でもっと就職できればいいのかなあと。678人おられる中で、先程のですと189名ということで、同じ世代の方がですね、佐伯管内に、それは大学を確かに卒業され、あるいは専門学校を卒業されて新規にここに就職を新卒でですね、就職をされる方もおられるからですね、同じ世代の方がもう少し専門学校にこれから進学されたり、大学に進学された方が同じ年度の方がですね、もう少し増えるのかとは思いますが、それにしてもですね、管内で同じ年代の方がですね、25歳になったときに150人程度ぐらいいしか残らないのかなあと最終的にはですね。200人ちょっと超す程度の人しか残らないのかなあと。ということはもう3分の1ぐらいいしかですね残っていかないようなことで、果たしてこの佐伯市がですね、世代別に人口構成を見たときにですね、大変なことになっていくのかなあと。仮にその人たちが男女同数であって、お互いに結婚してもですね、100組しかできないというような状態でありますので、もっとですね地場企業との積極的なあれをしていただいでですね、掘り起こしていただくのがいいのかなあと。働きたくてもですね職が決まらない生徒や家族のですね気持ちを考えると、もっと行政がですね手を差し伸べてやっていかないといけないのかなあとというふうに思っております。そういう意味を含めてですね、高校生の地元での就職の支援についてはですね、当然高校との連携について取っていかなければ、行政が取っていかなければいけないというふうに思っておりますので、次にもう市内4校のですね進路指導主任等との市の行政がどのようにですね連携を取って話し合いをされておるのか。もしそういうふうなことをしておるのであればですね、その経過をお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 井上議員の御質問の時にもお答えいたしましたけれども、地元就職促進のための高卒新人確保要請活動、これを通じまして、高校との連携を取っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） ちょっと連携がですね、高校とのもう少し市の行政がですね、一步踏み込んで管内での臼杵・津久見を含めた管内での先程の御答弁でございましたけれども、やはり佐伯管内のことにしましてはですね、やっぱり地元の高校生が十分何て言いますか、ここで就職を希望される方がおればですね、やっぱりそれらの人たちを100%ですねお世話をできるような体制をですね、やっぱりしていかなければいけないというふうに私は思っています。当然、井上議員の時も出てきましたけども、地元企業との連携について、もう次にいきますけれども、6月の3日に今年度の第1回の関係団体との会合を持たれたということでございましたけれども、今後のですね計画も含めて来年の3月まで、卒業するまでですね、2月の終わりにはもう卒業するんですが、それまでにそういう支援というものをですね、やっぱりしていかなければいけないというふうに思っておりますので、今後の計画等があればですね、どのようにあと残られた方の20%の方のですね、支援をしていくのかお尋ねをしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 基本的に議員御指摘のとおりであると思っております。地元での内定率がほかと比べて高いとはいうものの、全体的に雇用が冷え込んでいる状況でありますので、この中でどういうふうにして地元の若者たちを地元で就職できるようにしていくかということは大変大きな問題であろうと思っております。現在地元企業とは先程申し上げました確保要請、これに対しまして各企業あてにですね、要請文や新卒者の雇用状況の資料等をお送

りしておりました、新規学卒者の確保をお願いしております。そのほかにも地元企業の協力にてインターシップ等を行っておりますけれども、確かにもう少し踏み込んだ支援活動というのが必要であろうと思っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 部長さんちょっとお尋ねをいたしますが、行政がですね、関係団体と連携を持ってるというのはよく私も分かります。しかしながらですね、果たしてその団体を通じてですねお願いをするだけで、雇用の掘り起こしていうものができるんですか。私はこういう機会にですね、やはり一年に1回か2回はですね、各地場の企業を回っていただいてですね、そして企業の成績なり、どういうことを望んでおられるのか。そして一人でもですね、新卒者の雇用をですね確保していただくお願いをですね、団体を通じてやるんでなくて、やっぱり個々の企業を回るぐらいの姿勢がなければ掘り起こしは私はできないと思うんですが、そのとこどうですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 今年4月の機構改編によりまして、企業立地推進係の方が完全にその業務に専念できるような体制になりまして、地元企業の地元への留保、保有ということにつきまして真剣に取り組んでおります。その中で各企業をかなりこまめに回っておりまして、その際に新規の求人があればというお願いもしてきております。これは今年の4月からは格段に厚くなっているというふうに思っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 各企業訪問を実施しておるといことなんですが、効果が上がればいいんですが、なかなかそこまで踏み込んでですね、やってるのかなあと。目に見えない部分がございますので、でき得ればですね、少なくとも地元で就職を希望している皆さん方が全員ですね就職できるように、もっと市役所の方の努力をですねお願いをしておきたいと思えます。就職内定率については、今年の3月の4年生大学の卒業生辺りを見てもですね、54万1,000人の卒業に対して8万7,000人が大学院とかの進学とかですね、あるいは就職とか決まらないまま、全体の16%がですね4年生の大学だけでも決まらないまま卒業というような形で、非常に就職がですねなかなか決まらないということで、厚生労働省も今度新卒で3年に限り100万のあれを出すようにしたですよ。そうならばますます現役のですね生徒さんが、学生さんがですね、取らなくなるのかなあと。企業には差別しないでほしいということをお願いはしてるようですが、当然同じ採用に当たって100万円もらうのともらえないのでは企業にとってはですね、大変な違いかなあとというふうに思っております。やはりそういう役所の方の努力もですね、もう少し各高校とそれから企業とのですねパイプ役になっていただいて、あるいは大分のようにですね、合同の就職のあっせんの会を催すとかね、来年度からはちょっと早めにですね、そういうふうな計画とかいうふうなことはどうなんでしょうかね。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 御指摘のとおりであろうかと思えます。来年に向けてそういった計画も検討していきたいと思えます。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） それでは最後の質問がですね、地元企業への支援策についてでございますが、これも午前中ですね、井上清三議員の部分で随分詳しく部長がお答えをいただいております。

ますが、特に民間企業の特に新卒の皆さん方はですね、雇用をすると民間企業っていうのはほとんど資格とかですね、免許があるわけですよ。雇用するときにもう持っている人の方が当然のことながら同じ給料であれば持っている人を採用した方がいいわけですから、そういう部分でね、新卒者を採用するとどうしても自社で。午前中の答弁では2分の1、いろんな資格とか研修とかに補助しておるということでしたが、新卒者に限ってですね、そういう資格200人ぐらい、あっても200人ぐらいなんで、できれば新卒者に限ってはですねその各企業が雇用していただければですね、そういう1年とか2年の間に限って研修なりそういう資格のための研修に行ったりですね、費用を肩代わり、2分の1とは言わずにですね全額ぐらい負担しても私はおかしくはないんじゃないかなあというふうに思っておりますが、その点どうなんでしょうかね。役所だけなんですよねえ、資格とか免許がなくても務まるのは。民間はそうじゃあないんですよ。ここに企業をやっておられる議員さんもおられますけどもね。みんな資格がいるんですよ何らかの。それがなければ事業ができないっていうぐらい今、いわゆる役所側のがんじがらめに縛りにあってですね、やっておるわけですから。逆に言えばそういうふうなところもですね手厚く人数が非常に少ないんでね、手当できるのではなからうかなあというふうに思っておりますが、その点についてはいかがなんでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 新卒の採用を行った企業に対して支援があるかという御質問の内容かと思ひまして、そういうものであればですね、今のところ市は行っておりません。ただ、井上議員の質問にお答えしましたのは、特定の資格等を取れるような形での講座を持つということでありました。市内全域の就職者に対して行う研修といいますか、それは各企業が求めるスキルといいますか、それが各々違うものですから、一律で集めてやるというような形がなかなか成立しにくいと思います。そういうふうに各企業が新人研修なりを独自にやってきたという経緯があると思います。これは統一して行えるものがあるとするならば、そういったものがあるのかどうか。そういう調査をですねしてみなくはないかと思いますが、もし行えるような状況下であれば、取り組む方向で検討したいと思ひます。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 部長何か勘違いをされてるようなんですが、私はですね民間企業っていうのは皆それぞれ業種が違うわけですよ。それはまあ同じ業種の人もおられますけども、しかし、業種によってはもう皆資格が違うんですよ。それを統一したものでねやろうなんていうようなことを私は言っていないんですよ。建設会社には建設会社に必要なですね、資格とか免許があるわけですよ。造船所には造船所なりの、先程造船技術センターで3か月研修すればリスク率も低いというようなことを言われておりましたけども、そういうふうに企業によって皆、職種の企業によって皆違うわけですから、それぞれの企業に応じた支援はできないんですかって私は言ってるんですよ。例えば、建設会社であれば重機の免許を取らなければいけない。玉掛けの免許を取らなければいけないね。それは工業・土木を出た方は免許を持っている人もおるでしょうけども、そういう部分についてね。それぞれの業種によって皆違うわけですから、それに対して支援はできないんですかって私は言ってるんですよ。そういう部分の細かな支援策を考えてないかどうか、再度お尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 例えば、造船技術センターなどはですね、造船業っていう一定

の枠がありますので、その中で共通に必要なものといった講座が組めますので、佐伯市独自で行ってきているところです。そのほか、バラバラの企業の研修といいますと、造船センターのような形ではなくて、どこかで行う、例えば研修に参加させてその費用の一定割合を持つとか、そういうような形になると思います。それも可能かどうかを含めてですね、検討させてください。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 佐伯の将来を担う若者ですね職が非常に少ないということは、これから先です20年先、30年先の当市にとっての大変なことになりますので、是非ですね雇用の掘り起こしを商工、企画課だけでなくですね、全課挙げて取り組んでいただきたいというふうに思っております。ちなみに私は昨年度還暦を迎えまして、中学校とですね高校の同窓会をやりました。案内を分かる方全員に出したんですが、昭和四十二、三年頃に私ども高校を卒業しておりますけれども、大体7割以上の方が実は地元におるんですね。恐らく今の若者はそういうことはあり得ないというふうに思っております。少なくともやっぱり3分の1か半分ぐらいはですね、地元で雇用できるような体制を掘り起こして、そしていわゆる地場企業に雇用の支援策じゃあなくて仕事の支援策もね当然とっていかなければ雇用は生まれないんで、その部分を併せてね企業訪問をしながらですね、各企業の実態等を把握しながらですね、何が各企業に支援を求められておるのか。そこをよく把握しながら対策を練っていただきたいというふうに思っております。以上で雇用対策については終わりたいと思います。

次に、観光行政についてお尋ねをいたしたいと思います。観光については今議会においても佐藤議員や高司議員、また芦刈議員と多くの議員さんが御提案をなされております。私の今回の質問は市内での観光案内板、あるいは道路マップなどの観光情報に関わるですね、案内表示はどのようになっているのか。ちょっと気になったところがありますので、お尋ねをいたします。また、パンフレットなどの配布はどのように対応しているのか。この2点だけ観光行政についてお尋ねをしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 観光案内板と観光マップにつきましては、不足しているあるいは統一感がないといった御意見がかねてからありました。これを受けまして、佐伯市全域の観光サイン・案内板・道路マップ等の見直しを行い、不足している箇所への新たな設置、老朽化したもののリフォーム、旧市町村表記の残っているものの修正、こういったものを整理をして、統一感のあるものにするという計画を来年度策定する予定にしております。24年度からその計画に基づいて逐次施行していくように考えているところです。その間、応急的な修繕の必要が応じたもの等につきましては、適宜修繕を行っていきたいと考えております。次に、パンフレットなどの配置についてです。現在、観光課、市の観光案内所、観光協会等、市の施設を中心に配置しております。そのほか観光客の問い合わせが多い民間の店舗等にも置いていただいております。さらに本年度は、新たにこの10月から市内20か所のコンビニエンスストアに御協力をいただきまして、パンフレットホルダーを設置しました。ここには5種類の観光パンフレット等を備え、置いているところであります。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） コンビニにパンフレットを置いておられるということで、佐伯観光パンフレット設置店という、何かこうシールでコンビニの入口等に何か設置されておるようですが、非

常にもう少し目立つようにしていただけるとありがたいのかなあと。例えば、入口の所にもちゃんとした立看板、ちょっとした立看板をですね設置して分かるようにしていただくとかいうことの配慮を願いたいと思います。それとですね、一点案内板については24年度から全面的に見直して順次やっていくということなのですが。実は1か所だけですねちょっと気になるような立て方をしておられますので、お尋ねをしたいと思います。コスモタウンの中に消防署の手前の四差路ですね、あそこに一つ大きな立看板を立てておられると思いますが、部長どのような形で立てられてるか御存じですか。ちょっと御存じであればお答えを願いたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） すみません、確認をしておりませんので、課長の方に答弁させます。

議長（小野宗司） 浜野次長兼観光課長。

次長兼観光課長（浜野芳弘） 観光課長の浜野です。消防署の横にある三角の所のことですが、あれは実はあそこはちょっと反対側になってるというふうに思っていると思いますけども、その入ったあと、あその前にですね駐車場を造る予定であそこに設置しております。以上です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

26番（江藤茂） 確かに課長の言うとおり、今舗装も何もしてない草の生えてる側に実は道路マップ等が設置されております。高速道路を降りて古市の方からですね、あその信号にかかりますと、その看板が表と裏があるという言い方は悪いんですが、見えるのがですね左側によろこそ、縦にね。そして右側に佐伯市へと書いております。そして真ん中に観光案内板と書いてるんですね。私も最初、この頃高速が無料になった関係でよく利用すればですね、こちらの方に帰るのが近いようなものですからよく通ってるんですが。設置されてすぐですね、この看板は何だというふうに実は思ったんです。通り過ぎてですね後ろを振り返ったら実は裏側に地図があるという形でですね、帰る時には気がつくとは思いますが。しかしながら、正面から見たときに何のことが意味が分からないというのが、私は多分よそから来た人、地元の私たちでさえですね、はっきり分からなかったものですね、これで佐伯市の最初に入った、降りてきた信号のですね止まったときにですね。よろこそ佐伯市へ観光案内板とは書いてはあるけれども地図がないと。せめて両面にですね、向こう側をちゃんと整備して駐車場にしてですね、入っては見られるんですね、今でも入られるんですよ草は生えてますけども舗装もしてない、車は乗り込めるんですが、なかなかそれが後ろについてるとはですね思えなくて、通り過ぎる人が大部分だろうと思います。おもてなしの心をうたい文句にするのであればですね、少なくとも正面から見てもですね、見られるように私はしていただきたいなあと。弥生の道の駅も大きな看板があるんですが、これも農産物の直売所の入口の所に、通路に面して立っているんですね。道路マップと道の駅の中の説明図が両面に載っているんですが、通常もうちょっと見やすい所の、例えばトイレに行く正面側にあるとかですねというのが通常だろうと、あるいは入ってきた所の一番良く見える所にあるのが本来なのかなあとと思うんですが、弥生の道の駅もそんな形で立っておりますし、佐伯駅には1メートル四方ぐらいですよ立看板の部分、案内所ですので観光協会の方がおられる時は中に入れば当然説明もしていただけるし、パンフもあるんで問題はないかと思うんですが、閉まってい

る時はどうするのかなあ、ほんの1メートル四方のいわゆる腰の高さぐらいまでしかないようなのが1個あるだけなんですよね。順次見直していくということなんで、そういう部分もちゃんとですね、1箇所1箇所検討していただいて、本当に設置して年数もたってですね、その施設の状況が変わってるのであれば、ちゃんとした所に立て直すなりですね、もっと分かりやすい設置の仕方をしていただきたいなあというふうに思っておりますので、そのところ一点だけ、そういう考えがあるのかどうかお聞かせください。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 23年度計画策定の予定であるというふうにお知らせしておりますけれども、これは観光だけではなくて、建設課・観光課、それから教育委員会も加わって3者で詰めていきたいと思っておりますので、その中で十分検討はなされるものと思っております。

議長（小野宗司） 塩月副市長、補足答弁ございますか。いいですか。

江藤議員。

26番（江藤茂） それでは質問を終わりたいと思いますが、最後に一つだけお願いがでかね。弥生の道の駅なんかもパンフが全然ないんですよ。この間、決算委員会で矢野哲丸議員が多分指摘をしております。にもかかわらず、公的施設である道の駅にですね、道の駅も入って右の奥のちょっと分かりにくい所に実はあるんですが、その場所も含めてですね、今後そういうふうなことも検討もですね、見直しをするのであればですね、していただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、江藤議員の一般質問を終わります。

次に5番、河原修仁君。

5番（河原修仁） お疲れのことと思いますので、しばらくの間、私の一般質問をお聞きお願いを申し上げます。素早く終了したいというふうに心がけております。先日の報道によりますとですね、OECDの生徒の学習到達度調査、PISAで日本の子どもたちの読解力が8位と科学応用力が5位、数学的応用力は9位となり、学力低下に一定程度の歯どめが掛かり、改善の傾向が示されたというふうに報道されております。本件の基礎・基本定着状況調査では5位にランクされるなど、徐々にでございますけれども成果は出てきているんじゃないかなあというふうに思っております。これもやはりこの四、五年の中からそういう種子、種をまいてシード的な役目をなさってこられました方々に深い感謝を申し上げまして、今後とも更なる精進をしてもらいたいというふうに思います。しかしながら、本来子どもは学校・家庭・地域が三位一体で育てるべきものだと思います。ところが、最近では核家族化・少子化が同時に進行をしまして、家庭の教育力も低下しているように思います。また、地域においても人口の減少、高度化、地域経済の疲弊などにより、地域の経済力も大変低下をしているように思われます。これまで学校・家庭・地域でそれぞれ担っていた役割が、家庭と地域の機能が弱くなった分、学校に重い負担が掛っているのが実情でございます。その一方で教員も仕事量が増えてきて、中学校の教員をとってみても教科指導・生活指導、クラブ活動の顧問か部長、資格検定試験の手配や学内の会議など、学校の事務処理、学外の研究会への参加など、加えて2007年からは特別支援教育が始まり、全体の6%以上といわれる軽度の障がいのある子との本格的な融合教育も始まっております。そのほか、文部科学省や教育委員会の調査もの、最近の教師は統計調査の専門員のように、いつも何かの調査の記入に追いま

くられている。学校現場が追いまわられているのは調査の報告作業だけではありません。環境教育・IT教育・外国語教育・人権教育・食育・心の教育・命の教育・キャリア教育、福祉・ボランティア教育、何々教育が次から次へと学校に持ち込まれております。引き受けさせられる教員は実はたまってものではございません。教師は授業で勝負するといわれますが、授業で勝負する前に疲れ果ててしまいます。教師が忙しくなり子どもたちに向き合う時間が減れば、集団生活では事前に起きるいじめやちょっとした事件にもそれを発見し、適切な処置をすることに手が回らなくなってくるのではないかと。そこでアとして、魅力ある学校づくりと優れた教員の確保について、教育現場の負担感・多忙感を払拭し、教育活動に専念できる環境づくりについて、どのように考えているかをお伺いを申し上げます。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 河原議員の御質問にお答えいたします。魅力ある学校づくりのためには、教職員が子どもと十分に向き合っており、そして教える時間をたくさん取るということが教職員一人一人の気持ちにもですね、余裕ができたりして非常に重要なことであるというふうに考えておりますが、9月の児玉議員の質問にもお答えしたように、現在の学校現場の状況が非常に今、河原議員御指摘のように、非常に多忙化しているということは間違いのない事実でございます。このような情勢の中で、国も学校現場の負担軽減の方向を探るということで、大分県においてもですね、国においても教員の事務作業の改善を図っていかねばいけないと。そして子どもたち一人一人との向き合う時間を確保しようということ、昨年度学校現場の負担軽減ハンドブックというものを作成しておりますが、その中で各学校において調査文書等に関する事務負担の軽減、それから調査・研究事業のあり方の見直し、これは指定研究校等と呼ばれておりますが、その調査報告書を簡略化すると、あるいは発表会を非常に簡略化していくというような方向であるとか。それから学校の校務運営体制の改善であるとか、会議や研修のあり方とか、見直しを様々な面からしてきて取組をしているところでございますが、まだまだ御指摘のように十分ではない状況があります。教育委員会といたしましては、学校現場の意見や要望等を聞きながら、負担軽減ハンドブックの項目の取組の改善をまたさらに行っていくことによって、教師が教育活動に専念できる環境というものをできるだけつくっていききたいというふうに考えております。また、先程御指摘のありました発達がい害のある子どもへの対応としまして、本市独自の単独の事業といたしまして、特別教育支援員ですが、この配置・拡充を進めてきているところでございます。また、保護者等からの要求、あるいは苦情に対応する特別の専門チームというものの設置をですね、これから検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 教育長からただ今答弁をいただきまして、2007年よりの特別支援員の方は今増員の方で考えておられるということです。分かりました。2点ほど再質問をさせていただきたいと思っております。一つはやはり市費の負担の教職員といたしまして、現場の方では研修に出たいんですけども代替の教員がいなくて研修に出席ができないと。もし研修に出たら子どもたちは自習をさせて、また次の日でもその授業をやらなくてはならないと。子どもにも自分たちにも二重の負担がかかっているということで、それが1点。それともう1点は、これからの小中一貫教育、これがただ今4校で行われている。これをこれからの計画としては、小中全域にわたって拡充をするという計画がなされているようでございます。そのときにで

すね、英語を教えられる教員の確保が果たしてできるか。これをどういうふうに確保していくかということの二点。あと一点は、今、小中一貫教育で小一ギャップと申しますか、小一プロブレムの方は解消しつつ4校ではあるようでございます。ただ私が聞きますところに、中高、中高の方で高校1年になった時のプロブレム、これがやはり高校の教員の方では、中学校と高校のやはり連携をもっと先生たちと中学の先生方と密に話す機会を設けていただきたいと。こういうふうな考えを持たれてるそうです。その件はひとつ検討していただければと。前のひとつ2点の方の答弁をお願いを申し上げます。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。1点目の研修の代替の件でございます。確かに学校によっては授業の代替に行くという教員のフォロー体制がなかなか難しいという状況がございます。その場合は、管理職が代替に行ったりとか、あるいは合同で隣のクラスと合同の授業を持ったりとか、そういった工夫をしながら進めているところでございます。それから2点目の小中一貫教育についてでございますけれども、これは今、議員御指摘のように市内4校で行われていると。小中一貫教育につきましては、立地条件というものが非常に重要になってまいります。結局中学校の教員が小学校に出向いて行くという、近い距離でなければなかなか難しいという部分がございます。市内全域にももちろん拡充していきたくわでございますが、そういう面での障害がございます。そこでできない学校については一貫教育というよりもできる範囲以内での連携、小学校と中学校の連携を、教育を行っていきたくわということを考えております。英語の教員が問題でももちろんでございます。その場合は、もちろん今、連携教育につきましては順次できるところから行っていくということで、必ずしも英語教員が必要であるとも限りません。そういった小中一貫教育の場合は、英語の教員を事前に一貫教育が始まる前の年度から準備をいたしまして対応できるようにしていきたくわというふうにご考えております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） それでは議長イに移らせていただきます。教諭職員の資質向上と意識改革について、これは1として、一般教員の資質向上については、教員養成、教員の採用、教員の研修について、まずお伺いをしたいと思っております。2として、学校運営での校長のリーダーシップと資質の向上についてですが、これは校長のリーダーシップとは何か。マネージメント力とはどういうことをいうのか。この2点についてまずお聞きしたいと思っております。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。教員の資質の向上につきましては、先程の御質問の中にありました、研修をやはり一番中心に据えていきたくわというふうにご考えております。県教委の方でも教員のキャリアに沿った、例えば初任研、最初に採用された教員に対する初任研でございますが、あるいはフォローアップ研修とか、それから10年経験者研修とか、そういった県の研修がございますし、佐伯におきましては学校組織マネージメント研修、それから臨時講師研修、あるいは職種に応じた幼稚園の教員研修とか、あるいは養護教員の研修、研究主任研修と、そういった研修を重ねながら教職員へです、力量をつけていくというような取組をしているところでございます。それから校長の資質についてでございますけれども、まず佐伯市が求める学校経営者の像としましては、経営者として優れた人物であること。それから次代を担う人材を育成できる人物であること。それから教育者として高い見識がある

人物というようなことを掲げております。校長の果たす役割が非常に学校経営上非常に重要でございます。校長がどういうスタンスでいるか。どういった教育理念を持って学校経営をしてるかということによってその学校が活性化したり、そうでなくなったりというように、非常に重要なものであると思いますので、今後もその校長のですね資質向上に向けては教育委員会としても力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えている。それからマネジメントというのは、いわゆる学校は教育目標を年度の目標を掲げます。その目標に向かってどういう取組をしていくかという計画を立てます、計画をですねまず、プランですね、そしてそれを実行に移していくDo、Doというんですが、PDCAと。三つ目がチェックですね、どれくらい当初の計画に従って実行できているかと、見直しをすると。そしてその見直しを基にまた行動を起こす。アクションを起こすということで、PDCAサイクルを1年間の中で大きなサイクル、小さなサイクルがあって、その運営管理というものをしていく。そういったことをマネジメントしていくという言い方をしております。ですから、それを個人の場合に用いる場合もありますし、学校組織全体で組織マネジメントという言い方をして、学校全体での組織マネジメントをどうしていくかという。その辺りを指す言葉でございます。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） まず1の一般教員の資質の向上についてのところの教員の私が養成、それから採用・研修、研修の方は若干分かったんですけども、教員の養成の中で、教職実践演習というのがあるんじゃないだろうか。これはどういうふうな演習をなさるんだろうかということがお聞きしたい。それと教員採用の中で、教員の採用の不正の問題でですね、どのように県教委・市教委の方は改善をそういう点でされたんだろうか。教員の採用の選考の問題、人物の問題、その選考の改善点があるんじゃないだろうか。その点をお聞きしたいというふうに思います。まずその点をお願いをします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。教員の養成につきましては、学校現場での養成というものもございますけれども、まず一番は大学での養成でございます。その大学の中でいわゆるデスクワークのみではなくって、実際に教育現場に立ったときに、子どもと触れあったりする力というものを現場に入ったら即必要になってまいります。そういう意味での養成段階における様々な福祉の体験をすることであるとか、それから実際に授業をやってみる体験であるとか。そういった様々な演習形式の授業を通してですね、いわゆる大学生が現場に出てもすぐに即戦力として機能する。そういった養成段階というものを踏むようにしておるところでございます。それから、平成20年の4月から教職大学院というものができました。この教職大学院におきましては、現場の教員を対象にして、学校の中核的な中堅教員を養成するというねらいから行っておりますけれども、今、日本全体で19の大学が取り入れて2年間ここで中堅教員としての力量を高めるといような養成もしております。それから採用につきましては、大分県教員の場合、選考を3段階に設定をしております。一次試験から二次試験・三次試験まであるわけでございますが、一次試験は教養・専門あるいは実技試験という内容でございます。そこを経た、つまり、その一次を合格した者を対象に今度は二次試験を行います。この二次試験は、模擬授業、つまり先生になったつもりで授業をするという。それから口頭試問、そして実技試験というように形で二次試験を行っております。それからそ

れを経て、またさらに合格した者が三次試験を受けることとなります。三次試験の中身は集団面接、つまり集団で討論をするというやり方、そしてその後、また面接の2として個人面接を行う。最後に適性検査を行うというような非常に三段階の網を掛けて行っていくという、そういった試験の制度に変わってきております。特別選考枠として大分県の場合、障がい者特別選考、それから社会人特別選考ということで、少数でございますけれども毎年採用していくという仕組みもつくっているところでございます。以上であります。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 養成につきましては分かりましたんですけど、教職実践演習は分かりました。教員採用の改正点が20年度から行われておるんじゃないかなあというところがちょっと明確に答弁をいただけなかったようでございますけれども、時間の関係上また質問をさせていただきたいというふうに思います。次に私は2番に聞きました校長のリーダーシップと学校のマネージメント力ということでございますけれども、実は12月の5日の大分合同新聞に、この校長等管理職の評価を現場職員に尋ねた調査では、リーダーシップの不足度が68%、マネージメント力が71%、よって学校運営の能力で課題が浮かんだという形で実は質問させていただきました。校長のリーダーシップについては分かりました。当事者のやっぱり意識が非常に強いものがなくてはいけないという形で分かりましたけれど、このマネージメント力というのは教育長五つの実は要素があるんじゃないかなあとの確にいて、人・物・金・時間・情報、資源をこれをいかに有効活用する能力が必要かというんじゃないかなあというふうに思います。これをいかに経営能力と申しますか、これが5要素じゃないかなあというふうに私はとらえさせていただく。その中でですね、マネージメントのいい学校とマネージメントのよくない学校では大変な学力の差があるんじゃないかなあ。非常なギャップが起こってくるんじゃないかなあ。保護者に対してももちろん、学ぶ子どもに対しても、その辺りで非常にやはり校長がマネージメント力というのを要求されてくるんじゃないかなあ。だから、これからのやっぱり2点お聞きしたいんですけども、校長のやはりモチベーションというか、高いリーダーシップとマネージメント力をすれば学校は変わってくるんじゃないかなあ。そしてやっぱり教員に校長として、やはりこれからの教師としては人間的な幅も持たせなくちゃいけないんじゃないかなあと思いますけれども、教育長その点についてどう思いますか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 議員おっしゃるように、マネージメント能力、そして人間力、その辺りが私も非常に大事なところであるというふうに思っております。先程申し上げましたが、校長自身もそういった研修を通してですね、自分たちの力量を高めていこうという佐伯市の高長は意欲を持って頑張っているところでございます。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） それじゃあそこでもう一点、学校運営についての校長のところでお聞きしたい意見がございます。それは佐伯市の教育改革アクションプランの中で、校長の学校経営ビジョンに即した人事異動というか、フリーエージェントというんですか、この導入をしようかということで検討がなされてるようでございます。この検討の中で、24年度には決定しようということが21年度からずっと検討されておるようでございますけれども、このことにつきまして答弁をいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。プロ野球の世界でフリーエージェント制というのをとっておりますけども、それに似た形になると思います。ある一定の年限を経た、経験を経た教員が次の異動においてはこの学校に行きたいというのを宣言をいたします。そして一方、校長としてもこういった人を取りたいという、そういった考えを持って双方が話し合って、校長の方は公募するわけでございますけれども、双方が話し合って、そこで合意に達すればその人事を最優先して動かすという制度でございます。野球のように年俵をどうのこうのということは含まれておりません。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） そうしますとですね、これからですね教師の選択制、あるいは学校の選択制が進めばですね、教師個人の力で児童・生徒を集めることができますですね。そうするとさっきおっしゃいました野球の世界で、監督の方が良かったりすると、そちらの方によくあります。監督が動けばそちらの方に選手は動くというか、高校野球は特にでございます。そうなりますと非常によっぽど教師の方はしっかりとした実力と申しますか、教師としての資質を高めていかななくては、そうでないところは児童・生徒の確保ができなくなるんじゃないのか。それとですね、学校の序列化につながる危険性はないのか、そういうことにおいて、その点をお聞きします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えします。フリーエージェント制をもし行うのであれば、これはもともとの人事権は県の教育委員会が持っておりますので、県教委との情報交換の協議をして、その上でないと実践はできません。これについては、もうちょっと実際に運用するに当たっては時間が掛かるのかなというふうに考えているところでございます。これをフリーエージェント制を入れることによって、先生方がやはり教育に目標をもって頑張るようになるのではないかなと。そういったメリットがありますし、同じ思いを持った人たちができるだけ集まって来ることによって、学校が活性化していくというメリットも出てくるのではないかなというふうに思います。ただ、実際にやってみないと分かりにくいところがあるんですが、そこで手を挙げて、せっかくフリーエージェントで手を挙げただけでも競合する中で、実際は優先すると言っても優先できなかったというようなことも起こり得ると。いろんなデメリットの方も予測されるところもございます。ある一定年限に達した教員だけに限られますから、みんながそうするわけではございませんので、少しずつ暫時変わっていくという状況になってくると思いますので、そんなに混乱をすることはなくできるのかなというふうにも考えているところでございます。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） その件についてはまだ選択制の問題、フリーエージェントの問題は今後検討をしていかれるんじゃないかなと。非常に難しい問題がいろいろあるんじゃないかなというふうに思っています。私、通じまして今、一般の教職員の質の問題、向上の問題、それから校長のいわゆるリーダーシップと質の向上についてはですね、やっぱり教員にはやっぱり、やって見せて、言ってみせて、させてみて、ほめてやらねば人は動かじというふうな昔からですね、教育の要諦の言葉があるようにあります。ひとつここの辺りをですねやはり、特に小学校の教員にはですね、教育長の方から伝えていただきたいと。もう一つ、先日

サッカーの全日本の代表でございます。ザッケローニ監督というんでしょうかイタリアから参りました監督によって私も実はすごくやっぱり、さっき教育長も野球の世界を言いました。スポーツの中に通じているなあと。彼がやっぱり選手一人一人とコミュニケーションをとることが大事だと。指導上で一番大切なことは選手の性格を見極めることだと。これを見極めなければ指導はできないというふうな言葉をお聞きをいたしましてですね、正にここがやっぱり教育といいますか、人材育成のやっぱり大切なところだなというふうに、総称しまして、私は指導者で学校ももちろん子どもたちもいろんな指導者で決まると思います。指導者が優れたところはやっぱり良くなります。会社でも、役所でも、どこでもやっぱり指導者、優れた指導者が大切だなあというふうに感じました。どうかひとつそういう面をお願いをしまして、ウの道德教育に入らせていただきます。それじゃあウの道德教育について質問をいたします。改正教育法の基本法でですね、教育の目標としまして新たに豊かな情操と道德心を培うことなどが盛り込まれまして、さらに改正学校教育法では、教育義務の目標として、規範意識や公共の精神、生命及び自然を尊重する精神などを育成することが新たに盛り込まれているようでございます。教育基本法の改正を受けてですね、平成2年3月に改定されました小中学校の新学習要領では、どのような点がどのように改善をされたんだろうかというところをお伺いいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えをいたします。議員御指摘のように、教育基本法の改正によりまして、学校教育法や教育職員免許法等の改正もあっております。道德ということに関連して申し上げます、まず教育基本法におきましては、前文で公共の精神を尊ぶこと。それから第2条の教育の目標の中で、豊かな情操と道德心を培うこと。この2点がですね今回新たに盛り込まれている点でございます。学校教育法におきましては、義務教育の目標として規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと、ということが付加されております。児童・生徒の問題行動の背景には、議員おっしゃいましたように、規範意識や倫理観の低下ということが関係していると指摘されているところでございますが、学校教育活動全体を通じて道德的な心情や判断力や実践意欲と態度などの道德性を養うということが極めて重要であると。今回の指導要領改定で強くうたわれております。道德の時間というのが年間35時間学校ではございます。週1時間当たりになりますけれども、この道德の時間を要として学校教育の全体を通じて道德教育を展開するという事を述べております。今後はですね、児童・生徒の発達の段階や特性をとらえながら、小学校におきましては、人間としてしてはならないことをしないこと。そして集団や社会の決りを守るということ。中学校におきましては、法や決まりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画すること。などに重点を置いてですね指導していくというふうに考えております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 今改正法で私も1号、2号、3号というのを心得ておるんですけども、もう時間の関係でですね、二つほど聞きたいというふうに思います。一つはですね、やっぱり人は何のために生きるのか。あるいは人間としての心構えですね、志、その座標軸が今道德教育にあるんだろうか。もしそれがあるとしたら徳目じゃあなかろうか。その徳目ということが道德の授業の中にどういうふうに生かされてるんだろうかということが1点と。最近で

すね学校辺りの、私が見る目かも知れません。伝記とか偉人伝とかいうのがですね図書にあるようにあるんですけれども、どこにあるのかが探すのが大変、すぐ行って見つけれない。私たちの時はそういうのではございませんでした。やっぱりその辺りにですねやっぱ人としてどうして生きていくかということのをですね、やっぱり私は人間として感化をされるということ、感化をさせるということも大切じゃあなかろうかというふうに思います。と申しますのは、昨今結婚式などはここ20年ぐらい前まではよく恩師として呼ばれておりました先生方を。最近私は結婚式に出てみるとあまり恩師の先生なんか呼ばれておりません。そんなのがなくなっておるのかですね、いうふうにやっぱ危惧されるわけです。そのちょっと2点について教育長さんにお伺いします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 議員がおっしゃるようにやはり座標軸といいますか、行動・規範を中心としたですね、いわゆる道德のいろんな価値、道德的価値というものがございます。ですからその辺りは指導要領にはですね、そういった価値項目をこれとこれとこれを指導しなさいという形では載っておりません。四つの領域に分けて主としてですね、自分自身に関すること。それから二つ目に主として他の人との関わりに関すること。三つ目が自然や崇高なものに対するもの。それから四つ目が集団や社会との関わりに関するもの。この四つの項目、領域にですね分けて、そのそれぞれの中味を年間の指導計画の中で全てをですね入れ込んで、年間を通して指導していきましようという形になっております。道德の副読本がございしますが、その副読本で扱っている偉人といいますか、有名な方々が佐伯の場合ののですが、禅海和尚、吉田松陰、それから鑑真和上、それから近いところでは浅田真央、それからイチロー、高橋尚子、水木しげる。こういった方々、海外ではナイチンゲールやマザーテレサ、ディズニーやガンジー、サリバン先生、キング牧師とかいうような形で、副読本の中にあります。実際にそれを道德の時間の中で扱ってっております。道德は非常にバランスというのが非常に難しい部分がございます。ある一定の価値に片寄った指導をしていくということが過去の歴史の中でいろんな不幸等を生んでおりますので、やはり学校教育では、バランスよくそういった項目を子どもたちに計画的に教えていくということが必要かというふうに考えております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） それでは最後になりますけれども、この大分県はですね、やっぱり江戸時代の後期に広瀬淡窓が私塾咸宜園を実は開設をしておって学問の熱意に燃えた4,000人のやっぱり門弟が全国から集まったという教育熱心なやっぱり土地であるということと。その門弟の数の多さと学問的水準の高さは全国水準の群を抜いておるということでありまして、また福沢諭吉ですね、教育の先覚者でありますし、同時にこの佐伯の地は矢野龍溪という近代に貢献をしましたやっぱり人物を輩出した土地でございます。どうかひとつ教育長、教育委員会、学校、校長を中心にしながらですね、やっぱさらに子どもたちに明日の教育についてですね、さらにやっぱり真剣にひとつ孤軍奮闘をですねお願いをしまして、この学校教育については終わらせていただきます。

次に、環太平洋パートナーシップTPPの交渉のですね参加についてどう思うかということの質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、時間の関係上ですね、この先にもう答弁を受けたいと思っております。これについてTPP交渉による国境措置が撤廃された場合の佐伯

市農業への影響の試算はどういうふうになっているのかということと。もう1点、今後の農林水産業の展開について、TPP参加となれば佐伯市の農林業は立ちゆかなくなるのではないかと。アとイを一緒にひとつ質問させていただきます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） TPP交渉によります国境の撤廃による佐伯市農業の試算でございますが、国・県の試算の試算表では、少しちょっと当てはまらない部分がありますので、JA大分県中央会の算出した算出額の減少率で算出をしています。するとですね、18年度の佐伯市農業算出額62億2,000万に対しまして、生産減少額は18億4,000万円となります。主に米・麦の算出は10億8,000万に対しまして減少額が10億3,000万、畜産におきましては18億3,000万が減少額の8億円となり、農業全体の算出額に対しましては、国の減少率は48%、県につきましては41.6%、そしてJA大分につきましては40.7%となっております。本市においては29.5%となり、影響作物米・麦・畜産の割合が低いために全体的な減少率が国・県等よりも低いというふうに試算しております。それとTPPに参加すれば佐伯市は立ちゆかなくなるのではないかとということではありますが、TPPへの参加は国内の農業に大変打撃をもたらすというふうに報道もされておりますが、具体的な内容等が何一つ示されておられないので何とも言えませんけれども、今後は国の情勢を見ながら県と密に協議を重ねていかなければならないというふうに思っております。現段階では何らかの影響は避けては通れないと推測はしているということでございます。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 部長にお伺いを申し上げます。後ほど市長にもお伺いを申し上げますけれども、もうそのままの質問といたしまして、この環太平洋パートナーシップTPPですね。これはですね、やはり部長としてこの参加交渉にですねどういふふうな佐伯市農業の先程影響も聞きました。を考えた中で、これから佐伯市としてはこれは参加交渉にテーブルについたほうがいい、いやつくべきでない。どういふふうにお考えですか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） これはあくまでも農林水産部としての考え方で言わせていただきます。農林水産業といった形の中で今算出されてるのが非常に国レベルで4兆1,000億円といった形の中で、どういふ形で算出されているかというのは非常に微妙ではありますが、やはりそういう形の中で農林水産部としては非常に参加するという点についてはやはり微妙であるというふうに思っております。まあ微妙というか反対であるということではあります。しかしながら、全体的なことを考えますと私の出る幕ではございませんので、その点とはお許しのほど、よろしく願いいたします。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 大変すばらしい答弁をいただきました。最後になります市長、佐伯市のトップとして常に一次産業の発展なくして佐伯の発展はないと。いつも明言をされております市長といたしましては、このTPPの協力交渉についての参加については、どういふふうな意志を持たれておられるかを質問させていただきます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 大変難しい質問をいただきました。私も市にとりまして一次産業も大事であります。また工業も大事であります。企業誘致も大事であります。そうした中で先般大分

県の方で、逆に農業以外にこの工業における算出額をすればＴＰＰに加入しなければ大分県として2,000億円大きく落ちると。加入することによってそれがプラスアルファと、そうすると佐伯市でこの工業の方の施策を出してありませんまだ。農業以上にこの施策が出る可能性もございます。こうした中で私の方とすれば米・麦というのは佐伯市で10億8,000万、これについては佐伯市全体とすれば、地産地消でやれば十分これが賄える数字であるのではなからうか。そうするとこの出した数字以上に、私どもの佐伯市で肉牛もあんまり多くありませんので、地産地消をやることによって佐伯市としては大きくそうした損は免れるのではないかなという考え方もあります。逆に今造船を始め、また自動車関連産業、ＩＴ関連産業、これについては輸出依存でございます。これが逆にこういうことによって輸出が伸び雇用が安定し、また大分県そのものが企業誘致をするということになった場合、このＴＰＰの参加ということは非常にメリットがですね出てくるかも分かりません。あくまでも仮定した状況でございますが、私の方とすれば、そうした両方をうまく何かできる方法をですね、模索しながら地域における営業をですねどうしていくかと。非常にこうした中での私としてのイエス・ノーということはまだ十分研究をさせていただいていきたいと思っております。またこのＴＰＰを見ますと、先般新聞を見ますと、日本が参加を見合わす状態をですね、いろんな中に入っておるんですけど、ちょっと門前払いをくらっているようで、そういう調整じゃあなくてイエスかノーかというのを突きつけられておりますので、国の動向を見ながら、そうした中で私の方も佐伯のためにどうベターになるかということを考えさせていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 河原議員。

5番（河原修仁） 最後になりましたけれども市長は食文化、食観光をしております。寿司は米であり魚であります。意志としては参加交渉にはあまり気乗りはしないんじゃないかならうかということを感じて疑うものではございません。最後になりましたけれども、私は日本国民の一人として、また地域を守る担い手の一人として、このＴＰＰ環太平洋パートナーシップの協力交渉には断固反対でありますことを宣言いたしまして一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、河原議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、13日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後4時27分 散会

平成 2 2 年 第 5 回

佐伯市議会定例会会議録

第 5 号 1 2 月 1 3 日

第5回 佐伯市議会定例会会議録（第5号）

平成22年12月13日（月曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	矢野精幸
3番	高司政文	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	矢野哲丸
7番	河野豊	8番	佐藤元
9番	和久博至	10番	上田徹
11番	御手洗秀光	12番	清家儀太郎
13番	日高嘉己	14番	玉田茂
15番	榊田穂積	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	浅利美知子
20番	後藤勇人	21番	渡邊一晴
22番	井野上準	23番	兒玉輝彦
24番	宮脇保芳	25番	清家好文
26番	江藤茂	27番	吉良栄三
28番	芦刈紀生	29番	下川芳夫

欠席議員の氏名

16番 三浦 渉 30番 高橋 香一郎

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企画商工観光部	市長	西山	嶋本	泰清	義一郎	総務部次長兼総務課	長	井岡	上本	英二
副市育務部	長	山塩	本月	厚高	信嗣	財政画課	長	飛飛	高野	彌一
務部	長	川分	藤原	弘嗣	行治	社会福祉課	長	高山	田塚	勝隆
企画商工観光部	長	三魚	原住	信慎	治則	高齡者福祉課	長	山根	田塚	わか子
市民生活部	長	染矢	田初	喜市	喜弥	建設課	長	柴永	田山	徳男
福祉保健部	長	石高	瀬精	秀市	喜弥	都市計画課	長	永亀	山留	伸太
建設部	長	高三	又橋	秀弥	一治	大手前開発推進室	長	亀都	渡邊	熊義
下水道部	長	江藤	納良	治		学校教育課	長	大河	野神	宜弘
農林水産部	長					生涯学習課	長			雄
教育次	長					文化振興課	長			
防	長					体育保健課	長			

議事日程第5号

平成22年12月13日（月曜日） 午前10時00分 開 議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） おはようございます。本日の平成22年第5回佐伯市議会定例会第12日目は成立いたしました。

会議に先立ち申し上げます。

9日の本会議における河野議員の発言を受け、議会運営委員会におきまして協議の結果、ケーブルテレビ事業に関する議会の調査報告への対応については、極めて不適切で議会軽視と言わざるを得ない、と判断し、本日お手元に配布のとおり、市長に対し抗議文を提出いたしました。

以上、御報告申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（小野宗司） 日程第1、一般質問を行います。

10日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、下川芳夫君、2番、矢野精幸君、3番、河野豊君、4番、後藤勇人君、5番、清家好文君、6番、和久博至君、以上の順序で順次質問を許します。

29番、下川芳夫君。

29番（下川芳夫） 皆さんおはようございます。29番議員、開政会の下川芳夫でございます。今年は暑い日が長く続いたせいか、秋が短く感じられ急に寒くなり、もう冬になってしまったのだと実感しております。早いもので今年も残り少なくなりました。一年のサイクルが短く感じるようになったのは私だけでしょうか。

それでは、今年最後の定例会での一般質問を元気よく始めたいと思います。ところで、今日の日本の状況を振り返ってみますと、昨今の円高、デフレ等による不況の嵐が吹き荒れて一向におさまる気配が感じられません。地方都市にあっては不況が長引く程いろいろなところが疲弊してきて、取り返しができないほどの状態かと思われまます。また、外交においては尖閣問題、北朝鮮問題、北方領土問題、竹島問題など多くの難問が立ちまだかっています。さらに、内政でも沖縄普天間飛行場移設問題、TPP問題などで足かせとなり、経済再生への取組がおざなりとなっているように感じられ、イライラした気分になっているのではないのでしょうか。無関心ではられません。自分たちの問題として政治に注目していきたいと思えます。しかしながら、自分たちの生活のことを考えたとき、生活に直結する問題である年金問題や老後のことを考える福祉問題が一番関心のあることではないのでしょうか。これから

の少子高齢化による福祉問題は最重要課題かと思われます。福祉政策において政府の財源が枯渇する状況の中であって、縮小を余儀なくされている福祉への交付金も減額されるのは目に見えております。そうした中で、市民の皆さんが充実した生活を送ろうと願うならば、どのようにしたらよいのでしょうか。福祉の充実には少ない財源を有効に使い、市民一人一人の自覚以外しか考えられません。自助・共助・公助をモットーに自分でできることは自分でいい。そして、さらに皆さんと協力し助け合っていくこと。しかし、どうしても個人の力では及ばないときは、行政の力を借りることも致し方ないと思います。しかし、行政に頼りきると行政の少ない職員では賄いきれるものではありません。福祉の充実を図るには、民間のボランティアをどうしても頼らざるを得ません。民間ボランティアの中には、民生委員のことも入るのではないのでしょうか。そこで、今回の質問である民生委員についてを詳しくお尋ねしたいと思います。まずアといたしまして、民生委員の役割と仕事内容から入っていきたいと思います。として、民生委員の役割と仕事内容について、次にとして、民生委員になるための資格、経歴、年齢制限等の要件はあるのかをお尋ねします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） おはようございます。下川議員さんの民生委員について、アの民生委員の役割と仕事内容についてお答えいたします。まず、民生委員の役割は一言に言って、地域の皆さんが安心して相談のできるボランティアということが出来ます。次に、仕事の内容についてですが、民生委員法の第14条によりますと、1、住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておくこと。2、要援護者の自立した日常生活を営むことができるよう、相談、援助を行うこと。3、要援護者に対して福祉サービス等の利用のための情報提供を行うこと。4、社会福祉を目的に事業を営業者と連携し、事業や活動を支援すること。5、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力すること。6、その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。以上の6項目が職務となっております。民生・児童委員は、市議会、商工会議所、医師会等の代表からなる佐伯市民生委員推薦会の推薦の後、県に設置された、地方社会福祉委員会の意見を聴いて、さらに県知事が推薦をし、厚生労働大臣が委嘱をいたします。質問の資格、経歴、年齢制限等についてですが、先程の民生委員推薦会の推薦基準に次のような定めがあります。1、二十歳以上であること。2、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある者。また、選任に当たっての指針として、年齢について、短期間ではなく長く活動ができる者を選任することから、できる限り75歳未満の者となっております。以上から、資格や経歴についての制限はありません。なお、民生委員法の第2条には、民生委員は常に人格識見の向上とその職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならないと努力義務が規定されております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） それでは、再質問をさせていただきます。民生委員の役割はですね、十分理解、今おっしゃられたように十分理解できましたけれども、今度反対にですね、行政側の役割ということが考えられます。その中で、民生委員がですね、活動しやすいように配慮すること。また、民生委員のモチベーションを高めることが行政側の仕事であるかと私は思っておりますけれども、そのようにするためにはですね、具体的にどのようなことを考えているのか。お聞かせ願います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 民生委員が活動しやすくなるように配慮するための行政の役割ということについてお答えをいたします。まず、行政の関係機関と民生・児童委員との意思疎通を十分に図ることが重要と考えています。現在、定期的に協議会及び会長会が開催されておりますので、今後ともこれらの会議に関係職員の出席を促してまいります。次に、民生・児童委員の活動を市民の皆様にお知らせすることが重要と思います。民生・児童委員協議会の事務局は佐伯市社会福祉協議会ですが、現在は、この協議会が発行いたします社協だよりのみで広報しております。今年は一斉改選の年でもございましたので、ケーブルテレビ等を使って活動の様子や活動内容等について周知をしてまいりたいと思います。また、民生・児童委員さんの皆様は活動の中で、要援護者の情報が行政から得られにくいといった指摘もありますので、関係法令を研究しながら可能な限り対応してまいりたいと思います。以上申し上げましたように、基本的に民生・児童委員の皆様が少しでも活動しやすい環境を整えてまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 行政側の役割も十分理解できるかと思えます。その中でですね、佐伯市民生推薦委員会というのがありますね。その分がですね、議会の人たちはよく知っているかと思うんですけどね、出席してますからね。だけど一般市民の方は、これはどういう会なのかということがなかなか理解できていないかと思うんですけど、この会をですね、いつ、どこでするのかですね、お尋ねいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 民生・児童委員の推薦会をいつ、どこでというお話でございますが、本年一斉改選後の佐伯市民生委員推薦会について申し上げますと、推薦会を8月20日の日に市役所の方で開催をいたしました。また、任期途中で辞任があった場合には、その都度推薦委員会の委員さんが14名いらっしゃいますが、その方々の所を訪問しまして、持回りで決裁をいただいております。また、推薦会につきましては、国の示した要領によって非公開となっております。以上です。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） はい分かりました。それではですね、民生委員がですね、その職務を行ううえで知識や技術の習得に努めなければならないという努力義務を負わせてますよね。その件に関してですね、それだけでいいのかどうか。どう考えているのかお聞かせください。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 民生委員さんの資質の向上を図るために努力義務だけでよいのかという御質問ですが、こうしたことから市や県・国の段階での研修のほかにはですね、各民児協というこのがございまして、民生・児童協議会という中で定期的に開催する会議の中で情報交換とか、事例研究等を通じて、必要な知識の習得に努めていただいているという状況でございます。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） アはこれで終わります、イに移りたいと思います。イはですね、民生委員の体制と組織についてお尋ねいたします。まず として、民生委員の体制と組織について。そして としてですね、佐伯市には現在民生委員の方が何人いるのか。また、民生委員1人当たり何人の人を担当するのかお聞かせ願います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 民生委員の体制と組織についてお答えします。旧市には九つ、旧郡部に八つ、合わせて17の単位民生委員・児童委員協議会があり、それぞれの協議会に会長、副会長を置き、定期的に会議を開催しながら事例研究及び情報交換を行っております。また、単位民生委員・児童委員協議会の会長が集まる会長会というのもございます、ここにも会長、副会長を置いて、年数回の会議を開催し、連絡調整を図っております。このように民生委員・児童委員は単位民児協ごとに互いに連携を保ちながら情報の共有を始め、必要な知識の習得に努めています。次に、人数と委員1人当たりが担当する人数についてですが、民生委員・児童委員及び主任児童委員の総数は233名で、うち主任児童委員は28名です。また、委員1人当たり何人の人を担当するのかにつきましては、特に決まっておられません。現在、地域割で民生・児童委員の担当区を決めておりますので、旧市内と旧郡部では担当する人数・世帯数が異なっています。ちなみに、佐伯市全体の世帯数を委員の数で割った1人当たりの対象世帯数は、本年10月末現在で161世帯となっております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 今ですね、民生委員・児童委員とですね、主任児童委員と言われましたけど、この違いは何なんでしょうか。お聞かせをお願いします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 民生委員・児童委員さんと主任児童委員さんの違いは何かという御質問にお答えします。民生委員は児童委員に当てられた者とするという規定がございますので、民生委員は児童委員を兼ねることになります。児童委員というのは、児童及び妊産婦の生活環境とかを把握し、その保護、保健、その他の福祉に関し、サービスの利用のための情報提供、援助、指導を行うとともに、児童福祉士、社会福祉主事の行う職務に協力するとあります。一方、主任児童委員につきましては、児童福祉に関する機関と児童委員との連絡調整及び児童委員の活動に対する援助・協力、地域の児童健全育成活動に対する支援を行うとあります。このように主任児童委員というのは、活動の対象を児童と妊産婦に限定し、児童委員である民生委員と連絡・調整・協力しながら地域の児童の健全育成活動を支援するということの役割を担っています。以上が民生委員・児童委員と主任児童委員の違いとなります。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） はい、ありがとうございました。理解ができました。私ちょっとこのところがですね、どういうことが違いがあるのかなあと考えたものですから、お聞きいたしました。次にですね、民生委員が1人当たり佐伯市全体の世帯数で割ったとき、161世帯ですか、になると言われましたけれども、これは大変多いんじゃないかと思うんですね。今なぜかと言いますとですね、先程も申しましたように、少子高齢化が進んでおまして、うちの区ではですね、30%、今度70歳以上の方がですね30%を超えるぐらいの方がおります。ですからその世帯数がですね大変多い地区もあるかと思えますね。ですから、この対象世帯数を100世帯ぐらいに、世帯数を100世帯ぐらいの対象で振り分けることができないか。つまり民生委員を増やすことができないかということをお尋ねします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 民生委員さん1人当たりの対象世帯数をもう少し少なくといいますか、民生委員さんを増員できないかという御質問にお答えします。本市の一斉改選に伴いま

す国の配置基準は、本市の場合で言いますと120世帯から280世帯に一人ということになります。本年の改選に当たりまして、主任児童委員さん1名の増員を県に要望いたしました。減員はあっても増員はしないとの返答でありました。本市の場合は合併前の旧市町村の定数をそのまま引き継いでいることから、地域間にアンバランスが生じています。今後増員が見込めないことから、地域需要等を考慮し、地元自治委員、単位民児協の意見を聞きながら、地域間の均衡を図ってまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） じゃあいを終わりましたですね、次にウに移りたいと思います。民生委員の報酬についてお伺いいたします。として、どのくらいの報酬が支払われているのか。といたしまして、国・県からの予算措置はどうなっているのか。また、市の負担はあるのかどうか。といたしまして、活動中に交通事故等不測の事態が起きたときには補償はあるのかどうか。お尋ねいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） お答えします。先程も申し上げましたように、民生委員・児童委員はボランティアですので、無給となっています。したがって、報酬はありません。しかし、活動をしていくうえで、電話代などの通信費や訪問時の交通費等が伴いますので、活動費として交付をしています。次に、予算措置と市の負担の状況についてですけど、平成21年度の決算で申し上げますと、決算総額は2,460万740円ということになっています。内訳は先程の委員活動費のほかに、各单位民児協の運営のための経費及び委員個々の資質向上を図るための様々な会議や研修会費用に対する助成金として、1,710万740円を支出しておりますが、これは全額県補助金です。また、佐伯市全体の民生・児童委員協議会の運営費として、残りの750万円を市単独で助成をしております。次に、活動中の事故についての補償ですが、民生・児童委員の身分は非常勤の特別職ですので、活動中の事故等の補償は大分県条例、議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定の適用を受けます。また、全国社会福祉協議会が実施主体となっております民生委員互助共励事業による互助給付制度からの給付もあります。このように、公的な機関からの補償と互助制度からの補償の二面がございます。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 3番目の補償の件についてはですね、万全とはいわないまでも、補償はあるということでしたので、よろしいですけど。先程民生委員はボランティアであるから無償である。しかし、活動費としてね支給をしておるといふ答弁がありましたけれども、活動費1人当たり大体どのくらい出るのか。規定があるのか、あればですねお聞かせ願いたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 活動費はどれくらいかということですが、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動費は、1人当たり年額5万8,200円となっております。以上です。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 大体月5,000円弱ということですかね、分かりました。そしてですね、市の負担が750万円ですか、ということになっているみたいですけども、これからですねどんどん少子高齢化が進めばですね、仕事量が増えていくかと思うんですね。そして仕事量が増

えればですね、なかなか民生委員の方が大変だというですね、ことになればですね、その分、市の方の負担が出てくるかと思うんですね作業量に対してですね。ですからもうちょっと市の方ですね、助成を増やす方法はないのかどうか。そういうお考えがあるかどうか、お聞かせ願います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 民生委員さんの活動費の増額はという御質問にお答えします。先程もお答えをいたしましたように、佐伯市民生児童委員協議会に市単独で750万円の助成をしておりますが、これを旧市町村の補助金の額をそのまま合算したものでありまして、他市の状況と比較をいたしましても決して低い額とはなっておりません。民生委員・児童委員の皆様が正にボランティアで、地域に根ざしたきめ細かな福祉活動をなされておりまして、私どももいたしましても大変頭の下がる思いであります。助成額につきましては今後の将来の課題としてとらえている現状であります。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 分かりました。これは市長にも助成金を増額するということはですね、もう市長にお願いしなければいけないことかもしれませんけれども、他市と比べればそこそかという答弁でありましたので、そういうことにいたしまして。それでは次のエの方に移りたいと思います。エは現状の問題点の検証について、現在どのような問題点があると考えているのかお聞かせ願います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 民生委員さんに関する現状の問題点ということですが、問題点といたしましては、現在管内17の協議会がありますが、各協議会の民生・児童委員の数は、旧市町村の定数をそのまま引き継いでおりますので、地域間にアンバランスが生じていることであります。このため、全市的な対象区域、範囲の見直し等の調整が必要と思われます。また、高齢者世帯の増加等で民生・児童委員に対する期待が高まっていることから、業務量とともに責任も増し、民生・児童委員になることを敬遠する傾向にあります。以上、この2点が現状の問題点として挙げられます。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 確かにですね、民生委員のなり手がなかなか見つからないという現状があることは私も大変理解しております。無理にですね、お願いして民生委員になってもらっているのが現状かと思えますけれども、その中でね不適當な人、つまり言われてもねえなかなか動いてくれない人とかですね、守秘義務を守らない人などいるという問題をですね、私以前に聞いたことがあります。ですからですね、そういう人たちをですね、任期中にですね替えることができるのかどうか、お尋ねいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 民生委員として不適當な方を任期中に解職をすることができるかという御質問ですが、民生委員さんの解職につきましては、民生委員法の中に、民生委員・児童委員選任要領というものがあります。その内容を申し上げますと、1 職務の遂行に支障があること。2 職務を怠り職務上の守秘義務に違反をした場合。3 ふさわしくない非行があった場合。次に、守秘義務違反とか差別的な扱いがあった場合等があります。その解職の手順であります。知事の具申に基づきまして、厚生労働大臣が解職をするということにな

ります。以上でございます。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） それじゃあ、なかなか解職ということは難しいということであるようですね。ですから、そういう方がならないように全面的な配慮を、お願いするときにはしなければいけないということですかね。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 私が担当の方に聞いた範囲でも、そういった事例で解職をなされた方という事例はないということなんで、以前はちょっと詳しくは分かりませんが、ないということであります。選任する場合には、地区の自治委員さんとか、民児協の会長さん、振興局でいいますと、振興局長さんとかいろいろな関係者の推薦に基づきまして推薦会を開催して選任をするという運びになりますので、十分予定者の人選については配慮をいただいているものと思っております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） ありがとうございます。じゃあ最後のオに移りたいと思います。ただですね、議長にお願いしたいんですけども、1番と2番をですね、2番に関してはですね、市長に答弁を求めたいと思いますので、分けて質問をしたいと思います。よろしいですか。それではオといたしまして、今後の対策についてお尋ねします。といたしまして、民生委員のなり手が少ないと聞くが、後継者対策はどうなっているのか、お尋ねいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 民生委員・児童委員の後継者対策についてお答えします。今年度の民生・児童委員、主任児童委員の一斉改選の中で、後任の委員選任に大変苦慮いたしました。現状では有効な後継者対策というものを見い出せていないのが実情であります。先程も申し上げましたように、民生・児童委員、主任児童委員に対する市民の期待というものは今後一層増してくると思われ。民生・児童委員、主任児童委員の活動を市民の皆様から理解をしていただくことが重要であり、そのための周知が必要であると考えています。以上でございます。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） そうですね。知ってもらうことが一番だと思うんですけど、そのための周知をですね、どのようなことを考えているのか、お聞かせ願います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 民生委員・児童委員さんに関する周知についてお答えします。民生・児童委員協議会の事務局は、先程申し上げましたように、佐伯市社会福祉協議会でございますが、佐伯市社会福祉協議会が発行いたします、社協だよりのほかに、今年も先程申し上げましたように、ケーブルテレビを使って民生・児童委員さんの活動内容を周知することも検討しています。また、委員の紹介につきましては、関係する地区担当の名簿を作成いたしまして、先般、全戸に回覧をしたところであります。なお、名簿につきましては各公民館にも配布をしております。今後は事務局であります社会福祉協議会とも協議をし、社協だよりのや市報を使って周知に努めてまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 分かりました。2番目はですね、先程申しましたように、これは市長に答弁

をお願いしたいと思います。といたしまして、担当職員を各地に配置することはできないかという質問でございます。その中でですね、去年の10月に総務常任委員会で、兵庫県の篠山市という所に行政視察に行っていました。その中でですね、地域自治組織への地域サポート職員制度を創設しますということがありました。その中で聞いてきました。そしたらですね、最初はですね、やはりこの制度を作るに当たって、職員組合とのあつれきがあったと聞いております。しかしながら、市長の強いリーダーシップでもってですね、この制度を立ち上げたというお話を聞いてまいりました。そしてもう一つですね、今年10月28日に大分合同新聞に載ってございましたけれども、豊後大野市もですね、担当職員制を開始ということが出ておりました。これもですね、市長が選挙公約で掲げてですね、制度を作ったということが出ておりました。ですから、私はこの制度なみにといたしますか、民生委員のですね、サポーター制度ができないかどうか、お尋ねいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。下川議員さんの民生委員に対する各地区のサポーターのお話ですが、基本的にはその民生委員については県の方がサポートをする状態なんです。というのが、市の方はこれは任命権もありませんし、解任権もなく、今の民生委員そのものが厚生労働大臣の任命でやっております、私どもは一応そのパイプを通して出しておるということです。ただ、民生委員にとりましては私ども当市にとっていろんな中でボランティアをし、そうした先程の中でいろんな事業を申し上げましたが、そうした事業をやっていただいている。特に議員が言われる地区のサポーター制度というのは、民生委員会に、また区長さんやいろんな方々が、その区で起きたことに対してその職員が全体をサポートするという、そうしたサポート制度じゃないかと思っておりますが、民生委員だけに携わったサポートというのをなかなかそれに限定することは難しいと思っております。今後ともそうした中で私ども今、御存じのとおり、本匠、直川、宇目に地域サポーター制度というのを今囑託で各地区を見回りをしております。この制度については、地域によっては民生委員さんと協力して連携をとったりしております。これは私ども2年前からやっております、今年度からは直川地区もそうした形が入っておりますが、なかなか連携が取れるところととれないところがありますので、そうした制度も一つの方法かなと。特に議員が言われますのは旧市内以外の地域に対しての対応だと思っておりますので、今現在3地区についてはそのような対応をしておるような状況ですが、また、振興局等は非常にそうした窓口が少ないので、なかなか話しをしても通らないという、話し等も十分聞いておりますので、そうした部分と、またその地域による職員が、地元に戻った時にどうするかと。そうした連携プレーを取りながらやっていきたいと思っておりますので、ひとつずつ充実をしていきたい。今言いました3地区に付けております地域サポート、これ民生委員ではございませんけど、全般的に地域の過疎化、高齢者、いろんな相談をしながら今これをサポート制度を生かしていくかというのも当市として先進的にやっております、総務省の補助も受けながら、先進事例として今年度総務省の方に行きまして、全国発表をしております。そのような形でやらせていただいております。そういう形の今後とも研究をしながら、それを拡大するかですね、いろんな中で、また民生委員の皆さんにはまた御意見も賜りながら、住民に対する今までのボランティアの中で大いに役をやっていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） ありがとうございます。その3地区に対してですね、サポーター制度をしてるという市長からの答弁でございますけれども、ちょっと私、勉強不足でその件に関しては知らなかったんですけど、是非ですね、全地域に徐々にというよりもですね、もう一遍でこういうサポーターをしないとですね、行政からの情報というものがなかなか伝わりにくい点がありますので、旧市内もですね、是非そのサポーター制度をですね、してもらいたいと思いますけれども、順次というお話でありましたので、これはもう要望に変えさせていただきます。今回ですね、私が民生委員のことを詳しく質問したのはですね、少子高齢化がますます進んでいく中で、誰かがお年寄りの面倒を見なくてはいけないと思うからであります。近所に子どもや孫、親戚の人が住んでいる人であれば良いのですが、そうでない人、手助けが必要とされる人のために、行政及び民間ボランティアが大事であるかと考えているからであります。今年、100歳以上のお年寄りが行方不明になっていることが話題になりましたが、佐伯市ではこのようなことがないようにしたいからであります。これからは、民間の力、特に民生委員の方の力が必要となってくるからであります。是非、市民の皆様が民生委員のことをよく知っていただいて、御理解されるようお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、下川議員の一般質問を終わります。

次に2番、矢野精幸君。

2番（矢野精幸） おはようございます。2番議員の志政会所属の矢野精幸でございます。今回も大きく分けまして2点を質問をいたしたいと思っております。一つは総合運動公園の野球場についてであります。もう一つは佐伯宿毛フェリーについてを一問一答方式にて、通告に従いまして質問をいたしたいと思っております。先日の11月の7日に行われました、大分県高校駅伝大会におかれまして、日本文理大学附属高校が念願でありました男女両チームが見事にアベック優勝をいたしました。男子は4年振り二度目の優勝、女子は3年連続3回目の優勝ということで大変な快挙だと思うのであります。誠におめでとうございます。今月26日の京都で行われます全国大会での活躍を期待するところでございます。選手個人におかれましては、体調に十分に留意され、自己の力を十分に発揮され、上位入賞を祈念いたすところでございます。また、今度の日曜日には、佐伯市の地区対抗の駅伝大会が行われます。昨年は29チームでありましたが、今年は30チームの参加と聞いております。選手の皆さん、チーム内の融和とチーム間の親睦を深め、地区の名誉をかけて頑張ってくださいと思うのでございます。

それではまず、最初の質問であります総合運動公園の野球場についてをお伺いをいたします。小項目でのアであります。建設当時の状況についてお尋ねをいたしたいと思っております。建設の時期はいつだったのか、まずお伺いいたしまして、最初の質問といたします。次に2と3を一緒にお伺いしたいと思っております。総建設費用はどのくらいだったのか。またその建設時に詳しい専門家の意見をどの程度聞いて参考にして造ったのかをまずお伺いいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） お答えいたします。総合運動公園そのものの総建設費でございますけれども、これにつきましては85億644万6,000円、議員御指摘の野球場につきましては、全体で13億2,213万8,000円となっております。また、最初の竣工時期でございますが、平成4年の3月31日でございます。それから、建設時に詳しい専門家の意見を聞いたのかということでございますけれども、これにつきましては、当市コンサル等の専門家の助言を受けながら、オリンピック規格でということ、それを参考に造ったというふうに聞いております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今私は、専門家の意見を聞いたのかということを確認いたしましたが、私です、いろいろな野球の関係者の話を今までお聞きしますとですね、かなりもう使いにくいって言うんですね。どうしてこういう施設を造ったかなあという随所にそういうところがあるらしいんですけど。私もよく分かんませんが、そういう関係者の話を聞きますと、そういうことを言う人が多いんですよ。例えば、後からまた細かくちょっと御質問いたしますけど、どういうその今言う人にですね、そういう専門家のアドバイスを受けたのか。その具体的にですね、どういう方のちょっとお聞きしたい。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 平成4年に建設ということで、当時私もおりませんでした、当時建設に携わった者ももうほとんどおりません。そういったことで、関係のある者に聞いたところ、先程お答えしましたように、コンサルを入れて専門家の意見も聞いたということぐらいしか今、資料も持ち合わせておりません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それでは4番にいきます。今ですね、現況を見ますとですね、かなり雨漏りがあっちこちでひどいらしいんですね。これはもう少々の雨漏りじゃないということですね。もう本当バケツぐらいじゃあもう到底足りない。もうかなり大きなおけがですね、それこそもう大きな水槽がいくらいのですね、水がぼるらしいんですね。それはもうそういうあっちこちでそういうことが起こってるらしいんですよ。ですからさっき建設時期を聞いたらですね、平成4年の3月と言いますんですね、これはそうしますと、今平成22年ですから、18年ですよ。私はもう今回これを質問するに当たりまして、ちょっと三度ほど行って見たんですけどね、実際もう二十四、五年たってるんかなあという感じがしたんですけど、ちょっとまあ聞いてびっくりしたんですが、まだ18年しかたってないというんですね。この雨漏りのことも聞きましたら、かなり前から漏っているというんですね、これ最近の事じゃあないと言うんですよ。そのころ大体いつ頃からこれは雨漏りがあったのか、その点を把握してますかどうか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 雨漏りにつきましては、議員御指摘のとおりですね、建設して数年たってから雨漏りの状態が発見されたということは聞いております。ただまあ18年を経過してですね、今までそういう状況で部分的な補修はいたしてきております。先程議員が言われましたように、それこそ集中豪雨が降るような時にはですね、かなりの雨漏りがするということも聞いております。ただ、野球場自体を使用していない時が多いということで、雨漏りも使う時にはですね、おけなどを一応用意してですね、バケツにためて排水するなどの対策を現在ではとっておりますけれども、抜本的な改修には至っておりません。それが現状でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） これはいつまでもですね、この雨漏りをそのままほっておくというわけにもいかんと思うんですよ。いつかの時期にちゃんとした対策を講じて、補修なりをせないかんと思うんですが、その辺の計画はあるんですか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 以前からですね、その点は指摘をされておりますんですが、雨漏りの特定箇所、箇所を特定すること事態が大変まあ調べること、調査費用が大変高額に掛かるということもあってですね、そこらは今ちゅうちょしてある状況です。これを調査をしてさらに全面的な雨漏りの改修をするということになれば多分、億近い金額が掛かるのではないかと、いうふうにも考えております。先日の陸上競技場の方も改修が必要ということもありまして、予算的に許されれば、できればやりたいというふうには考えておりますけれども、現在ではそういう状況でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 次長ね、私この質問の通告書を出しましてですね、もう随分たつんですが、現地に行って見られました。今のその雨漏りのこれを早いうちに何とかせないかんと思うんですが、今それ聞きますと億単位の金が掛かるうかという話しなんです。そうなりますとこれはもう恐らく単費、市の単費でやらなあかん、補助は付かんと思うんですよね。そうなりますと大変なこれはまあ費用負担になると思うんですが、そうかといひまして、いつまでもこのままほたっておくというわけにはいかんと思うんです。というのがかなりひどいんですね行ってみたら、現地に行って見てね。現地の管理している人たちの話しも聞きましたですね、その分を今いう少々のもんじゃあないというんですよね、普通漏るからバケツを置いておけばいいはなあというもんじゃあないというんです。その辺のこともやっぱ十分考慮しましてですね、早急に対策を講じてですね、やはり何とかせないかんと思うんですが、その辺どうですかね。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 球場の構造的な造り方というのが雨漏りがしやすいような構造であるというふうに思っております。というのは、学校等かなり雨漏り対策で造ってもですね、結構雨漏りは起こってくるんですけども、抜本的に改修するにはもう屋根をつけるしかないのではないかと、いうふうにも思っております。あれをまた壊して造り直すということになると、それこそもう大変な工事費が掛かるというふうに考えておりますから、そこらを今どういう方法ができるのか。そしてまた、そういう費用に対する助成はないのかどうかもですね、併せて検討をさせておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 分かりました。早急にですねその対策を講じていただきたいと、思います。それでは次に移りたいと、思います。小項目のイであります。現在のですね利用の状況についてお伺いをいたしたいと、思います。一般利用者の推移とですね、最近の推移と、また公式戦等の利用の頻度についてお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 一般利用者の推移でございますけれども、平成19年度が8,257人、20年度が8,535人、21年度がちょっと多くて1万2,454人となっております。次に、公式戦の使用頻度でございますけれども、平成19年度が8大会、平成20年度が9大会、平成21年度には16大会となっております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 分かりました。また今後のですねキャンプ等の利用があろうかと思うんですが、その辺のことを何か詳しく情報があればお聞きしたいと思うんですが。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 今後のキャンプ等の情報ということでございますけれども、以前から駒澤大学野球部、それから杏林大学の野球部などが使っていただいておりますけれども、駒澤大学はちょっと事情で今使うことができておりませんけれども、杏林大学さんからはずっとまあ使いたいという要望が出ておりますし、また今年も使えるというふうに思っております。それからまああと以前、仙台市の方にある会社の硬式野球部の方がキャンプを張ったという経緯がございます。現在のところではまあ、韓国の大学の方からも問い合わせがきておりますけど、これはまだ決定はいたしておりません。そういう問い合わせの状況が現在のところでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今の次長のお答えにありましたが、駒澤大学ですね、これがまあ今の野村広島の監督の出身校ですかね。ということで以前キャンプにみえたということなんですが、ちょっと聞きますと、予算の都合上で来年度は断念するような話のようであります。大変残念でございますが。そのほかにですね、今さっき言いました韓国チームの大学チームとまあその附属の高校のチームが、何かその全体で300人ぐらい来るように予定をしてるという。これはまあ県南地区にですね、津久見が以前から来てましたよね。ですからそれをあわせましての話しと思うんですが、そのうちのまあ50人か60人ぐらいがもう佐伯に来たいという打診があったというようにございます。またさっき言いました杏林大学、これがまあ2月の末から3月にやるかという話のようであります。それとまあ鶴見大学も何かそういう話があるようでございまして、それとプロ野球ではですね、ソフトバンクの2軍戦をですね来年度やりたいという話もきているようでございます。ということでまあそういうことで、いろいろなチームがですね、佐伯に来たいというような話があるようでございますが、さっき言いましたやっぱ設備の受入れの設備がですね、やはり問題になろうかと思うんですが、あとでまた細かく質問いたしますが、今度ウに移ります。今のですね、グラウンドの整備ですね、見ました場合ですね。これは本当にきれいに整備をされとるんですね。以前、私はこの場でちょうど議員になった時の最初の質問でですね、このグラウンドの質問をした覚えがあるんですが、濃霞のグラウンドとこのグラウンドをですね質問した何か覚えがあるんですが、その時はですね、たまたま合併前の時にですね、まあここ市長がおられますが、私たちの佐伯ロータリークラブがですね、少年野球のあの当時、佐伯市と南郡の合併前の時でありましたが、少年野球大会をしたんですね。その時に、今の野村監督からも記念品をいただきましてですね、豪華な賞品を出してやったのがあります。その時にですね、予選とあの時は26チームが参加したんですが、濃霞グラウンドで予選と準決勝までやりましてですね、決勝戦はこの球場でやろうということで、やはり少年野球の皆さんもですね、やはりそのあそこの球場で試合をするというのがやっぱもう夢であるんですね。聞いたらですね。皆さんもう市営球場で、属にいう市営球場と言うんですが、市営球場でやりたいというのが皆さん夢でありますんで、あそこで決勝戦をしたんですよ。そうしまして、回が進むにつれましてもういよいよ最終回になりまして、もう後は閉会式を開かないかんという時にですね、実は閉会式の準備にかかったらですね、それまではバックネット裏の放送室でですね、アナウンス嬢を使いましてですね、選手の紹介等を順次やっておったんですが、今度その閉会式になりましたらですね、そこのマイクが使いんのですよね、ですから外のワイヤレスで使わないかんということになり

ましてですね、そして閉会式の準備をしようたらその当番といいますか、その日におるその当番の人がですね、そのワイヤレスの使い方を知らんというわけですね。そうしてそりゃ困ったなあ、これは閉会式をするのにマイクを使えんかったらこれはどうもならなあというので、それからもう急ぎよですね、日曜日ですからね、もう電気屋さんにも連絡取ったんですが、とうとう連絡とれませんかですね、もう仕方なくですね、その今言うワイヤレスなしで、マイクを使わんでですね閉会式をやったということがあるんですね。ですから私はその時に、こんなことがあって多分どうなるかと。この市営球場のねそういう状況の中ですね、せっかく子どもが今いう本当に夢に描いていた決勝戦をやるのにですね、その閉会式のそういう時にマイクが使えんなんかですね、それはもうしいんとしたもんで、それは声が聞こえませんがね一切いろいろ言うてもですね。本当もう私たち残念な思いをした思いがあったもんですからね。私はもう最初の質問でこのことを取り上げて話をしたことがあるんですね。ですからまあ、その時分の今話を聞きましたら、グラウンドの方は何か担当者が変わりましたですね、本当にきれいなグラウンドになっておるといふ野球の関係者の話があったんですが、今回またこれを再度違った角度から質問したいと思ってしたんですが、いろいろ話を聞きますとですね。今度指定管理になってますよね、ですからグラウンドに行ってみましたらですね、本当にきれいにですね、それは見事にきれいにしています。それはもうやっぱ行ったら本当気持ちいいですね、気持ちいいぐらいに本当にきれいにしています。感心して見たんですが、その中にですね、グラウンドの方の整備は本当にきれいなんですが、ちょっと中に入ってですね、部屋を見たり外の周りを見たらですね、ちょっと今一歩なんですね。それはもう全然違うんですね。というのがやはり、これ管理をする人のやはり問題といいますか、責任じゃないなあ。これは設備に、施設に問題があるなあというふうに私は感じとったんですね。ですからやはりこれはこの施設を改善してですね、やはり管理をしやすいように、それはもう指定管理に出しておるんだから今の状態で契約してるんだからね、今それをやれというようにはいかんと思うんですよ。やる以上はですね、やっぱり管理する人がですねしやすいように。またそれを今度使う利用者もですね、気持ちよく使えるようにですね、またそこに来た人もやはり見た場合には格好悪いようなことじゃ、これはもう佐伯のやっぱ顔ですからね。ないようにですね、是非もうそういうことで改善をしたいと思っておるんですが、その中にですね、球場にですね着きまして正面に見た場合ですね、すぐ右側の方に自動販売機があるんですね。自動販売機が何台かあります。その自動販売機ずっと周りがですね、これ玉砂利を敷いておるんですね。玉砂利を敷いてる場所があります。そこはやはりですねもう冬になりますと風が吹いたりして木の葉が舞い込んだりですね、ちょっといろんな紙くずが落ちたりしているんですね。あれも舗装してありましたらですね、それはもうほうきではわけばきれいになりますけどね、玉砂利があるもんですから、玉砂利の中をほうきではわいても到底それはゴミは取れません。ですから自然にやっぱもうおっくうになるから今言うように掃除もねちょっとおざなりになるかと思うんですね。でやっぱりそれが今の現況であろうかと思うんです。ですからもう私は是非ともですね、早急にあそこも正面ですからね。あの自動販売機のそばのですね玉砂利の所に全部舗装にしましたらですね、それはもうきれいにまたなると思います。もうこれは是非やってもらいたいということと。また、そのすぐ右側の脇にですね、グラウンドに使う砂と砂利を置いているんですね。これもちょっと見苦しいんですよ。え。どうも行ったときにねえ山のようにこう、よけえじゃない2トン車で一杯ぐらいかねえ

砂と砂利を置いてるんですが、これも本当はその下の今グラウンドの中にある部屋にですね置く場所があるんですね。行って見ればあるんですよ。あるんですけど、そこは車が入らないんですね。車は入らんです。軽四も入らんですね、ですからそれとそのグラウンドの中にはそういう土を積んだ重たいですね車が入りしたら、またグラウンドの中が傷むということだね、これもやっぱできないということで、自然にさっき言いましたように上の自動販売機のそばの所に置いてるんですね。そしているときにそこから軽四に積んでからグラウンドに入るらしいんですけどね。これもですねやっぱ見苦しい。なんとかこれもやっぱ改善してもらいたいという。ちょっと私もどこがいいかなあとということで、現地の人とも話をしたんですが、実はさっき言いましたように自動販売機のある下にですね、やっぱ部屋がティーバッティングする所があるんですね。ティーバッティングをするあの部屋ですね、反対側のちょっと脇にですね隅っこに上からダンプで落としたりですね、ちょっとフェンスをちょっと加工しましてね、そして車のダンプが降ろされるような感じにしましたらですね、恐らく年に一遍か二遍、せいぜい一遍ぐらいじゃないかなあと、持ってくる場合はですね。そうするとあそこに1回落としてからですね、あれから今度軽四でグラウンドの中に入れるんだったら簡単にできますからですね、これは是非そこ辺もですね考えていただきたいということでございます。次長その辺もちょっと、答弁お願いします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） お答えをいたしたいと思います。グラウンドの裏側の整備・整理についてということでございます。議員御指摘のように、野球場周辺には球場で使用する土等の資機材を置いており、大変今見苦しいという御指摘を受けましたが、そのとおりだろうというふうに思っております。土等の資機材の保管場所は議員が言われたように、あるんであります。使い勝手が大変悪いということでですね。それが原因で今現在の所に置いておるといような状況でございます。議員が言われたように、すぐにその設備の改善をしたいというふうには思っておりますけれども、86の体育施設を順次今計画を立てて整備を行っておりますので、御指摘の土の保管場所等については、現在今保管している場所の壁側にですね、そこを舗装して、そこにきれいに保管するような方向で検討しておりますので、それで見苦しい点は解消できるかというふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 是非お願いしたいと思います。それでは2番ですね、ダッグアウトのですねベンチが狭いということなんですが、大体1チーム20名ぐらい選手ともですね20名ぐらいの人がベンチに座るわけなんです。このベンチにですね、やはり試合中に使うヘルメットとか、またグローブなんかもやっぱ皆さん持ってますんで、それをベンチに置いて座るらしいんですね、ですからベンチが狭くなるらしいんですね。ですからこのベンチをですねちょっと奥にですね広げましてですね、その前にですね、前側にボールをよけるフェンスがありますよね、1メートルぐらいの高さがありますが。このフェンスにですねちょっと柵を付けてね、そのフェンスに柵を付けて、その柵の上にヘルメットとグローブをですね置けば、ベンチが十分に使えるというんですね。ですから今確かにグローブとヘルメットの置く場所が左側の壁の上にあるんですが、そこはもうちょっと向こうにわざわざいかないかんもんですから、それ使わないらしいんですね。ですから今言うフェンスを利用してね、そのフェンスの上にさっきいうちょっとした幅の今置かれるようスペースのある柵をですね付け

れば、そこに置けば十分ベンチが使えるからですね、そうできないかなあということなんです。そのためにはベンチの前が狭くなりますんで、ベンチをちょっと置くに広げましてですね、十分そのスペースはあります。それはもうそんなにお金も掛からないと思うんですね。それも是非何とかやってもらいたいと思うんですが。それと3番目の試合中にですね、ファールボールがでますよね、恐らく1試合したら10個や20個は観客席に入ると思うんですが。その場合にですね、普通よそのグラウンドの場合は、グラウンドから観客席に上がる階段があるのが多いらしいんですね。ですからそのファールを打ったたんびにグラウンドボーイみたいな人がそこに行ってボールをまた返すということをするらしいんですが、この場合、それができないちいうんですね。ですからもう全部回って、後ろから回っていかないかんから到底試合中にそのボールを取りに行くということができんというわけですね。そりゃまあ試合が終わって一度に行くとなればですね、10球、20球たらね到底落ちた場所を覚えてないとかですね、ですからもう普通プロ野球でしたら観客が一杯おりますからね、前もってアナウンスしてからボールが入ったら返してくださいと言えばそれは返ってきますけど、今言うように観客がほとんどおらん場合に試合する機会が多いですから、その場合に、今さっき言いましたように、ボールの行方が分からなくなるというわけです。ですから試合中にボールが一杯いるというんですね。一杯いるし、また今度最後になって試合が終わったあとに、そのボールを探すのに相当時間が掛かるというんですね。ところがちょっとしたことなんです。だからさっき言いましたようにコンサルタントのそういうアドバイスを受けたんかというのはそこなんです今言う。さっき言いました土の管理にしてもそう。それはもう18年前に造ったもんですからね、それは車が入り出すようなことをせないかんですよ。それを今言うように手で1回1回持ってくるようなことは到底できませんよね。ちょっとしたことの気づかいというか、心遣いというのはないわけなんです。だから使う人の立場、その管理・運営する人の立場に立ってないというわけでありまして。だからこれはもうそういうふうにもどうしてもしょうがないんですから、今の施設を何とか改善してですね、やっぱり使いやすい方向にもっていかないかんと思うんですね。そういう場合に、さっき言いましたこのボールの今言う、そういうこともですね、グラウンド側からちょっとした階段を付けばですね、そこから上に上がって取れば、いったたんびに取ってくればいい。問題ないというかですね。その辺のことも私は是非言うてくださいというある野球の関係者からの話がありました。そういうことでひとつ答弁お願いします。 はですね、また水はけが悪いという話だったんです。これはもうちょっと聞きましたら、もうねその工事に入る予定であるようです。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） ダッグアウトのベンチの件でございますけれども、これは議員御指摘のとおり、配列が大変まあ悪いということで、2列目のベンチを後ろの方に壁まで下げて使いやすいベンチにするように、今年度中に改善するようになりたいと思っております。それからファールボールの件でございますけれども、これについては議員御指摘のとおりだろうと思います。通常の試合ですと保護者とか観客席にお客さんがあって、そういう人たちが取ってくれるんですけれども、誰もいない場合は大変苦慮しているような現状でございます。それをですね、グラウンドからすぐ上がって取れるようにすれば一番いいんですけれども、先程申しましたように、86の施設を順次改修していくという計画性を持ってですね、整備を

しておりますので、野球場のその部分については現在のところすぐにやるということにはなっておりません。それから、先程の水はけの件ですけれども、これはもう12月から改修工事に入るようになっておりますので、1月中には多分完成をするというふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） よろしくお願ひいたします。それではエに移ります。観客席のですねトイレについてなんですが、観客の方がトイレに行く場合ですね、ちょっと使い勝手が悪いという話が出ております。これは入場料がいらぬ場合はですね、無料の場合は問題ないらしいんですが。入場料がある場合、券があります。券を持って1回、1回それを係に見せてですね、便所にいかぬかんとということが一つあるのと。それと正面のですね右側にトイレが、大きなトイレがあります。あのトイレがですね使用禁止と綱を張って使用禁止になってるんですね。これどうしてそういうことにしてるのか。その辺をひとつお願ひしたいと思ひます。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） トイレについてでございます。トイレは球場の出入口のすぐそばにありますんで、今まで苦情があつたことはないんですけども、正面玄関のトイレが今使用禁止にしておるのはですね、これにつきましては、大変まあ以前オープンにしてた時に、利用者のマナーが大変悪くて、トイレトペーパーを持っていく等、いたずらが大変多く、そのために使用禁止してというのが現状でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それではオに移ります。指定管理についてでございますが、今ここも指定管理に出しているようでありますが、年間の契約料はですね、これは恐らく全体、総合運動公園の全体の契約と思うんですが、この契約料の算出をする場合にですね、その基準があると思うんですが、これからいった場合、この今言う野球場についての契約料はどのくらいになつてるのか。それとまた、この管理ですね、運営をしてる人たちが何人かおられますが、何人で今の整備と運営をしているのかと。また、今言う指定管理に出してましてですね、あんなたちがやってくれよ、俺たちはもう知らんどじゃいかなですかからね。やはり担当職員がですね恐らく月に何回か巡回しておると思うんですが、その時のですね、巡回記録等があるのかどうか。その辺も併せてお願ひしたいと思ひます。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 指定管理についてでございます。野球場自体で契約をしておるわけではございませんけれども、総合運動公園すべての年間契約料について御説明いたしたいと思ひます。22年度が6,882万円、23年度が6,700万円、それから24年度が6,500万円となっております。それから常時何人で運営・整備しておるのかということでございますけれども、配置については総務の営業担当職員として総合体育館に6人配置をしておりまして、8時半から17時までが5人、休みの関係で4人の場合という時もありますけれども、それから17時以降22時までが2人でございます。それから施設の維持管理担当として野球場に5名を配置をいたしております。これは8時30分から10時30分までが2人、それから10時30分から17時までが3人、17時から19時までが1人というふうに常時配置をいたしておるところでございます。また、市民プールにつきましては、水泳協会の方に再委託をいたしておりまして、これにつきましては6人体制で運営をしておるところでございます。それから、担当職員は何回現場に出向いているかということでございますけれども、担当職員は1週間に1回から2回出向

いて現場の管理状況等を把握をしておりますし、現場の方からも管理日誌等があがってまいりますので、それを見ながら指摘したりをしておるといような状況でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今、担当職員がですね週に一、二回いってるとい話なんです、行って管理記録を現場の管理記録を見るところもそれは大事かと思うんですが、そのですね、職員のその巡回記録ですね、私それ必要じゃないかと思うんですが。行ったたんびに何か必ずあると思うんですいろんな要望とかねいろんな利用者の苦情もあろうか、いろんなことがあると思うんです。それをやっぱ何と言いますか記録をですね巡回記録として私は残すべきじゃあないかなあと思うんですが。それと先程のですね、野球場には5名の常時5名の方がですね今管理をしているという話でしたよね。ちょっとまあ聞きましたらそうじゃないような感じなんです。実際は3名のような感じがするんですが。その辺はどういうふうに把握をしますか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 先程も言いましたように、朝の8時半から夜は19時、午後7時までやっておりますけれども、議員が言われたように3名というのが、10時半から5時までの間が3人と、それ以前がそれぞれ一人ずつになって、一日を通せば5人で管理ということでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 先程のですね、巡回記録ですね。これを是非私はつけるべきと思うんですが、その辺ちょっと。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 現在、担当者はですね個人ごとに日誌はつけておるんですけども、それを私の所まで決裁するようなシステムになっておりませんので、そこらは統一した管理日誌等を検討してみたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 是非お願いします。それと次にいきます。力ですが、ナイターの設備がないんですねこれ、もうさっき聞きました建設時期が今から18年前というんですが、18年前にですね、ああいうメインのグラウンドにですね、球場にナイター設備がないというのはちょっとどうかなあと私はもうびっくりしたんですが。これいろいろ予算の関係がありますから、なるほど早急にはいかん面もあろうかと思えます。前回の質問の時に、濃霞グラウンドですね、今度照明をするということであるようでありますんで、濃霞の球場の方も利用頻度がかなり高いもんですから、それはもうそれでいいんですが、この球場もですねやっぱいずれは私はやっぱ照明の設備がいろうかと思うんですよね。これはかなりの金額が掛かるといんですが、その辺のやっぱ計画があるのかどうか、お願いしたいと思えます。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） ナイターについてお答えをいたしたいと思えます、ナイター施設はこれはもう議員御指摘のように、あれば大変利用者の利便性の向上になりますし、あるいは夜間利用者の増加等が見込めます。また競技力の向上などの面から大変必要な施設ではないかというふうには考えております。しかしながら、現在の野球場にナイター施設を建てるといことになると、他の弥生とかいう野球場とはちょっと規模が違いますので、大変な大掛

かりなナイターになるというふうに思っております。そうなれば非常に建設費も掛かりますし、また維持管理も大変だろうというふうに思っております。また現在使っている方については結構弥生とか、本匠とかを利用しておりますけれども、そういう所の利用料が大変安価に設定をしておりますので、今回野球場に大掛かりな設備を造るということになると、そこらも大変懸念されるというふうに考えておりますので、現時点では大変厳しいんではないかというふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） そう言われましてもですね、やはりメインの佐伯のやっぱ顔という球場ですからね、やはり佐伯の市営球場といったらもうあそこを皆さん言いますので、やはりそういう球場にですね、やっぱナイター設備がないというのもちょっとこれは問題かなあというふうに思うんですが、私はもうこれは時期はですね、早急にというわけにはいかんと思うんですが、やはり是非計画をしてもらいたいというふうに思うんですが。次に移ります。次のサブグラウンドの建設についてでございますが、公式戦をやったりですね、またさっき言いましたプロ野球のキャンプ等を誘致する場合ですね、どうしてもネックになるのが、このサブグラウンドがないというのがネックらしいんですね。これはもう私もずっと以前からその話は聞いておったんですが、球場が1面、グラウンドが1面だけじゃあ到底今言う大勢でですね来た場合に収容しきれないということで、サブのグラウンドがあると。それも近くにですね、すぐ脇にそういうものがやっぱいるらしいんですね。先日ちょっとあることで臼杵のですねグラウンドに行ってみたんですが、あそこは立派に球場ができておりますね。その隣に多目的広場というのが大きな広場ができてますね。そこで結構練習ができますよね。ですからまあああいう形がやっぱ理想かなあという感じがしたんですが。もうそれかというて今や延ばすのですねなかなかそういう用地もないようにあるんですが、これももうある私も以前から提案を受けたのがありましてですね、サブグラウンドの位置をですね、あその下の駐車場が2面ありますよね。あの2面の駐車場を埋め立てて1面にしましてですね、あそこにグラウンドを造ったら立派な今言うそのグラウンドができるんじゃないかなあという野球の関係者の話がありました。たまたまそういう中にですね、私この前行って見たら、あその上の駐車場のですね、2面ありますが、上の方の駐車場にですね、ピッチングの練習場ができてるんですね今見たらね。実際聞いて見たらあんまりあれほとんど使ってないというんですね。でなんか聞いたら、駒澤大学がそういう要望があったという話で急きょ造ったような話があるんですが。これもまた今言うやっぱ予算の関係で照明設備がないというんですね。ですから夜は使えないという。夜は使いたいという人もあるらしいんですが、それも使えないということで、本当中途半端な設備らしいんですね。しかも今はほとんどもう使ってないということなんです。やはりこの今言いましたように、誘致をする場合に、企業の誘致でもそう思うんですが、やはり場所の提供ですね、施設の提供がなかったら到底今言うように来てくれといってもそれは条件が合わなかったら来ませんはね。ですからそういう面からした場合に、このサブグラウンドの建設をいくことをですね、やはり頭に入れて今からやっていたらいいんやなあという感じがするんですが、その辺はどうですかね。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） このサブグラウンドの建設につきましても、先程のナイターと同じですね、大変有効であるというふうには考えておりますが、ナイター設備の方と一緒に大変高

額な投資が必要だというふうに考えておりますので、現時点では大変厳しいというふうに認識をしております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 分かりました。次に移ります。次の質問、大項目の2でございますが、佐伯宿毛フェリーについてをお伺いをいたします。この佐伯宿毛フェリーなんですが、一時ですね運航停止がございましたよね。今はまた再運航しまして、確かこれがもう6年目ぐらいになるかと思うんですが、運休したのが16年の1月というんですが、再就航したのが16年の12月にしたということなんですが、約6年がたっております。ちなみにですね、よそのフェリー会社の話を聞きますとですね、マスコミ等の報道ですと、かなりフェリーの利用者が減っていると、この原因は高速料金の無料化に原因しているということですね。一番心配なのが宿毛フェリーなんですが、また運休するようなことになったらこれ大変なもんですからね、やはりこれは今の状況をですねちょっと知りたいなあということで一応質問させてもらうようになりました。今のですね運航状況につきまして、現在の状況をですねお伺いしたいと思うんですが。それとですね、今の現況の運航状況とですね、それとまた年間の利用者、分かれば年間と月別の推移の利用者。そしてまた、フェリー会社ですね、会社の経営状況が発表できる範囲でよろしいですからお願いしたいということでございます。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 通告に沿ってお答えをいたします。まず、現在の運航状況ですけれども、航路距離にして78キロメートル、1日3往復、所要時間3時間10分となっております。運航時刻につきましては、佐伯港発3時10分、11時、19時50分、宿毛港発が7時と15時、23時30分となっております。現在、ニューあしずり、これ999トンですけれども、この1隻での運航となっております。次に、利用者数の年間・月別の推計ですけれども、21年度が統計がまとまっておりますので、それでお答えいたします。平成21年度の旅客数ですけれども、これは対前年度比で9.2%減の6万3,381人、車両はこれ9.1%減になっておりまして2万3,329台となっております。車両、これはトラックやバスも含めたものなんですけれども、車両の中でも特にトラックの台数が21.3%落ち込んでおります。これは景気の低迷に伴う物流の停滞ということであろうかと思えます。傾向として見られますのは、5月、8月が多くなっております。これはゴールデンウィークと夏休みの観光客の増であろうと思えます。乗客と一緒にですね車両数も5月と8月が多いんですけれども、これは車両のうちの70%が乗用車で占められているということになっておりますので、旅客数と同様の傾向になっております。それから会社の経営状況ですけれども、当期損益の数字を見ますと、平成19年度マイナス2,100万円、平成20年度がマイナス476万円、平成21年度はプラス301万円と赤字が減っている状況になっております。ただ、この原因といたしましては、企業努力としてのコスト削減ということもありますけれども、高知県とその他6市町村がドック経費に対する上限2,000万円の経営支援の補助金が算入されておまして、この経営支援がなければ毎年赤字という状況であります。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） そのですね、一番心配なのがさっき言いました高速料金の無料化と、影響はどのように影響しているのかなあということが一番心配になったんですが。あまりですね聞くところによりますと、あまりこの場合は影響が出てないということなんですが、さっき

言いましたトラックの利用者が少なくなったというのは、これはまあやっぱり景気の魚関係の鮮魚の関係の何か車が多いらしいんですが、これはやはりちょっと低迷しているということで、トラックの利用者が減ったということで、あとの分についてはあまり若干の変動はあるけど、大きな落ち込みはないということなんですね。よそのさっき言いました、他のフェリーの会社の場合は、もう極端に3割とかです半分とかというような利用者が減っているということがちなみに言われてます。そうなりますとこれは到底これは佐伯の場合は会社の運営ができませんですよ、ですからそれが心配なんです。さっき言いました決算の状況を言いますとですね、若干のマイナスが出たということなんですね。そうなりますとこれは1年単位で言いますと300万、500万でもそれはそんなに大きなことはないかなあという、まあ私たちは思ったりすることもありますけど、これもその3年、5年、10年とたちますとすぐもう何千万、何億となりますよ。そうなった場合、それはまたやはり民間の企業ですから、赤字を出してそれを何年も何年も続けるということはいかんと思うんですね。ですからやはりここにはそうならないようにですね、国・県・市のですねやはり支援策があると思うんですが、その辺につきましてですね、何か具体的な支援策は考えているのか。また現在やっているのかどうか。その辺を併せてお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 佐伯市が行っております具体的な支援策、直接的な補助といったものは今のところありません。ただ、間接的なものではありますけれども、4人以上のグループがフェリーを利用した際に、その30%を補助すると、運賃の補助ですね。そういう制度を平成19年度7月から開始しております。助成状況につきましては、いればお答えしますが、平成19年度がですね、18件、102名で助成金額9万510円、20年度が11件、146名で16万3,140円、平成21年度は10件で128名、13万4,870円、平成22年度は11月現在で17件、143名、15万5,010円、若干増えてきている状況にはあります。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 次に行きます。5番目の経済効果ということで一応通告しておるんですが、ちょっとこれはなかなか難しい面があるかと思いますが、これはもうカットしてよろしいです。次の最後にいきます。親善ソフトボール大会の開催についてということですが、これは全く関係ないんですが、実はこのですねさっき言いました再就航を記念しましてですね、民間団体でこの親善ソフトボール大会をですね、宿毛市と佐伯市のソフトボール協会で行っておるようでございます。もうこれは既に4回ぐらいやっておるかと思うんですが、これにつきましてですね、その辺のいきさつといたしますか、それが分かりましたらちょっとお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） この大会は、宿毛フェリーの就航3周年を祝福し、宿毛フェリーの安定的な運航を祈り、民間組織において利用促進に協力することを目的に開催した佐伯市・宿毛市交流ソフトボール大会でありまして、主催は佐伯市ソフトボール協会と宿毛市体育協会ソフトボール部であります。第1回目を平成19年に佐伯会場で開催しまして、以後毎年1回交互に開催しております。参加チームは佐伯市ソフトボール協会と宿毛市体育協会ソフト野球部に登録する各2チームで市対抗の親善試合を行っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） このですね、当然こういうことをしますとやはり経費が掛かりますよね。開催経費が掛かりますね。恐らくそれはそれなりの金額が掛かると思うんですが、その辺の負担とか、さっき言いました支援とかですね、援助とかということは市の方はどういう形でやっているんですかね。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 佐伯市チームにつきましては、佐伯市ソフトボール協会と選手の一部自己負担で対応しております。宿毛市チームは宿毛市体育協会ソフト野球部で対応しているというふうにお伺いしております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） これもですね、地元の佐伯でする場合はそんなに費用は掛かりませんが、どね、審判等はまたボランティアでほとんどやってるようではありますが、今度宿毛に行く場合ですね、フェリーの今便数が減っておりますもんですから、何か3時のフェリーで行かないかんらしいですね。ですからもう仕事の関係とか、また今言うそういうフェリーの船賃とかですね、弁当代とかいろんな経費が当然掛かりますよね。それをした場合にまたソフトボール協会の方もそんなにお金がかさないので、個人負担に頼っておるとこなんです。ですからちょっと気の毒な面があるかなあという形で私も見ておったんですが、佐伯市がですね、市としてそういう若干のさっき言いました趣旨がそういう部長が言いました趣旨ですからですね、是非そういうものに対しての支援をですね、考えてあげられないかなあということちょっと質問したいと思ったんですが。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先程御説明申し上げましたけれども、4人以上のグループで行かれる時に、フェリーの代金について30%の補助をするということ。これはほかの方でも同様の扱いなんですけれども、そういう扱いをしております。また、宿毛フェリーの方も趣旨に賛同していただいております、若干旅費をまけていただいているという事実もあるようでございます。ただ、こうした試合に行かれる方、趣旨は大変よく分かるんですけれども、他団体との均衡といいますか、そういったものもあると思いますので、この事業に特定の補助をということは考えておりません。ただ、教育委員会部局ではどうなのかということについては私は分かりませんが、フェリーの支援ということから考えますと、この事業に対しての支援というのは今のところ考えておりません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 聞きましたら何か、もう今年でこの事業も終わるかなという感じの話しをしておるようでございます。でもうあえてこれ以上私もお願いはしませんけど、是非このフェリーがですね、未永くですね運航ができますようにですね、やっぱりいろんな面で市のできるだけの支援をですね、講じてもらいたいというふうに切にお願いいたしまして質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時39分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に 7 番、河野豊君。

7 番（河野豊） 一般質問もいよいよ最終日、あと私を入れて 4 人となりました。昼から一番の質問者となりましたが、早速通告に従い質問をしていきたいと思ひます。7 番議員、自民党会派所属の河野豊でございます。今回私は大きく 2 点について通告をしております。1 点目は、中心市街地活性化施策についてということと。2 点目が美術品購入基金について、それぞれ通告をしております。早速質問に入りたいと思ひますが、まず 1 点目の中心市街地活性化施策についてでございます。この件については初日に後藤幸吉議員からも同様の質問がなされ、かなり実を言うとも私もある意味誤解、後藤議員の質問で誤解が解けたといった部分もありますので、若干通告と組立て方が違ってくるかなという分もありますけど、まず、そういった形でお断りをしておきたいなあとと思ひます。さらに、通告をした後にですね、市中に民意を問うといった形でビラが配布され、住民投票うんぬんといったような署名活動がなされておるといふことも通告の後分かりまして、これは佐伯市の現状を憂う市民の会といった方々がそういったことをなさっておるといふことで、市政に対し関心を持ってこういった形をやっておるといふことは非常にいいことかなあというふうに思ひますが、反面、住民投票、要するに直接政治を訴えるといったことは、議会制民主主義の大原則からいふと、若干佐伯市議会に不信任案を問われておるといふかなあというように、私は個人的にそういったとらえ方をせざるを得ないかなと思ひつつ、質問にも若干複雑な心境で取り掛かりたいと思ひますが、さらにお断りしておきますが、私はこの団体とは一切関係もありませんし、また書かれておるといふ内容についても若干疑問を持つ部分もあります。これに対しては言うつもりはありませんが、関連して申し添えますが、この大手前、特にこの大手前再開発事業については、議会で一応少数の反対派といった部分で私も位置しとったわけですが、賛成多数で可決され、予算も成立しております。そういった中で、要するに可決された以上はやはり行政と一緒に進めていくべき。そういった思いでもあります。ただ我々は議会の議員としてはチェック機能でありますので、その辺の役割はまた別であるといふふうに認識して、双方からめながら質問をしていきたいと思ひます。

まず、前置きが長くなりましたが、中心市街地活性化施策について小項目として、確定している事業概要と現在の進捗状況をお伺いしたいといふふうに思ひます。小さく分けてあります。大手前再開発事業、これは土地区画整理事業と並行して行われるわけですが、それぞれについて現在の事業概要と現在の進捗状況を。この分に関して言えばスケジュール表をいただいておりますので、それに沿ってそういった進捗が的確になされておるといふのか。そういった意味で聞かせていただければなと思ひております。さらに、山際通り活性化事業、これは当方で勝手につけた名前ですが、城下町観光交流館、つたやを買い取ってそこにこういった観光交流館を造るといったこの事業、これについても現在どのような進捗状況になっておるといふのか。さらに 3 点目ですが、馬場女島線、正確には馬場女島線道路整備事業ですね。この件についても先日、後藤議員の方からも質問があつて、何でも 50 メートル程に短縮されたといったような答弁がありました。この件についても現在どのような進捗状況になっておるといふのか。お聞かせ願ひたいと思ひます。さらに申し添えますが、この件については、私の後に後藤勇人議員が小項目でばしっとあげて、質問項目にあげておりますので、私はこれにつ

いては再質問するつもりもありませんので、後藤勇人議員の参考になる程度に答えていただければと思っております。それから4点目が、駅前葛港地域の活性化事業、この辺についても事業概要、決定したようなことがあればお伺いしたいと、その進捗状況をお願いいたします。さらに5点目ですが、東校区この中心市街地活性化施策の大きな枠組みの中には、東校区の確か公民館の建設事業も入っておったと思います。旧消防署の跡、九電の跡、ここを利用して東校区の念願であった公民館を建設するといったような事業がこの中にも組み込まれておりますので、その辺のところをどの程度事業概要、その他進捗状況をお聞かせ願えればと思います。もうひとつ本来はこれに歴史資料館の建設事業等もこの中心市街地の中には含まれておりますが、これはもう既に私の認識としては基金でやるということで、別枠で私は考えておりますので、たまたま中心市街地活性化施策、要するに政府の認可を得る部分の中に組み込んだというふうな認識でしか持っておりませんので、これは今回あえて取り上げておりません。以上、5点について答弁をよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 通告に従いまして、私の方からは河野議員の御質問のうち、 と につきまして、お答えいたしたいと思っております。まず の大手前再開発事業につきましては、議員も先程一般質問の質疑の中でおっしゃいましたように、本議会初日の後藤幸吉議員への答弁と重なる部分がございますけども、11月25日から基本計画の原案をもって地権者に説明をいたしました。その内容につきましては、概算従前資産額、それから概算権利交換床面積を提示しまして、事業への参画意向を確認するとともに、区画整理事業への仮同意書の提出を求め、現在取りまとめ中でございます。区画整理事業におきましても再開発事業との一体施行で考えていますことから、進捗状況はほぼ同時進行となっております。しかし、区域内の現況測量は今年度区画整理の事業費の中で行いまして、現在、事業計画、換地計画等の委託業務を発注しておるところでございます。それから につきましては、都市計画道路馬場女島線でございますけども、国道217号線との交差点から交差点の改良を含めました90メートル区間の整備を行うための事業認可を今年度受けまして、その整備に必要な委託業務を現在発注しておるところでございます。以上でございます。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 私の方から2番目と4番目についてお答えをいたします。まず最初に、山際通りの活性化事業についてであります。これは旧つたや旅館を仮の名前ですがけれども、城下町観光交流館として観光の拠点となるよう整備しようとするものです。今年度は活用策の検討のため、権利者や関係者のヒアリング、住民意見交換会などを開催しまして、施設計画案の策定等の基本構想の策定までを行う予定です。それから4番目の駅前葛港地域の活性化事業についてですが、これは今年度、日の出3号線など高質空間形成の道路整備をするために地元住民とのワークショップを実施しまして、基本構想の策定を行い、23年度工事着手の予定です。それから港児童公園につきましては、23年度に地域住民とのワークショップを開催、基本構想を策定する予定になっております。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 東校区の公民館の建設事業についてお答えをいたしたいと思っております。事業の概要につきましては、地区公民館の設置されていない佐伯東地区に社会資本整備総合交付金、以前の旧まちづくり交付金の事業を活用いたしまして、旧九州電力の佐伯営業所の跡

地に鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積が約720平米の地区公民館を建設しようとするものでございます。進捗状況につきましては、本年度用地の購入と地質調査、それから測量及び基本設計を終了いたしまして、現在、敷地造成及び建物の実設計業務を行っているところでございます。今後は23年度から24年度にかけて敷地造成、それから建築、外構の各工事を実施いたしまして、平成24年度末に完成する予定となっております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） ちょっと整理をしていきたいと思いますが、大手前再開発事業と土地区画整理事業は後ほどと工で関連して違う項目であげてますんで、この件については今の進捗状況等々は、その場でまた伺いたいと思いますので。まず城下町観光交流館の件に関していえばですね、こういった事業をやるということで進捗状況、その他、ちょっと聞き漏らしたんですが、これ現実的に買収交渉等に入っておるわけですかね。どうですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） お答えいたします。当初ですね、あそこの所有者であります五島さんの方の50回忌を期にですね、そうした交渉に入れるかなあというふうに思っておりましたけれども、現実的には今あそこに住まわれておまして、具体的な買収の交渉うんぬんということにはまだ至っておりません。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 感覚的にですね、我々も実は、この中心市街地のこの問題が今年の3月の予算委員会の時の段階の時にも、このつたやは実際出てきてなかったですよえ、その時にはつたやの買収は確かなかったはずなんですよ、この観光交流館は。当然その段階で要するに政府の認可をいただいたから、これから基本構想なりを立ち上げていくといった段階で出てきたんかなと思うけどですね、いきなり私個人の考えではね、いきなり出てきたんで、どういった趣旨かなというような形で、あそこ住んでもおられるのにそういったことでね、なぜここなのかなと。これは後藤幸吉議員の方もいろんな異を唱えておりましたけど、そこら辺がね、やるという形でね、もう買い取りという形でもう既に、この計画の中に組み込まれておるんであれば、私は先程も言ったように、議会議決も得ておるわけだから、速やかにねそういった方向にもっていくべきと思うんでね、まだ買収交渉うんぬんが実際のところどう思ってるんですかこれ。そこを買収して間違いなく交流館をできると踏んでおるわけですかねえ。その辺どうなんですか。しっかりした考えを持っておるんですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） この計画は基本構想の案にも盛り込まれておまして、具体的なつたやという名前が出ておりませんでしたので、理解がなかなかしにくかったかもしれません。今のところはですね、あの武家屋敷通りにそうした観光客との交流、あるいは経済活動に結びつけるような施設が欲しいということで基本構想の中に盛り込んでおります。ただ、住んでおられる方が高齢でして、どこか場所を移して住んでいただくというようなことがですね今、可能かどうかということを探しているところであります。ただ、あの山際通りの中にそうした施設は欲しいということであります。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） いや、言わんとすることは分かるんですけど、私が言いよるのはね、勝手にそこに絵をかいてね、それが現実的になるかどうかなんですよ。でね、今言うように中に住ん

である人に、それは断わって書いたんですかね。ある程度の話を書き詰めてね書くべきであろう。やっぱそれは中心市街地としてあの中エリアにがばっと入ってるから網掛けしてここがいいであろうというふうに考えて、その計画の中に入れたというのは分からなくてもないけどね。それは要するに住んでいる方、要は五島さんですよ、その方とある程度の話がすんでね。そういうことなら協力しましょうというような、ある意味同意等が取れてるのであれば、私も計画の中に入れてもしかりと思うけど。その同意等は取れておるんですか、どうですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 基本的な了解はいただいておりますけれども、所有者のお姉さんがそちらの方に住まわれておられるということですので、その辺りの調整が必要であるということでもあります。所有者の基本的な合意というのは計画に盛り込みますときに了解をいただいていたというつもりであります。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） そういう同意が得られているというふうに今私も理解しますんでね、それはそれで速やかに進めていただきたいと。ただ、この景観から言ってね、あそこのつたやの歴史のある建物であるし、それを残念がる声も確かに市内にありますんで、その辺のところも申し添えておきます。この山際通りのこの件に関してはいいです。それともう1点、馬場通りのことは後藤勇人議員に任せましたんで、駅前葛港地域の活性化事業については、先程何と言ったんですかね、この辺の構想はしっかりあるんですかねえ、もう1回お願いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 基本構想の中に盛り込まれております事業としましては、日の出3号線の改良、それから今ひとつは港児童公園の活用ということであります。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） その中にね、これは非公式ではあるけど、市場の建替え問題、今日一番最後に和久議員の方から質問があがっておると思いますが、その件にできればね触れてほしいなあという希望を持ってますんで、是非和久議員の質問の時に、その辺のところをいい答えができるような形をお願いしたいなあと思います。ただね、駅前も私も駅前地域に20年近く商売させていただいて、あそこの方々がね一生懸命、要するに地域興しに躍りになっておると。いわばチーム葛等立ち上げてね、そういう形をやってるのは部長に限らず西嶋市長も元々はあそこが地元じゃからですね。随分昔からこういう声はね聞いておると思うんです。その中でね、通告にはないんですけど、ルートイン、駅前にホテルが建つという形で基礎工事にかかった段階で、世界の不況というか、そういった形の中で現在中断しとるんじゃないけど、この辺の情報は何か得とるんであれば、これは通告じゃありませんけど、せっかく駅前の活性化のことですんで、情報を得ておればお伺いしたいけど。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） ルートインにつきましては、都度会社の方にどういうふうになっているのかという状況について報告をさせていただいております。ただ、現下の経済不況もありますし、会社の資金的な状況もありますので、ここで発表は差し控えさせていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 是非駅前葛地域もね大手前から駅前葛地域がこの中心市街地活性化の事業の結

局網掛けの中に入ってますんでね、やっぱり不公平のないように、今先程も言ったように大手前が特に注目されてますけど、要するに駅前と葛港地域の方々も一生懸命やってますんでね、その辺のところを配慮していただきたいなと思います。それを申し添えておきます。それと東校区公民館の件は、先程の件で了解しました。小項目イの方に総事業費が約77億程掛かるというふうに聞いておるんですが、この大まかな予算配分を今言った部分でね、お聞かせ願いたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 社会資本総合整備交付金における都市再生整備計画事業、これは旧まちづくり交付金事業のことでありますけれども、この交付対象事業費は約71億円であります。その45%に当たる約32億円が国費の限度額というふうになっております。先程の中にありました、まず最初、大手前再開発事業ですけれども、これに約37億円、山際通り活性化事業、これが観光交流センターですけれども、これに2億9,000万円、馬場通り道路整備事業、これ市道の馬場女島線の整備ですけれども、これが4億6,000万円、駅前・葛港地域の活性化事業、これ日の出3号線と港児童公園ですけれども、こちらに1億6,000万円、東校区公民館建設事業、これは駅前地域の交流センターという名称になっておりますけれども、これが4億6,000万円です。先ほども申し上げましたように、事業費の45%が国費でありまして、国費を差し引いた分については合併特例債等の市債及び一般財源を予定しております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 大手前再開発事業37億、これちょっと私は把握しとる分と若干違うんですが、私は大手前再開発事業の要するに上物ですね、この分を32億4,000万、土地区画整理事業、これを17億3,000万、合わせて50億というふうに把握しとったんですが、その辺は縮小されるか何かしたわけですか。

議長（小野宗司） 飛高企画課長。

企画課長（飛高彌一郎） 企画課長の飛高です。河野議員のおっしゃいますそのとおりでよろしゅうございます。50億円約。その中に今まちづくり交付金事業の37億と答弁いたしましたのは、あくまで国費ベースでありまして、そのほかにですね単独事業費がございますので、約それが13億です。今の構想段階では50億円ということで御理解いただきたいと思います。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 了解しました。というところですね、今までの答弁を踏まえて小項目ウの三つ目の質問に入りたいと思いますが、いよいよ大手前再開発計画による土地区画整理事業、これは高瀬部長の方かな。この件についてね、要するに進捗状況、先程の中にもありましたけど、要は同意等、要するに土地区画に関する分の進捗状況ですね。同意はどの程度得られておるのか。そしてまた、先程はこのスケジュール表を見ながら事業計画書と換地計画を今既にしよると。作業に入ったと言ったんかな。この辺を踏まえて、要するに総額のね、今言う17億3,000万ほどの工事をやる分に関して、地権者等とどの程度まで話が詰められておるのか、その辺を。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 区画整理事業の進捗状況につきましては、大枠では後藤議員にお答えしたようなことではございますけれども、重複する部分もあろうかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。先に申しましたように、区画整理事業も再開発事業との一体的事業

ですから、ほぼ同時進行というふうなことで進んでおりますけども、ただし現場の方が先行するというふうな関係から、現在は区画整理に係る現況測量は一応終わっております。それから、あと埋蔵文化財の関係の調査もして、今度は本調査に入るといっても伺っております。それから現在区画整理事業に必要な事業計画、換地設計等を発注しております。そういったような状況でございます。それから地権者の同意につきましては、11月25日から基本計画の原案をもちまして、地権者に先程申しました概算従前資産額と概算権利変換床面積、要するに従前と事後の面積を提示しまして、事業への参画意向のための説明をするとともに、土地区画整理事業への仮同意書の提出を求め、これは現在取りまとめ中でございます。ですから、最終的にはまだまとまっておりません。以上であります。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 今正に、端っこに、要するに端緒についたというような状況であろうかなというのは理解しますけど、おおよそですねここに図面等もできておるしね、こういった中でこのここに、要するにかかる隣接する建物の持ち主、またはこういった形で双方向に一方通行が双方向になるとか、道路も新しくできるわけですから、その辺の同意というか、地域の皆さんの説明会等を、そういったものはどのような形でなされておるのかということとをさっき聞き忘れたんやけどね。その分もあるし、要はこういった区画整理をするということとをこの地域の方々には歓迎して賛成しとるのか。そこら辺を。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず、地域につきましては、大手前開発、再開発の準備組合がでございます。その準備組合のメンバーで、これも委員会等で御説明しましたように、8の付く日には勉強会をやります。逐一情報は共有しておるというふうな認識でございます。それから、地域のその概略の図面の絵的なものは、地権者の方は承知しておるんかということ。そのことも基本構想で、もちろん当初そういった説明もし、後藤議員にもお答えしましたように、その中で基本計画になって駐車場の部分が一部立体から平面と。それから商業棟の方が、当初1・2階商業棟の3階が住宅が4階で、今基本計画の素案と申しますか、原案で変更したということで、準備組合の方に投げ掛けをしておると。そこらにつきましては、あくまで原案でございますので、地権者組合の臨時総会をもって方向性が決まるというふうなことでございます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 事情はそれぞれのみ込めますけどね、要するに肝腎なことを先にちょっと整理しておきますけど、区画整理事業はあくまでも市が事業主体というか、市がやっていくわけでしょう。先程準備組合とか地権者組合とかいう名前がでてきたけどね。ビルの方を聞いておるんじゃないんです。底地のこの土地区画を聞いておるんでね。土地区画はあくまでも最後まで市がやるわけでしょう。そんな中でね、この事業はね大手前再開発そのものが若干私もねずれるんですよ。だからこの間、後藤幸吉議員が聞いた時にね、事業主体はどこになるんかという部分でね、このあと私も聞くようにしとったんだけど、要するに準備組合、さらにそのあと本組合になっていくんでしょうけど、要するに民間の方がやると。ところがこの区画整理事業は最後まで市がやるわけでしょう。市の都市計画の中で都市計画課が担当してやるわけでしょう。そういった中で進めていくのにね、それをちょっと整理するんじゃないけどね、そんな中でいろんな問題が出てくると思うんですよ。これ受益者負担、まずあるのかないの

か、その辺と。減歩率等ももうおおよその部分は図面ができてるんだから、分かっとなじやあないですか。要するに道路に取られる分が、総体からね道路にする部分が出てくるわけだから、減歩するわけですね。その率等は計算上でるんじゃないんですか。その辺はどうなんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 具体的な減歩率の率はうちのまた執行部の方ということで答弁を願いたいと思います。区画整理の方につきましては、個人施行の同意施行ということで、個人施行の分が佐伯市も入っておりますので、そういった理解でよろしゅうございます。それから先ほど申しました減歩率については、私が正確な数字ということになりますとちょっと自信がないので、執行部の方で答弁させていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 大手前開発推進室の亀山です。減歩率につきましては、ちょっと事業の詳細ちょっと説明したいと思います。今部長の答弁の中に、基本計画という言葉と事業計画という言葉が出ました。基本計画というのは上物の再開発の部分です。再開発の部分が今まで基本構想レベルを具体的な絵にしようとしていると、それが基本計画と。それは組合がやると、組合施行ということ。基盤の部分、基盤の部分は土地区画をあたるのは区画整理事業で個人施行の地権者を同意を得て市が行うということです。まだ減歩に関してはまだ構想レベルというのか、まだ今年度区画整理事業の中で区域を固める必要があります区域を。今まで1.8ヘクタールで説明をしております。一応想定は大体9%ぐらいで見込んでます。まだ確定ではありません。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 大体そこら辺までね聞いておかんと、総論賛成、各論に入ったら反対というのがこういった区画整理事業の一番の問題になる点であろうかと思うんですね。さらにこの土地に関して言えばね、ほとんどが市が所有しとる土地が多いですね。そしてまた、よもや市が所有しとる土地に道路を抜くからその分は減歩率に入らんとかそういう計算の乱暴なことはしてないということで今聞いたわけですけど、そこら辺もね、地権者は納得するかどうかですよ。自分方の前の道路を抜けてくれるのはありがたいけど、市が持っておる、要するに壽屋の跡地の土地に道路が抜ける。これは市が提供すればいいだけじゃねえかというような、通常そういう考えになりますよね。そこら辺がこういった場合に大きく網掛けして土地区画整理をする時の一番の問題かなあと。まあ問題提起を私はしとるわけで減歩率の件ですよ、等しくやっぱり地権者でね、今言う9%なら9%を分け合うといったのがそういったもんでないかなというもんで、一応問題提起しときます。それはもうその辺でいいです。受益者負担は先程聞いたけどないんでしょうねこれは。受益者としての負担。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 区画整理事業の中では、これはもう社会資本整備交付金の補助と合併特例債と一般財源、単費を考えてますので、この部分では直接権利者の負担はないです。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） じゃあ次の工、これはまたその上に建つ部分の再開発事業、要するに公共公益施設と要するに民間の施設ですね。要するに商業店舗等の施設について、ここにね実は市有

地の割合何%かというのは先程の部分でね分かりますんで、これ総体的に一応上げておるんでね。総体的な今言った部分も全部含めて市が持っている土地は全体のうちの何%なのか。その辺をお伺いしたい。そしてね事業主体、これは先日、先程から何度も言いますが後藤幸吉議員が聞いた時に、事業主体はこの再開発事業の建物に関して言えば、要するに組合の方が主体になるというふうに聞いたんでね、その部分はじゃあどこから、どの段階でその組合が全部受け持つんですか。このスケジュール表を見るとほとんど最後まで市が関わるでしょうこれ。じゃあのにある意味ね私が言わんとするのは、計画をして基本構想して実施設計したらあとは、実施設計まで市がこれには携わるんですか。組合が主体でやるわけでしょう。じゃあ組合が本来ヒアリングとかそんなんも全部するべきでしょう。その境はどこにあるんですか。それを聞きたい。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず、市有地の割合の件でございますけども、現段階での全体計画面積は1万8,601平方メートルありまして、そのうち、開発公社名義となっている市有地は6,998平方メートルありますことから、その割合は37.6%となっております。また、市が管理している道路・水路等の公共用地は3,517平方メートルで、その割合は18.9%となっております。事業主体の件でございますけども、事業主体としましては、区画整理は佐伯市が代表者となった個人施行で行い、再開発事業は22年4月に設立した佐伯市大手前地区市街地再開発準備組合が事業計画認可後に、本組合に移行となり、事業を実施します。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 分かりました。もう1回ちょっと整理しますけど、市有地の割合は壽屋等のあの辺のあれを入れて37.6%と18.何%足した、全部で56%ぐらいが市の所有ということになるわけですね。18.何%を足すわけですね、これは公共の分じゃから。56%ぐらいが市の市有地を利用するというふうに理解していいわけですね。それはいいでしょう、その部分は。事業主体、先程の件に戻りますが、実施設計が実施設計、それから許可申請が要するに平成23年度中にするわけですよ。そこまで市が主導でやるということですか。そこ辺。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 再開発事業の方は、今基本計画レベルです。これ組合施行ですから順調にいけますれば来年度、23年度基本設計・実施設計という形、それとあわせて再開発の方は23年度に事業計画を作る必要があります。だから当然もう基本設計の段階でもう主体は組合の方にいくものと思います。ただまあ、市の方も地権者の一人ですから、いろんな形で組合の主導を助言する立場にあるかと思います。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 基本設計の段階で組合の方にすべてもういくというふうに答弁なされたわけですよ。このあれでいうと、来年のじゃあ5月かな、平成23年の5月頃を予定にしようわけですね。スケジュール表で、これは資料としてもろうたやつだから、どの部分が最終的なやつか私も把握してないんだけど。これで見ると平成23年の5月を最終、矢印の行き止まりというような形になっとるんで、ここまで要するにいろんな計画、その他、実施設計までかいて組合の方にどうぞやってくださいというふうな形でいくと理解していいんですかね。最後。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） あのですね。あの5月っていうのが非常に事業の組み立てが難しいっていいですか、再開発事業と区画整理事業の一体的施行の中で、若干遅れてます。というのが、再開発の方は現段階というのが、今年基本計画を作るという中で、現状は基本計画の原案レベルです。原案ができましたら当然組合施行ですから、組合の臨時総会での承認が必要になってきます。承認を受けた後に原案、それから基本計画案、当然まあこのあと、事業の進捗によっては広く市民に知らせる必要もあるとなった時に、今の基本設計の5月というのちょっとまあ今の事業進捗からすると若干ずれていくのかなと思います。基本計画が固まった段階でスケジュールの部分については、再度また議会の方には報告したいと思います。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 分かりました。その辺のところはね、いろんな事情があるから予定よりもずるというような形は理解できる部分があるんですが、ただね、そんなふうに分程民意を問うといったようなピラも出るような状況の中でね、やっぱせっかくね事業が政府から認可もされて、議会の中でも賛成多数で可決してね、担当課まで置いて推し進めよる事業ですから、できれば速やかにスケジュールをこなして行ってほしいという部分と、もう一つはね、やっぱ私は地域開発調査特別委員会のメンバーではないんだけど、漏れ聞いたところによるとやっぱりせっかくするんであればね、市民の利益になるんであれば、計画に関係なくぼんと上に伸ばしてでもね、こりゃ民間活力を利用すりゃあいいわけだから、漏れ聞くところによると14階ぐらいを建てるといような話も錯そうしとるわけですよ。そんな中、やっぱりああいってピラも出てくるしね、是非ねそういったところはきちきちと市民に分かりやすいように説明しながら、この事業は組立てて行ってほしいなど。そういふうなことを申し添えてね。ほかにちょっと聞きたいことがかなりあるんだけど。例えば維持費はどうなるんかとかね。建ったあとに維持費はどうなるんかとか。そんな大きな問題がたくさんの中にはあるわけですから。まして商工会議所が入ると言いよったけど、これは入らんといような話しも聞いておるし、その辺もはっきりした情報が伝わってない部分があるんで。最後に1点だけ、商工会議所はここに入るんですか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 商工会議所につきましては、今年の確か5月25日付けで商工会議所の方から床取得に向けての回答をいただきました。5月25日の段階では、商工会議所は床を取得してまで再開発には入らないと。現状は若干のあの例えば、商工会議所最初の示した案では、商工会議所も専用の会議室を用意していました。そうするという事は、それだけ商工会議所の床が広がりますので、どうしても単価が高くなると、若干の会議室の持ち方等検討しまして、再度また商工会議所の方には投げ掛けてます。今その結果待ちです。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 入るか、入らんかだけでよかったんやけど、結果は聞く必要ないんじゃないかなと思ってますけど、商工会議所は入る意思はないみたいですよ。それはいいとして、時間がなくなるんで、ただ最後にね。株式会社まちづくり佐伯、私はこれに設立当初から引っ掛かってるんですよ。これの立ち位置は今どこにあるんですか。これ第三セクターで市が700万出資してこれを、要するに中心市街地活性化事業を認可受けるために必要だということで第三セクターを立ち上げたですよ、700万出資して。この株式会社まちづくり佐伯は今こ

の中心市街地活性化事業の大手前開発うんぬんでやっとなる中の立ち位置はどこにあるんですかねえ、ちょっとそれだけ聞かせてください。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まちなかの活性化のためのソフト部分を推進する推進役としてあるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 全然私が想像しとる部分、私が誤解しとるんかしらんけどですね、無駄な金使ったなと私はいまだに思ってますんで、この株式会社まちづくり佐伯についてこれからも我々のチェック機能をフルにきかしていきたいなということを申し上げて、以上、中心市街地活性化施策についての質問はこれで終わります。

時間がありませんので引き続き、大きく2点目について伺ってまいりたいと思います。現在佐伯市は美術品購入基金として1億171万2,402円、21年決算のベースでねこれだけ、これは確か平成5年ぐらいからためてきたんかな。旧市からずうっと毎年こうやってためてきておったわけです。それがまあ1億程なるとるんだけど、これの要するに美術品等購入する場合の美術品としての定義、基準はどこにあるのか。例えば、市に関係する作者とか、市に関係する古美術とか、そういった定義はどこにあるのか。恐らくこれ、なぜここに質問を上げたかという、歴史資料館に収蔵品としての関連もありますんで、その辺も踏まえてどこにあるのか。さらに諮問機関、要するにこれを審査する機関はどこにあるのか。それと過去においてこれだけの美術品購入基金という形で基金を積立てるといった目的からいったら既にね、もう20年近くなるとるはずなんで、これを検討した事例はあるのかどうか。そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 美術品の定義ということでお尋ねです。美術品といいますのは、建造物とか絵画、彫刻あるいは書籍、典籍、さらに古文書、その他の有形の文化的所産で、芸術上の価値が高く、そしてなおさら希少価値を有するものというふうに思っております。市としてもそういう美術品の定義というのを、そういう形でとらえております。2点目の諮問機関はどこかということですが、諮問機関は特に設置をしておりません。したがって、3点目の過去において検討したかどうかということですが、検討事例が諮問機関が存在しないために諮問した経過はございません。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 定義は今言ったようなことであろうかと思うんだけど、諮問機関がないというのがですね、実はこれ合併と同時になくなったというふうに私は理解しとるんですけどね。合併以前はね、佐伯市文化財保護委員会か、そういった名前の組織がありました。これは今存在してないんですかねえ、どうなんですかねえ。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 今議員さん言われましたように、その美術品を諮問するという機関ではないというふうに考えてます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） いやいや実はね、これ私議員になって何度もこういった感じの部分質問した部分があっただけでね。佐伯に残る刀剣に関してね、刀ですね。それに関しては佐伯市におられた

刀匠の方が残した分なんかをね、佐伯市のそういった文化財に指定してはどうでしょうかというような質問をしたことがあるんですよ。その時に、そういった諮問機関に掛けてやる方法でやりましょうと言ったけどね。実はそうすることによって、これはオフレコの場合ですけど、そうすることによってプレミアもつくでしょ。そうすると、要するに値段が上がってうんぬんというような小さい考えでね。そういったふうに行行政マンがその時に判断したんです。で、そういった道筋がその時に立たなかったんですね。そのままなんですよいまだに。で、結局は散逸してしまいよる。佐伯市の大事なそんなものがね。ある意味これは貴重な佐伯市の文化財ですよと、その書付だけでも渡したらどうですかというような質問をしたことがあるんです。ところがそれさえもそういった諮問機関があって、ありますけど出せませんというような答弁だったんですよその当時。それは今言うようにね、文化財を大事にすることで、そういうものをつければ、要するにプレミアがつくから金が高くなるからでしょうというような勘ぐりでしなかったんです。そんな小さい考えでね、佐伯市で美術を愛する人たちは動いてはoirんのですよ。実際にこれは大事なものだ。そういった意味なんでね。もしないんであれば、次長あなたもね、この件に関しては是非そういったものを立ち上げて、立ち上げるべきですよ。佐伯市にそういう文化に関心を持った人はoirんのですか、あなたの部署には。こういう組織は必要と思いませんか。どうですか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 議員さんおっしゃるとおりですね。過去に美術品の美術館を建てる構想委員会というのがございまして、それを設置した経緯がございましてけれども、大変歴史資料館よりもむしろ美術館の建設の方が先だったというふうなことを聞いております。そういうことで、大変美術に関心のある方は多いですし、美術品を佐伯市の芸術文化財的なものとしてとらえる部分については文化財の方であるんですけども、美術品については今までそういう基本計画等がございましたけれども、その中で収集をするための委員会というのはまだ一度も設置をされてないというふうに認識をしております。今後そういう状況にありましたら、是非ともそれは設置するべきだろうというふうに私も考えております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） そういう状況になりましたらって言いよるけどですね、もう既に歴史資料館を造ろうというふうに入っているわけでしょ。あえて言わなかったけど、中心市街地活性化施策の中にも入っているわけですよこれはね。本来これは私はさっきも言ったけど、その中に入れてほしくない。これはもう歴史資料館の建設はね、これはもう随分前から基金を積んで、佐伯市市民のねそういった方々の念願でもあったわけでね、それは別に考えてたとしてもね、もう既にこれが、要するにスタートしとるわけだから、そういったものに収蔵品としてね入れる場合に、これは市長にお伺いしたいんだけど、私もある程度の毛利家の収蔵品というか、展示をする今寄託をされておるやつは一冊にまとめておるから、ある程度のものは把握しとるつもりやけど、そういったもの、要するにこれ歴史資料館を今後建設していく上でね、そういった組織というのが収蔵、要するに買上げて収蔵するのか。そこに展示するのか。ある意味佐伯市にまつわるいろんなそこに美術品があったとしますよね、掛け軸でも絵でもいい。そういったものが、この1億100万程の美術品購入基金を使って購入してでもここに収蔵しようという考えがあるのかどうか。そこら辺を聞きたい。というのがね、やわらぎを造った時にね、市はあっこに入れる収蔵品はすべて寄託なんですよ。目玉もない

んですよ、目玉も。そういうやつは買ったかどうかという提案をしたことがあるんですけど、市は基本的にこういうものに入れる部分に関していえば、金出してまで展示せんというような、基本的なものがあるのかなあと私は判断しとるんでね。やっぱりそこに目玉になる分に関しては、そういうものを買うための基金を既に積立てておるわけだから、そこら辺をね市長はどういうふうに考えておるか。その辺のところの見解をお聞かせ願えればと思う。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員の御質問の中で、歴史資料館についてこの美術基金を使うかということですが。現在、美術館のもとでこれはつくられたというのが基ですね。当時美術館を造るということで、美術品事業はほとんど佐伯市がやはり購入しなければいけないだろうと。そうした中で作ったものと思ってます。私どもも基本的には佐伯市にあるいろんなまず歴史資料という形で展示して、特に議員は古美術の関係というのは非常に興味持っておられて、収納することによって必要じゃあないかと言われておりますが。当市といたしましても、それはまあもうちょっと先の話しにしないと、現状の中では、まずこれをどういう企画で造っていくのか。常設展、また特別展示展、また先般そうしたものをつくるということで、中根貞彦さんの御親族の方から絵もいただきました。そうした寄託とか寄附とか、いろんなかたができてくると思っておりますので、これについてはまだ方向を出してないということで答弁させていただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） もう時間がありませんので、市長のそういう考えがまだそこまでには至ってないというような答弁であったかなと思えますけど、もうこれは歴史資料館を造る。またそのこととは別に、やっぱり佐伯市に美術品ある意味貴重な資料がね、今こういう世の中だから、インターネットで写真でもうぼんぼん売り買いされる。我々もある意味静岡の出たインターネットで出たやつを佐伯市に買い戻したという事例。そういう部分もありますんでね、そういったところを私どもは心配しとるわけです。是非ですね、そういうもう既に歴史資料館としての考え方を踏まえて言えばね。先程市長の答弁でまあまだこれから考えていくんだというけど、待ったなしの部分がある分はね、さっき言ったように是非諮問機関等をね、これは前元々あったわけじゃから佐伯市には。そういった文化財保護委員会とか、そういったものを是非、再考してね。そういった文化事業というものをもう少し目を向けてきちっと確立してほしいということを申し添えて、私の質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

次に20番、後藤勇人君。

20番（後藤勇人） 20番議員の公明党、後藤勇人でございます。議長の許可をいただきまして、また、先程登壇された先輩の河野豊議員の最大限の御配慮をいただきまして、これより一問一答により質問をさせていただきます。第1項目目の1の佐伯都市計画道路、馬場女島線について質問させていただきます。道路は主要な交通施設として安全かつ快適な交通を確保するとともに、都市の骨格をなす施設として健全な市街地の形成及び活力と魅力のある都市形成に寄与しています。そして、併せて防災上の役割を果たし、供給施設、上下水道、ガス、電気等の収容を図るなど、多面的な機能を有する都市の基盤的な施設です。これを都市計画法に基づき都市計画決定したものが都市計画道路です。先程言いましたこの馬場女島線について随分前から都市計画道路として計画されておりましたが、特に国道217号線の交差点が

ら鶴城高校の体育館までの間が、いまだに実行に移されなかったのはなぜなのでしょう。また、今年この部分の佐伯都市計画道路の変更がなされた内容及び経緯についてお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 都市計画道路馬場女島線につきましてお答えいたします。なぜ実施されなかったのかということでございますけれども、議員御案内のとおり、都市計画道路馬場女島線は女島橋から養賢寺までの1,550メートルの区間でございまして、そのうち、女島橋から国道217号線までの1,220メートルは既に、幅員12メートルで整備を行っております。そういったことで順次整備延長拡大をしておりますので、特段のこれといった理由はございません。また、この路線の変更、社会情勢の変化等に伴いまして、平成22年6月29日に国道217号線の交差点部分の変更と併せまして、幅員を従来は都市計画決定20メートルでございましたので、幅員を20メートルから12メートルに変更しまして告示を行ったところでございます。その変更となった主な断面の構成を鶴城の前を例にしまして、鶴城の体育館側から御説明いたしますと、その体育館の前の鶴城用地を1メートル買収して、それから2.5メートルの歩道、現車道も利用しまして、車道側の馬場の松の石垣を50センチ後退というようなことで、幅員7メートルの車道をその間に置き、それから馬場の松を挟みましてグラウンド用地に2.5メートル買収して歩道を設置し、全幅員が12メートルとなっております。経緯につきましては、先程申しましたとおり、昭和34年に佐伯市内の都市計画道路を決定しまして、馬場女島線につきましては、先程申しましたとおり、社会情勢の変化等に応じた整備を順次行っていくと。そういうことでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 今回、この質問をさせていただいた私自身の気持ちとしてですね、昭和34年から計画されてるということで、ひとつはですね、今言われました20メートルという計画がですね、やはり大きすぎたのかと、当初はですね。どういう社会情勢があって20メートルといえば4車線ですかね、ぐらいの計画だったと思うんですけども、一番肝心なところはやっぱり元々ですね鶴城高校があって、生徒が朝晩行き帰りして、また保育園・幼稚園、園児がですね朝から、また昼前にね通学するのに大変危険であるというのに、これはもうずっと前からあったことに対してですね、都市計画の区域とはいいいながら、測量とか図面とかですね、また着工しようとして。そういう形にならなかったのが不思議ですね。そういう面ではやっぱり部長さん実際には関係はないんですけども、やっぱりきちとした計画というか、載りますんで、生徒の安全を考えれば是非やらなければいけなかったんじゃないでしょうか。そのことについて。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今議員御指摘のとおり、国道217号線から養賢寺に向かっては、昭和34年の都市計画決定では20メートルという広い道路でございました。ですから、先程の答弁にも若干つながると思っておりますけれども、保健所のある女島橋の方から保健所を經由しまして217号までは12メートルで来てですね、その当時から12メートルであればまた結果は違ったのかなあとと思っておりますけれども、余りにも20メートルという部分をそこにそのまま、五十数年前の計画があるからといってですね、やるにはちょっとやっぱり、そういったことは踏み切れなかったという経過があるんだと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） ひとつお聞きしたいんですけども、都市計画道路区域に土地がかかればですね、線としてかかればやっぱり建築物の規制が掛けられると思うんです。長年にわたってこれに影響されてですね、ほんろうされた方が少なからずいるのではないかな。また、ひとつこの規制についてですね、教えていただきたいんですけども、3階建てのビルを建てたらいけないとかですね。地下プールを造ってはいけないとか。そういう言い過ぎかも知れませんが、そういうものを教えていただければ。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） こういった都市計画街路につきましては、まだ未整備の所が多々あります。都市計画の線が入っているところにつきましては、今議員御指摘のとおりですね、建物の制約がございます。鉄筋コンクリートが駄目、木造でも3階建て以上は駄目、駄目というのが、それと地下、地下室のあるのは駄目と。そういったことで、そこに木造の2階建て等を建てると、それにチェックにかからない方につきましては同意を取ってですね、建物そのものはできるんですけども、元々もう鉄筋は駄目ですよというそういった制限がございます。だから、都市計画街路を長年かぶしてそのままというのはいかがなものかという理由はそれはあります確かに。ただ現実としてはそういったことで時のといいますか、時間がたってる箇所は市内にはまだありますということでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 今回、都市計画審議会ですかね、かかりましてですね、そういう計画の変更がなされたという、要するに。まあ言い過ぎかもしれませんが五十数年振りになった。これはやっぱり都市計画という考え方というか、方向をですねやっぱり定期的に見直してやっぱり変えていく必要があるのではないかと。本当に何年もたってですね、何も社会情勢も変化がある中でですね、審議されないというのはですね、やっぱり問題だと思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。定期的に見直すとかいうのは。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 正に議員おっしゃるそういった弊害がございましたので、ちょっと日付は今ちょっと思い出せないんですけども、そういったことで改めてその路線の見直しをしたと。その路線でかなりの路線数は線形の変更とか、幅員の変更とかがされたと。そのひとつがこの都市計画街路の3・5・15馬場女島線の217から養賢寺までの約300メートルの区間であるということでありまして。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） この前ですね、道路ができて歴史と文学の道が整備されてですね、観光客が来るようになりまして、大型バスが高速の方向から左折をしてこの道に入る時にですね、入る道の所に信号もちろん赤で信号待ちをした車に、邪魔をしてというか、要するに曲がりきれずにですね、その車の後ろに車がなかったもんですからバックしていただいて、鶴城高校の方に行けたというのを目撃いたしまして、長年ですね私がこういう立場になって、こういう質問をするに至らなければ、あそこの計画があったとしても、やっぱりだれかが反対して計画の実行、要するに道路の拡張がなされなかったのではないかというふうに、私自身も誤解してたメンバーの1人でございます。質問ですけどもやっぱり測量もなされずに、地域の皆さんにもですね元々道路するという計画をですね、横に置かれたままですね、ほったらか

しじゃあないんですけども、特に多くの市民の方々、あそこを利用する方々がそういう誤解をされてる方もおられるのではないかと思いますので、その件についてお願いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 議員御指摘のとおり、217から大型バス等で左折若しくは右折、右折の場合は若干道路の片側幅員があるので、左折の場合どうしてもバスのスパンていいますか、タイヤとタイヤの間が長いということで、そういった事態があったと思います。ただ、先程答弁いたしましたように、そこをじゃあ都市計画街路を決定されてるから20メートルでやろうという場合はですね、逆にまだいろいろ弊害があったんじゃないかと思っております。当然、我々もあそこを文教区間といいますか、学生、幼稚園、保育園児、小学校、高校生、自転車の通学等々ございますので、両サイド歩道付の歩車道分離ということを想定して12メートルということでやっておるわけですけども、今回、先程河野議員の御質問にもお答えしましたように、今回の事業認可区間は約90メートル、そのうち50メートルが断面区間で仕上がりということで。いわゆる両歩道がついて中車道が7メートルと。それが50メートル区間はできると。あとの40メートルにつきましては、現道に合わせてゼブラゾーンといいますか、道路に斜めの線を引いて現道に擦りつく。そういうことでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 私が言ったのはそういう意味じゃなくてですね。地元の方々ですね、そういう誤解の目で、20メートルの道路ができるなんて誰も市民の皆さんは知りませんので、やっぱり誤解を持ってですね、心ない発言で、この道路が広がらんのはあんたが反対しちよるからでしょうというふうに言われて、傷つかれている方もおりますので、そういう面をきちっと答弁していただきたかったなあと思っております。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） すみません。若干取り違えておりましてすみません。確かにどこという個人名は控えさせていただきますけども、先程国道から入っていく所につきましてはですね、個人の方がやっぱりそういった目で見られるというか、事情はあったやに聞いております。ですから、その方につきましては、今回そのこういった都市計画決定が変更になったということで、もうその一部始終につきましては、改めてここで申し上げますけども、非常にですね肩の荷が下りたというふうなことも聞いております。ですから、20から12というふうなことがすぐですね、50年もたたないうちに変更になればよかったんでしょうけど、結果としてはそういったふうになったということで、非常にそういった方には御迷惑をお掛けしたなあとは思っております。他の都市計画路線につきましても、機会あるごとにですね若干そういった線がありますよということをごすね。例えば、その家を建てましょうとって建築主さんが設計をして、建てる段階になって、この線が走っているというのを知ったという場合もあるやも分かりませんので、そういったことは心がけていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） ありがとうございます。部長の答弁で多くの市民が、誤解を持ってる部分が解消されたのではないかとと思っております。ありがとうございます。もう一つですね、現地に行ってみましたらですね、もう測量をされてるのが、今年ですね予算で測量の委託工事を出されていると思っておりますけども、今後の計画、流れ、こういう感じで今のところはというふうであればですね、教えていただければ。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 現在22年度予算で測量費で測量委託を出しております。今のところ23年から25年に掛けまして、建物補償、立退きを行っていただきまして、現場での工事着手完成は平成26年度を見越しております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） すみません。そう聞くとですね、全線そうなるのかなと。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 私が言葉足らずでございました。今申し上げた進捗計画につきましては、あくまで先程申しました90メートルのうちの完成断面としては50メートルということでございます。ただ、擦りつけの部分もその期間に入ってますので、姿としては50メートルが完成断面区間ですけども、その26年度までにはゼブラゾーンも含めて擦りつけるというふうなスケジュールでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 26年度と聞きましたんで、その予算の、予算というか財源のさっき河野豊議員さんも言うておりましたけども、財源のことについてですね、26年度末といえれば合併特例債と思うんですけども、そこをもう1回教えていただきたい。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 事業費につきましては、用地物件等々を含めまして事業費総計は2億2,300万円でございます、うち国費が9,945万円を見込んでおります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 今ちょっと財源のことを言うてたんで、どの部分が合併特例債なのかと。もう一つ、この26年度末の以降ですね、どういう財源を使ってやろうかと。やるっていうか、そう簡単にはできるものではないとは思ってはおりますけども、どういう、将来のことです。

議長（小野宗司） 永田都市計画課長。

都市計画課長（永田亀男） 都市計画課長の永田でございます。よろしく申し上げます。具体的な財源の内訳といたしましては、交付金事業で行います関係から中心市街地の認定を受けましたので45%、その残りが合併特例債ということで95%、起債を打つようになります。26年度以降につきましては、交付金事業がどうなるかちょっと分かりませんので、通常の街路事業からということになるかと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 最初の質問を終わります。2番目ですね、鶴城高校の校歌にも出てくる馬場の松の、鶴城高校の象徴的シンボルの一つである先程も言われておりましたけども、もう今はですねかなり古くなって、今は石垣の整備を考えているということで、私自身は素人なので分かりませんが、石垣を整備することによってですね、木の根っこの部分とかをもう当たる部分もあるのではないかと思います。そういった時に枯れる心配があるのかなと素人的に思うんですけども、その点はどうでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） イの馬場の松の件のお尋ねなんですけども、この馬場の松の所につきまして計画はまだ、都市計画決定はあるんですけども、実施時期はもうはっきり申し上げまして未定でございます。先程も申しましたとおり、石垣を50センチ程度後退する計画でござい

ますけども、現在石積みがかなりの幅で入ってると思います。ただ、それから50センチバックするわけですから、当然松の根が出ている部分に接触する場合もあると思いますけども、私も実際に素人でございますので、そこらが根切りをすることによって枯れるとかですね、こういった影響が出るかというのは、まだちょっと私の方でも想定はしておりません。影響はないとは考えておりません。ただし、基本的にはですね、現状維持といいますが、松につきましても仮植といいますが、移植も含めましてですね、現状維持ということは考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） いま一つにはですね、馬場の松全体を移設するのではないかという話もちろっとあったもんですから、先にお話をさせていただきたいと思って。分かりました。もう一つはですね、馬場の松が移動しないのであれば、歩道はやっぱりグラウンド側に行けると思えます。それはもうずっと先の話。歩道を含めてですねグラウンドに影響はないのかということです。グラウンドの使用についてですね。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 鶴城高校のグラウンドにつきましても今野球部、ラグビー部、陸上部等々かなりの生徒がですね実施しておると思います。現在もネットを張ってると思いますグラウンド側に、ボールよけのネットですね。あのネットから実際には2.5メートル、要するにネットがある所から今馬場の松の間は2メートルほどあります。要するにグラウンドのもう、グラウンドの面積は石垣の根っこまで所有地であるんですけども、ネットを張ってるところがその石垣ののりじりから2メートルの所に張っておりますので、私が先程申しました馬場の松を挟んで2.5メートルのグラウンド用地を買収っていう部分でいけば50センチ、今の現況のネットからグラウンドの方に引っ込むということでございますので、50センチとはいえ、延長でいけばかなりの面積が減ることになりますから、グラウンドで野球のボールが行ったりということは考えられますけども、今でもラグビーや陸上は鶴城、かなり工面して使われておりますんでですね、そこらについてはそういったことで協議する中で、これからもうゼロから2メートル50ということになればですね、かなりの影響が出ると思いますけども、そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） ちょっと年数は忘れちゃったけど、近い将来ですね豊南高校と鶴岡高校が統合されると。長い目で見るとですね、公立高校が三つから二つになり、少子化が進むとですね最終的には佐伯には高校が1校になるのではないかと。その時にですね、このいつとは言えませんが、やっぱり学校の、これは県ですね土地であり施設なんで、どうこう言えませんが、やっぱりそれを含めた都市計画道路の実施になるのかなと思うんですけども、そこら辺はどうでしょう。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 非常に難しい質問でございますけども、学校の移転というふうなことになったにしても、馬場の松というのは先程申しましたとおり、そういった象徴でございますしですね、そういった影響のないようにしたいと思っております。というのが、12メートルの線形を217、保健所から養賢寺の方に向かって見ますと、12メートルでいくとき、ちょうどほぼ真っ直ぐになるように今回線形の変更もしておりますので、それでいけばさっ

きいった馬場の松の所、鶴城の体育館の前の所は1.5メートルという線でございますので、そういったことで考えていきたいと思っております。ただ、学校の統合のうんぬんという分はちょっと私では。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） それでは次の質問、ウの質問にいきたいと思います。計画の推進について、戦争ほど残酷なものはない。戦争ほど悲惨なものはない。ある小説の一節ですが、先月24日に北朝鮮による韓国への砲撃で民間人を含む死傷者が出たことは記憶に新しいと思います。この事件は、日本並びに東アジア地域の平和の安定に対して極度の激震が走ることとなり、我々の生活がいかに平和という基盤の上に立脚しているかを思い起こさせる出来事でございます。本当にちょっと、今度提案なんですけども、我が佐伯市も戦時中に現在のN T T付近に防空ごうがあり、空爆によってたくさんの死傷者が出たと聞いておりますが、どのような状況であったのか。また、戦争によって多くの犠牲者が出たのであれば、本市には歴史と文学の道がありますので、この道ができますれば、平和と学問の道というふうに命名して計画の推進を図ってはいかがでしょうか。それをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 議員から空爆はどのような状況であったかとのことですが、佐伯市平和祈念文集の中の当時を知る人の体験記録によりますと、昭和20年4月26日の朝、B 29の爆弾が馬場の松の土手の南側、今のN T Tの前に掘られた防空ごうに直撃弾として落ち、避難していた近くの人々三十数名が全員犠牲になり、爆弾の落ちた防空ごうの跡には大きな穴が開き、その周辺には吹き折られた松の枝が散乱し、残った枝には衣服や体の一部が付着しており、目を覆う惨状であったと記されております。後段のこの道路を命名し、整備の推進を図ったらどうかとのことですが、この地区の一部は歴史的環境保存地区でもありますし、来年度には佐伯市都市計画マスタープランの見直しを予定していますことから、戦争のイメージにこだわらなく検討してみたいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） ありがとうございます。今回の提案はですね、建物としてはやすらぎというね、平和祈念館がありますけども、今回の北朝鮮の韓国の出来事を感じましてですね、市民生活の中で、この道を通るたびにですね、平和のありがたさというのを少しでも実感できればなというふうに思いまして、提案させていただきました。最後にですね、もっともっと推進をお願いしたいという一言で終わりたいと思います。鶴城高校は今年3月にですね、生徒指導通信というのを出しております。これの中にですね、送迎をする御家族の方にですね、校門から体育館までは車を止めて生徒を降ろさないようお願いしますと。その先ですね、養賢寺の駐車場とかですね、多目的ですね、あその場所で降ろしていただきたいと。それはここでですね車等と生徒が接触事故を起こしたと。だから大変危険であるので、無事故ですね、通学するためにもこうしてくださいというふうをお願いの文書を新入学の生徒にですね、お知らせをした文書でございます。そういった意味で今回ですね、大変な確かに学生、またP T A、また幼稚園、保育所関係の方、また通学をですね利用される方がおられますので、長年ここで危険、私も使ったことがありますので、危険ですね。状態に置かれてるこの道路ですね、少しでも安全な道にしていいただきたいなと思ひまして質問させていただきました。以上終わります。

第2項目目のスクール・メンタルケア推進・充実事業について御質問させていただきます。最近、また昨日も自殺のニュースがですねちまたで報道されております。一件一件目を覆いたくなるような悲しい現実の中ですね、大変な学校教育の現場があるんだなというふうにひしひしと感じております。この推進事業に関してですね、いじめや不登校などの問題を抱える児童生徒の早期発見と早期対応を始め、きめ細かな支援を行うために行われていると聞いております。ただこのスクール・メンタル充実事業について、現在の状況についてお聞きしたいと思います。小項目Aのですね。この事業の対象になっているいじめや不登校などの問題を抱えている生徒はどのくらいの人数がいるのでしょうかと。対象者は小学生と中学生だと思いますが、それぞれ何人ぐらいおられるのでしょうか。また、これに対してどのような推進を行っているかをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 佐伯市におけるいじめ・不登校の状況につきまして御答弁いたします。文部科学省の児童生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査という調査を年度替わりにいつも前年度のまとめとして調査をしております。その調査結果に基づいて数値等のお答えをしていきたいというふうに思います。まず、管内の小・中学校でいじめと認知された件数は、平成21年度は小学校で68件、中学校で28件となっています。このうち4件は指導継続中となっていますが、残りの92件については一定の解消は見られております。また、病気等の理由を除いた年間30日以上欠席者、いわゆる不登校の児童生徒数は、平成21年度は小学校が13人、中学校が60人となっています。出現率は小学校0.3、中学校2.8で、全国平均とほぼ同じ状況ということでございます。続いて、スクール・メンタルケア推進・充実事業における取組について簡単に御説明をしたいと思います。この事業は、不登校・いじめの問題であるとか、あるいは最近よく全国的にも問題になっておりますネグレクトや児童虐待等の不適切な養育態度等に対して、早期発見、未然防止に向けた対応を始め、きめ細かな自立支援を行うためのものでございます。そこでスクール・メンタルケア推進・充実事業の核となる、佐伯市におきます核となります佐伯市適応指導教室グリーンプラザでは、学校、福祉、医療等の関係諸機関との連携を図りながら、地域ぐるみのネットワーク支援を行っているところでございます。具体的には、児童生徒・保護者を対象にした相談活動や不登校児童生徒に対する個別や集団での体験活動などを行うとともに、子育て支援課とか、あるいは南部保健所と情報交換会を持ちながら、必要に応じて関係機関から家庭支援をしていただいたりしてございまして、連携・協働した支援を実施しているところでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 一応このスクール・メンタルケア推進事業ですね、見ますと三つの柱があると思うんですけども、一つは教員や適応指導教室指導員の研修ですかね。2番目に家庭への訪問指導、三つ目がさっき言いましたグリーンプラザですね、適応指導教室等を中心とした不登校に関する中核的機能ですね。の三つがあると思いますけども。まず一つ目の教員や適応指導教室指導員の研修、どういう方が受けられているのかと、採用とかね。もう一つ教員に対しても行われていると書いておりましたので、どういう教員の方が対象なのかと。お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。グリーンプラザの中の職員の研修につきましては、実

際の事例に基づいた研修、一人一人の子どもの個々の状況にどう対応していくかということで、事例研究を中心に行っているところでございます。一般の教職員に対する研修につきましては、県の教育センター等でそういった専門の研修講座等開いております。そういった研修講座に大いに受講することによって不登校の子どもたちの理解やあるいは対応の能力を育てていっているということです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 2番目の家庭への訪問、家庭訪問を実施されているということで、この内容をちょっとお聞きしたいんですけども、グリーンプラザに来ている生徒さんには元々一応、先程言われました小学生が13人ですかね。中学生が60人という中で、どういうふうな形の家庭訪問をされているのか、親に対してとかですね生徒に対して、またグリーンプラザに来ていともされるともあるんじゃないかと思っておりますので、その部分をお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） まず、グリーンプラザの機能を最大限発揮していくためには、学校との連携ということが非常に重要になってまいります。子どもさんの状況を学校から聞いてですね、情報交換等をして、その上で子どもの状況に応じてですね、無理にならないように家庭を訪問し、そこで子どもさんと直接会ったりとか、あるいは中には子どもに会わずに保護者の方と話し合いをしたりとかいう状況もございますけれども、基本的には学校と連携を取りながら、グリーンプラザの職員が実際に訪問をしているという状況でございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） それがこの中にグリーンプラザの中におられるスタッフの自立支援指導員という形でよろしいのかなと思います。もう一つ、家庭訪問ですね、親は会ってくれるけども生徒は会ってくれない。また、中にはですね親が会わせてくれないとか。そういう場面も中にはあるかと思うんですけども、そういう面も総合的な担当ですね、学校の担当も含めて話し合いをしながら進められてるんでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。不登校の子どもの精神状態というか、そういった部分は非常にデリケートな部分もございますし、また一方、保護者の方もまた、場合によっては子ども以上にデリケートな部分がございます。保護者との話し合いということではですね、非常に相談員の方もいろいろと気を配ってですね、気をつけて十分に保護者の理解が得られるように、努力をしているところでございます。今、御指摘のように、そういった保護者の受け入れができないという場合も中には確かにございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 先程実際にですねグリーンプラザまで通える方というのは、13人と60人の中でどれくらいの方がおられるのか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） グリーンプラザまで今、出てこられる子どもさんが全部で15名ということでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 次に小項目イのですね、推進・充実について、今後の展望についてどのように考えているかをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 今、議員御指摘のように、相談ですね、が非常に最近増えてきているという実態がございます。相談の形態なんですけど、電話相談、それから来所相談、訪問による相談という3種類がございますけれども、大体2,200件年間延でございますけれども、それぐらいで推移しているところがございますが、昨年ですね、その数字が2,782件ということで、例年よりもずっと数が増えてきております。延べでございますが、397名、約400名の子どもさんになりますけれども、個別・集団での体験活動等でグリーンプラザを活用しております。本年度も既に1,831件の相談が寄せられているという状況がございます。年々この相談についてのニーズが高まってきているという状況がございます。その相談件数の中にはですね、発達障害などのですね特別な支援を要する児童生徒に関するものであるとか。あるいは家庭の養育態度に関するものであるとか。そのような不登校のですね要因が増えてきているという実態がございます。そこでグリーンプラザにおけるそういった相談機能を強化すること。まず大事だというふうに考えますし、各中学校にはですね今スクールカウンセラーが配置されておりますけれども、このスクールカウンセラーとグリーンプラザとの連携をいかに図っていくかということ。それから相談のあった児童生徒に適切なアドバイスを送れる。臨床心理のですね専門的な立場から、また保護者や学校の教職員にですね、適切な指導をしてくれる方。そういう方の確保というんですかね。その当たりが非常に重要なポイントになってくるのかなというふうに考えております。そこで現在、子育て支援課、あるいは南部保健所と情報交換会を行ってネットワークを作って対応しているところでありますけれども、そういった機能を強化するとともに、現在、あくまでもこれは教育委員会内の構想でございますけれども、総合教育センターというものの設立を目指しまして、その中で現在のグリーンプラザが持っている機能を教育支援センターとして高めていくという努力を教育委員会内でもしていかなければならないというふうに思っております。内容としてはいじめ・不登校部門、そして二つ目に特別支援教育部門、三つ目に暴力・虐待部門と、この三つの機能をですねうまく果たせるようにこれから教育委員会としても対応に努力していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 私の勘違いだったら申し訳ないんですけど、今総合教育センターということですね、初めてお聞きしましたけども、これは新しい建物を建てるという意味ではなくて、今の建物にとにかく教育ですべてサポートできる体制を確立しようという考え方で、要するにもっと発展させる。ケアとかサポートかですね、また情報発信を含めて組織の整備を確立しようという考え方でよろしいのでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。今議員おっしゃるように、新しい建物を建てて教育センターを別に造るという意味ではございません。内容的なものの組織整備をするということでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 一ついじめの相談のことでですね、少し知っておられると思うんですけども、学校で出てきたいじめとか悩みのことに関してですね、今相談センターがあるとおっしゃられておりましたけども、数は少ないんですけども、これを第三者機関に委託してですね、そ

の独立した組織で相談、要するに調整役ですね。をさせるという。これはちょっと子どもの人権擁護という大きい枠の中にあるわけなんですけども。例えばですね、兵庫県の川西市というところに、川西市子どもの人権オンブズパーソンという組織を、外郭団体を作ってですね、こんなことはないと思うんですけども、親御さんとか要するに当事者、生徒がですね、学校の先生とかですね、今言った教育総合センターに電話にしにくい。しにくいというかね、勇気が出せないと言われたときに、そういう外部の団体を作ってですね相談しやすいようにして、今言われた部分は言ってみれば内部同士の話し、調整ということになると思います。それでより外から見た立場で両方に意見、アドバイスをするという機関を設立してるところが全国に15ぐらいの地方自治体があります。それも含めて今、公明党が考えてるのはもう少し、これは人権という部分があるんで、お医者さんとか大学の教授とかですね、という部分が入ってる大きな、管理者は大きいんですけども、そういうのではなくてもうちょっと相談しやすい、名付けるならば子どもや親たちからのSOSに即答と。即時対応できるいじめレスキュー隊という。そういういろんな経験を積んだ外部の方がですね、その橋渡しとか調整役を形としてですね、自分自分で、佐伯市の今の組織が悪いという意味じゃないんです。案としてですね、そういうのが一つあるんですけども、それについてどう感じておられるかお聞かせ願いたい。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 先程お答えしましたように、基本的には教育センター構想の中でグリーンプラザを核にした対応ということで、これからの構想を立てているわけでございます。その中で、今議員がおっしゃったような全くの第三者機関を別個に設立して、そことの連携をとりながらという組織づくりというのは、まだ今のところは考えてないんですが、ただ、スクール・メンタルケア推進・充実事業の運営協議会というのがございまして、その中でいろんな立場の方々を運営協議会にお呼びして、例えば、先程言いました保健所、あるいは子育て支援課、それから、なおみ園とか、保護者であるとか、あるいは教職経験者であるとか、あるいはスクールカウンセラーとか、そういったたくさんのいろんな方々をお呼びしてたくさんの方々からそういった御意見を、御要望等を聞く会というのも、これは内部なんですけれども設置をしております。ですから、全く内部の機関でこれから問題に対応していこうとしてるわけではございませんので、その辺りちょっとお断りしておきたいと思ひまして、申し述べました。以上でございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） ありがとうございます。子どもたちですね、教育を受ける。またサポートできる最後のとりでとしてですね、この総合教育センターを中心としたですね、万全なサポート体制で、今後ともですね一生懸命頑張りたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。午後3時10分から再開します。

午後2時55分 休憩

午後3時10分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に25番、清家好文君。

25番（清家好文） こんにちは、お疲れさまでございます。25番議員の市民の会の清家好文であります。一般質問も余すところ私を含めて2名と相なりました。そこでもう少し御辛抱をお願いいたします。ところで私の一般質問も井野上準議員を始め、上田、浅利両議員の一般質問でおよそ満足のいく答弁をいただいたかなという感があります。がしかし、唯一三浦議員が割愛した部分が残ります。したがって、そこを集中して質問していきたいと思っております。執行部の皆様には、これまでの答弁と重複する場合には、なるべく簡潔で明瞭な答弁をお願いいたします。

それでは通告にしたがって一問一答方式による一般質問を行います。今回の一般質問は、大項目1といたしまして、地方分権についてであります。そして、大項目2といたしまして、職員の人事管理と研修についてであります。大項目2につきましても、二度目の質問となりますので、可能な限り具体例を挙げて質問をしたいと思っております。余談ではありますが、地方分権という言葉が政権与党の交代によりまして、地域主権という文言に変わったようであります。では、大項目1といたしまして、地方分権について質問いたします。地方分権、つまり地域主権改革の定義は内閣府地域主権戦略室の見解では、日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革であると提示しております。この改革を実行に移すべき第一歩の法律案が作成され、今国会で可決される予定でありました。しかし、諸般の事情によりまして今回の国会審議では、俗に言う地域主権改革関連三法案は継続審議となりました。このように、国会審議のありようによっては先々不透明な部分が多々あります地域分権制度であります。しかし、地域のことは地域に住む住民が決めるという地方分権への道筋、方向性は大きな川のうねりとなって進行しております。この地方分権を一口に言いますと、国と地方の役割分担の明確化と住民自治、団体自治、補完性の原則にのっとり住民が自らの権利を行使して、その地域のことはその地域に住む住民が決めること。そして、その結果責任を負うという住民自治の確立、そして民主主義の強化であります。そこで近い将来確立するであろう地域主権、地方分権制度にとって地域社会の要としての市役所、特に佐伯市の頭脳集団でありますところの職員のその職責、役割は最も重要な立場にするものであります。また、分権社会にあっては職員の意識改革は旧来の依存と分配から、自立と創造へと自己改革を要求されるものであります。そして、この自立と創造による行政運営は地方自治体、つまり執行部は国からの押しつけ、あるいは国に依存することなく、全ての行政運営の決定権を持つことと、そして同時に結果責任を負うという大変厳しいものになります。したがって、地域主権、地方分権制度が根付き確立されるためにも職員の自立と意識改革の教育と研修と、そして職員自身によるスキルの向上がきつ緊の課題であると考えております。そこで大項目1、アといたしまして、今後の分権社会と佐伯市の取組について、地方分権改革が叫ばれて幾久しいが、佐伯市は地方分権について、どのような展望を描き、そしてどのような取組をしているのか。また、問題点とその対策はどのようなものか。お尋ねいたします。以上をもちまして1回目の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員の地方分権に対するということの御質問でございますので、私の方から答弁させていただきます。先日、上田議員に対しまして、地域主権の考え方については答弁させていただきましたが、今議員の質問のとおり、地方分権というのは基本の中での取組でございます。地方分権の基本理念は、国と地方自治体の分担すべき役割を明確にすること。地方自治体の自主性及び自立性を高め、自らの判断と責任において行政を運営することだと考えております。本市は、地方分権改革推進法のうたう権限移譲、財源確保、行財政改革のそれぞれについて、既に取り組の始まったものについてはしかるべき措置を講じましたが、今後この改革がどのように進んでいくのか不透明なところがあります。本市といたしましては地方分権が一層進むものと想定し、自治への住民の参加と行財政改革の推進の二つを市是として行政運営に当たろうと考えております。次に、問題点ということでございますが、その対策については、何よりも重要なことは財源の確保です。これまでは国から自治体へ税源移譲、各種補助金の一括交付金化などの議論がされておりますが、しかし、全体として地方の財政が目減りしそうな雲行きであります。また、現在、国会の方で議会ではこの地方分権に対する地方戦略の関係で議決をしない、議員のおっしゃったとおりでございます。こうした中、私どもも全国市長会を始め、そうした自治体と足並みをそろえて、国への要望、また一層の行財政改革を進めることが肝要だと思っております。まず最初、そのような形で答弁させていただきます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 市長から答弁をいただきました。具体的というんですかね。交付税の問題とかいうのは確かに今から先々どのような方向に進むかも分かりません。でも基本的なものの考え方というんですかね地方分権は。地域のことは地域で決めましょうということなんですけれど、そのためには市長特に言うね、人、人のことですね。いわゆる市長よく言葉として、武田信玄公の言葉をするけど、その辺の人の教育というんかね、その辺は最終的にはですねそこが一番私は問題になるんじゃないかと思っておるんですよ。だから今までは国からこれをしなさい。あるいはこういうもんがありますよという、日本全国どこに行っても、どこのまち行ってもねえ、金太郎あめ、同じパターンのものでできておると。これはもう今後は自分らの責任でやっていけよということになると、かなり私はきつくなると思うんです職員自身もですね。だからそのためには今これの義務づけとか枠づけとかいう法律のですね改正は部分的にあると思うんですけれどね。基本的な大きいとこというのはやっぱり人やないんかと。特に市役所となれば職員の対応というかね、従来の考え方じゃとてもじゃないけどできないと思うんですよ。その辺を市長、どのように思ってるのか一つお尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 再質問の中で、人のあり方、いわゆる人を育てなければいけないということで、私は議員が言われますように、「人は城、人は石垣、人は堀」ということで、城を持つよりも、そうした人材を育てることによってうまくいくと。そうした中で、今年度から私どもも研修制度を取り上げながら、今年度は大阪、また自治大学には税務ということでやっておりますが、こうした人が今、私どもの中でやはり外部からの勉強をしながらやっていかなければならないと。また特に、今年度からちょっと手元に持ってきたんですけど、こうしたですね、市町村研修センター、こういう中で今まで2日か3日しか研修しなかったんですけど、これをもう少し長時間掛けて研修することが必要だなあと思っております。特に、議員が言

われるように、国からのひも付き一括交付金が変わりますと、どうしたその地域が運営をするかということは、やはりその地域が知恵を絞り、その地域の住民とともにこの運営を考えていかなければならないということで、地域住民に対するそうした要望の考え方、またこれからの本当にそれぞれの地域にあった必要な税金投入ということを考えていかなければならないと思ってますし、また、それを指導する職員についてもその中での動き方というのが必要だと思ってます。非常に広範囲でいろんな中の制度が変わってきますが、そうした中での捉え方、また特に権限移譲ということで、今まで国や県にいった権限移譲が、その地域における権限移譲ということになりますと、それに対する今までの甘えというよりも、国や県に任せた分が自ら自分方でやっていかなければならない。いわゆる基礎自治体としたこの地方分権は、佐伯市も合併いたしましたように、今の政権になる以前からこうした地方分権に備えて行政組織をしっかりとしたものをつくらうということで始まっておりますので、これを今後ともより一層、職員に対する強化もやっていきたいと思ってます。なかなか折り込む事項が非常にこの中でたくさんあると思いますので、個別個別ということではありませんけど、そうした考え方の中で動いていきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） その中でですね、問題点というのをどういうところを捉えているんですかねえ、地方分権に対しての対策としてですね問題点というのは。部長、だれかその辺はどういう捉え方をしてますかね。今、市長からいただいた総論的なものですかね、流れとしてはそれでいいと思ってるんですけれど、個別にどういうことに対応していくのかというのは何かございませんでしょうか。

議長（小野宗司） 財政面から、三原財務部長。

財務部長（三原信行） 清家議員の御質問にお答えいたします。当初議員の方からこの地方分権についての考え方の説明がありましたけれども、正に議員の御指摘のとおりでありまして、私どもとしまして、今後この制度が導入されてですね、新しく一括交付金化されるわけがありますけれども、十二分にその辺のところは研究検討しておりませんけれども、基本的には従来の補助金が、この制度の改正によって総体的に減額するようなことになれば大きな問題だというふうに思っておりますし、あわせて今後の交付税制度の問題についても少し研究はしていかなきゃならんのではなからうかというふうにとっております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） もうイに入ったみたいですね、感じとしてはね。イに入ります。補助金の一括交付金制度について、これはもうイに答えが入ってましたので続けていきます。来年度からの交付金の一部一括交付金制度が導入されるが執行部はどのような考えを持っているのか。2番目として、地方分権改革は依存と分配から自立と創造への変革を求めるものであるが、執行部は一括交付金について具体的にどのような取組をするのか。無駄を排除して自立する行政を実現するための環境整備は何なのか。これをお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えをいたします。まず、1点目から順次お答えいたします。補助金の一括交付金化につきましては、国から地方へ交付されております、いわゆるひも付き補助金は廃止をされまして、新たに基本的に地方が自由に使える一括交付金を制度化するものであると認識をいたしております。正にこれは地域自主戦略交付金という制度が新しく

創設をされるわけでありまして、しかしながら、この制度の導入はまず本市に係る補助金について、都道府県は平成23年度から、市町村分は平成24年度から段階的に行うというふうにされておまして、制度の概要はある程度示されておられますけれども、詳細についてはいまだ示されておらず、本市としましては、その対応に苦慮をしている状況でございます。次に2点目ですけれども、この制度の趣旨の一つといたしましては、一括交付金の対象となる事業の範囲内で自由に事業を選択できるとされており、地方自治体にある程度の自由裁量権が付与されることが想定されることから、今後、本市としてどういった分野を重点的に整備をしていくのかなど、事業の取捨選択が最重要課題となってくるものと考えております。現在、本市におきましては、佐伯市公共事業等実施計画により、事業の必要性、緊急性、地域性など、全市的な観点から事業計画を策定し、予算編成に反映をしておりますので、これらの制度によりまして対応してまいりたいというふうに考えております。それから3点目でございますが、無駄を排除して自立する行政を実現するための環境整備はという御質問でございますが、私どもの方でこの質問の内容が議員の質問の思っている部分とちょっと一致するか分かりませんが、無駄な事業を行わないことは市民の行政ニーズを的確に把握し、これに則した事業を行っていくことであるというふうに考えております。なお本市におきましては、市民のニーズにおこたえするシステムとしましては、市民の声、市政への提言、はがきを始め地域審議会、タウンミーティング、市政モニターのほか、区長会を通じまして各課への陳情等がございます。一括交付金の創設により、市政を執行する上での自由度が拡大してまいりますので、市民の皆様の御意見をお聞きしながら効率的な市政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 一括交付金についてですけど、これ本来であればねいきなりやってもいいんですよ、一括交付金。しかし、国の現実にもう数年掛かる事業というのを実行してますんで、だから段階的にやらざるを得んというのが一括交付金だと思うんですけど、これは将来的には一般財源化されると思っているんですよ私は。そして今部長が交付金が少なくなったら大変だっという発想を持っているけれど、増えると思っているんですか、その辺をちょっと。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 少なくとも現状の補助金は維持をしてほしいという気持ちでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長ね、それは補助金が現状より多いよというのは、それは執行部側の地方とすれば当然ですけど、現実問題としてね今後ですよ、増えるんですかということですよ。その辺を地方交付税もそうなんですけれど、どういう見方をしてるんですかね。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 全国的な規模からすれば当然整理を統合するわけでありまして、少なくなるであろうということは予想はされますけれども、先程も私が申し上げたとおり、地方はやはり当佐伯市にとっても分かるように、依存財源が7強ありますんで、そういう点を考えると、やはり補助金の維持に努めてほしいというような気持ちでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 私は交付金も一般財源化されて当然、将来的にですよされるだろうと。それ

と地方交付税も名前は変えて、何らかの格好で恐らく都市部と田舎と言ったら悪いけど地方との予算の取り合いちゃ悪いけど、交付税の取り合いなんかっていうのは出てくると思うんですよ。それであくまでも落ち着くところが落ち着くんですけれど、今国の状況は一千兆円ですかの借金があるような状態だね、これが今後増えるというわけないと思うんですよ。それはもう考えられんと思うんですね。だからそういう事態になったとき、その代りひもは付きませんよとね、あなたたち独自でやってくださいよという話なんですけれど、そういう事態になったときに、どう経営していくかというのが一番問題やなあと思うんですよ地方の。その辺はどう考えてますかね。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 非常に難しい問題でございますけれども、私どもの財政を預かる立場にしましては、現在中期財政計画で10年後の財政的な見通しを立てております。そういった中でも非常に将来は随分心配されるわけでありまして。交付税の削減等も予想されておりますけれども、まず先般の議員の御質問にお答えしましたけれども、自主財源の確保という観点、あるいは歳出につきましては投資的な経費の削減等々ございますので、総額的な予算に見合ったといいますか、これは予算を組むときにどうしても歳入という観点から事業を組立てていくような感じにしておりますし、非常に将来見通しは非常に厳しいということだけは正直今時点に言えるんですけれども、具体的にどうこうという部分はきちんとしたものを持っておりません。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） あのですね、2番目に先程言った依存から自立と創造という私が質問したのに関連していくんですけれど、結局今までのやり方では当然やっていけないと思うんですよ。だから決定権はあげますよと、自分らでこの地域のために決定して、自分らでやりなさいよというんが地方分権の基本と思ってるんですけれど。私が時々委員会で責任はだれがとるのなあということが時々あったと思うんですね。その中で、魚住部長だけが私取りますって言うたようにあるんだけど、今後ですね、この分権が進んでいくと権限はあなたにあげますよって、決定権をあげますよって言ったときに、必ず責任というのが出てくると思うんですよ。それこそ私が責任とりますよっていう状態が出てくると思うんですよ。その辺、どうお考えですか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。非常にまあ難しい質問でございますけれども、先程も言いましたように、将来的には非常に厳しいというものについては想定できますけれども、現時点では、特にこの戦略交付金の内容につきましてはですね、制度の詳細がまだ判然としてない部分がありますので、これから当然研究検討していかなければならないというふうに思っておりますので、議員の質問にずばりとお答えできませんけれども、今時点ではそれ以上の答えはちょっとこの場では答弁しにくいので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長ね、このアモイもそうなんですけれど、最終的に自分らで決める。そして責任をとるという状況になったらやっぱし、これに対応しようと思ったら今の職員のねえ、国からの依存という言葉を使いましたけれど、その考え方やったら絶対駄目やと思うんですよ。だからそれに向かって、まだ何年先よって言ってますけど、人間の頭というのはそんな

に変わるものじゃないですよ、職員ね。だから最終的にはやっぱり職員のそこが一番大事になるんじゃないですか、職員の教育っていうんかね。今、市長先程研修制度の用紙まで出しとったけど、それが組織、組織というんか制度は変わろうとしよせんは、どんなね立派な制度であろうと、しよせん人間が運用するわけでしょ。そしたらやっぱり一番大事なのは職員の資質の向上と。ねえスキルのアップをするというんが一番大事じゃないかと思うんですよ。今不透明でどの方向に行くか分からんと。一括交付金も段階的にいくだろうと、ひも付きどうのこうのという話もなっておるし、議会もこの改革の中にはものすごく権限もあるけど、今度義務の方がものすごく太くなるような感じになってますんでね。これはもう大変だなあと私も議員におっても大変だなあとこの思いを持っておるんですよ。それ以上にねえ佐伯市を動かしているのは本当職員の皆さんですからね。そこの教育ちいうんか、頭の切り替えを先々やっていかんと、これ対応してできんのやないかなあと私は思いよんですけど、その辺、最後です。総論でございます。

議長（小野宗司） 総務部長じゃなくてよろしいですか。

三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えします。議員の御指摘とおり、職員の資質を上げるという部分につきましては当然のことでありまして、第2期の行革プランの中にもその項をあげて研さんに励むという部分をうたっておりますので、その点は御理解いただきたいというふうに思います。それから、議員がこの分野につきまして非常に見地が高いわけでありまして、先月ですか発行されました県議会おおいたの中にですね、これは県議会が主催をされた地域主権改革推進に係る研修会というものを9月に開催されて、この私どもの市議会の中から4人ですかね参加をされたということで、非常にその部分で研修をされた議員さんの御意見をお聞きしたいというふうにお聞きしておりますけれども、今後、議員さんもその点についても十分勉強されているというふうにお聞きをしておりますので、今後とも私どもに力を貸してほしいと指導してほしいというふうにお聞きをしておりますので、一つよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） この件は終わります。大項目2のですね、職員の人事管理と研修について、職員の人事管理と研修制度はどのような制度となっているのか。また、問題点を検証し、その対応ができてきているのかお尋ねします。これ総務部長これなんですけどね。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それでは清家議員の質問にお答えします。まず、通告とちょっとずれがあるかも分かりませんが、一応最初の通告を見て答弁を書いたものでありますので、御了承願いたいと思います。現在、人事異動や昇任については、適宜所属長等から情報収集して対応しております。先般も井野上議員の時に申し上げましたとおり、来年度から職員の評価制度を導入して一定のルールに基づく評価を行いたいということで、その結果を人事管理に生かしていきたいというふうに考えております。また、職員研修については、県下の市町村で設立した大分県市町村職員研修センターの研修計画に沿って、職員の研修を進めるとともに、独自研修として毎年、人権に関する研修も全職員参加の下、行っております。また、今年度は大阪事務所等への長期派遣研修を実施しており、来年度も同様の派遣研修に複数の職員を参加させる予定にしております。それから、今後は研修の受講ルールの設定や研修履歴を職員調書に掲載する等の方策によって、職員の意欲を喚起するとともに、各職場ごとに行

う職場研修を推進して職員の資質向上に取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 井野上準議員のねえ、質問でお答えいただいたんでもうほとんど答え出たかなという感じだったんですよ。それで今、大阪に一人とかいう感じなんですけれど、それじゃあ追いつかんですはね。その具体的に先程職場で研修しますよというのを言ってたんですけど、そういうのはもっと具体的に、どういうやり方をするのかちょっと。1,200人ですか、今1,000人ですね、をどうローテーション組んでやっていくかちょっと具体的にそれをお聞きします。

議長（小野宗司） 井上総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（井上勇） 総務課長の井上です。よろしくお願いいたします。清家議員の質問にお答えいたします。まず、来年度の職員研修でありますけれども、今のところ予定をしてる職員研修はですね、まず、大阪が終わりますので、来年度は東京事務所の方に派遣したいと。まず1名を今予定しております。それとこれは今からですね、非常に法制部門が非常に重要な部分になってくるということで、予定でありますけれども、県の法制室に2年ほど1名、それと市町村振興課、これは行政班であるとかですね、財政班とか非常に勉強になる課であります。その課にですね1名、それとB & Gの方にも1名、具体的には今予定しております。それと職場内ですね、今現在1,040人職員がおりますので、研修についてはですね、定期的にはですね人権とか、同和問題については、これはもう毎年全職員を対象にやっておりますし、実績的にはですね、20年度は地方行政と憲法ということでですね5割の職員を対象に研修を行いました。また、先程言いましたように人権研修は全職員、臨時・嘱託職員全てを含めてですから研修をやっております。21年度も同様に人権・同和の研修、それと管理職を対象にですね、組織マネジメントと公務員倫理という形で現副知事であります二日市副知事をお招きしてですね、危機管理を含めた組織マネジメントの勉強をしております。本年度はですね、また人権・同和と先程部長が言いましたように、23年度から施行し24年度から本格実施を今予定しております人事考課制度、これは人事評価制度と言い換えてもよろしいんですけども、これについてのですね研修をですね、まず一般職員に対しては人事評価制度の必要性についての説明会をやりながら、評価する者、要するに管理職につきましては、その評価がですね公平で公正でなければならないということでもありますので、その研修をやっていきたいと。あくまでもですね、この人事考課につきましては、人材を育成し組織を活性化するという意味での人事考課でありますので、その辺のことをですね組合とも協議しながら、職員団体ですね。やっていきたいと思っております。それと今年の8月にですね、総合的な人事研修制度の仕組みという形で、佐伯市人材育成基本方針というのを決めました。この中に職員の研修についてうたっているところであります。まず、職員研修の充実ということでですね、自ら伸びる、職場で学ぶ、それと人事制度で育てるという観点の中でですね、まず職場外研修、先程言いましたように市町村研修センター等で行う研修ですね。これは当然公募制でありますので、手を挙げていただいて参加しております。毎年120人から130人の職員がですねそこで研修をしております。それと先程言いましたように、研修制度によって他団体とか他機関への長期研修も予定しております。それとまあ、非常に基本的な研修になるんですけども、各業務に習得した職員がおりますので、その方たちを講師にですね、O G Tですね職場内研修という形で、職場内の研修をしながら組織の活性化に努め

てまいりたいと思っております。なかなか職員研修というのはですね、1,044人現在おりますので、大変難しい面もありますし、議員さんそれぞれからですねいろんな面でのもっとしっかりやりなさいという指摘も受けておりますので、そういう制度をですね利活用しながら対応していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 課長、研修は大変分かりました。それですね、人事異動の件なんですよ。3か月間熟慮してやっていますということなんですけれど、これまでにですね、それは十分発揮できたのかということちょっと。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。今後評価制度を入れて記録的に形的にもきっちりとした書類として残っていくということでもありますけど、今まではですね、やはりそれに近いっていか正確な書類ってというのは余りないんですけど、実際あるのはあるんですけど、これはもう人事の事ですから余りその深いところはちょっと言えませんが、やはり先程申し上げましたように、よその部長とか、あるいは振興局長さんとか、いろんな人がやはりそれなりに評価を今しております自分なりにですね。そしてやはり今度、総務課の職員係として異動するときにもいろんな調書も持っていますし、また情報はその都度入れていっております。だから1,044人の中で、なかなかその適材適所って言うてはあるんですけど、全部が全部そうかなということはありませんけど、やはり今いる職員の中で適材適所という感じで持っていておるということで、人事についてもある程度やはり年数を積んだ職員がおりますので、やはりそれなりに人を知ってきておるということで、人事については決して100%もならんけど、80%もいっとるんかと言えば、それは分かりませんが、やはり職員としてどこにいてもやらんといけんということはこれはまあありますんで、今まあ無難にいつているんじゃないかなあというふうには思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、適材適所ってねえ、人事うまくやっていますよということで答弁でございます。そこで農林水産部の高橋部長、ちょっと私小耳に挟んだんですけど、4月の人事異動で4月1日、あなたのどこかの課に行った人が、1日だけ出勤してそれから出勤してないという事例があったんじゃないかなかったですかね。それがあれば、具体的にどういうことなんですか。固有名詞は使わなくていいですよ。どういう事例なのかというのをちょっと教えてほしい。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 十分ではないけど、それなりにお答えをしたいと思います。4月1日にまいりまして、まずは異業種からといった形の者です。その中で仕事の内容を聞いた中で、やはり自分としてのやはり仕事に対する今までの気持ちというのがちょっと違ったといった形の中でですねありましたんで、それなりに総務部長、実はちょっとそういう協議を重ねた中でですね、私も3回ですかね、そして課長も6回ぐらいですかね家に行っているんな形の中で話した結果、今もう復帰されてると。今の場所じゃあないけど復帰されてるということでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） その今の話なんですけど、メンタル部分の問題なのか。それとも先程言った

ねえ、適材適所の問題なのか。あなたたち管理の問題なのか。本人の問題なのかということがあるんですね。その辺どう解釈しておるんですか。

議長（小野宗司） 井上総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（井上勇） そのA職員といたします。その方はですね異業種からというか、来た方でありますので、確かに御本人がですね、私どもとしてはですね、その部署が彼にあってると当然ですね。そういう認識の下に人事異動を行ってきたところであります。若干ですね本人のメンタルの部分で弱い面があったのかなあというのはいろんな中でですね、聞く中で、若干そういうのもあるなあという面は聞いたところでありますけれども、一応人事に関しましてはそういう形でいろんな情報を収集しながらそこにやったということでありませぬ。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 何て言いますかねえ、メンタルちいうんかねえ、メンタルの部分であれば復帰して今、最初におったところに帰ってくるんが本来の姿でしょ。それが違う所に行くというのは、これは何なんですか。メンタルの部分じゃなかったんですか。何ですか。

議長（小野宗司） 井上総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（井上勇） 詳しくはちょっとこれ申し上げにくい面もこれ人事のことでありますけれども、本人のですね適性が、私どもはそれが適性だという判断で人事異動しましたけれども、本人がどうしてもそこはという。本人の判断でありますけど、私どもはそういう判断しておりませぬけれども、そういう面があったんじゃないかなと思うっております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 私はですね、基本的にはね、個人の人を攻撃することはひとつも頭から持っていないですよ。あなたたち職員を毎年予算で組合の方に予算補助金を渡しますわねこれ、共済会の方にねえ。共済会で組合で共済会をもらおうというのはそういう面だね、組合というのは本来なら職員のねそう。共済会ですかそれは。その共済会は何に使うんですか。

議長（小野宗司） 井上総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（井上勇） 職員の福利厚生につきまして当然、これはそういうことに義務づけられている分がありますので、いろんな細かい行事はちょっとここではあれですけれども、職員の福利厚生という形で支出しております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 今ね私組合で言ったのはそれは間違いだったんでしょうけど。福利厚生であればね、そういうところに大いに使ってあげないといけないんじゃないかなと思うんですよ。逆に言えば。だから先程から言うように、適材適所じゃなくて、不適材不適所という感覚でとっていいんですか。むしろ本人やなくて管理するあなたの方が問題になるのかなあということなんですね、本人やなくて。その辺はどう捉えてるんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 適材適所をモットーにやっておるんですが、1,044人の中で、その職員については非常にスポーツマンで、健康的な職員だということでありましたけど、その職場に行った時にはできるだろうという判断はしております。ただ、なかなか中のいわゆるメンタルの面だったと多分そういうことで駄目だったんじゃないかなあということを思いますけど、これまた職場ちょっと変えて今はですね、順調にやっておるということで、不適材不

適所じゃあないけど、適材適所のつもりでやってきておりますけど、全部がなかなかその、こちら性格まで詳しいとは分からないともありますんで、それはその時でた時にですねやはり対処していくというふうなことでやっております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） あのですね、私は基本的に職員の配置の時ですね、やっぱ3年ペースぐらいがいいと思うんですね。そして必ず2人おって、ベテランがおって新人をカバーしもって3年間でマスターして次に行くというんでね、オールマイティーに仕事をこなすというのが一番いいんじゃないかと思うんですけど、そういうやり方がいいと思うんですけど。もう一つその辺管理がね、管理と言ったら悪いけど、その辺の把握がね、できてないんじゃないかと思うんですよ。もともとねえ佐伯市合併してほやけど4年、5年目ですよ。だからそれを旧郡部の職員も当然おるし、市内の職員もおるけど、その把握がねちょっとできてねえんじゃないかと思うんですよ。それじゃあね、うまくやっていますよという話なんですけれど、同じ所ですよ、同じ所にですね。私が言うのは同じ所ですよ、過去3年前ぐらいですか、若い職員が入ってきたんですよ。私の聞いている範囲ね、本来であればそういう人を3年間でやらなあいけないのに、その人途中からね、いやあもう来年の1年でここをどくんじゃあと。そういうことを本人が言うわけですよ、耳に入るわけですよ。そして現実に1年たったら異動しとるんですよ。そういうこともあったんですが。それは調べてください。私はねとんでもないことを言うねえこの職員はと思うたんですよ。市長が権限を持ってるのをね、自分がそんなことを言う自体がおかしいと思うのよ。市長をばかにしとるなあと、私はそう思ったんですよその時は。現実そうあります。だから千何人かいる中で、把握したといってもね把握してないですよまだ。それからあらゆるところで情報を取らんとですねえ問題がありますよ。もう一つありますよここは、今のところ私が今言いよる1課だけなんですよ。1課の私が知ってるのが1課で今、こういう問題を提供しよるんですよ。ここの中でもう一つ大きい問題がある。どういうことかというたらね。娘さんが民間の会社に勤めます。これ職業の自由ですから、それに勤めるのに異議申しませんけれど、どっちか早かったんか遅かったんか知らないけど、おやじさんがその担当にある所に娘さんが全て行くと。当然そうなってくると、どうなんですか。入札とかそんな絡み合いがあるわけでしょ。そういうところも把握してるんですか。娘が民間業者でそこに行きます仕事で、おやじがそこでその責任者です。というのがあるとして、現実問題として、これ把握しています。高橋部長。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 把握をしておりません。大変申し訳ございません。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長こういうね、細かいことというたら悪いけど、今いつも新聞ざたになっ入札うんぬんとかいうことが話題になってるんでしょ。これ詰めていきよったらそういうところまでいくでしょ。娘さんが担当でそういう所に行くとな。おやじさんがその担当だというような状態で、これとんでもないことですよ。そういうところまで把握せんとはですねある程度ね、本来なら私であればもう手を挙げて、手を挙げて希望を聞くって言っていましたね、人事の方はね。そういうんで本来なら自分、自らが律していかないといけない部分やないですかね。そういうことがたまたま私が今1課、1課やなくて1係の所でこういう問題が次々出るということになるとこれは、ほかにもあるんじゃないかと思うんですよ。そこをち

よつと。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 娘さんが民間にいったって、その関係ある部署があったということでありますけど、こちらとしては、人事異動する上には家族がどういう所に勤めてとるとか、そういうのは全く配慮はしておりませんし、もしそういうのがあれば検討しないといけないんですけど、あくまでも職員は娘さんがその関係ある仕事におろうが、これ守秘義務というのがありますので、まずそういうことは漏れるということは職員としては守秘義務の中で、そういうことはないというふうに思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） それはですね当然立场上それは当然なんですよ。だけど世間はそう見らないんですよ。だから極力そういうことは把握したらね、何らかの処置をとらないと管理が行き届かないということになるわけですよ。だから情報だけはしっかりねえ集めてほしいんですよ。別にこの人が不正しとるとは私は思ってませんよ。だけど1課でさっき言ったようにね、4月1日に異動に行って、次の2日目からもういなくなったね。今度その前は若い人が来て、1年後には私はここをどくんだとあって、そのとおりに結果でなると。あるところでは娘さん親子で同じところで働いてるということが起こり得る。何かねえ私にしてみればちょっとまだ把握が弱いかな。してほしい。4月以降はいなくなりますのであれですけど、井上部長頑張っていただかなきゃいけない。この件はもうこの辺にしときます。何かあればもうひとつ。あのねえ、その件としてねえもう一つね、これは関連なんですけど、私予算委員会でもそういう職員の関係でパソコンをねえ、パソコンのアクセサリー、市長から答えてもらえば一番いいんです。市長はもうパソコンの専門ですのでね。アクセサリーの市長、XPですねここはアクセサリーの中にゲームを置いとるんですゲームを、ゲームをね。それでパソコンというのは、前向いて自分の絵が見えないですよ外部からはねえ、いかにも仕事しよるちいうけど、ゲームをしとる人もおったんです過去、その辺をね私はこれを早くもう削除しろと言いよるんですよ。それ市長、簡単に言ったんだけど。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） パソコンの専門家じゃあもうございませんので、今認めてるようですけど、去年全部ですね、パソコンを今年度入れ替えた時にですね、アクセサリーの中のゲームのあれは私の手元にも全くありません。全部だから今の機種にはその部分は削除しております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 分かりました。じゃあこれで終わります。

議長（小野宗司） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

なお、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

次に9番、和久博至君。

9番（和久博至） 9番議員の和久博至です。いろいろと体調が悪いということもあって委員会の視察等を欠席することもありまして、どうも皆さんいろいろ御迷惑を掛けております。私のこれまで読んだ本で非常に心に残っているものがあります。ロマン罗兰のジャンクリストフという本の中で、若き日にお父さん^{なんじ}を亡くしたクリストフに対してこういうふうなんです、「死すべき女^{なんじ}を死ね、苦しむべき女^{なんじ}を苦しめよ、最後になれ一個の人間に」つまり人間というのはいつも死ぬんだと。もう当然だと、苦しむのも当たり前だと、だけどその中に

あっても一人の人間として育つ、自分を磨く努力をしていきなさい。これが私の心に非常に深く残っております。もちろん私もそのような生き方をしてきました。つらいことであればあるほど、その中に飛び込んでいって生きてきました。ただ、死というものが自分の現実のものとして係わってきているとは、まさか係わってくるようなことがあるとは思っていませんでした。今、がんに侵されております。その中でどう生きるか、それが今の私自身に問われています。正に今まで私が生きる指針としてきたことが現実のものとして問われています。できる限りのことをやりなさい。あとは、神様がどうするかはそれは決めてくれる。今はそういう心境です。私に与えられた義務を現在精一杯尽くすだけだと思っております。

一般質問、なかなかエネルギーがいる。用意にもエネルギーがいることですが頑張ってさせていただきたいと思えます。佐伯へ帰って20年になります。23年ほど東京にいました。東京にいて非常に思い出すことがありました。それは何かといいますと佐伯の自然です。遠くに離れていればいるほど佐伯市の自然、自分を育ててくれた自然が非常に力強く励ましてくれる。そういう経験をした記憶が何度もあります。佐伯の魚はものすごくおいしい、干物がおいしい、どんなところにも負けない。やはりそれが誇りなんですよ。その誇りであるもの、それがほかの人にもそれを認めてほしい。で、実際東京の人、私の知り合いに干物をあげたりしても、こんなおいしい物を食べたことがない。生魚なんかはこっちから送れませんけども、生魚なんていうのはもうそれこそ佐伯では当たり前のことですよ。ところが東京ではものすごく貴重なものですよ。アジ一つとってももう死んだようなアジが置いているだけですよ。それはもちろん市場の近くに行けばすぐ手に入るようなことはあります。だけど本当に生き生きとした鮮度があって、例えば、ゼンゴ一つをとってもこんなおいしい物があるかというくらいおいしいですよ。ただ市場価値がないから向こうに出ていけないだけの話ですよ。ぜいたくを本当に佐伯の人はしてる。気づかないところでやっている。このぜいたくなことそれが今佐伯に求められていること。そしてそれを売り出すことが求められている。佐伯の人は下手じゃなあと言われます。何が下手なのか、宣伝が下手じゃあ、こんないい物を、こんなおいしい物がありながら何で佐伯の人は言わんのじゃろう。それが私が聞く評価です。この佐伯の魚市場、今近くで佐伯海産がやっております。まるといって市場に近いような形でやっております。非常に人気がありますよね。佐伯に来たらあそこに行けばいろんな物が手に入る。正にそれが一つの理想かなあという気がしておりました。ただ規模は小さいですけども、本当に認めてもらえるいいものができたなあという気がしております。これを本当にこれから生かしていくこと、これが佐伯の人が佐伯の魚、あるいは佐伯の加工品が認められる方法じゃあないかと思うんです。そしてこの魚市場の建て替え、私は今日は表題として出しましたけども、この魚市場もう三十数年たってますよね。昭和50年に造られたもので、非常に古びている。ここを例えば、下関の唐戸市場、あるいは今度長崎が造りますねえ、2億数千万円掛けて長崎が販売所を造ります。このような形ができないんだらうかと。そして大きく佐伯を売り出すチャンス、今が正にその時期じゃないんだらうか。これを逃したら恐らく佐伯は加工のまち、水産加工のまち、あるいは魚がおいしいまちとして売り出すチャンスを逃してしまうんじゃないんだらうか。そういう気がしてこの質問をいたします。まず、観光としての位置づけなんですけども、この魚市場、佐伯市はどのようにして売り出そうとしているのか。観光としてどう位置づけているのか。それをまずお聞きしたいと思います。そして、魚市場の建替計画があるなら、それを教えてほしいと思

ます。よろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 卸売の市場につきましては、生鮮食料品の取引きを行う施設がありますから、一般的には観光客等不特定多数の入場を制限することによりまして、施設の清潔の保持を行うべきものであります。しかしながら、近年東京の築地でありますとか、先程質問の中にもありました下関の唐戸市場のように、観光客を積極的に受け入れることによりまして、市場と地域の活性化に成功しているという事例も見られます。御質問の魚市場というのは葛港市場のことを指しているのだと思いますけれども、その葛港市場にいたしましても、これらの市場を参考として観光客の受け入れ体制の整備を行うことにより、食のまちづくりを推進している佐伯市にとりまして、魅力的な観光資源になりうると考えております。建て替えの計画につきましては、この6月の議会で請願書の採択を受けまして、担当課等で検討を行っておりますけれども、現時点では方針が固まっているわけではありません。ですので、建替計画について、ここである・ない、あるいはこういうふうになっているということの説明する状況にはありません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 公設市場だから売買等ができないということなんですけども、これできるんですよねえ。佐伯の条例はもちろん御存じですよねえ。条例第34条、これは買受人以外の者に対しての販売、これを禁止してますよねえ。36条が卸売業者自身の物品の売買、これも一応禁止してます。第73条では市場内での営業行為、これも原則禁止です。ところがただし書きが全部付いておるんですよね。市長がいいと言ったらこれできるようになっとるんですよ。ですね。まずそこをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 魚そのものの売買といいますか、請願書に出てきております内容につきましても付加価値をつけて魅力を高めるといふ形での請願は出ております。ですから、基本的には市場の内部は先程言いましたように、正常に保つという意味からも一般のお客さんの入場については制限し、もし付加価値を付けるとするならばそれを例えば、調理するといったような形で加工してという方になろうかと思っております。あるように思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） つまりね、条例上は制限ないんですよ。つまり唐戸市場のことをやっても全然問題ないわけですよ。つまり営業もできるし、あるいは他の人に売買することもできるようになっとんです。市長、いいですか。条例こういうふうになってますね。それはあなたが一番のこれは責任者ですからね。34条は、卸売業者は市場における卸売の業務については買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし次に掲げる場合であって、市長が買受人の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したときはこの限りではない。例外を認められておるわけです。さらに第36条では、卸売業者は自己の業務の許可に係わる、取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として物品を買い受けてはならない。ただし、市長が卸売の業務の適性かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めるときは、この限りではない。つまり卸売業者自身もできる。これ卸売業者、佐伯魚市場はしたいんですよ。あるいはさっきの点で言えば余りそうな物、魚が余りそうな物、あるいは余ることが予想される物の場合は、それは取りのけておいて別個販売できると。こうなってるわ

けですねえ。営業についても同じですよ。もういろいろと市長の意見聞く必要あります。ここに条例載ってるからね、そうなるから、いいですか。重要なのがね何かということね、ここをどうしようとしよるかなんですよ。つまり鶴見の魚市場があります。佐伯の魚市場があります。だけど佐伯をどうしようとしよるのか。つまり役割がそれぞれ違ってわけですよ。向こうは生産基地に近いわけですよ。こちらは消費としての市場になってわけですよ。消費型の市場になっているわけですよ。だから正に消費型の市場であればあるほどやりやすいんですよ、人を集めるということが一体何なのかなと。佐伯の人を集めるということのももちろんありますよ、佐伯の人はいっぱい行ってますよねここには。それだけではなくてよそから人を呼べるか、そこが一番のポイントだと思うんですよ。恐らくこれ計画ないですよ。これは後の話しにもなるかもしれんですけども、前後しますけどもね、これまず請願は出てきてますよね魚市場の方から、これに対してはほとんど答えないままですよ。つまりなぜそうなのか、なぜそうなるかということ、これ次にも関係するんですけども、これは中心市街地の中の一つの事業なんですよ。その中心市街地の中の一つの事業として全然あたられてないんですよこの魚市場が。いかにも魚市場が何かになりそうな気配を持つとるけど、一切事業としてはこれは計画されてませんね。それでいいんですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 佐伯は六つの魚市場がありますがけれども、葛港以外は、葛港が消費市場、あとは生産市場と産地市場として機能しているわけですがけれども、言われますように、中心市街地の中にあります葛港の市場につきましては、観光的な要素は十分あると思っておりますが、まだこの葛港の市場につきましては、公設市場を二つ持ったままでいいのかといったような問題等もありますし、財政的な負担に耐えられるかというようなことがありますので、中心市街地の活性化基本計画の中には盛り込まれておりません。しかしながら、もう40年近くの年月がたっておりますので、その改修等につきまして、まとまった市の方針といったものを持たなければならないということは痛切に感じております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 和久議員にもう簡単に言います。卸売市場法改正になりましてですね、いわゆる卸売業者、要するに佐伯魚市場株式会社ですね、大口消費者とまた商品の残品があれば、競売後ですね一般の方に売ることができるということの法令化の36条と。それから34条の場合は、仲卸人等が今まで小売店しか販売できなかったのが、そうした中でも大口消費者についてですね、時間が、いわゆる一般の小売店が邪魔にならない、そうした条件の中で販売するということですが、佐伯の市場の場合は、小売店ですので競売者が、だからそこに消費者が買うことはできるし、そこに小売店舗ですね。議員が言われるように唐戸の市場が小売店ができて、そこにお客さんが買いに来るようにできないかと。これは可能だと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） それでね、非常にいい機会であると思うんですよ。市長も言われたように、やりやすい。逆に言えば寄りやすい所なんですよ。仲買が小売業者だから、小売業者がそこに店を出して販売するということも必要だと思うんですよ。加工品というのは今まるなんかでは相当売られてますよね、本当に人気が高いんですよ。ついこの前もカマスを送りました。こんなおいしい物を食べたことがないと。それが東京の評価なんですよ。もう探し求

めたっていないんですよカマスなんか、置いてないないですよ。それこそデパ地下、今売り出し中のデパ地下に行ったって、これはこんな物置いてません。佐伯だから売れるんだよと、佐伯に来なさいというふうな売り方をしたら本当に皆買いに来ると思うんですよ。どうやって売り込んでいくか。佐伯、例えばちりめんにしたって佐伯のちりめんはおいしくてそれこそもう探してもないくらいなんですよね。だけどそれを佐伯だったらもっとおいしい物が安く手に入るよ。で実際に今、時たまやってますけども、それこそかまおろし、かま揚げのしらすをすぐ食べられますよと。そういう売り方ってのはできると思うんですよ。そしてすぐ近くでは鮮魚を売れる。正に鮮魚っていうのは一番安い、それこそゼンゴでいいわけですよ、それこそ売り物にならんようなゼンゴでもものすごくおいしいんですよ。私が今まで食べた魚の中で一番おいしいのは何かというと、ゼンゴだと思いますよね。ゼンゴの小さいのを焼いて食べる。あるいはフライにして食べる。ものすごくおいしいと思うんです。こういうおいしい物を佐伯だったら食べられるよと。そういう売り込み方というのが非常に可能だと思うんですよ。お金のことを言いましたけども、例えば、長崎では2億円ですよ。2億円であの販売所を今設置しようとしてますよね、で2億円だったら例えば、この中心市街地、中心市街地に少し入りますけども、中心市街地、例えば50億でしょ。大手前開発が、そのうちの三十数億円、32億円近くが建物ですよ、それだったらその一部を5億円か6億円回したらものすごくいいものができるんじゃないですかと、こういう話なんですよ。そこをどのように観光の責任者たる部長はどう考えてるのか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 御質問の趣旨はそうした販売所ではなくて、魚市場そのものの建て替えだというふうに理解しておったんですけれども、それでよろしいんでしょうか。魚市場そのものでありますと、現状の市場としての機能、それプラス複合的な利益を生むような観光客を相手にするような施設、その機能を加えますと2億ではなかなか厳しいかなあとこのふうにも思います。今、確か3,000ぐらいの広さがあると思いますけど、3,000平米ぐらいの広さがあると思いますけども、これに掛かる費用は一応、ざっくりと見積もっているんですけれども10億程度は掛かるであろうというふうに思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 鶴見の市場はこれ2億円で建ってるんですよ。鶴見は当然これ何にしたかってハサップで建っておるんですよ。つまり衛生面が非常に重要視されたO157以来、衛生面が非常に重要視されたそういう造りになってるわけですね。で、ほかの市場も全部それが求められているんですよ。だから本当はできないんですよあそこでは。今の市場の形式ではできないんですよ。まずハサップ対応の市場を造らなきゃ駄目なんですよ。だから本当は建て替えをしなきゃならんのです。その卸売をする所、競りをする所はですね。で、さらにそれと並行して並列的に販売所あるいは営業所、そういうものを設ければいいんじゃないかと。5億掛かったって安いでしょう。例えば、その駐車場に10億掛けるんだったら向こうに5億掛けた方がはるかにいいと思いませんか。いかがですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 私どもも今真剣に考えているところなんですけれども、幾つかハードルがございます。一つは先程申し上げましたように、財政の負担です。これは特別会計になりますので、有利な起債が望めないというのが一つありますのと、用地の確保です。

これは業務を休むわけにはいきませんから、例えば、建て替えをしますと、その間どこで営業をするのかといったようなことが問題になります。うちの担当の方が八幡浜の方にちょっと視察に行きましたけれども、仮設の市場だけでも3億というような費用が掛かっているというような状況がありました。それから今一つは、行革が進む中で、果たして一つの市の中に公設市場が二つあるということが適当かどうかということについても皆さんの御了解を得なくちゃいけないと思います。それから今一つ、建て替えましたとしますと、家賃等にはね返ってまいります、その家賃を今の魚市場が持てるかどうかという問題も一つあるかと思いますが、それと、これは検討を重ねた上で港湾計画の中に盛り込んでいくという必要があるかと思いますが、もう一つ、青果市場3者がですね、これは3市場を統合した公設市場を設置してもらいたいという要請がきております。これとの兼ね合いをどうするかと。これをクリアしないといけないなあというふうに思っている次第です。で、先程申し上げましたように、今のところまだここで申し上げられるような状況には至っていないという回答をいたしました。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これは今何を話しよるか。これは中心市街地の話しにもう入っているわけですよ。中心市街地をもう決めておいて、できませんはないでしょ。同じ中心市街地の中のできごとですよこれ、そうでしょ。例えば、その建物にしたって大手前開発、ここに50億も注ぎ込む必要があるんですか。この50億を注ぎ込んで人がよそから呼べますか、つまり何を目的としとるんですか。佐伯市の活性化を目指しとるんでは。佐伯市の活性化を目指してらんだったら、佐伯に来たいというもんじゃなければ駄目なわけですよ。じゃあそれと公設市場、例えばあそこを建て替えて人が呼べるようなものにしたい。魚、佐伯の魚を食べにきたい、佐伯の加工品を食べに来たいと、買いに来たいと。そういう人たちを呼び込むのに一体どっちが適当ですか。どうお考えですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） どちらがどちらかというような話しにはなかなかかなりにくいかなと思います。魚市場の建て替えにつきましては、中心市街地活性化基本計画の中には盛り込むような状態になっておりませんでしたので、その中にも入っておりません。その事業の中ではやりませんが、そのほかの事業手段があれば、例えば、これは別の事業手法を使って実施していくという形になるかなと思います。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） なぜ盛り込むことができないんです。ここに入るとるじゃないですか。つまり中心市街地の活性化計画の中で、魚市場の活用事業ってあるわけでしょ。つまり活用しか書いてないわけですよ、だけど少なくともここを建て替えとすることはできるはずでしょ。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 基本的に建て替えの費用等うんぬんについては、計画の中に盛り込んでおりません。活性化うんぬんということにはいろんな民間の活動、そういったものもあわせて中心市街地を活性化するという形で組立てておりますので、その中では建て替えというような形では、その費用を盛り込むという作業をしておりません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） だから言いよるんですよ。大手前と魚市場、どちらが佐伯にとって役立つと

思いますかと言っとるんですよ。つまり人を呼ぶのに何が呼べるかなんですよ。私は魚市場だと思うんですよ。で、もし二つじゃあ鶴見と公設市場が二つあるのが問題だという、問題にならんでしょう。今だって二つあるわけでしょ、つまり生産型と消費型、二つあっていいわけですよ。あるいは民間の市場だってありますよ。蒲江にもありますよねえ、幾つかありますけども別に併設したって何のことはないじゃないですか。例えば、建物でもそうでしょう、幾つもあるじゃあないですか。公民館だって幾つもありますよねえ、別にここに建てる必要はないでしょう、つまりここじゃなきゃいけないというもんじゃないでしょう。合併して一つにまとめんといけんというもんじゃないでしょう。公設市場だって二つあったっていいわけでしょう、じゃあこちらが工事しているときどうしますか。向こうの鶴見を仮に一時使ったっていいわけじゃないですか。つまりやる気がないからでしょう。つまり本当はこの計画を作るときにそのことを検討していかんといけんのでしょう。一体幾ら掛かるのか、そういう形でやったときに一体幾ら掛かるのかと試算をしておかなきゃ駄目でしょう。そしてどうしますかと皆に問うんだらいいですよ。何もなしにもうそこ向こうはない、合併とか何とかあるから二つもいらんだらうと、勝手に決めてしまって、じゃあ大手前開発あそこに50億、それでみんなが納得するだらうと、そうは思わんですよ。市長いかがですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 和久議員から公設市場の建て替えをとということですが、これは地方卸市場、中央卸市場、先程の条例の中でありましたが、これを造った時には1自治体が1公設市場ということで造りました。今回のように合併になりまして両市場ができるかということについて担当課の方もいろんな中で県の方とも打ち合せをしております。特に中央卸市場、下関には中央卸市場がありますが唐戸市場、また、ふくの方の市場も今度合併になってですね、同じ下関になったということでやっていますが、唐戸市場の場合は中央市場と公設市場の場合で併設ではなくて別個に建て替えていきました。それと和久議員あれですよ、市場のですね関連してという形ですね捉え方、いわゆる築地なんか場外市場としてですね、いろんな方々が来るという。そうした考え方も私どもちょっといろいろ練っております。それというのは、要するに市場直接に入ってくるんじゃないかと、市場の隣にですねそうした小売店の関連店舗とか、そうした分はどうかなあと、そうした時に現在の所が広さはどうなんでしょうかと。特に隣に倉庫等があるわけですけど、これはこの前ちょっと魚市場と話して行ったんですけど、これ改造してそこにですね、多くの皆さんが入ってこれるようなスペースが取れないかなあということですが、やはりそこには借り主がということで、いろんな中での検討をすることはある意味ではできるかなあと思っております。これは卸売市場ということの固定になると非常に難しい話しですけど、そうした関連店舗等になれば、また場外店舗等になれば可能性は出てくると思っております。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ここは非常に重要なところだと私は思います。つまり観光の恐らく一番のポイントになるかなあというふうに思っています。だから中心市街地でお金がない、お金がないと言ってますけど、中心市街地全体で70億出そうとしているわけですからね、これはものすごく巨大なお金です。しかも大手前だけで50億でしょ。三十数億円が建物でしょ、つまりこういうことが本当に佐伯のためになるのかどうか。そこを考えてほしいと思うんですよ。

で、例えば大手前だったら佐伯の市民が集まる。佐伯の市民が集まるのに何をしたらいいのか、それはまだ恐らく答えは出てないと思うんですよ。ただ何か建物を造るときや何か人が集まるだろうというやり方になっているわけですが、どうもそのところがピントが合ってないんです。ぴんときてないんですよ、で皆さんも何かよう分からんけど50億使うみたいだと、そういう話になっておるんですよ。これ非常に説得が難しいと思いますよ。だからそれだったらまず、この市場というものをどうするか。ここをまず検討して、そして幾らお金が掛かるけどもどうだろうかと。そういう検討をするのが先じゃあないかと思うんですけども、いかがですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 中心市街地は観光にシフトしてまちづくりをしていこうということではありませんで、大手前と駅港方面、これは二つの核があるということにして考えております。中心部の方につきましては、市民の利便性を高めて、まちとしての中心性を高めていこうと。どこを切っても金太郎のような全国一律のまちにしないようにしよう。やさしいまちづくりをしよう。そういったことが主体になっておりまして、計画の中でも葛港方面は観光に力点を置いた計画づくりになっていると思います。先程言いましたような幾つかの問題点がありますけれども、公設市場につきましても合併によりまして二つの公設市場ができましたので、これが二つあっても並立してもいいんだということをオーソライズされていく必要があるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） いろいろ理屈は言われておるんですけども、本当に何かという一番の核が抜けているんですね、どうも私にはそういうふうに思えてなりません。つまり観光として、観光の責任者としたらどう考えたらいいかと、そこがどうも抜けて説明ばかり、私にはそう聞こえるんです。だからそこをきちんと考え直してほしいと思います。これは要望です。

次に、自然保護と開発について、次に入ります。ひとつ大きな問題が海砂利の採取です。海砂利採取については、これは一歩進展がありました。それは何かといいますと、米水津漁協、旧米水津漁協ですね。大分県漁協米水津支店、平成22年、今年の6月8日に臨時総会が開かれまして、そして蒲江セビラ地区の砂利採取に対して反対の決議をするということが議決されました。これについて市としてはどのように対処するつもりなのかお答えいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 和久議員の海砂利採取の反対決議についてお答えいたします。セビラ沖の海砂利採取につきましては、平成21年9月議会でお答えいたしましたとおり、大分県漁協米水津支店と上入津支店の間で海砂利採取計画の終了します。平成27年度以降は砂利採取に同意しないことで合意しております。市の対処としましては、米水津環境保全連絡協議会と大分県佐伯土木事務所の協議の結果によりまして、海砂利採取時の汚濁の飛散等、県による監視、調査の状況の確認を行っているところであります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 私は今、総会について聞いたんですけど何も答えてないじゃないですか。つまり総会決議、反対の総会決議がありましたと、それについては認めるんですか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 総会決議で6月8日、運営委員会が今年開かれました。その中で今議員さんがおっしゃられましたようにですね、反対の姿勢であるといった形もしております。しかしながら、米水津支店も大分県漁協の一支店というような形の中で、本店を無視にして跳び越えて県などには陳情はやっぱり行わないと、漁協の中でやはり話し合って順序を定めて今後はやっていくというようなことも言ってありますし、また、上入津支店に対して26年度で砂利採取が終わると。27年以降はやらないという形が出てましたけども、やはり砂利採取においても26年より前に、25年度も止めることができないかとか、それとか違う場所でできないのかというようなことも今後やはり上入津支店とのやはり協議をやっていくというふうに聞いております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 今おかしなことを言いましたね。これ県漁協の1支店だから県に何も言えないという、どういうことですかこれ。つまりね、これ隣の漁場ですよ。隣の漁場にあるところが反対した時は、これはできませんよ。ところが、それについて何を要求しているか、隣の漁場、つまり県がこの申請を出す時、砂利採取の申請を出す時には、免許の申請を出す時には隣の漁協がどう考えているかと、ここが重要なんですよ。そこはどうお考えですか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） これも昨年申し上げたと思うんですけども、この砂利採取法に基づきましてはですね、大分県計画の中の認可要綱の中で、今隣の漁協といいましたけど、セビラ沖で今やっている部分についてのあの海域の漁業権は上入津支店と下入津支店、その両者の同意書があればその申請の許可になるといった形の中で、大分県漁協は同意をして砂利採取の大分県への許可権者である県がやったと。許可を出したということでありまして、これも市が申請を出して市が出しているわけではございませんし、今言ったように砂利採取業者がそこを取っていいかといった形の中で、漁協の両者の同意をとって県の方に申請をして、県の方はその申請については何ら問題はないという形で許可をしているというふうに伺っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） いいですか。ここどれだけの深さかこの前言ったから分かりますよね。つまり40メートルの深さまで掘ってるわけですよ20メートルの所を、つまり1キロ500メートル、つまり横1キロ、縦500メートルの深さで、要するに40メートルまで掘ってるわけですよ。つまりこれどういう影響をもたらすか分かりますよね。周辺の砂を全部巻き込んでくるってことです。これで隣の漁協が影響を受けないわけじゃないですよ。だからただ単にしゃく子定規のようなことを言っていないで、漁業についてどのような影響が出るのか、そこをきちんと捉えて、そしてせんといけんのじゃないですか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今、先程申しましたように、市といたしましては、今言ったように自然の海峡についてはやっぱり科学的な根拠がないのでどういうふうな形になっているか分かりませんが、その後、昨年から議会が終わりまして9月に終わって、それから県に行ってこの今までの申請に対することがなされてるかどうかという確認をしてくれといった形の中で協議を県とやってきました。その中で県の方も7月に現地調査、そして10月にもブイの調査、そして乗り込みの調査をやったり深度を測ったり、緯度・経度を測って、また透明板に

よるやっぱ透明度を測ったりということを数回にわたってこのずっと今もやっていますし、また1月にもやるといった形の中でやっておりますので、市がどうして、これに対してどうこうということにはならないと思うんで、それはそういうことがあれば県の方に言っていただきたいというふうに私は思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） えっとね、佐伯市は水産に関係してますよね。県だけの問題じゃないんですよ。そして一步進展してるわけですよ、総会決議という支店運営委員会の決議ですよ。今、名前は昔の総会ですよ。そこまで進んだということですよ、そのもとでまたどうしますかってことが問われているわけです。もう一つ、ここ何が問題になってくるか。一番の問題は大分県が全体で砂利採取の禁止をしてないということなんです。分かりますねえ、つまり大分県は瀬戸内地域になってますねえ、その瀬戸内地域が一体どこまでなのか。これ鶴御崎までなんですよ、だから県北から国東半島から鶴御崎まで全面これ禁止になったんですね砂利採取が。ところがそこから以南、つまり波当津から鶴御崎まで、ここが砂利を自由に掘ってもいい場所になってきてるわけですよ。だから当然ここに集中してくるんですよ。だから何が問題になってくるか。同じ一つの県の中で上の方は、北の方はここは漁業にとって非常に重要な所だから、魚と水産に影響を与えないように禁止しましょうと。下の方はいいですよ。こういうことはあってはならないですよ、同じ県でありながら。そうだとすると何をしなきゃ駄目かということになってくるわけですよ。そしたら、一つ考えられるのは何かというと、波当津以北、ここを瀬戸内地域に全部入れてもらうと。そしたら瀬戸内の全面禁止になりますから、大分県全部、海岸部は全部一つ、同じ行政の下で公平に扱われると、こういうことになると思うんですよ。塩月副市長いかがですか。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 本当あの和久議員のですね、漁業支援の根本を守る質問本当にありがとうございます。私当時ですね、私も旧蒲江町長の時に関係してですね、同意した印鑑を押した張本人です、県にですね。ただし理由づけで厳しいことを言ったんですよ漁業協同組合に、本当に漁業協同組合のためになりますかというのをですね、強く同じような気持ちで言ってますね、入津湾の小間の採掘問題とか、そういうのをあわせてですね、漁業協同組合を取り組んでくれるならいいですよという、口頭ですけどね。そういうこと言わせていただきました。先程和久議員がおっしゃる波当津以北のですね問題、ちょっと私の今の判断ではですね、どういふ答弁もできませんけど、県等ですねそういうことを言われてるんだってことをですね協議して、そういうことができるかどうかは今分かりませんので、しっかり協議してですね、また議会に報告したいと思います。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） よろしく願います。非常に私は本当に正に根本に係わる恐らく砂がなくなったら魚はすめんだらうと思います。つまりそれをエサにする魚もこない。だからそこは絶対に守っていかなきゃ駄目だというふうに思います。だから平成27年とはいわずに、それこそできる限り、近い時期にやめていくという方法が望ましいんじゃないかと思います。どうもいろいろありがとうございました。もう一つ、これは石間の問題なんですけども、石間というのはどういう地域かといいますと、やはり番匠川これ数百年、あるいは数千年にわたって流れてきた川と海が混ざり合う潮で魚を育てるには非常に重要な所なんですよ。川と

海が混ざり合う所ですね。正にそこに重要な藻場が実はできてて、そしてその藻場の下にたくさん魚が育っていたと、そういう経緯がある。ところがそこが埋立地に一応予定されてしまったということなんですよ。これと直接は今回の場合は、間接的にしか関係ないんですけども、まず第1としまして、マイナス14メートルの岸壁のしゅんせつ工事ですね、これは佐伯港の方ですね、佐伯港の港に直接関係する方なんですよ、この現状について、つまり何が問題かと言いますと、そのしゅんせつ土を捨てる場所というのが大入島の石間だったわけですけども、この度そこが違う処理をするということで県の方が方針を出しております。進捗状況、土砂の処理及び捨場について、昨年か今年聞きましたけども、その後どうなっているのかも聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） マイナス14メートル岸壁のしゅんせつ工事の現状についてということでございます。航路及び泊地のしゅんせつ計画土量につきましては、当面の供用に必要な範囲は14万3,000立方メートルでありまして、そのうち、進捗状況でございますが、平成22年度は約4万2,000立方メートル、全体からいきますと29%になると思います。費用につきましては約3億円で実施をしております。工事期間につきましては、平成22年は10月に開始しまして、来年の1月末に完了予定と伺っております。なお、しゅんせつ土の処理方法でございますけども、実際には具体的な方法としましては、鶴谷ふ頭にしゅんせつ土を仮置きしまして水分を抜いて、石灰での混合処理をしたのちに、それを岸壁の背後地の方に埋め立てをしております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 大体分かりました。その次も分かっていたら、一応最後までまだいってないんですよ、今のだと。第一期工事になるのかな。23年の1月。その次もどうなってるかお分かりでしたら。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今私が答弁しましたのが、平成22年度の工事でございますので、あとその全体の14万3,000立方メートルにつきましては、残りの事業量を平成23年度と24年度は平均的に行う予定で作業をするのと伺っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 平均的って意味が分からんけど。いつからいつまで幾らというふうに答えてくれたら。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先程申しました平均的にというのが、具体的には14万3,000から今年度が4万2,000ということでございますよね。進捗率約29%というふうにお答えしたんですが、ですから残りが約10万ちょっとございます。それを23年度と24年度を平均的にですから、5万立米づつくらいですかね処理すると。時期等についてはちょっと伺っておりません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 今お聞きしたら非常に簡単な処理になってますよね。もっと数億円、数十億円掛かるというふうな処理というふう聞いてたんで、これ石灰を混ぜるだけですから、別にたいした処理じゃないですよ、とするとこれ掘ってからそんなに期間、10万トン出すのにもそんなに期間掛からんと思うんですけど、わざわざ長く延ばしてますね。これどうして

ですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） しゅんせつ土の処理方法につきましては、先程申しましたとおり、まず埋め土にする土に改良するというので、まず水分を抜きまして、その後石灰での処理ということで埋めてるといふことしか私の方は存じあげておりません。聞いておりません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） じゃあ県の方に聞いてください。非常に簡単な処理なんだけど何でこんなに時間かけるのかなと。あとでまたお聞きしますから。次に、石間の埋め立てと自衛隊基地との関係についてお聞きします。これは今、国防の関係でいろいろ変更がうわさされてますけども、当面この石間の埋め立てについてはどのようなだったかということは説明はるる受けております。以前説明されたとおりなのかどうか。また変わろうとしているのか、そこをお答えいただきたい。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 石間埋立ての現状でございますが、今年4月の知事の定例会見で、大入島の埋め立て事業につきまして、地元の理解を得ながら進めていきたいと述べております。県の方針につきましては、お聞きしましたところ、大入島埋立事業は必要と、工事再開を目指し引き続き反対する住民の理解が得られるよう努力すると聞いております。なお、自衛隊基地との関係についてでございますけども、このことにつきましては打診や協議については一切ありませんので、御説明できる事項はありません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 説明できない事項というのはよく分らんのです。つまりここについては県が方針を出してますよね。その以前出した方針でいいから言ってください。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 県が以前出した方針というのは、石間の岸壁を埋め立てて、そこに土地を造るというそういうことですかね。ですからそのことは先程申しましたように、そういったことも聞いておりませんから、私としては返答しようがありませんというふうにお答えしたつもりなんです。そういった方向性というのは聞いておりません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 聞いてないじゃなくって、聞かなきゃいけないわけです。私が聞いたわけだから、そうでしょ。これ平成15年の10月にこれ県は方針を出してますよね。どういう方針を出しているかという、ここについて、海上自衛隊の基地としての利用、戦前から大入島には海軍の基地を建設する話があったが、今回の埋立地も海上自衛隊の基地になる恐れがあるという質問に対しては、県の説明は、しゅんせつ土砂の埋立て処分後の土地利用としては緑地等を予定しています。海上自衛隊の基地として利用するというのは事実無根ですと。これではよろしいんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先程私が申しました。自衛隊基地との関係につきまして、打診や協議一切ありませんということはその内容。ですからうちの聞き方もですね、全ての関係部署に聞いてないということもありますけども、そこにその後自衛隊基地をとということも、そういった我々が聞きました県等に聞かしても、そういった返答は聞いておりませんので、私は

もう一切協議はありませんというふうにお答えいたしました。それで緑地のことについては、当時ですねそういったことはありませんという部分が今でも確認できたのかということになりますと、再度その辺は確認をさせていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） してなきゃ駄目なんです。そこを聞いとるわけだから。だからこれでいいですかと、市長どうですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 平成15年の時の話、ちょっと私その時おらなかったんですが、そのような答弁をしたということですが。私の方もあそこの護岸ですね、水深が大体6メートルから8メートルで、自衛隊が今この前私どもいろいろお話ししたらマイナス13は絶対いると。そのためには潜水艦についてもそれだけいるということです。自衛隊の方からも、そうしたことの今の予定というのは私も一切聞いておりませんし、また私もそれについて誘致をしたことはございません。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ここはそういうことで、そういうものではありませんと、緑地でサッカー場を造りますというような話、サッカー場というかね、そういう広場を造りますという話で進んで話ですので、そこはくれぐれも途中で変更とかいうことはないように是非してほしいと思います。なかなかきな臭い話がきてますんでね。そこのところはいろいろと気をつけておいてほしいと思います。以上で2の方は終わります。

次に、老人問題についてですけど、これまず第1に上げたのが、家庭内介護への支援について、市としてどのような支援を行っておりますかというものです。これ、私がちょうど東京に居たときに、大分合同新聞に実は投書したことがあります。昭和60年ちょっと過ぎたあたりかなあという気がしますけども、実はどういう問題だったかと言いますと、本匠で自殺者が出たという記事が小さく載ってたんですね。それは御存じかどうか、本匠のですね足の悪い女性がそれを苦に自殺したという話が出ました。それについて私は投書したのがですね、どういうことで投書したかと言いますと、地域というのは本匠というのはやっぱり非常に地域が密接な関係をもっていて、そして助け合っていくという典型だというふうにつけてたんですね、田舎というイメージでですね、ところがそうじゃなくなってきたという。つまり地域の崩壊というか、地域が助け合う状況でなくなったと。じゃあこれはどうしてお年寄り、あるいは日常に不自由になった人たちを救ったらいいんだろうかというのが一番の一つのテーマになって書いた記憶があります。まあ東京から、ここに大分合同新聞に載せていただいたという形です。そのことは実はもう一つ。その時にはまだ介護保険のかの字も出てない時期です。正に10年しかたっていないので、平成12年にできた制度ですよ、だから昭和の段階ではまだなかったんですけども、実はその時、非常に問題になってたのがですね、実は働く人が辞めなきゃ駄目だ。つまりお母さんが悪くなったということで、じゃあそのまんまお母さんが悪くなったら働きに出ている、例えば娘さんなり、息子さんがそのまんまじゃあお母さんの面倒を見れるかというところじゃないわけで、やはり家に帰ってそして全ての世話をしないと駄目な、そういう事態が非常に多いわけですよ、事例が多いわけですよ。そうしますと、仕事を辞めて介護せざるを得ない。つまり数十万円のお金をもらってたのをそれを全部そでにして、そしてお母さんの面倒を見なけりゃならん。だから自分の生活

そのものもできなくなってくる。息抜きもできない、その中でじゃあどうしたらいいかということが非常に問われてたんですよね。じゃあ介護保険に今度新たに平成12年になったんですけど、じゃあ介護保険になったからといって、果たしてそれが解決できてるんだろうか。そこがちょっとどうもそうじゃあないような気がするもんですからお聞きするわけですね、これはもう大まかなことしか聞けませんけども、そのところを答えていただけたらありがたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 家庭内介護の支援につきまして御答弁申し上げます。家庭内介護の支援につきましては、介護保険の各種のサービスのほか、介護をしている家族の身体的・精神的負担を軽減するために介護方法や介護予防、介護者の健康管理についての知識や技術を習得するためのいろいろな健康教室や栄養教室を開催しています。特に、認知症については介護者の負担が大きいので地域での見守り体制の充実を図るために、認知症キャラバンメイトにより地域に出かけ、認知症のサポータの育成、やすらぎ支援員による見守り等を実施しています。また、介護から一時的に解放することを目的に、家族介護継続支援事業や参加できない介護者の方を対象に、地域交流会を行い、心身のリフレッシュを図っています。このほかに、寝たきり老人等の介護手当の支給や在宅高齢者の住宅改修の助成事業等があります。このような家庭内介護の様々な相談につきましては、佐伯市地域包括支援センターや社会福祉協議会のランチで随時行っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） どうしてここを言うかと言いますと。これは自分の生活を失うだけじゃなくって本来介護保険というのは、保険料を皆同じように払っているわけですから、同じ平等に受けられんといけんはずですよ。ところが一方は施設に入って、一方は施設待機者それぞれ40万人おると言われてますけども、施設に入れない人が相当おるわけですよ。その人たちが結局それだけ、受けられないだけじゃなくって、今度は自分も仕事を辞めんといけんという二重の苦勞を背負うということになるわけですね。だからそこを市がどうしていくのか、あるいはもう介護保険というのがこれから少し見直される恐らく時期にきていると思うんですけども、そこをどうされるのか、そこが今聞いた話では、どうも受け身のような気がするんですよ。教室を開いて勉強してもらおう。あるいはサポーターとしてやってもらおうとか、どうも受け身のような気がするんで、市としてもっと積極的に。例えば、毎日の見回りをするというふうな整備をするとかですね。そういうところには常に回って行って声かけをするとか、そういうことができてるかどうか、そこをちょっと話しを。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 先程も御答弁申し上げましたように、佐伯市で地域包括支援センターが中心になりまして、そういった援護が必要な方につきまして、随時相談に応ずるとともに、要注意者と申しますか、そういった方につきまして一応、随時訪問等も行っているところであります。受け身の体制になっているのではないかという御指摘なんですが、先程議員もおっしゃられましたように、今介護保険の見直し作業等も行われております。また、来年度から第5期の介護保険事業計画の策定期間にもなりますので、そういった中で市としてどういったサービスを充実させていくべきかということも、皆さんの意見等を聞きながら対応してまいりたいと思います。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これ例えば、私が行った佐久市なんかではですね、ピンピンコロリの里と言われてるんですけども、そこはそれこそ100種類の方法をもっとるわけですよ。つまり福祉が充実すれば充実しているほどそれに対する対応の方策というのをそれこそこまめに、細かくたくさんそろえているわけですね。そういうことを是非やってほしいと。福祉というのはやっぱり市の根幹だと思いますので、是非やってほしいと思います。最後に、高齢者の財産について、これ市はどのような対策を採っているのか。そして市は高齢者の財産寄附についてどのような受け入れ体制を採っているのか。これを答えていただきたい。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 高齢者の財産管理につきましてお答えいたします。高齢者の場合、財産管理では精神疾患とか認知症で判断能力を欠いている状態にある方が問題になってまいります。高齢者の財産管理も含めました総合相談支援を高齢者福祉課、地域包括支援センター等が窓口になって行っております。21年度はお金や財産管理に関する成年後見の相談が13件ございました。そのほかまた、成年後見制度利用支援事業といたしまして予算化をし、制度利用に対して費用負担が困難等の理由で成年後見制度の利用できない事態に陥らないような支援を行っています。また、社協の方で日常生活自立支援事業という形で、日常的な金銭管理などのサービスを有料で行うサービスも用意してるところであります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これも例えば武蔵野市とかではですね、財産管理については一つのチームを作って、弁護士を含めてですね一つのチームを作って、そこが公的な機関としているいろんな財産の相談にのるとかしてるわけですね。ついこの前聞いた時には、例えば、ある人がもう財産、身寄りがないから全部財産を市に寄附したいといった時に、市の方はそれを断わったと。そのあとの財産管理が大変だからというので断わってしまったと。そうじゃあなくてできるだけやっぱり市からお世話になったんだから残していこうと。そして身寄りがないんだから全部市に残していこうという人はやっぱり多いと思うんですよ。そういうのを受け入れながらじゃあどうしたらいいかということをしちんと体制をとって是非利用できるようにね、してほしいと思います。これはもう要望です。

議長（小野宗司） 以上で、和久議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、15日から各常任委員会を開いていただき、22日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後5時02分 散会

平成 2 2 年 第 5 回

佐伯市議会定例会会議録

第 6 号 1 2 月 2 2 日

第5回 佐伯市議会定例会会議録（第6号）

平成22年12月22日（水曜日） 午前10時30分 開 議

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	河 野 豊	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀太郎
13 番	日 高 嘉 己	14 番	玉 田 茂
15 番	梶 田 穂 積	16 番	三 浦 涉
17 番	井 上 清 三	18 番	小 野 宗 司
19 番	浅 利 美知子	20 番	後 藤 宗 勇
21 番	渡 邊 一 晴	22 番	井野上 準
23 番	兒 玉 輝 彦	24 番	宮 脇 保 芳
25 番	清 家 好 文	26 番	江 藤 茂
27 番	吉 良 栄 三	28 番	芦 刈 紀 生
29 番	下 川 芳 夫	30 番	高 橋 香一郎

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局 書	長 記	東 稗	正 田	博 辰	次 朗	書	長 記	矢 祖	野 田	悦 勝	三 也
-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	-----	-----	-----	-----	-----

説明のため出席した者の職氏名

市 副 副 教 総 財 企 市 福 建 上	副 市 育 務 務 画 商 工 観 光 部 民 生 活 部 社 保 健 部 設 部 下 水 道 部	長 西 嶋 泰 義 長 山 本 清一郎 長 塩 月 厚 信 長 分 藤 高 嗣 長 川 原 弘 嗣 長 三 原 信 行 長 魚 住 慎 治 長 染 矢 隆 則 長 石 田 初 喜 長 高 瀬 精 市 長 三 又 秀 喜	農 林 水 産 部 長 教 育 次 長 消 防 長 総務部次長兼上浦振興局長 総務部次長兼弥生振興局長 総務部次長兼本匠振興局長 総務部次長兼宇目振興局長 総務部次長兼直川振興局長 総務部次長兼鶴見振興局長 総務部次長兼米水津振興局長 総務部次長兼蒲江振興局長	長 高 橋 満 弥 長 江 藤 幸 一 長 歳 納 良 治 局長 川 野 好 明 局長 笠 村 由 喜 局長 高 橋 弥 重 郎 局長 小 野 富 志 夫 局長 矢 野 幸 正 局長 内 田 昇 二 局長 福 泉 慶 一 郎 局長 清 家 保 賀
-----------------------	---	---	--	---

議事日程第 6 号

平成22年12月22日（水曜日） 午前10時30分 開 議

- 第 1 委員長報告（質疑）
 - 第 2 討論、採決
 - 第 3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 第 4 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告（質疑）
 - 日程第 2 討論、採決
 - 日程第 3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名
-

午前10時30分 開 議

議長（小野宗司） おはようございます。本日の平成22年第 5 回佐伯市議会定例会第21日目は成立いたしました。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1 委員長報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第 1、委員長報告を行います。

これより、休会中審査として各委員会に付託されました議案54件、専決処分の報告 1 件、及び請願 2 件、計57件を一括して議題とし、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） おはようございます。総務常任委員長の後藤幸吉です。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案 2 件、予算外議案 5 件、計 7 件につきまして、去る12月16日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず議案第122号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、本委員会所管の部分についてを議題とし、審査いたしました。

歳入では若干の質疑ののち、歳出に入り、2 款、1 項、6 目、電算管理費において、一委員から、情報化推進整備事業98万7,000円の具体的内容について質したのに対し、執行部から、現在、本庁から宇目振興局以外の各振興局に光ケーブルを接続しているが、このケーブルを中継する機器が故障した場合、振興局管内の住民サービスに支障を来すため、その代替機を購入するものである、との説明がありました。

また、2 款、1 項、13目、ケーブルテレビ事業費において、一委員から、830万3,000円の具体的内容について質したのに対し、執行部から、まず備品購入費については、佐伯ケーブルテレビ事業52万円、これは現場での完了検査時に現在ロードカウンター及び巻尺等でケーブルの延長を測定しているが、これに加えてレーザー距離測定機を 9 台購入するものである。

また、直川ケーブルテレビ事業77万7,000円及び鶴見ケーブルテレビ事業191万1,000円については、バッテリーが老朽化しているため、新たに購入するものである。委託料については、弥生及び宇目ケーブルテレビ事業費の509万5,000円であるが、これは維持管理の委託料に不足が見込まれることから補正するものである、との説明がありました。

これに対し、一委員から、委託料の予算が可決された場合、指名停止を受けているCTSとの関係について質したのに対し、執行部から、今回の補正については、CTS以外の指定業者に発注することになる、との答弁がありました。

これに対し、同委員から、この予算を指定業者が受注した場合に、CTSとどのような関係になるのかと質したのに対し、執行部から、支障移転で電柱を動かす際に、テレビ・インターネットの電波を止めることになるため、どうしても保守契約の中でCTSに立会いをしてもらうことになる。なお、この保守契約については、10月1日にCTSと随意契約を締結している、との答弁がありました。

また、8款、5項、6目、総合運動公園建設費において、一委員から、給与費を減額しているが、職員はまだ勤務しているのか、と質したのに対し、執行部から、指定管理者制度を導入したため、当該給与費を全て減額するものである、との答弁がありました。

また、給与費明細書の項では、一委員から、職員数が3人増となっている理由を質したのに対し、執行部から、消防職員の採用は4月と10月に採用しており、この補正は今年の10月1日に3人の消防職員を採用したためである、との答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第122号のうち、本委員会所管の部分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第127号、平成22年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）については、歳出の2款、1項、1目、運航費に関連し、一委員から、新船の導入予定について質したのに対し、執行部から、平成23年度の当初予算に計上予定であり、約1億2,000万円掛かる見込みである、との答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第127号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第132号、佐伯市防災会議条例の一部改正については、執行部から、佐伯市防災会議の委員の要件を改め、及びその任期を明確にしようとするものである。防災会議の委員の選任について、佐伯市地域防災計画を推進するに当たり、必要と認められる分野の人材を選任できるよう「その他市長が必要と認める者」を追加するとともに、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、市長が委嘱する者及びその他市長が必要と認める者の任期を2年とし、その他の委員の任期を「当該委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至るまでの期間」としようとするものである、との説明がありました。

慎重審査の結果、議案第132号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号、佐伯市移動通信用鉄塔整備事業分担金徴収条例の制定については、執行部から、この条例案は、地方自治法第224条の規定により、当該事業により特に利益を受ける者から受益の限度において分担金を徴収するため、新たに条例を制定するものである。当該事業は、平成21年度の臨時経済対策交付金事業を受けて、市内の携帯不感地域に鉄塔を8局整備したもので、事業に参画した株式会社NTTドコモから、事業に要する費用の一部に充てるため、補助金の対象となる事業費の3,150分の23を乗じて得た額を徴収するもので

ある、との説明がありました。

質疑に入り、一委員から、分担金の算出基礎について質したのに対し、執行部から、国3分の2、県15分の2、市5分の1であるが、市の持ち分に臨時交付金を90%充当し、その残りに事業費の630分の8の割合となる過疎債を充当し、その残りが事業者負担金で3,150分の23になる。なお、この分担金は1回限りの納入である、との答弁がありました。

これに関連し、一委員から、分担金の額について質したのに対し、執行部から、過疎債の額が確定していないが、現時点では112万8,600円の予定である、との答弁がありました。

質疑を終え、討論、採決の結果、議案第133号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第134号、佐伯市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定については、執行部から、市が整備した第2条に規定する施設について、これを使用する電気通信事業者は、国庫補助金の対象となる経費の525分の2に相当する使用料を市に納入しなければならないと規定するため、新たに条例を制定するものである、との説明がありました。

質疑に入り、一委員から、使用料の率の算出根拠について質したのに対し、執行部から、市町村の負担割合5分の1のうち、過疎債に相当する630分の8に普通交付税を70%算入し、その残りが525分の2であり、これが使用料となる。なお、この使用料についても1回限りの納入である、との答弁がありました。

この答弁に関し、同委員から、使用料が1回限りという理由について質したのに対し、執行部から、この事業は共同参画事業という特殊な事業で、通常基地局の維持管理費は通信事業者が支払うことになっており、電気代・台風時等の点検・電波の確認等、年間約300万円の維持管理費が掛かると聞いている。このような観点から、事業を開始する時に1回のみ使用料を徴収することになっている、との答弁がありました。

これに対し、同委員から、維持管理費について市が持ち出す経費はないのか、と質したのに対し、執行部から、鉄塔については市の施設であるため、さびが出たときのペンキの塗り替え等の経費は必要になる、との答弁がありました。

また、一委員から、使用料の額について質したのに対し、執行部から、現在の算定では58万8,835円の予定である、との答弁がありました。

質疑を終え、討論、採決の結果、議案第134号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第135号、佐伯市火災予防条例の一部改正については、執行部から、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置した場合には、当該設備の有効範囲内の住宅部分について、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置しないことができるように改正するものである、との説明があり、慎重審査の結果、議案第135号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第136号、財産の売却については、執行部から、まず売却する土地は、米水津大字色利浦字関網1533番16ほか4筆で6,753.06平方メートル。売却の相手方及び売却予定価格は、関網1533番16の土地は有限会社小川商店に1,225万9,620円で、1533番17は天野水産株式会社、1533番18及び1533番8は株式会社小畑商店に1,700万9,500円で、1808番11は株式会社ヤマジンに1,878万6,300円で、それぞれ売却しようとするものである。

この売却予定価格の合計は、6,616万8,420円である。売却の目的は、地場企業に水産施設用地として占用許可を行っている市有地を売却することにより、企業の経営の安定に寄与し、もって市の主要産業である水産加工業の一層の振興と地域経済の活性化を図るためである。売却の方法は、それぞれの土地に建物が建っているため、その所有者との随意契約である、との説明がありました。

質疑に入り、一委員から、1808番12の土地は売却の対象にならなかったのか、と質したのに対し、執行部から、5社について併せて協議を進めてきたが、今回は4社について購入する意思が明確になったもので、1社についてはこれまでどおり占用という形で確認が取れている、との答弁がありました。

質疑を終え、討論、採決の結果、議案第136号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 次に、建設常任委員長、三浦渉君。

建設常任委員長（三浦渉） おはようございます。建設常任委員長の三浦渉でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案5件、予算外議案2件、計7件につきまして、去る12月16日、委員1名欠席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第122号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会所管の部分についてを議題とし、款を追って審査いたしました。

歳入では、一委員から、20款、1項、6目、土木債の港湾債の減額に関連し、11目、過疎対策事業債の土木債において港湾関係の事業債が計上されているが、これらの数値が一致しないことの説明を求めたのに対して、執行部からは、交付税の算入率や充当率の有利な過疎債に組替えを行ったものであり、事業費には変更はなく、充当率の差により生じたものである、との答弁がありました。

歳出では、質疑はなく、討論、採決の結果、議案第122号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第128号、平成22年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第129号、平成22年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第130号、平成22年度佐伯市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、審査いたしました。

一委員から、資本金収入及び支出の表示の仕方に関し、説明が不足していると質したのに対して、執行部から、補正予算書については、国の定めた様式を用いているが、説明が不足していると指摘された部分については、直ちに、資料を提出する、との答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第130号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第131号、平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてを

議題とし、審査いたしました。

予算に関する説明書のうち資本的収入及び支出に関し、一委員から一般会計で繰出金を補正しており、企業債の償還金に充てているようであるが、その具体的内容を質したのに対して、執行部からは、企業債について繰上げ償還及び民間資金による借換えを予定しており、不足する資金について一般会計からの繰入れ処理を行う。また、償還等の内容としては、高金利時代に借り入れた企業債7本に関し、これらの措置により、将来支払いを予定している利子の大幅な軽減ができる、との答弁がありました。

これに対し同委員から、今後も優良な借換債等を活用した効率的な会計運営を希望する、との意見が出されました。

その他、若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第131号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第137号、佐伯市手数料条例の一部改正については、執行部から、建築基準法第86条の8第1項の規定による全体計画認定申請のうち構造計算適合性判定に準じた審査を要するものの審査手数料の加算額、及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定による特定建築物のバリアフリー認定申請のうち構造計算適合性判定に準じた審査を要するものの審査手数料を定めようとするものである、との説明があり、慎重審査の結果、議案第137号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第138号、佐伯市市営住宅条例の一部改正については、執行部から、本市の公営住宅及び共同施設の管理を平成23年度から大分県住宅供給公社に委託し、公営住宅の維持管理の一元化及び家賃の徴収強化を図り、あわせて職員の削減を図るため、関係条例の整備を行うものである、との説明がありました。

質疑に入り、一委員から、委託料について質したのに対して、執行部から委託料は約3,000万円、そして施設の維持管理費として3,800万円を予定しているとの答弁がありました。

これに対し同委員から、委託した場合の家賃徴収率の低下や入居者へのサービスの低下が生じないのか、と質したのに対して、執行部から、これまでの同社の実績を踏まえて現年度分についての家賃徴収率は99%を予定しており、徴収率の低下は来さない。また、定期的に施設の巡回を実施させるので住民サービスは向上する、との答弁がありました。

また、一委員から、入居者の意向調査等の対応を質したのに対して、執行部から、調査は実施していないが委託に関して平成23年1月から周知を図っていく、との答弁がありました。

また、一委員外議員から、直営管理から委託に出すことにした経緯及びこれによるメリットを質したのに対して、執行部から、外部委託については数年前から検討をしており、その理由としては、まず徴収率の向上であり、同社は県南で現年度分の徴収率が100%といった実績を持っている。また、メリットとしては住宅管理に関する事業計画を通してサービスの向上を図ることができる、これに併せて人件費の削減にもつながる、との答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第138号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 次に、教育民生常任委員長、高司政文君。

教育民生常任委員長（高司政文） 教育民生常任委員長の高司政文でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案4件、予算外議案22件、専決処分の報告1件、計27件につきまして、去る12月15日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

なお、議案の審査の順序につきましては、除斥を行う必要があり、事前に協議会を開き審査する順序を決定しました。その順序で審査を行いましたので、本日もそのまま報告させていただきます。

まず初めに、議案第122号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

歳入では質疑はなく、歳出に入り、委員から、4款、1項、1目、保健衛生総務費のうち、乳幼児医療費助成事業について、9月補正では減額したが、予算不足が生じるので今回増額すると補正予算の概要に記載されているが、見通しが悪かったということかと質したのに対し、執行部から、見込みが少し甘かった、大変申し訳ないとの答弁がありました。

また委員から、10款、2項、2目、教育振興費のうち、小学校通学援助費、301万3,000円の増額理由を質したのに対し、執行部から、東雲小学校のバス通学に対する助成と上堅田小学校、名護屋小学校の通学タクシー代である、当初予算計上時では対象児童数が確定していなかったり、また、上堅田小学校に灘小学校が、名護屋小学校に波当津小学校が統合したことによるものであるとの答弁がありました。

また委員から、10款、6項、2目、保健体育施設費のうち、保健体育施設管理事業について、総合運動公園陸上競技場走路の改修について質したのに対し、執行部から、学校の体育関係者から、グラウンド状況が悪く非常に危険だということで、早急な改修の要望があった、担当課としても、当施設は建設より18年経過し、摩耗が激しく改修が必要だと考えており、当初予算への計上に向け努力しているとの答弁がありました。これに対し委員から、財政課の見解を質したのに対し、執行部から、予算の査定権は市長にあるが、財政課としては改修する方向で考えているとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第122号のうち本委員会所管の部分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第123号、平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について審査いたしました。委員から、歳入、9款、2項、1目、基金繰入金の3,650万5,000円は全て歳出、11款、1項、3目、償還金のうち償還金事業に充てるものかと質したのに対し、

執行部から、全て充てるとの答弁がありました。これに対し委員から、佐伯市国民健康保険特別会計財政調整基金条例第5条では、基金は、保険給付に要する経費に不足が生じたときと、保健事業に要する経費に充てるときに限り処分できると規定されているが、償還金事業はこの規定に該当するのかと質したのに対し、執行部から、療養給付費、いわゆる過年度にその補助金をもらいすぎている分を返還するもので、給付にかかってくるので該当するとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第123号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第124号、平成22年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につ

いては、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第125号、平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）について審査いたしました。委員から、歳出、2款、1項、1目、居宅介護サービス給付費、1億5,500万円の増額理由を質したのに対し、執行部から、第1号被保険者が前年度4月対比で300人増、これに伴い、要介護認定者が月当たり186人増、さらにサービス受給者が月当たり104人増ということで増額したとの答弁がありました。これに対し委員から、年度当初の人数の見通しが変わったということかと質したのに対し、執行部から、見通しが甘かったとの答弁がありました。

また、委員から、これからの介護認定者やサービス受給者の見通しについて質したのに対し、執行部から、高齢者の18%くらいが介護認定者となり、そのうちの9割くらいの方がサービス受給者となるが、高齢者も増加し、比率も伸びると推測されるが、数字的にはつかんでいないとの答弁がありました。これに対し委員から、介護保険料を見直すときには重要な資料となる、介護保険料を決める前にその見通しを議員にも報告するよう意見が出されました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第139号、佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正については、執行部から、平成23年度から、猪串小学校を名護屋小学校及び名護屋小学校森崎分校に統合することに伴い、猪串小学校を廃止し、あわせて関係する佐伯市学校給食センター条例、佐伯市立学校施設の開放に関する条例についても同様の改正を行うものである。またこの議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないとの説明がありました。

これに対し委員から、廃校後の管理について質したのに対し、執行部から、学校の用途が廃止されると普通財産ということになり財務部で管理するのが本来だが、それぞれの事情等も分かる教育委員会で当面は管理するとの答弁がありました。

また委員から、備品等の管理について質したのに対し、執行部から市内の小学校に照会し、利用できるものは利用していくとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第139号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これから指定管理者指定の議案が21件続きます。その全ての施設において指定しようとする指定管理期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間となっておりますので、それぞれの報告からは割愛させていただきます。

次に、議案第140号、佐伯市こどもデイサービスセンター「宝島」の指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たにこれまで運営している、社会福祉法人県南福祉会、代表者、理事長大友芳久を任意にて指定しようとするものである。委託料は、年間230万円であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第140号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第145号、さいき元気っ子クラブの指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たにこれまで運営している、さいき元気っ子クラブ運営委員会、代表者、会長甲斐和子を任意にて指定しようとするものである。委託料は、児童数によ

って変動するとの説明がありました。

これに対し委員から、児童数によつての委託料を質したのに対し、執行部から、児童数10人未満が年間91万円、10から19人が99万5,000円、20から35人が163万円、36から70人が242万6,000円、71人以上が322万2,000円であるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、議案第145号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第146号、にじの丘児童クラブの指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たにこれまで運営している、にじの丘児童クラブ運営委員会、代表者、会長郷司文教を任意にて指定しようとするものである。委託料は、児童数によつて変動するとの説明がありました。

これに対し委員から、教育民生常任委員会で視察した際、この施設は児童数から見ると非常に狭く感じた、増築等の考えはないのかと質したのに対し、執行部から現在学校の空き教室も利用し対応している、現時点では増設の計画はないが、将来的には適地があれば検討するとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第146号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第148号、佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」、佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」及び佐伯市老人短期入所施設「悠久園」を併せて管理する指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに社会福祉法人双樹会、代表者、理事長長門和子を公募にて指定しようとするものである。委託料は発生しないとの説明がありました。

これに対し、委員から、現指定管理者の医師会が応募してない理由について質したのに対し、執行部から、確認していないとの答弁がありました。

また委員外議員から、委託料が発生しないということなのに、「事業計画書の内容が、管理の経費の縮減が図られるものであること」という評価基準が採点の対象となるのかと質したのに対し、執行部から、事業計画書の中で、例えば施設の修繕等にいくら予定しているかは、評価する上で重要なことだと考えているとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第148号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第153号、佐伯市東老人憩の家ほか19老人憩の家の指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに、団体名、東区、代表者、区長益田勲ほか19老人憩の家各施設を運営する団体の代表者を指定管理者とし任意にて指定しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、老人憩の家を指定管理することの適性について質したのに対し、執行部から、今回の指定管理者の更新においても検討したが、指定管理をお願いすることとなった、将来的には見直しも必要と考えているとの答弁がありました。

また、委員から佐伯東老人憩の家は、空調施設の改修、また利用者が百数十名もおり入りきらないということで施設の建て替えについて、視察した際委員会として要望を受けている、市の対応について質したのに対し、執行部から、老人憩の家の指定管理者更新にあたり各施設を訪問し要望を受けている、対応については来年度の予算も含め検討しているとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第153号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第154号、佐伯市弥生竹峯切水高齢者活動促進センターの指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに、団体名、大坂本1区、代表者、区長御手洗隆二を任意にて指定しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第154号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第159号、佐伯市小浦高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに、団体名、小浦区、代表者、区長渡邊幸生を任意にて指定しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第159号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第160号、佐伯市国民健康保険米水津診療所の指定管理者の指定については、執行部から、新たに法人名、医療法人小寺会、代表者、理事長小寺隆を公募にて指定しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、選定委員会で選定した候補者と、議案として上程された候補者が違っている経緯について質したのに対し、執行部から、指定管理者の選定にあたっては、選定委員会で書類審査、ヒアリング等行い候補者を選定し、選定結果を市長に答申する、その後市長が候補者を決定し議案として上程するが、今回の場合は、市長が答申を受けた後、選定委員会で候補者となった団体より遠慮したい旨の申出があり、もう一方の団体に決定したとの答弁がありました。

また委員から、医師の確保について質したのに対し、執行部から、医師の確保については、ヒアリングの段階で聞き取りをしており、確保できることの確認は行っているとの答弁がありました。

また委員から、辞退した理由について質したのに対し、執行部から、どういった理由かというのは推し量るのは難しい部分もあるが、聞くところによると、この2団体が競合したのは、議案第148号の和楽の3施設と、この第160号の米水津診療所であり、医師会の中で無用なとかいらぬ摩擦を生じさせたくないというような配慮があったのではと推測しているとの答弁がありました。

また委員から、市長が最終決定する前に再度選定委員会を開き決定したのか、また答申と違う決定をしたことを選定委員会に報告したのかと質したのに対し、執行部から、選定委員会は開いていない、また報告もしていないとの答弁がありました。

また委員から、選定委員会の評価では、評価基準の「事業計画書の内容が、管理の経費の縮減が図られるものであること」において開きがある。委託料を含め、その理由について質したのに対し、執行部から、委託料の基準価格として市は、1,050万円示していたが、長門莫記念会は、委託料は無料。また小寺会は、5年間で2,700万円の事業計画であったための点数の差であるとの答弁がありました。これに対し委員から、小寺会は、提出した事業計画書のまま行うのかと質したのに対し、執行部から、市民の不利益にならないよう、委託料については、小寺会も無料ということで了承しているとの答弁がありました。これに対し委員から、委託料をなくす代わりにほかのサービスが低下するということはないのかと質したのに対し、執行部から、委託料をなくす旨事業計画書の変更が提出されたが、他の項目の変更はないとの答弁がありました。

また、委員から、候補者を辞退することなどが口頭での処理で終わっており、選定経過の中で不透明感がある、事務手続上、問題はないのかと質したのに対し、執行部から、今回52施設の指定管理者の選定をするにあたり、選定委員会では、委員8名が7回にわたり、朝から晩まで真剣に審議し市長へ答申した。事務手続上特に問題はないし、また答申と違う候補者を市長が選ぶことも以前にもあり、考えられることなので、不透明ということにはならないとの答弁がありました。これに対し委員から、公募をし、高得点のものを選ばなければ公募の意味がないのではないかと質したのに対し、執行部から、指定管理者の選定にあたっては、公募によることが原則であり、公募を行いその中から最適な団体を選定することが基本であるとの答弁がありました。これに対し委員から、選定経過の中で何らかの力が働いたと、よからぬ憶測を生まないかと質したのに対し、執行部から、疑われるということは残念である、診療所の医師確保については、医師会に候補者の推薦をお願いしたが、単独の推薦はなく、今回の公募に至った。応募してきた団体が2団体しかなく、長門莫記念会から佐伯市の医療機関の中で、医療・介護を一緒に行っており、あつれきを生じさせるようなことはしたくないということで、遠慮したい旨の申出があった。このままでは米水津診療所の医師確保が平成23年4月から心配され、佐伯市の医療のためにはどうするべきかという観点から、政治的決断として小寺会にお願いすることとしたとの答弁がありました。

また委員から、入札等の場合、落札した業者が辞退すれば、当然ペナルティーがあるが、今回の対応について質したのに対し、執行部から、現時点では指定管理者として決定したものでなく、抗告訴訟の対象とはならない。また不利益な処分を行う条項等もないとの答弁がありました。

また、委員から、否決した場合の影響について質したのに対し、執行部から、議会で可決後、協定書の締結、現医師との引継ぎ、今勤務している職員への対応等の作業を行う必要があり、今議会で可決されなければ4月からの運営は厳しくなるとの答弁がありました。

また、委員から、公募を再度やり直すことはできないのかと質したのに対し、執行部から再度公募した場合に、時間的な余裕もなく、また今回応募した2団体についても、応募するかは不明確であり、応募する団体があるか懸念されるとの答弁がありました。

そのほか活発な質疑、答弁の後、討論に入り、委員から、反対の立場で、公募し事業計画等を点数化することにより客観的に審査したものを、逆転させ候補者を選定している。このことは公募制度そのものが信頼されなくなる。また、他の指定管理者指定の議案と絡み、応募した2団体が談合したのではないかと憶測も生じさせるようなことになりかねなく、一度否決した上で、再度公募し、選定するべきだと考え反対するとの意見が述べられました。

また委員から、賛成の立場で、入札の場合は、上位のものが辞退した場合、下位のものがとるとというのが定石である。また、選定委員会での評価は、委託料を除き他の部分では差異はなく、事務手続上も特に問題がないということであった。何よりも、米水津診療所の医師の確保が先決であり、運営するための引継ぎにも、また設備等の整備にも時間が掛かると考えられる。もしこれが4月に間に合わなければ、佐伯市は医師の確保もできない、米水津の方の医療もできないなど大きな痛手となる。事務手続上、公表の時期等を考慮するよう要望し、賛成するとの意見が述べられました。

挙手による採決の結果、挙手多数により、議案第160号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第141号、佐伯市佐伯児童館の指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに、法人名、社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会、代表者、会長恒松芳洋を公募にて指定しようとするものである。委託料は、年間1,040万9,000円であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第141号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第144号、佐伯市蒲江児童館の指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに、佐伯市社会福祉協議会、会長恒松芳洋を公募にて指定しようとするものである。委託料は、年間696万6,000円であるとの説明がありました。

これに対し委員から、委託料の算定方法について質したのに対し、執行部から、館長・児童厚生員・代替職員等の人件費に電気料等の年間維持管理費をあわせて算出するとの答弁がありました。

慎重審査の結果、議案第144号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第149号、佐伯市上浦地域福祉センター、佐伯市上浦浅海井デイサービスセンター、佐伯市上浦浅海井生活支援ハウス、佐伯市上浦ふれあいプラザ及び佐伯市上浦児童館を併せて管理する指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに、佐伯市社会福祉協議会、会長恒松芳洋を公募にて指定しようとするものである。委託料は、平成23年度、1,988万4,000円であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第149号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第150号、佐伯市上浦蒲戸デイサービスセンター及び佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウスを併せて管理する指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに、佐伯市社会福祉協議会、会長恒松芳洋を公募にて指定しようとするものである。委託料は、平成23年度、802万6,000円であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第150号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第151号、佐伯市弥生老人デイサービスセンター、佐伯市弥生生活支援ハウスA棟、佐伯市弥生生活支援ハウスB棟及び佐伯市弥生老人憩の家を併せて管理する指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに、佐伯市社会福祉協議会、会長恒松芳洋を公募にて指定しようとするものである。委託料は、年間1,695万3,000円であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第151号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第152号、佐伯市直川地域福祉センター及び佐伯市直川老人デイサービスセンターを併せて管理する指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに、佐伯市社会福祉協議会、会長恒松芳洋を公募にて指定しようとするものである。委託料は、年間540万円であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第152号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第155号、佐伯市本匠高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに、佐伯市社会福祉協議会、会長恒松芳洋を公募にて指定しようとするものである。委託料は、年間836万1,000円であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第155号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第156号、佐伯市宇目高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定については、

執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに、佐伯市社会福祉協議会、会長恒松芳洋を公募にて指定しようとするものである。委託料は、年間836万1,000円であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第156号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第157号、佐伯市鶴見高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに、佐伯市社会福祉協議会、会長恒松芳洋を公募にて指定しようとするものである。委託料は、平成23年度、1,266万9,000円であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第157号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第158号、佐伯市米水津高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに、佐伯市社会福祉協議会、会長恒松芳洋を公募にて指定しようとするものである。委託料は、平成23年度、802万6,000円であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第158号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第142号、佐伯市弥生児童館及び佐伯市弥生地域子育て支援センターを併せて管理する指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに、法人名、社会福祉法人子ども未来ネット弥生、代表者、理事長河合睦夫を公募にて指定しようとするものである。委託料は、年間1,436万円であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第142号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第143号、佐伯市弥生ふれあい児童館の指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに、子ども未来ネット弥生、理事長河合睦夫を公募にて指定しようとするものである。委託料は、児童数によって変動するとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第143号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第147号、切畑児童クラブの指定管理者の指定については、執行部から指定管理期間の終了に伴い、新たに、子ども未来ネット弥生、理事長河合睦夫を公募にて指定しようとするものである。委託料は、児童数によって変動するとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第147号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第20号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定については、執行部から地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年11月18日付けで専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認をを求めるものである。事件名、佐伯市野岡町2丁目12番14号の佐伯市渡町台地区公民館で発生した車両後部ガラス破損事故に係る損害賠償事件、相手方、佐伯市大字木立5115番地、青山克彦氏、和解内容、相手方に対し損害賠償金6万5,237円を支払うものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、職員の事故が多い、綱紀粛正し、事故を起こさないよう十分注意してほしいとの意見が述べられました。

慎重審査の結果、専決処分の報告第20号については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 次に、経済産業常任委員長、吉良栄三君。

経済産業常任委員長(吉良栄三) 経済産業常任委員長の吉良栄三でございます。

今定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案2件、予算外議案15件、請願2件、計19件につきまして、去る12月15日、委員全員出席のもと、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

なお、委員会開催に先立ち、本委員会から執行部に対し、今定例会提出の予算議案にかかる資料提出の要請をいたしました。

まず、初めに、議案第122号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算(第3号)について、款を追って審査いたしました。歳入において、14款、2項、4目、労働費県補助金について若干の質疑が交わされたのち、引き続き、歳出の審査に入りました。5款、2項、1目、労働諸費のうち、執行部から提出された、平成22年度緊急雇用創出事業新規追加事業説明資料のうち、土地台帳・家屋台帳電子化事業について、一委員から、今年度、来年度にかけて行う予定の新規事業であるが、この事業内容等について質したのに対し、執行部から、この事業は、現在、各振興局に保存している土地台帳・家屋台帳を全てスキャナーで読み込み、電子化することにより、閲覧時にスムーズな業務遂行できるとの答弁がありました。

また、一委員から、同資料のうち佐伯市若者技術者人材育成事業についての概要について質したのに対し、執行部から、IT企業の技術者の人材育成については初心者5名を15か月間、企業に雇用し、システムエンジニアの技術習得を重ねていく事業で、委託企業については、市内のIT企業の技術者協議会及び工業連合会に加盟している企業で、昨年宇目に進出したIT企業のイベントホライズンを予定しているとの答弁がありました。

続いて、一委員から、同資料のうち体験公園亀の甲なおかわ環境整備事業について、体験農園・貸し農園等の管理及び栽培指導を中心に、またせん定作業・草刈り作業を2名雇用し行うこととなっているがその必要性について質したのに対し、執行部から、この施設は、山林が4.7ヘクタール、公園部分1.8ヘクタール、体験農園部分0.4ヘクタール全体面積が6.9ヘクタールの広さがある。山林には桜木、紅葉、また果樹等も植えられていることから、単に草を刈るのみならず、抜いたりする作業も加わり、非常に時間を要すること、また体験農園である貸し農園については、35区画のうち26区画が活用されているが、今後、初心者の方に対する指導については、常時雇用を行うことにより、家庭菜園程度の作り方・指導ができること、さらに過去2年間の管理状況を考慮した結果、作業従事者2名は必要であると判断したとの答弁がありました。

引き続き一委員から、労働の対価についてどのようになっているのか質したのに対し、執行部から、平成23年1月から3月については、1日6,500円の単価であるとの答弁がありました。

次に、一委員から市が直営で管理している施設や指定管理者を指定する施設などを今後どう活用するのか協議はどのように進んでいるのか質したのに対し、執行部から、今年度から、観光課の中に施設の管理を一元的に行う係を設け、施設の必要性等を検討している。本市にはたくさんのこうした施設があることから、加速度的に修繕費等に経費が掛かる状況は想定できるため、この指定管理者制度に係る施設等の考え方については、一定の方向性を3月末までには協議をし、結果を示したいとの答弁がありました。

また、一委員から、緊急雇用の必要性は理解できる。山林などの草刈り等の作業時には危険も伴うこと、また、このほかの施設の管理についても同じ事が言えるので、施設管理の安全対策の協議等は十分行ってほしいとの要望が出されました。

次に、6款、1項、3目、農業振興費のうち、集落営農経営発展事業の400万円の概要について質したのに対し、執行部から、この事業は県単事業であり、集落営農法人で本年度経営発展チャレンジ計画書の認定を受けることが確実な組織に対し、法人組織の経営発展を図ることを目的に作った事業である。農業営農法人である「城村」に対する補助である。内訳として、トラクター及び格納庫に対する補助が600万円、そして新品目の出荷調整室に対する補助が200万円で、あわせて800万円となっている。今回の補正は、県・市からの補助率を合わせた2分の1の400万円を計上しているとの答弁がありました。

次に、一委員から、6款、1項、5目、農地活用事業について、整備事業の追加予算ということだが、この事業の要件について質したのに対し、執行部からこれは県営の事業で対象地域は弥生地区全体である。主に農道及び排水路の整備となっており、B/Cの要件に該当すれば、事業実施は可能となるとの答弁がありました。

次に、6款、3項、3目、漁港管理費について、霞ヶ浦の海岸保全事業の減額理由について質したのに対し、執行部から、当初概算要望では、1億9,000万円ほど計上していたが、内示で1億7,000万円になったため、減額したものであるとの答弁がありました。

次に、一委員から、7款、1項、2目、商工業振興費について、アンテナショップ事業費の250万円の概要について質したのに対し、執行部から、昨年11月にオープンした「まちの駅番匠」への補助金である。当初の見込みより収入が少ないため、急ぎ追加しようとするものである。また、経営を安定させるためにも佐伯市民の方や佐伯を訪れる観光客の方にもアピールしていきたいとの答弁がありました。

これに対し、一委員から、まちなかの高齢者に対する支援的事業を取り入れて売上げの増につなげられないのかと質したのに対し、執行部から、現在、各個別の宅配の取組についての検討をしているとの答弁がありました。

続いて、一委員外議員から、収益等考慮すると補助金を出してまで事業を継続するのは理解に苦しむ。小売であれば他の民間経営等について学び、このアンテナショップ事業に生かすべきではないか、と質したのに対し、執行部から地産地消の生かす方法は、今後可能性はあるとの答弁がありました。

また、一委員から今後も不足が生じれば市は補てんをしていくのかと質したのに対し、執行部からは基本的に3年間は支援したいと考えているとの答弁がありました。

次に、一委員から、7款、1項、5目、観光費のうち、本庁観光事業費の100万円の内容について質したのに対し、執行部から、観光パンフレットを市内の各コンビニなどに広く設置したため在庫が少なくなっている。高速道路無料化による入り込み客の増にも対応するための観光パンフレット印刷代であるとの答弁がありました。

その他活発な質疑・答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第122号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、審査の都合上、順序を入れ替えて、請願の審査に入りました。

請願第7号、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉への参加反対に関する請願を議題とし、まず、紹介議員から、請願の願意について説明を求めました。

紹介議員から、本年3月に政府から示された、「食料・農業・農村基本計画」によると、平成32年度までに食料自給率を現在の約40%から50%まで引き上げるとの記述があるにも関わらず、参加ということになれば、日本は、先進国の中で自給率が最低水準であり、政策的にはこれに矛盾する。また、本市に与える影響についても農業生産額が平成18年のデータで約18億4,000万円減少すると言われていること、さらに農業・食料問題については、人口の多い都市部においても深刻な問題であり、ある程度、日本の食料自給率は維持していくべきとの判断から、この環太平洋パートナーシップ協定交渉への参加には反対する趣旨の請願であるとの説明がありました。

続いて、本請願に対する本市への影響等について執行部の意見を求めました。

執行部から、日本は工業製品を輸出することで発展してきた経緯もあり、T P Pの参加については、農業が崩壊状態になると懸念されているが、商工分野の立場では分からない部分もある。国も地方に対し、細部にわたり、方向性を示しているわけではないので判断が難しい面もあるが、農林水産部の立場からいえば佐伯の農業に与える影響を考えるに当たり、T P Pへの参加には反対であるとの意見がありました。

ここで、質疑及び自由討議に入り、一委員から、長期的な流れがどうなるか分からない中、中山間地域を多く抱える本市においては、データ以上の影響が出てくることを考えると、第一次産業においては生産体制から流通体制について、十分行政も考えていかなければならないと意見が出されました。

さらに一委員から、T P P参加については、マイナス面だけであれば、議論する必要なく終わるが、日本にとってプラスの面もあり、総体的に日本の農業に打撃を与えないような参画であるのかどうかを議論すべきである。現在、農業のおかれている状況を考えると大打撃を受けるのは必至であると考え。基盤整備など農業経営の力をつける施策をきちんと検討した上で、参加するというような姿勢が必要ではないか。ただ世界情勢にも敏感に対応していかなければ、遅れをとってしまうことも考えなければいけない。本市においても、米水津のフィレの工場も完成し、国内はもとより中国市場への供給を目指している状況等を見据え、本市全体の商工・農業分野のバランスも考える必要があるのではないかと意見が出されました。

また一委員外議員から、この請願に対し反対の立場で、T P Pへの参加は日本の米・果物なども輸出に有利となると考える。日本は、自給率を保つ施策を行いつつ、自国の安心・安全な食に対するブランドについては世界に通用する。台湾・中国・インドの富裕層に輸出する取り組みを行ういいチャンスになると考える。以前、W T Oの輸出規制で牛肉が壊滅的な打撃を受けるだろうといわれていたが、日本の牛肉は、50万トンの生産量を誇っていることや外国で日本の牛肉の需要も多いこと。また、自給率を増加させる取組としては、週末ファーマーを対象とした貸し農園の増加、集団営農などの取組が考えられることから、今後、発想の転換を図り、T P Pについて、前向きに考えるべきとの意見が出されました。

ここで、一委員から、この請願第7号については、次の請願第8号と同様の趣旨であることから、あわせて請願第8号、紹介議員から、説明を求めているとどうかとの意見が出されました。

これを受け、委員会として、引き続き紹介議員から、説明を求めました。

紹介議員から、T P Pの概要等については、農業だけではなく、金融、保険、公共事業の

入札、医師、看護師、介護士などの労働市場の開放というものが全て含まれている。これらを全て日本経済、日本の社会にとって、はたしていいのかという問題もある。食の自給率についても農林水産省の見込みとして13%まで低下が予測される。また、実質GDPが8.9兆円低下、雇用が350万人に低下するととなっている。全太平洋アジア地域が全て自由貿易圏に参加したとしても6.7兆円の増加にとどまることから、マイナス面は相当にある。そして、農業の多面的機能が失われること、関税率について、主要国において、アメリカの5.5%に比べ11.7%と低いことから、既に開放していること、内閣府が9月に実施した「食料の供給に関する特別世論調査」によると、外国が安くて食料を輸入した方がよいとした人が5.4%、外国産より高くても米などの基本食料は作るとした人が90.7%となっている。日本国民は、農業で自給率を高めてほしいと考えていること。また、日本の後継者が育成できるほどの所得を上げていないことについては、市場開放して市場任せにしていることが問題で、国が対策を打つことが可能であること、さらに国連に加入している国のうち、TPPに参加している国は、9か国しかないことを理解してほしいとの意見が出されました。

以上の意見等が交わされたのち、討論、採決の結果、本委員会において請願第7号については、委員全員の賛成により、原案のとおり採択すべきものと決しました。

次に、請願第8号、TPPの参加に反対する請願については、請願第7号についての意見同様の趣旨の説明及び執行部の意見ののち、質疑、討論、採決の結果、本委員会において請願第8号については、委員全員の賛成により、原案のとおり採択すべきものと決しました。

次に、議案第126号、平成22年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第161号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正については、執行部から、旧宇目町が昭和51年度に蔵小野にある北川ダムの入江に、釣りのできる観光用遊魚池及び養魚場としての整備を図ったもので、平成17年の市町村合併に伴い、宇目内水面遊魚施設を地元蔵小野地区に指定管理者として指定し、養魚施設の維持管理や遊魚施設を利用した魚のつかみ取りのイベントを開催してきた。しかし、平成15年度に発生した鯉ヘルペスの影響でイベントの中止や遊魚施設の利用者が激減したことから、平成16年度以降現在に至るまで、遊魚事業の実績もなく今後の事業実施も見込めないため、条例を廃止するものである。今後の管理については、佐伯土木事務所、大分県企業局と協議した結果、施設は現状のままで親水水面占用の許可申請により許可を受け、佐伯市が管理することは問題ないとの回答があり、地元蔵小野地区に河川管理施設として管理委託をするとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第161号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第162号、三余館の指定管理者の指定については、執行部から、平成18年度から指定管理者制度が導入され、財団法人佐伯勤労者福祉協会が任意指定により、指定管理者となっているが、今年度をもって、この期限を向かえることから、引き続き、同福祉協会に任意指定するものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、当該施設については、歴史資料館等の建設一部になると考えられることから、現在、施設を利用している方への対応について質したのに対し、三余館では、年間約30講座ほど開催し多くの方が利用している。歴史資料館の建設との関係上、その間、講座をストップすることはできないため、まな美や和楽等の施設を利用し、継続して講座が開催できるよう調整したいとの答弁がありました。

質疑ののち、討論、採決の結果、議案第162号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第163号、佐伯市シルバーワークプラザの指定管理者の指定については、執行部から、このシルバーワークプラザは平成18年4月に佐伯市長島町1丁目に総事業費7,640万円ほどで開所をしている。この施設は、高齢者の就労機会の確保を通して高齢者の社会参加を含め、福祉の増進を図るとともに、その能力を生かした地域社会づくりに寄与することを目的として、整備され、開所時より、当該施設の設置目的にかんがみ、社団法人佐伯市シルバー人材センターが指定管理者となり、管理運営を行ってきた。今年度をもって、この指定管理期限が切れることから、平成23年4月1日から再度、指定管理者として指定するものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第163号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第164号、佐伯市米水津ふるさと物産館の指定管理者の指定については、執行部から、当該施設は、平成8年度に当時の米水津村が建設し、主産業である水産加工品の販売を行っている。現在の指定管理者である米水津水産加工協同組合については、米水津の水産加工組合16社全てが当該加工協同組合に加入し、事業を行っている。指定管理期間が今年度をもって、終了することから、引き続き、当該加工協同組合については、効率的かつ効果的な運営を行えると判断し、平成23年4月1日から平成28年3月31日まで指定管理者として指定しようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、当該施設の利用形態によっては、売却等は考えられないのか質したのに対し、執行部から、販売部分の床面積が狭く、商品の陳列などにも手狭になっていることから、増築する方向で動いている。「米水津まんぷく市」など開催する中でどれだけ需要があるのか調査を行っており、増築後は、売却等についても判断する必要があるとの答弁がありました。

質疑を終わり、討論、採決の結果、議案第164号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第165号、佐伯市元田地区多目的集会施設ほか10集会施設の指定管理者の指定については、執行部から、佐伯市農林水産部公の施設指定管理者選考委員会の第1回選定委員会において、実施要項の承認と任意指定施設の決定をした。これらの施設は、地域住民の生活の合理化・健康管理及び生活環境の改善を図ることを目的に設置されたもので、平成18年4月から平成23年3月までの期間、指定管理者として、地元自治会が運営しているが、今年度をもって指定期間が終了するため、管理運営状況等を精査した結果、各施設については適切に運用されていると判断されることから、引き続き、それぞれの地元自治会に任意指定として委託することを10月5日第2回選定委員会で審議し決定したものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、旧佐伯市内において、集会所、林業研修所も含め、地元住民が資金を持ち寄り、土地・建物を建設、また修繕等についても区民の積立金を充てているところもある一方、公共で建設したものについては、指定管理者を指定することにより、地元を管理者として指定し、修繕費等についても市が負担することになっていることについて、不公平ではないのかと質したのに対し、執行部から、平等化を図るためにも解決すべき問題と認識し、不平等の削減を目指すとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第165号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第166号、佐伯市床木上生活改善センターほか7生活改善センターの指定管理者の指定については、執行部から、議案第165号同様、佐伯市農林水産部公の施設指定管理者選考委員会の第1回選定委員会において任意指定施設の決定を行った。この施設は、地域住民の生活の合理化・近代化及び生活環境の改善に寄与するために設置されたもので、平成18年4月から平成23年3月までの期間、指定管理者として、地元自治会が運営をしており、今年度をもって指定期間が終了するため、管理運営状況等を精査した結果、適切に運用されていることから引き続き、それぞれの地元自治会に任意指定として委託することを10月5日第2回選定委員会で審議し決定したとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、仮に地区の公民館等に災害が発生した場合、その修繕費については全て地区の負担であるのかと質したのに対し、執行部から、そういった施設についても何割かの補助を行うべきではと考えるとの答弁がありました。

その他、若干の質疑ののち、討論、採決の結果、議案第166号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第167号、佐伯市間越特産品加工施設の指定管理者の指定については、佐伯市農林水産部公の施設指定管理者選考委員会の第1回選定委員会において、実施要項の承認と任意指定施設の決定をした。当該施設は、平成15年度に県の地域振興事業調整費事業補助金により間越地区の維持発展を図ることを目的に設置され、平成18年4月から平成23年3月までの期間、指定管理者として、地元自治会の間越地区が運営をしているが、今年度をもって指定期間が終了するため、管理運営状況等を精査した結果、適切に運用されていると判断されることから引き続き、間越地区に任意指定として委託することを10月5日第2回選定委員会で審議し決定したものである。公の施設は、佐伯市間越特産品加工施設で間越区に指定管理者として指定するもので、指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第167号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第168号、佐伯市深島みそ生産施設の指定管理者の指定については、佐伯市農林水産部公の施設指定管理者選考委員会の第1回選定委員会において、実施要項の承認と任意指定施設の決定をした。当該施設は、平成8年深島地区の産業の育成を図ることを目的に設置され、平成18年4月から平成23年3月までの期間、指定管理者として、地元深島婦人部が運営をしているが、今年度をもって指定期間が終了するため、管理運営状況等を精査した結果、適切に運用されていることから引き続き、深島婦人部に任意指定として委託することを10月5日第2回選定委員会で審議し決定した。公の施設は、佐伯市深島みそ生産施設を深島婦人部に指定管理者として指定するもので、指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、深島みその販売先について質したのに対し、執行部から、トキ八本店、蒲江浦のAコープ等で販売しているとの答弁がありました。

引き続き、一委員から、ブランド化しているのであれば、今後、道の駅などにも置くことは可能ではないのかと質したのに対し、執行部から、婦人部のメンバーも高齢化していることや、販売個数にも限りがある状況であるため、現状では厳しいのではないかと答弁があ

りました。

一委員から、このような状況のところについては、人材育成が必要であることから、行政が支援していただきたいとの要望が出されました。

その他、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第168号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第169号、高松地区漁村センターほか2漁村センター等の指定管理者の指定については、佐伯市農林水産部公の施設指定管理者選考委員会の第1回選定委員会において、実施要項の承認と任意指定施設の決定をした。当該施設は、平成2年から4年にかけて、佐伯市大入島において水産業を営む者及びこれに従事する者の会議、研修、各種生活改善普及活動等に寄与し、漁村地域の活性化を図ることを目的に設置されたもので、平成18年4月から平成23年3月までの期間、指定管理者として、大分県漁業協同組合佐伯支店が運営しているが、今年度をもって指定期間が終了するため、管理運営状況等を精査した結果、適切に運用されていることから引き続き、大分県漁業協同組合佐伯支店に任意指定として委託することを10月5日第2回選定委員会で審議し決定した。公の施設は、高松地区漁村センター、荒網代地区漁村センター、竹ヶ谷地区健康管理増進施設を大分県漁業協同組合佐伯支店に指定管理者として指定するもので、指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第169号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第170号、佐伯市上浦水産物直売所「上浦活魚センター」の指定管理者の指定については、議案第169号と同様、佐伯市農林水産部公の施設指定管理者選考委員会の第1回選定委員会において、募集要項及び実施要項の承認と公募施設の決定を行った。当該施設は、平成14年度に上浦地域の魚介類を観光客に提供し、漁家経営の安定を図ることを目的に設置された施設で、平成18年4月から平成23年3月までの期間、指定管理者として、梅田水産有限会社が運営しているが、今年度をもって指定期間が終了するため、8月9日の第1回選定委員会において公募で行うことに決定した。9月1日に市報等に公募施設の募集掲載、さらに募集要項の配布、質問事項の受付を行い、9月21日から28日の間申請書の受付をした結果、1名の申請があり、10月5日に第2回選定委員会を開催し、申請者から提出された事業計画書について、評価基準に沿って計画の内容が市民の平等な利用を確保することができ、サービスの向上が図られているか、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られているか、また安定的な管理能力を有することなどヒアリングを実施し、審議の結果、選定基準の各項目について高得点を獲得した、梅田水産に引き続き指定管理者とすることで、市民の平等な利用を確保すること、施設や設備に精通しサービスの向上が図られると判断したため、指定管理者として指定するもので、指定管理料は発生しない。指定期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第170号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第171号、佐伯市蒲江リサイクル石けん工場の指定管理者の指定については、執行部から、佐伯市農林水産部公の施設指定管理者選考委員会の第1回選定委員会において、実施要項の承認と任意指定施設の決定をした。この施設は、平成4年に蒲江西野浦地区内の婦人6団体が開催した「いのちとくらしを守るセミナー」において、リサイクル石けん利用の気運が高まる中、リサイクル石けん協議会を設立し、「きれいな海に戻したい」との要望

を受け、その活動を支援するため旧蒲江町が建設した施設で、平成18年4月から平成23年3月までの期間、指定管理者として、佐伯市蒲江リサイクル協議会が運営を行ってきたが、今年度をもって指定期間が終了するため、管理運営状況等を精査した結果、現在も各種イベントで石けんの無料配布等を通じて環境保全を訴えるなど、管理委託が適切に運用されており、佐伯市蒲江リサイクル協議会に任意指定として委託することを10月5日第2回選定委員会で審議し決定した。公の施設は、佐伯市蒲江リサイクル石けん工場を、佐伯市蒲江リサイクル協議会に指定管理者として指定するもので、維持管理費及び活動費として指定管理料36万円の支出が伴い、指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第171号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第172号、佐伯市府坂地区林業集会センターほか11林業集会施設の指定管理者の指定については、執行部から、佐伯市農林水産部公の施設指定管理者選考委員会の第1回選定委員会において、実施要項の承認と任意指定施設の決定をした。この施設は、昭和58年から平成6年にかけて林業構造改善事業で、旧佐伯市、及び旧宇目町において林業を営む者及びこれに従事する者の会議、研修、各種生活改善普及活動等に寄与し、山村地域の活性化を図ることを目的に設置されたもので、平成18年4月から平成23年3月までの期間、指定管理者として、当該地区が運営しているが、今年度をもって指定期間が終了するため、管理運営状況等を精査した結果、適切に運用されていることから引き続き、当該地区に任意指定として委託することを10月5日第2回選定委員会で審議し決定した。

公の施設は、旧佐伯市管内で府坂地区、岸河内地区、山口地区、谷川地区、泥谷地区、上城地区、永野地区、及び市福所地区、の8施設、旧宇目町管内で重岡地区、下小野市地区、岩崎地区、及び河尻地区の4施設となっており、地区の集会施設という性質から引き続き地元地区に指定管理者として指定するもので、指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までとの説明がありました。

若干の質疑ののち、討論、採決の結果、議案第172号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第173号、佐伯市グリーンピア大越の指定管理者の指定については、執行部から、当該施設は、平成2年度から平成5年度にかけて、旧佐伯市が地域活性化のため、林業構造改善事業により、研修施設とレクリエーション施設を合わせ持つ、林業休養休憩施設として整備をした。現在、平成18年4月から平成23年3月まで、任意指定により、地元の大越区に当該施設の管理運營業務を依頼しているが、今回は公募を行い、申請のあった団体は、大越区の1件である。選定するに当たり、佐伯市農林水産部公の施設指定管理者選定委員会においてヒアリング等を実施し、審査の結果、大越区を指定管理者の候補者として決定した。指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5か年間、佐伯市グリーンピア大越の指定管理者として、大越区を指定するとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第173号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第174号、佐伯市宇目酒利交流施設の指定管理者の指定については、執行部から、佐伯市農林水産部公の施設指定管理者選考委員会の第1回選定委員会において、実施要項の承認と任意指定施設の決定をした。当該施設は、平成15年、佐伯市宇目酒利地区において林業を営む者及びこれに従事する者の会議、研修、各種生活改善普及活動等に寄与し、山

村地域の活性化や森林整備にも資する地域材の利用を促進することを目的に設置されたもので、平成18年4月から平成23年3月までの期間、指定管理者として、酒利地区が運営しているが、今年度をもって指定期間が終了するため、管理運営状況等を精査した結果、適切に運用されていることから引き続き、酒利地区に任意指定として委託することを10月5日第2回選定委員会で審議し決定した。酒利地区に指定管理者として指定するもので、指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第174号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第175号、佐伯市宇目しいたけ団地の指定管理者の指定については、執行部から、当該施設は、平成11年度に旧宇目町がしいたけ生産のモデル団地として、特用林産振興総合対策事業により、大規模な人工ほだ場と最新の機械や施設を備えたしいたけ生産施設を整備した。現在、平成18年4月から平成23年3月まで、任意指定による指定管理者として、宇目しいたけ団地組合に当該施設の管理運営業務を依頼しているが、今回は公募により、申請のあった団体は、宇目しいたけ団地組合の1件であった。選定するに当たり、佐伯市農林水産部公の施設指定管理者選定委員会においてヒアリング等を実施し、審査の結果、宇目しいたけ団地組合を指定管理者の候補者として決定した。指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5か年間、当該施設の指定管理者として、宇目しいたけ団地組合を指定するもので、この場合の指定管理料は発生しないとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第175号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等ありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより昼食のため休憩します。午後は1時から再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第2、討論、採決を行います。

お手元にお配りしております、討論、採決順序表により行います。

討論、採決順序表

1. 予算議案 10件

(1ページ)

議案番号	件名	除斥該当者	採決方法
第122号	平成22年度佐伯市一般会計補正予算(第3号)	-	簡易採決
第123号	平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	-	
第124号	平成22年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	-	
第125号	平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第2号)	-	
第126号	平成22年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)	-	
第127号	平成22年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算(第1号)	-	
第128号	平成22年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	-	
第129号	平成22年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)	-	
第130号	平成22年度佐伯市水道事業会計補正予算(第2号)	-	
第131号	平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	-	

2. 一般の議案 9件

議案番号	件名	除斥該当者	採決方法
第132号	佐伯市防災会議条例の一部改正について		簡易採決
第133号	佐伯市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について	-	
第134号	佐伯市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について	-	
第135号	佐伯市火災予防条例の一部改正について	-	
第136号	財産の売却について	-	
第137号	佐伯市手数料条例の一部改正について	-	
第138号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について	-	
第139号	佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正について	-	起立採決 (特別多数議決)
第161号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	-	簡易採決

3. 指定管理者の議案(除斥を必要としない議案) 21件

(2ページ)

議案番号	件名	除斥該当者	採決方法
第140号	佐伯市こどもデイサービスセンター「宝島」の指定管理者の指定について	-	

第145号	さいき元気っ子クラブの指定管理者の指定について	-	簡易採決
第146号	にじの丘児童クラブの指定管理者の指定について	-	
第148号	佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」、佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」及び佐伯市老人短期入所施設「悠久園」を併せて管理する指定管理者の指定について	-	
第153号	佐伯市東老人憩の家ほか19老人憩の家の指定管理者の指定について	-	
第154号	佐伯市弥生竹峯切水高齢者活動促進センターの指定管理者の指定について	-	
第159号	佐伯市小浦高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定について	-	
第160号	佐伯市国民健康保険米水津診療所の指定管理者の指定について	-	記名投票
第163号	佐伯市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	-	簡易採決
第164号	佐伯市米水津ふるさと物産館の指定管理者の指定について	-	
第165号	佐伯市元田地区多目的集会施設ほか10集会施設の指定管理者の指定について	-	
第166号	佐伯市床木上生活改善センターほか7生活改善センターの指定管理者の指定について	-	
第167号	佐伯市間越特産品加工施設の指定管理者の指定について	-	
第168号	佐伯市深島みそ生産施設の指定管理者の指定について	-	
第169号	高松地区漁村センターほか2漁村センター等の指定管理者の指定について	-	
第170号	佐伯市上浦水産物直売所「上浦活魚センター」の指定管理者の指定について	-	
第171号	佐伯市蒲江リサイクル石けん工場の指定管理者の指定について	-	
第172号	佐伯市府坂地区林業集会センターほか11林業集会施設の指定管理者の指定について	-	
第173号	佐伯市グリーンピア大越の指定管理者の指定について	-	
第174号	佐伯市宇目酒利交流施設の指定管理者の指定について	-	
第175号	佐伯市宇目しいたけ団地の指定管理者の指定について	-	

4. 指定管理者の議案（除斥を必要とする議案） 14件

（3ページ）

議案番号	件名	除斥該当者	採決方法
第142号	佐伯市弥生児童館及び佐伯市弥生地域子育て支援センターを併せて管理する指定管理者の指定について	副議長	

第143号	佐伯市弥生ふれあい児童館の指定管理者の指定について	副議長	簡易採決
第147号	切畑児童クラブの指定管理者の指定について	副議長	
第141号	佐伯市佐伯児童館の指定管理者の指定について	議長・河原修仁	
第144号	佐伯市蒲江児童館の指定管理者の指定について	議長・河原修仁	
第149号	佐伯市上浦地域福祉センター、佐伯市上浦浅海井デイサービスセンター、佐伯市上浦浅海井生活支援ハウス、佐伯市上浦ふれあいプラザ及び佐伯市上浦児童館を併せて管理する指定管理者の指定について	議長・河原修仁	
第150号	佐伯市上浦蒲戸デイサービスセンター及び佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウスを併せて管理する指定管理者の指定について	議長・河原修仁	
第151号	佐伯市弥生老人デイサービスセンター、佐伯市弥生生活支援ハウスA棟、佐伯市弥生生活支援ハウスB棟及び佐伯市弥生老人憩の家を併せて管理する指定管理者の指定について	議長・河原修仁	
第152号	佐伯市直川地域福祉センター及び佐伯市直川老人デイサービスセンターを併せて管理する指定管理者の指定について	議長・河原修仁	
第155号	佐伯市本匠高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	議長・河原修仁	
第156号	佐伯市宇目高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	議長・河原修仁	
第157号	佐伯市鶴見高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	議長・河原修仁	
第158号	佐伯市米水津高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	議長・河原修仁	
第162号	三余館の指定管理者の指定について	議長	

5. 諮問 1件

番号	件名	除斥該当者	採決方法
第8号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者桑門超）	-	簡易採決

6. 専決処分の報告 1件

番号	件名	除斥該当者	採決方法
第20号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	-	簡易採決

7. 請願 2件

(4ページ)

番号	件名	除斥該当者	採決方法
第7号	環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加反対に関する請願	-	起立採決
第8号	TPPの参加に反対する請願	-	（一括議題）

まず、討論、採決順序表の1ページ、議案第122号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号、平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、第124号、平成22年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、第125号、平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）、第126号、平成22年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）、第127号、平成22年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）、第128号、平成22年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、第129号、平成22年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）、第130号、平成22年度佐伯市水道事業会計補正予算（第2号）、第131号、平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、以上9件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより9件を一括して採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上9件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第132号、佐伯市防災会議条例の一部改正について、第133号、佐伯市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について、第134号、佐伯市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について、第135号、佐伯市火災予防条例の一部改正について、以上4件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御意義なしと認めます。

よって、以上4件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第136号、財産の売却についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第137号、佐伯市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第138号、佐伯市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第139号、佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の賛成を必要といたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立所定数以上)

議長(小野宗司) 現在の出席議員は30名であり、その3分の2は20名であります。

ただいまの起立者数は30名であり、所定数以上であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第161号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、討論、採決順序表、2ページ、議案第140号、佐伯市こどもデイサービスセンター「宝島」の指定管理者の指定について、第145号、さいき元気っ子クラブの指定管理者の指定について、第146号、にじの丘児童クラブの指定管理者の指定について、第148号、佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」、佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」及び佐伯市老人短期入所施設「悠久園」を併せて管理する指定管理者の指定について、第153号、佐伯市東老人憩の家ほか19老人憩の家の指定管理者の指定について、第154号、佐伯市弥生竹峯切水高齢者活動促進センターの指定管理者の指定について、第159号、佐伯市小浦高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定について、以上7件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上7件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第160号、佐伯市国民健康保険米水津診療所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、和久博至君。

9番（和久博至） 9番議員の和久博至です。

議案第160号について反対の立場から討論をいたしたいと思います。まず、この件につきましては、いくつもある指定管理の中の一つなんですけども、選定方法にちょっと問題があるように思われます。まず公募という形で行っているんですけども、書類審査が10月1日と5日に行われました。そしてヒアリングが10月8日。このときには公募が2件あったんですけども、両方とも是非私のところという形です。ところが、ヒアリングの結果、選定委員会で通常のように点数をつけ、客観的に点数化して、その上位のものが取るという形にしたわけです。その結果、長門は666点、小寺会が631点という形で大きく差をつけて決定いたしました。これが10月15日です。そして市長に答申したのが10月18日だそうです。ところが、答申後結果が発表されました。インターネットで公表されているんですけども、これが10月20日になります。これで委員会の決定どおり長門という形で出てきたわけです。ところが、その後両者から申入れがあって、長門が辞退したいということで、残った小寺会が取ったという経緯だそうです。問題なのは、一応公募しているわけですよね。公募して点数化して決めるとというのがこれまでの慣例になってきているわけです。正に客観的に点数化されてみんなもそれに納得している。だからヒアリングのとき、提出資料の中で自分達が有利なように持っていこうとするわけです。そしてここで問題になっているのが、大きな差がついたのは何かと言いますと、委託料の関係です。委託料を市の方は1年間で約1,050万円を予定していたということで、それをもらってやると。その中でどれだけ経済的に節約をして市の利益になるか、それを見計らっているというか、点数化しているという項目があります。そこで、一方は長門の方がこれを無料でといたわけです。もう一方の方が、5年間で2,700万というかたちです。とすると、当然無料でやりますと言った方が勝つのは当たり前ですよね。ところが、それで非常に有利になって取ったところが、今度はそこが辞退すると。実はここに一番問題があるような気がするんです。まず、公平性という面から一つ出てくるんですけど、これはゼロなんですけれども、問題なのは委託料なんですよね。普通指定管理者というのは基本的に委託料なしでやれるんです。そして、その指定された施設を利用して、収益を自分のところに持ってくる。だから、努力するかどうか、どのくらい収益を上げるかは、その指定管理を受けたところが、採択でもって利益を上げていくというのが基本なわけです。ところが、これは委託料がついてますから、言ってみれば普通の指定管理じゃなくて委託を受ける委託者、あるいは請負を取るとのこととほとんど似ているわけです。とすると入札と非常に似ている。じゃあゼロで打ち込む。ゼロで打ち込めば当然、最低制限価格がなければこれは勝ちますよね。もう一つ問題がある。これが、同じ両者で取り合ったものがあるわけですね。それが、中川園、水明園、悠久園というこの三つの施設ですね。実は、この三つの施設がいつ問題になったかといいますと、これは指定管理じゃなくて委託を受けたわけですね。まさに民間委託という形で入ったわけです。介護保険のあと。ところがその時に何が問題になったかということ、実は佐伯市には大手が三つあったわけですね。医師会と双樹会と、

そしてもう一つが長陽会です。これがバランス良く取ろうということになって、三つ分けて
いるわけですね。今度はその一角が崩れて、医師会が崩れて双樹会が入る。これはまた莫
大な利益を生む施設になるわけですね、介護保険ということを前提にしますとですね。こ
ういう中で行われているということが、一つ大きな問題になると。つまり、2点あるわけ
です。一つは、公募制というのがいったい何なのか。公募で客観的に決まっておいて、それが
公表されておきながら、市長の決裁という形で全部覆っていく。じゃあ市長と上手くできた
方が勝ちじゃないかということになってきますよね。それが一点、公募制の公平性に欠ける
ということです。もう一点が、この2社、両者が取り合ったところが、米水津の問題だけじ
ゃなくて中川園、水明園等の施設も絡んでいる。だから、非常に問題がある部分なわけで、
これをどこで決まったかわからないというか、もちろん市長の決裁で決めてしまうという、
客観的にそうじゃないと出ていたのに、市長の決裁で決めてしまうという。しかもこの後、
今度は小寺の方が無料でと、もう委託料はいりませんと言ってきたわけですね。じゃあいっ
たい何なんだという。じゃあ市が提示した委託料1,050万というのはいったい何なんです
かと、1,050万あって経営ということを前提にしているはずなのに、無料でできますと言っ
ているわけです。またそこでおかしなことが起きているわけですね。つまり、客観的には両
者が提出したものは、その1,050万を前提として計画書を立ててきているはずなんですよ。
もちろん一方はゼロという形で。今度はその1,000万を前提に立ててきたところが、今度は
ゼロでいいですと。じゃあいったい何が行われているんですか、その内々でということに結
局なってくるんですよね。そして、もしここに市民の目が指定管理の公募制というのはいっ
たい何なんだと、そこに疑問を持ちだしたとしたら、おそらく佐伯市の入札制度、あるいは
指定管理の制度ということが成り立たなくなってしまう。つまり、根本が成り立たなくな
ってくるんじゃないかという気が私はいたします。もし市長もなかなか困ったような案件だっ
たようです。もちろん米水津の診療という面も絡んできますから、非常に複雑な問題が絡ん
できます。ただ、この前提としてもう1件あったのが、佐賀関の方からここに来たいとい
うこともあったわけですね。ということは、佐伯市だけじゃなくして全体に公募をかける
ということはもちろんできたわけで、そして、佐伯市だけじゃなくしてまた有利な条件、ある
いはいい医者が来るということも当然考えられるわけで、そういうふうにしてやっていく
ことが、私は佐伯市の医療全体にとってはいいことじゃないかというふうに思います。それで
やはり、この根本を揺るがすようなことを認めない方が、そして議会で否決して、そして
もう一回公平な公募制度でやり直した方がいいんじゃないかという気が私はしております。
という立場から、反対討論といたします。

議長（小野宗司） 次に、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

28番、芦刈紀生君。

28番（芦刈紀生） 議案第160号について賛成の立場から討論をいたします。

佐伯市は、御存じのとおり医師不足で悩まされている現状が十分にあります。特に、周辺
地域の診療所は、毎年のように医師確保に向けて取り組んでいるということで、いつ医師が
いなくなるかというのは、本当にすぐ近い将来にそういう現状になってくるんじゃないかと
心配をしているところであります。この議案は、そのような事態を解消するために指定管理
者制度を導入し、安定した医師の確保ができる団体を指定しようとするものであります。ま
たこの診療所は、毎年約2,000万の赤字を出していますが、この制度を取り入れることによ

り、赤字の解消にもなっていくわけでございます。そういう現状の中で、この議案を先延ばしにすれば、4月からの診療がストップし、大きな問題となります。赤字もまた膨らんでいきます。議会としては、そういうことは絶対避けなければいけないと、私は考えております。選定段階で、辞退がありました、それも補われております。委員長報告にありましたとおり、委託料もゼロであり、点数についても委託料部分のみの差であったということで、サービス面等は変わらないと、そのように考えております。事務的にも問題はないということで、十分な説明がありました。よって、議案第160号については、私は賛成の立場で討論をいたします。市民の皆様が安心して暮らせるためにも、議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 以上で通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

議案第160号につきましては、会議規則第72条の規定により、記名投票をもって採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（小野宗司） ただいまの出席議員数は、29名であります。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（小野宗司） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は所定の白票を、否とする諸君は所定の青票を、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

議長（小野宗司） 投票漏れはありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（小野宗司） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に吉良栄三君、後藤勇人君、以上の2名を指名いたします。

よって、以上2名の立会いを願います。

（開票）

議長（小野宗司） 投票の結果を報告いたします。

投票総数、29票。

これは先程の出席議員数に符号いたしております。

そのうち、賛成、27票。

反対、2票。

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第163号、佐伯市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について、第164号、佐伯市米水津ふるさと物産館の指定管理者の指定について、第165号、佐伯市元田地区多目的集会施設ほか10集会施設の指定管理者の指定について、第166号、佐伯市床木上生活改善センターほか7生活改善センターの指定管理者の指定について、第167号、佐伯市間越特産品加工施設の指定管理者の指定について、第168号、佐伯市深島みそ生産施設の指定管理者の指定について、第169号、高松地区漁村センターほか2漁村センター等の指定管理者の指定について、第170号、佐伯市上浦水産物直売所「上浦活魚センター」の指定管理者の指定について、第171号、佐伯市蒲江リサイクル石けん工場の指定管理者の指定について、第172号、佐伯市府坂地区林業集会センターほか11林業集会施設の指定管理者の指定について、第173号、佐伯市グリーンピア大越の指定管理者の指定について、第174号、佐伯市宇目酒利交流施設の指定管理者の指定について、第175号、佐伯市宇目しいたけ団地の指定管理者の指定について、以上13件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上13件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、討論、採決順序表の3ページ、議案第142号、佐伯市弥生児童館及び佐伯市弥生地域子育て支援センターを併せて管理する指定管理者の指定について、第143号、佐伯市弥生ふれあい児童館の指定管理者の指定について、第147号、切畑児童クラブの指定管理者の指定について、以上3件を一括して議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、24番、宮脇保芳君の退席を求めます。

(宮脇保芳議員退席)

議長(小野宗司) 討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上3件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

24番、宮脇保芳君の復席を求めます

(宮脇保芳議員復席)

議長(小野宗司) 次に、議案第141号、佐伯市佐伯児童館の指定管理者の指定について、第144号、佐伯市蒲江児童館の指定管理者の指定について、第149号、佐伯市上浦地域福祉センター、佐伯市上浦浅海井デイサービスセンター、佐伯市上浦浅海井生活支援ハウス、佐伯市上浦ふれあいプラザ及び佐伯市上浦児童館を併せて管理する指定管理者の指定について、第150号、佐伯市上浦蒲戸デイサービスセンター及び佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウスを併せて管理する指定管理者の指定について、第151号、佐伯市弥生老人デイサービスセンター、佐伯市弥生生活支援ハウスA棟、佐伯市弥生生活支援ハウスB棟及び佐伯市弥生老人憩の家を併

せて管理する指定管理者の指定について、第152号、佐伯市直川地域福祉センター及び佐伯市直川老人デイサービスセンターを併せて管理する指定管理者の指定について、第155号、佐伯市本匠高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について、第156号、佐伯市宇目高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について、第157号、佐伯市鶴見高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について、第158号、佐伯市米水津高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について、以上10件を一括して議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、5番、河原修仁君の退席を求めます。

(河原修仁議員退席)

議長(小野宗司) 同じく議長が除斥となりますので退席をいたします。

副議長と交替のため暫時休憩いたします。

(小野宗司議長退席)

午後1時29分 休憩

午後1時30分 開議

副議長(宮脇保芳) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上10件につきましては、討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(宮脇保芳) 御異議なしと認めます。

よって、以上10件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

5番、河原修仁君の復席を求めます。

(河原修仁議員復席)

副議長(宮脇保芳) 次に、議案第162号、三余館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(宮脇保芳) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長の復席を求めます。

議長と交替のため暫時休憩いたします。

(小野宗司議長復席)

午後1時31分 休憩

午後1時32分 開議

議長(小野宗司) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、諮問第8号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者桑門超)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。
諮問第8号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、専決処分の報告第20号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、討論、採決順序表の4ページ、請願第7号、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉への参加反対に関する請願、請願第8号、TPPの参加に反対する請願、以上2件を一括して議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

12番、清家儀太郎君。

12番(清家儀太郎) 12番議員、新風会の清家儀太郎です。

この12月議会に請願されました、請願第7号「環太平洋経済連携協定」、いわゆるTPP協定への参加反対に関する請願について、反対の立場で討論を行います。また、これについては請願第8号と同趣旨でありますので併せて討論いたします。請願の理由によりますと、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定は、国内農業や地域社会に壊滅的な影響を与えるのみならず、食糧危機が懸念される中で、国民生活にとっても取り返しのつかない事態に、招来しかねず、交渉には参加しないこと、また、これまでのWTO農業交渉における多様な農業の共存を基本理念として堅持することを要求しています。

日本の農業は、市場を開けば直ちに壊滅するほど弱いのでしょうか。全ての農家がTPPにたじろいでいるわけではありません。危機を叫ぶ農協や政治家と違い、市場開放を好機と受け止める農家もあります。ビッグチャンスだと語る農家の人は、品質の向上によるブランド化で米を高く売ることを目指し、台湾・中国・欧米への海外市場を含む需要の開拓や収量が多く、低コストで作れる米の開発に力を入れ、減反政策からの転換を期待しています。いわゆる、農業のタブーを破るときが到来したと認識すべきではないでしょうか。その上で、日本産の米・果物・野菜、全ての農作物は、もはや安心・安全ブランドの一大輸出品と考えるべきです。経済の衰退に直面する日本には、「平成の開国」とその前提となる「農業改革」が、待ったなしであります。経済産業省は、「成長の源泉である貿易が農業の犠牲になるなど、国賊ものだ」と言い、農林水産省は、「TPPなんか問題外だ、農業が壊滅する。拙速は避け、米は守る。」等との省庁間の全省戦は、加熱しています。全国農業協同組合中央会の会長は、「開国と農業再生は両立できない」と反発し、941町村加盟の全国町村会は、TPP反対を決議しています。反応の背景には、農水省の衝撃的な試算があります。全ての関税を撤廃すれば、国内一次産業の生産額は4兆円以上が吹き飛んで半減する。小麦や砂糖はほぼ消滅。牛肉なども壊滅的な打撃を受けると言います。逆に、不参加なら10年後には国

内総生産の約2%に相当する10兆円余りが失われる、と経済産業省は反論しています。日本の農業はこの20年、衰退の一途をたどってきました。全国の耕作放棄地は、40万ヘクタールに達し、農業者の平均年齢は既に65.8歳。農業従事者は半減し、260万人となり、この先10年でさらに100万人以上が退出するとの予測もあります。農村の荒廃が拡大しているのです。TPPに参加しなくても、待っているのは衰退の道です。自由化や競争があつてこそその発展は望めないのでしょうか。WTOのとき、アメリカの牛肉輸入関税の値下げで日本の畜産農家は全滅と言われましたが、日本人は冷静に安心・安全な国内産牛肉の方を選び、現在日本の肉牛生産は50万トンを維持し、輸入自由化の影響はないと聞いています。その他の農産物にしても、日本人は安全な食料品を選び、おいしい日本産米を食べ、新鮮で安心できる野菜を食べるのではないのでしょうか。また我が国の消費者、国民は、自己防衛として、週末ファーマーとなつて、いわゆる貸し農園や滞在型農園等を利用し、趣味と実益を兼ねて農作業を実施しようとしています。その数は、200万人と言われていています。趣味と家計の生活防衛をされている人々が、農業就業人口260万人に対し、この週末ファーマーが200万人に及ぶということは何を意味するのか。農業参入への門戸を開き、隠れ小作人を認めるように、農地法改正を迫ってくるに違いありません。このことが、今後の課題であります。日本は過去、減反などで生産力をそいで、価格を維持する政策を続けてきました。今後の自由化時代を想定したときには、農業基盤を強め、将来を担う農家への支援を集中し、輸出を促す農政への転換が必要になります。米国などTPP参加9か国は来年11月にハワイで開くアジア太平洋経済協力会議、いわゆるAPEC首脳会議での交渉妥結を目指しています。日本はこの間、来年3月に規制改革の具体的方針を、同6月には、農業改革の基本方針を策定。それらを踏まえ、交渉参加の意思を表明するか判断する予定であります。

また、先日12月8日には大分県議会でも、県の試算が発表され、TPP不参加の場合、県内製造業への影響額について、2020年時点で約2,000億円の損失が出るとの試算を明らかにしました。広瀬知事もTPPについて「断固反対では、日本の産業がやっていけなくなるという心配がある。一方で、農林水産業への影響も大きく、両方が成り立つ知恵を出す事が大事だ」と慎重な姿勢を示しています。TPP協定の交渉に参加しないようにではなく、TPP参加に絶対反対ではなく、まず国家的な議論を巻き起こし、日本の進むべき道を決定すべきであるという意味から、この請願第7号、8号に対し、反対の討論といたします。御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 次に、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

5番、河原修仁君。

5番（河原修仁） 5番、河原修仁でございます。

私は、環太平洋パートナーシップTPP協定交渉への参加に反対する請願に、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。政府は本年3月に、新たな食糧・農業・農村基本計画を策定いたしました。それによりますと、食糧自給率が長期には大きく低下し、依然先進国中最低水準にあることなどを理由に、平成32年、2020年度の食糧自給率目標50%を目指すとしました。よって、我が国は、安全・安定供給、食糧自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わないことを基本に取り組むことといたしました。それから、わずか8か月もたたないうちに、今度は環太平洋経済連携協定（TPP）について、関係国との協議を開始すると明記し、包括的経済連携に関する基本方針を、去る11月9日に閣議決定をい

たしました。なんら、その後の農業振興対策も立てず、例えば必要な財政措置やその財源をどこから捻出するのか、また農家の支援はどうするのかなど、一切示さず、行わず、ただＴＰＰ協定への協議のみを始めようとしております。こころ変わる農業政策に憤りさえ感じております。今、食料安全保障の視点からも、将来最も重要な脅威は何かと問われれば、核やテロや戦争ではなく、まさに食糧不足であると言われております。先頃、国連銀行基金の発表によりますと、来年2011年度には、世界の人口は70億人に達するそうであります。そのうち、発展途上国の飢餓人口は、推定で10億人といわれております。昨今の地球温暖化で、世界各地で約500万ヘクタールが砂漠化しております。これは、日本の農地面積465ヘクタールに匹敵するものであります。また、地球温暖化で、気象状況と自然災害が世界各国の至る所で頻繁に起こっております。日本もまた、同様であります。いざ、食糧問題が究極の折、飢えるのは農家・農民ではなく、確実に、生産手段を持たない大都市消費者であります。その自給率を見ますと、東京1%、大阪2%、名古屋3%、福岡23%、大分52%。つまり、村の崩壊は都市住民の暮らしや、安全を脅かすことに繋がることは必至であります。一朝有事の際の備えでも、ただＧＤＰ国内総生産における一次産業の割合だけを論じるのではなく、自国の命を守る産業、農業を、漁業を、林業を重要視した政策に真剣に取り組むべき時であると思っております。いつも、厳しい自然条件と向き合い、懸命に生産に励み、営々と生活している農業、漁業、林業従事者を応援することが、政治のなすべき仕事ではなからうか。応援すべき政治が、逆に不安と心配を与え、脅かす存在になっている状況を見るにつけて、怒りを通り越してあきれてしまいます。ある大学院の教授は、ＴＰＰに日本という大きな市場が参加すれば、アメリカの産業界にとってはメリットは大きい。普天間問題などで関係がギクシャクしている米国に恩を売ることになる。などと話しておられます。また、報道機関によると、アメリカ中心の枠組みに加わることで、ＦＴＡ自由貿易協定の締結で日本より先行する韓国に対抗し、中国を牽制する意図もあるようであると。一次産業を政争の具にするなどもってのほかであります。もう少し、中央の政治家や財界人は欲張りすぎる、自国の身の丈にあった政治をなすべきではなからうか。また、ＴＰＰは例外品目を認めず、全品目の関税を撤廃するというのが原則であり、農業だけにとどまらず、運輸・通信・保険・証券・公共事業の入札、医師・看護師・弁護士・会計士・介護士などの解放まで含まれております。賃金もアジア諸国との競争にさらされて、大幅に引き下げられる危険さえ出てまいります。農林水産省が先に公表した試算では、国境措置を撤廃すると、国内の農業総生産額は4兆1,000億円減少し、自給率も現在の40%から14%へと大きく減少するとしています。農業の多面的な機能は、3兆7,000億円程度を喪失、関連産業への影響は国内総生産で8兆4,000億円程度減少、350万人程度の就業機会の減少があると出しております。また、本件においては、ＴＰＰ交渉により国境措置の撤廃された場合の大分県農業への影響試算として完全撤廃すると、1,339億円から794億円に落ち込み、減少率で40.7%、減少額で545億円となり、地方・地域の崩壊は必至とされております。また、本市の農業の影響においては、平成18年度の農業生産額・総生産額62億2,000万円に比して、18億4,000万円の減額で、減少率で29.5%となっております。本市の耕地面積は2,230ヘクタールで、そのうち576ヘクタールが現在遊休地であり、耕作地は1,650ヘクタールであります。これは畑地207ヘクタールを含んでおります。この1,650ヘクタールのうち、約6割が放棄される状況に追い込まれるとされております。このような大きな影響によって、農村部を中心に地域社会もまた崩壊することは明かであり、

取り返しのつかないことになってしまいます。もとより、農林水産業は単なる数字だけで計ることはできません。国土の保全、環境・景観の保持、文化の継承など、多面的な機能を持っております。私たちは今こそ、子どもたち、孫たちにこのかけがえのない美しいふるさとと日本人としての魂を継承していこうではございませんか。以上で私の請願に対する賛成討論を終わりますが、何とぞ議員皆様方の御賛同を賜りますよう、お願いをいたします。

議長（小野宗司） 次に、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、和久博至君。

9番（和久博至） 9番議員の和久博至です。

請願第7号及び8号につきまして、反対討論をいたしたいと思います。つい先頃、ガソリンの暴騰がありました。これは本当にガソリンの価格が上がっただけです。ところが、このことによって、日本がこの数年蓄えた貿易黒字は吹っ飛んでしまいました。何もしないで、一生懸命蓄えた日本のお金が、正に何もしない、ただ価格が上がるだけで吹っ飛んでしまったということです。レアアースの問題もそうです。このレアアース、強力な磁石を作ります。これがなければ、正にこれからの日本の産業は成り立ちません。ハイブリッドカーも電気自動車も成り立ちません。ところがこのレアアースは中国の手で、ほとんど握られている。つまり、そこを抑えられたらもう日本はなすすべがなくなる。まさに資源が全くない国、ほとんどない国、この日本がどうやって生きていくか、これが問われたわけです。そして、そのことが如実に表れたのが今の2点です。そして今度、これまで資源のない国が技術をもって製品を加工し、そしてそれを輸出して日本という国を成り立たせてきたわけです。ところが、この貿易立国日本、ここにも大きな転換期が来ています。以前日本は大変な技術、よその国、特にこの近隣の東南アジア諸国及び中国・韓国、これらよりも遥かに優れた技術を持っておりました。つまり、輸出すれば売れる国だったわけです。ところが今は全く違っております。この韓国及び中国、ここが日本と肩を並べて、あるいはそれ以上の国になっているわけです。そして、まさに激しい競争が今、海外で行われております。特に中国はバックに、例えば軍事力を持っております。武器を餌にしながらか売ら込む。あるいは、人を餌にしながらか売ら込む。そのようなことが行われているわけです。韓国もそうです。国がバックアップして、国が会社となって取引を行っております。競争相手日本を蹴落とそうとしております。そして今、日本は同じレベルを持った韓国・中国及び東南アジア諸国、それらと戦わなければならないときになっているわけです。つまり、単に農業だけで片がつくような事じゃないんです。もしここで、日本が敗れたらこのほんの数年の貿易の争いに敗れたら、恐らく日本は成り立たなくなると思います。国自体が成り立たなくなると思います。昨日もありましたね。中国は今、大きな団地を構えました。何のための団地なのか。日本の中小企業を誘致するための団地を、昨日開きました。そしていつでも来て下さい、優秀な技術力を持って来て下さい、そして中国で作る車の後押しをして下さい。正に今日本は不況で、どうしようもなくなっている。その中で、日本の技術が、正に中小企業が移っていったとき、もう日本には何もありません。農業どころではありません。日本の国自体がなくなります。そのような中であって、TPPの交渉は始まっているわけです。そして、このTPPの交渉がなぜ重要なのか。それは、日本が取り残される事態になるということなんです。正に、他の国が貿易をどうしようか、関税をどうしようかと話し合っている輪に、日本が入らなかったとき、日本は争いから取り残されてしまうということになってしまうわけです。もう、食料自給も何もありません。

そして、重要なのは何か。食料の自給と言っています。本当に自給できているんですか。例えば、肥料。リンが非常に大きなウエイトをしめていますね、農業では。ところがこのリン鉱石、中国がほとんど握っています。他の国にもあります。だけど、ほとんど中国が、今これを国家戦略物質と指定しました。国家戦略の物質。つまり、ここを抑えれば肥料ができません。日本はリンがありません。だから、輸入しようと思えば言うとおりにならなければならない。そのような事態になっているわけです。つまり食料自給というのは非常に危ういものの上に成り立っているわけです。例えば、トウモロコシもそうです。これはほとんど飼料に使われています。小麦もそうです。だけど、このトウモロコシ、ほとんど全てアメリカからの輸入です。ここを抑えられたとき、日本の食料自給はもう成り立ちません。このようなぜい弱な食料自給ではなくて、本当の食料自給を目指さなきゃならないと思います。そのために何をしなきゃならないのか。本気で日本を食料自給40%50%の国にする気があるかなんです。そして、そのためにはまず、貿易立国日本のこの位置をきちんとしない限り成り立たないと思います。そして、まずTPPの交渉に加わると同時に、その利益を農業にあるいは水産業・林業に回していく。そして大きく改革していく。これをしない限り、日本は成り立たなくなると思います。韓国は国の主導でそれを始めました。非常に大きな転換期に来ていると思います。取り残されるのではなく、加わって、もしTPPというのはこれは全廃になります。関税全廃です。ゼロになります。ところが2国間交渉はできます。2国間交渉の中では、例えば農業の牛肉の問題を残して解決、こういうことが行われているわけです。韓国はアメリカと2国間協定をつい先日結びました。そして、この中で、韓国は農業が困っているから、その農業にお金を投資をしようとしております。そして牛肉の問題は、棚上げしております。つまり、TPP交渉を行っていく中で、2国間交渉をどんどん進めていく。そのことが、私は必要だと思えます。取り残されるのではなく加わっていく。このことが、日本の国を救うものだと私は考えています。そして本気に農業を、今までのように、例えば関税をかけてどこにお金が行ったかと思えますか。ほとんど基盤整備というものです。つまり土木工事にいったわけですから。本当の農業には行ってませんよ。このような中で、日本が本当に生き残る道を探るとしたら、まずTPP反対ではなくて、TPPに加わりながらよりよい方向を見いだしていくこと。このことが大切なことだと思います。この請願、加わることが反対になっております。そうではなく、日本の農業を立ち上げられないようにしないこと。日本の農業を投資してより活性化すること。このような請願に変えてほしいと思います。そうなったら私は賛成いたします。残念ながら、反対、加わるな、では取り残されて、日本国そのものが成り立たなくなると私は思います。御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 次に、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員、日本共産党の高司政文です。

私は請願第7号、環太平洋パートナーシップ協定交渉への参加に対する請願、並びに請願第8号、TPPの参加に反対する請願に賛成の立場で意見を述べたいと思います。TPPは、関税を原則撤廃し農産物等の輸入関税自由化を進めるものであり、それだけでなく農産物の相次ぐ輸入自由化と少ない国の支援のため、弱まっている日本農業と地域経済に深刻な打撃となるものであります。TPPでの交渉内容は、農業だけでなく金融・保険・公共事業の入札・医師・看護師・弁護士・介護士などの労働市場の開放までもが含まれており、低賃金競

争にさらされるなど、影響は農業にとどまらないというのが実態です。農業への影響を見ますと、農林水産大臣の国会答弁では、食料自給率が現在の40%から13%まで落ち、GDPが8.9兆円減、雇用も350万人減になると言われています。農業はマイナスでも、商工業はプラスになると言いますが、国会答弁では、もし日本が交渉に参加した場合、GDPを0.8%から0.65%押し上げるということで、金額を計算してみますと3兆円前後しかありません。いかにマイナス面が大きいかということです。農業は単に生産高だけでなく、多面的な評価、洪水防止や水質浄化、生態系保全などの機能があり、佐伯市にとってもこういうところが失われていいのかという問題です。今TPPを推し進めている業界は、自動車業界、電機業界などの大企業であり、そういう産業に乏しい佐伯市ではマイナス面が非常に大きいといえます。農産物の関税率も、主要国の中で日本は11.7%とアメリカの5.5%に次いで低くなっており、インドや韓国、メキシコ、EUなどが関税率が日本より遥かに高いのが現実です。それから、消費者の要求も内閣府の調査では、外国の方が安くて食料を輸入した方がいいとした人が5.4%しかいません。外国よりも、高くてもできる限り国内で作ると答えた方が90.7%を占めます。食料生産は日本で行い、自給率を高めてほしいというのが国民の世論だと考えます。また、TPP参加が世界のすう勢とか、乗り遅れるだとかいいいますが、180を超える国連加盟国でTPPの交渉に参加している国はわずか9か国しかありません。世界のすう勢どころか、少数というのが事実であります。2004年の国連人権委員会では、食料主権を求める決議に参加した53か国のうち、反対したのはアメリカだけ、棄権をしたのはオーストラリアだけでありました。この2か国は、自分たちの農産物を輸出したいからTPPを主導しているわけで、世界の流れに反対するものに追随していいのかが問われています。今月6日、大分県内の農林漁業7団体が、大分県TPP交渉参加阻止共闘会議を結成し、継続的に運動を進めることになりました。佐伯市議会としても、この取り組みに応え、請願を採決していただくようお願いしまして、賛成討論を終わります。

議長（小野宗司） 次に、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） 私は、7号、8号の請願に対して、賛成の立場で皆さんにお願いします。農業は国の政策で、例えば自民党の時代にはかなり保護されていた。ところが最近では農家の戸別保障とか、そういうことを言われる有力な政治家があられます。所得さえ保障していただければ、それはTPPが世界中相手の自由貿易になろうがかまわんわけです。将来は、多分自由貿易になると考えますが、今の時代に急速にかじを取れば、現在62歳ですか、農業従事者の方が農業を辞める、その後今の若い人が望みを持って農業に従事することができなくなるおそれがあります。私は御存じのように畜産関係で農家を回っておりました。その時代のお年寄りがかかなり高齢者になっております。後継者もおりません。そのことを考えると、多分先々は農業をそげえする人はいないと思いますが、今の時点でいえば、例えば私は農業振興協議会のメンバーです、5年間。一番初めの年に、農協から出されたデータは、佐伯市の農家に400万円の所得があるような計画を示されました。他の米じゃあ麦じゃあ大根じゃあ、そげんことはわかりません。豚のところだけ見ました。計画が少し変なものでした。ただ、今度のような時代になると、その400万円の所得というのは多分保障されないと思います。それと、先程、週末ファーマーとかいう話がありましたが、市役所の職員のように700万円も所得のある人が、そして1年に百何十日も休みがある人が、趣味で農業するのであれば、

値段がどんなことでもかんまんです。ただ、我々のように今年の鳥インフルエンザの時には、死ぬような思いをした第一次産業の人間がおるわけです。365日、豚じゃあ牛を飼い、休みはありません。それでも所得は低いんです。その人たちが急速に困るようなことがあっては、次の世代の後継者も育たないものと思いますので、私はとりあえず今回は今度の請願書に賛成の立場で、勝手なことをいわせていただきました。佐伯の農業者の立場で、皆さんに考えていただきたい。日本全国のこととはかんまんです。佐伯市の農業者の立場から考えていただきたいと思っちょります。どうぞよろしくお願いします。

議長（小野宗司） 以上で通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

これより以上2件を一括して、起立により採決いたします。

経済産常任委員長報告のとおり、請願第7号及び請願第8号を採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、請願第7号及び請願第8号、以上2件はそれぞれ採択とすることに決定いたしました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第122号	平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）	分 割	原案可決
第123号	平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	教育民生	原案可決
第124号	平成22年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	教育民生	原案可決
第125号	平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）	教育民生	原案可決
第126号	平成22年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	経済産業	原案可決
第127号	平成22年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）	総 務	原案可決
第128号	平成22年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	建 設	原案可決
第129号	平成22年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）	建 設	原案可決
第130号	平成22年度佐伯市水道事業会計補正予算（第2号）	建 設	原案可決
第131号	平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	建 設	原案可決
第132号	佐伯市防災会議条例の一部改正について	総 務	原案可決
第133号	佐伯市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について	総 務	原案可決
第134号	佐伯市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について	総 務	原案可決
第135号	佐伯市火災予防条例の一部改正について	総 務	原案可決

第136号	財産の売却について	総務	原案可決
第137号	佐伯市手数料条例の一部改正について	建設	原案可決
第138号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について	建設	原案可決
第139号	佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第140号	佐伯市こどもデイサービスセンター「宝島」の指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第141号	佐伯市佐伯児童館の指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第142号	佐伯市弥生児童館及び佐伯市弥生地域子育て支援センターを併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第143号	佐伯市弥生ふれあい児童館の指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第144号	佐伯市蒲江児童館の指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第145号	さいき元気っ子クラブの指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第146号	にじの丘児童クラブの指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第147号	切畑児童クラブの指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第148号	佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」、佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」及び佐伯市老人短期入所施設「悠久園」を併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第149号	佐伯市上浦地域福祉センター、佐伯市上浦浅海井デイサービスセンター、佐伯市上浦浅海井生活支援ハウス、佐伯市上浦ふれあいプラザ及び佐伯市上浦児童館を併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第150号	佐伯市上浦蒲戸デイサービスセンター及び佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウスを併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第151号	佐伯市弥生老人デイサービスセンター、佐伯市弥生生活支援ハウスA棟、佐伯市弥生生活支援ハウスB棟及び佐伯市弥生老人憩の家を併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第152号	佐伯市直川地域福祉センター及び佐伯市直川老人デイサービスセンターを併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第153号	佐伯市東老人憩の家ほか19老人憩の家の指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第154号	佐伯市弥生竹峯切水高齢者活動促進センターの指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第155号	佐伯市本匠高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第156号	佐伯市宇目高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第157号	佐伯市鶴見高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	教育民生	原案可決

第158号	佐伯市米水津高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第159号	佐伯市小浦高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第160号	佐伯市国民健康保険米水津診療所の指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第161号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第162号	三余館の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第163号	佐伯市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第164号	佐伯市米水津ふるさと物産館の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第165号	佐伯市元田地区多目的集会施設ほか10集会施設の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第166号	佐伯市床木上生活改善センターほか7生活改善センターの指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第167号	佐伯市間越特産品加工施設の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第168号	佐伯市深島みそ生産施設の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第169号	高松地区漁村センターほか2漁村センター等の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第170号	佐伯市上浦水産物直売所「上浦活魚センター」の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第171号	佐伯市蒲江リサイクル石けん工場の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第172号	佐伯市府坂地区林業集会センターほか11林業集会施設の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第173号	佐伯市グリーンピア大越の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第174号	佐伯市宇目酒利交流施設の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第175号	佐伯市宇目しいたけ団地の指定管理者の指定について	経済産業	原案可決

諮問

番号	件名	付託委員会	結果
第8号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者桑門超)		異議がない

専決処分の報告

番号	件名	付託委員会	結果
第20号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について	教育民生	原案承認

請願

番号	件名	付託委員会	結果
第7号	環太平洋パートナーシップ(TPP)協力交渉への参加反対に関する請願	経済産業	採択
第8号	TPPの参加に反対する請願	経済産業	採択

日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（小野宗司） 日程第3、議案の上程を行います。

委員会提出議案第8号、市長の専決処分事項に関する条例の一部改正について、意見書案第16号、精神障がい者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書、第17号、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書、第18号、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加反対に関する意見書、決議案第4号、公共工事入札事務の監査請求に関する決議、以上5件を一括して議題といたします。

まず、委員会提出議案第8号につきまして、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長、下川芳夫君。

議会運営委員長（下川芳夫） 議会運営委員長の下川芳夫でございます。

ただ今、本定例会に上程されました議案につきまして、議会運営委員会を代表して御説明いたします。

委員会提出議案第8号「市長の専決処分事項に関する条例の一部改正」につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項に関し、市長に専決処分させることを指定した事項のうち、市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関することについて、事務の効率的運営を図るために一部改正をしようとするものです。

なお、本議案は、あらかじめ各派代表者で構成する議会運営委員会の議決に基づき提出いたしますので、議員の皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 次に、意見書案第16号につきまして、提案者の説明を求めます。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員、高司政文です。意見書案第16号の提案を行います。案文を読み上げ、提案に代えさせていただきます。

意見書案第16号

精神障害者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書

国の障害者自立支援施策においては、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの3障がい一元化が基本的な方針であるが、JRやバス、航空機等の公共機関における全国統一の運賃割引制度については、身体障がい者及び知的障がい者は適用になっているものの、精神障がい者は除外されており、障がいの種別により支援の内容に差がある。このため、精神障がい者は身体障がい者や知的障がい者に比べて経済的な負担が大きく、その早期の解消が課題となっている。

特に精神障がい者は医療機関への定期的な通院と服薬を行わなければ、日常生活を送ることができないため、通院のための交通費は大きな負担となっている。

また、長期にわたる服薬により、精神科以外の疾患を併発する者も多くいるほか、多くの精神障がい者が障害の快方や社会復帰に向けて作業所やデイケアに通っており、その通院や通所のための交通費の負担も重くのしかかっている。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、公共交通機関の運賃割引制度に係る障がいの種別による支援の差異を早急に解消し、精神障がい者に対する運賃割引制度の適用を早急に実現するため、公共交通事業者等に対して適切な措置を講ずるよう求めるなど、積極

的に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月22日

大分県佐伯市議会

御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 次に、意見書案第17号につきまして、提案者の説明を求めます。

26番、江藤茂君。

26番（江藤茂） 26番、江藤茂でございます。お手元に配布しております意見書案第17号を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

意見書案第17号

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に反対し、
現行保育制度の拡充を求める意見書

国においては、本年6月29日に少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定され、今後、詳細な検討を行い、平成25年から新制度の施行を目指すとされている。

この「新システム」は、市町村の保育実施義務をなくし、保育所入所を保護者と保育所との間の公的保育契約制度にするとともに、民間企業を含む多様な業者の参入を促進するために、「許可制度」を「指定制度」にするものであり、まさに、保育を産業化させようとするものである。

市町村の保育実施義務がなくなることから、保育所を探し保育所と契約を結ぶのは保護者の自己責任となること、保護者は市町村に認定された保育上限量の範囲内で保育所を利用し、これを超えた保育所の利用は保護者の応益負担となること、市場原理の導入により、保育所が福祉から利益追求の場になるおそれがあることなどから、保護者の負担は増大し、家庭の経済的理由から保育所を利用できなくなる子どもたちが多数であることも懸念される。

よって、国会及び政府におかれては、新システムの検討にあたって、下記の事項に配慮するよう強く要望する。

記

- 1 国及び市町村の公的保育責任を大きく後退させる「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度ではなく、児童福祉法第2条及び第24条により、国及び市町村の保育の実施が明確に義務づけられている公的保育制度を堅持、拡充すること。
- 2 国の責任において、緊急に認可保育所を整備し、待機児童の解消を図ること。
- 3 規制緩和や待機児童解消の名のもとに、児童福祉施設最低基準を後退させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月22日

大分県佐伯市議会

御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 次に、意見書案第18号につきまして、提案者の説明を求めます。

経済産業常任委員長、吉良栄三君。

経済産業常任委員長（吉良栄三） 経済産業常任委員長の吉良でございます。意見書第18号につきまして、先般委員会の中で環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉への参加反対に関する請願が委員全員の賛成の下に可決をされましたので私の方から提案をさせていただきます。それでは案分を朗読し提案に代えさせていただきます。

意見書案第18号

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉
への参加反対に関する意見書

政府は、本年3月に今後のわが国農業・農村施策の基本となる「食料・農業・農村基本計画」を定め、農業・農村の振興に取組を開始したにも関わらず、11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定への参加の可否を決定するため関係国との協議を開始した。

周知のように環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定は例外品目を認めず、10年後にはほぼ全ての分野で関税を完全に撤廃することが原則とされており、農林水産省が公表した試算では、国境措置を撤廃すると、国内の農業総算出額が4兆1,000億円減少し、自給率も現在の40%から14%へと大きく減少するとしている。また、農林水産省の試算に基づき本県への影響を試算すると県内農業総算出額は40%減少し、農地の約6割が放棄されかねない状況に追い込まれる。そしてこのような大きな影響によって、農村部を中心に地域社会もまた崩壊することは明らかである。食料の安全保障とともに、地下水のかん養や洪水の防止などの多面的機能もまた失われる。

このため政府は、農業構造改革推進本部（仮称）を設置し、競争力の強化を図っているが、米国やオーストラリアの1農場当たりの経営面積はわが国の農家と比べ数十から数百倍もの格差があり、これらの国と同等の競争力を確保することは不可能である。

よって、政府においては、下記のとおり環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉への不参加について強く要望する。

記

- 1 環太平洋経済連携（ＴＰＰ）協定は、国内農業や地域社会に壊滅的な影響を与えるのみならず、食糧危機が懸念される中で国民生活にとっても取り返しのつかない事態に招来しかねず、交渉には参加しないこと。
- 2 今後の農産物貿易交渉に当たっては、これまでのWTO農業交渉における「多様な農業の共存」を基本理念として堅持し、食料・農業・農村基本計画と整合性をもって交渉

を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

大分県佐伯市議会

議長（小野宗司） 次に、決議案第4号につきまして、提案者の説明を求めます。

13番、日高嘉己君。

13番（日高嘉己） 13番議員、平成会の日高です。この度、矢野精幸議員、江藤茂議員、渡邊一晴議員の御賛同の下に監査請求に関する決議案を提出いたしました。その提案理由を御説明いたします。

本件に関しましては、皆様御承知のとおり、先日来新聞報道がなされております。本年度佐伯市発注の公共工事のうち「要件設定型一般競争入札」の方法により行われた入札12件のうち7件について、事前に公表されない最低制限価格と同額での落札が相次いだというものであります。コンピューターソフトの充実による積算精度の向上が要因との説もありますが、最低制限価格を計算する比率は一定していない中で、ここまで一致するのは不自然だとの見解もあります。市長は、新聞取材に対し「情報漏えいはない。」とコメントしておりますが、どのような理由でこういう結果が生じるのか、関係書類及び電子データなどは適正に管理されていたのか疑問が残るところであります。入札制度の基本は公平性、競争性、透明性の確保が何より重要であります。現行の佐伯市の入札事務における問題点について、調査の必要性を感じております。

以上のことから、専門的知見と経験を有する監査委員に対し、最低制限価格を設けた平成20年度分、平成21年度分も含めた監査請求をすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

決議案第4号

公共工事入札事務の監査請求に関する決議（案）

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

1 監査を求める事項

平成20年度以降に実施された要件設定型一般競争入札に係る入札事務

- 2 監査結果の報告期限
平成23年2月28日まで

3 監査請求の理由

平成22年度に実施された要件設定型一般競争入札12件中7件の入札において、事前に公表されない最低制限価格と同額での落札が相次いでおり、このことは、積算の精度が向上したとは言え不自然さを覚えるものである。

この入札制度については、平成20年度から実施されており、その原因を究明し、あわせて入札事務手続の過程において、関係書類及び電子データ等は適正に管理され手続きの公正性は確保されているのか、事務処理上問題点はなかったのか、以上のことについて最低制限価格を設けた平成20年度分、21年度分も含めた監査委員の監査を求めるものである。

平成22年第5回佐伯市議会定例会追加上程議案等一覧表

委員会提出議案

番 号	件 名
第 8 号	市長の専決処分事項に関する条例の一部改正について

意見書案

番 号	件 名
第 16 号	精神障がい者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書
第 17 号	「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」に基づく保育制度に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書
第 18 号	環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加反対に関する意見書

決議案

番 号	件 名
第 4 号	公共工事入札事務の監査請求に関する決議

議長（小野宗司） これより質疑を行います。

委員会提出議案第8号、意見書案第16号、第17号及び第18号、並びに決議案第4号、以上5件を一括して議題といたします。

御質疑ありませんか。

はい、高司議員。

3番（高司政文） 3番議員高司政文です。決議案第4号、公共工事入札事務の監査請求に関する決議案に質疑をしたいと思います。まず、監査委員に監査を求めるといふふうなことはありますが、私はこれまで議会としてどう動いたかとか、どのくらい調査したかとかということが問われる問題だといふふうに思います。その点、提出者の方はどのように認識しているのか。またこの問題について、提出者自身がどのくらい調査・研究を行ってきたのか。この点を最初にお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 13番、日高嘉己君。

13番（日高嘉己） この件について議会がどのような調査をしてきたかということは、皆さん御承知のように、今まで議会としては何も対応していなかったと思っております。このまま閉会して、何も議会として対応しないのはいかがなものかといった思いで、今回この決議案を提案いたしました。また私がこの件についてどの程度認識があるかということでございますけれども、新聞報道による以外に特段の知識といったものもありません。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 御自身も含めて、議会として対応してこなかった、全くしてこなかったとは思いませんけども、とにかくそういうような認識で、それ自体が私はちょっと問題だというように思いますが、日高議員も参加していました議会改革等調査特別委員会、それから同じ提出者の渡邊議員も副委員長として参加をしておられたわけですが、そこで佐伯市の議会基本条例が成立しました。その第6章に、議会機能の強化というところがありますね。その第12条は「議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価、並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。」2項として「議会は市の政策水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し政策立案及び政策提言を行うものとする。」3項で「議会は市政に関する議員の一般質問等における政策提案又は政策提言について、必要があると認めるときはその政策立案に向けた調査、研究等行うための政策研究会を設け、その具現化に努めるものとする。」こういう項目があります。もう御存じだと思いますが、それから第20条が「調査機関の設置」というのがありますね。「議会は市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる」私はこういうふうな条文がなぜあるか。やはり、議会としてきちり調査・研究をするというためにあると思うんですね。ですから、これでいきますと例えば所管する入札の制度に係る総務常任委員会だとか、あるいはこの20号にあるような調査機関を設置するとか、そういうふうな対応が議会としてできることはいくらでもあると思います。しかも、政策と提言能力の向上からいったら、あるべき入札制度はどのような制度がいいのか、こういうことを提言してこそ基本条例にふさわしい、この佐伯市の議会だというふうに私は思いますけど、この条文について提出者としてどのような理解・認識をしているかをお聞きします。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） そういった基本条例に基づいて、そういう政策研究会であるとか常任委員会であるとか、そういった活動がなされてそういう議会として動きがあれば私もこういった監査請求などは要求しなかったかと思えます。何も対応しないまま閉会しては市民の付託に答えたことにならないという思いでしたところであります。議会としてのまとまった対応というのは、御承知のようにこれまでなかったのではないかというように思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 私は議会としていきなり監査委員にげたを預けるようなやり方じゃなくて、やはり議会としてそういうことをやろうじゃないかというふうな事を、むしろ提言なり提案をするというのが皆さんの賛同も得られるし、私は筋じゃないかというふうに思います。もう一つお聞きしますけど、平成20年から22年までの3年間を監査するというふうにありますけど、A級・B級・C級・D級ありますね。これを全部調査するんでしょうか。例えばA級については予定価格・最低制限価格とも事後公表、それからB、C、Dは予定価格は公表す

るけど最低は概ね何%かは公表されていると。そのように私は聞いていますけど、この中でA級同様、同額での落札が多数あるというふうに聞いていますが、今回BもCもDも含めて監査を求めらるんでしょうか。また、そのときにはどのような調査をしてもらいたいですか。具体的に何か考えていることがあればお聞きします。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） 今日の朝の議運でもそういったもろもろの意見も出たところですが、私は20年・21年についても、またB級・C級についても、合致した部分については当然に監査してほしいというふうに思っております。調査する内容はそれに書いておりますように、事務的に問題点はないのか、またそういったことを踏まえて今後改善する余地が指摘されるようなことがないのか、そういった点について調査してほしいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 質疑はこれで終わりますけど、私はちょうどそういう報道を受けて、実は昨日、もっと自分でも突っ込んで調べようと思って入札関係の書類とかいろんなものを財務の方から見せてもらおうと思って、実は財務部長と話そうとしたらこの問題でいろいろ部長もごたごたしとって、声をかけそびれたんですけど。私はやはり議会としても議員としても個人としても、十分まだいろんな面から調査も研究もできるなというふうに思っておりますので、その点だけ言って質疑を終わります。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） そういった議会として今後調査していくその第一歩だというふうに思っております。前回のもろもろの問題になった件につきましても、まず監査委員の報告があって、それに基づいて総務常任委員会等で調査を始めたといった経緯もあるかと思えます。まず、1番に監査の調査から行うべきであるというふうに思っております。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ございませんか。

三浦議員。

16番（三浦渉） 16番、三浦渉でございます。議案第4号について質疑を行いたいと思えます。監査を求めらる事項、平成20年度以降に実施された要件設定型一般競争入札に係る入札事務についてお尋ねしたいと思えますが、事前公表されない最低制限価格と同額での落札がなぜ不自然なのか、まず1点お尋ねいたします。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） なぜ不自然なのかと言いますけれども、その12件中7件ということに不自然さを覚えるという事でございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） では提出者に再度お尋ねしますが、12件中12件あったらどうですか。不自然ということは、そこらがもうちょっと詳しく説明してくれませんか。不自然ということは何か含みがあるんじゃないですか。お尋ねします。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） 不自然という、特別含みといいますか、そういうものはないわけですが、何桁にも渡る数字で一致するというのは、なかなかいろいろなソフトなどが進歩したとはいえ、ぴったり1円まで一致するというのは不自然と思うのは私だけでしょうか。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ではもう1点お尋ねします。地元の佐伯市市民である建設業者、7社でも10社でもいいが、この最低制限価格とぴったり合った業者、見積もりをしきらないと言うのですか。お尋ねします。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） 質問の御趣旨がちょっとわかりにくいんですが、一致しないとは見積もりがしきらないんじゃないかということですか。私はその見積もりのそこまで一致するのが不自然だと言っているだけで、見積もりがどこがどうだというのはわかりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） はっきり、奥歯に物が挟まってわからんのですが、はっきりと教えてください。不自然ということは、見積もりができないっていうんですか、執行部の方が漏えいしたっていうんですか、どちらですか。業者が見積もりしきらないのにぴったり何億何千万という数字が当たった、それが不自然。じゃあ漏えいがあったって言うんですか、見積もりができないのに当たったって言うんですか、どちらですかはっきり教えてください。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） 漏えいがあったとかそういうことを申しているわけでもありませんし、市民感情として入札の金額が何億という数字がぴったり1円の桁まで何件もそういうのが続出するというのは問題というか、入札制度として改善すべき点もあるんじゃないかという思いで監査請求をしたということであります。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） もう少し、こういう重大なのを提出する以上は、提出者も勉強をしてください。業者も死にものぐるいでそういったデータの機械を買って、勉強して、それが当たったら住民代表の議会が不自然だとか。もう1点聞きますが、徹底究明をなさって言うことはどういうことですか。何かがあるから究明をせえって言うことですが、どこを究明するんですか。ここに文章がありますよ「その原因を究明しなさい」究明っていうのはどこを究明、どのようにするんですか。何か漏えいありきの提案じゃないんですか、はっきり教えてくださいよ。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） なんにも、どここの業者と漏えいがあるんじゃないかといった思いでしたわけではありませんが、入札制度等について問題点はないかということ調査するというのは必要なことだというふうに思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 「原因究明し」っていう文言が入っておるんですね。究明なんていう事は、私も国語辞典を引いたことはないけど、だいたい私の頭の中では何かを探し出せという事じゃないんですか。だから、何を探し出すのか。見積もりしたものについてはちゃんとインターネットで業者を公表しておりますし、見積書と一緒に入札もやっておりますし。じゃあ漏えいありきの提案じゃないんですか。はっきり言ってもらわんと我々賛成するのか反対するのかこれから考えないかんのですから、提案者がふらふらしとったんじゃ困るんですから。この究明というのをもうちょっと詳しく。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） 入札事務の手続きの過程において、関係書類とかこれに書いておりますよう

に、データの管理等は適正であったかという、そういった意味での究明ということでありまして、それはソフトが完備されていて、それが当たる確率も高いんだということになればそれはそれで、それが原因だろうし、特にその漏えいというのを念頭においているわけではありません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 先程も高司議員から出ておりましたが、基本条例のことですが、第1章総則という中に、「市民を代表する市政の最高の意思決定機関」「公平かつ公正な議論を尽くす」とか「調査をする」とか載っておりますが、今あなたがここに提案しておるものについては、要件設定型となっておりますが、4,000万以上のことをいうんであろうと思うけど、4,000万以下の分についても、予定価格は市長は公表しておるけれども、最低制限価格は公表してない。これもぴったり当たっておるところも数多いわけです。公正で公平な立場の議会がやるのであれば、全部やらないけないんじゃないんですか。この要件設定型のこれだけやりたいんですか。どうですか。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） その件についても、今日の議運で三浦議員の方から指摘をされまして、先程答弁したように、合致した部分については時間的な制約もあるかと思いますが、できるだけB級・C級に関係した部分も調査してほしいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） これは関連で言いますけども、旧本匠村、旧宇目町、旧蒲江町、ありました。見積もりはその頃から業者はプロです。その頃は議会、議長であろうと村長であろうと助役であろうと誰も指摘はなかった。市議会議員の立場になって大分合同新聞が読売新聞が書いたからって、地方自治法はその頃から変わってないわけです。同じ地方自治法なんです。日高さんも議長時代には議決したことがあると思います。資料はあります。私も業者から聞いております。予定価格、最低制限価格、設計書しかないのに当たっておるものも議決しておるんだ、旧町村部では。そういう時には全く感づかなかったんですか。市議会議員になってから感づいたんですか。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） 町村の時にはそういうのを感じたか感じないかということ、感じた覚えはなかったわけです。先程基本条例のことを言ってますが、その基本条例も議会報告会とかということが盛り込まれておりますが、これほど新聞で報道されている件について、報告会に行っても市民からこういった件があるが議会はこういった対応をしたのかと言われた場合に、私はこのまま何もしないでは返答できないんじゃないかという思いもあります。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 終わりますが、提出者は今後もいろいろな問題で提出はあろうと思いますが、もうちょっと質疑の時に物わかりのいい答弁をしていただくようお願いして終わります。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ございませんか。

佐藤議員。

8番（佐藤元） 決議案第4号について質問をいたします。先程から皆さんの意見の中でお聞きをいたしました、この中の22年の要件設定型一般競争入札12件中7件、これが不自然であるというふうに書かれておりますが、日高議員は、20年度でも始まったそのままでもプラ

スマイナスゼロが2件ございます。その中で、20件ありました中で11件が0.0何%、これは0.00に等しい金額で落札をされている。±0というのも2件ございます。こういうことをどのように調べられて、この分だけがなぜおかしいのかお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） 私もこの件は近頃の新聞報道で認識しただけで、20年度に何件中何件あってといった詳しい認識は持っていません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 私は議員に少しあきれかえっておるんですが、私が21年度の4月で初当選し、6月にこの入札制度に質問をいたしております。その際に、市長には大変失礼でありましたけれども、私に告発文をいただいて告発もするという形でやっております。そのときに20年度は既に私はみなさんの前で公表をしております。21年度も19件発注されて17件がプラスマイナスゼロとプラスマイナスゼロに等しい0.1から0.0何々までで落札をしています。今回3年目を迎えて、プラスマイナスゼロが6件、7件あったとしても何が不自然なところがあるんでしょうか。そのことについてお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） こういった入札制度が20年からスタートして、3年たってだんだんの中する確率も上がってきたというふうな御意見もございましたが、そういうことも含めて、じゃあ来年はどうなるんだ、その次はと、ほとんど全業者が最低価格に並ぶようなことになるんじゃないかと、そういうシステムではおかしいんじゃないかと。新聞報道によれば、別府と竹田でしたか、その日の入札した平均で最低が決まってくると、流動的な部分があると、そういった仕組みなども考慮されるべきじゃないかと監査委員から調べてもらえれば、そういったことも指摘されるのではないかといい思いもしております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 平成21年の6月議会でこの議題を挙げましたが、このときには何ら議員の皆さん方はこのことについて関知せず、私は相当これに悩んで一般質問をやりました。けれども、なんだそんなもん当たってもいいじゃないか、という意見もあったかと思えます。なぜ3年たった今日になって、業者の皆さんも勉強します。必然的にソフトとかはいいものを仕入れると。だから、市長いわく、勉強のために事後公表にしたんですね。業者が勉強して価格をちゃんと自分たちで設定しなさいと。その赤本とかいうのも出ているんだから、それでやりなさい。勉強のために予定価格も最低制限価格も公表しないんだから。それが3年たったときに当たってきたから、これは新聞屋さんには大変失礼なんですけれども、勝手なんですね。大分県の発注は全部公表しております。ですが、やはり最低制限は公表してありません。ですが、知事いわく、おおよそ80%おおよそ82%という数字を出しております。だから1回2回魚が食う当たりと一緒になんですよ。1回2回今度80だろうか、81だろうか当たっていきようちにパーセントがわかってきます。佐伯市のように一回一回パーセントを変えるわけじゃないんですね。だから大分県は今回も新聞に載ってますが、大分県は競争入札にしたら全部横並びなんですよ。それで、今度は違う方法のくじ引きが当てられております。これは公表するわけにはいきません。私たちもそれにともなってやっておりますので。公表は県の方でするかしらないかは、私どもは知り得た中でそれに挑戦をしております。そういうような事であろうかと思うんですよ。だから、これが22年のみに、最初そういうような議案請

求の理由がそうでありましたけれども、これは監査を求めても、なんらここに監査は金の行き来があるわけでないし、この入札方法と監査とは何の関係があるのかと思いますが。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） まず、監査をしてその原因あるいは改善点などを調べて報告してもらわなければ、なかなか始まらないというふうに思っております。監査報告がどういったものになるかわかりませんが、それを踏まえて必要とあらば所管の常任委員会でまたそれを基に調査するといったこともあり得ることだというふうに思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 最後になりますが、私は決してこのことに反対はしておりません。これを決議していただくのであれば、私は事後公表であります。ただ、なぜ最低制限のパーセントが上に行ったり下に行ったり毎年変わってくるのか。そういうことも付け加えてです。これわからないんですよ。何パーセントで出されるかというのは。去年は何パーセント台でしたけど今年は何パーセントで出すというのは、これは執行部の考え方なんです。そこらがなぜ変わるのか。それと、年度によって変わったところは業者によってはなぜわかるのか。そこらを、ちゃんと調べていただきたい。そのようにお願い申し上げて終わります。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ございませんか。

和久議員。

9番（和久博至） 第8号について、市長の専決処分ですね。これは専決処分で60万円以内の件についてということなんですけども。これをした理由というのが、実は滞納が多すぎるということだったんですね。そして、市の方からは滞納がどのくらいあるかというのが全く発表されたこともなかったというそういう時代にできたものなんですね。だから、例えばこれを外してしまっただけで専決処分を全部市長がして行って、議会の議決にかけないとなると、いったいどのようなことをしているのかというのがよくわからないように思われるんですけども、そのチェックができるのかどうか。つまり、今年何件やりましたというのが出せるという約束が、まずあるのかどうか。それと、状況というか、できる限り早く、傷の浅いうちに対応しない限りどんどんどんどんお金が貯まって行って、何百万という形になってくると、もうとても払えんわけですよ。例えば3か月くらいで10万にもならない15万くらいのときに、もう督促を出して対応するとかいうことが絶対必要になってくると、そのときにはもうもちろん利権があったわけですね。そういうことを対応しようとしているのかどうか。そのところをちょっとお聞きしておきたいと思えます。

議長（小野宗司） 議会運営委員長、下川芳夫君。

議会運営委員長（下川芳夫） その年の案件があるかどうかというのは、執行部に聞いてみないとわかりませんので、一応提案者ではございますけども、この60万円以内を削りたいという趣旨は、市営住宅に関しての住宅明渡し請求及び滞納家賃の支払いの訴訟を起こす場合は、対象物（入居している部屋）の建物複成価格の2分の1が、当該訴訟価格になります。ですから、滞納額と複成価格を足した額、訴訟価格60万以内となる事例は、事実上考えられません。複成価格というのは、建物を建てますよね、そのとき16戸するのに1億6,000万かかったとしますね。1億6,000万かかったら、その1戸あたり1,000万の価格になります。1,000万の価格になったときに、それが年数を経ればだんだん価値は下がりますよね。しかし、200万円まで下がっても、その2分の1であるから100万円ですよ。最低でも100万円にな

ってしまうから、訴訟60万円という価格は必ずオーバーになってしまいます。ですから、なかなか滞納額と複成価格を足した額が訴訟価格が60万円以内になるのが事実上考えられない。このため、60万円以内と該当する事例は存在しないということになります。そしてまた、これらの理由から訴訟提起の場合、必ず議会の議決を経て手続きを進める必要があり、提訴すべき悪質な案件が発生後も議決を経るまで数か月の期間を要します。その間に滞納額・延滞金等も加算されることとなりますので、このことは市のみならず滞納者本人にも支払うべき額の増加、その他に入居希望者を待機させることを生じさせる一因になっております。ですから、この60万円以内という限定的な規定を解除することにより、よりスムーズに住宅の明渡し、滞納の整理、新しい入居者の募集という一連の事務を行うために、今回提案したものでございます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） おそらく立ち退きの場合がそれが必要だろうと思うんですね。訴訟価格というのがありますから。その訴訟価格が建物の価値のいくらっていうのが定まっているんだと思うんですけど。それだと、理由がわかります。ただ、実は私たちがやってほしいのは、立ち退きももちろんあるんですけども、その立ち退き以前の問題で、3か月4か月5か月と、まだ額が小さいけども滞納している。そのこの時から手を打たないとできない。だからそれができるようにというんで、60万円以内だったら、そういう数か月分の滞納でできるからということがあると思うんですよ。だから、そのこのところが、是非やってほしいものがやってくれくれるのかどうかという、そのこの担保があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 下川議会運営委員長。

議会運営委員長（下川芳夫） 全てが訴訟ばっかしではありません。やはり、入居するときに、契約者に対して保証人を付け加えますので、その方々に事前に市の職員が出向いて行って行うということをして、またその中に悪質な滞納者がおった場合に、どうしても訴訟になるということが出てくるかと思うんですが、そのときにもし議会が終了したあとすぐに発生すれば、今度は3か月後に議会がありますけども、そこまで3か月間のタイムラグが出てしまうから、そこで市長専決処分という形でもって行いたいという提案でございます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 必要な訴えの提起・和解・調停というふうに書いてますから、それはいいのかなと思うんです。是非、市長の方に前段階で数か月滞納して、傷が浅いうちに処理できるように、それを是非実行してほしい。それはもう和解とか調停とかそういうのじゃなくて、3か月で滞納処分というか、滞納してますから支払うという督促を出して、そして支払いの手続きに入って行く。そういうようなことを是非やってほしいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ございませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

意見書案第16号及び第17号、並びに決議案第4号、以上3件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第16号及び第17号、並びに決議案第4号、以上3件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

なお、委員会提出の議案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しない扱いになっておりますので、念のため申し添えます。

これより討論、採決を行います。

まず委員会提出議案第8号、市長の専決処分事項に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第16号、精神障がい者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書、第17号、「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」に基づく保育制度に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書、以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

それぞれ原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第16号及び第17号、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第18号、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉への参加反対に関する意見書を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

意見書案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(小野宗司) 起立多数であります。

よって、意見書案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、決議案第4号、公共工事入札事務の監査請求に関する決議を議題といたします。

御意見ありませんか。

河野議員。

7番（河野豊） 7番議員自民党会派所属の、河野豊でございます。私は決議案第4号について、反対の立場で討論を行います。冒頭に申し上げますが、本来議会がこうして、いろんな意味で練られて議論を経て決議案といった形で提出される分に関して言えば、質疑とか反対討論はあるべきでない、そういった信念を持っております。ただ、この議案については、まず3点ほど反対の理由があります。1点目は根本的な議会のあり方という観点から言うと、この議案の提出の仕方は佐伯市議会が会派制をとっております。さらに、議運等でもまれる案件は、そういったプロセスを経てここに挙がるべき案件であろうかと思うんですね。その時点で会派制をとっておる以上、まず会派の会長会等で案を練るといった部分もあるべきであろう。先程の質疑に対しては、監査をしてそれから第一歩として始めたいんだというような答弁でありましたけど、私はそういったものはこの決議案という重みが、そういった軽いものであっていいのかと、そういう立場で述べておるわけです。そういった意味からしたら、まず常任委員会にもね。20日の日に議運に相談しておるわけですね。当然、こういった問題は以前から新聞に載っておるし、常任委員会も開かれておるわけで、平成会の中には総務常任委員会の委員もおりますよね。所管事務調査で十分行えるわけです。会派でこういったものに疑問を持って、ひとつの疑問を投げかけるのであれば、まず常任委員会の委員にしかるべきこういった案を所管事務調査で行うべきでないかといった提案をさせるべきかなと、そういったプロセスもない。さらに、議会運営委員会。本来これは議会運営委員会の委員長名で市長にお願いする案件でもあろうかなと、十分通用する案件であると思うわけです。そういった意味で、最終日に唐突に、私としては、実はこの案件が出るというのは夕べ電話で聞いて、最終日に唐突に出て審議する間もない、そういったものを決議案として、決議案というものがどれだけ重要か、この30人の議員で決議していくわけです。その審議期間がまずない。先程の質疑でどれだけもまれるか、その辺のところは十分考えるべきであろうかと思うんですね。ましてや平成会には議会から選出された監査委員もおるわけです。そういった中では、十分会派の中でも審議尽くしたんであろうけど、こういったことが予測されるかとかいうのは理解できたと思うんですね。それなのになぜ最終日に唐突にこんなものが出てくるのか。ただ、冒頭、もう一つ申し上げますと、これには4会派が名前を連ねておりますので、計算すると15人。会派拘束すると15票あるわけだから、おそらく通るでしょう。そういった会派の人数でいくといった、ある意味暴挙というか、そういった意味でも、納得しかねるなど。審議するべきです。こういうことは、議会で決議する。さらに、これは100条の時もあったけど、それはいろんなプロセスを経て、最終的に100条を持とうじゃないかといった案のときでも貴会派は反対しとるわけです。そういった意味からも、最終日に唐突に出てくること自体がまず不自然である。さらに言えば、議会機能において先程の質疑からも、自主調査をしてない。どこに議会のチェック機能を自主的に働かせていって、なおかつ議会ではもう少しプロセスを経て、もう一歩上で調査してほしいといった意味で監査をすとか。先程議会基本条例制定して10月1日から施行されておりますけど、その中にもそういったチャンスはいくらでもあるように今回基本条例を制定したわけです。そういった中からあまりにも唐突すぎる。さらに言えば、報道関係者の下請かなとしか個人的な意見ですがとれません。それが大きな2つめの反対する理由です。さらにもう一つ、3点目は市長の談話は先程も質疑の中であり

ましたけど、調べるといったこともあったし、本来はそういった不正は全くありませんと断言すべきであろうと思ったんだけど、西嶋市長はクリーンな方ですから調べましようと言ったわけです。それはそれでいいとしても、これは執行部がやるべきことではないかな。執行部の責任において、こういうことはきれいに調べていく。議会が関わるべきかな。議会のチェック機能、これはあくまでも独自性をまず重んじるべきだと思うわけです。さらに言うなら、これは議決して次は100条まで持っていくといったような大きな信念を持って決議案は出すべきだろうという意味から、決議案の出し方については、問題があるというふうに思います。さらにもう一つ。今回のこの契約に関して、最低制限価格でとっておるわけです。それは事実です。でも、これは市民にとって利益不利益どちらですか。市民にとっては明らかに利益ですよ。我々は市民から付託されてきて、これを審議する上では何も問題はないわけです。そこに不正がない、クリーンにするというのは、先程も言いましたけど執行部の責任です。ただ議会議員として、これを審議する以上は、これは市民の大きな利益ですよ。最低制限価格で業者はとってくれるわけですから。高額でとるんであれば、これは市民の不利益だからあくまでも、議会で言うように対応するべきであると思うし、これは明らかに市民に利益を与えてくれとるわけです。どこに問題する部分があるんかなと、これは私個人の暴力的言い方ですけど、私はここに議会のチェック機能が果たすべき役割としては、決議案まで出してするべきものかなと。議会の立場で言えば、疑問を持ったのであればそれはそれなりの入札制度を研究するべき問題かなと。これは先程も質問に佐藤議員が立っておりましてたけども、提案者の日高議員は今まで入札制度に関しては触れてないと言ったけど、佐藤議員は先程建設業界の長といった立場でものを言ってましたけど、彼が当選して以来、私はこの入札制度に関しては背負って執拗に今まで追求してきておるはずですよ。要するに、20年から変更したやつを以前に戻されんかといった提案はしてきてますよね。そういった入札制度に関しては今までもかなりこういうことが予測されたんであるかということにはわからんけど、入札制度を変えた方がいいんじゃないかというふうな提案は一般質問でもしたし、いろんな常任委員会の中でも触れております。これは誤解のないように。ずっと、この入札制度に関しては私も注目しておるし。私は議員になってからずっと、建設業界の方々からも議会に来てそういった勉強もさせていただきました。よって、私はこういったことを決議案として出して監査請求をして、果たしてどれだけの成果・期待が持てるのか。これは完璧な無駄なパフォーマンスかなというふうに判断しております。恐らくこれは可決されるであろうから、賛同を得るといったような意味合いのものはありませんが、議員の皆さん独自でこういった問題を考えてください。恐らくこれは決議案として重要な案件をこういった出し方ですべきでないということで反対討論とします。

議長（小野宗司） ほかに御意見ありませんか。

高司議員。

3番（高司政文） 3番議員、日本共産党の高司政文です。決議案第4号公共工事入札事務の監査請求に関する決議案に反対の立場で意見を述べたいと思います。今回、最低制限価格と同額の落札が相次いでいることが疑問視され、問題になっているわけですが、しかし新聞でも報道されているように県でも同様の事が起きており、国交省の方に聞きましたら、積算能力の向上によりあり得るといように話しています。したがって、直ちに不正があったとは言いきれないのが現状です。しかし、議会としても入札関係書類の調査や業者の聞き取りなど、

調査を尽くしたとは言い切れないと思いますし、市民からも疑問が出されている以上、議会としてもこの問題を取り上げる必要があると思います。その際どうするべきか、先日決まりました佐伯市議会基本条例の第6章「議会機能の強化」の中で、第12条、先程も言いましたけど「議会は市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする」あるいは2項でも「政策立案及び政策提言を行う」3項でも「政策立案に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設ける」それから20条では「調査機関を設置」ということで「議会は市政の方に関する調査の必要があると認めるときは議決により学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる」このように議会の機能の強化がうたわれています。したがって、議会としては例えば所管する総務常任委員会あるいは調査機関を設置するあるいは政策研究会で研究するなど、特別委員会と言うこともありますし、そのように議会の持つ調査・権限をフルに行使するとともに、あるべき入札制度の提言を行っていくことが基本条例の下でのあるべき佐伯市議会の姿だと考えます。市民からの監査請求ならともかく、議会でききなり監査委員にげたを預けるようなやり方は正しいとは言えません。市民の負託に応えるためにも議会自らが調査し、政策提言を行うことを訴えまして、反対討論とします。

議長（小野宗司） ほかに御意見ありませんか。

矢野議員。

6番（矢野哲丸） 6番、矢野哲丸です。この決議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。今反対討論がいろいろと出ておりますけど、この件につきましては新聞報道も何回となくされており、また佐伯市だけでなく県・佐伯土木においても最低制限価格と同額の落札が続いておるといようなことで、我々も市民から負託を受けて議員となっておりますが、その市民がどのようになっているのだろうか、その辺のところがわからないと。市民の方々が非常に関心を持っておるところでございます、この部分にとっては。そうした中で、執行部も調査を行って、事務処理上問題はないといようなことで、今後この入札制度についてのあり方を検討するといようなことは4常任委員会が終わった後に、それぞれ執行部の方から説明があったといことで、議会の全員協議会の中で聞いたとか、そういう説明を聞いているわけでもないし、議員としては、何かはっきりしたものが欲しいという部分がある。そうした中で、議会としても、まず専門的見地から監査委員に監査をお願いし、その報告を受け、その結果により、議会として対応する部分については対応策を考えていくと。今高司議員からありましたように、基本条例の中でうたっているように、政策研究、そういうこともあります。今議会でこの件について何も取り上げられない部分があったと、執行部からも報告がない、ただ最後の常任委員会の中で報告があっただけ。議会としてどういうふうに取り組んでいくかという協議もされていない中で、今日閉会日となる議会でありますので、ここで対応策を練っていくためにも、一応監査委員からの報告を受け、その後にもまた対応していけばいいというふうを考えておるところであります。そうした意味で、まず監査委員に監査をお願いし、不正はないかもしれません、こういう手続きでこういうふうになって最低制限価格がぴったしくんだということがわかれば、それはそれで良いといことでいいと思う。そういうことで、この決議案に賛成の立場で討論させていただきましたが、どうぞ皆さん方の御協賛を賜りますよう、お願いします。

議長（小野宗司） ほかに御意見ありませんか。

渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 21番、新風会の渡邊でございます。私もこの決議案の提出者の一人として、賛同する立場から討論をさせていただきたいと思います。これまでも全国誌等で、よくこの工事関係、特に入札関係については、佐伯の一時ほどではございませんけれども、談合情報等がマスコミに寄せられて、その通りに落札をするといったことがこれまでよく報道されておりました。また、過去には市の担当職員が価格を漏らしたということでも、逮捕された自治体もあります。本市にしては、幸いにしてそういった不祥事は発生しておりませんが、先般の新聞報道で非公表の最低制限価格と同額での落札が相次いでいるとの報道がなされております。私は、入札制度の基本は、やはりなんといっても公平性・競争性・透明性の確保が原則であるというように信じるものであります。この新聞報道により、市民から行政に対しての不平や不信を招く恐れもあるわけであります。議会として、この問題に対して、監査委員に対して入札事務における監査をしていただくように申し入れをすることに、私は賛同するものであります。行政組織上、監査委員の、あるいは選挙管理委員といった行政組織の中での機構もございますので、この際監査委員の方に調査のお願いをすることが、私はやぶさかではないと考えておりますので、どうか皆さん方の御賛同を、よろしくお願い申し上げます。

議長（小野宗司） ほかに御意見ありませんか。

三浦議員。

16番（三浦渉） 反対の立場で、簡単に申します。先程から、賛成の意見を聞いてみると、何か究明をしなければいけない、うさんくさいところがあると。この際監査に委ねた良い賛成の意見でありますけれども、提出者の日高さんが、そういうことを言いよるんじゃないと、先程私の質問に答えておるにも関わらず、この際調べた方がいいと。議会には、議決権はあるけど、執行権はないと思います。予算を組んで執行者に渡した以上は、何もそこで刑事問題とか、いろんな問題がない限りはこれ以上突っ込んでいくのは、執行権の侵害に当たるとして、私は反対いたします。

議長（小野宗司） ほかに御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

決議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、決議案第4号は原案のとおり可決されました。

審議結果

委員会提出議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 8 号	市長の専決処分事項に関する条例の一部改正について		原案可決

意見書案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 16 号	精神障がい者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書		原案可決
第 17 号	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書		原案可決
第 18 号	環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉への参加反対に関する意見書		原案可決

決議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 4 号	公共工事入札事務の監査請求に関する決議		原案可決

日程第 4 会議録署名議員の指名

議長（小野宗司） 日程第 4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、21番、渡邊一晴君、25番、清家好文君、以上の2名を指名いたします。

以上で本日の議事は全て議了いたしました。

おはかりいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、平成22年第5回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後 3 時 31 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年12月22日

佐伯市議会議長 小 野 宗 司

佐伯市議会副議長 宮 脇 保 芳

署名議員 渡 邊 一 晴

署名議員 清 家 好 文